●受付番号　185001345000010001

AI の無断学習に反対します。クリエイターの権利を奪い未来の創作の土壌を破壊するとんでもない愚行です。

●受付番号　185001345000010002

AI による無断学習について、断固反対いたします。

●受付番号　185001345000010003

アニメや漫画文化の発展著しい日本でそれらを AI の食い物にするようなことをしては今後のクリエイティブ産業の発展に著しい影響が出ると思います。
AI は大量生産・大量消費が可能なため、一人の著作者が作り上げた作品と似たような絵を大量につくることも可能です。大量に作られるということは飽きも早くなるということです。勝手に著作物を学習された著者の今後の活動にも大きな影響が出ます。そういう点から著作物として保護するべきですし、自分の作品を AI に学習されたくないという著者の心理は尊重されるべきです。

●受付番号　185001345000010004

生成 AI の学習素材は素材提供者が同意の元提供するのが健全な形だと考えます
しかし今現在の生成 AI において同意なく著作物を学習素材にされるケースが多発している状態だと考えます
個人的な意見として学習素材の健全性を確保できる仕組み及び同意のない著作物を学習素材を使用した際の規制もしくは罰則を決める必要があると思われます

●受付番号　185001345000010005

データ参照元が AI 利用者のものではない AI による創作物は断固廃絶されるべき。

●受付番号　185001345000010006

AI に関する開発技術に置いては評価すべき所かと考えますが
クリエイターの知らない他者の誰でも無作為に利用されてしまう点において、大きく賛同致しかねます。
これまで数十年かけてより良い作品を作り上げる事を目標としていたにも関わらず
AI が一般とされてしまえば描く行為の意味を失い、趣味として楽しむ事は無くなると思い、既に作品を SNS 等に挙げる事を躊躇ってしまっております。
また、AI 作品に対し加筆を行えば個人の著作物と言う旨がみられましたが
例えば AI アニメキャラに対し一本髪の毛を足せばその方の物でしょうか?
程度が明確でない限り、著作権を与えることは推奨されない認識です。
個人的な対策としては AI 技術に利用される作品は、各クリエイター任意の作品のみに留め、許可ない作品については利用を禁じる。
任意で AI 学習に取り込まれた作品にはマージンを付与
画像出力毎にクリエイターに還元されるなど
許可された範囲での AI 画像出力と、元の作品に対して価値を与えることが望ましいと考えております。
今一度ご検討の程よろしくお願い致します。

●受付番号　185001345000010007

私は現在の億単位の違法な画像・文書を参考に作られた生成 AI すべてに反対します。そのデータは海賊版、違法コピー、児童ポルノなどが含まれ、正規の手続きで購入されていない有料の文書やフェイクニュースも構わずに学習しており、安全性が低いと考えます。
また、自分のフェイクポルノを作成される危険性や、生成 AI を用いて好きなイラストレーター、漫画家、音楽家に酷似した作品を作られることは嫌です。その人が長い年月をかけて作り上げたブランドを、生成 AI という技術を使って、易々と他者に踏み荒らされたくありません。
私事にはなりますが、私は幼少期から今に至るまで、ずっとイラストを描いてきました。長い年月をかけて作り上げた絵柄は私の人生であり、積み重ねたプライドであり、私の子供のようなものです。
私が描いたイラストを私に無断で AI 学習に使用し、酷似した作品で私の品位を傷つけられる可能性があります。私の絵柄で裸体のイラストを描かれたくありません。私の絵柄で好きでもないキャラクターのイラストを描かれたくありません。
最低限、生成 AI を使用して作成した文書、画像、映像、音声、その他すべてに AI を使用して作成したと明記を義務づける法律の可決を望みます。

●受付番号　185001345000010008

勝手にインターネットに上げているイラストをAIに学習させるとかありえない行為だと思います。
創作している人は膨大な時間をかけてイラストを生み出しているのにそれを勝手に学習させて簡単にAIイラストとして抽出されるなんてあってはならないと思います。
描いてる人がAIに学習させることを了承しているならともかく、創作者の努力と時間で生み出したイラストの技術を盗むような行為は絶対行われてはいけないと思います。

●受付番号　185001345000010009

3(1)アの「学習データの切り貼りではないとされる」の時点で認識として誤っているように思います。はるかにきめ細かいレベルなだけで学習データの切り貼りにほかならないと、私は考えています。
5(1)エ(オ)について。インターネット上のデータが海賊版であるかどうかの判断以前に、そもそも完全に自由に使っていいと明言されていないものを学習しに行くのがまず異常です。有料で公開されているものを窃取するのみならず、仮にインターネット上で無料公開されていても、それはあくまで閲覧することの自由であって、AI 学習まで許可しているつもりの人がどれだけ居ることでしょうか。もしくは、創作物のつもりですらない日常の写真や文章や動画などでもそうですが、勝手に AI 学習されて気分の良いものではありません。権利者側から「自由に AI 学習して良い」と明言されていないものを学習する行為は、完全に規制されるべきだと思います。
5(1)カ(イ)について。学習済モデルは「侵害の行為によつて作成された物」と考えます。権利者側が AI 学習の許可を明言していない限りは、著作権や肖像権を平気で踏みにじる行為だと思います。廃棄請求が通りやすい状態になっていないと、一度著作権侵害したモデルを使いまわして悪用され続けることになるでしょう。
5(3)イについて。指示出し如きに著作物性を認めるというのはおかしな話だと思います。例えば他の人間に「こういう絵を描いて」「こういう文を書いて」と指示し、「気に入らなかったから別の方向で作り直し」と何度も命じる行為をしたとして、その命令者に何の功労があることでしょうか。生成物に対する加筆の著作物性も、誰かの作品の AI 盗作を上からなぞれば一種のロンダリングと化し、単なる抜け道に利用されるだけだと思います。

●受付番号　185001345000010010

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010011

AI 学習については断固反対いたします。

●受付番号　185001345000010012

Ai による自動学習は無許可であってはいけないと考えます
既にもう被害が出ているのに、さらに野放図していいわけがありません

●受付番号　185001345000010013

６．最後に

現在の生成 AI は極一部以外は生産性が皆無で素材を食いつぶしている状況かと思います。
規制を行った未来では今までのように音楽・イラスト・声などは発展し日本の文化に貢献するかと思いますが、規制しないまま著作権を与えるなどをしてしまうと確実に文化が先細りします。
明確に生成 AI が上記の文化よりも利益を生み出すと分かるまでは規制して、その後徐々に規制を緩めればいいかと思います。
現状では発表から一年以上経ったのに粗悪品の大量生産にしかなっていないです。

●受付番号　185001345000010014

まず、私は生成 AI は「著作権者の利益に不当に害することとなる場合」に検討すると考えます。
まず、クリエイターから学習した生成 AI で作られたイラストを「自分が作成した」と自分の著作権を主張し、学習元のクリエイターを攻撃して（DMCA 申請）自分が作成元になろうという乗っ取り行為が現在行われています。
（　　引　　用　　元　　）
これは生成 AI が著作権者の利益に不当に害することとなる場合には入らないのでしょうか？
生成 AI によって 1 人のクリエイターが活動休止まで追い込まれている事態になっております。
現在の法律ではこういったように自分の手で作品を作り上げるクリエイターと生成 AI をつかって作品を作り上げるクリエイターのと明瞭化がされていないと思っております。それでは前者が後者に搾取され前者が作品を上げにくくなる世界になるのではないでしょうか？
AI 学習が悪とは思いませんし技術の進歩の上成り立っているものですが、今まで自分で技術を磨いてきたクリエイターからみては努力を踏み躙られている行為だと考えております。
せめて AI 生成されたものと実際に自分の手で作った作品である事を明瞭化するべきだと考えます。
AI 作成されるものには AI 作成ツールのロゴを入れることを義務化したり引用元を記載したりしてその著作権は引用元の著作者にあるべきだと思います。
生成 AI で作成されたものは著作権は生成 AI を使っている人間ではないという事をしっかり法律としても厳しく律していただきたいです。
誰でもできるというのは良い点ですが誰でもできるからこそ今まで誰でも出来なかったことをしていた技術者をしっかり守る法律もあるべきです。
今後も素晴らしいクリエイターが沢山出てくると思います。
しかし生成 AI があって勝手に作品を引用されてそれでお金を稼がれる行為をされたら彼らは制作の手を止めてしまうと思います。彼らを守るため、生成 AI と本当の技術者の明瞭化、そして彼らの権利を保護する法を検討していただきたいです。

●受付番号　185001345000010015

本当にこれは創作物を作る人が携わっているのか甚だ疑問と怒りが湧きます。
誰の何を守ろうとしているのかが全く理解できません。著作権に関してクリアになり創作者の権利が守られるのであれば技術の進歩を受け入れる選択肢もありますが、これでは AI に全く希望は見出せないどころか、文化を衰退させかねないと考えています。

●受付番号　185001345000010016

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000010017

著作物があるからこそ生成 AI が進歩していくのにも関わらず、その著作物を生み出すクリエイターの権利を守る法整備がなされないままな現状に、私含め多くの創作へ携わる方々がその本末転倒さに疑問を感じています。また、国際社会では、現状の生成 AI に対して否定的な見解が多くあり、規制への働きかけが既に始まっています。そのことから、今の日本の生成 AI への向き合い方は切実とは言えないのではないでしょうか。

●受付番号　185001345000010018

反対します。

●受付番号　185001345000010019

AI の無断学習に反対します。
AI の使用にはもっと慎重になるべきです。

●受付番号　185001345000010020

AI の無断学習に反対します
著作権侵害も甚だしく、全創作者を愚弄する行いです。心血注いで作り上げたものをどうして、その過程も知らぬ見ず知らずの人間に盗まれねばならないのか。
泥棒の方を庇われるとは一体何事でしょうか。アニメ漫画カルチャーを潰すつもりですか。

●受付番号　185001345000010021

特定の漫画家、イラストレーターの作品を AI の追加学習させてクリエイターの作風に似せた生成物が沢山出回っています。
クリエイターが生成者に追加学習をやめるように頼んだとしても、学習は合法であることから泣き寝入りせざるを得ない状況です。
またこのような自体が続くことにより、海賊版が多数出回ってしまう危険性があります。
また莫大な学習データの中には私たちが SNS で投稿した写真も含まれており、ディープフェイクの被害に合う可能性もあります。
悪用を阻止するためにも学習データ元の創作物(著者者)、写真に写っている人物が学習を認めていないのであれば学習してはならないようにしてほしいです。

●受付番号　185001345000010022

AI の無断学習に強く反対します。

●受付番号　185001345000010023

5.各論点について

(１)学習・開発段階

生成 AI は学習のために無数の著作物のデータが必要であるが、インターネットが普及した今、学習用のデータを手に入れることは容易で、著作者に無断で学習の材料として利用できてしまう。

時間と労力をかけて作成した作品が断りもなく単なる学習用のデータとして吸収されてしまうという懸念は創作活動を継続する上で大きな妨げになる。

日本の漫画やアニメ、小説等は日本を代表する文化となっているが、それらを生成 AI から保護せずに無断学習を野放しにすると、創作活動への意欲が低下することにより将来文化を背負う若手が育たなくなり、文化の衰退を招く上、経済的な損失は大きくなることが考えられる。

実際、生成 AI を利用し、被害者の著作物を模倣した物を嫌がらせ目的で本人に送り付け、拒絶しても被害者に付きまとい送り続けたために筆を折ってしまった、活動を止めてしまった事例が相次いでいる。

生成 AI の規制をかけずに著作物を守らないという選択は、文化の消失に繋がるとも言える。よって生成 AI の開発推進に断固として反対する。さらに、生成 AI による著作権侵害を罰する法律の制定を求める。

●受付番号　185001345000010024

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010025

1 はじめに

　私は AI の作成する画像の存在を認めていません。私自身はアマチュアの趣味で絵を描いている者ですが、金銭が関わるか否かに関わらず誰かの創作物が利用されるというは看過できません。よってこの意見書を提出させていただきます。

3 生成 AI の技術的な背景について

(1)現在の生成 AI は誰かの成果物を許可なしに学習に利用しています。AI は学習することで進化するものですが、学習させるものには許可が必要なはずです。進歩のために必要なら勝手に利用していいなどという甘い考えはいけないと私は思います。人によっては金銭が絡むことです。

生成 AI の作者にお金が入らないのだとしても、それを利用する人がお金を得ることは出来てしまいます。この人たちは作者のように努力をしたのでも才能があったのでもなく、人の成果物を盗む人になります。それを国が認めてしまうのはどうかと思います。

(3)現在の方法での生成 AI の開発、サービスの提供については辞めさて頂きたいです。ですが、技術の進歩は必要ではあると思うので、元となる画像の権利者から許可をとるという形での AI の開発は問題ないので、条件付きでの開発、サービスの提供となるような法律などを決めて頂きたいです。

5 各論点について

(1)許可のない画像を利用した学習は禁止するというのが理想です。

(2)生成したものを利用する場合は生成 AI を開発した会社にお金を払い利用するという形になるようになるべきだと思います。そして会社側は作成された画像に関して問題が起きた場合は責任を取る、という形式が良いと考えます。

(3)現在の生成 AI に著作物性などありません。

6 最後に

　創作活動を行う方々が今まで通り、又は今以上に良い創作活動のできる環境を整えてください。また、餅は餅屋と言うように関わる方々の意見を聞き、尊重した政策をお願いします。

●受付番号　185001345000010026

趣味で絵を描いています。生成 AI に断固反対します。
・生成 AI の登場で、何時間もかけて絵を描くのが馬鹿らしくなってやる気がなくなりました。また、生成 AI の学習に使われるのが心配で、安心して作品を発表できません。
・人の著作物を復元しただけのイラストレーターを名乗っているのにストレスを感じます。創作者にとって、作品は自分の分身のようなものです。好き勝手使われて腹が立たないはずがありません。尊敬するイラストレーターが生成 AI に苦しめられるのは嫌です。
・漫画的キャラクターの表現について、日本は盗まれる側だと思うのですが、なぜ外国よりも推進しようとしているのか甚だ疑問です。絶対にやめてください。
・生成 AI を認めると、新しいイラストレーターの数は絶対に少なくなります。絵描きだったのに生成 AI しか使わなくなった知人もいます。
イラストの表現が移り変わっていくのは、技術を持つ人たちがお互い高め合って切磋琢磨するからです。生成 AI を認めると、手書きイラストの質は今後必ず落ちます。日本が誇るべき技術を守ってください。

●受付番号　185001345000010027

まず生成 AI が今の創作文化、若い世代と相性がよくないです。
学習させ捻出したものには学習元にあった著作権がなくなってしまうという点、著作権の意味が無いですよね。
元々利益の為とはいえ海賊版や不正から守るために作ったはずのモノがうまく機能しない。
人は楽な方に行きがちです、若い世代は特にそうです昨今の SNS を見ていると承認欲求や自己顕示欲などが悪い方向へ働いています。裕福な家庭はその裕福さを見せつけ、学生は人生を棒に振るような真似をする。
最近多いのは学生や創作に初めて触れた人が、描けないことにコンプレックスをもち生成 AI に手を出し著作権の理解もないまま簡単にすごい絵が出来るからという理由で使用しています。
そしてそれを販売してしまい、学習元になってしまった人に著作権もなく、正しい利益がいかないことは中身がからっぽの安い建築物と同じです。著作権はいわば耐震工事なのです。
政府もアニメや漫画を長期的に国の看板として押し出すならば、こうした拙い技術を発信していくべきではないと思います。
それは国内のファンや創作をする者にとってだけではなく、国外のファンあるいは向こうの取引にも問題を生じるのでは無いのでしょうか。
さて私の拙い改善点としては生成 AI でデータを作った場合必ずこれは生成 AI で作られたものですと書いてあればまだマシかもしれません。
あるいは生成 AI で作られたものは販売できない、など極端になってしまいますがいっそのことその方が被害が少ない気がします。
モノづくりはいつでも止められます、いつでも出来ます、しかし人とは熱くなり冷めるものです。
失礼かと思いますが、もう少し創作文化を一線でしている作家さんたちに話を聞いた方が良いのではないでしょうか。

●受付番号　185001345000010028

友達から連絡受けて見ましたが、どう考えてもおかしいです。
初めに失礼いたしますが、丁寧に書いている余裕がありません。
口が悪くなってしまっていたらすみません。
文化庁がAIを合法となるような著作権法を設立しようとしているってんな阿呆な話あるわけって思いながら観覧しましたが、本当に感覚がおかしいですね。
AI ブラックジャックなんてものがありましたが、あれは感覚バカな人らだけで成り立つならいいけど、全体まで及ぼうとするのはやめてください。
最近、[redacted]の事件とかあったばかりで内容これ？さすがに笑うくらいのやばさです。
原作者や当事者すべてにかかわるものに関係なしに見境のないAI生成が成り立つお決まりを作るのはなんのためですか？？？
目の前の快感や利益。
つまり自己中な内容にしか見受けられないのですが？？？？？？
はっきり言いますと、AI生成は文化でも何でもないですよね？
例えば、絵かけない者らは絵を描く行為はせず、AI 生成の権利については行動しているというわけですか？
…品性無さすぎだし、文化や秩序、そもそも芸術的な存在に敬意ない人間と認めてるの分かってるんですかね？
むしろ壊しに来てるし、AI 生成も簡単じゃないんですって遥かに簡単で怠慢なことでしょうが。
盗作や楽で成り立つ芸術なんてあってはいけません。
文化庁さんはそいつらの味方なんですか？
AIは悪くない、発展させたい…！という感じなんですか？
AI という新技術の発展に惑わされて、現状しっかり調べて、あらゆる人間の視点で考えたのですか？？？
正直に言うと馬鹿発言にしか思えません、あまりにおつむが足りませんね。
AIの存在が悪くなくても、
AIを使う人間が馬鹿だと文化が終わること、
貴方たちが1番知るべきなんじゃないのですかね？
また絵を描く仕事や文化を舐め過ぎです。
絵や芸術の文化に対する敬意が一ミリも感じられません。
目の前の利益や、楽さをとった怠慢傲慢私欲自己中な内容ですね。
これで文化庁が資料こんなに丁寧にばかげたことをまとめているなんて国として恥ずかしいです。

開発者に対しては、一旦、5 年いや 10 年絵を描き続けていただきたいですね。
絵が描けるようになっても、自分独自の描き方が確立するまで続けてもらい、最後に自分の絵を AI に読み込ませ、目の前で絵を生成させてから、それでもこの開発を進めたいのか？って聞きたいくらいですね。
また AI 生成が合法になることで見境のないエロの AI 生成が合法となりますよね？
AI 生成では R18 作品が溢れかえり、著作権は見境なし、絵柄やアイディアの盗難。しかもそれを AI にやらせる愚かな行為。
AI 生成で素晴らしい発展や文化が実現した事例なんてあるんですか？？？…
正直言って、それをつくりそれを通してつくった作品に勝手に満足しているのは、開発者や AI 生成した人間と、目のまえの利益に見境のない、品性や知性もない人たちじゃないですか！
現状でいまそれが現れているじゃないですか (笑) この事実をよくスルーして考えられますね？
AI 生成の販売停止し、観覧まで区別して設定したイラストサイトだってあるってんのに、、、？？？時代遅れにもほどがありますよ！文化庁ですよね？？
AI 生成でほとんどが合法的に許されたら、ネットに顔写真アップしてる人など子どものたちの顔写真とか使われ、R18 で消費される世界が実際に起こっていますよ。自殺者の事例もある中で、こんなバカげたことが通るんですね？
アニメやオタク文化で世界で知られている日本のクールジャパンですが、二次創作やトレスなどより異常レベルで AI 生成で通して合法にするその精神や考えも気持ちが悪いです。
なにかしらの利益でもあるのでしょうか？？・・
文化庁が本来何のためにあるのか、、、意味が分からな過ぎて調べたくらいです。
文化を守る内容ではなく、発展はおろか、文化の衰退、崩壊を促しているんですか？？？
面倒でなんにも考えずに、
誰かの利益のために動いてるようにしか見えません。
信頼も失いますよ。
早く考え直してください。
今すぐこの内容を取りやめて、やり直してください。
文化庁である根本をお忘れですか？
本来自分たちのやるべきことを思い出してみてはどうですか。
「文化を守り、文化で未来をつくる、世界とつながる
文化庁は、日本の文化芸術を世界に、そして次の世代へと伝えていく仕事をしています。」
真逆なことして、恥ずかしくないんですか？

●受付番号　185001345000010029

５．各論点について

（３）生成物の著作物性について

AI 生成物に著作権を与えるべきではないと思います。

それはあくまで収集した学習対象の計算結果であり、思想又は感情の表現ではありません。

また、AI 生成は、瞬時に・膨大な量を生成することができ、人間の創作的表現の結果としての作品とは全く存在が異なります。

せいぜいが発表者・合成者と明記されるべきであり、AI 生成を行う行為者をクリエイターとして扱うことはありえません。

写真が発明されて肖像権が発明されたように、AI 生成にかかる「学習させる権利」と、「生成する権利」を新たに開発すべきです。

●受付番号　185001345000010030

泥棒を合法化するようなもの。AI を使用したイラストに著作権を認めるのは反対。

●受付番号　185001345000010031

AI が生成する生成物への著作権の付与は一切してはいけない。
AI が生成するものは今まで著作権で守られてきたはずの創作物などの著作権を侵害し、日本の宝であるクリエイターの人権すらも侵害しうるものであるため。
今の生成 AI はクリエイターの代わりにはなれなく、このまま生成 AI の生成物に著作権を与えてしまうと、生成 AI は著作権を侵害し、クリエイターが作って来た創作物が著作権によって訴えられてしまうなどの被害が起こることが予測できるため。
著作権法の趣旨である、文化の発展には生成 AI は少しも寄与していないため、著作権を与えるべきではない。

●受付番号　185001345000010032

生成 AI の学習に関して、著作権者の許可なく学習データとして使用することに全面的に反対します。

●受付番号　185001345000010033

16 ページ
５．各論点について
（１）学習・開発段階
【 「非享受目的」に該当する場合について】
イ 「情報解析の用に供する場合」と享受目的が併存する場合について
（ア）「情報解析の用に供する場合」の位置づけについて
AI 学習含め、情報解析用に用いる場合は「思想又は感情を享受しない」という点につきまして。
AI 自体が「思想又は感情を享受しない」としても、その先には必ず使う人間がいます。
その人間はあらゆる目的のために AI が集めた情報を使うため、一切「思想又は感情を享受しない」などということはあり得ません。
その目的には営利活動も含まれるのですから、AI が学習する範囲は、学習が許されたものだけである必要があると強く思います。
またその学習元には、相応の対価を支払うことが必須であると考えます。
生成 AI は日本の大きな資産である、クリエイターから仕事と未来を奪う危険を孕んでいます。
実際に、生成 AI によって創作意欲をなくしたクリエイターを知っています。
「自分が作らなくても、誰かが AI で出力してしまうかもしれない」
「作ったものを発表すると、無断で AI に学習され、自分の努力が誰かに奪われるかもしれない」
「生成 AI は短い時間で大量に生み出せるため、自分の作品が埋もれてしまう」
そんな恐怖を抱えています。
人間が創作意欲をなくし、生成 AI による作品ばかりになれば、
「どこかで見たことのあるもの」しか出てこなくなり、衰退していくでしょう。
歴史上、新技術は多くの人の職を奪ってきたので、これらも時代の流れともとれます。
しかし、漫画やアニメ等のサブカルチャーは日本を豊かにするには必須の文化。
そのような文化を、守れる国でありたいと思います。

●受付番号　185001345000010034

生成 AI で出力したデータに著作権を与えるのはやめて下さい。
創作作品の文化が生成 AI によって簡単に壊れてしまいます。

●受付番号　185001345000010035

全くもって反対。有り得ません。拙いかもしれない、感情論ばかりかもしれない。
けれどそもそも絵を描くことや表現、創作すること自体自由なことなんです。どんな人だって与えられる自分のアイデンティティ、個性を縛りなく表現できる音の無い言語なんです。国如きにそれを縛る権利などある訳が無いのです。
どれだけの人の尊厳を踏みにじることになるか、なぜこんな事も分からないのですか？どれだけの人の苦悩と美術的鍛錬が無駄になるか 分からないんですか？
創作というものは、創作者にとって子の様なものです。あなた達がやろうとしている事は人の子供を取り上げ、親の目の前でその子を殺め、尊厳を破壊することと同義です。
絶対に辞めてください

●受付番号　185001345000010036

今後、人の制作物に AI 生成物が組み込まれることは不可避であり、人と AI のどちらが主体となって作ったかは曖昧になっていくと思われる。いわゆる反 AI 的なクリエーターですら知らず知らずのうちに AI を使っているかもしれないのだから、人による創作的寄与を考慮に入れた上で AI による生成物に著作権を与えるべきである。
今後の AI の進化に日本が遅れないためにも AI に適切な権利を与え、それをガイドラインとして周知することで、現在の不毛な AI に関する議論も収束するはず。

●受付番号　185001345000010037

5
クリエイターが自由に創作活動する機会を奪われてしまいます。
AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010038

持病の関係で働くことが出来ず、イラストで生計を立てているものです。生成 AI への規制や学習データの制限、明記の必要等が全く行われないままでは類似した作品ばかりが出回るばかりか、絵、表現、芸術、今まで培われてきた文化を蔑ろにしかねないものだと思います。悪意を持って AI を使用し既存のイラストレーターになりすます等既に被害等も出ております。とても不安です。

●受付番号　185001345000010039

AI 生成なんて無断使用の塊だと思います

●受付番号　185001345000010040

現状の生成 AI は、著作権を違反したものが多く、それで利益を得る人間まで出てきています。
このままでは、作り手が作ることをやめ、日本の誇る芸術や文化が失われてしまうと思います。
今後、AI の使用する学習元の権利を明確にする必要があると思いますが、先ず先に無許可に学習させ生み出した作品を規制したり、権利侵害として裁かれてほしいです。

●受付番号　185001345000010041

生成 AI は、生成元となったクリエイターが生成に関与することなく作られてしまうことが問題のひとつと考える。
例えばクリエイターに似た作風で、クリエイターの認識の外で生成 AI によって作られた画像が悪いイメージで使われてしまった場合、クリエイターの認識外で世間へのイメージ操作が行われてしまい、クリエイターの築き上げてきた作風の崩壊がおこり、仕事が無くなってしまうなど弊害が生まれる。
これは既に活躍しているクリエイターに限ったことではなく、これから育とうとしているクリエイターの活躍の場を奪っていくことにもなり、生成 AI の学習元を潰していることにもつながっていて、長い目で見ればどちらも得のない状態と思われる。
現状クリエイター側の生成 AI による画像の作成を自衛する方法は「作品を発表しない」ことが有効で、法規制をかけない限り表現の自由を侵されている状態となっている。
学習元の開示や、学習させる際には許諾、使用料の請求など、クリエイター側にも利のある状況にならない限りは AI が受け入れられることは難しいと考えます。

●受付番号　185001345000010042

AI 生成の著作権について、大変難しい問題だと思われます。
ですが、AI 生成物はすべて生成のための支持言語を入力されることで生成される時点で、
誰が入力しても同じようなものになる、という部分から、
ＡＩ生成物は著作権を持っていない、と考えています。
生成物の細やかな差異はあくまでプログラムが電子的に発生させたランダム性で違いがあるように感じているだけで、
入力言語が同一であれば、
誰が入力したとしても、
ほぼ生成させたいものが出来上がるからです。
工業製品に例えると、
図面や材料があるものを、
それ通り機械が動くように、
操作の電源ボタンを押す、
ことになり、
その製品の製作者は、
工場の作業員ではなく、
一番最初にアイディアを考え図面を引いた責任者になると思います。
また、
製作者の許可なく AI ソフトに学習させることは、
原則してはならないと思います。
無断でクリエイターのデータを学習された場合、
本人の仕事の機会を奪うことになり、
受けるべき利益を侵害する行為に他ならないため、
厳罰で禁止するべきです。
全ての工程、
プログラムに学習させるデータを作り、
それらを使ってランダム的に抽出する場合であっても、
それは学習元の二次創作の域は出ないと考えています。
創作物ではありません。創作物はあくまで、学習元のデータの方です。
現在、イラストレーターや漫画家などの作品を、
無断で学習させ、ＡＩに生成したものを、そのプログラマの生成物として、
大本になった人たちの職業機会を奪う、または創作物であるのに、生成ＡＩで作ったものと糾弾される事態が、プロアマともに起きています。

創作分野において、ＡＩ生成物は簡単にできる、絵が描けなくてもできる、ということが認識にあり、棄損される傾向にあります。
そのため、そういった疑いが起きた場合、デジタルの作品でそれをはがすことは大変難しいです。
下書きや作業途中の映像をＰＣ内で録画すればいい、という意見もありますが、
悪意のあるＡＩ生成者はそれすらＡＩで巧妙に作成する場合があります。
そういった悪意からクリエイターを守る必要が急務と思われます。
また、イラスト１枚に何日も何週間もかけて描いている創作者と同じような顔で、
ＡＩ生成物で 100 枚 200 枚とアップされる姿が散見されます。
そのような乱立がこのまま許されれば、
自分が描く必要がない、と、日本国からクリエイターは消えていくことでしょう。
これは大きな喪失です。
もちろん、クリエイティブの新たな形として技術の発展は必要でしょうが、
それ以上に、日本国の内外で、悪意のある形で生成ＡＩを使われていることが少なくないです。
これは、犯罪組織によるマネーロンダリングにも使われている疑いがあります。
乱造したＡＩ生成物を売りさばく、ということが少なからず起きています。
実際にイラストを作成するより、ずっと手軽に商品を作れるからです。
Pixiv などの一時創作および二次創作の交流サイトのデータを無断で利用して AI 生成物を作成し、販売している話も少なくないです。
あくまで、プログラムによる自動生成物である場合、
どれだけプログラマーが考えたコードであろうと、
人間が作った部分はプログラムへの行動指示であって、
著作権とは考えられません。

●受付番号　185001345000010043

AI の無断学習に反対します。
学習に使用するということは、その人の財産を使用するということ。
他人の財産(作品)を使用する場合には、許可はもちろん、本人が望む報酬があるべきです。
許可をとる、という部分が著作権を守ることにも繋がると思うのですが、
なぜ AI 学習の場合はそこを省いてよしということになるのか、理解ができません。

●受付番号　185001345000010044

前提としてより良いコンテンツを生み出し産業として発展する為に必要であるのは健全な競争が行われる市場である。
生成 AI はそれその物が人と競争できる性能を持つ為、AI を使う人間同士の競争ではなく、AI と人との仕事の奪い合いの構図になる為、健全な競争を破壊する恐れのある代物であるという事を認識して頂きたい。
生成 AI がデータセットにより能力が向上する以上、人の仕事が AI に奪われてしまえば産業や文化の衰退は免れない。
人にこれまで以上に強いインセンティブを与えるべきであり AI が仕事を奪う事態を防ぐ必要があると強く主張する。
３．（１）ウ
について
学習データの切り貼りでなかったとして、人の学習とは根本から異なるものであり、区別することが必要である。
人が見て学習する事と AI が学習する事では大きな差が存在しており
生成 AI を発達させるためのデータセットは人類が学習し発達していくことでしか生み出すことができない
そして現状、結果として切り貼りと同じ事態が起き人類の発達を阻害している。
人類の学習に何かしらのインセンティブを与える必要がある
5.1【侵害に対する措置について】（イ）
AI 学習により作成された学習済モデルは、学習データである著作物と類似しないものを生成することができると考えているようであるが、
実態として一人のクリエイターを過学習していない場合でも複製物といえる出力物が多々存在している。
これは著作者に大きな不利益を与え健全な競争を阻害し文化、産業の発展を大きく阻害するものであり、破棄請求のハードルを低くすること求める
「AI 学習に際して著作権侵害が生じた際に、学習に用いられた特定の著作物による学習済モデルへの影
響を取り除く措置を請求することは、現時点では、その技術的な実現可能性や、技術的に可能として
もこれに要する時間的・費用的負担の重さ等（例えば特定の学習データを学習用データセットから除
去した状態で再度学習済モデルの作成を行う場合、当初の学習と同程度の時間的・費用的負担が生じ
ると考えられる。）から、通常、このような措置の請求は認められないと考えられる。」

このような主張がまかり通るのであればこれは、AI における著作権問題にとどまらず法律制度の根底にかかわる問題ではないだろうか

●受付番号　185001345000010045

最低でも、AI の無断学習を禁じてください。
そもそも AI を利用するには、利用資格という制限が必要だと思います。
本来なら AI による創作表現そのものを禁止すべきです。そのくらい深刻な問題が非常に多く起きています。
今の AI 創作は、プロでもアマチュアでも、自分で考えて時間をかけて創り上げたものを一瞬で盗まれる。その上本来の絵(絵柄)の作者が盗作疑惑をかけられる。超有名絵師でさえ困っているのに、無名絵師はもちろん、そこそこ名の知れた絵師からしたら AI による盗作は恐怖でしかない。仕事が奪われ、最悪の場合は犯罪者扱いをされるなんて、AI 創作に規制をかけない限り、世界基準でも優れた日本の創作文化及び技術(アニメ・漫画・イラストなど)は退廃の一途です。仕事が奪われると言うことは、生活が満足に送れなくなる、生死に直結すると言うことです。
最近では音声の AI 無断学習で某声優が被害を訴えていました。
AI では音声を合成するだけだから感情は乗らない(つまり芝居にはならない)とはいえ、そもそも『声質』だけがあればいいと言う考えの人も増えていますから(倍速視聴勢のことです)、声優にとって唯一無二の商売道具である『声』が盗まれるなんてあってはなりません。役者以外にはわからない感覚かもしれませんが、役者達からしたら AI 盗用は生死に直結する問題です。いわゆる役者人生の事ではなく、人間として生きて行けなくなるということです。
生死に直結する。
これを大袈裟だと思いますか？
所詮は娯楽だと嘲笑いますか？
これを読む人の身近であろうもので例えるなら、
スーツでも下着でも、腕時計でも、鞄でも、財布でも、靴でも、全てに言える事です。
生産されたものを消費する側から見て、『設計デザインが AI で無断盗用されたからもう作りません』と言われたら。
好きなスーツが買えなくなる。好きな靴が買えなくなる。
果ては全て無個性の量産型制服しか選択肢が無くなります。
ここまでのディストピアは確かに極端かもしれませんが、ここまでの最悪な想像が出来ない人に AI を利用する権利は無いと思います。
厳しい規制をお願いします。

●受付番号　185001345000010046

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010047

AI 反対派です。
「誰も努力をしなくなる」
「努力した方が損をする」
「盗む事が状態化する」
「努力する人間ほど損をして AI が特をする」
「作品の個性がなくなる」
「人間が必要なくなる」
大げさで極端な話ではないのです。こんな不条理があるでしょうか。
AI の使用を認めてしまうと近い未来にこういう社会になることが目に見えてますし現実にそうなりつつあります。
AI 推進派は一体どんな未来を見ているのでしょうか？
人間がこれまで積み重ねていった技術とはなんだったのか、AI に学習させ、蔓延する事でその価値は無に等しくなります。

●受付番号　185001345000010048

私はイラストの制作などを行う立場の者です。
まず感情論で生成 AI イラストを商業利用することに非常に嫌悪感があります。
生成 AI が生み出すものの中には、特定の画像を複写したものと同等の類似性が認められるものが少なくないと感じています。
また、現時点で生成 AI イラストを商業利用する方のモラルの低さがとても目につきます。
合法である認識が今以上に強まれば、悪用や粗悪品の増産なとで業界の質がどんどん悪化するのは目に見えています。
漫画・アニメ等の文化は日本国内で培われ独自で発展し、今は世界中に広まったものと感じています。今となっては数少ない日本が誇れるものです。
海外では生成 AI イラストへの規制も進んでおり、否定的な感情を持つ方も日本以上に散見されます。
どうか日本の漫画・アニメ文化の未来を自ら潰すようなことをしないでください。

●受付番号　185001345000010049

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010050

画像生成系の AI で起きていますが、特定のイラストレーターを狙い撃ちにして学習させたデータを用いた生成物が大量に SNS などで投稿されるなどの事態が起きていることや、
学習に用いるインターネット上のデータセットには実在児童の性的な虐待物が含まれているという指摘もあります。（https://purl.stanford.edu/kh752sm9123）
これらの観点から、画像生成 AI の利用についてはリスクが大きく、規制を検討すべきかと思います。

●受付番号　185001345000010051

このような場所に意見を書くのが初めてなので非常に拙い文章でしょうが、送らせて頂きます。
私も細々ですが、絵で創作をさせていただいてる者です。文化庁様達は本当に文化を守る気はあるのでしょうか？あるのならこのような意見が出てくるとは思えません。AI は正しい使い方をすればとても素晴らしいものだということは理解しています。ですが、元々AI は 0 から何かを作り出すことは無理で、学ばせている元があります。その元である私たち創作者には何も支払われず、0 から作った我が子のような作品を無断で使用された挙句、勝手に AI に学ばせた相手に金銭が支払われている。しかも、学ばせている相手は創作者のことを素材を提供してくれる便利屋、自分のおかげで絵に価値が付いて良かったなと言う人までいます。自分の絵を仕事にしている方達も被害にあって大変困っています。名前は挙げませんが、イラストレーターの方が無断で自分の絵を使用して AI イラストを作成している人にやめるよう注意したところ、逆ギレされ殺人予告までされていました。イラストレーターでは無くても、創作をしている私たちは、自分が思っていることや、好きを伝えたくて絵を描いたり曲を作ったりして表現しています。別にお金が欲しくてやっている訳じゃない人だっています。それなのに勝手に自分が時間と命を削って作ったものが、知らない所でお金に変わっているなんて耐えられません。
これを聞いてもまだ AI で作成したものは著作権を無視して作られていても法で罰しなくてもいいと言えますか？作った本人が許可していないならどんな形であれ著作権侵害に当たります。こんな事を法で許可してしまえば、作るのが馬鹿馬鹿しくなってやめてしまう人も出てくるでしょう。それは、私の様な無名で創作している人だったり、大手のイラストレーターの方や、漫画家さんも筆を折ってしまう可能性だってあります。そうなると冒頭で書いたように、0 から 1 を生み出せない AI は学ばせる対象がなくなると新しいものが作り出せなくなります。それよりもっと恐ろしいのが、日本から創作という素晴らしい文化がなくなってしまうことです。本当に日本の文化を守るなら、この案は是非却下してください。創作をしている人ならこの案に賛成する人は一人もいないです。

●受付番号　185001345000010052

意見者の立場:
私は趣味の範囲で著作物を SNS に共有し、商用作品の製作は行なっていない立場の者です。
意見:
学習データとして利用できる著作物は、著作者の認めたもののみに限定していただきたいです。
理由:
「AI サービスを提供する事業者が、海賊版サイトであると知りながら学習データを収集する場合には、事業者が著作権を侵害していると認められる可能性が高まる」という旨の内容が素案概要の 9 ページにありますが、事業者が海賊版サイトであると知っている、という事実は立証できるのかが不安です。
また、SNS において無断転載がしばしば見られますが、海賊版サイト以外に無断転載された著作物を学習に使用した場合には事業者が著作権を侵害していると見做されるのでしょうか。
膨大な学習データ内の著作物の出典を確認するのは困難であるように思われます。また、そもそも海賊版を使用したという事は出力結果等から察知できるものなのでしょうか。海賊版や無断転載の著作物の利用を規制できる現実的な手段がなければ、AI 事業者が利用できるデータは著作者に認可されたもののみに限定していただきたいです。

●受付番号　185001345000010053

現時点で発表されている素案では国内の作家の権利を脅かし、将来的な文化の衰退を著しく招きかねないので反対します。

●受付番号　185001345000010054

画像生成 AI は学習データに含まれる画像の量と品質、アノテーションのされ方によって出力する内容が大きく変化する。この関係性を考えれば出力結果は全て学習データに依拠しているものと考えるのが妥当である。本来の人間の創作行為による出力結果と同様に「被著作物との類似性を確かめ、後に依拠の背景を探る」という過程に当てはめて判断するべきではない。
画像生成 AI は学習データに用いた画像を復元して出力出来ることが明らかになっている。これは学習データに含まれる画像を複製して取り出す機能があるということでもある。画像生成 AI は学習データ内からのみ依拠した出力を行っているのだから、内部で実質的に行われていることは著作物等の画像群からの合成であると考えるのが妥当である。
生成 AI は搾取的構造により成り立っており、創作活動の意義を奪い経済活動を阻害する。生成 AI は、著作物を含むデータを高速で他利用に収集し、複製・改変を行い、元となった著作物と類似する用途で同等に扱えるに足る生成物を人間の生産速度と比べて極短時間で大量に出力するものである。著作物等の創作市場における商品を無許諾で対価の支払いもなく大量に収集・複製し、元になる著作物とその創作市場で競合する商品を廉価で複製的生産し大量に供給するのだから、生成 AI は創作市場において、著作物を盗用的に使用し、著作権の権利制限を回避しロンダリングを行い、ダンピングを作用させているに他ならない。
本来、創作文化における著作物を用いた市場では、他者の著作物を利用する場合、利用許諾を得て使用料を支払う必要がある。 これは著作権法一条による「著作者がもつ権利を保護するとともに、著作物の公正な利用を確保することで、文化の発展に貢献すること」の目的に即した、著作者に認められる正当な権利である。生成 AI を利用することは、この目的に反して、著作者の正当な権利に基づく利益獲得機会を奪い意義意欲を失わせることになり、創作文化の衰退縮小、技術の空洞化、創作市場の価値低下を引き起こすことに直結する。生成 AI による生産速度は今までの人間による生産速度と比較して圧倒的であり、AI 生成物の大量供給は過当競争を引き起こし著作物の市場価値を暴落させることになる。生成 AI は著作者の経済活動を代替しコストカットすることを目的に開発がされていることが明らかである。StabilityAI 社が提出した資料からも、この権利のロンダリング的行為と著作権事業者の代替を目的として開発されていることが確認できる。『塩崎彰久議員による自民党 AIPT23 年 3 月 23 日開催の第 7 回会議における StabilityAI 社の提出資料』（https://note.com/akihisa_shiozaki/n/n4c126c27fd3d）
また、下記の記事では中国での画像生成 AI によるイラストレーターの代替とコストカットの事例が取り上げられている。（https://restofworld.org/2023/ai-image-china-video-game-layoffs/）
著作権法第 30 条の 4 但し書における「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」は著作権者の著作物の利用市場と衝突するか、あるいは将来における著作物の潜在的販路を

阻害するかという観点から」判断されるとあるが、上記のような行為を目的とした開発と利用がなされている生成 AI については、この事実に基づき学習・開発段階と生成・利用段階のどちらの過程においても「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当すると考えるのが妥当である。また、生成 AI のみならず AI 学習機構を用いたものはその成果に学習データの存在が必要不可欠であり、出力結果に相当する価値があるのだから、これを許諾を取らずに使用出来てしまう状態は搾取的で不公平であると感じる。著作者は AI 開発の利害関係者であり生成 AI により数多の被害を受け活動を阻害されている現状を鑑みれば、AI 学習使用を拒否し学習データセットから除外させる権利が認められるべきであるから、AI 事業者の時間や費用を理由にしたデータ廃棄請求やデータ除外が認められない構造を形成することに強く否定する。 法解釈の議論が待たれることなく現状の生成 AI が適法であるという考えが急速に広められ無法的に使用が拡大した現状により、著作者は自身の作品を人質に取られ、守る術も拒否権もなく盗用され放題になっており、生成 AI を用いた販路阻害や創作物の価値低下・陳腐化、職業差別的侮辱や成りすまし等の苛烈な加害が後を絶たない。イラストレーターをしている自分はこの状況が 1 年半以上続いている状態に精神に過剰な負担により体調を崩し事業や日常生活に支障が出ている。一刻も早く著作者の権利が保証され、被害者が救済されることを切望する。

●受付番号　185001345000010055

AI の無断学習に反対です。
生成 AI でイラストを作る行為は、漫画村事件と同じです。

●受付番号　185001345000010056

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010057

AI と著作権に関する考え方について意見が３つあります。

１つ目は生成 AI によってクリエイターの創作が無くなってしまうのではないか、ということです。著作権において「作風」という要素は権利の対象とならないとありますが、クリエイターにとっては自身の思想や感情を表現する手段であり、AI で類似する作品が生成されることによって思想や感情が否定され、創作活動を断念する事例が見られます。また類似する「作風」によってクリエイターや関係会社のパブリックイメージを損なう危険性が考えられます（例：ウマ娘”風”の性的表現、サンリオ”風”の暴力表現など）。これらの要素はクリエイターが自身の思想や感情を自衛するために創作を断念するに足るものであると考える。

２つ目はＡＩによる生成物が著作物性を持つとした場合、著作権法第３０条の４に反するのではないか、という疑問です。法第２条第１項第１号において「著作物とは思想や感情を創作的に表現したもの」とあります。そしてＡＩによる生成作品に著作物性を認めるということは、生成指示者の思想や感情の表現を他人に享受させるということになると考えられます。著作物をＡＩに学習させる根拠として、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用（法第３０条の４）が引用されていますが、生成の目的として思想や感情の創作的表現を他人に享受させるのであれば、学習データである著作物の思想又は感情の享受を目的とした利用になるのではないか、ということです。ＡＩが著作物を構成するクリエイターの思想又は感情を情報解析し生成している以上、生成物には著作物の思想又は感情が使用されており、生成物の著作物性は学習データの著作物に依拠していることになります。よってＡＩによる生成物に著作物性を持たせることは著作権法に反しているのではないか、と考えます。

３つ目はＡＩによる生成物を公開することは機密保持の観点から危険ではないか、という不安です。生成ＡＩは生成の過程で生成物を示すウォーターマークを付すことができますが、これはすなわち生成物と無関係に特定の図形を生成物に付すことができるということです。そして特定の図形としてＱＲコードなどの情報媒体が考えられ、悪意ある生成ＡＩによって使用者の個人情報や金融情報をコード化し、視認が難しい形で生成物から情報が漏洩する危険性があるのではないか、と危惧しています。海外の教員がＡＩによるテスト回答を防止するために、テスト用紙に肉眼では視認が困難な配色でＡＩに無関係な回答をさせる指示を盛り込んで一定の効果を上げたことが話題になりました。すなわち一見して分からない情報もＡＩは拾うことが可能であるということです。現在、多くの人が生成ＡＩに触れることができるようになっており、このような悪意ある生成ＡＩがあった場合に、それを見抜くことは容易ではありません。また個人の情報端末だけでなく、企業や自治体の情報端末で使用される可能性があります。その場合、使用者だけでなく多くの機密情報が拡散されてしまうのではないでしょうか。企業や自治体が注意していても、業務中に共有端末を私的利用する人は一定数存在しています。生成ＡＩは便利である反面、多くの方にはシステム

の中身を判断することは難しく、無自覚に様々な情報が拡散されてしまうのではないか、と不安に思っています。

最後に、発展めまぐるしく、解決すべき課題も多い現在においてＡＩは人々をサポートする非常に優秀な技術であると思います。一方で技術の発展に注力しすぎてサポートすべき人々をないがしろにするのであれば本末転倒であると言わざるをえません。アニメやマンガ、ゲームなど日本は世界に注目される非常に文化的な国であるといえます。人権意識の高まりが著しい海外においてはクリエイター保護を目的に生成ＡＩの使用が規制されていく地域が増えると考えられます。そのような情勢で日本が生成ＡＩを推進した場合、発展するのは技術ではなく、クリエイターを破壊する悪意であると考えます。どのようなものであれ一度失ってしまったものを取り戻すのは容易ではありません。世界に誇る文化先進国として、世界に恥じる文化後退国になるのではなく、創造的文化を牽引する先進国としての姿勢を見せたうえで、技術大国の威信を取り戻していくことが重要であると考えます。

●受付番号　185001345000010058

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000010059

生成 AI は、様々な画像や文章等、インターネット上に存在するデータを権利者の許諾を得ることなく学習している。
その中にはストックフォトなどの、本来は費用を支払って使用する画像や、イラストレーターが制作した画像などが含まれる。(生成された画像にウォーターマークやサインが入っていることがある。)
また、とある生成 AI ユーザーは、「下手な絵も生成できる」と発言するなど、学習元となったイラストとそれを制作した人々への敬意を欠いた言動がみられた。
プロのイラストレーターも、その絵柄を学習される事により自身の絵柄が陳腐化してしまうなど(そしてこれは、自身の生業にも関わるものである。)、生成 AI はプロやアマチュアを問わず多くの創作に携わる人に影響を及ぼすといえる。
(参照:https://w.atwiki.jp/genai_problem/pages/10.html)

●受付番号　185001345000010060

「５．各論点について 」
「（３）生成物の著作物性について 」
先ず、個人の意見として総合的な結論を述べたい。
現状に於いて無断学習を行う（行った）全ての生成 AI による生成、出力物については
一切の著作権性を認めるべきではない、と考える。
従来の凡例に基づく定義では実際的に応用出来ない程に技術的状況が異なる為であり、学習元の著作者、作者を保護する事に重点を置いて全てを考えていかねばならない。
何故ならば生成 AI とは学習段階において他者の著作物、著作権性を有する創作物を電子的に複製し混合したものであり、従来の人間が行う理解、実践、実体験を伴う検証的な学習とは根本的に異なる。そこに創作性、著作性は認めてはいけないと考える。
（データの切り貼りではない、という記述も見られるがプロンプト次第で学習対象と極めて類似したものが生成される事態も見られる以上、その記述は根拠となりえないと考える）
又、生成物に加筆、修正された部分について創作性を認めるのであれば
無断学習、無許可学習に用いられた対象こそ創作性の集合体と言え、その全てに創作性を認められなければならないと考える。
翻って、その視点からも生成 AI による出力物は著作権を認められてはならない。
（盗品の壺に線を一本描きこんでこの線は私の創作物だと言っても盗品であることは変わらず消した上で返却と賠償を求められるだろう）
最後に、著作権とは人権である。その視点では生成 AI は極めて破壊的な人権侵害ツールの側面を持ち、それを抑制、制御する方法として利用に於いて実効的罰則を持つ無断学習の大規模な規制が必要であろうと考える。
同時に、国は人権保護の為にも著作者、作者に対し無断学習から著作物や作品を守る事を推奨し、率先して方策を整える必要があると考える。

●受付番号　185001345000010061

生成 AI により発生する様々な問題について、全て著作権法により対処することは難しいと思われます。しかし、生成 AI の悪用により日本のクリエイターの活動基盤が破壊されれば、却って「日本が世界に誇るクリエイターと、彼/彼女らを生み出す環境」という、日本の特異な優位性が失われる結果になりかねません。そこで、著作権法の解釈・運用においては、可能な範囲でクリエイターを保護し、その活動を重んじる意思を、以下のように明確に示すべきです。

・生成ＡＩの生成するデータについては、既存の市場と競合しないよう、生成 AI により作成した旨を表示するよう義務付けるべきです。素案の随所に見られるように、生成 AI により発生する弊害の多くは、生成ＡＩを利用して作られたものか、権利の侵害が起きているか等が判別しにくいことから発しています。何らかの措置は必須であると考えます。また、特に一連のデータとして出力される絵や音楽や映像については、どのようなデータセット、モデルにより作成したかが分かるようにすべきです。これは、ディープフェイクによる脅威の予防にも役立つ規制であると考えます。もし、メタデータだけではなくて、例えば、たばこの箱に書かれている注意書きのように、生成 AI の生成物であることを画像や動画上の何割かを占有して常に表示するよう義務付けたり、音楽であれば「created by GenAI」というような音声を一定時間ごとに混ぜるよう義務付けたりすれば、生成ＡＩの運用に起因するほとんどの問題は簡単に回避できるでしょう。

・「学習・開発段階についての考え方（15～28 頁）」について、Stable Diffusion に代表される画像生成 AI の機械学習における著作物の使用は、著作権法 30 条の 4 に規定する著作物の権利制限の対象外とし、画像生成 AI の学習における著作物の使用は著作権の原則に従いオプトイン方式とし、著作者から著作物の使用許可を事前に得るよう整理すべきです。オプトイン方式とすることで、技術の発展が阻害されることを心配するかもしれません。しかし、オプトイン方式とすることは、むしろ技術者とクリエイターとの協業を促進します。権利者やクリエイターに「これは自分達の役に立つ」という理解を得る努力をしなければオプトインによる協力が得られないため、現在のイデオロギー先行の生成 AI 開発推進（競争に勝つとか負けるとか）から脱して、全てのステークホルダーの実益に資する生成 AI 活用を具体的に考え、技術革新を起こすモチベーションを技術者に与えられます。これにより、むしろ規制がよい影響を与えます。

・「海賊版等の権利侵害複製物を AI 学習のために複製すること（23～25 頁）」については、「AI 学習のため学習データの収集を行おうとする者にこの点の判断を求めることは、現実的に難しい場合が多い」とありますが、難しいから責任を取らせないという立場を取るべきではありません。画像生成 AI の使用において、AI の機械学習に使用した著作物の著作者に対し、学習への使用及びその AI が消費者に使用された回数等に応じ、しっかりと使用料を支払われるべきであり、技術者は、海賊版を回避する努力を主体的に最大限行うべきです。

そのためには、出版社やマスメディア、その他個人が提供するデータセットを、マーケットプレイスのように有償で提供する枠組みをしっかりと整え、それを購入してクリエイターに還元する等の国際的なルール作りを行うべきではないでしょうか。

・「生成・利用段階についての考え方（28〜34 頁）」について、「生成 AI が利用された場合であっても、権利者としては、被疑侵害者において既存著作物 へのアクセス可能性があったことや、生成物に既存著作物との高度な類似性があること等を立証すれば、依拠性があるとの推認を得ることができると考えられる」とありますが、単純にこれまでの著作物の考え方を適用すると、著作権者側に過度に重い負担を課すことになります。例えばイラスト分野において、最近になって登場した 1 秒間に 100 枚以上の画像を生成できる「Stream Diffusion」等の実例から分かるように、生成ＡＩの大量生産能力はこれまでの想定を遥かに上回ります。こういった生成物全てに対して、各権利者が自身の権利を守るために「既存著作物との高度な類似性があること等を立証」することは困難です。完全なオプトインによる学習を義務付けられれば、このような問題はそもそも懸念されないかもしれません。しかし、もし完全なオプトイン化が出来ない場合は、生成 AI による生成物のみを対象として、別の基準や運用を設けるべきです。例えば、類似性や依拠性の判断を問わずに公開を差し止める「簡易な公開差止請求手続き」を用意するなど、著作者の実質的な権利保護の実現を図るべきです。

●受付番号　185001345000010062

反対します。何故 AI を通過して圧縮すれば元画像の製作者に料金を払わなくていいかのような内容になっているのか理解できません。それを許可するのは著作権及び肖像権の侵害にあたると考えます。またそのような行為を行い、製作者への不利益に繋がることを続ければいずれ AI に学ばせる為の大元の作品が無くなり AI 技術の停滞もしくは衰退にも繋がるかと考えます。AI を進化させたいのであれば払うべきところに料金は払うべきです。なので私はこの件に関して反対します。

●受付番号　185001345000010063

生成 AI で困っているクリエイターが大勢いるのだから、国がきちんと取り締まってほしい。
罰則をつけてほしい。
創作物が無くなったら、国民も国も困る筈なので、取り返しがつかなくなる前にきちんと規制してもらいたい。

●受付番号　185001345000010064

AI の無断学習に反対します。盗作や著作権侵害と変わらない(それよりも悪質)なのに何故合法なのでしょうか？

●受付番号　185001345000010065

著作権が非常に甘く見られている現状に声を上げざるを得ません。
人が作り人が楽しむアートなどの領域にAIがアシストするだけでなく、本来力を発揮するアーティストたちの制作物を無断で学習し作品を大量に作り出すことができるというのは、現状及び未来のアーティストたちの意思や尊厳を侵害する可能性があります。
また大多数の人々によって高クオリティのディープフェイク作品を作りだす現状が及ぼす被害は少し考えれば大きなものだとわかるはずです。
ＡＩの学習と人間の学習に差異がないという意見も聞こえますが、学習に差異がないとしても（意見者としては全く違うと思いますが）出力方法に圧倒的な差異があるため、同列に考えるのは非常に難しいと考えます。
なぜなら人間は学習したものを出力することが非常に手間がかかる生物だからです。
生成ＡＩなど、何かを作り出すにあたって、その出力コストに大きな差異がある場合、もとの市場を破壊する可能性すらあると考えます。
なぜなら、AI が進出しようとしている市場は人間が楽しむものを作り出す場だからです。
その市場に人間の感情や意見を無視して広がる問題を黙って見過ごすことはあってはならないことだと思います。
ＡＩを否定するわけではありません。あらゆる否定意見を無視して、ＡＩを押し通そうとするその現状に不満の声を上げています。
何かを作り出す人々の意見を無視して、その作り出す人々の成果物を奪うというなら、それは非常に人道的ではありません。
必要な対価、必要な誠意を見せる必要があり、それが無理だというならこの世に出す技術ではないと考えています。
アートは日本が最後に誇るべき文化だと思います。
どうか、その文化を守るためにも、慎重に考えて行動をしてほしいと思っています。
イラストレーター兼漫画家からの意見でした。
よろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000010066

ネット上の作品を無条件に AI に読み込ませる事が許可されていたり、AI で出力したものに著作権を認めるなどといった方針には断固として反対です。
私は、去年自分が書いた商業作品のイラストを i2i という AI にかけられ何作品も発表された挙句、それをサイトに通報して消してもらったらその人にネット上で粘着され（何も言っていないのに作者が消したと決めつけて）誹謗中傷を受けました。
また、自分のイラストが AI にかけられているのに気付いた[redacted]さんというイラストレーターの方が、それをネットで注意喚起したところ、AI 推進派の方々によっていわれなき粘着と誹謗中傷更には殺害予告まで何度もされて、先日 SNS の休止を発表されました。
AI を使っている方々のコミュニティは海外の著作権をなんとも思っていない人たちや金儲けしたいヤクザなどもを巻き込んで非常に大きなコミュニティとなっています。そしてその人たちがまともに創作活動をしている作家たちに AI で嫌がらせをしたり、AI に反対意見を行っただけで永遠に粘着して職務を妨害してくるので、作家たちはもう表では口をつぐむことしかできません。
もちろんこれは AI がなくても起こりうることです。しかし、AI がなければイラストを用意するのはもっと手間のかかることなのでこんなに頻繁に大量の人間が人に嫌がらせをするということはこれまでありませんでした。本当に本当に迷惑しています。
このように、今職業として漫画やイラストを書いている人たちが AI を使ったり推進している人たちによって多大な迷惑をかけられていることをご存知でしょうか？
また、イラスト描画ソフトが先日「AI にお手本書いてもらえる機能」を搭載したところ、全く関係のない絵から既存のゲームキャラクターの絵が出てきてしまうということがありました。
その時は有名キャラクターだったので誰もがこれはいけないと気づけましたが、もしこれがあまり有名でない商業作品のキャラクター（ディズニーのマイナー作品なども含む）だった場合、そのソフトを使って絵を書いている小中学生が知らないうちに他人のキャラをオリジナルとして描いてしまうということが起こり得ます。
意思を持ってトレースや盗作をするということはこれまでも起こってきましたが、もしこのように罪の意識もなく、未成年が AI で盗作をしてしまった場合、相手がディズニーのような権利に厳しい企業ならどういった対処をされる予定なのでしょうか？まさか、放置という事はありませんよね？
もしこんなことが頻発すれば、日本の創作はもう海外に信用してもらえなくなります。
AI は何の労力もなく他人の絵を盗んで絵を出力できるので、悪事に使われやすいことは間違いないんです。
（本心では生成 AI 自体をなくしてほしいですが）お願いなので最低でも「AI を車のように完全免許制にする」「AI で出した作品には必ず AI とわかるマークが入るようにする（そう

でない AI は法律で禁止する)」「たとえ AI 絵をトレース・加筆などをした場合でも、AI をつかっているという標記をしないで掲載した場合罪に問われる」など厳しく制定してほしいです。
私は漫画家ですが、はっきり言ってこれらのことをされても全く問題はありません。これでも AI を使いたいと思うならルールに則ってちゃんと使うと思います。逆に今は商業作家がこんな権利的に危うい AI なんか絶対に使えません。
今の状態では使うのは犯罪者と泥棒ばかりなんです。その事にもう少し意識を向けてほしい。
「Winny を逃したときの反省で日本は AI 学習を許可している」と聞きました。
「AI を日本で禁止したら世界においていかれてしまう、機会を損失する」とよく言われますが、AI は現状ほどんど海外製です。海外製の AI のために、日本の作家のたくさんの絵が学習で使われているんです。日本の AI じゃないので国益には何もならないのに。どう考えてもおかしいと思います。
日本がアニメや漫画で国力を高めるためすることは、絶対に「世界の流れに反して AI を許可する」ことではありません。カモにされ続けていることに早く気づいてください。
信じています。クリエイターを守ってください。よろしくお願いします。

●受付番号　185001345000010067

愛知県でクリエイターとして活動している者です。
AI の無断学習に断固反対します。
現状の生成 AI は問題点があまりに多く、法で厳しく取り締まる必要があります。
クリエイターと創作物を軽んじる行為は、決して許されることではありません。

●受付番号　185001345000010068

AI に対する姿勢が今と変わらなければ日本から創作文化がなくなると思う。
そもそも創作とは人が作ったりするものであり、その創作文化に AI が付け入るのは間違いだと思う。実際 AI が嵌入してきたことによりクリエイターは利益よりも多くの不利益を被っているのは私の意見も含めて大勢のクリエイターが言うのも無理もない。
同じような例で漫画の海賊版サイトなどだと思う。漫画という商品が買われずに海賊版サイトによって日本の漫画という市場が衰退し始めているのと同じように生成系 AI もそれと同じか、それ以上の創作市場、日本文化に大きなダメージを与えている。
文化庁側は AI によってよりさらなる文化の発展を目論んでいると思うがそれはまったくの間違いだと思う。生成系 AI により、創作という行為、文化が無くなってしまっているのが現状である。
AI を全否定する訳では無い、実際音楽関係では楽曲の仕上げを AI にやらせることが主流になり、他のところにかける時間が増えているというのも事実
しかし AI はあまりにも人間個人には大きすぎる技術だも思うので、AI を全面的に規制すべきだと思う。
それから意見を取り入れ AI の使い方などのガイドライン、著作権侵害などに触れた場合の個人の特定などの土台を整えてから導入を検討すべだと思う。

●受付番号　185001345000010069

・免許制か規制してほしい。現状は無差別に無断転載したものや許可のない絵を取り込んで作られたものが多い。窃盗したものを学習に使っているのは犯罪ではないのか。
・生成 AI の絵柄が認知されているが、本来その画風で描かれていたクリエイターにとって損失でしかない。
・フェイク画像や動画が作られやすく、本物と区別がつきづらい。本人の許可なくそういったものが作られた場合、名誉毀損である。

●受付番号　185001345000010070

作者の同意を得ていない作品を機械が学習して使うのは問題だと感じます。その作者の作品の商品価値も落とし、横取りする行為だと思います。

●受付番号　185001345000010071

現在の多くの AI 生成サービスは、「インターネット上にある絵や音楽や音声といった著作物を無許可で学習させ利用している」という点に問題があります。
技術の純粋な発展のためにも、法的な整備が必要だと考えます。
・無断学習で構成された AI 生成サービスの禁止・規制
・AI 生成物であることを明示する義務
EU の AI 規制法案に沿い、日本も同様の規制を行うべきだと思います。

●受付番号　185001345000010072

絵の無断取り込みは重大な著作権の侵害にあたると思います。このままだと近い将来日本のサブカルチャー産業は終わりを迎える可能性も有ります。この国の著作物を守るためにもどうか対応よろしくお願いします。

●受付番号　185001345000010073

素材にされる事を拒んで嫌がらせに遭い、心を病んだイラストレーターに「こいつも AI で折れた奴?素材提供乙」(乙=お疲れ様の意)とツイートを投げつけているさまを見掛けました。
生成 AI には本当に被害者が居ないのでしょうか?
個人的に生成 AI は、印刷して切り貼りした既存のフォントを習字展で展示し「自分が書いた」と自慢しているのと同じように見えます。

●受付番号　185001345000010074

コストを掛けて作った著作物が、許可なく生成 AI の素材となって無料でばら撒かれてしまうので規制しないといけないと思います。
ビジネス的にも厳しいですし、Web 検索で AI でアウトプットされたものが大量にばら撒かれることにより、正確な情報を見つけるのも難しくなりました。
例えば、地震情報についてもフェイク情報が多く問題になっていました。

●受付番号　185001345000010075

画像クローラーのように個人を特定しない形でデータを収集して学習させ、生成 AI を作成し、それを公開する行為、及び生成 AI を用いて画像を生成・販売する行為そのものは特定個人の権利及び利益を侵害しておらず、許容されるべきだと思いますが、「LoRA」等の技術を用いて特定の個人を狙って画風等を学習させ、それを公開し、或いはその生成物を販売するなどして利益を得る行為は、明確に特定個人の利益を侵害しているので、制限されるべきだと思います。

●受付番号　185001345000010076

生成 AI からイラストが出来上がる事は、例えるなら人間がペン等のツールで最初から全部自分で描きあげたイラストそのものを、AI がペンのインクとして取り込み、さらに人間が AI をペンとして使うことで新しいイラストにすることだと思っています。
それ自体は、今までは出来なかった凄い技術の進歩です。今や多くの人があらゆる AI を活用し始めています。
しかし AI の存在が世界中に広まっている一方で、
「私が生み出した物を是非とも生成 AI の材料にしてください」
という声は、主観ではありますが広まっていないように見えます。
そしてインターネット上では、自分が丹精込めて描きあげた自信作が無断で AI に通され、作品を真似した別のイラストを作り出された という問題が数多く発表されています。
始めにあげた例えを使うと、大切なイラストが他者から勝手に
「これはインクだ」「ペンの材料に決めた」
と歪んだ認識で奪取されたような事でしょう。自身が許可をしていない所で、創作物が創作物と受け取られず変形させられているなど作者にとって膨大な恐怖と怒りを湧かせる事であるはずです。
これによって不正なイラスト側に金銭が入っていようがいなかろうが、
こういった件は描いた側の人間の気持ちと著作権が踏みにじられる非道な行為です。
AI が生成したイラストが一つ残らずそんな許しがたいイラストではないと思いますが、現地点では絵を生成する AI 技術はあまりにも悪用が多いです。もしも画中のほとんどに AI を使用したイラストに著作権が発生したら、一から作品を描きあげる人間にはとても怖いことです。絵描き界隈は確実にもつれます。
イラスト生成 AI は、個人の正直な感想を述べると、遊び道具として見るべき物。とくに金銭関係とは切り離して利用する方が良いおもちゃのように感じます。決して人間ではない存在だから良さがあるものに、著作権などの人間的なものを与えなければいけないのでしょうか。

●受付番号　185001345000010077

AI 作品は、学習元が明確でないため著作権を侵害する恐れがある。また、1 人のクリエイターの作品を学習させることで、そのクリエイターの作風が量産されてしまい、著作者人格権が守られない。
AI による作品が無法地帯になってしまえば、著名なクリエイターは創作活動を続けていくことが可能でも、未来あるクリエイターの卵たちは創作活動が困難になり、未来への可能性の芽を摘んでしまう。
悪意のある利用者によって、ディープフェイク画像なども多くでまわる可能性も考えられるため、生成 AI の利用には慎重になるべきだ。

●受付番号　185001345000010078

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010079

全くもってAIに著作権が少したりとも与えられる意味が分かりません。
芸術活動に心血を注いだ人間をなんだと思っているのでしょうか？
AIはそんな芸術家たちが切り拓いた道、データがあってこそでしょう。AIに著作権を認めれば確実にこの日本は終わります。海外からも愛されるポップカルチャーが、今どれだけ大きな存在かお分かりですか？半世紀前とはもう違うのですよ。
AIが認められれば、数え切れないほどの芸術家は筆を折ります。折らずとも、経済を回すため生活を豊かにするために活動をしてくれることはなくなるでしょう。考え直してください。自分たちが一体何をしようとしているのか。

●受付番号　185001345000010080

自分の絵で稼いでいくことが夢な高校生です。
まずこのような案がでること自体が残念です。1 人あたりのアートに使う金額や教育で日本は他国と比べて文化や美術を軽視していると常々感じてきましたが、この案はアーティストや作品への軽視ではなく侮辱だと感じます。絵描きからすると絵を描く職業や文化自体を消そうと言われているような気分です。
この素案はプロのスポーツ選手の動きをプログラミングしたロボットが世界大会で優勝することを肯定的に捉え、プロの場で活躍するロボットを促進していくようなものです。スポーツに例えると違和感がないこともこの国で絵は軽視されているのだなと感じます。
絵は他人からすれば絵という結果しか見えないものですが、裏で他の文化と同じように人間の努力があってこそできあがっているものです。スポーツでも絵でも努力した人が理不尽な損をするべきではないです。絵の使用者でなく製作者側の気持ちを汲んでほしいです。
私たちは多くの人が AI 使用によって絵の依頼料にかかる出費をおさえられるようにするために絵を描いてるわけでは決してないです。
加えて AI により絵描きの絵の著作権があいまいになることで京都アニメーション放火殺人事件のような事件も起きかねません。既に見ず知らずの他人に自分の絵を AI に学習されたと訴える人を多く見ます。あんな凄惨な事件があったにも関わらず著作権を脆弱なものにしようとしているように見えます。
どうかこの案が廃案となり、絵描きとしての将来にビクビク怯えずに夢を目指せる日がくることを祈っています。

●受付番号　185001345000010081

完全にクリーンな学習データ以外を用いて作られた創作物は個人で楽しむ分にはまだいいが作品として世の中に公開するべきではないと思います。
そういうものを見ると創作を行っている側としてはだいたいの方が不快に思ったり筆を折ったり成長できなくなってしまうので、創作文化そのものが衰退すると考えるべきです。
学習データとして使用可能になるのは音楽や映像作品のように作者の死後数十年後などにするのが妥当だと思います。

●受付番号　185001345000010082

AI 技術を用いた上での文化、技術の発展には大いに賛同であるが現状の素案ではあまりにも一方的かつ短絡的なものになっていると思う。
私は漫画家なので、絵や漫画の文化についてこちらを記述します。
まず現状の AI の使用状況が
ただのコラージュソフトになりつつあるという問題がある。
現状の画像生成 AI では特定の絵などの素材を別の素材に当てはめて生成しているというのが散見される。
特定のイラストレーターの絵が元であるとわかってしまう、構図、絵柄等。
著作権は
思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。
ということだが、
これは内容を曖昧にすることによって、絵柄の模倣を可能にしたり、
同人等を法的にあえて曖昧にし未来の創作者や文化を盛り上げる行動の阻害をしないということだと思う。
ただ生成 AI は模倣では無く、その絵そのものを入れているという事、再現度があまりにも高い事等から、
元のものと大きな違いが無いように見えてしまう問題がある。
安易売れる為に誰かの絵を使用することにより
・「AI が決めた物が現在の絵の流行りである」のような正解、不正解を決めるものになってしまう。
・「誰か」が本来受けるはずだった仕事を奪う。また本来は受けない仕事を受けてしまう、量産されてしまうなどから希少性が薄れ思想と違う事がおきる。
・創作物は製作では無く制作なので、心や経験、体調等が綿密に関わるものであるが、それを AI によって心身的に阻害されることにより未来に生まれるはずだった作家を失う。
等の問題があると思う。
生成 AI にとっても今後生まれるかもしれない絵等がなくなる事により、より高度なものへと進化するチャンスを失ってしまうと思う。
では今後どうすれば良いのかを考えてみたのだが、
まず一方的な状況では無く、双方が納得できる状況を作る事が必要かと思われる。
特に
・AI に組み込まれる事は拒否できない。
・AI に組み込んだ内容を破棄させる事はできない。
・AI に組み込んだ内容を精査する事もできない。

こちらにおいてはあまりにもAI製作側の都合が重視されすぎており、
この状況はうるさい作家を法律で黙らせるという魂胆がみえている。
なので直近の提案として行いたいものとして、
・AIを使用する為に組み込む事ができるのは許可された物だけである。
　直近のAI側には打撃かもしれないが､長期的にみた際に遺恨を残さない為に必要不可欠。
・難しかろうがAIに組み込んだ素材は必要となれば開示する事が必要である。
　技術的にできない不安定なものを使うのはおかしい。
・組み込む際に双方使用料金などを払うシステムにする。
　AI製作側と作家側双方が得をするため。
・その使用料金を現状の世界でその絵を必要とする際に必要な値段で設定する。
　絵など創作物全体の価値を下げないため。
などが考えられる。
また長期的に
・AI使用の際の新著作権
　生成のレベルが高い為、模倣の域を超えてしまいコラージュに見えてしまうため。
・真のAI制作をする為の技術進化。
　現状はネットから拾ってきた膨大な情報をまぜこぜにしているだけだが、その生成方法は元となったものをそのままではなく、
「技術」「技法」等を作りだすべきである。
　例えば現状ではピカチュウをディズニー調に描くのような流れであるが、本来の発展と言うものは
　新規造形のキャラクターを作る→年齢層が10代である事を踏まえると○○という手法が使える→○○を作り出しそれを使い新たなものを生み出す。
　という思考をするべきであり、ただ混ぜたそれっぽい物を見たいわけでは無い。
　どのようなパターンがあり､そこから共通した事はこういうことだから､こういう技法を使う。
　という流れを作らなければ、コラージュを超える事はできない。
という流れになってくれれば、作家もAI使用者も双方が発展する形を目指す事ができるのでは無いだろうか。

●受付番号　185001345000010083

現状の生成 AI に著作権を認めるべきではないと思います。
他者の作品や写真、音声、文章を無断で収集し勝手に切り貼りしている状態では、「学習元になったお前らには権利はないが、切り貼りした生成物には著作権がある」と言われているようで、納得いきません。
せめてボーカロイドのように学習元が合意していて、他のものを無断で使用していない（他者の権利を侵害しない）ことが「ツール」としての最低ラインであると考えます。

●受付番号　185001345000010084

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010085

AI がもたらすに創造性について、私は AI が人間より凄いものを作ってしまうという形で期待をしたり危機感を抱いたりした事はありません。AI はただ人間の仕事を安くこなすだけの装置でありそれこそが AI の脅威です。
無秩序に使われてしまえばクリエイターの仕事はひたすらダンピングと戦う羽目になり、ようやく出来上がった作品も AI 作品と比較されて安く買い叩かれる事になるでしょう。創作物を輸出品ととらえるなら AI の自由化はただ輸出品の売値を自ら下げに行くような行為です。
pixiv などの創作向け SNS でも数だけは容易に作れる AI がページを埋めて非 AI の作品を押し流すという現象がすでに起きております。
悪貨で埋め尽くすのは簡単です。安く作った AI 産作品が市場に溢れ、人間がそこに合わせて値段設定をしなければならないという市場の破壊がこれ以上進まない事を願っています。
AI を活用するにしても出力された作品の責任の所在の明確化、学習したデータの透明化、AI 学習を拒否する手段の制定は最低でも必須です。
そして、これまで創作に関われなかった人間が AI を活用することで新たな創造の可能性が広がるかですが、望めないと考えています。
AI を素材にして創作を行うにも修正する技術が必要であり、その技術を持たない者が行えるのはただ AI から出力された作品をそのままバラ撒いておわるというのが現状です。どんな作品も質を向上させるには人間の判断が必要であり、それが出来る人間には仕事の価値を下げられたという結果しか残りません。
AI が実用化されれば雇用者は安く作家を使えるようになり喜ぶでしょう。ですがクリエイターが自分の市場価値を下げられ商売を諦めるようになっていった先に何の創造性があるでしょうか。
例え芸術に興味が無かったとしても、海外まで売れる文化産業の商品価値をどうすれば維持出来るかという一点だけでも考えていただきたく思います。

●受付番号　185001345000010086

私は AI の学習による制作物の出力に反対です。
すべての創作物には著作権、著作者人格権があります。
制作物というものは制作者が偶然受動的にあるいは能動的に摂取してきた人生の経験や学びなどを混ぜその人の思想や制作したいものを考えて生み出される、ほかの何か誰かの真似に見えてもその人のエッセンスの足されたオリジナルのものです。
AI 学習による制作物の出力はさまざまな無数のデータを切り貼りしたコラージュです。
人間は見たり聞いて真似たものを完璧真似て出力できる機械ではありません。
制作者が作りたいと思って真似て学んだものの＋経験と表現のミックスであり、それは完全にほかにオリジナルのものであり著作権、著作者人格権の発生するものです。
人は制作物に感じる製作者の表現や意図、こだわり、経験に胸打たれるものです。
AI による画像出力は一見今の状態では、どこかで見たことのあるようなクオリティの高そうなものが多いですが、意図も表現したいこともありません。
ここまでは感情的な反対理由をならべてきましたが、そもそもの話。
著作者人格権で製作者の精神を保護してきたことが、勝手に自分の制作物を学習されて勝手にコラージュされている。
これを著作者人格権を保護できていると言えるのでしょうか？
有名なアーティストであればその人の名前を書けばその人の過去の絵に似たものがずらっと出てきます。その人の絵＋無数の画像データをコラージュしたことは明らかです。
日本は車と並び、エンターテインメント産業でも世界に貢献し続けています。
この日本から著作者人格権を踏みにじみられ制作をやめてしまうアーティスト、これから素晴らしい制作物を世に残すかもしれなかったアーティストの卵たちがいなくなったら産業はどうなるでしょうか。
AI 学習は現状でも企業が導入し始めていますが、もうすでに同じような顔や、同じようなタッチの画像がインターネットや広告にあふれてきています。
世界に新しいエンターテインメント産業を生み出してきた日本で皆がなんとなく見栄えが良いと思うだけの同じような画像があふれかえってしまえば産業は発展ではなく、後退していくでしょう。
何度も申し上げますが、制作物はパソコンの文字列をコピペしたように簡単に真似て出力してそれが個人のものになるものではありません。
AI 学習が普通になり何十年と時間がたち誰も制作物を作らなくなったころには、手塚治虫、[redacted]、そのほか日本に誇れるクリエーター達のような人材は生まれてきません。
以上のことにより私は AI 学習に反対、あるいは譲歩しても制作物の著作者本人が制作物を学習させることが出来るように制限する使い方でしか認めたくないです。
どうか日本の未来とこれからを考え、AI 生成を規制の方向に舵をきって頂きたいです。

●受付番号　185001345000010087

ai によるデータの無断学習に反対します。
・機械による無断での学習は、窃盗や侵略戦争などに類似する、他人の権利を侵害する行為だと考えています。
・ai の開発者は、生成 ai での生成が海外で規制され始めてさえ、生成 ai による生成物である事を明示するような対策を講じているようには見えません。こういった、社会の風潮を無視したかのような行為は反社会的だとまで言えるかもしれません。
・仮に日本で優れた生成 ai が開発されたとして、その使用者が日本人だった場合、海外の著作物を無断で使用していたとしても日本国内で裁かれるのなら、それは海外のアーティスト達に対しての侵害行為に値し、他国との軋轢を産むことにならないでしょうか。
・また逆に、海外で生成 ai が根絶出来ず残った場合、日本で ai による学習が唯一合法化されていたとしたら、日本のアーティスト達の作品が重点的に搾取されるだろうと予測出来ないのは想像力が欠如していると言わざるを得ません。前述の搾取は日本国内でのアーティスト達の育みを阻害し、やがては日本が誇るべき文化を衰退させるでしょう。
・現時点でも、生成 ai ユーザーによるアーティストへの殺害予告、ai 生成である事を隠しての詐欺行為など、問題が起こっております。
明らかな犯罪であるこれらについての取り締まりすら出来ていない状態で、生成 ai を取りまく状況を無法のまま放置するのはありえません。
いちユーザーに対しての規制が効果の弱い方策である事は、現在の著作権法だけを見ても明らかな以上、無断学習自体の取り締まりをすべきと考えます。
・また、本当に生成 ai の発展が必要なのであれば、開発者がアーティスト(著作者)に対して金銭を支払うよう働きかけるのが道理だと思います。

●受付番号　185001345000010088

AI の無断学習に反対します。
AI 学習はクリエイターの技術を無断で盗用し、元となったクリエイターには一切還元されないどころか、複製によって元の創作作品を価値を著しく下げる行為です。
盗用は犯罪として取り締まられるべきであり、決して認められるものではありません。

●受付番号　185001345000010089

AI に自身の創作物を学習され不利益を被るクリエイターが増えると、日本のクリエイターの絶対数が減ります。クールジャパンなどと銘打って世界に発信してきたのですから、その当人たちの創作意欲を削ぐような方針を取るべきではありません。生み出される創作物の数が増え、その多くがある程度のクオリティを保証されているとなれば今は利益を生むでしょうが、日本の文化としてのサブカルは死にます。日本産であることに何ら価値がないからです。生み出すという行為がごく限られた人間にしかできない貴重な能力である以上、どんな分野でも原作者は守られるべきです。

●受付番号　185001345000010090

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000010091

生成 AI の推進は創作文化を衰退させるだけ
創作文化を発展させたいなら生成 AI からクリエイターを守るべき

●受付番号　185001345000010092

ai の発展によって、容易にアーティストやその他写真から情報を抜き取れるようになってしまいました。
ai は、アーティストから無断学習を行いそのアーティストの技術の学習でその恩恵を受けているのにも関わらず、学習元となるアーティストは ai から身を守る方法がなく、対価も何も支払われません。
ai に一方的に搾取をされ続けている現状に疑問に思います。許可もなく著作権のある画像や音楽その他が ai に学習され、著作権のあるものが切り貼りされごちゃ混ぜになっているからです。だから、私は ai を簡単に盗用できてしまう無断転載よりタチが悪いツールだと考えます。
ai の学習元の画像がそのまま出てきてしまう事例がたくさん存在します。大手企業任天堂のマリオ、SEGA のソニックや、日本の国民的人気なアニメのドラえもんの画像がすぐ誰かわかる形で生成されました。(その他事例もあり)
その場合 ai を使う企業や、一般人の方は知らぬうちに誰かの著作権を侵害している恐れがあり、いざこざにあったり、訴えられてしまったり、SNS で炎上したりしている現状があります。ai を高クオリティな物を作ってくれる良いツールだと勘違いしないでください。ai は、問題を引き起こしやすいツールであることも理解していただきたい。
特定の絵師の絵を無断で ai に学習させてそのデータを利用し、商用利用やそれをあたかも自分で全て描いたかのように見せたりする人が急増している。(ai の悪用)それは、絵師の意思に背く行為であり絵師の人権や意思が守られていないと感じる。
ai に無断で学習させた場合、罰金や罰則が与えれるようにしたい。ai 学習は、あまりにも一方通行すぎるため学習された著作者が損している。ある絵師のデータを ai 学習に使えばその絵師に対価を支払うくらいさせるようにしてあげないと多くの絵師は文化庁に失望するでしょう。(そもそも ai が無法地帯になる前の時代のように戻って欲しいですが)
ギブアンドテイクがなければ双方が仲良くできる道はありません。
ai とアーティストのギブアンドテイクが釣り合える関係が成り立っていたら反感を持つ人も少なかったと思います。
絵師に限らず、著作権の切れてない作品や音楽は、守られるべきです。
創作は日本の宝、日本の宝が ai により潰され始め、新しく創作しようとする人は減り、ai によりアニメ漫画の技術を簡単に盗めれるようになった今、その技術は海外へと流れ着いていくことでしょう。
日本は誇りに思う程クリエイティブです。あらゆる面に置いて、新しいアイデアを思いついたり新たな発見をしたりする技術の高さはピカイチだと思ってます。だからこそ、クリエイティブな仕事を ai に取られてほしくありません。
アーティスト、クリエイティブ職業を法で守る必要があると思う。

ai からアーティストを守るための案
1、 night shade などのノイズフィルターが合法化(絵を守れる手段)
2 、ai アプリの規制か、ai 使用禁止にする
3 、ai を使用した場合 ai 表記がどこかに記載されるようにする。
４、学習元が掲載されるようにする。
５、ai が新規学習できないようにする。
6、他人の著作物を ai を使いデータを作ったり、それを商用利用した場合学習した著作者にそれ相応の対価を支払うようにする。
7、無断で学習した場合罰則が発生するようにする
ai の搾取的学習により沢山のアーティストが困り果てている。今の ai がなんでもし放題な無法地帯のままでほっておかないで欲しいです。アーティストの権利を守ることをしなければこの問題は治らないと思います。

●受付番号　185001345000010093

５．各論点について（２）生成・利用段階 【侵害行為の責任主体について】キ 侵害行為の責任主体について

意見：

将来、「あらゆるものが生成できるAI」が開発されたと仮定した場合、事業者に著作権侵害の責任を負わせることは、以下の理由から問題があると考える。

1. 事業者にとって実質的に不可能な義務を課すことになる

事業者が著作権侵害物を生成させないようにしようとした場合、事業者は「世界のあらゆる著作物をAIに学習させ、それをもってAI生成システムが既存著作物を出力しないようにする」実質的義務を負わされると考えられる。

なぜなら著作権侵害物は言語などで直接明示しなくても間接的な指示により侵害は可能である。その状況でAI生成システムが著作権侵害物を生成しないようにするためには、「あらゆる既存著作物を出力しないように学習する」必要がある。

これは現実的に不可能でありナンセンスである。

それとも、AI生成システムが作品名アーティスト名キャラクター名の入力さえ受け付けなければ、どうみても著作権侵害物が出力されたのにそれは侵害には当たらないと言えるだろうか。現に、あるゲームキャラクターを連想するワードだけでキャラクター像を再現した例もある。

2. AI事業の萎縮を招く

上記の結果として、事業者に過剰な責任を課すことは、AI事業の萎縮を招き、日本の技術革新を著しく阻害する可能性がある。想像ではあるが、オンラインサービスで数十万人数百万人単位になるであろうユーザーの侵害行為すべてに責任を取るのが事業の前提では、日本で事業をはじめる企業もなく、外国企業も日本をサービスから除外するだろう。

3. 人間の行為と異なる扱いをしている

例えば自動車事故の責任を自動車メーカーやレンタル会社に無条件で追求する人間はいないだろう。運転者が意図したとおりに自動車が動く限り、責任は運転者が負うべきである。そしてAI生成システムもそれと同様であるべきである。

AI生成システムが不具合無くユーザーの指示通りに動く限り、出力の責任は指示したユーザーだけが負うべきである。

以上のことから、事業者をAI生成物の著作権侵害の責任主体とするのは問題があると考える。

●受付番号　185001345000010094

“5.1【侵害に対する措置について】”という項目において
「AI 学習に際して著作権侵害が生じた際に、学習に用いられた特定の著作物による学習済モデルへの影響を取り除く措置を請求することは、現時点では、その技術的な実現可能性や、技術的に可能としてもこれに要する時間的・費用的負担の重さ等（例えば特定の学習データを学習用データセットから除去した状態で再度学習済モデルの作成を行う場合、当初の学習と同程度の時間的・費用的負担が生じると考えられる。）から、通常、このような措置の請求は認められないと考えられる。」
とあるが、海外ではデータセット内に児童性的虐待記録物が混入しているという事が確認されている。
特定の学習データを除去することが実質的に不可能である状態で、プライバシーや人権に関わる画像が学習データとして取り込まれている可能性がある生成 AI を運用する事は危険極まりないのではないだろうか

●受付番号　185001345000010095

同意しない個人・企業などから、一方的に情報収集をし擬似的な作品を輩出する、そのこと自体がすでに著作を害していると思います。
ＡＩの使用は盗むものではなく、純粋に補助することに限られるべき。
学習された元のものが原作者であり、ＡＩを使用している側はそれを利用している立場。当然許可も対価も必要にするべき。
でなければ、原作者は減り、無作為なフェイク画像を安易に作成するための法案と見られても仕方ない。

●受付番号　185001345000010096

AI の無断学習に反対します。
イラストレーターが何時間もかけて描いた絵が無断で学習され、そっくりな絵が一瞬でどんどん作られていくのはおかしいと思います。
そんなに簡単に作られるのなら、いずれ誰も絵を描かなくなると思います。
そして、絵の世界は滅びると思います。

●受付番号　185001345000010097

▼AI 学習についての意見
◯意見対象箇所
（1）学習・開発段階
エ　著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について
（エ）
「著作権者が反対の意思を示していることそれ自体をもって、権利制限規定の対象から除外されると解釈することは困難である」
「AI 学習のための著作物の複製等を防止する技術的な措置が講じられており、かつ、このような措置が講じられていること等の事実から、当該ウェブ サイト内のデータを含み、情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が将来販売される予定があることが推認される場合～」
◯意見の概要
1　AI 学習を著作権者が反対の意思を示すことで、AI 学習が権利制限規定の対象から除外されるようにしてほしい。
2　「AI 学習のための著作物の複製等を防止する技術的な措置」が具体的にどのようなものか示してほしい。
◯意見及び理由
1　当該データベースの販売市場との競合を生じさせないために、措置がされている場合には「当該データベースの著作物の将来における潜在的販路を阻害する行為として、本ただし書に該当し、法第 30 条の 4 による権利制限の対象とはならない」とあり、データベースの販売市場の競合は素案において考慮されていると解釈したが、それならば既存のクリエイターによる市場と AI による市場の競合も考慮してほしい。
2　「AI 学習のための著作物の複製等を防止する技術的な措置」を示さなければ、どのデータベースや著作物が権利制限の対象となるのかがわかりづらく、AI 開発や市場に混乱が起きると考えられるため。
▼AI 生成についての意見
◯意見対象箇所
（1）学習・開発段階
【その他の論点について】　キ
「大量のデータを必要とする機械学習（深層学習）の性質を踏まえると、AI 学習のために複製等を行う著作物の量が大量であることをもって、 「必要と認められる限度」を超えると評価されるものではないと考えられる」
（3）生成物の著作物性について
◯意見の概要

AI 学習は権利制限の対象になると考えられるが、AI 生成は権利制限の対象とは考えられない。また AI 生成物に著作物性はいかなる場合であっても、認められない。
◯意見及び理由
AI 開発には大量のデータを必要とする性質によって、AI 学習は権利制限の要件を満たしている。しかし AI 生成は私的使用目的の複製、学校その他の教育機関における複製等を除いて、権利制限の対象になるとは考えられない。なので、AI 開発に必要ではない AI 生成は、AI 開発による性質とは関係のないところなので権利制限の対象ではないと考えられる。
そのため、権利制限の対象とならないならば AI 生成物にはいかなる場合であっても、著作物性を認めるべきではない。
▼AI 開発と著作権者等の利益について意見
◯意見対象箇所
（４）その他の論点について
「AI 開発に向けた情報解析の用に供するために著作物を利用することにより、著作権法で保護される著作権者等の利益が通常害されるものではないため、 対価還元の手段として、著作権法において補償金制度を導入することは理論的な説明が困難であると考えられる」
◯意見の概要
AI 開発は著作権者等の利益が通常害されるものではないが、AI 生成、また AI 生成物は著作権者等の利益が害する場合があると考えられる。あるならば、対価還元の手段を検討してほしい。
◯意見及び理由
「AI 開発」における著作物の利用についてしか、論じられていない。具体的に AI 学習や AI 生成、AI 生成物と場合を分けて、著作権者等の利益が害する場合があるかどうか検討してほしい。また著作権者等の利益が害する場合があるのならば、対価還元の手段を検討してほしい。

●受付番号　185001345000010098

生成ＡＩが著作権者に無断で学習する事は容認出来ません。考え直せ。

●受付番号　185001345000010099

現段階での生成 AI 技術は、イラストレーターの権利があまりにも蔑ろにされ過ぎだと感じています。
イラストレーターのイラストを無断で A に取り込み、似たようなイラストを生成され、販売したりなりすまされたりといった行為をされても、「イラストの学習は合法」という認識が生成 AI クリエイターの中で広まっている現状では、泣き寝入りをするしかないのが現状です。
生成 AI の技術の全面禁止、もしくは無断での学習行為の禁止を求めます。

●受付番号　185001345000010100

現行では盗用しても罪に問われないというクリエイターに圧倒的不利な状況です。正直頭おかしい。AI 学習させるならそれ相応の対価を払うべきだし著作権者に拒否権もあるべき

●受付番号　185001345000010101

現在生成 AI を推進、普及しようとしている層からは「著作権法 30 条の 4」を根拠に学習だけでなく生成も合法であるという主張が多くなされている。
この条文は「享受を目的としない」「情報解析が目的」であれば著作物の利用が可能と記されている。
しかし、現状の生成 AI は明らかに性消費に使うためであろう女性の生成物や、個人の絵柄をコピーして嫌がらせやなりすまし行為、短時間で多く生成できるためマネタイズや市場の占拠が行われている状況である。これは明らかに享受を目的としないという域を逸脱していると考える。マネタイズに関しては学習元に一切の利益がない以上学習されたデータの権利を持っている著作者全てに対して恒常的に何らかの利益がもたらされる仕組みを作ることが不可能であるのであれば禁止するべきであるだろう。
　以前、岸田総理に不適切なテキストを朗読させたという映像がアップロードされ物議を醸したことがあるが、それはあくまで誰もがジョークとわかるテキストだったためその程度で済んだのであり、例えば国際的に一国の首相が発言してはいけないような発言をさせた映像であったら映像が瞬時に世界中に拡散されるという社会でどうなっていたかは想像に難くない。
また本人が発言していないこと、していないことを捏造できてしまうためいじめ、詐欺などに使われかねない（後者は既に使われているという話も聞く）。これは名誉を棄損するだけでなく人権侵害に当たるのではないだろうか。
今のまま生成 AI の利用が無制限であるというのはクリエイターだけでなくすべての国民が不利益を被りかねない状況であると考える。
以下素案に対する反論を一介の絵描きとして述べたい。
P20「アイデアが類似性にとどまる～」に対して
2024 年 2 月現在で既に学習元となった画像が明確にわかるという画像は多く確認されており、特徴を学習して出力しているという仕組みで「アイデアが類似するにとどまる」というのはかなり甘い解釈のように感じる。
同 P20「著作権法が保護する～には該当しないと考える」について
生成 AI の仕組み上、トレンドとなっている塗りのイラストが多く学習される。つまりトレンドの塗り方を真似た生成物が多く生成されることとなりいわゆる「マスピ顔」と認識され、元々その塗り方をしていたクリエイターが敬遠される事となっている。
これは一次創作で利益を得ている権利者の利益を不当に害しているのではないか。
今の仕組みでは圧倒的にクリエイターが弱く不利な状態であり、クリエイター側ができる防衛は「作品を公開しないこと」「ノイズを掛けて作品の質を下げること」などである。作品の公開すらままならないというのはクリエイティブ産業において大きなマイナスである。

生成 AI の利用者側の立場が強すぎる状態であり片利共生というより一方的な寄生という構図であるのが今の状態であるため、最低限クリエイターを守る仕組みを作り生成 AI 利用者側と対等、権利者であることを考えるのであれば、権利者が駄目と言えばやめるのが暗黙の了解である二次創作のように生成 AI 使用者よりクリエイターが優位な仕組みづくりをするべきではなかろうか。AI 無罪というのはあってはならない物であると考え、権利者が不利益を被らない新しい規制、仕組みを設けることを切に願いたい。

●受付番号　185001345000010102

私自身が漫画家をやっているため、特に画像生成 AI 周辺について、業界の未来も考えつつ意見します。
現状の画像生成 AI は、著作者の許諾なく、インターネット上に存在する画像を集積して、そのデータセットをもとに画像を生成しています。準拠した画像がわからないほどに多数の画像を参照して生成されることもありますが、ときによっては準拠した画像そのものを出力することがあります。例えば「青い　猫 ロボット」という条件指定でドラえもんが出力されることをイメージしてください(似たような事例は多数確認されています)。
これは、生成 AI が「多数の画像を学習し、新しい画像を創り出している」わけではなく、あくまで参照画像の継ぎはぎを出力しているだけに過ぎないことを示しており、部分的であっても模倣です。こうした生成物を使用することは、元画像の制作者に許可を取ってない以上、感覚としては著作権の侵害といわざるをえません。
もしこれが現状の法律的に「著作権の侵害でない」となったとしても、私たち作家の立場からすれば明確に侵害されていると感じますので、こうした技術を推進することは、日本に今いる作家の創作意欲を刈り取ることになります。
また、ものの数秒で生成出来る画像と人間が出力量(あくまで量であり質の差は加味しない)を競ったときに AI が優勢なのは明確であり、一定の質さえ保てればいいという需要に答え続ければ人間が淘汰されるのは明白です。もちろん、最高品質の絵や、既に売れている作家の名前でブランディングされた絵であれば一定の支持やファンのもと、淘汰されずに済むでしょうが、創作をそういったほんの一握りの作家だけの特権にしてしまうと、数十年後彼らが老いたときには時代の担い手はおらず、日本が誇る世界に売り出せる産業である漫画・イラスト文化そのものが滅びることになります。
当然です。もし生成 AI が一般化する未来が訪れれば、まだ若く知名度もなく、技術はこれからという新しい作家は生まれなくなるのですから。
そうなると、AI が参照出来る画像も新しく生まれなくなっていき、ともすれば AI が出力した画像を参照して AI が新しく画像を出力するような構造になっていくでしょう。そうなれば品質も明確に劣化していきます。これまで漫画・イラストの世界が常に進化し続けていたのは、作家たちが既存の作品群だけでなく、現実や他の創作物、あらゆるものから刺激を受け、己の感性を通して新しいものを生み出してきたからです。二番煎じの二番煎じ、そのまた二番煎じを繰り返しているような状態で過去以上のものが生まれるわけがありません。
その意味では、ルールが明確に決まって、パターン化可能な将棋 AI などの捌ジャンルの AI とは似て非なるものだと考えています。(そもそも、将棋 AI は棋士のかたに許可を取って棋譜を学習させているため、画像生成 AI の無法地帯となった現状とは全く異なる事例だとは思いますが)

確かに一部今の日本でAI技術を推進したがっている作家もいますが、既に知名度があり自身の立場は脅かされない作家であり、自分以外の作家、業界自体の未来のことまで発言しているわけではないかと思います。
日本の漫画・イラスト文化はこのまま見守ってさえくれれば世界で評価され続けるものであり続けます。我々はそれだけの情熱を持っています。その筆を国自らが折ることは大きな損失であり、他国からも高い評価を受ける文化を滅ぼすことは国際的な視点から見ても決してよい見えかたにもならないように思われます。

●受付番号　185001345000010103

我が国における強みである、多くの野の創作者たちの作品を勝手に収集しマネタイズするようなことになれば、
ひいては我が国の資産としての創作能力に大きく悪影響があると考えます。
強く規制による創作のタダ乗りを防いでいただきたいと願います。

●受付番号　185001345000010104

４関係者からの様々な懸念の声について
AI 開発者、AI サービス提供者等の事業者の懸念
著作権侵害に当たるのかも分からずに AI 画像生成サービスを提供していること自体が理解に苦しむ
AI を制御できる技術もないなら最初からそんなサービスを提供すべきでない
信用性もないのに AI 生成のサービスを使用する人が多すぎるため、誰にでも利用可能なのが非常に悪手だ
AI 利用者の懸念
炎上リスクがあるのを念頭に置いて使用するのが当然ではないか
AI 利用者たちは自分達が何をしているのか自覚がない人が多すぎる
努力せずに作品を作って世に出しているのではないかという同業からの冷評
AI 生成物が著作物とならず、法的な保護の対象とならないのではないかという懸念
画像生成 AI は時間短縮の効率化を図るため、楽をするために存在すると思っていた
何年、十数年積み上げた技術と苦労を搾取してる分際で何を言っているのだと感じる
ゼロから生み出してる創作者達と比べるのも烏滸がましいほど AI 利用者の多くは努力していないのは明らかな事実だ
冷酷されても構わない人だけ使用すればいい。それが耐えられないなら自分の手で努力することを覚えるべきだ
AI 生成物が著作物と呼ばれることには強く反対する
AI 利用者がどんな画像を生成しようと、人の努力を搾取して生み出されただけの AI 画像に利用者の創作性などあるわけがない。絶対に著作物としていいわけがない
その上、生成した AI 画像で利益を得ている者までいることが納得いかない
５各論点について
学習、開発段階
著作権者の利益を不当に害することとなる場合について
著作権者の利益になるならないの問題ではなく、他人の著作物を勝手に学習した AI が生成した画像をなんの対価もなしに利用する行為を廃止すべき
既に多くのクリエイターが被害に遭っている
アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて
たとえ AI が生成した画像が「既存の著作物」と類似していなくても、膨大な量の既存の著作物が元になっているのだから著作権侵害にならないと言い切るのは理解しがたい
侵害に対する措置について
学習済みモデルの廃棄請求について

「AI 学習により作成された学習済モデルは、学習データである著作物と類似しないものを生成することができる」とは言え、類似していなくとも著作物を元に作り出されたものである限り、一人のクリエイターがもしも異議を申し立てたなら廃棄請求は許容すべき
生成、利用段階
ケ権利制限規定の適用について
権利者の許諾なく行える理由がわからない。許諾は取るべきだと考える
２生成の試行回数
どれだけ試行回数を重ねたところで、創作者が積み上げてきた努力と苦労をなんの労力もかけず AI の力で生み出された画像に著作性が認められるとは到底思えない。納得いかない
ひとまず、現段階で著作権を侵害している画像生成 AI サービスの完全な廃止や厳重な取り締まりを早急に行なってほしい
無許可で学習材料にされている著作物を完全に除去してほしい
ゼロから著作物を生み出している創作者達が大切に扱われていないと感じた
なぜ既に多くの創作者達が画像生成 AI の利用者の手により被害に遭い、屈辱的な思いをしているのに取り締まりがこんなにも遅れているのか不思議でならない
取り締まれないならせめて現時点でも早急に営利目的で画像生成 AI を使用する行為を禁止にしていただきたい
違法を侵さず、全ての創作者の著作物が絶対に守られるならば AI は使用しても構わないと考えている

●受付番号　185001345000010105

私たち創作者が何年何十年も掛けて切磋琢磨し作り上げてきた作品を、なんの努力もしないで私たちの作品のデータだけ抜き取って生成されたAI作品は盗作と見なされずなんの罪にも問われず「著作物」として保護しようとしてるのか……文化庁は文化を守るための庁では無いのですか？　生成AIを使う連中に自分の作品を盗用され更には収入も横取りされて筆を折る創作者は守られず、何故盗用した方を守ろうとするのですか？
理解に苦しみます。

●受付番号　185001345000010106

3.3 の「AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について」において、利用するだけで著作権侵害になるのだとしたら、それは大いなる懸念と考えています。
5.1 の「平成 30 年改正の趣旨」において、わたしたちは検索エンジンなどによるクローリング・スクレイピングを法的リスクのないよう行えるようにしたと認識しております。これは、適切な技術開発の進歩を手助けするものあり、この部分が失われてしまいますと、検索エンジンが作れなくなってしまう時代に逆戻りとなります。また、これによる制限を設ければ AI 開発が大きく遅れを取ることに繋がると恐れています。学習しただけで著作権侵害となるということは良くないと感じております。
したがって、法第 30 条の 4 に規定する「必要と認められる限度」は最大限尊重されることをお願いしたいと考えています。AI に対して海外では規制の動きがありますが、日本はこの点は AI に対しての理解度が高いと感じております。そのため、技術開発に支障のないようにしてほしいです。

●受付番号　185001345000010107

拙い文章ではありますが
要約しますと
イラストレーターや作家などの
利益を侵してしまう、
AI 作成者が
既にある著作物(学習元)に対して
訴訟できてしまう危険性があるので
生成 AI に著作権を与えてはなりません。
また AI 規制、AI との共存については
AI はライセンス所持者しか使えない
・AI ソフトは
所持しているライセンス ID コードを
入力しないと利用できない
(ライセンスは住所・本名記入必須
個人情報は定期更新)
+著作権侵害にあたる行為をした者は
5 年以上はライセンス停止
→AI ツールは
長期間使えないようにする
といった
AI 規制、AI 法案を作って頂くか
こういった法案を作れないか
政府関係の機関に持ちかけて頂きたいです。
文化庁が提示している法案は
作家と AI が共存できるよう
改めて頂きたいです。
よろしくお願い致します。

●受付番号　185001345000010108

素人ながら絵を描く者です。
自分がゼロから生み出した絵を、また尊敬するアーティストが苦労して描いた絵を、何の関係もない第三者に許可も取らず無断で学習される事、描き手の意図しない用途での素材として扱われる事、また現状としてあえて特定のアーティスト本人に似た海賊版的な悪用をされている事、全てに憤りを感じています。
どうか創作者を守る方向での法整備をお願いします。
無断学習による生成 AI に反対します。

●受付番号　185001345000010109

AI の無断学習に反対します。
絶対に、許せません。

●受付番号　185001345000010110

現状素案では学習元が不利のため、規制が必要である。

●受付番号　185001345000010111

私は身体、声、個人情報、著作物など自身が持つもの全て生成 AI のデータとして同意なく提供したくはありません。他人の権利を侵害したり心身を傷付けたくはありません。生成 AI の学習を拒否できる権利は人権上あって然るべきです。たとえオプトイン制でクリーンなデータセットになったとしても市場の競合、僭称問題、追加学習などは消えず芸術分野にとって生成 AI は悪貨は良貨を駆逐する害悪であり文化を破壊する存在です。
現状の生成 AI は著作権者からの搾取で成り立っており酷い人権侵害の様相を呈しています。競合する市場に享受目的の生成物が溢れる現状は著作権者の利益を不当に害しています。
生成 AI の著作権侵害は個人が対処できる規模ではありません。
あるクリエイター個人を狙い撃ちしたプロンプト集で生成されたイラストは何千、何万あるかわかりません。別のあるクリエイターは絵柄が広告に使用され、その広告は取り下げられましたが、そのクリエイターの絵柄は今も競合する市場で使用され続けています。
前例がなく法律の解釈が曖昧だから何もできない、データセットが不透明だから証拠が出せない、特定の人物の絵柄だと誤認されるほど個性が表出していても著作権侵害は問えない、生成 AI に絵柄を奪われクリエイター側が絵柄を変えざるを得ないなど被害を受けても泣き寝入りするしかない状態です。
クリエイターの作品は生成 AI の無償の材料ではありません。現在の状況は盗作が合法化しているも同然であり到底受け入れられるものではありません。
生成 AI の直接の被害に加え生成 AI の搾取構造を支持する人達や問題に疎い人達から暴言を浴びせられ続け、多くのクリエイターが心身を病んでしまっています。殺害予告をされたクリエイターも複数いました。そのような心無い人には作品を見せたくないと思うクリエイターも少なくなく作品の発表を控えたり活動の場を海外に移した人もいます。
作品を世に出せば生成 AI に無断で学習され勝手に改変される。それに異を唱えれば延々と付きまとわれる、LoRA を作られるなどの嫌がらせを受ける。数十年生きてきてクリエイターにとってこれ以上の地獄は見たことがないと断言できる惨状がずっと続いています。
「クリエイターの仕事は退屈」「クリエイターなしでコンテンツを作る」「著作物は無償で提供しろ」などの発言から推察できるように海外の主たる生成 AI 企業はコストカット及び利益追求が目的であり、創作に対する責任や倫理を持ち合わせておらず文化の発展には何ら寄与せず完全に“NO”を突きつけなければならない存在です。国内でも著作権、著作権者を軽視した発言が目立ちます。世界中のクリエイターの多くがこのような考えの人達に自分の作品を好き勝手される悪夢を一刻も早く終わらせたいと願っています。
生成 AI が世に放たれてからクリエイターは苦境に立たされ続けています。
海外の規制動向に追従するだけではなく日本として著作権者を守る政策を打ち出していただきたいです。
著作権者ひいては文化を守る選択をお願いいたします。

●受付番号　185001345000010112

少なくとも各々に責任を問うことが困難である一般市民らが気軽に使用できるような状況は避けるべきです。
利用にあたる場合は利用者の経歴や使用用途に対する慎重な審議の下、利用するべき人間は選別するべきです。
真面目にコツコツと日々研鑽する人間を搾取する構造が行きつく先は文化の衰退です。

●受付番号　185001345000010113

AI の無断学習はやめてください。お願いします。
せめてどうしてもやるのならば最低限、学習した分、使用した分だけ作者側に高額な還元がされ、学習した側が一方的に得を絶対にしないような仕組み作りをお願いします。

●受付番号　185001345000010114

生成系 AI の学習には、AI 利用者または提供者自身が著作権を保有している、もしくは権利者から許諾を受けた素材のみが使用を認められるべきです。
他者が著作権を保有しており、使用許可を出していない画像・映像等を使用した場合は、著作権者の権利を脅かすと考えます。

●受付番号　185001345000010115

AI での生成物は第三者の作品の盗用であり(学習元がなければ機能しない)、AI を使用した当人に著作権を認められません。(AI を使用して生成しただけの人間が著作…？著作物の意味をもう一度確認してください)
それで利益を得ることは国が窃盗を認めることと同じです。
https://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime1.html

●受付番号　185001345000010116

ケースバイケースではなく AI の無断学習に反対します。
創作する人間のことを大事にしてください

●受付番号　185001345000010117

反対です。
犯罪を合法にしないでください。
クリエイターを殺さないでください。

●受付番号　185001345000010118

AI による生成に既存の著作物を利用することを合法化すれば、いずれ本来の創作活動は廃れ、AI による生成物だけが跋扈します。しかし AI はデータを合成していくだけなので、新しいものを生み出すことができず、やがてデータは劣化し、生成物も劣化します。その時元々いた創作者が戻ってくるかと言えば、どうせまた素材にされるだけだと戻ることはありません。そのため AI による創作物の生成は文化の衰退を進める一歩となりかねません。故に私は AI 生成には規制が必要だと考えています。

●受付番号　185001345000010119

ただのパクリが、AI を通せばいくらでも無罪にできるのはおかしいと思う。
著作者の権利を守ってほしい

●受付番号　185001345000010120

AI の無断学習に反対します。
全ての創作者には著作権と著作人格権があり、無断で使用されることは許されないはずです。
そもそも、無断で収集している時点で問題なのに、元作品と一部違っているから著作権侵害ではないというのは無理があると思います。
創作者が AI 学習に利用しても良い、と言っているのであれば特に問題ないと思いますが、「無断」ということが問題なのだと思います。

●受付番号　185001345000010121

生成 AI というものは、収集した画像を切り貼りしたコラージュであり、現在において収集された漫画家や作家、被写体にされた実在人物などにはまったく還元されない、誰かが模写した贋作でもなく、デジタルコピーの盗品でしかありません。
上映された映画を盗み撮りして、切り貼りして流布しているようなものです。
盗品が跋扈することは作者や、モデルにされた実在人物への攻撃であると思います。
そのような盗品に著作権は無いと思いますし、与えるべきは罰だと考えます。
いま現在の生成 AI などのデータはすべて破棄させ、生成物についても流布、発表などは、オリジナルの方々への還元などの体制が整うまで一切を禁ずるべきだと思います。

●受付番号　185001345000010122

生成 AI によって生成した画像や音楽や文章に著作性を認めたら、文化の健全な発展には大きくマイナスに作用するのは明らかです。
著作性はプロンプトそのものに対してのみ認めるのが妥当だと思います。
そして著作物の利用制限を「学習」の段階で行うよう、
罰則を含めて早急に法整備すべきだと思います。
生成 AI による出力物だということを隠す行為にも何らかの制限や罰則が必要です。
でなければ、消費者に対して不利であると思います。
現行の「クリエイター」と「生成 AI 技師」の関係ははいわば
「真面目に勉強する子ども」と「それをカンニングをする子ども」
共存は心情的にも厳しいし、既存のクリエイターばかりが譲歩しています。
そんな環境で切磋琢磨出来るのでしょうか。
現行の案では文化は衰退するのみです。

●受付番号　185001345000010123

5 のエの（イ）”作風や画風といったアイデア等が類似するにとどまり、既存の著作物との類似性が認められない生成物は、これを生成・利用したとしても、既存の著作物との 関係で著作権侵害とはならない”という点を問題に思う。
画風とは一人のクリエイターが一生涯かけて築き上げるものである。画風とクリエイターとしての看板は密接に結びついている。例えば[redacted]風の絵といえば誰もが思い浮かべることができるわけで、画風の持つ力というものは計り知れない。[redacted]氏ほどではなく、商用的価値に差はあれど、画業に従事しているクリエイター達にはそれぞれ心血を注いだ画風が存在する。また、アマチュアのクリエイターであったとしても、価値では計れない、クリエイターとしての魂が画風には注ぎ込まれている。画風とは年単位で構築していくものなのでクリエイターのアイデンティティと不可分であるからだ。
作風や画風が保護されないという法律は今までの著作権法的な概念をそのままスライドさせたものであろう。この法律が社会的に容認されてきていた生成 AI 以前の時代では、作風や画風を真似るのにも多大な技術と労力が必要だった。まず、作風や画風を真似ることのできる基礎的な能力の習得に何年もかかる。そのような労力を使ってあからさまに作風や画風を真似をしようというクリエイターもそう多くはなかった。現実として、模倣行為はそう多くはなかった。このような背景の元に作風や画風を真似ることは社会的に容認されてきたのだと思う。
しかし生成 AI によって作風や画風を真似る技術的なハードルも労力的なハードルも著しく下がってしまった。それこそ一日で学習元の作風・画風に極めて類似した生成物を量産することができる。このような生成 AI が登場した現在においても従来の著作権法の概念を適用し続けた場合は類似品が氾濫し、文化が破壊されかねない。このような状況下では誰もオリジナルの作風や画風を作ろうとはしなくなるだろう。なんの労力も費やさずに類似品を量産されるのでは、あまりにも馬鹿らしい。
これを避けるためには従来の著作権法とは分けて生成 AI 規制のための立法をして、生成 AI によって作風や画風の類似物を作る行為を規制するなどすべきだろう。そうでなければ誰もまともにクリエイターになって文化の担い手になろうなどとは考えなくなる。
もし生成 AI クリエイターしか存在しない世界こそが新たな文化だと考えるのであれば文化庁の看板を下ろすべきだ。

●受付番号　185001345000010124

・好きな作家さんが生成 AI に模倣されて筆を折られたらすごく悲しくなるから嫌
・生成 AI は規制、もしくは免許制にして欲しい
・手描きと AI 絵の判別がつかずトラブルにならないか不安
・良い技術だろうに、他人を害する技術として認識されてしまう事態になるのは、生成 AI にとっても不幸

●受付番号　185001345000010125

生成 AI について、誰かが書いた(描いた)ものを学習させ、新たなものを生み出す行為は現行の著作権に抵触していると考えます。しかし、数多の絵を学習し、それを生成させる行為において、どこの誰の著作権に抵触しているのか曖昧であり、責任追求が難しいのも事実です。これは従来の著作権ではカバーしきれない問題であり、そもそも新たな技術として AI が誕生していることから、著作権法を変えていく必要があると考えます。
数多のものを学習させ、クリエーター個々のオリジナリティを消しているからといって逃れられる問題ではありません。日本のクリエーターを守るためにも、日本の未来のためにもできることを最大限行っていただきたく思います。

●受付番号　185001345000010126

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010127

現時点で悪用する人間が多すぎるのでAI生成物に著作権は認められないようにするべき
むしろそうした方がフリー素材として使いやすくなると思うので、尚更認めないほうが良いと思う

●受付番号　185001345000010128

一部の利権のために創作の文化を壊すな

●受付番号　185001345000010129

そもそものデータベース自体が享受目的を持って恣意的に作られたものであった場合、それを活用した学習結果は享受目的に沿ったものになると考える。
素案では、その場合、データベースの作成者とそれを用いて学習を行なったものは切り離され、実態とはかけ離れて享受目的でないと判断される恐れがある。
データベースに享受目的がある場合(例:著作物を再現する意図がある等)はそれを使用した学習結果も享受目的であると判断されるべきである。

●受付番号　185001345000010130

AI の無断学習に反対します。
好きな絵を描いている方の作品が勝手に消費され、その方の創作活動が阻害されることに危機感を覚えます。

●受付番号　185001345000010131

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010132

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010133

法律案に反対します。大反対します。芸術文化を誇る日本がこのような法律によって、これまで多くの人が自らの人生、感情、精神を削りながら生み出した作品たちの価値を下げるようなことがあってはならない、芸術は、唯一人間が自分を表現するための、唯一 AI では真似することの出来ないものだと思います。この芸術世界に、AI が入ってくること、ましてはそれに著作権が着くだなんて、正直最初は冗談かと思いました。
本当にやめて欲しいです。考え直して欲しいです。

●受付番号　185001345000010134

AI の無断学習に反対します。このままでは、意欲を持って創作活動を行う人が著しく減少しいい結果に繋がるとは思えません。

●受付番号　185001345000010135

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010136

著作権者には、相応の金額で商契約を結ぶ権利があります。AI はとても便利で活用できるものです。しかし便利な世の中になったとしても、著作権者は守られるべきだし、それが日本のクリエイターの質をあげて行くことになります。

●受付番号　185001345000010137

AI を使って他の創作者の作品を学習させることは盗作と同じで、立派な犯罪です。創作者にとって AI による盗作は、歩いていて急に自転車に乗った犯罪者にバッグをひったくられるのと何ら変わりません。どちらもいつ自分の所有物が盗まれるなんて予測不可能だからです。それなのに AI 学習作品も AI 使用者の著作物になるのは有り得ません。どうして文化庁がそのような考えに至ったのか説明願います。そして、作品を AI 学習に使われたくなければ、そもそも作品を公開しないのが 1 番の対策、となっているこの国は正直あまりにも可笑しいです。私たち創作者は自分たちの大切なオリジナル作品を守っていき、精一杯創作活動を楽しみたいだけなのです。創作者は創作活動をすることで、各々健康で文化的な最低限度の生活を送ることができます。それが AI と AI 使用者によって著作権侵害をされ、活動への幸福や満足感、そして何よりも大切な生き甲斐が脅かされています。こんなにも多くの国民から批判意見が殺到している理由について、今一度文化庁の職員全員で集まり、よく考えていただきたいと思います。

●受付番号　185001345000010138

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010139

創作活動をする人々に不利益が発生する可能性が非常に高いため、AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010140

５．（３）生成物の著作物性について

著作権のある創作物を AI 学習させ、その著作元の名前を騙って商業活動を行った AI 使用者を著作元が注意したところ、AI 使用者から殺害予告まで届く事例が見られています。

また、とあるイラストサイトでは AI 生成物による児童ポルノ投稿が多く上げられた時期があり、そこから「そのイラストサイトは児童ポルノだらけだ」とのイメージを植え付けられてしまい、イメージ低下にもつながりました。現在は「児童を写実的に児童を描写したイラスト・マンガ」を非表示にしたことで対応済みです。

このように、AI 使用者には現行のルールすら守る意識がない方が多くいるのが現状だと思われます。まず、前提そのものである「AI 生成物に著作権を付与する」こと自体が時期尚早ではないのかなと考えます。

もし AI 生成物に著作権を付与するのなら、文化庁もしくは情報処理推進機構など官庁の方で AI 生成における公証マークを作り、公的に「この作品は AI を使用しています」と証明出来るものを提供すること、AI 生成物にはデータ元、出典元、引用元を明示することも義務づけてはどうでしょうか。

現状そのまま著作権を与えると、全うに創作活動をしてきた人達は創作作品を利用され、あまつさえ対価が払われなくなったあげくに「自分こそが本物で、こちらが偽物です」と本物が偽物扱いされる事態が多発するのは目に見えています。

くれぐれも創作における AI 生成物の取扱いには慎重に慎重を重ねて下さい、よろしくお願いします。

●受付番号　185001345000010141

AI による無断学習は個人、商業問わず創作活動を修復不能なまでに損なう可能性が高く、強く反対します。

●受付番号　185001345000010142

現状、ほとんどの AI の学習元はクリエイターの意思を尊重されないまま
勝手に素材として組み込まれています。
研鑽を積んでようやく到達したものが、なんの苦労もなく他人のツールから
生まれることに対するクリエイターの苦悩を考えてみてください。
先日もとある漫画家が作品を改変されたことに端を発した事象で命を絶つ事が起きました。
クリエイターにとって作品とは命です。
AI で出力したものに著作権が発生すべきではないと考えます。
もうツールが出回っているのでこの流れを変えることは難しいと思いますが
もしクリーンな素材（クリエイターが許可を出したもの）から生成できるものがあるのであれば、それは歓迎します。

●受付番号　185001345000010143

ＡＩの無断学習に反対します！
日本の誇るアニメマンガ文化を支える漫画家、クリエイター、声優などの技術を勝手に利用出来るようにして第三者が儲けてクリエイター達が淘汰されて文化が廃れる未来きか見えません。

●受付番号　185001345000010144

AI の無断学習に反対します。アニメ、漫画は日本が誇る文化であるのならば、それを守るための判断をしてください。

●受付番号　185001345000010145

AI は沢山の人の作品からから要素を抜き出して文章やイラスト、映像、音楽等を出力しているため、AI 利用を推進することは著作権侵害に繋がる行動だと思います。
また、最近では特定の 1 人の作品を AI に読み込み、その人そっくりの作品を出力する人も出てきているため、クリエイターの権利を保証するために AI 利用は規制等の法整備が必要だと思います。

●受付番号　185001345000010146

自分が描いた絵を勝手に使われるのは嫌です。他人のお金儲けのために使われるのも嫌です。わたしの絵はわたしのものです。AI の学習に使われるのも嫌です。絵でお金が欲しいなら自分で描いたらいいと思います。

●受付番号　185001345000010147

AI の著作権学習に反対します

●受付番号　185001345000010148

生成 AI に利用される作家側としての懸念点を列挙します
第一に AI 開発者・AI サービス提供者に寄りすぎている素案だと感じました。
AI（学習済みモデル）開発にあたり、当然のように著作権者の意向や意思は無視され、無許諾での利用を許し AI から問題のある著作物を取り除く措置は時間的・費用的負担の重さ等を考慮して免除するというのは納得できません。
事業者側がその措置をできるような設計に改良、努力すべき問題だと思います。
それでいて情報解析用のデータベース著作物のライセンス事業は手厚く保護しているように感じられ、大企業を優遇し、個々のクリエイターを軽視している印象を受けました。
第二に法第 30 条の 4 について解釈の幅が広すぎると思います。
AI 開発試験段階での著作物の利用に権利制限規定が適用されるのはわかりますが、提供される商品・サービス開発段階で学習用データセットに無許諾で著作物を利用するのは開発側の利益追求でしかなく、公益とは無関係だと思います。
利用した著作物の権利者に利益を還元する等のライセンス制度を作る努力を免除する言い訳のような項目になっていると感じます。
現状のイラスト系の学習済みモデルは特定の作家の作風・画風を模倣できることを売りとしている節があります。
著作権侵害の判断が創作的表現を享受できるか否かのみに目を向けられているため明らかに作風・画風の模倣を意図とした学習済みモデルであってもモデルの作製自体には思想又は感情の享受の目的があるとみなされず無許諾で著作物を利用できてしまっています。
同項の但し書きでは利益を不当に害されないように一見配慮がされているように見えますが作風・画風というものが著作権法の保護対象でない以上但し書きの意味もなく、著作権者は著作物を無断利用された上に誰でも大量に模倣品を生成できる学習済みモデルの作製、譲渡、公衆送信をされてしまい自身の利益を害されるという不健全な状態に陥っていると思います。
生成 AI による模倣は作風・画風等アイデアを保護対象にすると後発の新たな創作・表現活動を妨げてしまうから文化の発展上の仕方のないこととする理念を悪用した行為であり、画風の似た作家が複数現れる程度という従来の想定するレベルを超えているはずです。
誰でも作風・画風を模倣したものを生成できるということは作家の対価回収の機会を損なうことになり、逆に文化発展を妨げていると思います。
これらの問題は作風・画風という作家のブランド性及び能力が著作権法で保護されていないという隙を突いた悪意ある行為だと思います。
出力された AI 生成物はもちろんのこと、学習済みモデル蔓延の危険性についてもっと目を向けるべきだと思います。
第三に AI 生成物を著作物と認めることへの懸念

社会に AI 生成物が蔓延することでいくつもの不都合が生じると思います。
まず写真などの資料が信用できなくなります。
これはネット上の動物や昆虫の写真が大量の AI 生成物にすり替わり参照することが困難になる上に、体構造などが改変された著作物を誤って資料に用いた場合訴訟のリスクがでてきます。
またパテントトロールのように AI 生成物を使って不当な利益を上げようとする者がでてくると思います。
例えば AI を利用し剣のデザインを大量に生成された場合今後訴訟のリスクから漫画やアニメに剣を登場させることが困難になり創作活動の萎縮を招きかねません。
著作権は特許のように申請の必要がないのでよりひどい状態になる恐れがあると思います。
どの程度の創作的工夫があれば著作物として認めるかといった議論も線引きが難しく、また単なる労力かどうか証明する方法がないと思います。
AI 生成物を譲渡・公衆送信する場合、生成に当たって入力したプロンプトや利用した学習済みモデルの明記を義務化することで混乱を低減できると思います。
第四に司法の場での権利者の不利性
AI 開発者・AI サービス提供者を相手取る時に学習用データセットに利用されたものが海賊版か否か権利者側が証明するのは困難である思います。
データセットの中身が不透明では依拠性の判断ができず訴訟を起こしにくいと思います。
最後に
作風・画風を模倣した AI 生成物が蔓延することによってオリジナルとの見分けがつかなくなり、特定の作風・画風がチープ化してしまうこともあります。
度を過ぎた量産化は文化的には良くないと思います。
生成 AI が台頭する以前に作成された法案の解釈を吟味するだけで今後の問題を乗り切るには無理があると思います。
SNS 上では AI 問題を提起することによって反 AI として誹謗中傷や嫌がらせを受ける事案をよく目にします。
文化庁による生成 AI の取り扱いガイドライン周知によってそのような事案が無くなることを切に願います。

●受付番号　185001345000010149

SNS でこちらの素案を知り、資料を拝見いたしました。
こちらの素案を作成するにあたり、有識者の意見交換などは十分になされていますでしょうか。
危惧する点について、すでに版権として著作権が認められている所謂プロにとっては良いのかもしれません。しかし、絵というものは『プロ』と『アマチュア』が存在します。プロは前者で法律的に守られるかもしれませんが、アマチュアはこちらの素案ではフォローしきれていないと考えます。
『クールジャパン』を打ち出していますが、クールジャパンは、プロとファンで成り立っている訳ではいないと考えております。
プロとファンの間に『アマチュア』がおり、アマチュアをきっかけにクールジャパンと結びつく人はとても多いと思います。
AI について、例えば、Youtube で AI 学習されたプロの方の声を使い歌わせている動画が散見されます。再生数、フォロワーを稼げば金銭が投稿者に支払われます。
イラストも同様です。
沢山学習させ、学習したものから『大衆が好みそうなものを生み出す』そうすれば、金銭が発生します。
学習に使われた、『生みだした人間』は、自分に似た、模倣された作品を見てどう思うか。
(気持ちなど法律の前では無駄なものかもしれませんが…)
この素案では、AI に学習させて大衆受けするものを生み出したもの勝ちな気がしてしまいます。
プロと同様、アマチュアも、『ゼロ』から『一(いち)』を生み出すことはとても労力が要ります。と同時に文化的な価値を生み出す作業であると考えます。
AI に学習させ、短時間で量産できる AI の絵や音楽はコスパが良いのかもしれません。
しかし、前者が強者になった世界では、生み出す側の人間は『創作活動』を辞めざるをえないでしょう。
「描けばいいのに、何故か？」と思うかもしれません。
しかし、仕事と両立して僅かな時間を積み重ねて生み出しているアマチュアが多いのは事実です。
際限なく AI 学習させてきれいなものを生み出す世界。きれいなものが溢れて良いかもしれませんが、過去のオマージュと考えます。文化が発展していく未来は感じられません。
最近、原作者と脚本家の問題が TV や SNS で取りざたされています。
この素案や最近の AI で生みだされた音楽やイラストを見て、AI で生み出す側のモラルやマナーが敬意を欠いていると感じます。

この素案がこのまま通った先の未来では、また誰かの命が失われてから議論、論争が巻き起こるのではないかと懸念しております。
どうか、創作者側の懸念や困惑を汲み取り、著作権を確立してほしいと思います。
日本の文化が魅力的に世界に感動を与えられ続けるように、そんな法律になりますように、どうか宜しくお願い致します。

●受付番号　185001345000010150

生成 AI アセットの為の創作物の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000010151

著作権を守らず悪用する輩はいくらでも湧いて出てきます。規制しないことにより日本の尊い文化が失われるのは耐えられないので規制を強く求めます。

●受付番号　185001345000010152

海賊版の規制がようやくなされたところなのに、同じようなことができる生成 AI を何の規制もなしに運用するのは著作権保護の観点から見て、あり得ないことだと考えます。
特定の個人の作品ばかり学習させ同じような作品を生み出すという、非常に悪意のある使われ方が既に行われています。これから AI に学習させるものだけでなく、既に学習されたものを含め、創作者の権利を保護するよう法律を作るべきです。

●受付番号　185001345000010153

AI の無断学習に反対します。無断学習された側がお金が貰えず絵を描くのがバカバカしくなり創作の衰退に繋がらると思います

●受付番号　185001345000010154

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000010155

生成 AI の学習に自分の作品を無断利用され､模倣されるケースが多く問題視されています。これはイラストレーターとしての生命に関わることです。どうかイラストレーターやその他の表現者を殺すような法律を作るのはやめてください。

●受付番号　185001345000010156

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000010157

AI が多様化されている現代ですが、クリエイターの制作時間を踏み躙るこのような案に対して反対します。絵師様の作品の盗作から成り立つ生成 AI イラストを賛成し、絵師様たちの気持ちはどうなるのでしょうか。著作権について今一度考え直してほしいです。絶対に辞めていただきたい。

●受付番号　185001345000010158

著作者の明確な同意を得られないAI学習データ収集に反対します。
著作物製作に必要なツールの利用規約に「著作物をAI学習データにすることへの同意を含む」ことに反対します。

●受付番号　185001345000010159

AI 学習について学習元の製作者からの許可がないものは原則禁止とし、生成が解った際、疑われた際に事実無根であると 100%証明できないものは全て著作権違反であるとすべきです。AI 学習をする側は常に学習元への敬意を払い誠実に対応すべきであり、そうでないものは製作者が NO といった時全てを失うくらいのルールでなくては、今後クリエイターの首を絞め、日本での自由かつ独創的な作品を失ってしまうばかりか、海外から注目される文化の衰退にもつながると思います。

●受付番号　185001345000010160

AI 生成された作品について、特例を除いて著作権を認めないで欲しい。
その AI の学習元となった著作物が何なのか、具体的に完全に明示できない場合・明示できてもその全ての著作物の使用許諾がされていない場合は、AI 生成作品に著作権を与えないで欲しい。
作家の中には自ら生み出した作品のみを AI に学習させ、AI 生成して作品発表する者もいる。このように、学習内容の明示・著作物の使用許諾されている場合は、特例として認めてもいいとほ思う。

●受付番号　185001345000010161

生成 AI の無断学習に反対します。
生成 AI の無断学習を容認することは、クリエイターへの重大な業務妨害、権利侵害であり、日本の世界に誇れるマンガ、アニメ、イラスト、ゲームなどのクリエイティブな業界を衰退させ、日本全体への悪影響を生み出す行為であると思います。
また、生成 AI は児童ポルノなどの犯罪画像なども無差別に取り込み出力するので、AI の無断学習容認は犯罪行為の容認とも捉えられ、世界からの日本への信用問題にもつながると思います。

●受付番号　185001345000010162

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000010163

AI の無断学習に反対します。
AI に学習され、気を病んで活動を辞めてしまう人はいると思います。
せめて無断学習ではなく同意が必要だと思います。

●受付番号　185001345000010164

他者の努力の結晶である作品や技術が、悪意ある者によって改変に使われてしまうことが恐ろしいです。

●受付番号　185001345000010165

生成 AI による悪用が発生するため、法規制を求めます。

●受付番号　185001345000010166

著作権は絵を描いた人間だけに持たせるべきだと思います。
あくまでも AI は機械が学習しただけ。1 から作り出していない以上はただの模倣です。
模倣先の人間を殺すおつもりなんですか。

●受付番号　185001345000010167

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000010168

AI は著作権侵害に値していると思う。そもそも AI が取り込んだ膨大な数のイラストは、無断で使用され AI の知識として独断で使われています。それなのに取り込まれた人にメリットがあるわけでもなく、培った技術が奪われることはあってはならない。
日本のサブカルチャーとして確立し、海外からも絶賛されるようなアニメーションの技術はイラストを繋ぎ合わせることで出来ている。そのイラストを描く人が AI によって奪われれば日本の文化をも揺るがす重大なことになる。AI の画像抽出機能に関してはもっと厳しく扱わなければならないと思う。

●受付番号　185001345000010169

AI による無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010170

私は「AI と著作権に関する考え方」について反対します

●受付番号　185001345000010171

実際に学習元になった絵を生業にしていらっしゃる方の悲痛の声を見かけることが増えています。学習元等を著作の切れている作品に限定するなど、現在、日本の文化となった、漫画、イラスト、アニメ文化の担い手の方を技術者と捉えて守るべきです。

●受付番号　185001345000010172

AI 生成イラストや、ディープフェイク等などの悪用による文化破壊が懸念されるため、使用の規制を徹底してほしいです。少なくとも「誰でも使用出来ます」は、絶対にやめた方がいいです。

●受付番号　185001345000010173

AI 反対派です。
まず私の個人的意見を先にまとめます。
・自分の書いた絵が AI に取り込まれる事に非常に嫌悪感を感じる。
AI の学習としては何万、何億分の一の絵だとしても私にとっては代え難い価値がある。また、絵を描く上で心情、心象風景や性癖など、作った絵には私の内心が深く関わるのでそれらを混ぜてそれらしいものを作られる事は内心を蹂躙される真似であり非常に不愉快。
・見る側としても技術だけでなくそういうものを見たいのであって近年 pixiv に溢れかえる、量産された AI が描いた絵を見たいわけではない。そもそも AI か本当の絵師が描いたかをなぜ私がわざわざ見極めなければいけないのか。
AI 生成物には AI 生成物と明記すべき。
・たとえば将来的に AI 生成する際の入力で「著作権法にかからない程度にごまかせ」という文言が適用できるとしたら変造し放題だと思う。
限りなく似ているけど似ているだけなので訴えられないという事であり、つまり海賊版の容認である。
・たとえ何があれ作者は絶対であり、勝手な事は許されないとした文化の保障が突然蔑ろにされている。
・著作権にかからないように商業利用したいだけではないのか？
・AI 絵は規制すべきもので人の描いた絵は保護すべき。
・文化的には外来種のような存在を併存させようとしているのは却ってなぜなのか。
次に実害について
・私が知る限り海外でも日本でも、絵を描いている人がその人の画風に近い AI 生成物を作られて筆を折っている人がいる。
・AI である事を公開せず自身で書いたかのようにコミックマーケットで販売した人もいた。
・pixiv に AI 生成物が溢れかえり似たような絵が乱造された。AI である事を隠しているものもあって、チェック機構が不完全で、見ることさえなくなってしまった。
・AI で生成されているのかいちいち疑う必要がある。
・AI 絵師を名乗ってさも自分も創作者であるかのように振る舞う人達もいる。
まとめ
現在の創作的文化と AI を取り巻く環境は一触即発の状態。
AI 賛成派は技術的躍進、創作者たちの技能補助を謳うが、実態は、上記実害のように創作者や絵を見る人に対する良識の見られない行動が目立ち、絵を見せる機会を奪い、絵を見る人にも疑心を抱かせている。
絵は描くだけでは満足できない。人に見せて評価を受けたいと思う気持ちが当然ある。SNS の利用が当然となった時代で多くの人から評価を受けられるようになった。

その評価は時にファンを作り、絵を売る事もできるようにもなった。
黄金時代とも言える素晴らしい状態だったと思う。
今、私は絵を投稿しない。自分の描いた絵を無断で使われる事が怖いから。
自分の描いたものがどう捻じ曲げられるか分からない。
また、捻じ曲げられてもその絵に対して意見したり、訴えに出る権利がないかもしれない、
そんな状況の中で評価を得たい気持ちよりも描いた絵を守りたい気持ちが強くある。創作者は全ての作品に多少なれ愛着を持っているし、誇りを持っている。
これこそが文化であり、創作であると思う。
AI にそれがあるだろうか？いずれはそうなってくるかもしれない。
ただ、今は創作に対する破壊者でしかない。
そのように思う。

●受付番号　185001345000010174

AI で絵を描くというツールによって誰でも簡単に絵を作ることができ今まで出来なかった人たちにもチャンスが与えられるようになるのはいいことだと思うが、誰でもできるということはそこに悪意を持って参入してくる人もいるということで、実際の事例としてあったのは学習した画像の中に児童ポルノが含まれていたというケースがある。そのツールを用いて絵を制作するだけで共犯ということになりかねずまた手軽に犯罪を隠蔽できかねない。また生成 AI によって誰でもイラストで稼げることになることで反社会的勢力の資金集めとして使われて力を与えねない点も憂慮すべきである。SNS などで AI イラストを販売して稼いでいると喧伝しているアカウントが多数見られており、水面下ではおそらくだが既にこの何倍もの人数が資金を得ていると思い、その中に反社会的勢力の存在はあると考えられる。生成 AI を使用したかどうかは明記するルールだがそれを無視して稼いでいるものやつけていても購入する層もいる、そうである以上完全な法ができるまでに自由にさせていては反社会的勢力に力を与えかねない、文化や感情といったものの前に実際に犯罪で使われているケースがある。そうである以上我が国に犯罪を蔓延させないためにも一刻も早く完全は法を施行し誰でもはできないようにしなければならない。技術として誰でも使えなくなるのはどうかと思うが犯罪の温床となっているものを一旦断ち切り、我が国の平和のためにどうか行動して欲しい。

●受付番号　185001345000010175

生成 AI に関して、著作権を放棄していない著作物や、生成 AI ジェネレータへのスクレイピングを許可していない著作物、無通知かつ自身での削除の猶予なく集められた肖像権を伴なう肖像・声・医療データやその他の不当に集められた情報を含まない場合に限り、
第一章 総則 第一節 通則 第二条 十一にある二次的著作物と捉え得ると考えます。
（２）「柔軟な権利制限規定」は非倫理的で文化の発展の阻害となる為、根本的に見直すべきだと考えます。
「大量の情報を集積し、組み合わせ、解析することで付加価値を生み出す」行為の中に著作物等の無断集積があってはならないと考えます。
不当に集められた情報が含まれない（協力者を募りクリーンな提供情報で生成 AI をトレーニングし、また不当に集められた情報が含まれないデータセットでバージョンアップしたモデル）であっても、もとの情報をプロンプトに従って画面に盛り付け直した出力物は、少なくとも二次的著作物相当であると考えます。
現在、例えばイラスト制作の場合、生成 AI によって一次創作のように一貫性や安定した絵柄の作品を出力しようとするとき、オペレーターは特定の著作者の名前をプロンプトに指定したり、1 人の人間の作家の作品を集中学習させて絵柄を機械的に、表面上緻密に模倣するなどします。プロンプトに著作者の名前を入力し絵柄の統一や見栄えの安定を図ること、またジェネレータがプロンプト中の著作者の名前を認識してそれに呼応した出力をできることは、著作権法 30 条の 4 で禁じられている著作権者の利益を不当に害することにあたると考えます。
なぜなら生成 AI での出力物は表象の線や色の技術面での模倣に留まるため、オリジナルの作家の劣化版であり、本来の著作者がその人生と信条のもと培った世界観下に産み出した一連の作品群と違い、似た線と色とで著作者が忌避する内容の表現（暴力やポルノなど）を出力可能となり、それが公開や販売され本来の著作者のオーディエンスからは（特に、専門外の人や模倣作品に先に触れてしまった人に）見分けがつかない状態で出回った場合、本来の著作者の世界観の汚損やブランドの毀損となるためです。それが著作人格権の侵害であることは言うまでも無く、しかも懸念ではなく実際に既に横行しています。表面上の模倣生成物を本人の目の前で作ってみせたり、その非倫理的生成ジェネレータを広く配布する者は既に存在し、ターゲットにされた作家を再起不能にしたり、あらゆるクリエイターの生産性を下げさせたり、本人及び応援対応するクリエイターの創作時間をも物理的に奪う結果をもたらしています。
プロンプトが著作物（二次的著作物）として保護されることがある場合にも、それらが研究専用の生成 AI である証明がなされない（娯楽目的での生成物の公開の履歴があるなどの）場合は、データセットに内包する著作者名及び関連づいたデータが無いことを開示の上、内

包していれば集積情報の即時破棄命令が出せる体制が必要だと考えます。それは著作権法19条の氏名表示権でも保証されているはずだと考えます。
著作物を事前承認無く利用されることを法が許す場合、作品の発表やブランディングの全てのタイミングにスクレイピングのリスクがつきまとう限り、上のような嫌がらせや営業妨害、著作人格権の侵害に係る表現の汚損を避ける為、本来であれば創作時間に充てることができたはずの時間を割き対応、自衛のための設備を自費で導入、著作物の無断濫用の疑いがあればさらに時間と心理的対価を払い訴訟等を行わなければならず、全てのクリエイターは既に利益を不当に害されている状態にあると考えます。
よって、「AIと著作権に関する考え方について（素案）」の2.（2）AIと著作権の関係に関する従来の整理のイは不当であると考えます。
「技術革新」の非倫理的強行は、人の幸せを前提としていない上にクリエイターの利益を不当に害しています。よって、著作物等の無断学習は文化の発展への寄与しない為、（2）にある「柔軟な権利制限規定」は法に反すると考えます。
既に諸外国では非倫理的生成AIへの糾弾と対処が議会や企業などから発表されており、生成AIの開発と導入は倫理的でなければいずれ手戻りとなることは明白であるため、方針を見直すべきだと考えます。
法は寧ろ、著作者等の通報によって生成AI出力物の作者や開発者、データセットの配布元に対し照会、捜査、解析を行うことで、生成AIの非倫理的利用を阻止し、著作権上も科学的資料としても万人が安心して利用し、文化の発展に寄与できるクリーンな生成AIの品質の保持に貢献すべきだと考えます。
そのため、現状著作物の大量な無断スクレイピングを是としている生成AIやデータセットは、生成物を国内で公開又は商用することを禁じるべきだと考えます。

●受付番号　185001345000010176

こちらの素案は結論から言うと反対です。
ネットの創作界隈(二次創作を含む)にいらっしゃるの素敵な絵師様方が居場所を無くしてしまいますし、イラストによる話題性が手間暇かけて人力で描かれたものが今でさえネットの問題視にあるAIで埋め尽くされるのがとても不快です。
平和な所にわざわざ火種を入れ戦争を起こそうとしているも同然なこちらの素案は通るべきではありません。
過激な言葉を使わせていただくのであれば利益など無く一人一人を殺す真似事をしています。過激な言葉を使わさせていただきたくなるくらいこちらは良くない事だと思うのです。
考え直して下さい。何卒、よろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000010177

・初めの学習元サイトが真っ黒
→他者の著作物、特に性的なものを無許可で大量に学習に学習させている件を無視して動くのはおかしい。
・未来がない
→生成 AI で簡単に高いクオリティの画像を出せてしまう世の中では、新たに自分の手で絵を描いたり写真を撮る人がいなくなる。生成 AI は他者の著作権を学習し続けないとアップデートされないので、いつか似たような作品しか生み出されなくなる。
・現状の生成 AI 使用者がクリエイターに対して極端に攻撃的
→殺害予告までしている人がいるのに取り締まることができない法に対して不信感がある。

●受付番号　185001345000010178

趣味で創作活動をしている者です。
私はＡＩイラスト、文章などを自分で検閲改変等のオリジナリティを加えないで公開した場合に著作権が侵されるものだと考えております。
ＡＩイラストを例にあげますと、「こんな構図が描きたい」や「このポーズどうやって描くんだろう」といった資料としてＡＩを使用し、それを自分で描き起こして改変し公開する分には何も問題ないと思っております。
ただ、ＡＩに他人のイラストを勝手に学習させ、文字を打ち込んで出てきたイラストを改変もせずに「私がＡＩに描かせました、売るのでお金ください」は明らかに創作活動そのものを冒涜している気がします。
今後の危惧として、ＡＩ文化が発展していくのと比例して、創作文化は衰退していくものと思います。
ＡＩの利点は「誰でも」「素早く」創作物を生み出せるところですが、それを許してしまうと創作物そのものの価値が下がってしまいます。
現代日本の技術に金を出さない方針に拍車がかかり、創作するだけ無駄という意識が広まってしまえば、日本の文化である漫画やアニメも衰退の一途を辿ってしまうでしょう。
ＡＩは大変便利ですが、文化を衰退させる毒だとも感じます。
もっと、創作の意味とは何か、人が何かを創るという行為にどれだけ価値があるのか、創作をするということはどれだけ難しいことなのか、いつか理解していただけたら幸いです。

●受付番号　185001345000010179

AI 技術の進歩は創造性とイノベーションの新たな領域を切り開いています。この中で、我々は著作者やクリエイターの権利を維持しつつ、公正なバランスを見出すことが重要です。柔軟性と適応性を備えた法的な枠組みが求められ、これによってテクノロジーの進歩に迅速かつ適切に対応できる環境を構築することができます。
同時に、様々な利害関係者の声を考慮することが不可欠です。著作者、企業、一般の利用者の視点を統合し、公平性を保つためには共同の努力が求められます。
国際的な視点から見ると、AI と著作権に関する問題は単一の国家だけで解決するには複雑すぎます。国際協力と標準化の促進が、グローバルなデジタル環境における健全な制度の構築に不可欠です。
最後に、具体的な提案として、新しい技術に適応できる法的枠組みを整備し、デジタル時代における公正な著作権管理を確立するための取り組みを支持いたします。これにより、AI の進歩が文化の発展に寄与し、同時に創作者たちが公正な報酬を受ける環境が築かれることを期待しています。

●受付番号　185001345000010180

昨今明らかに悪意を持ってAIを利用する者がいる中で、他の絵師のデータを無断で学習しても合法とするのは、やはりおかしいと思います。

●受付番号　185001345000010181

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010182

現在の画像生成 AI は、著作権者の許諾を得ていないものを学習データに組み込んでいる等の問題を抱えています。
非享受目的で作られたはずの生成 AI で、著作権キャラクターが出力されることがあり、
このままでは知らず知らずのうちに著作権を侵害する恐れがあり、信頼性・実用性に欠けます。
そして生成 AI の操作の簡易性から、多くのクリエイターが被害に遭っているのが現状です。
著作権第 30 条の 4 は全く守られておりません。
既に国内では特定の絵柄を模倣した学習モデルが作られ、贋作やポルノ絵の生成、なりすまし等クリエイターの評判を失墜させるようなが起きています。
また、被害を被るのはクリエイターだけではありません。
生成 AI によって作られた偽の商品情報が掲載され、景品表示法に違反する事例も起きています。
海外では既に複数の訴訟事案も起きてきます。
フェイクポルノを作られて自殺した少女や、実際にはポルノに出演していないのに仕事の契約を解除させられた事例もあります。
歌手の[redacted]も法的措置のために動いています。
生成 AI により、イラストが氾濫しクリエイターの価値が下がることや、俳優の仕事がなくなることは、
クールジャパンの目指すべき姿に反していると思われます。
日々被害を訴えるクリエイターは増えており、まともに保護もケアもされていません。
クリエイターを守るための法的な手段が必要であり、そもそもそのような被害を起こさないために生成 AI の推進は控えるべきだと思います。
盗用した学習データで生成したものを著作物と言い張るのは誠に遺憾です。

●受付番号　185001345000010183

AI 生成されたものは思想又は感情を伴わない事から、著作権の対象とせず、全て公共のものとし、それを明記すべきです。
また、AI 学習段階において特定の著作者や作風を著しく偏って学習することによって、その著作者の権利を侵害することが容易にできます。
それは違法であるかどうか以前に、クールジャパンの担い手であるクリエイターを疲弊させ、文化の発展を阻害します。
その対策として、AI の学習元に教科書で学ぶレベルの一般的常識的データを一定以上含むプログラムとする事を義務付けるなど、国が主導で積極的に文化保護を進める必要があると考えます。

●受付番号　185001345000010184

５．各論点について

（１）学習・開発段階

著作権法３０条の４を残したのは生成 AI の開発の点でよかったと思われます。ただ、なるべく早く著作権者の了承の取れた巨大なデータベースを整備し、インターネットの情報をクロールしなくても開発ができるようにするのが、著作権者・AI 開発者にとって重要と思われます。

●受付番号　185001345000010185

AI による無断学習は、現時点で既に学習元の絵師さんやこれからイラストレーターを目指す方々等の心を折り、イラストレーターとして生計を立てている方の仕事を奪ってしまっています。
例えばA さんが 1 万円で依頼を受けている所に、A さんの絵を無断学習した AI が同じような画風、同じようなクオリティなのに 5000 円で依頼を受けます！と言っていたらコストカットしたい企業や安いならそっちの方がいいや！となる人も沢山居るんです。
この案が通ってしまえばこれらの流れは誰にも咎められませんが、元々A さんに来るはずだった依頼は減っていますし、そもそも人が努力して作って来た画風、技術なんです。それを無断、無料で学習した上に商用利用出来るのは本当に問題無いのでしょうか？商業利用しなくても、そもそも自分の絵を真似られているような物なので、不快感や悲しみを覚える人は沢山居ます。
人間が人の絵を真似したら咎められますよね。AI 自体は確かに人の絵を学習する事に楽しさを覚えたりしないと思いますが、AI に絵を作らせているのは人間なんですから、AI が絵を描いて売っているのでは無くて人間が AI を使って絵を描いて売っているんです。儲けているのは AI ではなく、それを使っている人間です。
ここでこの案が通ると更に AI 絵が増えるでしょうが、今よりもっと絵を描く事をやめてしまう人が多くなります、絶対です。いくら描いても学習した AI の方が早く、上手く描けるんですから。
上記の理由で、私は AI による無断学習、商業利用には反対です。

●受付番号　185001345000010186

イラストレーターの方､アーティストの方､声優の方が生成 AI について声をあげています。
私自身自営で絵を描いている身です。
心情として受け入れられず、SNS の運用にあたり自身の作品に対する意思表示として「無断転載禁止」に合わせ「AI 学習禁止」と記載して個人単位で反対しておりました。
代表的なプラットフォーム X(旧 Twitter)で、学習に使用しないで下さいと投稿した方はとてもひどい私刑をされています。
その方は現在 SNS を休止されています。
フォロワーの多い方で、自分のような少ないフォロワー数のアカウントでは影響力がないからと矢面に立たせた第三者として、当該クリエイターに対し申し訳ない思いでいっぱいです。悔しいです。
その私刑の過程、そして嫌がらせの内容を現状の生成 AI の不安から追っている人間ほど反対意見の発信はどんなにリスクのある事か、後に続きにくい事なのか同時に知る事となり文字通り「ネットに掲載する事を控える」同業者の方が増えています。
反対しているクリエイターで掲載を続ける方の中には海外有志の方が作り上げた Glaze、Nightshade といった AI 学習を阻害するノイズ加工ソフトを使用し､作品に目に見えるノイズを入れて発表しているのが現状です。
素材としての使用リスクを考えるクリエイターは作品を非公開に、最悪のケースではアカウントの投稿自体非公開アカウントに切り替えて伏せる方もいらっしゃいます。
圧倒的多数の周りの消費者の人達の前で作り手は無力です。
「楽しければいい」「権利元が訴えないならいい」と技術発展にはクリエイターの犠牲も必要と受け入れてしまっています。
生成物の恩恵を受ける事はそれと同義です。
生成 AI の中には loRA といった集中学習しクリエイター個人の作風を模倣する事が出来てしまうものも存在します。
そしてそれは元となったクリエイターの方が NO と言う事が現状では出来ません。
なぜなら今現在生成 AI のデータセットに取り込む事について権利者の意思を尊重する規則について、最小の個人単位を想定したものがないからです。
集中学習モデル製作者の中には、絵を描く方に嫌がらせをする目的で生成 AI を利用している場合があり、良心的にやめてほしいと言ったところで「学習をやめさせる権利はない」と現状の規則、法律を都合よく解釈し悪用し続ける人もいます。
これは危険な事で、このようなケースを容認してしまうと自衛手段として先述のノイズを含む学習への抵抗を後押しする例となり、生成 AI を大きな規模で運用する場合正確性を欠くデータ、最新の情報を含まないものとなる事も考えられます。

絵や音楽を楽しむ側の目線でも「見た事のある作風の絵、聞いた事のある声が本人以外から投稿されている」と気付くものが多く、それらを娯楽として権利者の意図しない形で消費される事に嫌悪しています。
人を悲しませて発展する物は、クリエイティブ分野に必要だとは思えません。
作り手として見る者が不安なく楽しめるものでなければならないと考えていますし、自身も権利者の定める規定通りに利用、許諾を取る等、誠実に仕事をしてきました。
世に溢れる作品もオリジナルのものは権利者へ、二次創作物は原作権利者に帰属するものであり取り下げを求める要請には従う信頼と尊重で成り立っています。
第三者が取り込み、生成物にロゴや権利表記を生成してしまう今のままでは信頼できません。
クリエイター自身が生成 AI を使用し商業使用するケースもあり、依頼作品の責任の所在さえ曖昧です。
生成 AI の運用目的は個人の商用活動のためではないと解釈しています。
そのため、一クリエイター目線ではありますが以下を提出します。
生成 AI 技術の悪用について
・個人規模での著作物に対する保護、意思の尊重
収集のための強い権利は、権利を保持しない第三者の個人又は企業が享受目的で行使できない規則の整備が必要と考えます。
・現存する集中学習モデルの破棄を要求する権利、規則の新設
権利者が取り下げを要求した場合データセット取り下げ、破棄を要求できる事に言及する必要があります。
個人規模での生成 AI 利用は他者の作風による集客と販売といった利益享受目的となり、文化庁の想定していない事で具体的規則が存在しないのだ思います。
個人が個人に対して行使できる権利ではない事を明示する必要があります。
主に生成 AI が抱えるトラブルは個人間、次いで企業が他者権利を含む AI を使用する事で起こるため前者については解決の糸口となります。
・データセット内に含まれるデータの閲覧、開示を求める権利
類似性が高い生成物に対し利用を明確に証明する手段がなく、権利者さえ前例がなく対応できていません。
安心して収集に協力/活用するための法整備を求めます。

●受付番号　185001345000010187

AI 技術が一般化してきたためか、SNS 上のイラスト投稿で AI による実質盗作のような被害が相次いでおり、それにより心身を病まれる方や困っている方が増えていく一方です。対して加害者はとくにデメリットがないので、被害者は一方的に傷つけられるのみの状況になっています。技術の発展は素晴らしいことですが、AI はイラストや音楽など芸術の領域には踏み込むべきではないのではと思っております。今はまだ「AI らしさ」が残っていることもあって判別がつきますが、発展が進むにつれ判別が難しくなってしまう恐れもあります。兎にも角にも、創作活動をしている方への被害が尋常じゃないです。具体的でなく申し訳ないのですが、AI に関する法令を作っていただきたいです。一線を超えている行為には訴えができる環境にしていただきたいです。(本音を言うと、画像生成 AI は気味が悪いし、検索の邪魔にしかならないので全てなくして欲しいくらいです...)

●受付番号　185001345000010188

AI の無断学習に反対します。また、著作権について AI からではない製作者への手厚い保護もお願いいたします。このままでは世界に誇れる日本の創作文化がなくなります。

●受付番号　185001345000010189

私自身クリエイターの片端ですが、こだわりを持って活動しています
絵柄や表現は各々クリエイター事に違うでしょう
それが個性でありブランドなんです
それが良さなのにも関わらず学習という形で吸収されてしまう未来があるかもしれないと思うと恐ろしいです
人の手で模写されたものは100%同じものはできません
癖というものがその人によってありそこからまた派生して個性となっていくのです
しかしAIは再現可能、今は出来なくてもそのうちできるのがAIです
その人だから出る味や良さがその人じゃなくても良くなるんです
アニメや映画等で背景に使用したいから自分で何枚も撮った風景写真や購入した写真、フリー素材を学習して作るなら良いのです
フリー素材では無いのに我々クリエイターが作り出したもの、またはネットに上がっている作品を学習し統合し生成するというやり方に疑問と懸念を抱いてるのです
どうかしっかりしたルールを確立させてください

●受付番号　185001345000010190

10 年間イラストレーターとして活動しております。昨今、AI におけるイラスト生成がインターネット上でも散見されます。
まず我々イラストレーターのイラストを著作権も無視かつ無断で学習に使用し、寄せ集めた技術を勝手に使って自作の絵として発表するケースが大半ですがこれに著作権などを与えてしまうと、我々の著作権が無視されている前提を考えれば、もとのイラスト著作者の権利侵害や技術の衰退を招くのは必至です。
何年も血を流す思いで培ってきた職人とも言える技術を簡単に、しかも著作権など完全に無視された形で模倣され乱用されるのを目の当たりにし、その余りの仕打ちに筆を折った創作者も数多いです。特に有名なイラストレーターはその餌食となり、画風が酷似した作品を赤の他人に堂々と販売されております。
既にネット広告を始めとして広告やゲームにもＡＩイラストは利用され始め、その出所に対する疑問を多くの善良なものが投げかけても、本人は知らぬ存ぜぬといった感じで何もできない状況です。
これを個人の力では止める事はできません。アニメ・ゲーム・漫画など「クールジャパン」を下支えするこういった技術に関して、もっとリスペクトを持って、それを守るための行動をお願い申し上げたいと思います。漫画が原作としてあり、またはイラストレーターが絵を描く事でアニメやゲームは生まれます。その根本ともなる
「人間の力」や「権利」がＡｉによって脅かされた時、一体何がそのＡＩ自体をも発展させていくのでしょうか？ＡＩだって独自で発展はできません。作家が日々
研鑽を重ねていくからこそ、文化は発展します。それをお忘れなきよう、皆様にはお願い申し上げます。他方、ＡＩに関しては学習内容を規制（許可のあるものを学習）する等しっかりとしたルールと、それに逸脱したものには権利を与えない等しっかりと整備すれば、便利な事に変わりはありませんので利用価値は高まっていくのではないかと考えます。
また、ＡＩである事を画像内に必ず明記させる（ＡＩを使うと必ず印字される）などの対応は諸外国でも行われており、日本でも絶対に必要であると考えます。

●受付番号　185001345000010191

私は絵を描いていましたが、何度も何度も描いた絵を AI 加工され、集中学習され、あまつさえそれを販売されました。
誰の目からでも私のイラストを AI 学習されたことは明らかですが、類似性の観点から文句を言うことしかできませんでした。
法整備が為されなかった場合、私刑に打って出る者はこれから先出てくるでしょう。
そういった意味でも、無断転載等の海賊版も含んだ学習を拒否する権利等、AI を巡る法整備は厳しく行わなくてはなりません。

●受付番号　185001345000010192

著作権法との矛盾を指摘せざるを得ない。
著作権は著作物全てに生み出された瞬間から生じる権利であり、それを何者にも侵害されてはいけない。
それを AI の学習になら濫用しても良いという法案を、文化庁という文化知的財産保護を目的としている省庁が出そうとしていることに、国の文化の行く末に危機感を抱いている。
すでに創作界隈においては AI 画像生成での盗用、自作発言等により、創作活動自体の撤退及び精神的被害を受けている創作者が多数存在する。
AI への利用に反対したことにより、AI 推進者から誹謗中傷を受ける事件も多く存在する。
そういった人々の人権がこの法案の成立によって保護がされないことに、基本的人権の保護との対立が見られる。
AI 推進のために基本的人権の保護まで侵害しても良いという、憲法の改正まで見越しているのか。
今回多数のパブリックコメントが寄せられていると思うが、ぜひ他の法案のように無視して進めることのないよう、日本の文化が技術革新を名目にすり潰されないよう、正しく保護されるよう、責務を全うしてください。

●受付番号　185001345000010193

日本が誇るマンガの文化を守るためにも、AI への対策をもっと厳しくして欲しいです。
少なくとも著作物への侵害については確実な対応ができるようにしてください。
欧米諸国では AI に対する規制がもっと厳しくなっています。
きちんと利用できれば素晴らしいシステムなのは事実ですが、現状は著作物を生み出す人への侮辱を生み出すものとなっております。

●受付番号　185001345000010194

意見募集ありがとうございます。まずはじめに結論を申し上げますと、ＡＩによる著作権を無視した無断学習は反対です。
ＡＩの発展を目指すことも良いのですが、その発展の過程で無断で作成者の著作権という権利を吸収するのは如何なものでしょうか。
もし許可なく吸収されたとしてそれらの権利について抗議することもできないのでしょうか。
只でさえAIでなくてもどの分野においてもトレースや転載といった著作権法に違反している案件が続出しているなか、既にAIに許可していない作者の絵を無断で吸収させ、画像を製造する、または製造した画像を使って無断でグッズなどを作り販売する行為の続出が見受けられます。また公式から過激なファンイラスト等を禁止しているコンテンツのキャラクターを使って禁止されている過激なファンイラストをAIで作成し、それを販売して利益を上げようとする者も既に出てきている状態です。
そういった違法行為に対する罰則や規律が整っていないなか、作成者の著作権も充分に守られていない中で果たして文化的発展が望めるのでしょうか。その逆である文化的衰退を望んでいるとしか思えないほど横暴ではないかという怒りで一杯です。

●受付番号　185001345000010195

AI の無断学習に反対します。
AI 全てを規制しろとは言いませんが、漫画やアニメまたはキャラクターなどはクールジャパンとして海外へ輸出する大事な文化であるはずです。
絵柄は各々の創作者が人生の貴重な時間を使用して会得した、守られるべきものです。AI によって無断使用され軽率に使い捨てられることが合法となれば、将来クールジャパンを継承すべき人材がいなくなってしまい、後継者がいない伝統工芸と同じ道を歩むこととなります。
AI を使用することに対して反対をしている訳ではありません。
創作者を潰す可能性のある無断学習について反対をしています。

●受付番号　185001345000010196

AI の無断学習には断固反対です。
自分が苦労して作ったものを勝手に自分のものにされて、勝手にそれでお金を取られてしまっては、仕事として成り立たなくなってしまいます。

●受付番号　185001345000010197

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010198

現段階で AI は悪質な嫌がらせや犯罪等に使われている部分が多いと思います。
技術的に必要な部分はあると思いますがあまりにも人道を外れた法と見受けられます。
創作を今まで行って基盤を作ってきた人たちが納得する筈もありません。
この度提示された著作権への考え方には断固反対です。

●受付番号　185001345000010199

AI を利用しない創作において、他者の著作物を勝手に利用することは、当然著作権の侵害となります。
なぜ、AI を使用した場合、著作権の侵害には当たらず、合法というような解釈になるのでしょうか。
AI の学習の仕組みは、人間の脳の仕組みを真似たものですが、それは根本的に人間と異なります。生成 AI の場合、それが出力するものは、人間と違って既に誰か作ったものを部分的に混ぜ合わせたコピーでしかありません。決して、学習に使用した創作物のパロディやオマージュなどではなく、ただ学習元のデータに寄せた形で出力しているだけのコピーであり、著作権侵害だけでなく、これは盗作と呼ばれる行為です。

●受付番号　185001345000010200

『全ての生成 AI に著作権を与える』という記載がありました。AI の進歩には、著作物が必要不可欠なのに元々の著作物を守る旨の記載がとても少ないのが目につきます。
また、現在 AI を中心とした『今は犯罪ではないが……』という件が増えているのはご存知でしょうか。実在する未成年を学習させて卑猥な画像を生成したり、イラストレーターの画像を無断で学習させ『ほとんどその人と同じ』という画像を大量生産し、金儲けにしている実例が出ています。
AI 画像によるフェイクニュース・印象操作が SNS で急増していることも把握し手いらっしゃいますか？
AI 技術の発展はめまぐるしく、ロゴや人物などは学習させれ今や完全に再現することができます。元々の著作権や肖像権とも絡みますが、そちらを守る記載、それに絡めた AI の著作権がどう変わっていくのかの記載はありませんでしたよね。どのようにお考えでしょうか。
ネット上の情報を学習範囲にする、ということはそういうことです。元々の著作物を蔑ろにするというのは AI 開発の理由の一つである人類のさらなる発展のためにと大きく矛盾・本末転倒になると思います。
自分が今後素敵な著作物が欲しくて依頼した先で、AI 作品を提出され、その AI の学習元になったがために筆を追った著作者がいるという現実が嫌です。それを『手描き』と偽装されたら、それに気が付けない可能性もあります。とても悲しいですし、自分が好きな著作者が AI に食い潰されて筆が折れるのも嫌です。
昨今フェイクニュースがばらまかれるなんてことが増えていますが、これも増えるのに繋がってしまうのかと不安も多いです。
ネットの気軽さで著作物に触れられる機会が増えたのはとても素敵なことだと思います。でもそれは、みだりに著作権を与えてそんな土台を作ってきた著作物の作者たちを蔑ろにしてまで技術発展をするのはいかがなものでしょうか。
AI の著作権自体はあってもいいと思います。けれどもっと具体的に、学習元はすべて記載しないといけないですとか(発行されている本の中には参考文献を全て載せるものがありますよね、それと同じ)、学習 OK の範囲(著作物を AI 学習元にしてもいいと表記されている作品のみ・著作権が切れている著作物)を設けるですとか、いっそ免許制に踏み切る・条件を満たした企業のみが扱うなどの『AI を使っていい人の制限を設ける』など、丁寧な対策をお願いします。
AI の技術は素晴らしいですが、創作文化は決して実際に販売している著作物だけではなく、そこまではしなくていい趣味の範囲で楽しんでいる人がたくさんいます。そしてそれが故に『金儲けをしたいだけの人々』『悪意のある人々』に踏み荒らされやすい場所である。そんなことを深く認識した上で再考していただきたいです。

現状の内容のまま、AI の生成物全てに著作権を与えることに強く反対します。

●受付番号　185001345000010201

素人の意見で恐縮なのですが、著作権というものは本来原作者の権利(人権)を守るためのものであって、人権を持たない AI が生成した作品に著作権をつけるというのは果たしてどんな意味があっての素案なのでしょうか。人が生み出した作品と AI が生み出した作品の決定的な違いは「0 から 1 を生み出したか」だと思います。作品の価値というものは完成した現物のみでは決まりません。作品を生み出すまでの過程やそれにかけた時間や技術、お金や作者自身の生き方そのものも作品の要素です。クリエイターにとって作品とは自分の血肉と同等かそれ以上のものなのです。だからこそ今日に至るまで人の手で作られた作品が評価されてきたのです。しかしそれを「AI で先人達の作品データを盗み取りそれらを組み合わせて作れば簡単に誰でもプロ級の作品が作れて金儲けが出来る」ものにされてしまっては多くのクリエイター達の研磨を蔑ろにしていることになりませんか。AI 作品に著作権を与えて起こりうる弊害について考えたことはありますか。仮に絵描き A が居たとして、その絵描き A のオリジナルの作品データを窃盗した AI 使用者 B が生成した AI 作品を手に、「絵描き A は私が生成した作品の模倣をしている。」と窃盗側が本来守られるべき原作者を訴えることが出来てしまうということではないのでしょうか。

●受付番号　185001345000010202

生成 AI が発表された時は凄い技術が出来たと驚きました。
しかし、ふたを開けてみると、作家さんの盗作もどきばかりで何がしたいのかわからない状態です。
伝統技術の工業化の際も同じような反対の声が上がったのだと思いますが、後継者不足などで伝承するのとはまた別です。
デザインや構図など、一生懸命考えたものを盗作するなんて絶対あってはならないし、悲しむ人がいるのはおかしいと思わないのでしょうか？
どうかもう一度考えて欲しいです。

●受付番号　185001345000010203

AI の著作に反対します。

●受付番号　185001345000010204

「思想又は感情の享受を目的としない行為」であったとしても、著作物を無断で利用することは著作権を侵害すると考えられる。
どんな方法であれ、著作物を使用する以上著作者に利益があるべきではないか。
著作者の権利が守られなければ創作文化は守れないため、AI の無断学習に反対する。

●受付番号　185001345000010205

AI の無断学習に反対します。著作権侵害を認めないでください。

●受付番号　185001345000010206

『AI と著作権に関する考え方について（素案）』5.各論点について(2)生成・利用段階に対する意見
意見：生成 AI は利用を全面的に禁止し、国内外での販売や生成モデル利用に対し法改正の下刑罰の対象とする措置。
理由：モラルとポリシーが極めて低い人種が著作者の許諾を得ないデータ・違法なデータ(児童ポルノ)を用いた不正なモデルを販売するなど現役クリエイターの商業活動を侵害しており、このように利用者の一方的な裁量で文化やクリエイターを害するツールを保持すること自体が不適切だから。

●受付番号　185001345000010207

AI の無断な学習、利用反対です。
日本の文化すら脅かすことだと思います。
絵や写真などで仕事をしている人にとっても、趣味でインターネットに公開している人にとっても迷惑でしかありません。
著作権について理解していない人も多いので、何が正しいことかの判別も個人には難しいと思います。
現状でも AI 利用者と非利用者で対立が起きているのをよく目にします。
利用者が著作権について考えることすらしていないからです。
創作者が傷つき消えるだけでなく、日本の代表文化であるアニメや漫画も衰退していくと思います。
自分が一生懸命に生み出したものが知らない人のおもちゃにされるのを受け入れるなんて不可能です。

●受付番号　185001345000010208

AI の無断学習に反対します。逆に何故大丈夫かと思ったのか。
退廃芸術主義でしかない。

●受付番号　185001345000010209

まず、生成 AI の規制の議論については日本は世界から 1 歩遅れています。
世界ではデータセットに児童ポルノを含む、違法なスクレイピングによってかき集められたデータセットの使用の禁止と、それらを用いた学習データの破棄を求められています。勿論、今後違法なスクレイピングを行わない事も当然含めてです。
EU では AI 規制法案が承認され、ヒロシマ AI プロセスを掲げる日本も EU に追従する形で規制がなされるべきですが、日本企業（伊藤園,au,KDDI や他企業）は「生成 AI の活用」などといった甘言に乗せられて前述の違法なデータセットを用いている Stable Diffusion を使用して CM などを作っています。
私はいち絵描きですが、スクレイピングによって勝手に制作物を収集された挙句、それを取り入れたデータセットから生成された画像で、生成 AI ユーザーが「作品」を作ったなどとふざけた事言っているのは看過出来ません。
また、政府は生成 AI 推進、生成 AI 活用にばかり目を向け、仕組み上、作品を強奪されたクリエイターの事を何も考えていないのが目に余ります。
政府の生成 AI の議事録を見ていても、参加しているメンバーは生成 AI を推進している人物のみで、作品を強奪され続けているクリエイターは一名も参加できていません。
このような状況下で政府の好きにさせるほど我々クリエイターは愚かではありません。
また、一部の生成 AI ユーザーの悪用方法も過激になっています。
クリエイターの画風を真似て生成した画像を用い、なりすましを行っていたり
クリエイターの為のコミッションサイトにて、生成 AI を用いて不当な利益を上げようとしていたりします。
長くなりましたが、生成 AI については
許諾済みの画像を用いてトレーニングさせたデータセットを用いている事
それを確認できる透明性が担保されている事
現在の違法なデータセットが破棄されている事
が出来てないうちは生成 AI など使うべきではないという事です。

●受付番号　185001345000010210

イラストレーターです。
現状 AI 生成利用者または開発者に対する著作権侵害が成立するような流れが出来ていることは把握しました。その上で、裁判における主張ではなくそれ以前の権利侵害の予防、抑止力が必要だと感じています。
イラストの場合 SNS 等を通じてインターネットに掲載する確率が極めて高く、それ故に学習されないための対策を講じることは不可能に近いです。
そのため複数人から権利侵害を行われた場合、それらに対して複数の訴訟を起こす必要があり、その際に著作権者に対し精神的負担や費用等が多く掛かって来ます。
だからこそ、後手後手で権利を主張するのではなく、著作権者が容易に学習を拒否出来る基盤を整えてから AI を推進していくべきだと考えています。
具体的には著作権フリーのデータベースのみから学習したソフトのみを許可する、投稿した出力データに学習元を明示する事を義務付ける、学習の際に許諾を義務付ける、著作権者から要望があった場合強制的に取り下げるシステムを作る、等です。
また、現状問題視されている NovelAI や LoRA 等に関しては使用自体を規制することも検討して頂きたいです。
同一イラストレーターから複数のイラストを学習させたデータセットの販売なども既に行われています。
これらが続いていくと、将来的には業界全体が委縮していき、技術は発展せず、後進が育ちにくい環境が形成されていくことが懸念されます。
そして AI によって生成されたデータは学習元の劣化・複製コピーにしか成り得ず、学習元のオリジナルデータが無ければ成立しない技術だとも感じています。
そのため今最善で守るべきものはオリジナルであり、それらに付随し補わせていく形で徐々に AI 技術を取り入れていくべきだと思います。
が、前述した AI ソフトの登場により、それらの段階が多く飛ばされてしまったように感じます。
今一度前の段階に戻り、問題にゆっくりと向き合う所から始められるようにしていただきたいです。
よろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000010211

私は将来イラストレーターとして仕事をしたいと思っています。しかし、学校で配られた就職、大学のパンフレットには生成 AI で作られた女の子のキャラクターが印刷されていました。こういう所から「AI でいいか」という考えが感じ取れ、「絵を仕事にしようとしている子供」には配慮というか、将来を考える大きな機関ですら AI という著作権侵害を沢山しているものを使ってしまうのだという政府の何も考えていない感が凄くて悲しかったです。ただでさえ厳しい絵の業界なのにこんな子供の夢を潰し、仕事を奪うような生成 AI、許したくないです。

●受付番号　185001345000010212

AI の無断学習に反対します。
例えば圧縮した様々な絵を無断学習させた中に、ディズニーのキャラクターや任天堂のキャラクターの 2 次創作イラスト※ファンアートなどの絵が入っていたとして、限りなくそれに近い絵が出力された時に著作物の権利はやはり企業様や個人のクリエイターに帰属すべきだと思います。
そもそも「考えられる」というあやふやなままで強行しようとする意味がわからないし、すべての創作者に対する侮辱だと思います。人の絵柄を「盗んでおいて」何の罪にも罰にもならない、というのが納得出来ません。クールジャパンを名乗るなら、漫画家、イラストレーター、アニメーターなど個人をもっと大事にするべきです。
推しの作家さんとかが、この政策のせいで筆を折る羽目になったとしたら現行政権に一生否を突きつけ続けます。
というか裏金の件とか先に解決すべきこととか山程ありますよね？自分たちは国民の血税で贅沢三昧した上に報告しなくても検察動かないのに、国民には 1 円単位で報告求めるとかおかしくないですか？
何もかも納得できません。今の政権は信用出来ません。

●受付番号　185001345000010213

悪用が怖いので法的規制を求めます

●受付番号　185001345000010214

AI の無断学習に反対します。
現在の学習元が不明瞭な生成 AI は、学習元へのライセンス料を払わずに不当に、かつ一方的にデータを奪っていると思います。
あまりにも手軽に使用できる、また法律の改正が間に合っていない為、現在は学習元が損をするように感じます。
生成 AI の使用にあたっては
・学習元のデータを全てオープンにすること
・学習元に対して、きちんとライセンス料を払う事
・生成 AI で作成した旨をきちんと表示すること
などの対応が必要だと思います。
それらをしていない不透明なままの生成 AI は海賊版 DVD のようなコピー品に類似するものだと思います。

●受付番号　185001345000010215

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000010216

AI は著作権物を元に生成されている画像を指しているので、イラスト職に害を及ぼします。

●受付番号　185001345000010217

生成 AI の規制が進まなければ、日本のポップカルチャー界隈への打撃や海外からイメージの低下にも繋がります。
先の能登半島の地震の際にも「震災応援」のハッシュタグを騙って SNS に AI 生成の児童ポルノ画像や女性の性的な画像が溢れかえるなどの無法地帯の状態。被災者の怒りの気持ちも見受けられていました。X(旧 Twitter)などでは課金システムによるインプレッション収益化が絡んだことにより、自分のインプレッション＝収益のためにより過激で学習元の権利を無視してでも生成画像のポストが出回るという歯止めがかかっていない深刻な状況になっています。ポルノ画像などの反モラル的な使用用途は勿論のこと、学習元になる日本のクリエイターが「作品を挙げても AI 学習されてしまう」「作品を発表したら AI 絵だと疑われ中傷のメッセージがくる」など実際に活動をやめてしまう方もおられました。日本のポップカルチャーは世界的にも唯一のものだと存じます。最近はクリエイターに依頼をせず、学習元も不明な AI 生成画像を使用したであろうゲームや企業の広告製品が目立ちます。人件費の削減、コストカットといえば合理的なのでしょう。ですが権利侵害のモラルのなき状態、これまで築き上げてきた日本のカルチャー界隈を冒涜する行為です。海外では権利侵害やそれらの観点から、多くの生成 AI が糾弾され、批判されつつある中で、日本が自ら権利侵害や児童ポルノ画像を生成することを推奨するのでは世間からの目も厳しくなるものかと存じます。生成 AI の有効利用という推進活動もあるかと思います。ですが大半は権利侵害に対しては表には出さず、裏で企業との補助金や奨励金、政治的なカネがのやり取りが絡んでいるというのも想像に難くありません。一時期の補助金、奨励金のために多くのクリエイターや作家の知的財産権や文化が蔑ろにされるのはあってはならないことです。
学生の拙い文章ですが、昨今の生成 AI 情勢に対する意見をさせて頂きました。
ご検討のほど、よろしくお願い致します。

●受付番号　185001345000010218

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010219

現在生成 AI については絵、写真あらゆるものの作品の無断利用、フェイクニュース、性的画像の生成 利用者の作家への暴言侮辱脅迫行為などおよそ文化の発展とは言い難い使い方が横行している
これらを見ないふりをし"簡単に技術を盗める利益"を優先すればクリエイター、有名人関係なくいくらでも人の尊厳が侵されます
5/37 "著作権法が適用される範囲" においても今の日本の生成 AI 無法地帯の状態が適用されてしまうのであれば海外からも疎まれるでしょう
17/37 そもそも AI は学習していても AI 利用者は学習していないので"作風を共通して有しているにとどまらず"などの表現はおかしい　享受目的の有無の問題ではない
26/37 学習データがあってこその AI なのでなぜ「廃棄要求が認められる場合もある」にとどまっているのか。著作権侵害をしたのであれば学習済みモデルは破棄すべき 学習データの公開も義務化が必要

●受付番号　185001345000010220

生成 AI は作品と認められるべきでは無いと思う。
私も趣味ではあるが、イラストを描く人間であるが人の力などほぼ無く、数十秒で綺麗なイラストが出力される生成 AI が容認されるのではあれば、何時間も画面に向き合ってペンを動かすことなどバカバカしく見える。絵やイラストに本気で向き合っている絵師やイラストレーター、漫画家にも失礼な話だと思う。そもそも、生成 AI 自体どうなのか。他人のイラストを勝手に学習させることは法に触れないのか？そしてそれを元に AI が新しくイラストを描き出力することは、他ならぬ著作権侵害では無いのか？自分のイラストを学習した AI が出力したイラストを他人が「私が AI で描きました」と、自分の作品のように発表されることを好ましく思う人は、ほとんど居ないと思う。私は、この作品の著作権は学習元にあると思うし、大勢の絵師やイラストレーターなどから学習したのであれば、それぞれ等しく学習元に著作権を持つべきである。私はそれが普通だと思っていたし、むしろそれがないことに非常に驚きである。

●受付番号　185001345000010221

今、生成 AI の使用者達は本当にやりたい放題して、本当の創作者達の筆を折っています。
自分が目撃したのは絵のことに関してのみなのですが、他人の絵を取り込んで出力した画像に対して「これは自分が描いた絵だ。自分は AI 絵師だ」と主張しており、イラストレーターの原作者が「やめてほしい」とどんなに頼み込んでも生成 AI 使用者は「これは自分が作り出したのであなたの事は知りません」と絵を取り込んだことすら認めません。
周りからは明らかにその人の絵柄（ピカソやゴッホの様に一目で誰が描いたのか分かる物）であり、現に生成 AI で出力されたものを原作者が描いたものだと勘違いしている人も多々いました。
また、AI で出力されたものに一部描き加えたなら創作物と認めるとありますが、AI 使用者達は本当に一部しか加えません（人物ならばほくろを足す、風景なら草を一本足す等）常に抜け道を探して、原作者達の権利を奪っています。
最近では本当の創作者達が「絵柄割れ厨（自称 AI 絵師のこと）に盗まれるのでアカウント消します」と次々にいなくなってしまい、AI 使用者達はそれを見て「自分達が勝った」と喜んでいる状況です。
絵を生業にしている創作者は AI 使用者に絵柄を盗まれただけではなく、「早くて安い」と謳われその結果、仕事が全て AI 絵師に取られてしまっているのが現状です。
どれも大袈裟などではなく本当に起こっている事で、まだこの国に AI についての事例や法律が無いせいで創作界隈がめちゃくちゃにされています。
長々と乱文を失礼しました。現状が少しでも改善される事を心から願っています。

●受付番号　185001345000010222

絵がうまくならない創作者からの意見です。確かにAIを使って手っ取り早く作品を作りたい気持ちはあります。AI使用の動画にも称賛のコメントを何度か送ったこともあります。しかし自分は著作権侵害はしたくありません。盗作を「自分のです」と言い張ることは【オリジナリティを重んじる創作者】としてしたくありません。劣等感にさいなまれAIに手を出してしまう前に早く規制してほしいと思います。罪人の汚れた手にはなりたくありません。

●受付番号　185001345000010223

技術力磨いた人が損をするのは違うと思います
著作権関係なくAIがイラストを奪い続けるとイラストを描く人が減り
人間の技術力な衰退し、これまで年々成長し続けていたイラストのクオリティが
今のままで止まってしまうと思いました。

●受付番号　185001345000010224

SNS にて AI によるイラスト作成によって、学習元のイラストレーターたちが著作権を守るために声を上げています。その中には、心と同時に筆を折ってしまった方を見ました。
学習元のイラストを作る方々の著作権が守られるよう（例えば、学習料として一定の賃金が発生するなど）、してほしいと考えます。

●受付番号　185001345000010225

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000010226

標記素案について次の通り、意見を提出いたします。

【1】

（１）　従来の著作権法の考え方との整合性について

「AI についての議論が、人が AI を使わずに行う創作活動についての考え方と矛盾しないように留意する必要がある。」には同意だが、実際

「ア 著作権法で保護される著作物の範囲」「単なる事実やデータにとどまるもの」「表現に至らないアイデア」の定義があいまいと判断する。その根拠は学習データの基素材そのものが個人の著作物であれば、どこからデータとするのか、どこからアイデアではないとするのか、判断が非常に曖昧なのが現状である。この定義と実例を多々挙げておかなければ混乱が予測される。

「ウ 権利制限規定の考え方」

「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用（法第30 条の４）や電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等（法第47 条の５）」の解釈について

学習データとして取得後、結局著作権物がバラバラにされて一部でも変えられれば著作権が及ばないというのは実質上、著作権者の権利侵害になると感じる。また、「軽微な利用」の範囲とその定義が非常に曖昧である。この部分に AI 開発業者が逃げ道を作るのは公衆利益にとって良くないし、検討事項のリスクを増大すると思われる。

【2】

５．　各論点について

（２）　生成物の著作性について

「AI が自律的に生成したものは思想または感情を創作的に表現したものではない」と書かれているが、多くの人たちは指示＝プロンプトを与えて生成 AI を使っている。ということは前提とする著作物に該当しないとは言えないのではないかと推察する。

「人が道具として AI を使用したと認められれば著作物に該当する」とあるが、

「認めるのは誰」か。　侵害申告裁判の場に持ち込んで判決によるということなのか。

まず、道具として使用したかどうかの立証が非常に大変ではないかと推察する。具体的に道具か道具でないかの客観的境界線および定義を関連法として定めてはじめてその先に「道具か道具でないか」の立証ができるのではないか。

企業はともかく、個人アーティストや作家翻訳者にとって「ひとりで自分の著作権＝知的財産を AI から保護することは今まで以上に至難の業で、時間的にも費用的にも裁判で戦う力はないのが実情である。とすれば、今後日本における知的財産の将来を崩壊または疲弊させることになろうと懸念する。

切に、重要かつ日本独特の知的財産を保護するようにお願いしたい。

●受付番号　185001345000010227

AI はイラストレーター等の仕事を奪う存在であり、直ちに AI の商用利用は中止する必要があると思います。
AI イラストを使用続けることにより多くのイラストレーターが筆を折ると、学習元がなくなった AI もイラストを生むことができなくなると思います。
今までに科学の進歩により淘汰された仕事はたくさんあるとは思いますが、人の技術を丸々盗んでそのまま出力するようなことは人権の侵害になると思います。

●受付番号　185001345000010228

すでにクリエイターの作品に許可も取らずタダで搾取して作り上げたデータセットが用いられ、出力された画像は大量にネット上を汚染し市場が崩壊しています。事業者はデータセットに入れる段階で許可を取り使用料を払うというなら一体いくら払えるのか？普通画像の使用料は一枚数万円の請求がありますが、大勢の作品とミキサーにかけて薄めて使うから安くていいだろうと主張するでしょう。１回の生成あたりに何十億枚の画像から生成するとして、0.0001 円振り込まれる？それでは絵描きは生活できません。
大勢の作品をミキサーにかけ、薄めて出力すれば権利侵害にならないという理屈はおかしいです。
さらに特定の作家の作品を過学習させた LoRA モデルは、作家本人が製作した作品の価値を大量の模造品で低下させます。作家の画風で卑猥な画像や残虐な画像を生成し、作家本人への精神的な嫌がらせが行われ、作家の雇い主や購買者へも悪印象が持たれたり、なりすましによる作家の信用を貶める行為も見られます。コンテンツ事業を守るために生成 AI は規制すべきです。

●受付番号　185001345000010229

生成 AI の登場で学習元の著作者に対して攻撃的な行動を取る人を多く見かけるようになりました。なりすましも起こっています。文化は守られるからこそ発展していくものだと思っています。学習元著作者を理不尽な攻撃から守って欲しいです。

●受付番号　185001345000010230

声やイラストの AI の無断学習に反対します。
文化的な事に AI を使うのはやめてください。
人が作り出した絵、声、芝居。
それを勝手に本人の許可なく盗用して AI で作成して売ったりするのは、立派な犯罪です。

●受付番号　185001345000010231

イラストレーターをしているものです。
個人的な意見ですが、イラストレーターやデザインなどは技術職です。
しかし AI によって、ある程度の仕組みを覚えれば誰でもイラストが生成できるようになりました。
それにより起きた問題としては、あきらかに学習元がはっきりしすぎている AI 作品を使った商売を、全くの他人がしている。
あきらかに学習元がはっきりしている健全なイラストを、同じ構図や同じ絵柄でアダルトに AI を用いて改変する。
Cygames のウマ娘など、R18 の二次創作、ファンアートが全面的にガイドラインで禁止・注意されている作品の類似キャラを AI で出力する。
AI だと明記せずにイラストの仕事を受ける。
などが挙げられるかと思われます。
絵柄や構図につきましては、AI でなくても著作権の確立が難しいものですが、あきらかに悪意を持って世間的には「〇〇さんとほぼ一緒の絵柄である」と認識されているのをわかった上で、学習元になったイラストレーターが絶対に描かないようなイラストやアダルトを出力してお金稼ぎができてしまうのは良くないことだと思います。
イラストそのもの、作品そのものが商売になるものに関しましては刑罰などが下るレベルに設定しないと、アニメーションなどの分野で世界に活躍するイラストレーターやアニメーター、さまざまな表現のプロが筆を折り日本の経済にますます痛手が広がると思われます。
ドラマなどの小道具の一部として AI を用いて作成する、などの方がよっぽど健全です。
複合したから OK、ではその他 AI 以外の複合させてトレースしたものも OK になってしまうのではないでしょうか。

●受付番号　185001345000010232

創作文化を衰退させる可能性が大きい法案です。法案の見直しを要求します。

●受付番号　185001345000010233

AI はネット上にある、沢山の画像データを学習させて抽出させているものだと思っています。
「沢山の画像データ」つまりその画像全てに「描いた人の著作権」があると思います。
「機械で合成なので無罪」
「誰も責任を取らなくていいデータ盗み放題システム」
にしか思えません。
正直 AI 技術は凄いと思いますが、所詮は「誰かの絵を集めて整えたもの」です。
0 からの製作は出来ません。
0 から生み出せるのは人間です。
人が作ったものを集めたもので作り上げた作品を「データ盗用は無罪」となるのはおかしいですし、そうなったら描き手は筆を折りますよ。
日本はアニメ漫画で他国より優れた作品を生み出してる国です。
その国が制作者の筆を折らせるような真似はしないでください。

●受付番号　185001345000010234

他人の著作物を無断で取り込みさせることが合法はおかしい。現状イラストレーターの名前でタグつけされ、その人の作風、画風を誰でも出力することができるため多くのイラストレーターが被害にあっている。これを被害ではなく文化の発展だといって推進しないで欲しい。

●受付番号　185001345000010235

AI はこれからの創作を著しく阻害する。
日本の文化として続いたアニメ文化も、漫画文化も、その全てに対し悪影響を及ぼそうとしている。
著作権は書いた人、描いた人のためにあるべきであり、生成ボタンを押しただけの AI を使う人間のためにあるものではない。

●受付番号　185001345000010236

生成 AI の技術を用いて、金銭や報酬を得る行為を、一律有罪にして欲しいと考えています。近年のイラスト分野における生成 AI による著作権侵害で、筆を折った人も、命を投げた人も、すごく身近にいます。著作権侵害という言葉が現段階では誤りであると理解していますが、技術の上澄みを掠め取られて、それで金稼ぎをしている人たちを、糾弾する術が無いのは、あまりにもクリエイターが無力すぎます。

●受付番号　185001345000010237

画像生成 AI は実在の児童の写真を学習し児童ポルノ画像を生成できたり、特定のイラストレーターの絵柄を学習させ、なりすますことが出来たり、そもそものデータセットが違法なイラストサイトから学習したものだったり、様々な問題があります。今そのせいで無法地帯です。創作が廃れる可能性すらあります。法整備をしっかりしてください。よろしくお願いします。

●受付番号　185001345000010238

個人/項目名：4

主にアマチュアのデジタルイラストレーターの間で、生成に関する正しい知識と著作権法に対する知識が不足したまま不安感を持ち、それによって生成 AI 利用者に対する差別的な言動が SNS 上で広がっている。また、SNS 上で生成 AI を利用したと思われる個人や企業アカウントに対しての誹謗中傷も行われている。特に「無断学習」という単語がよく使用されている。

令和 5 年 6 月に行われたセミナーによる知識の周知は不十分であると感じる。なぜならそのセミナーの内容を踏まえない、知識の不足した意見が SNS 上で拡散され、一定の賛同を集めているからである。

生成 AI を安心して利用できる環境づくりのため、SNS 上での代表的な生成 AI に対する誤解による過激な意見をまとめ、訂正する必要があると考える。特に「無断学習」や「学習されない権利」など、存在しない被害を被害と訴える行為について、周知するべきである。一方で AI を利用した個人を対象とした嫌がらせについては、AI 固有の問題ではなく、個別に誹謗中傷として対応できるということも周知するべきである。

●受付番号　185001345000010239

以下、項番に応じた意見を記載させていただきます。
５．各論点について
（３）生成物の著作物性について
現状、各種生成物を利用したビジネスはほぼ無法地帯という印象があります。
画像生成で例えるならば、撮影された写真や描きあげられた絵を作成者に無断で学習させ、生成物発表者は学習プロセスで使用されたデータを明示することができない状態です。
具体的な指示性（プロンプトの構成）の有無にかかわらず、発表者としての責任を持てない生成物は著作物として認められないものと考えます。
作成物を使用して利益を得る場合、既存の手法としては 1.参照元を明記する 2.あらかじめ許諾を取る 3.使用方法・市場に応じた対価を支払う（ライセンス料等）といった手法で著作物の責任有無・権利問題は回避されてきましたが、生成 AI ではどの手段も講じることが出来ません。そのような作品群を利用する側にとってもリスクが存在すると考えられます。
よって、学習元を明記する・データセット作成者（あるいは組織）が学習元の許諾を得る、生成物使用者が利益を作成者に還元する等の手法が確立すべきと考えます。
逆に、上記のような還元・許諾システムが用意されない場合、AI 生成は既存の作品群に「タダ乗り」している状態となり、一定数の人々から理解を得ることは難しく、今後も溝が深まっていくことが容易に想像できます。
以上

●受付番号　185001345000010240

３．生成 AI の技術的な背景について（１）ウについて
生成 AI による「生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。」と記載されているが実際に使用し、また原理的に学習データを切り貼りしていることがわかる。また [redacted] の投稿に依れば概ね元の素材が出てくる。これは再現の仕方のプログラム的な差異があるとはいえ切り貼りと言っても差し支えないレベルである。よって「通常、学習データの切り貼りではないとされる。」という素案の記述は誤りである。
5.各論点について(1)イ(イ)注 13 について
生成 AI による生成物はその原理からして学習データの切り貼り、加工により画像等を出力するものである。よって素案注 13 にある「…生成 AI による……否定されるものではないと考えられる。」について思想または感情を自ら享受するものと考えるのが妥当だと考えられる。もっとも著作権法第 30 条の範囲であればその限りではないと考えるのが妥当であることには留意が必要である。
5.各論点について(2)ア○１つ目について
生成 AI による生成物のインターネットを介した利用行為は明らかに自己または他人のための享受目的が推察され、学習データを構成する許諾の無い著作権の侵害に当たる。他の項でも問題になっている著作権の侵害や創作者の権利を守るためには生成・利用段階における学習データは許諾のある著作物で構成されるべきである。
権利関係が明らかであれば法人や企業、個人問わず安心して生成 AI を利用できる。また著作者にも対価を得る契約であれば海外製 AI が主流の現在においても外貨を獲得でき収入が得られるため税収も見込める。(4)その他の論点にもある著作権者の利益、対価還元法として保証金を導入することは困難であるが学習データの権利関係をクリーンにするのは簡単であり、生成 AI 等著作権者が無差別的に利用される場合オプトイン方式による有償または無償の許諾を用いればよいだけである。現段階では技術の躍進が早く判例や法律がないが麻薬取り締まりのように制定すればよいだけである。
これにより生成 AI 利用者は著作権侵害や違法な画像データの存在に怯えることはなく利用することができ新たな創作等が可能となる。また著作権者はオプトイン方式が採用されることで不本意な学習を避けることができ、有償で許諾を与える場合であれば対価を得ることができ収入が得られる。国としては資源に依存しにくい日本の創作市場を保護、拡大することができ所得税等の税収を得ることができる。また世界に先駆けクリーンな生成 AI および創作の場をアピールすることで創作物の販売や観光客等も見込めるだろう。文化的な発展のためにもオプトインによる規制を推奨する。
5.各論点について(3)について

著作権は世界人権前言や憲法 29 条財産権に規定されるように人権に基づくものである。人権のないプログラムが創作するものについて著作権は生じないと解すべきである。ただし、ウに記載があるよう企業などが用いた際に AI に著作権がないことを理由にした盗用などを防ぐため、所有権や使用権等の権利を有するよう考慮すべきである。また大量に生成した生成物を保有、公開することで権利侵害を訴える者が出る可能性も検討すべきである。

(4)その他の論点について

著作権者等への対価還元において現法では AI 開発に向けた情報解析の用に供する著作物の利用は認められている。しかし本来であれば開発利用のために私財である著作物を利用させ、それにより得られる対価を得る機会を損失させている。著作権者の人権で認められている私財の保護や使用、収益の観点から見直す必要があるのではないか。対価が得られるのであれば一部は税として納められ、国としても検討することは損ではない。

【最後に】

現在の生成 AI についてはプログラム自身が創作していることはなく、機械が一定のアルゴリズムに従い人間の著作物を切り貼り加工しているに過ぎず学習元は著作権者である。技術の発展を考慮するのであれば参照元である著作権者ひいては人間の権利を尊重、保護することで創作市場の保護、拡大を目指し、よりよい学習データを提供してもらえるようにすべきではないだろうか。

●受付番号　185001345000010241

自分はイラストを描くものなので、特にイラストについて明記します
Stable Diffusion などのモデルは、ネット上の多くの画像を学習しているが、そこに多くの問題点が出ている
例えば海賊版サイトなどの非合法なデータからも学習している点
児童ポルノなど所持することそのものが罪になる画像を学習している点
いくらネット上の学習そのものが合法とはいえ、元データに問題がある場合はいかがなものか
他人のイラストを無断で学習して特定の絵柄を再現し、その絵柄で作者本人が意にそぐわない絵を出力されること…例えば無断で１８禁に該当する絵を出力されるなども問題と言える
現状一番の問題は、法的なルールが整備されてない上記の問題があっても訴えたりする罰則が追いついてない事があると考えられる
例えば人が人の絵を盗作したりトレースすると罰則があるのに、AI には無い事があげられる
現状望むのは AI の使用や学習に対してしっかりとしたルールを作りイラストを描く人々が安心して今後も絵を描く状況になることである。よろしくお願いします

●受付番号　185001345000010242

著作権法、著作権の侵害などはどの媒体においても発生するものであり、またコンテンツの製作者が当然持つべき権利だと認識しております。どんなものにおいてもです、企業に属する人が作ったコンテンツが、企業が所持する資産になるならまだ分かります。ですが、AI の学習のためにありとあらゆる著作権を無視して、何でも学習対象とするのはあまりにも無差別的で、テロ行為にも等しいものだと感じています。
置き換えるなら、街の広場に出ている屋台を回りながら「この広場で売ってる物ってことはタダで転売しても良いってことだね！」と勝手に商品を盗み、高額で売り付けている行為と何ら変わりありません。これを犯罪と言わずなんと言うのでしょう。
法が施行されれば、クリエイターたちはたちまちインターネットにコンテンツをアップロードすることを辞め、AI は新規の学習があっという間にできなくなると考えます。それどころか、悪質な情報の学習ばかりが進み、もっと歪なものに変質することもあるかもしれません。インターネットに住むクリエイターたちの中には、悪意を持つ人間も少なくないからです。そして賢く正しいクリエイターたちがインターネットを介さずにコンテンツを発表する場を設けるようになったとしたら、インターネットがなかった時代に文明が逆行してると言わざるを得ないと思います。
本当に AI を推進して利用したいのであれば、著作権の問題から逃げるような策はとるべきでは無いと思います。法律でゴリ押したとして、別のかたちで必ずツケは回ってきます。

●受付番号　185001345000010243

著作権によって守られているいかなる形の創作物、デザイン。それらを使用する際には、創作した個人や法人に許可を得ることが、大前提であり、そこに作者の判断が伴わない場合は推し進めるべきではありません。
AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010244

AI による無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010245

5(1)画像生成 AI の学習段階において、学習元となる画像をその画像の制作者に無断で使用することは禁じられるべきである。また、無断で画像を学習に使用した場合には法的な処罰を受けるべきである。これはクリエイターの活動を支援し、保護する上で非常に重要である。
5(2)AI が生成した画像は、学習元に学習を許可されているかどうかに関わらず、AI によって生成されたことを必ず画像内に明記すべきである。これは、災害時などにおけるフェイクニュースやデマなどの拡散防止にも繋がる。
また、AI 生成画像の利用は非営利に限るべきである。そもそも AI 生成画像は利用者が作成したものではないため、利用者が利益を得ることは不当だと考える。
5(3)先述した通り、AI 生成画像は利用者が作成したものではないため、利用者は画像生成をしても著作権を得ることはできない。AI が生成した画像の著作権は、学習元の画像の所有者が所持するのが最も合理的であると考える。

●受付番号　185001345000010246

現在の AI と著作権に関する考え方は、生成 AI を構成するビッグデータに既に誰かの著作物がそれが意図的かそうでないかは別として、無視できない量で著作権を持っている人間の許諾や対価もなく使われている事が問題なのであって、
生成 AI による生成後の著作権を論じるのは論外であると考えます
現に SNS 上では生成 AI によって生成されたイラストが既に世に存在しその作者が著作権を放棄していないイラストに酷似している例が多分にあります
この事から現在存在している生成 AI は個々人の作家性を生成物から切り離す事ができておらず、それは著作権の侵害に他ならないと感じます
さらに、現状生成物がどれだけ似通っていても生成 AI で生成したイラストや音楽、文章を販売し利益を得るという行為が可能な為、生成 AI を制作するまでは著作物の利益を不当に侵害しないからと言って著作権侵害にならなかったとしても、その後の生成物が利益を得る事ができる以上、著作権を侵害していないというのは些か同意しかねます
以上の点から現状の生成 AI に対する懸念点、問題点をまとめると
・そもそも生成 AI を構成するビッグデータに入っている全データに著作権侵害がないと言えるのか
・生成 AI の構成は利益の不当な侵害ではない為作れるとしても、その後の利用方法でいくらでも利益を不当に侵害できる点についての対策

●受付番号　185001345000010247

4
追加学習によって特定のイラストレーターの絵柄を模倣したAIで“誰々風”として生成イラストを売り出す・成人向けの絵を生成するなどしてそのイラストレーター本人に迷惑と悪影響を及ぼしている人間が既に存在しています。そういった生成AIのせいでその絵柄に悪印象がついた場合その本人の仕事に悪影響を及ぼすことは自明と思われます。

●受付番号　185001345000010248

AI 生成画像が特定のクリエイターの画風を出力しつづけ、特定クリエイターに精神的被害をあたえ、利益に影響を及ぼした場合、その責任の所在はどこにあるのか。
出力者なのか、開発事業者なのか。それすらはっきりしていない状態で、この技術が常用化されていくことには、とても不安を感じる。
なんらかの罰則や法律をはっきりと示してもらわないと、著作権侵害から逃れる言い訳がいくらでもできてしまう。
いまは一枚のイラスト・写真の問題がクローズアップされているが、漫画やアニメのクリエイターは、必ず基礎としてそこを通って物作りを学ぶはず。著作権について失望すれば、だれもこんな保障のない過酷な業界には進まない。結局は業界の先細りにつながる。
日本が今後漫画やアニメで他国よりも秀でていくために、何よりも、安心して創作出来る環境を整備してほしい。

●受付番号　185001345000010249

SNS では AI を使った絵を悪用してクリエイターを活動休止に追い込む事態が発生しています。
これは数少ない事例ではありませんよ。これから相当数多くなる事態です。
一人の絵師によく似た画風のものを AI でつくりその絵師になりすまし乗っ取る。こんな事あってはならないのですが、この重大さお分かりでしょうか？
何も創作しない人間が何人もの創作者を殺します。
AI を使う人間は自分で絵を描けるわけではないですからね。そんな人間がかなりの時間をかけてオリジナルで創作する人を殺すのです。
クリエイターを殺す事ができるツールに権利を与えたらこの殺人は加速しますよ。
ただ儲かるから金になるから良いじゃないかという考えで推し進めるのであれば、それはすなわち日本を殺すことになると私は考えます。
ここであえて“殺す”という強い言葉を使っていますが、クリエイターは創作が生きる糧とも言える人が多々います。そんな人から創作することを奪うことは殺すことと同義だと考えるからです。

●受付番号　185001345000010250

絵柄は【1 思想又は感情を、2 創作的に、3 表現したものであり、かつ、4 文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの】であり著作権法で守られるべきものと考えます。
正直なところイラストに興味のない人が見れば区別がつかない部分も多いかもしれませんが、多少なりともイラストに興味のある人が見れば名前がなくともどのイラストレーターが描いたものか八割方分かると感じています。
現在、特定のイラストレーターの作品を無断学習させ、そのイラストレーターの名前をキーワードに入れることで「該当のイラストレーターの絵柄の AI 生成物が作れる」ことを売りにして AI データの販売やプロンプトの公開をしているケースが散見されます。
これはまさに絵柄に【1 思想又は感情を、2 創作的に、3 表現したものであり、かつ、4 文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの】が込められていることに他なりません。
更に今回の募集要項とは少しずれますが、上記の AI データを配布している人物が現状絵柄が著作権法で保護されていないことを盾に、AI 学習やモデル販売・配布の停止を求めたイラストレーターを執拗に攻撃し続けた結果イラストレーターが活動休止を発表せざるを得ないケースも発生しています。
もちろん人間も特定の絵柄を真似して勉強して行きます。しかしその中で自分の絵柄にたどり着き、元の絵柄とは違う新たなものになりますし、とても上手い人が人気の絵柄の真似をしたところでやはり本人の良さは出せずに大して人気も出ないでしょう。作れる数にも限りがあります。この今までの世界であれば絵柄という曖昧なものに著作権法がないのも当然かもしれませんが、AI が出てしまった今超高精度で絵柄を模倣できてしまうため今までとは全く違うレベルで著作権法を考え保護して行かないと大変危険だと感じています。
将棋の試合で勝っても AI を使用して情報を得ていたら勝利は剥奪されます。スポーツでドーピングをしていても同様です。
しかし現在 AI イラストでは「本人が描いたもの」「絵柄を学習させて AI が描いたもの」を明確に見分ける方法がありません。正直なところこれをどうにかするのは少なくとも人間の頭ではほぼ無理だと感じています。当然「AI 生成物は禁止」と明示されているサイトにも AI 生成物が溢れており、有名企業も知らずに AI 生成物を広告に使用してしまったりしている現状です。であればせめて著作権法で少しでもイラストレーターを守ってください。
自分の絵柄のイラストを作者の許可なく無料で自由に作れてしまうことや、それにより商品価値が下落して生活ができなくなったり理不尽な攻撃に耐えきれず活動をやめてしまう人が続出する恐れが非常に大きいです。
現在日本においてイラストの文化やマーケットは大きく成熟して来ていますが、今、絵柄が著作権法で守られなければ文化自体が無くなってしまい日本にとっても計り知れない損失につながると考えています。

絵を描く、見る、そこに曲をつけたり動かす、共感して共有する、応援する…その相互作用の中で大事に育って来た文化です。どうか国がこの文化を守ってください。
よろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000010251

著作物・著作人格権を守るためには生成 AI への厳しい規制が大事で「間違って海賊版学習しちゃった場合は許してね」ではないです。新たな海賊版を大量に生み出す可能性がある生成 AI の利用は厳しく制限しなくてはいけないと思います。
生成 AI がネットに上がった画像やデータから無尽蔵に学習し描き出したものは、どこかの著作者が描いた絵、どこかの著作者が撮った写真をもとにしているのは明白で、AI がゼロから生み出したものではなく、著作権法に違反してないものはないと思います。なので生成 AI がネットに上がった画像やデータから無尽蔵に学習し作ったものに対して著作権を主張することも、作品として発表することも、販売することも反対です。それは海賊版となんら変わりのないものです。
生成 AI は許諾を得られたもの・著作権フリーのものから学習するという規制を設けなければいけないと思います。自分の作ったものが、勝手に学習されて海賊版を生成され販売などされては、創作者の心を踏みにじる行為であり、生活を脅かす恐ろしい事態になります。新しい創造の芽を摘むことにもなり、文化の衰退にもつながると思います。絶対に著作者の著作権・著作人格権を守る規制が必要です。
「AI と著作権に関する考え方について（素案）」では、創造に対する敬意も、作品を生み出した著作者とその権利を守るという意思も感じられず、到底許諾できる内容ではありません。

●受付番号　185001345000010252

生成 AI が出てきてからつねに悪意にさらされています。
人が作った作品をエサ呼ばわりされフェイク画像にされます。
生成 AI によってできたことは、犯罪行為ばかりです。
AI の学習データは著作物に大きく依存しています。いま、猛威をふるっている AI は
研究目的ではありません。フェイク画像を生成するものでありエンターテインメント
だけに影響は留まりません。
岸田総理のフェイク動画も記憶に新しいですが、元旦に発生した能登の震災でネット
では生成 AI によるフェイクニュースも出回っている状態です。
それだけではなく、生成 AI によってフェイクポルノが相当数あります。
本物の人間の写真を学習していなければできないことです。
生成 AI のフェイクポルノには児童ポルノも存在しています。
生成 AI で作られた画像は実在している人間がいないのなら問題ないという話もありますが、
それは大きな間違いです。
実在している人間の本物の写真の数が多すぎる結果、被害者の特定が困難になっています。
著作権だけでなく大規模の人権侵害からできています。
これ以上の犠牲と被害を食い止めるために生成 AI に関する法整備・規制は必要です。

●受付番号　185001345000010253

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010254

現状の生成 AI は、特定のイラストレーターの画像や実在する人物の画像・写真を加工を合成して出力している形であり、その中には児童ポルノ等の画像が含まれている事も指摘されています。実際に生成 AI を使ったディープフェイクやフェイクポルノの被害報告も出ています。今日では著作権だけの問題ではなく著作者人格権の問題の懸念されています。以上の事を踏まえて頂ければ幸いです。

●受付番号　185001345000010255

生成 AI の無断学習に反対です。
勝手に画像を使うのは著作権侵害だとハッキリさせて欲しいです。

●受付番号　185001345000010256

私は生成 AI は規制されるべきだと考えます。
生成 AI が規制されなければ、文化の発展に多大なる損害を与えると予想されます。AI 生成が許されて、それが世に蔓延り人々に称賛されるとしたらどうでしょう。今活躍しているクリエイターが以前と同じようにもっと頑張って創作しようなどと思うわけがありません。自らの絵を他人に奪われて AI 生成のデータセットの一部にされる可能性があるということは、食い物にされるということと同じです。著作権が守られているとは思えません。創造すればするほど AI に吸収され、創造した本人より AI が称賛される世の中で、誰が新たにゼロから創造しようと思いましょうか。AI は機械です。機械に心はありません。人が AI を動かす行為で創造したものは果たして本当に芸術文化の創造と言えるでしょうか。つまり、職人が作り出したコップと、「職人が作り出したコップ」を学習し機械が作り出したコップを比べたとして、どちらに芸術を感じるかという話です。
また、生成 AI は悪用できる方法が多くあります。犯罪もありますが、例えばディープフェイクです。最近話題になった「首相偽動画」のようなものが多くあります。このような人の尊厳を踏み躙る可能性のある AI をほとんど規制をかけることなく世に許してしまうのは失策と言えるでしょう。
漫画、アニメは日本の素晴らしい文化です。生成 AI によってこれを失うことになるのは非常に許し難いことです。生成 AI が悪用されることで日本の治安が悪化してしまうのは不本意です。本当に日本を守りたいと思うのであれば、AI は規制すべきです。

●受付番号　185001345000010257

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000010258

クリエイティブ業界に対する政府の積極的な介入はあまり良いとは思われません。既に創作文化はSNSやインターネット、そのほかオフラインでも多くのイベントや展示会を通じて、コンテンツやアイデア、技術やノウハウといった文化的資源を蓄積しています。最も求められるのは、たとえばそれを支える周辺業種の人員であると考えられます。一番わかりやすいのはアニメーターやクリエイティブ領域の不足・それに伴う悪劣な労働環境、賃金や待遇の低さです。
政府による過度な介入は、ただただクリエイティブ業界を混乱させ、不足している人手をさらに不足させる結果になるのではないかと感じます。
政府に期待するのは、特にクリエイターへの金銭的支援と労働改善指導です。速やかな実施・実行を何卒、期待いたします。

●受付番号　185001345000010259

AI における無断学習は反対です。無断学習され生成されたものは個人、商業において著作権の侵害だと考えております。

●受付番号　185001345000010260

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010261

現在イラストレーターとして創作活動をしている者です。
昨今、生成 AI の進化は目覚ましく、それは私たちクリエイターにとっても無視できないものとなっております。
生成 AI で苦手な部分を補える、時間の短縮ができるなど、クリエイターが使えるようになればとても良いツールだと思っています。
漫画、アニメ業界では、労力と賃金の安さから、やりがいの搾取ではないかと問題視されるケースもあります。
そう言った業界を手助けするためのツールとして、生成 AI が進化し実用化できれば魅力的であると考えています。
しかし残念ながら、そもそも生成 AI のデータ元は著作権の切れていないものが学習されていることが多々あります。
それは著作権法 30 の 4 条による規制がないからと考えられますが、そもそもなぜクリエイター側の承諾を得ず学習できるシステムになっているのでしょうか？
私たちクリエイターは生成 AI の学習のために創っているわけではありません。
自分の感情や感覚、センスを使い、自分の手で生み出したもので人の心を豊かにするために創っています。
また絵を欲しいと思い、お金を出して買ったり依頼をしてくださる方もいます。
生成 AI 学習に使うということは、無償で絵を提供する行為と同等だと思っています。
生成 AI に無償で提供できるんだから、絵を購入して買ってくださる方も無償でないとおかしな話になります。そうすると絵の価値は 0 円ということになります。
そしたら私たちクリエイターはどうやって生計を立てていけばいいのでしょうか？
価値をあげられないと食べていくのは難しいです。
結果多くのクリエイターが生活を余儀なくされます。
その元凶が著作権法 30 の 4 条だと思っています。
ここの見直しを早急にしていただき、著作権の切れていない創作物に関してはきちんとクリエイターに承諾を得てから学習できるような法案にして頂きたいです。
もし法で守れないのであれば、デジタル絵をネット上に出す時は生成 AI 学習防止ツールを用いて投稿していく予定です。
その動きがイラストレーター内で広まれば、当然生成 AI の進化は止まり、生成 AI 開発の速度も遅くなっていきます。
それは開発者側にとっても良くない状況ではないでしょうか？
それであれば一つ一つ承諾を得ていく方が誠実でクリーンな生成 AI ツールとなるので、企業の方も一般の方も使いやすく、発展しやすいのではないでしょうか。

元のデータがあるから生成 AI が創れることは重々ご理解いただけているとは思いますが、今一度、著作権法 30 の 4 条の見直しをお願いいたします。

●受付番号　185001345000010262

商業イラストレーターです。
生成 AI の登場で苦しんでおります。
AI による学習を阻害する加工を施しても(graze、Nightshade)を使用しても、それを乗り越えて学習されたとの報告もネットで見かけます。
恐ろしくて、描いてもネットに上げるのが怖いです。
商業イラストレーターなので、ポートフォリオサイトや SNS は大切な営業ツールでした。
イラストレーターを志して会社員と画業の兼業を始めた頃、初めてのお仕事は SNS で見つけました。
現在、継続的に使ってくださるクライアント様のおかげで私はかろうじて食いつないでおりますが、これから画業を志し夢を見て研鑽を積む後進の方々が特に可哀想でなりません。
努力しても努力しても、それを即座に盗人にかすめ取られる。
国は見てみぬふりをして守ってくれない。
このままでは夢も希望も、生きる意味も無くなってしまいます。
生成 AI を規制してください。お願い致します。

●受付番号　185001345000010263

非享受目的が広すぎる。
"不当に害する"が適用する範囲が狭すぎる。
生成物に著作権を与えると市場が破壊され、純粋な描き手が食べていけなくなる。
著作権トロールが発生する。
非享受目的なのにキャラクターが出るのはおかしい。
生成企業への責任追求がない。
他人の創作物を食い物にして似たようなものを量産する AI よりも、新しいことに挑戦し続けるクリエイターたちの権利を守り、日本が、数多のクリエイターを守る先進国となってください。

●受付番号　185001345000010264

AI の無断学習に反対します。
クリエイターが心血注いで産み出した創作物を他者によって盗まれ悪用される事はあってはなりません。また AI 生成はクリエイターの著作権だけでなく、AI 生成によりフェイクポルノを生成された実在の人物の肖像権をも侵害しています。全てのクリエイター、実在する人物らの権利を脅かされないよう法整備を願います。

●受付番号　185001345000010265

「学習（）データは切り貼りではないとされる」事について、無断転載してるし、切り貼りですよね？断固反対です。

●受付番号　185001345000010266

悪用が怖いので法的規則求めます

●受付番号　185001345000010267

特定のイラストレーターの作品を学習し、性的に過激な作品や、自殺を仄めかすような作品を作成し、あたかも学習元のイラストレーターが作成したように説明された作品を見ることがあった。
実在の人物の写真を用いてポルノ画像を AI で生成していると説明している投稿も見たことがある。
自分は進んで AI 生成作品を調べることも、ポルノ画像を調べることも無かった。
自衛が足りていなかったのかもしれないが、上記のような作品が容易に目にできるのはいかがなものかと思う。
学習元になった人は自分の主張とは全く違う主張を、まるで自分が主張しているかのように見せかけられるのではないかとも思う。
不安に思う。

●受付番号　185001345000010268

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010269

３．生成 AI の技術的な背景について

（１）生成 AI について

生成 AI は人が作ったものを強奪して作り上げるものであり、多くの創作者の権利を加害するものだと思います。また、悪用も幾らでも可能であり、実際にディープフェイクのように著名人を騙ることや、倫理的に問題のある画像を生成し拡散することもできてしまいます。

４．関係者からの様々な懸念の声について

多くのイラストレーターから生成 AI に対する苦しみの声が聞こえてきます。生成 AI 自体もそうですし、それを使う人々が攻撃してくるからです。そういった悪意ある人々がいることは事実であり、生成 AI が出てきてからは手が付けられません。

また、今後制作した創作物も盗まれ攻撃に使われ、それがまだ法律で問題のない行為とされていることにも心が痛みます。

６．最後に

生成 AI は人々を攻撃する銃と同等かそれ以下の物だと思っています。規制するか、完全ライセンス制にしなければならない技術です。

●受付番号　185001345000010270

画像生成 AI について

　イラストレーションの観点で、画像生成 AI が話題になる以前からイラストを描く人達はトレースやパクリなどに非常に注意深く意識している人がほとんどです。

AI は 0 からイラストは生成できません。つまり必ず勝手に学習元にされてしまったイラストや画像があります。これはイラストにおいてトレースやパクリなどと変わらないのではないでしょうか。

またこれに対して、人間もいろいろなものを見て学習しているのではという意見を見かけたことがありますが、AI と人間の学習はどう考えても同じものではありません。

トレースやパクリは盗作です。

またイラスト以外にも写真などが学習され、特定の人物の顔に変えた性的な画像や児ポ画像など違法な画像が“既に今現在”生成されています。男女は関係ありません。SNS にアップロードしたことのある人全員に危険性があります。

このままでは、イラスト漫画文化の破壊、さらには個人情報の悪用や犯罪が“誰でも簡単に”行うことができます。

国は現在のこのような危険性のあるツールを合法にしていて良いのでしょうか？

迅速な法改正を要求します。

●受付番号　185001345000010271

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010272

文化庁の皆様へ、
イラストレーターとして活動している一日本国民です。
AI が生成したイラストの著作権の明確化について、重要な視点を提供したいと考えています。現状 AI は蓄積された学習ソース、つまり人間がすでに描いている既存の著作物から学習しています。
しかし、今問題となっているのはその著作物の著作権が侵害されている可能性が高い点です。これは一般に「無断学習」として知られています。
そして誰もが利用できる AI 生成サービスにおいて、無断学習がなされていない完全にクリーンなものは存在しないと考えて良いでしょう。
日本の AI イラストにおける著作権侵害はそれほどまでに深刻です。
AI はユーザーが指定した「プロンプト」に対し、数多の学習ソースから断片的に著作物を拾い上げ、そこから演算でイラストを構築します。
したがって、生成されたイラストがどの程度の割合でどの著作物から影響を受けたのか、つまり「どの著作物を何%使用してつくられた結果物なのか」を明確にすることが重要です。
これにより、AI が生成したイラストが個々の著作物の著作権を侵害している可能性を評価し、適切な著作権の処理を行うことができます。
さらに、AI が学習する際に利用される著作物のアーティストには正当なギャランティを支払うことが重要です。著作物の利用に対する適切な報酬が提供されることで、クリエイターの権利を尊重し、クリエイティブな産業の持続的な成長を促進することができます。
そしてこれを実現するためには
・日本で大本となるイラスト生成用学習ソースを文化庁で作成する
・登録を希望する「日本での永住権が認められている日本のクリエイター」にギャラが支払われるようにする
・この学習ソース以外を使用する、またはクリエイターへギャラが発生しない学習ソースは全て AI 著作権侵害とし、違法とする（イラスト AI サービスが学習ソースを意図的に隠す、開示できない場合も違法とする）
以上の 3 点が必要と考えます。
これが存在することにより、海外ユーザーが文化庁のイラスト学習ソースを使用した場合にも、その海外ユーザーの利用料は日本のクリエイターへ一部還元されます。
世界的に見ても、日本のクリエイターや文化に寄与できている仕組みになるかと思います。
以上の点を踏まえ、AI が生成したイラストの著作権の明確化に向けた改善策を検討していただきたいと考えます。AI 技術の進化に対応した適切な著作権法の確立は、クリエイティビティの促進と公正な利用の両面から重要です。
敬具

●受付番号　185001345000010273

一部なのでしょうが、現状生成 AI 技術を使う人間側のモラルが追いついて居ないように思います。
少なくとも私はいつ自分が攻撃されるかなど恐怖を感じながら創作をしている現状で創作者の著作権は守られて欲しいし、安心して創作できる環境に戻って欲しいと考えています。
AI で生成したものには AI であることの明記など
生成 AI を使用する人間に対する規制が定まることを願っています。

●受付番号　185001345000010274

[5.各論点について]の[(3)生成物の著作物性]について。
[イ]の[2 生成の試行回数]の「すなわち生成物を確認し、指示・入力を修正しつつ試行を繰り返すといった場合には、著作物性が認められることも考えられる(p35)」ですが、生成者が指示・入力を加えて著作物になることに反対します。
まず前提として「指示・入力を修正しつつ試行を繰り返す」という著作権を認める条件が不明瞭なものであると考えています。生成 AI への指示・入力は単語や文章などで行う物です。しかし一文字や一単語のみを修正して生成する行為も「指示・入力を修正しつつ試行を繰り返す」行為に当たるはずです。これでは生成 AI の制作物が著作権を手に入れるのは安易であると考えています。
生成 AI は様々な作者の「作風」を似せて生成することができます。近日では元の作者のサインでさえも生成物の中に入れて、まるで元の作者の作品のような生成物を作ることができる例も確認されています。つまり元の作者が描いたような作品が出来上がってしまうのです。
このように私は生成 AI にて『元の作者の「作風」をもった真作のような贋作な生成物』が出来上がってしまう事を危惧しています。
元の作者が描いたことがないような作品でも、生成者が元の作品にはない要素を指示・入力することで作成できてしまいます。つまり『元の作者の「作風」をもった真作のような贋作な生成物』ができてしまうのです。その上、生成者が「指示・入力を修正しつつ試行を繰り返す」ことによって生成物に著作権があると主張されてしまいます。
このことがどんな問題に繋がるかを考えます。現在では元の作者の許可を取っていないにもかかわらず、「作風」をもった成年向け生成物が販売される事例があります。作者によっては『「作風」をもった真作のような贋作な作成物』によって、自らの「作風」を汚されたとショックを受けることも考えられます。また、最近流行りのウマ娘では実在の馬をモデルとしているため、成年向けの二次創作が禁止されています。ウマ娘の成年向け生成物が作られることによって存続が危ぶまれる可能性があるなど、生成物によってコンテンツの存続が脅かされる事例もあります。
以上のことから『元の作者の「作風」をもった真作のような贋作な生成物』が著作物権を認められることに反対します。

●受付番号　185001345000010275

私は
１.イラストの製作者が「AI に学習させても良い」と許可したイラスト以外は AI 学習に使ってはならない
２.AI が出力したものを「自らが描いたもの」だと偽る行為はあってはならない
と考えています。
１について
私は絵を描くことが趣味です。
これまで沢山の方のイラストを見て研究して、たくさん参考にさせて頂きながら上達してきました。
これまで絵を描いてきた方々もきっとみんなそうだと思います。
ただそれには前提があります。
少なくとも私は「人間に学習されること」は許可していても「AI に学習されること」を許可してはいません。
同じ考えの絵描きはかなり多いと思います。
だからこそ、AI に勝手に学習されることに怒っている人が多いのだと思います。
許可していないものを勝手に使用するということは、イラストに限らずやってはいけないことだと思っています。
故に、AI が学習するイラストは許可を得ているものであるべきだと考えます。
AI という技術は素晴らしいものだと思いますが、現状のイラスト生成 AI は、これまでの絵描きの努力をないがしろにしていると感じます。
どうか、ゼロからイチを生み出してきたクリエイターへのリスペクトを忘れないでいただきたいです。
２について
私は 1 枚のイラストを完成させるのに、平均 10 時間ほど時間をかけて描いています。
これはあくまでもイラストを制作している時間であり、資料集めや構想を練る時間も含めたら、恐らく 20 時間ほどかかっています。
頭を使って真剣に考えて、自分の表現したいものを表現するための術を探りながら描いています。
そうして作りあげた作品を(現在は許可なく)取り込んだ AI を使用して出力したイラストに対し、「これは自らが描いたものだ」と偽る行為は、真剣にゼロからイチを生み出しているクリエイターを心底馬鹿にする行為だと感じます。
そんなことが許されて良い訳がないです。
まして、自らが描いたものだと偽った上で利益を生じさせる行為は、著作権法違反以外にも詐欺行為に値すると考えます。

しっかり法として捌ける環境を整えていただきたいと心から思います。

●受付番号　185001345000010276

生成 AI による著作権侵害の問題点として最も大きな課題は、著作権侵害は親告罪であるため、生成 AI によって大量生産される侵害物を一つ一つ著作権者が差し止め請求ないし訴訟する必要がある点であると考える。
そのため、物量に押し負け泣き寝入りする著作権者が多く発生してしまい、著作権法自体が形骸化する恐れがある。
現行著作権法は改正せずに、このままの維持を支持するものの、著作権者の法的手続きを支援する仕組みは必須であると考える。
著作権者が互いに協力し、相互での金銭的援助が行える保険組合に近しい仕組みを設けることや、集団訴訟を実現するための支援など、著作権者に対する金銭的ないし法的支援が行える枠組みの設置を求める。
一方、規制派が数多く存在すると考えるが、著作権に関するものを親告罪ではなく規制という形にした場合には、冤罪や不当な逮捕、さらにはいわゆる魔女狩りが発生する懸念が大きい。
昨今、AI の使用が疑われた際に、AI を使用していないことを証明することは至極困難な状況になりつつある。
AI 技術は大きく発展し、その精度も驚くべきほどに向上しており、人間の創作物との差も無くなりつつある。
1 度 AI の疑いをかけられてしまえば、使用していない事を証明することは非常に難しく、いわゆる悪魔の証明となる。
以上より、現行の親告罪による著作権法の維持を固く求めるとともに、著作権者を支援する仕組みの設立を求める。

●受付番号　185001345000010277

AI によって著作権がないがしろにされるのは許されない。もっと守られるべき。せめてアップした画像が盗用されないようなプラットフォームも増えるべき。よろしくお願いします。

●受付番号　185001345000010278

AI の無断学習に反対します。文化が衰退します。

●受付番号　185001345000010279

項目名

1.はじめに

私は生成 AI による無断学習及びデータの生成に反対します。該当項目にもあるように、生成 AI による学習及びデータの生成は著作権侵害にあたる可能性が非常に大きいためです。例として昨今の画像生成 AI では、インターネット上にある無数の画像データをもとにデータの生成を行っており、その中にはイラストや絵画などの著作物も含まれています。原則、他者の著作物を何かしらの形で利用する場合は許諾の確認を取ることが必要です。ですが、現状ではデータの学習及び生成においてそういった確認が取られておらず、似たような作風の物が無数に出力されているように感じます。このような状況では、元々の著作権を持った個人もしくは団体に不利益が発生し著作権侵害に繋がる可能性が非常に大きいです。さらにはクリエイター人口の減少にも繋がりかねません。

このことから、まずは生成 AI について纏まった法整備が施されるまで学習及びデータの生成は全面禁止にするべきであると考えます。著作権という誰もが持てる基本的な権利を守るためにも、何卒ご一考の程をよろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000010280

オリジナルを作られた方への著作権が侵害されるように感じており、非常に不安です。

●受付番号　185001345000010281

ＡＩの無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010282

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010283

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010284

５．各論点について

（１）学習・開発段階

イ 「情報解析の用に供する場合」と享受目的が併存する場合について

画像生成 AI の学習に著作物を使用することは、どのような場合であっても著作者の使用許可を必要とするべきである。

（１）学習・開発段階

エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について

（イ）アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて

生成 AI は著作物を学習させるだけで努力することなく特定のクリエイターの作風をまねることができるので著作権侵害等の法律の適用基準を厳しくするべきである。

●受付番号　185001345000010285

まとめ：
権利者の目線で見ると、現在の生成 AI に関する法整備は、AI の元になったデータの著作者の権利が保護されているとは言えません。
（2）の「柔軟な権利制限限定」は現状、AI でお金儲けをしようとしている人にあまりにも有利な条件だと思います。元データの収集がクリーンであっても、現状は AI に通して生成したものは二次的著作物だと考えるのが自然です。
また、元データがクリーンなものであることの証明が困難であることや、非倫理的な手段で学習された AI がほとんどであること、そして元データの権利者の意向などを著しく侵害する手段で使われることを防ぎようがないことから、現状、生成 AI の商用利用を認めることは非倫理的であると思います。

●受付番号　185001345000010286

自分が作った創作物を勝手に使われたくないです

●受付番号　185001345000010287

日本の誇りたる漫画アニメ文化を衰退させかねない

●受付番号　185001345000010288

読んだ上で、人様の意見を引用させて頂きますが
EU で生成 AI に対する規制法が成立しました。
生成物に生成物であることを義務付けたり、データセットの開示を部分的に義務付けたりと、まだ不十分ですが一歩前進です。
EU 内で活動する事業者には国を超えて適用されるので、日本の生成 AI だけが無規制を貫くことは EU 市場から排除されることも意味します。
との事です。
日本だけ何故逆行しようとするのでしょう。
AI 作成のワードの羅列に著作権を認め、既にある人の手による著作物の学習を合法化して著作者が拒否するのを認めないとか意味が解りません。
これは自動コピー商品制作機を合法化するのと同義であり、まず間違いなく中国資本の企業辺りがありとあらゆる日本のアニメゲーム文化製品をコピーして類似品を先に粗製乱造して権利を主張し、少しでも似た日本企業の物に著作権違反だと因縁をつけて潰すという形になります。
実際に動かしてみた上で言いますが、AI 生成のプロンプトを並べて何かを出力するという作業は、プログラミングなどと同等の物ではけっしてありません。
グーグル検索で「文化庁の方針、マスコットキャラ、ぶんかる」で検索して出た結果の画像とその検索方法に、著作権を認めるような物です。
文化庁がやろうとしているのは、グーグルのシステムが参照した文化庁のキャラクター画像、サイト情報等を、グーグルで使った検索ワードやそれで得た情報や文章や画像ごと、検索してそれを見付けただけの人にその著作権を与えるようなものではないですか？
もちろん中国が「このキャラクターと文章は AI でプロンプトを工夫して結果を出したのでうちの物だ」と言われても、この基準で通したら文化庁は文句を言えませんよね？
実際には国の機関なら国に抗議は出来るでしょうが、やられっぱなしの個人事業主の漫画家やイラストレーターさんは泣き寝入りです。
日本の創作文化は文学も漫画も全ておしまいです。
イラストばかりか文章も同じ理屈であらゆる作家や研究者にその著作権を放棄させるようなものです。

●受付番号　185001345000010289

AI の無断学習に反対します。
創作者(人間)の自由を尊厳を著しく奪う法です。
創作を生み出すことの労力や楽しみを奪い、本来人間が行った場合は罰せられることのはずであるのに関わらず、それを良しとする理由が解せません。AI に学習させているのも人間です。描いた描いてないの問題ではなく、描こうとしたこと盗作しようとしたことに対して責任があるべきだと考えます。このような法は決してあってはなりません。

●受付番号　185001345000010290

好きなイラストレーターさんが集中学習の被害にあっており、被害を訴えたら殺害予告のメールまで届くようになったという報告を見ました。
生成 AI を悪用する人が多すぎます。
こんなことのために国は AI を推進するのですか？
生成 AI を規制してください。目先の楽しみだけを優先して文化の衰退を推奨する国になんてなってほしくありません。
著作権だけでなく、肖像権を無視した生成 AI もあります。インターネット上に写真を載せる事すら怖くてできない未来なんて嫌です。

●受付番号　185001345000010291

AI を推進する前に学習元とされるデータ(イラスト、実在人物の写真、画像等)の権利(著作権、作者の人権)を保護し、それらを侵害した者を取り締まれる法律を整備して下さい。
そもそも、元のデータを著作者に無許可で勝手に学習、ということが既に著作権侵害、トレースやパクりと変わらないです。
現時点で、「まだ法律に定められていないから違法ではない」とイラストレーターの絵を無断(やめろと言われているのに無視して)で大量に学習して AI 生成して嫌がらせ、成り代わり行為を行っている者が大勢います。
また、実在の人物の写真(芸能人だけでなく一般の方、児童なども含む)を取り込んで AI で裸にするようなフェイクポルノ画像も存在します。
当然、政治家などの写真、映像、音声を使っての悪質なフェイクも簡単に作られてしまいます(岸田首相のフェイク動画が記憶に新しいと思いますが)
こんな状態で AI を推進されても怖くて無理です。文化の発展どころかめちゃくちゃに破壊しています。
きちんと規制する法律を先に定めてください。

●受付番号　185001345000010292

創作者側の権利と尊厳を守ってください

●受付番号　185001345000010293

２．検討の前提として

（２）AI と著作権の関係に関する従来の整理

著作権法 第三十条の四にいう、当該著作物に表現された思想又は感情の範囲について整理が必要ではないかと考えます。

インターネット上には、いわゆるファンアートが溢れており、二次的著作物とされています。最高裁判例 平成 4(オ)1443 が言うには、「二次的著作物の著作権は、二次的著作物において新たに付与された創作的部分のみについて生じ、原著作物と共通しその実質を同じくする部分には生じないと解するのが相当である」とあり、例えば「ドラえもん」のファンアートの場合、ドラえもんのキャラクターデザインについては、二次的著作物の著作権として認められず、原著作物の著作者が権利を持つことになっています。この場合、ファンアートから学習させる場合において、ドラえもんのキャラクターデザインを感じ取ることができる場合、当該著作物に表現された思想又は感情"を享受することになるのか、例示をしていただければ、指針になるかと思われます。"

●受付番号　185001345000010294

AI 生成ソフトが出現してから勝手にプロとして絵を描く事を生業としている人の絵柄を学習、模倣した AI 作品を元の絵描きを貶めるような言葉と共に SNS に投下する等の質の悪い利用者が目につきます。それらの対策をしないまま AI 学習をよしとする法案を決めるのは危険だと思います。それと実在する児童ポルノの学習も行っているとも聞くのでその問題も早急に解決するべきだと思います。
そもそも学習という耳障りの良い言葉で誤魔化していますが AI のそれは学習ではなく模倣、搾取、トレスと大差ないという認識ですので数多の著作物を許可なく搾取したものを著作権フリーという扱いにするのは反対です。
論文や歌が引用元を表記するように絵にもそれは必要な事だと思います。絵柄は個性でありその人の顔、肖像権に近しいものだと認識して欲しいです。

●受付番号　185001345000010295

・個人
[redacted]

１．はじめに

現在の AI 生成と著作権には、著作権だけではなく著作者人格権、法的枠組みの整備、利害関係者との協力、技術的対策の導入、国際協力、明確な利用許諾の取得、法的根拠の全て関わっています。

著作権に対してのみのアプローチではなく、本来であればこれら全てにアプローチしなければならないことを念頭に置いたうえで、今回は著作権に対してのみ焦点を当てて素案を提出します。

２．検討の前提として

（1）従来の著作権法の考え方との整合性について

まず、前提となる著作権法で AI は、著作権法の第二条 十一上記内容に抵触されると考えられます。

よって、現状の著作権法では AI に関する内容は、前提条件として著作権法に抵触しているため、整合性の取れない内容となっています。

（2）AI と著作権の関係に関する従来の整理

３．生成 AI の技術的な背景について

（1）生成 AI について

生成 AI に関して述べるのであれば、学習用データセットとして許可を得ていない学習用データセットがほとんどを占め、各クリエイターに無許可で使用されているのが実情であり、原理的に剽窃と同一である。

（2）生成 AI に関する新たな技術

まず、生成 AI が正しく利用されていない現状を整備してから、新たな手法に着手すべきである。

国際的な遅れを理由に、フェイクニュースなどで情報化社会である現代を蔑ろにしてはいけない。

（3）AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について

クリーンな学習用データセットを使用する分には問題ないが、そもそも「クリーンな学習用データセット」がどの程度手に入るだろうかという疑問を提示します。

この「クリーンな学習用データセット」という存在に対して定義付けを行い、その定義に基づき AI 開発および、AI サービス提供者は AI を利用すべきである。また、「学習用データセ

ットとしての利用を拒否する権利」を身分関係なく全ての個人が表明し、それを尊重しなければならない。

４．関係者からの様々な懸念の声について

関係者からの様々な懸念の声については妥当なものである。

著作権法 第二条 十一に基づくのであれば、生成 AI で生成されたものは原理的に剽窃と同一である。

５．各論点について

（１）学習・開発段階

この段階で一般人に対して技術の秘匿を行うべきであり、基本的に企業という責任を持つことができる立場のみが、AI を使用した技術の提供を行うべきである。理由としては、個人が取れる責任の範疇を超えているためである。この、AI を使用した技術を提供する企業にも法律で条件を定義するべきである。

（２）生成・利用段階

クリーンな学習用データセットのみを使用した生成や利用のみを可能とし、その他の学習用データセットに関しては、クリエイターと企業間で公平な契約を結び金銭的やり取りを行うことによって学習用データセットとして提供されるべきである。

（３）生成物の著作物性について

クリーンな学習用データセットのみから生成された生成物に対してのみ、著作物性があると考えられる。

しかし、現時点で生成された全ての AI 生成物に関して著作物性はないといえる。

AI 生成物の類似性・依拠性について、AI 生成はパラメーターを変えることによって生成物を変化させているため、学習により「学習用データセットへの拒否対策」および「個人制作物である特徴」を削除し生成物を生成することができる。そのため、AI 生成物の類似性・依拠性についてを証明するのは、クリエイター側にとって圧倒的不利であり平等ではない。しかし「学習用データセットがない限り、生成物を生成できない」という矛盾が発生するため、根本的に「クリーンな学習用データセットのみから生成された生成物」という条件が絶対に必要である。

（４）その他の論点について

現段階では「著作権」のみの議題となっているが、生成 AI は人間の思考域を超えた技術である。

フェイクニュースの例えが分かりやすいが、AI は人間個人の思考や個性、本質を歪ませて意図的な悪意で人間を欺く事が可能である。これは、AI の悪用の一例であるが、AI を悪用した場合に人間の尊厳を喪失させるものとして罰せられる必要があるものである。

６．最後に

AI と人間の根本的な違いを理論的に世に発信しなくてはならない。研究者という専門家が、自身の成果物である AI という存在を客観的な評価を先延ばしにした結果、さらには説明責

任を果たさず、周囲を鑑みなかった結果である。現に AI と人間の違いを理解できていない人間が散見される。AI 研究者は AI を作ったのであれば AI についての説明責任を果たすべきである。

●受付番号　185001345000010296

AI 著作物に関する法案には反対です。
まず既存の文章、絵画、写真などの創作物を勝手に機械学習させないための法律、および解釈が必要でしょう。人の手による作品を蔑ろにして生み出された結果、クリエイターに関わる人たちが淘汰された場合、国内外を問わず全ての芸術や文学の文化的価値が暴落してしまいます。
機械を止められないのであれば、使用者側への厳格なルール制定が必要です。それをなくして勝手に作品を盗用され続けることなど、到底許されません、

●受付番号　185001345000010297

AI の仕組み上、学習元が存在しないと成り立たないのだが、現行の AI ではその学習元が無断転載や学習を許可していないコンテンツであり、実質的に盗作と変わらないものとなっている。
現行の生成 AI を禁止やそれに準じた措置を行う、もしくは透かしやデジタル透かし（データ上の印）を付与することを義務付け、許可されたコンテンツのみで作製された AI の促進をしたほうが良い。
　このまま現行の AI の問題点を放置、または合法化すると漫画に始まり、アニメ、音楽の創作活動を行うものが筆を折り、衰退していくでしょう。
　加えて、AI への無断学習の違法化とそれに伴う無断転載の厳罰化を望みます。現在では非商用の無断転載が法的に罰せられることがなく、これが AI への無断学習へと繋がっています。無断転載の厳罰化によりクリーンな AI 作製が促進されるだろう。

●受付番号　185001345000010298

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000010299

AI の学習の問題点の大きなものの１つは『他人の著作物を許可なく学習し、その結果で利益を受け取る』という所であると考えています。
これは AI の開発側の問題（学習）でもあり、利用者の問題でもあります。(学習結果の販売等)
現在も私的利用であれば著作物の保存や使用が可能とされていますが（例えば待ち受け画面にイラストや写真を使う等)、利益を得るために他人の著作物を使用するのは明確な著作権違反ではないでしょうか。
イラストや小説、音楽、フォント等、著作物は多岐に渡り存在していますが、それらを無断で学習させ、なおかつ著作者へ利益の還元をせずに利益を享受するのは素人目から見れば法律違反に感じられます。
趣味でも職業でも、庭や畑で育てた野菜を『誰でも入れる状態だから』と勝手に収穫して調理し、それを販売すればそれは窃盗罪です。現在の AI は正にその状態なのであって、法的な整備が行き届いていない今、それを故意に行い不利益を起こしている方も目立ちます。
AI について、学習機能そのものではなく『著作者の許可が必要』になるという所を重要視し、著作者に不利益がいかないよう法の整備してほしいと願っています。

●受付番号　185001345000010300

生成 AI に関して否定的な意見しか持てない。創作物は創作者のためのものであって保護されるべきものである。最近では作風を似せたものが勝手に使われ苦労されている創作者の方もいたり、攻撃的な手段で使われている事例なども見かけられ、大変な思いをされている方もいます。生成 AI によって出力されたものがどういった経緯で出力されているかを考えれば、決して認められるものではないと思う。

●受付番号　185001345000010301

AI による無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010302

AI の無断学習に強く反対します

●受付番号　185001345000010303

AI による著作物の無断学習に反対します
絵や文章に関わらず、創作活動を行うクリエイターの生活を潰しかねない内容だと思います

●受付番号　185001345000010304

「人間が、AI 生成物に、創作的表現といえる加筆・修正を加えた部分については、通常、著作物性が認められると考えられる。」
「AI 生成物の著作物性の整理については、AI 生成物が著作権法による保護を受けるのかといった観点より、生成 AI を活用したビジネスモデルの検討に影響を与えうるほか、AI 生成物を利用する際に著作権者に許諾をとる必要があるのかといった判断に影響を与えうるものであり、その意義や実益はあると考える。」
これらの案は、ai 生成された元の絵師さんの方に対する侮辱になると思います。
ai 生成は、元の絵師さんが描いたイラストから許可なく"学習して ai で創作物が創られているのに著作物性が認められるのは、「人の物を勝手に盗んで自分のモノだと主張している」事が認められると同じくらいの横暴です。これらの案は盗人行為を肯定するようなものなので、本当に辞めてほしいです。"

●受付番号　185001345000010305

努力して技術を培ったきた方々の権利を奪うのと大差ないように思います。文化庁が文化を築き上げてきた方々を尊重せずしてどうするのですか？非常に不愉快です。この素案には失望しか感じません。一切賛成できません。

●受付番号　185001345000010306

AI の無断学習に反対します。
学習元の著作権を蔑ろにするのはおかしいです。

●受付番号　185001345000010307

AI 生成による創作物が既存作品と類似することは避けられず、基準を定めることは不可能である。しかしながら、AI 生成物がその来歴を明記することは可能である。あらゆる AI 生成物はそれが AI 生成物であることを明示することにより、市場的価値を毀損されるが、この価値低減をもって、非 AI 生成物との間に差を設けることができる。この来歴の明示は AI 生成ツールすべてが備えなければならない必須要件であり、当該機能を有しない AI 生成ツールはその営利使用を認められない。これにより、AI 生成物によるクリエイターの地位低化および AI 生成物の市場台頭を抑止する。それとは別種の問いとして、AI 生成物による他者攻撃を防がなければならない。AI 生成物による他者攻撃とは、主にディープフェイク事案と、生成結果の既存作品への意図的な接近行為を指す。後者は、特に LoRA 等によるクリエイターへの攻撃を指す。現在の AI 生成物は特定の作風や筆致を学習したり、あるいは詳細に条件付けられることにより、特定クリエイターの作風に酷似した作品生成が可能である。後者はその類似性を明らかにすることが難しく、仮に AI 生成物であることが明示され、その市場的価値が低減したとしても、潜在的に特定クリエイター側の市場価値を大きく毀損させてしまうため、過去には学習自体の制限や著作権侵害を問う声が上がっていた。しかしながら、前者は AI 技術の発展を阻害することとなりかねず、また後者は、現実的に適応が難しいという事情がある。したがって、現実的に可能な対応としては、学習元の透明性の担保（学習元の開示）と、学習元への金銭的還元である。これらを紐付けることが重要である。加えて、非 AI 生成物であるクリエイターに対するなんらかの優遇措置が必要となる。

●受付番号　185001345000010308

AI の無断学習について反対します

●受付番号　185001345000010309

(提出済みの意見の追加分になります)
５．各論点について
（２）生成・利用段階
イ（イ）依拠性の考え方について
「AI 利用者が既存の著作物（その表現内容）を認識していなかったが、当該生成 AI の開発・学習段階で当該著作物を学習していた場合については、客観的に当該著作物へのアクセスがあったと認められることから、当該生成 AI を利用し、当該著作物に類似した生成物が生成された場合は、通常、依拠性があったと推認され、著作権侵害になりうると考えられる」（30 ページ）
→「通常、学習データの切り貼りではないとされる（11 ページ)」生成 AI の性質を鑑みれば、生成 AI を利用しても「著作物へのアクセスがあった」とは認められず、著作物を学習していたという事実によって依拠性を認めることは妥当ではない。

●受付番号　185001345000010310

AI の無断学習に反対します。
プライバシーの保護とフェアユース観点から学習データは許可をとるべきだし、生成 AI は原則学習元を公開すべきです。
著作権等の現行の法を侵害するとわかっていてそれを無視する許可を出すのは間違っています。

●受付番号　185001345000010311

AI に人が丹精込めて描いた絵を一瞬で学習させてそこから少しでも加筆したからって著作権を与えるだなんて、この世にいる全ての絵を描く方々を馬鹿にしているとしか思えません。学習元の創作主へは一銭も入らないし、訴えたら逆に創作主が悪くなる未来が見えて仕方ありません。この世のアーティストを全て無くすつもりですか？文化的発展をこれからはさせないつもりでしょうか？本当に AI に仕事が奪われる未来にしようとするだなんて最悪です。AI に作成させた盗作品に著作権なんて本当に止めてください。お願い致します。

●受付番号　185001345000010312

AI による無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010313

作風を寄せて出力したものがあふれる事で元々その作風で著作物を作っていた人の著作物が埋もれたり、レベルの低い似た作風が出回る事で本来の著作者の技術力が低くみられるなど現時点で生成 AI による被害は甚大で、その被害を止めるどころか助長する素案になっている。
生成 AI は学習したものを「再現」に近い状態で出力するので、一度学習された著作物は常に模倣され続ける。大量の違う作風を学習していても作風を指定して出力が容易に出来る時点で「学習された時点で止めようが無い」可能性が高い。
技術的にも学習を止めることなど現時点で不可能で、仮に可能だったとしても絵を生業としている声を生業としてる人たちが手軽に講じられる手段には現状なり得ない。ＡＩ出現前のデータはどうやっても学習を止める様な技術的要素を追加出来るわけもない。
その為、「許可なく学習させた」時点で著作権でアウトの判断をしなければ、ネット上にあるデータを無許可で学習して、作風を指定する出力を止めようがない。
許可なく学習させる行為が無ければＡＩの開発に遅れが生じる可能性はあるので、許可なく学習して良い場面として「AI 開発の為」「出力されたデータはインターネット上に公開しない」「公開する場合は学習し辛い要素を足す」などの条件を付ける方が妥当。
現時点で生成 AI により著作者が DCMA 攻撃をされて活動が停止に追いやられたりなどの実害が出ていることを深く認識して欲しい。
今の素案ではそういった攻撃を止める術はなく、なんなら助長しており、文化活動を破壊しかねない。
AI による手軽な生成は魅力的でコンテンツ自体を増やす可能性はあるが、将来的に実際に手を動かして描ける人や演じられる人を減らし、文化が根絶する可能性すらあるので、自身の著作物による学習と生成はたくさんやって良い。
他人の著作物は気軽に学習させてはならない。という方向に向かってもらわなければ困る。
AI 生成に法的なお墨付きを与えるのは決してあってはならない。

●受付番号　185001345000010314

実在の子供の写真を使用した児童ポルノが生産されることに恐怖を覚えます。また、漫画村のような海賊版の歯止めがきかなくなると思われます。

●受付番号　185001345000010315

生成ＡＩの規制を強く希望する。
理由は下記の通り。
・現状の生成ＡＩは他人の作品、著作物を無断で大量に学習するもので成り立っている。
・個人、企業問わず学習された人様の作品に正当な対価を払わず個人、商用利用されている現状はおかしい。
・本来クリエイターに流れるはずだったお金、仕事の機会が画像生成ＡＩの登場で確実に減っている。
・生成 AI に特定の個人の絵柄を模倣される。（嫌がらせ、営業妨害につながる）
・時間をかけて一つの作品を生み出している人に対して、
わずかな時間で大量に画像を出すＡＩのせいで
作品をネットで発表しても（画像、イラストサイトは特に）ＡＩ作品によって埋もれてしまう。
・消費者目線からもＡＩによっての汚染は不快であり、また人の素晴らしい作品を見ても「ＡＩなのではないか」と疑ってしまう。
・今の生成ＡＩにはクリエイターにとってのメリットが無く、
作品作りの知識、技術を持っていない素人が得する仕組みとなっている。
また、生成ＡＩは０から１を生み出すものではなく、
あくまで人の作品を頼らないと何も生み出せない技術であり、今後の文化の発展に大きく貢献するのか甚だ疑問である。
・生成ＡＩの登場はクリエイターにとって逆風であり、
特に無名や新人、これからクリエイターを目指す者にはあまりにも厳しく酷い状況である。
このまま規制しなければ次世代の芽は育たなくなり間違いなく文化の衰退につながる、というかもう既に文化が失われているものも出ている（主に「マスピ顔」といわれている絵柄の価値を殺している）。

●受付番号　185001345000010316

『AI と著作権に関する考え方について（素案)』に反対します。
創作物とは人の個性・思想が表現された物をいいますが、AI に意思すなわち思想はありません。AI により作成された絵や文を創作物として著作権を認めることは、これまでに自ら制作した創作物をもって自己を表現しあるいは職業として金銭を得てきたクリエイターの立場を脅かすものです。
生成 AI は新たな著作物を自ら作り出しているわけではなく、既に存在するデータセットから切り貼り、再現をしているに過ぎません。AI に意思や思想はないことからしても、生成 AI による著作物に著作権を認めることで、今までになかった全く新しい表現が生まれるとは到底言えません。このことからしても、生成 AI による著作物に著作権を認めることは著作権法の目的（文化の発展） に反します。
この構造は災害時のデマと同じ問題点に基づきます。デマがあった場合、誤情報による直接の迷惑だけでなく、正しい情報までもがデマではないかと疑われ、寓話オオカミ少年のように、どの情報もまともに受け取ってもらえない、という状況になります。生成 AI に著作物性を認め、他方で AI の利用は著作権侵害に当たらないとすることは、AI を利用しないクリエイターに対してまでも AI を利用していない証明を求める、あるいは AI を利用しているとレッテルを貼られるといった状況になりかねません。
以上より、生成 AI による絵や文の作成については、著作物として著作権を認めるのではなく、既存の著作物の利用方法の一種として権利制限の条文により規制すべきであると考えます。
AI は大量かつ容易に絵や文章を作成することができます。したがって、それに著作物性を認め、いわば金儲けを認めることは、他人の著作物を切り貼り、再現することにより金儲けをしている海賊版を法的に許すことと変わりません。そして、そのような状況はクリエイターの自尊心、生活を大きく害します。自尊心を損なわれ生活ができなくなったクリエイターは作品作りをやめるでしょう。クールジャパンと名高い日本からクリエイターがいなくなることは非常に大きな文化の損失です。
以上の通り、私は『AI と著作権に関する考え方について（素案)』に強く反対します。

●受付番号　185001345000010317

人の手で描かれた全てのものには、その人の人生や本人の中で育んできた物が反映されます、その人のみが扱うべきだと考えています。
AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010318

AI によってなんらかのデジタルデータを作成する以前に、他人が著作権を持つデータを無断で AI に学習させることが問題だと思います。権利者が許可を与えたなら学習も生成も問題ないかと思いますが、現状ではほぼ全てのデータが権利者に無断で学習されてしまっています。画像生成に関して言えば、学習元の画像は違法な無断転載サイトから取得されていると言われており、この時点ですでに犯罪に関わっています。
生成する段階の前に、学習する段階の時点で何らかの規制を行うことはできないでしょうか？
また、権利者の許可なくデータを学習した AI を用いての生成は、著作権の侵害だと思いますし、罰則が必要だとも思います。
学習元のデータ全ての権利者に許可を得た、著作権的にクリーンな生成 AI が存在するのなら、是非使用してみたいとは思います。
しかし現状の生成 AI は、”良識のある人間であれば”とても利用できるものではありません。
文化庁の皆様におかれましては、権利者もといクリエイターを守るために動いてくださいますよう、平にお願い申し上げます。

●受付番号　185001345000010319

AI の生成物に著作権を与えることは人間の創作活動の幅を大きく狭め、取って代わることもあり得る。これからの文化を守らなければ、日本の文化、芸術の未来はない。AI は過去のものからしか生成できないのだから。

●受付番号　185001345000010320

文化の衰退に繋がると思います

●受付番号　185001345000010321

断固反対。
著作権の軽視甚だしい。
このような法律があってはならない。

●受付番号　185001345000010322

AI の無断学習に断固反対します。

●受付番号　185001345000010323

自分の描いた絵や大好きな作家さんが描いた絵を勝手に食い荒らされてキメラを作られるのは本当に嫌です
絵描きがその絵に辿り着くまでの数十年を、人生をなんだと思っているんですか
流行りの新技術に飛びつくのも良いですが、その下で踏みつけられ蔑ろにされる人が居ることを知って、その人のことも考えてはどうでしょうか

●受付番号　185001345000010324

色んな人が描いたのぐっちゃぐちゃに混ぜてそれっぽいの出してってするの嫌。それで元の描いた人にお金入らなくてそれっぽいの出した人がお金もらってるのも嫌。

●受付番号　185001345000010325

個人
AI の無断学習に反対する

●受付番号　185001345000010326

AI の無断学習の合法化に対し、強く反対します。

●受付番号　185001345000010327

AI によるイラスト、写真、その他クリエイターの著作物を無断学習することに反対します。
現状、発生している多くの著作権トラブルと、作品価値の低下にまつわる懸念はすでに看過できないものになっています。
AI の学習能力はすばらしい発展を見せている反面、時間をかけ、技術を磨き、それを生業としているクリエイターの努力と成果を無責任に盗み、貶める使われ方が散見されます。
素案を読んだ限り、この現状を改善してクリエイターを守ってくれるようなものになっているとは到底思えません。

●受付番号　185001345000010328

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000010329

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000010330

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010331

生成 AI の出力するデータにより、著作権侵害と思われる事項が多々見受けられます。
生成 AI にデータとして著作物が使用されることは、現状では違法ではないとされておりますが、現状では、【キャラクター名をプロンプトとして入力すれば、明らかに著作物に依拠していると思われるデータが生成される】【作家のサインやウォーターマークがそのまま生成される】【一作家や特定の人物から狭域的に学習することで、なりすましや嫌がらせを引き起こしている】という事案が多々発生しており、著作者の権利が侵害されていると考えられます。
加えて、こちらの要項では、データ学習により著作権侵害が発生した事案でも、侵害した側が学習データを破棄する必要性がないとされており、著作権侵害への対応が不可能であるとされています。著作者物が一方的に同意なく学習データとされ、そこで著作権侵害が起こっても対応ができないのであれば、無法地帯のようなものではないでしょうか。
著作物が一方的に搾取されることは、将来的にクリエイターや創造物を生み出すさいの障害になり、著作者がいなくなれば、生成 AI における創造性すらも失われていくと考えられます。
生成 AI の創造性を認め、今後の発展を目指すのであれば、なおのこと、元のデータを提供している著作者も守らなければならないと考えられます。
それだけのデータがネット上にあふれているなか、データの学習を禁止にすることは不可能かと思われます。そのため、できる対応といたしましては、生成物には必ずウォーターマークなどが入るようにする。著作権侵害が発覚した場合、学習データの提出を求める。等の対策が必要であると考えます。
生成 AI を用いたデータに創造性があると主張するのであれば、たとえウォーターマークが入っていようとも、元の学習データが明らかになっても、その生成物の創造性が失われることはないはずです。
以上のことから、生成物は学習元を明らかにすること、生成物であることを明らかにすることが求められると考えております。そちらを徹底していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●受付番号　185001345000010332

生成 AI の無断学習を奨める法改正に反対します。
生成 AI の濫用を認めてしまっては、他者に対する著作権侵害が横行し、国内における小説、漫画、アニメといった文化を支える一次創作者の権利が認められづらくなり、業界全体が萎縮、衰退してしまいます。

●受付番号　185001345000010333

私は絵を描くのが好きな高校生です。これからも絵を描いていきたいと思っています。しかし、生成 AI で、著名なイラストレーターさんなどの絵柄を模倣したり、学習元の莫大な絵を切り貼りした絵が著作権に関係なく無制限に商品化などもされていくのは大変心苦しいです。絵を描く側の一人として、もっと著作権の保護をどうかお願いします。

●受付番号　185001345000010334

「生成物の著作権物性について」
個人で簡単に悪質な違法利用できてしまうことや、その全てを著作権・肖像権などを侵害された当事者が対処することは不可能なことから、ある程度画一的な規制を図るべき。

●受付番号　185001345000010335

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010336

一番気がかりなことは生成 AI を将来的に活用するとしてもその生成 AI が他人を傷つけて得た情報が含まれているなら使いたくないです。
・イラストや画像の生成 AI を中心とした話をすると、アダルトサイト等で AI 生成された児童（に見える）コンテンツが販売されていることがあります。生成 AI が機械学習した内容により生成されているのであればその学習内容の中に違法所持されていた画像などが利用されているのではないでしょうか？
・趣味でイラストや創作、二次創作を行う人、イラストレーターがとある作品の二次創作ガイドライン守って創作活動を続けていたにも関わらず、生成 AI に無断学習されてガイドラインから逸脱した作品を絵柄を寄せて生成されてしまった。なおかつ掲示板等でガイドラインから逸脱した作品を作ったのは生成 AI に無断学習させられてしまったガイドラインを守っていたクリエイターであるなどの騙りが発生し、ネットリンチのような状態になってしまったケースを見かけており、すべてのクリエイターの創作活動への影響を大変に懸念しております。
・集英社から発売された AI グラビアモデルの写真集が実在する女優に酷似していた件について、似ているとされた実在する女優については芸名改名とともに水着グラビアを今後しないと意思表示した女性でした。
・コスプレイヤーがポージングに合わせた脱ぎコラ（衣装を脱いだ状態のようにみえるコラージュ）作られてネット上に載せられたなど一部の利用者の倫理観があまりにも欠落している状況が強くうかがえます。
一部のあまりにも倫理観が欠落した利用者をどうにかするためにも迅速かつ丁寧な法整備が必要だと考えています。
機械学習する内容や機械学習の際に取り込んで良いものの精査が必要です。また、創作をするすべての人に機械学習への取り込みを拒否する権利があると考えています。

●受付番号　185001345000010337

クリエイターが死んでしまい日本の文化も消えてしまう
AI 無断学習に反対です

●受付番号　185001345000010338

私は 21 歳という若年層であり、法などにはさほど詳しくないのですが、それでも時折文章を書いて創作をすることを楽しんでいます。この場合の楽しむとは一人で楽しむということではなく、世に公開して、感想や「いいね」などをもらい、楽しんでいるということです。
AI がどうといった話題については、SNS で目にする程度であり、あまり具体的に目を通したことは少ないです。それでも今回は、いち創作者として意見を述べたく思いました。
拙い文章ですが、結論からすると、AI で生成されたものは、著作権を侵害するものだと思っています。
SNS を利用していると、AI 絵師を名乗る人々に苦言を呈するイラストレーターの方々や、AI 生成を利用している人々から攻撃を受けて心を病む人、あるいは、AI に描き方のくせをコピーされてしまった人などもちらほらと見ており、そうした状況が、この「AI と著作権に対する考え方」が実際に制定された場合、より進んだ、より悪い状況になってしまうのではないかと危惧しています。
私は AI で生成された画像を見て楽しむことはなく、むしろ「なにかが違う」と思う側の人間です。
AI で簡単に出力された画像では、人々のイメージを形にすることはできても、犯罪まがいに個々人の持つ固有の魅力を完全に模倣し切ることがあっても、それで心に傷を負ってしまう人がいては、本来 AI 生成物に求められたものが達成し切れるとは思いません。
著作権を侵害しない、としてしまえば、尚更だと思います。AI 生成物は、著作権を侵害するものだと考えています。
その声を届ける為、私は一声を挙げてみることにしてみました。拙い文章でしたが、読んで頂きありがとうございました。

●受付番号　185001345000010339

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010340

生成 AI の元データ自体クリエイターが作ってきたものです。
クリエイターの人々が今まで努力し、築き上げてきたものを
横から盗み、平然な顔をしていとも簡単にその技術で儲けていく。
これを認めてしまったら、日本人に未来はないんじゃないでしょうか。
汚い世の中を認めてそれを子供たちに正しいと伝えていくのは人としてどうでしょうか。
国がモラルをなくす方向に進めていくのを止めて頂きたいです。
また日本が誇る文化を潰すのは、遠くない将来の経済にも打撃を与えると思います。
生成 AI については著作権や使用方法等、きちんと法律が整備され、
クリエイターにも被害が及ばないようになった際に、
使用する方向が良いと思います。

●受付番号　185001345000010341

既存の作品生成 AI が学習もとにしたデータの中には著作物が多数存在している。これらのデータをそのまま使用することは著作物の制作者の権利を侵害するものである。よって、制作者の著作者人格権及び作品そのものの権利を保護するために、作品生成 AI の生成物の利用については法による規制を設けるべきである。表案に含まれている「学習データである著作物と類似しないものを生成することができると考えられる」という部分は作品生成 AI を悪意を持って利用する層のことを想定できていない内容である。製作者の作風を同意を得ずに作品生成 AI に学習させ、特徴を踏襲させた作風で公序良俗に反する作品を発信させることで制作者の社会的地位に傷をつけるための利用なども既に発生している。作品生成 AI の利用を縛るだけではなく、権利を侵害しているデータを用いた AI 学習そのものに規制を設けるべきである。

●受付番号　185001345000010342

生成 AI は何かを読み込んでなければ出力されないと聞いています。つまり誰かの作品が読み込まれていると言うことであるので、読み飲んだ方のイラストの著作権を侵害してると思います。イラストだけでなく、実際の人物の写真を読み込んでのディープフェイク、ポルノ写真も出回っているので、そのようなアプリやソフトを作る会社や個人への規制は必要だと思います。生成 AI の発展は反対です。

●受付番号　185001345000010343

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000010344

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010345

多くのイラストレーターが積み重ねてきた技術や表現、アイデアを容易く奪い取ってしまうため、イラストのAI学習は原則禁止にするべきだと思う。

●受付番号　185001345000010346

AI による無断学習に断固反対します。
先の[redacted]が亡くなられた理由は「日テレやドラマ関係者が原作を大事にしてくれなかった、寄り添ってくれなかった」ことに対する苦痛からです。
AI 学習に自分のイラストを奪われ心を病んだ作家が必ず同じことを繰り返します。
今なら未然に防げます。
これまでには「ビビッドアーミー」というゲームが AI イラストを用いた広告で問題を起こしました。内容は使用された AI イラストが実在する人気絵師の絵柄にあまりにも似ていて、絵師のファンから勘違いされていたこと、その上使用された AI イラストが成人向けのイラストであったことです。絵師が直接声を挙げる羽目になり、ビビッドアーミー運営と話し合い等をして解決に至りました。
わざわざそのような手間を踏まなければならないのが問題ですし、この時の絵師もひどく疲弊していたように思います。そんなことが続けばうつや自殺に追い込まれるのは当然です。自分の絵と同じ顔をしたものが自分の知らないところで独り歩きして、勝手なイメージをつけられているからです。
著作権法は人類には早いと言われてるほど難しい分野で、どこからどう見てもパクっているのに類似性やアイデンティティの侵害が大きく認められない限りは逃げられてしまうクソ法律です。テレビ番組でガチャピンを使って著作権法の網を掻い潜るという企画がありましたが、完成したものはどう見てもガチャピンでした。あんなに似ていても現在の著作権法では無罪、商用利用可、自作発言可とトンチキなことが許されてしまうのです。
AI イラスト自体は正しい使い方をすれば問題ないと思います。ただやるなら学習元は著作権のないフリーのものか、自分に権利のあるものに限るのが当然だと思います。
未来ある作家と、その命を潰さないで欲しいです。

●受付番号　185001345000010347

他人の作品を無断で金銭も支払わず、自らの利益とするのは泥棒以外の何物でもない。著作者に使用の確認を取り、正当な対価を支払わないのであれば、AI を使用したものは全て犯罪であると考えます。

●受付番号　185001345000010348

生成 AI は多くの絵師に迷惑をかけてきました。
悪者しか幸せにならないツールです
どうか規制して欲しいです

●受付番号　185001345000010349

AI の無断学習に反対です

●受付番号　185001345000010350

AI 学習をさせる際に使用する画像については、AI 使用者に著作権がある、または著作権フリーとされるものでなければならないと考えます。
理由として、AI が画像から学ぶものは、絵柄、構図など著作権に関わるものが含まれており、AI が出力したものは元画像の著作権を侵害するといえるからです。
これが許されてしまうと、元画像の著作権侵害を許容する法が成立してしまいます。
これは矛盾であり、オリジナルの著作権が最も守られるべきであると考えます。
私自身も絵を描くものですが、一朝一夕で上手く描けるようなものではありません。
自由に AI に画像を学ばせることができてしまうと、オリジナルの模倣が容易にできてしまいます。オリジナルの創作者が不利益とならないルールになる事を望みます。

●受付番号　185001345000010351

手描きと AI 絵の判別がつかずトラブルにならないか不安

●受付番号　185001345000010352

現在の AI に対する国の考え方は、この国に生きるすべてのクリエイターを否定するものであると思いますので、即刻撤回していただき、もっとクリエイターに対しての理解や、創作物がいかにして作られているのか、その大変さを理解してほしいと思います。
現在の Ai は、ただ他人の努力を踏み躙り、楽をして稼ごうとするものに寄り添っている最悪な物です。
どうか、この国を思うのであれば、もうすこしよく考えてください。

●受付番号　185001345000010353

AI の無断学習に断固として反対します。
前提として AI は大量の学習をし、そこから解を出すといった仕組みで動いていると思います。では、この大量の学習の大元は誰が生み出しているのか、それは個人や会社です。そしてその人たちには、権利があります。それを無視して勝手に AI 学習に使うと主張するのはおかしいことではないでしょうか？国が個人の権利(著作権など)を放棄するのでしょうか？
特に、この問題が顕著に現れているのは、イラスト関連だと思います。
作品が好きで、その作品に迷惑をかけない範囲で描くことを楽しんでいるのに、勝手にイラストを学習素材として使われて AI 生成されたイラストを世にだし、ましては金銭のやり取りを行なっているといったことが起きています。
そのことが原因でイラストを描くのを辞めたり、仕事を失ったりとする人が後を断ちません。
AI の無断学習を可能としてしまうことで、人々の活躍の場を狭めることが本当に良いことなのでしょうか？楽かもしれません、効率が良くなるかもしれません、でもその背景ではたくさんの人が職を失ったりするといった現実をしっかりみて、かんがえてほしいです。
最後にはなりますが、私は AI の無断学習に断固として反対します。
国民を大切にしてください。お願いします。

●受付番号　185001345000010354

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000010355

以下の条文は、AI 事業者の開発可能性を大幅に萎縮させる可能性があり、ひいては AI 立国としての日本国の国益を損なうため、３０条の４を重んじて削除を提案する：
19 また、アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されること等の事情が、法第 30 条の 4 との関係で「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には該当しないとしても、当該生成行為が、故意又は過失によって第三者の営業上の利益や、人格的利益等を侵害するものである場合は、その他の要件を満たす限りにおいて、当該行為者が不法行為責任や人格権侵害に伴う責任を負う場合はあり得ると考えられる（後掲（３）ウも参照)。
20 API により提供されているのが「大量の情報を容易に情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物」に該当するか否か、及び、本ただし書法第 30 条の 4 ただし書に該当するか否かについては個別の事例に応じた検討が必要となるが、具体例としては、学術論文の出版社が論文データについてテキスト・データマイニング用ライセンス及び API を提供している事例や、新聞社が記事データについて同様のライセンス及び API を提供している事例等がある。もっとも、テキスト・データマイニング用ライセンス及び API を提供しているとしても、当該 API が「大量の情報を容易に情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物」に当たるとは限らないといった意見もあった。
○　そのため、AI 学習のための著作物の複製等を防止するこのような技術的な措置が講じられており、かつ、このような措置が講じられていること等の事実から、当該ウェブサイト内のデータを含み、情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が将来販売される予定があることが推認される場合には 22、この措置を回避して当該ウェブサイトから行う AI 学習のための複製等をする行為は、当該データベースの著作物の将来における潜在的販路を阻害する行為として、本ただし書に該当し通常、法第 30 条の 4 ただし書に該当し、同条による権利制限の対象とはならないことがと考えられる 23。
22 この点に関して、例えば、robots.txt において、あらゆる AI 学習用クローラをブロックする措置までは取られていないものの、ある AI 学習用クローラについてはこれをブロックする措置が取られているといった場合、この事情は、当該ウェブサイト内のデータを含み、情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が将来販売される予定があることを推認させる一要素となると考えられる。
23 この点に関しては、この措置を回避して行う AI 学習のための複製等であっても、当該データベースの著作物の将来における潜在的販路を阻害する行為に当たるとは限らない、といった意見もあった。

●受付番号　185001345000010356

まずこの意見書は現行の『画像生成 AI』とその使用者、使用法についての意見がベースである。
1.はじめに
「生成 AI の利用を中心に据え、創作活動を行うクリエイターも出てきた」とあるが、この「クリエイター」という表現は適切ではないと考える。
一部の AI による画像生成者には AI に学習させる為の素材を描写、撮影など自力で作成する者も存在しているのかもしれないが、残念ながら現在ネット上で見掛ける生成 AI による画像などは他者の作品を無断で大量入手し AI に学習（盗用）させただ AI という技術を使って抽出しただけの『生成物』が大半で、著作権侵害の温床のような状態である。
現在『作品』と名乗って世に出されている AI 生成物は現状では、ただの贋作・海賊版と言える代物でそこに個人の創造性・独創性は見いだせず、そればかりか他者の権利を侵害し活動している者は『AI の生成者』でありとても『クリエイター』などと呼べる存在ではないと考える。
（海賊版生成ツール参照：[redacted]）
5.（3）生成物の著作権について
上記の様に他者の作品を無断で短期間に大量に学習させ(中には CSAM すらも含まれる)、ともすれば窃盗とも言えるような生成物に対し著作権・著作性を持たせることは、現在人間の『クリエイター』が本来持っているはずの著作権・著作性の行使も危ぶまれてしまう危険性も伴い反対せざるを得ない。
（CSAM に関する参照：https://purl.stanford.edu/kh752sm9123）
2019 年 1 月 1 日に施行された改正著作権法、第 30 条の 4 では AI の学習について情報を解析する上で著作物の市場に悪影響を及ぼさないレベルで許諾なく使用は認められているが、「著作権者の利益を不当に害する場合はこの限りではない」と設定されている。
著作権者の利益を不当に害する場合、AI に対し『許諾の無い著作物の学習』に制限が掛かるわけだがこと『画像生成 AI』が上記制限に抵触するのかは曖昧であり結論が出ていない。
2023 年 4 月 3 日の参議院決算委員会での答弁においても、
「AI 開発と著作権上の課題について、十分に議論がされておらず、政府としても明確な方向性を示していない」とされている。
（第 211 回国会　参議院　決算委員会 / 参照：https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=185001345&Mode=0）
特定の人気クリエイターの作品ばかりを AI に学習させ、生産販売を行っている事例もあり、学習元のクリエイターは技術を盗用されるだけで何の利益も生まれないどころか本来得るはずだった仕事の対価、著作者としての権利も奪われている。

画像生成 AI の学習元が何であるかは生成時の調整や情報の削除等により巧妙に隠されることもあり、立証は容易ではない。
生成 AI 制作者との間で盗用問題が起きた時、これを個人で解決する事は金銭的にも時間的にも作業量的にもほぼ不可能であり、あまりにもクリエイター側の負担が大きすぎる。
このように画像生成 AI の学習元について、また画像生成 AI が作り出した『物』についてほぼ何も議論が行われず曖昧な段階で生成物に著作権を持たせることは時期尚早であると考えざるを得ない。
正直このような状況で、自分のような一個人でしかないクリエイターは生成 AI に作風やアイデアだけ取り上げられ、本来あるはずの権利すら行使できず逆に『素材生成機』として AI に利用される存在にされるのではないかという不安すらある。
また逆に、真っ当に作り上げた作品が人道的ではない生成 AI を利用した物ではないかと思われる可能性がある事も心外である。
人間個人は搾取され、AI がそれを元に無許可で学習と生成を繰り返せば短期間で高品質な物が制作でき市場としては回転がよく良い事ではないかという考えもあるかもしれないが、それは一過性の物だろう。
そんな事がまかり通ればクリエイターは筆を折る、もしくはネット上や人目に触れる公の場所での公開は控え、最終的に競争や進化は生まれなくなり本来の意味でのクリエイティブな世界は縮小していく。そうすれば自力で独創性や個性を発揮することが難しく、余所からの学習を必要とする生成 AI も学習元をなくし（または AI 作品同士での学習か）新規開拓するような作品も作れず結果としてクリエイターの力を必要としていた市場も小さくなるのではないだろうか。
先日ドラマ化のトラブルに伴い自死した漫画家の様に、本当のクリエイターにとって作品は命である。現在まで頑張ってきたクリエイターの権利と尊厳を守って欲しい。

●受付番号　185001345000010357

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010358

現在漫画家として活動をしています。
生成 AI（特に画像）ですが、学習元の開示義務そして生成 AI であることを必ず表記する義務、そして免許制にすることを望みます。
（1）ア・イ・ ウ・エ・キ、（2）ク、（4）
生成 AI は誰でも簡単に制作ができる利点があります。
ということはディープポルノやディープフェイクなど犯罪に利用できるデータも安易に制作できるという事です。既に現在海外では大統領のディープフェイク、免許等が作られ、日本国内でも本物の紙幣のデータを取り込んだ生成 AI 製の紙幣が頒布される事態が起きています。
こうした画像や動画がばら撒かれるのは一瞬ですが、それを見た全視聴者へ訂正するのは困難です。
また、生成 AI によるディープフェイク標的となった特定の人物や著作物を有するクリエイターがいちいち裁判に発展させる必要があるのは大いに疑問があります。
問題を起こさないためにもまずは生成 AI を匿名でそして生成物であることを隠して無制限に発表できるという状況を改善すべきです。
（1）エ
また学習元の不透明さが問題だと考えます。
データに違法なもの例えば海賊版や児童ポルノ等が混入していても違法では無いと言うのは倫理的におかしいと言うほかありません。
データセットが不透明で、違法なものが混入している可能性がある限りクリエイターとして私は絶対に生成 AI を利用しません。
また、知財権は人権であり生成 AI への無制限な学習取り込みは人権侵害だと考えます。
以上の点から、生成 AI を利用するにあたって学習元を開示する事、生成 AI 性であることを表記することを義務付けることを望みます。
そもそも現場を知らない夢物語を語る職員ではなく、審議会に現在活躍しているクリエイター（もちろん推進派、反対派の両方）を招くべきではないでしょうか。

●受付番号　185001345000010359

素案の全体としては賛成。
6.最後に
インターネット上で著作権法を誤解したまま、あるいは著作権法ではなく業界の慣習による判断で他者を非難する、誹謗中傷する発言を見る機会が多い。著作権法の解釈について周知啓蒙の取り組みを継続してほしい。

●受付番号　185001345000010360

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000010361

AI の無断学習に反対します。
個人が作成し SNS やブログなどにアップロードした作品を、作成者の許可なく AI 学習へ利用されることに反対します。
その人が苦労の末に身に付けた自身のブランドを無断で AI に学習させられ、何百枚と類似のものが生成させることは、文化の衰退を招くと考えます。

●受付番号　185001345000010362

日本が唯一世界に誇れるイラスト、マンガ文化の発展を侵害している画像生成 AI にまで、生存の余地を与えなくても大丈夫です。
日本のイラスト、マンガ文化は人間自身が表現するものです。
もう、著作をしていない者に著作権を与えるのは止めませんか？
このまま、生成 AI との共存を許す文書が完成する事で日本は世界に何を誇れるのでしょうか。
誇れる事など何もありません。

●受付番号　185001345000010363

著作物は著作者のものであるのに関わらず、AI 学習への利用を拒否できないことや、利用されたことによる著作者への還元が全くないことなど、著作者の権利が過剰に弱く設定されていると私は考えます

●受付番号　185001345000010364

そもそも著作物に関して、その利用法は著作者人格権で制限されています。
AI による学習、出力は同一性保持権に反すると判断するのが当然かと思います。
さらに、もし出力されたものの学習に著作物が使われている場合は、当然氏名表示権の行使対象と考えるべきです。
諸外国が学習に対して無制限としていることで、AI による革新に乗り遅れないよう制定したいことは分かりますが、理屈で言えば間違いなく世界全体に対し学習元に対する制限をかける方向に働きかけることが正しいはずです。

●受付番号　185001345000010365

現行の AI が（「AlphaZero」のようにルール以外を全て自己学習した例はあるものの)、基本的には既存の膨大なデータを収集し、それを元に学習を行っているという現状を踏まえると、現状の著作権法において研究目的であれば自由に利用できるという現行法は技術の発展のために原則は変えるべきではないように感じる。
ただし、AI があらゆる人に技術を与えることができるようになる以上、悪用されることを防ぐ、もしくは発見を容易に行えるようなしくみ（画像であればウォーターマークの付与、画像ファイル自体に作成されたシステム情報について容易に外れないように記載する等）を構築することを目指す必要はあるように感じる。
また、特に SNS 上ではイラストレーターを中心に生成 AI 自体に反対する声も多くみられる。芸術、文学のみを保護するといった行為は片手落ちになり、また遡及して全て AI についてそれを規制することは既に AI を利用したものが生活に浸透している以上、社会の崩壊を招きかねない。何かしら規制を加えるとしても学習元になった媒体にインセンティブを支払う等といったことが現実的なように感じる。

●受付番号　185001345000010366

生成 AI は技術力のある人から作品を勝手に奪い取り作成するため、質のよいものが生まれてもそれは生成 AI が優れているわけではなく、たくさんのデータを取り込むことによる技術の模倣にほかなりません。生成 AI で作成したものに著作権を付与してしまえば、他人の創作物を盗んだものを悪用する人間を罪に問えなくなります。他人のものを勝手に取ってはいけないと幼い頃に我々は習うはずです。許可なく著作物を悪用、盗用しないよう生成 AI を規制してください。
人の著作物を軽々しく扱うと人は簡単に死ぬと[redacted]さんの件で明るみに出たはずです。人の著作物を著者の許可なく盗み、切り貼りし、金儲け・詐欺・なりすましの手段に用いられている生成 AI を許しては文化は廃れる一方です。発展など有り得ません。著者が死にゆき、無法者が好き勝手するようになってしまう…現時点でなっています。悪質な人間による執拗な誹謗中傷、作品の盗用、なりすましを繰り返されて活動を辞めたり自死を選んでしまったイラストレーターが存在しています。他人の絵や顔や声を使った詐欺は犯罪じゃないのでしょうか？これらをどうして犯罪じゃないと言えるのでしょうか？
また、著作物だけでなく現実に存在する人間の写真を取り込んで作られたポルノが存在しています。そもそも、取り込まれたデータに児童虐待画像があることが判明しています。
著名人だけでなく幼児から老人まで全ての一般人のポルノが生成され、金儲け、詐欺などに使われる可能性があります。悪用しなくても、生成するという行為自体が罪深く、許し難いものです。生成 AI を規制し、抑止力になるきちんとした罰を設けなければこの先 人が死にゆくだけです。私の身体は私のためにあり、そんな悪質な欲求を満たすために存在していません。

●受付番号　185001345000010367

『５．各論点について＞（１）学習・開発段階 ＞【「非享受目的」に該当する場合について】＞イ 「情報解析の用に供する場合」と享受目的が併存する場合について＞（イ）非享受目的と享受目的が併存する場合について』にて、「学習データの著作物の創作的表現を直接感得できる生成物を出力することが目的であると評価される場合は、享受目的が併存すると考えられる。他方で、学習データの著作物の創作的表現を直接感得できる生成物を出力することが目的であるとは評価されない場合は、享受目的が併存しないと考えられる」とあるが、定義が曖昧で享受目的かどうかに至るまでの判定が遅くなり、享受目的として利用された場合の法整備が整っていないと考える。
そのため、一番の問題点は"無許可で収集されたデータセット"を利用している生成 AI が"公の場で誰にでも利用可能"となっている状態と考える。
　→公の場で誰にでも利用できる生成 AI には、許可を取ったうえで収集されたデータセットが用いられるべき。無許可で収集されたデータセットを利用する生成 AI は AI 開発者およびその関係者のみにするべきで、一般人が利用できるようにされるべきではない。
　→現状生成 AI 享受目的で利用した場合の法整備が不十分であり、享受目的として利用する者たちにより無法地帯となっているため。
『５．各論点について＞【侵害に対する措置について】
＞カ AI 学習に際して著作権侵害が生じた際に、権利者による差止請求等が認められ得る範囲について＞（イ）学習済みモデルの廃棄請求について』にて、「AI 学習により作成された学習済モデルについての廃棄請求は、通常、認められないものと考えられる」とあるが、データセットが破棄されない場合の問題点として、肖像権や作権侵害をしていても学習済みモデルが廃棄されないのであれば、いくらでも実在人物のフェイク画像は作ることが可能。
データセットが破棄されない場合の問題点
　→学習されている人物、著作物であればいくらでも悪用される可能性がある。（既に首相のディープフェイク動画が出回った件や、実在の人物や著作物のポルノ画像が作られている）
　→侵害に当たらない場合、特定個人のディープフェイクでその人物、著作物の印象を悪くするような方法がいくらでも取れてしまう。
例えば、あなたやその家族でポルノが作られていたとして AI 生成物だからといって許されるのか？という問題。データセットの破棄されない場合、よりその人物、著作物に近い画像が作ることができてしまうという問題。
『３．生成 AI の技術的な背景について＞（１）生成 AI について＞ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略』にて、「通常、学習データの切り貼りではないとされる」とあるが、切り貼りではないという根拠は？

特に文字に置いて顕著である元データを参照したと思われる文字は、正しい文字と認識できないような形に変形されて張り付けられているように思える。
元データが加工され"切り貼り"されていないといえる根拠はどこにあるのか？
元データ画像が加工されたものの切り貼りなら問題ないのか？
　→人間がこれを行う場合著作権的な問題があるはず。
同様に『５．各論点について＞【侵害に対する措置について】
＞カ AI 学習に際して著作権侵害が生じた際に、権利者による差止請求等が認められ得る範囲について＞（イ）学習済みモデルの廃棄請求について』にて、「AI 学習により作成された学習済モデルは、学習に用いられた著作物の複製物とはいえない場合が多いと考えられ、「侵害の行為を組成した物」又は「侵害の行為によつて作成された物」には該当しないと考えられる」とあるが、
著作物の複製物ではないのであれば、学習済のモデルからデータセットを削除しても生成 AI としても機能するはず。
しかし、機能しないのであれば、それはデータセットの画像を参照し、切り貼りに該当する行為を行っているのではないか？

●受付番号　185001345000010368

美術系学生です。
AI による無断学習・無断利用に断固反対です。
あらゆるクリエイターからの搾取であり、創作の未来に深刻な影響を及ぼすものです。
AI による無断大量学習は社会の芸術に対する根本的な向き合い方を揺るがし、芸術の進化よりもむしろ退化を引き起こし、衰退させるものです。
日本の芸術と創作を守るためにも、AI の無断学習/利用を規制して頂きたく思います。

●受付番号　185001345000010369

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000010370

３．生成 AI の技術的な背景について
（２）生成 AI に関する新たな技術
2 について。
　追加学習により特定の作家の作品に意図的に寄せることができてしまう。
これが許されてしまうと、AI に追加学習された作家の利益を害する行為が際限なく行われます。
・人よりも出力の速い AI によりその作家の作品が陳腐化する。
・作家本人ではない数多の AI 作品投稿により思いもよらぬトラブルが発生し作家本人に飛び火する可能性がある。（フェイク画像や意図しないアダルト利用等）
・実際に、意図的に誤認させる行いによって作家が筆を折っています。
法的に問題がないので大丈夫であるという風潮に一刻も早く対応していただきたいです。
上記：（４．関係者からの様々な懸念の声について ＜クリエイターや実演家等の権利者の懸念＞2 3＜AI 開発者・AI サービス提供者等の事業者の懸念＞2）
３．生成 AI の技術的な背景について
（３）AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について
　１２３に加えて、生成 AI によるものだと一目でわかるものを付随させる必要があります。人よりも圧倒的に生成スピードの速い AI 生成物によって販売サイトやストリーミングサービスの生成 AI を利用していない作品が圧迫されつつあり、ものによっては AI によるものか判断が難しいためです。
（４．関係者からの様々な懸念の声について ＜クリエイターや実演家等の権利者の懸念＞4）
さらにいうならば、収益を目的にデータセットを利用する場合はデータセットに許可のない著作物があることは望ましくない。
許可を得たものを集めたデータセットのみで生成 AI を運用してほしい。
（４．関係者からの様々な懸念の声について ＜クリエイターや実演家等の権利者の懸念＞1）
４．関係者からの様々な懸念の声について
（イ）について。
　学習に対しての非傍受目的の利用に関しての理解はあるが現状の利用のされ方をみると肯定的にとらえることができない。特定のものに意図的に寄せたものについては著作権の適用をしてほしいところです。次の箇所と私は同様の意見です。（特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI 生成物によって代替されてしまうような事態が生じる場合、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当し得ると考える余地があるとする意見が一定数みられた。）

AI 生成物を出力したとして、権利侵害かどうかを判断する場合、何を参照したのかの提示（プロンプトやそれによるデータセット内の参照物）は必要であると考えています。
また、すでに学習済みのモデルの廃棄請求や処置が難しい、という段階で終わってしまうのは納得できません。
（エ）について。
　権利制限の対象とすることが正当化できるもの、とあるが生成 AI は入力先と出力先が近しい媒体であり、利用者によっては著作権者の利益を害する行いに、容易に利用できる事が問題であると考えています。内容を現状にあったものにする必要があります。
著作物だけではなく人の容姿や声の模倣まで出来るものがあるため利用する側のモラルにすべてを託すには非常に危険な技術であり、学習や出力をする際に制約を課す必要があると考えます。
（オ）について、
　全くその通りだと思います。
【その他の論点について】
クについて。
　学術的な閉鎖された場で生成 AI のデータセットを利用する事はともかく、それを一般に公開し広く利用できるようにする（現状はそう）または、利用に際し収益化し金銭を得る行為は私は、必要と認められる限度をこえていると感じられます。もしそのような運用をするのであれば無断ではなく許可されたもののみを使用したデータセットを扱うべきだと思います。
【著作権侵害の有無の考え方について】
について。
　生成 AI は必ず元となるデータが必ず存在するはずなので人の手による著作権侵害よりは明確に対処できるはずであり現状ではある作家さんの作品を重点的に学習させたモデルが存在するとのことで、それを配布または利用した場合、明確な著作権の侵害であると考えます。
（３）生成物の著作物性について
イについて、
　データセットに許可を得ていない著作物がある限り、プロンプトの複雑さや加筆などで AI 生成物を著作権で保護することは望ましくないと考えます。保護するにしてもまずは前段階の問題から整理しなければなりません。
　AI と著作権に関する考え方について（素案）を理解するよう努め読みましたが勉強になりました。本当に大変だと思います。
クリエイターが今後も安心して創作できるよう願っております。

●受付番号　185001345000010371

現状、元々の著作者がだれで、ＡＩがどのように関与したのかが
わかる仕組みになっていない。
著作者が知らないところで二次利用されたあげく
ＡＩ作成者の著作物として世にでてしまう可能性が高く、
いちから構築した著作権者の著作権が軽視されるというか
なかったことになってしまう。
そのあたりの仕組みを構築、一定期間運用されたうえで考えるべきで
現状はそのあたりの仕組みづくりが先であると思う。

●受付番号　185001345000010372

・また、人間が、AI 生成物に、創作的表現といえる加筆・修正を加えた部分については～
この創作的表現とされるものをはっきりと決めておく必要があると思います。
ここの懸念点は、「悪意を持ってその人に成り代わろうとするユーザが居る」という点です。
少しでも線を引けば、点を打てば、別物で有るとすると、これを利用する人も出てくると思われます。
今までXでこういった人達を目にしてきました。ここの線引きはしっかりとしてください。
・～当該 AI 生成物に著作物性は認められないと考えられるが、単なる労力にとどまらず、創作的寄与となり得るものがある場合は～
他者がどう判断するのか、が重要だと思います。
そのプロンプトは生成した人にしかわかりません。
最近は、X で自分の好きな絵描きさんを探し、その人の名前を名指しでプロンプトにしている、というのを目にしました。
つまり似ているけど、証拠がない為、知らぬ存ぜぬで通せる可能性がある、と言うことです。
此処からは私個人の見てきたもの、考えになります。
　絵描きは基本個人です。
しかし、生成 AI ユーザは不特定多数になります。
もし著作権侵害だとしても、数多くそれが認められた場合、訴えるのには労力が掛かります。
本来ならば、別の物に当てれた時間、お金を使い、彼らに対応せねばなりません。
これは本当に必要なものだったのでしょうか。
この立場の違いも悪用されている、と感じます。
X では絵描きさんに殺害予告を送り、その人の作風を盗み、その人に成り代わろうとする人がいます。
また匿名掲示板でも似たようなことが起こっているのを見ました。
センシティブな絵を描かない絵描きさんの絵柄を盗み、AI に出力させている、と言った具合です。
さらに、絵描きさん本人に迷惑が掛かってもいい、AI で学習したのでもう用済みである、というような心無い言動、行動をする人たちが居ます。
上記はウマ娘という作品で起こりました。
ウマ娘ではセンシティブな物は認めていません。
そういったルールを無視する方が目立つのが生成 AI だと認識しています。
これまで問題がないならば、問題視する人たちは居なかったと思います。
これを問題視する声が上がっているということ自体が、この生成 AI の、それを使うユーザのしてきたことであり、
明確なルールがないのを良いことに、他者に迷惑を掛けてきた「代償」だと感じています。

作家とそれ以外の人たちとの違いは、その作風、絵にあると思います。
それはその人自身が今まで経験してきたこと、考えていること、言ってしまえば人生その物が出ている物だと思います。
一朝一夕で出来るものでは有りません。
しかし AI を使う人たちは違います。
生成 AI を使っている時点で、ある種の匿名性があると私は考えます。
その匿名性から、彼ら自身の立ち回りから責任感の無さを感じます。
私は、学び、気づきがあるから AI を使用する意味があると思っています。
生成 AI を使用し、それを発表すること。
それを出力した物は AI で、それをさせたのはユーザです。
例え出力するのに文字列を知らなきゃ出来なくても、それは良く言ってもディレクションが上達しただけです。
実際に出力したのは AI です。
彼らの学びは、絵を描くことに直接的な関係を持たないことです。
このことから、私はこれを使用する人たちは基本的に合理化していて、自分の事から目をそらしている、と思っています。
なので本質的な部分、ネックになっていることを他者から指摘されても、認めることを嫌がるでしょう。
なので言葉は通じないと思っています。
だから今現在問題が起こっていて、ルールが必要だと考えます。
どこかで読んだのですが、電気のスイッチを入れることと、電気が付くことは本質的に別である。
しかし「主体感」があり、これは自分がやったことが原因で「それが起こった」と感じるようです。
この「主体感」とされるものが、画像生成 AI にはあるのではないか、と考えています。
資料の PDF も読みましたが、あの資料を作成した人は、なにか作成をしたことがあるのでしょうか。
技術を持つ人と持たない人が居ます。
それを代替する物として画像生成 AI が作成されたのだと思います。
技術を持つ人は対価として時間と労力、その他諸々を捧げた上でそれを身に着けている、と考えます。
能力を持つ人に対してそれを持っているのが「ズルい」という考えで動いている人たちが、生成 AI を取り巻く世界には居るように思います。
それはその人が今までやってきた証であって、第三者が軽々しく奪って良いものじゃないと思います。
誰だってわかるはずです、自分の手柄を横取りされた時どう思うか。

それが抜けている様な PDF の資料に私には見えました。

●受付番号　185001345000010373

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010374

３．生成 AI の技術的な背景について
（１） -ウについて
>学習データの切り貼りではないとされる。
構造的にそうだとしても、学習元とほぼ一致するデータを生成出来る実態に即していません。
（３）について
事業者、サービス提供者が責任を負うのは当然のことながら、既に企業のみの対応では追いつかないもしくは現実的に対応不能な状況にあり、使用する側を規制する法整備など国の介入が必要である事態と考えます。
５．各論点について
（１）学習・開発段階
【「非享受目的」に該当する場合について】
現状生成 AI での生成物の殆どが著作物に表現されたアイデアや絵柄、作風や創作的表現を生成する目的で使用しているためすなわち「享受目的」であり、その目的を達成する為の過程である学習もそれに該当します。
開発学習時に元著作物のタグに基づいてパラメータを調整し、生成出力時にまたタグに基づいて生成している以上当該著作物の享受目的ではない、とは言えないでしょう。
また開発元代表が「人間のクリエイターに成り代わる目的で開発した」と発言しており、享受目的を前提とした成り立ちであると言えます。
公衆送信を伴わない完全な私的利用や、学問・研究分野などの公共性が高い分野に於いてのみ「非享受目的」 が適用される、とすべきです。
【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】
エ-（イ）について
アイディアの類似は権利侵害に当たらない、は対人間を想定したものであり、人間の数千・数万倍の生産力を持つ生成 AI に適用するのは反対です。
既に粗製乱造の薄利多売により既存の市場が荒らされ、著作物の価値が落ち、本来著作者が得られる利益が失われ、これまで活動していたクリエイターが経済的（人によっては社会的にも）被害を被っています。これは【利益を不当に害すること】そのものです。
広く現在進行形で起きている市場破壊を無視するべきではありません。
エ-（オ） について
断じて容認できない事態です。そもそも学習は許諾を得たもののみ、または公益性が高いなどごく限定用途のみ許される、といった学習対象の根本規制が必要です。

生成 AI は高速、大量かつ誰でも使用可能で、著作権侵害に権利者が個別に対応するのはほぼ不可能なため、生成・利用段階ではなく学習段階での対処が必要です。これはディープフェイクなどのより重大な問題への対応にもなります。

カ-（イ） 脚注 30、31 について

学習用データセット開発側の責任は重いと感じます。対処させるべきです。

（2）生成・利用段階

【その他の論点について】

キ　について

生成 AI に於いては量の問題よりも、許諾を得ていない、著作者に利用料を支払っていないデータ学習が容易に悪用、商用利用できることが問題になっています。

（3）生成物の著作物性について

他者の著作物に無許諾で 100%依存している段階では著作権を認めるべきではありません。

生成物に既存著作物の類似性がなかったとしても、その成り立ちから既存著作物の権利を侵害しています。

その搾取構造とも言える部分を解決しない限り認めるべきではないと強く思います。

（4）その他の論点について

・1 項目目について

オプトイン方式を原則とし、オプトアウト請求が簡便に行えるようモデル制作者に義務付けるべきです。

学習拒否権もなく、削除要求も出来ない、ではあまりにも著作者が軽んじられていると感じます。

・2 項目目について

学習元の市場と直接競合し、実際の被害が既に出ている状況です。

６．最後に

生成 AI の力でイノベーションを起こすことに期待はありますが、あまりに多くの物を踏み付けにしている現状、そのまま推進することは許されないと考えます。

ディープフェイクのようなより重大な問題も野放図に学習/生成出来る現状が原因の根幹にあります。

性善に基づく運用が不可能である以上、国としても一度全面的にストップをかける判断をする状況です。健全な運用がなされる状態になってから推進されるべきです。

また虚偽情報の拡散や個人の顔や声を模倣される被害について。著作権から法規制を考える際にも、これらの問題を念頭に、放置される形にならないようにするべきです。

以下にディープフェイク防止を主とした運用案を挙げさせていただきます。

・ウォーターマークの付与義務

（一目で AI 製とわかるもの。フェイクの判別に必須と考えます）

・AI 製であることの解析情報の付与義務

・上記を取り去ることへの罰則化
・学習元への許諾、利益還元
・データセット/モデル公開時の学習元開示の義務
以上パブリックコメントとして送付させていただきます。
ここまでお読みいただきありがとうございました。

●受付番号　185001345000010375

私は AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010376

「AI と著作権に関する考え方について（素案)」について
イラストレーター、デザイナーとして仕事をしている立場から主に画像生成ＡＩ（主に絵、写真）について、ご意見させて頂きます。
１）ＡＩの学習素材の問題について
諸々整理いただいた論点拝見しました。
色々な論点があるかと思いますが、私が上記で問題と感じているのは、「学習許可のない素材を学習材料にしている」その１点かと思います。
Ａｄｏｂｅ社でもＡＩを活用した画像生成機能が実装されていますが、すべて、許諾の取れたものや、自社が権利を有している素材のみを学習元としています。
そうでないものは一律不可とする流れが必要です。
学習元をきちんとオープンにさせること、素材それぞれに許可がおりていること、それを強制するべきです。
逆に、本人の作成したものを本人が学習元として何かを生成させることは何ら問題がないと思います。
そこにはむしろ、ＡＩ絵師と呼ばれる方々の仕事の道もあり得ます。(素材は持っているが、生成する技術がない人が、ＡＩに生成させる技術を持つ人へ外注など。）など。AI 技術を操る技術は磨かれるべき技術です。
すでに元をたどれないほどのＡＩ生成物が発生している中で、難しい点はあると思いますが、少なくとも今後規制することが必要と感じます。
なぜ、画像生成ＡＩでそれが無視されているのか疑問です。
（２）ＡＩでの離職者の増加について
技術の発展自体は止められないし、活用すべきという立場です。
技術が発展することで職を奪われる問題というのは、歴史上ずっと行われてきました。上記（１）の権利がきちんと守られた状態で、ＡＩに取って代わられるのは必然と考えます。
画像生成ＡＩシステムの、学習元の許可の有無の徹底、それを強く求めます。

●受付番号　185001345000010377

AI の教師データとして著作者の許可なくデータを利用することは著作権に違反し、生成されたデータに著作権は発生しないようにすべきである。現状著作物を学習させることで、AIというフィルターを通すことで著作権を無視するという由々しき事態が多くみられる。

●受付番号　185001345000010378

イラストを描いている人のイラスト（著作物）を無許可でAI学習に取り込み、そのことに傷つき筆を折っている人を何人かみてきました。著作者の今までの努力の泥棒に他なりません。このままでは文化が衰退するのは必定です。今の状態で著者無許可の学習取り込みを推進することは反対です。

●受付番号　185001345000010379

AI イラスト、音声などに対して否定的です
著作権以前に人権侵害をしている場合があるからです。
AI による偽装や侵害はある意味では誹謗中傷の比ではないとおもいます。

●受付番号　185001345000010380

海外で訴訟され始めて著作権の問題で揉めているのに日本だけごまだAIを有効なものとして考えているのは信じられない。
AIで便利になることはあるでしょう。
でもそれは絵や小説等の他人の創作を盗んで作り上げたものであり、盗用です。
AIを持ち上げる政府にも嫌気がさします
盗人猛々しいです
きちんと取り締まってください

●受付番号　185001345000010381

５.（１）学習・開発段階
ＡＩの無断学習に反対します。
現在の画像生成ＡＩはネット上のあらゆる画像をその画像の著作者に許可なく取り込み学習データとして利用していることがあります。
自己表現、あるいは作品発表の場としてネット上に公開されている創作物はどれもその創作者に著作権があります。著作権保持者に許可なくその画像を使用するのは著作権侵害にあたると考えます。
評価の高い作品ほどＡＩの無断学習の被害にあい、似た作風のＡＩ生成物がネット上に溢れます。オリジナルがＡＩの生成物に埋もれ、本来貰えるはずだった評価が届かなくなります。それだけでなく、オリジナルが「生成ＡＩの学習素材」として認識されるようなことになれば創作者は創作活動を辞めかねません。
生成ＡＩは大量の画像を学習しなければ画像を生成できません。質の良い学習データが大量にあることが前提のものです。であるにもかかわらず、質の良い学習データを自ら淘汰するようなシステムで良いのでしょうか。著作権問題をクリアしていない生成ＡＩがもてはやされる状況になれば、創作文化は衰退していく一方です。創作文化が衰退すれば、ＡＩの進化も止まります。ネット上にはＡＩの生成物ばかりになり、ＡＩはＡＩの生成物を学習して生成物を生み出すようになることも考えられます。それは停滞を意味するのではないでしょうか。
ＡＩの進化を目指すのであれば、著作権問題はクリアしていただきたいです。「生成ＡＩの学習データとして使用する創作物は著作者の許可を取る」ことを徹底していただきたいです。

●受付番号　185001345000010382

他者の著作物を無断で学習した生成 AI は、個人利用に限られた場合を除き、全て規制されるすべきです。

（１）無断学習された生成 AI と、全てのデータが著作者の許諾を得た生成 AI は、明確に区別されなければなりません。これらの生成 AI の技術的な差異は、学習データの総量以外に違いが無く、無断学習型生成 AI の規制によって技術的進歩が妨げられることはありません。

（２）「無断学習型 AI 生成物」と「盗用疑惑のある著作物」との明確な違いは、前者が多かれ少なかれ１００％他者の著作物を無断利用しているという点にあります。著作権侵害の有無は、現行の「一致率」などの曖昧な基準ではなく、「学習されているか否か」で判断されるべきです。

（３）無断学習型生成 AI の商業利用は、利用者の意図しない著作権侵害に繋がる可能性があります。これを現行の「利用者責任」で解決するのは適切ではなく、配布者側にも「個人利用に限る」旨の記載を義務化するなど、一定の規制を求めるべきです。

現状の、クリエイターの犠牲と AI 制作者の怠慢の上に成り立つ生成 AI 技術が、法改正によって少しでも良い方向に進むことを望みます。

●受付番号　185001345000010383

AI の学習と利用に制限を求めます。
また AI で出力した画像や文章などに著作権を与える行為は、ゼロからオリジナル作品を生み出したクリエイターを愚弄し、死に追いやる蛮行です。即刻やめていただきたいです。
既に AI に著作のイラストを盗用され、絵筆を折る事態に迫られているイラストレーターがたくさんいます。
しかも盗用 AI 絵を発信する人間がイラスト掲載サイトでマネタイズすることで、そちらがオリジナルと誤解されてしまい、本当のオリジナル絵を生み出した人物の方が盗用したという冤罪をかけられ活動中止に追いやられたケースさえあります。
これまでもこれからも多くの富を産み出す可能性を秘めた日本のクリエイターは、少子化かつ円安が加速するこの日本においてますます貴重な人財です。日本という国を守るためにも、クリエイターの権利や創作環境を守ることが最優先になされるべきと考えます。

●受付番号　185001345000010384

現在の生成 AI はインターネット上の億単位のデータを無断で学習し、検索合成復元し同じフォーマットを出力(享受目的)するという著作権侵害ツールでしかありません。
合成数が多く復元類似元が分からないのも、集中し合成数が少なく復元類似元に近く判明しやすいのも、原理的には他者の元データを加工している事は変わらず、合意なしに行われる著作物の無断改変であり人権・財産権の侵害です。
情報の信頼性低下、フェイクの容易さによるプライバシーの侵害、機械的で無責任な多産によるクリエティブな作品の価値の低下と混乱。メリットよりもデメリットの方が遥かに多いです。
文章・画像・音声・映像、他の生成 AI の世界規模の大規模な規制を望みます。

●受付番号　185001345000010385

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000010386

この資料には、3.(1)で、AI は画像などをデータとして情報解析するものとすることを踏まえ、5.(1)イにおける「AI 学習のために行われるものを含め、情報解析の用に供する場合は、法第 30 条の 4 に規定する「当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合」に該当すると考えられる。」という理由により、元の画像の著作権者の利益を害さなければ、インターネット上の画像を自由に AI 学習に利用してもよいという旨の記述がある。
確かに、AI を発展させるためだけの画像の利用ととらえれば、現行の法律においては真っ当な考えではあるかもしれない。しかしながら、世の中には、そのようにして精度の上がった生成 AI を悪用しようとする人が多く存在する。特に、その生成 AI が不特定多数のユーザーが利用可能なものである場合、開発者本人は技術向上を目的としていたとしても、そのユーザー全員が善意で利用するとは考えにくい。彼らの目的は、単なる AI 学習のための情報解析にとどまらず、生成 AI の精度を上げて楽して絵を生成し、富や名声を獲得することである。AI を使わずに創作活動をする人間の立場から言うと、当人が努力して身につけた技術が、AI を媒体として、努力せずに上質な絵を生成しようとする人々に奪われるリスクがあり、それによって、イラストレーターをはじめとするアートカルチャーの担い手という職種がビジネスにおいて不利になる状況を生むと考えられる。
もし、この素案の通りに、AI 学習のための画像等の利用が自由となる場合、AI 学習のためという点だけに焦点を当てれば筋が通っているように聞こえるが、その AI が利用される場面を考えると、これは画像等の著作物の著作権者の利益を害することとなりうる。このような状況においては、AI を使わずに創作活動を行う人々はインターネット上に作品をアップロードすることに消極的になり、市場には AI によって生成された思想・感情表現の乏しいデータの集合ばかりになって、我が国のアートカルチャーは衰退の一途をたどるだろう。
我が国のアートカルチャー及びその担い手の今後のためにも、AI 学習に著作物を著作権者の許可なく利用することが本当に許されてよいのか、再考する必要があるのではないか。

●受付番号　185001345000010387

AI による著作者へ無許可で行われる学習データの収集・利用・第三者への提供に強く反対します。
また、法律の未整備のもと無断で集められた学習データについて、全て破棄することを求めます。

●受付番号　185001345000010388

2022 年末より生成 AI の急速な成長により、生成 AI によるイラスト、音楽等が大量に生成されています。それに伴い既存の作品の模倣品や既存のアーティストの作品と類似した作品が生成され、著作権の侵害や職が失われつつあります。
このような事は決してあってはならず、今現在のままだとこのような職は失われる事でしょう。
以上より迅速な法整備によりクリエイターを保護すべきだと私は考えます。

●受付番号　185001345000010389

海賊版を推奨奨励するようなものじゃないですか。
ふざけるな。

●受付番号　185001345000010390

まず、生成 AI を用いてアイデアを構想するクリエイターは一定数存在するため、完全に規制することは望んでいません。しかし、生成 AI を用いて他の作品を模倣する行為や、それをオリジナルとして SNS に投稿するといった行為は、なりすましの助長や、学習された作品の作者への侮辱行為に繋がる可能性があります。実際に、生成 AI を用いたなりすましの被害を受けたクリエイターが、活動を停止してしまうといった事例が発生しています。

私は、その人が持つ独自の画風や癖などが簡単に模倣できてしまい、それによって技術に付加価値がつけられなくなってしまうことを懸念しております。

つきましては、生成 AI の学習に、著作権で保護された他人の作品(いわゆる著作権フリーの作品を除くもの)を利用する場合、著作者に必ず許可を取らなくてはならず、それを怠った場合は法的処置を取ることができるといった規制が必要になると考えています。

以上が私の意見となります。

●受付番号　185001345000010391

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000010392

AI 出力したものは出力するためにインターネット上の著作物を学習しているので、それに対する著作権は認められないと考えます。
現在 AI 学習の対象になっている絵や音などの著作物をそういった学習や商用利用から保護する法律が必要です。
著作権があるのにも関わらず無断で学習に利用され、それが販売されたり商用利用されたりするのは、著作物、著作権を守る法に不備があるとしか考えられません。
また個人の利用の範囲や、研究における AI 利用は許されると思います。
一刻も早く著作権の保護、AI 学習に関する規制、AI 学習に無断利用された際に異議を申し立てられるようにするなどの法整備が必要です。

●受付番号　185001345000010393

これまで日本の芸術やエンタメ文化を盛り上げていたクリエイター達がAIに学習され自分の知らないところで勝手に使われ、どんどん創作意欲をなくし筆を折る未来がすぐそこまで来ているのは看過できないと思います。頑張っている人が損するのは道理がおかしい。

●受付番号　185001345000010394

5.(2)
学習対象が膨大な数となっているから学習対象となった作品の著作権者に個別で利用していることを伝えられないというのは
AI 利用者、ひいては開発者側の怠慢としか思えません。
また、学習利用されたくないと表明した人物に対して個別に学習対象から除外されるようになることは当然であるべきではないでしょうか。
5.(3)
生成物に著作物性は現状の生成 AI に認めるべきではないと思います。
学習・参考に使われたクリエイターを万人が想起できてしまうような生成物を生成した場合
人間が行えば盗作扱いだが生成 AI から出力されれば個人の著作物となる、というのは道理が通らないと感じます。
5.(4)
著作権は金銭による契約及び取引を行う際に非常に重要な役割を果たしていますが、現在の生成 AI 利用者は"学習の際の著作権確認不要という理屈"と"作品を取引して金銭を得る際の著作権の扱い"を恣意的に混同し、悪用しようとしています。
現存するクリエイターの権利を害しているとして生成 AI を違法としている諸外国もあります。
日本が盗作を是とする国家と見做されないためにも現状の生成 AI は法的に認めるべきではないと考えています。

●受付番号　185001345000010395

クールジャパン戦略における生成 AI の利活用の促進策は絶対に廃止すべきものと思われます。なぜなら、以下に述べる通り、生成 AI は必然的に市場規模を縮小させる結果を生むと考えられるためです。
生成 AI は、「AI 時代の知的財産権検討会」の資料にもある通り、著作物を含むデータを高速かつ大量に収集し、複製、改変を経て元となった著作物と類似する用途での利用に堪える程度の精度を持つ生成物を、人間と比べて遥かに短時間で大量に出力するソフトです。
これは、著作権法 30 条の 4 による複製権制限を捨象して客観的に観察すれば、「創作市場における商品である著作物」を無許諾で、かつ対価を支払うことなく根こそぎ複製し、元となった著作物と創作市場において競合する商品を廉価で、かつ大量に供給するものであり、平たく言えば「著作物窃盗」と「ダンピング」の複合形態です。
人の手による創作文化において形成されて来た創作市場において、他人の著作物を利用するためには当然ライセンス料を支払う必要があります。これは不要なコストなどではなく、著作権者に認められる正当な費用回収の機会です。
生成 AI の利活用を促進することは、この著作権者の正当な費用回収の機会を奪うことに外ならず、費用回収の機会を失った著作者は新たな創作のための資金と意欲を失うことになり、創作文化の衰退と創作市場の縮小に繋がります。
また、創作市場における AI 生成物の氾濫は、次の二つの理由で創作物の市場価値を著しく低下させます。
一つ目は、既にダンピングと述べたように、AI 生成物の過剰供給が引き起こす過当競争に起因する著作物の市場価値の暴落です。これは人間の創作速度と生成 AI の生成速度を比較すれば、市場原理に照らして自明と言えるでしょう。参考までに、画像生成 AI は 1 年間で 150 億枚もの画像を生成したとの報道がなされ、
これは人類が過去に撮影した写真の総枚数に匹敵するほどの量だとされています
(参照 https://tabi-labo.com/307507/wt-produce-images-ai-1year-human-150years)
AI 生成物の過剰供給が起きることは理の当然であり、現にインターネット上のイラスト投稿サイト等は AI 生成物の氾濫に堪えかねて、AI 生成物を排除する動きが始まっているところもあります。
二つ目は、特に画像生成 AI において顕著な問題ですが、特定のイラストレーターの作品を集中的に狙い撃ちして追加学習したモデルを用いて、特定のイラストレーターの作品と誤認されるような AI 生成物が大量に投稿される例が実際に発生しており、これに伴って所謂「表現の陳腐化」に類似した現象が発生して評価の高い表現であっても、模造品や粗悪品が氾濫することで見飽きられてしまい、急速に評価が低下してしまうのみならず、後述する理由による生成 AI への嫌悪感が当該生成物に対しても向けられることで、用いられている特定のイラストレーターの作風に対しても悪印象を持つ人が増える事態にまで至っています。

成 AI に対する嫌悪感が拡大し、もはや憎悪と呼ぶべき段階にまで達しています。最近の例を一つ挙げますと、イラストレーター向けのペンタブレット等の PC 周辺機器において世界一のシェアを誇る企業が、SNS における広告に出自の不明瞭な画像を用いた際に「これは AI イラストではないか？」と海外ユーザーを中心に疑惑が広まり、大規模な炎上騒動となりました
(参照 https://x.com/wacom/status/1744814055137919388?s=20)。
このように、海外創作市場において生成 AI は極めて不人気であり、また日本の創作物が海外において高い評価を得ている現状をも考慮すれば、日本政府主導で生成 AI の利活用を促進する政策は、日本の創作物全般に対して「実は生成 AI を使用しているのではないか？」との海外からの疑念を招き、結果として創作市場における評価と信頼を失墜する事態に陥る危険性があります。
クールジャパン戦略において生成 AI の利活用を促進することは、巡り巡って日本の知的財産貿易における利益を損なうとともに、創作市場における日本産コンテンツに対する評価を毀損し、延いては国際社会における日本国自体への信頼までも失墜させ得る、最悪の愚策であるとご理解ください。

●受付番号　185001345000010396

クリエイターとして活動をしています。
自身の作品として SNS や各種 web サイトにて作品発表をすることがありますが、その際もクオリティなどに気をかけ、時間をかけて作品を作っています。
それらがこちらの意思とは関係なく、閲覧できる状況だからと AI 学習に利用されることには意義を申し立てます。
似通った作風を学習した生成 AI が作者発言できる状況になったり、それらからの営利目的利用などが派生・乱用されることが目に見えています。
クールジャパン構想の一端のようですが、その前に現時点で心血を注いでいるアニメ業界や出版業界をサポートすべきではないでしょうか。特にアニメ業界は低賃金・長時間で高クオリティとまさにやりがい搾取です。
適正な環境で成果をあげられるようにすべきです。
クリエイターから無断搾取したスキルを活用する生成 AI 開発や利用を国が推進するべきではありません。
先進国は軒並み規制方向に進んでいる中、生成 AI の乱用・無法地帯と化してしまいます。
クリエイターを守り助力する方向に進んでください。

●受付番号　185001345000010397

既存のAIによる出力物に対して著作権を認めるべきではない。現在のモデルには、著作権を保有している著作者の許諾なく、機械学習目的で作品を利用している。そもそも機械学習目的であったとしても他人に著作物を技術発展のために、許諾なく利用していい根拠とはならない。現在あるモデルについてはすべて廃棄するべきであり、AI による著作物による権利を侵害された場合は、賠償するべきであると考える。
AI モデルにより何回試行錯誤したか、プルンプト表現を工夫したかどうかは関係ない。ＡＩによる出力物には一律で一切の著作権を認めるべきではない。著作者の権利を侵害する技術発展は、文化後退につながり、かえって芸術の衰退を招く。ＡＩによる生成サービスを展開する企業に対しても高い倫理観だけではなく、許諾なく他人の著作物を取り込んだ場合は、罰則を設けるべきである。また、機械学習目的で著作物を利用する場合は、利用の回数に応じてインセンティブを払うことを法的に決めるべきである。現在のＡＩは他人の著作物をあきらかに侵害しており、それがゆえに真の権利者の創作活動を妨害している。よって現在の生成ＡＩによる出力物に対しては一切著作権を認めないこと、ＡＩで出力した場合にそれを明記すること、明記を怠った場合は、過大な罰則を設けるけることでＡＩを締め付けることが必要であると考える。必要であればＡＩそのもの自体を禁止し、生成ＡＩ関連企業の日本市場への参入自体を禁止することで、ＡＩによる侵害をなくすべきである

●受付番号　185001345000010398

AI の無断学習に反対します。
作家が長い年月をかけて習得した財産を無許可に学習するのは、その作家さんの努力を侮辱する行為であり、許されるべきことではありません。
頑固反対します。

●受付番号　185001345000010399

画像生成 AI がデータセットに著作者からの正式な許諾を得ていないアート作品を含めている場合、その AI が生成した画像を商用利用することは、著作者の著作権を侵害する可能性がある。

●受付番号　185001345000010400

５．各論点について

法例解釈については法に詳しくないので分かりませんが、現状生成 AI の学習元に個人が撮影した写真などが含まれており、実在する人間にそっくりの画像が出力されている現実があります。また児童ポルノを学習した AI が AI ポルノを出力している現実もあります。学習元から個別のデータを削除する事が困難であるなら、ポルノやディープフェイク画像を簡単に出力しえる技術は一般に公開されるべきではないと考えます。

自分の顔を学習されて、似た画像を生成されることは人権侵害です。人権と技術進歩を秤にかけることは許されることではありません。

（イ）非享受目的と享受目的が併存する場合について

で、享受・非享受を論点にしていますが、たとえ生成 AI の出力が違法だと判断されたところで、違法生成 AI 出力で被害を受けた個人や団体が、被害を補償されるとは思えません。生成される出力は膨大です。一つ一つチェックして違法性があるかどうかを判断することは不可能ですし、見つける度に司法へ訴えるのは現実的ではありません。

●受付番号　185001345000010401

生成 AI に関して、世界各国と協調して、規制を強化する枠組みを策定していくべきだと思います。
私は一般企業の研究開発組織に所属しており、AI に関してある程度の知識と実務経験を持つ技術者です。
技術的仕組みや、その最終的なビジネスモデルの非倫理的性質を理解しているので、生成 AI は規制するべきだという立場です。
ある時期までは生成 AI はクローズドで研究開発が行われ、良識ある研究者によって管理されていましたが、潜在的リスクについて広く議論・認知されることなく、ある時期に一般社会に解き放たれ、現在のような混沌とした事態に陥りました。
生成 AI は短時間に大量の類似物を生成するので、それらの氾濫により既存の市場を「悪く」破壊します。
また、本物証明のコストも増大させ、人々を混乱に陥れる大きなリスクがあります。
これは歴史的に人類が本物証明に権威主義を用いてきた以上、技術で解決できる問題ではありません。
また、生成 AI は学習に用いられるデータセットがその本質的価値の源泉であるにも関わらず、その学習元へは何の対価も支払われていません。
生成 AI の研究開発を行っている一部の巨大テック企業が富を独占し、経済格差はますます広がるばかりです。
この様相は 19 世紀や 20 世紀前半に見られた植民地主義そのものです。
現行法では規制されていないというだけで、本質的には非倫理的な蛮行です。
植民地主義は後代の人々が再検証し、現在では非倫理的行為だと広く認識されていると思います。
しかし、生成 AI は判断（思考）を人類から奪取する可能性すらあり、今規制しなければ、我々個人の権利が尊重される・個人が価値を生み出せる社会は未来永劫、失われてしまうでしょう。
生成 AI は著作権を侵害するだけにとどまらず、人類の文化的な生存権を大きく侵害する可能性があることに早く気付くべきです。
これは市場原理によって自動修正される事柄ではなく、法の枠組み・立法によってしか是正できません。

●受付番号　185001345000010402

AI の無断学習について反対します。
もっと有識者で話し合いをするべき。
法の抜け道のような使われ方をし、創作者がいなくなってしまう可能性がある

●受付番号　185001345000010403

AI による無断学習に反対します。人生をかけて表現をしている人もいます、それは即ちその人の魂であり財産です。それを横から取るような行為です。絶対にあってはならないことです。私の意見を提出に至ったのは強い危機感を感じたからです、よろしくお願いします。

●受付番号　185001345000010404

【生成 AI に関して「著作者人格権」「知的財産権」を踏まえた「作家目線」での新法や改正法の必要を強く提言する】
現在の著作権法やそれ関連の法では著作物に関する各種の定めがあるがそれらに「著作者人格権」は考慮されていない
また人格、人権、精神的な部分に「著作者人格権」があり、現実に物体化した著作物に「知的財産権」があるが、この度の文化庁の素案のどこにも「著作者人格権」「知的財産権」について議論される様相は見受けられない
これには既存の著作物に係わる媒体や技術、販促行為などでは比較的有効であったがためだと思われる、例えば第三者が自身が購入した商品を SNS など公然の範囲に画像などをアップしたとして、それらを著作者人格権や知的財産権で否定したら、その商品の利益向上にならなくなるなど、厳罰化することでかえって社会や経済にマイナスの効果が出ることからによるものと推察する
ただし、この度の「生成 AI」については現状世界中で犯罪を助長させるシステムが蔓延し既に個人法人問わず生命の危機に至るまで問題ガ SNS 中心に取りだたされている
データセットには「アングラ」と属によばれる違法アップロードされた性的搾取目的や猟奇的な写真や情報漏洩してしまった画像が含まれたり、生成モデルのために無許可で何千単位で作家の画像が盗まれている
嫌がらせ目的のために敢えて作家の画像で無断改竄し貶める行為
嫌がらせではなくとも作家にアドバイス目的で作家の画像を生成 AI にかけて無断改変させて送り付ける侮辱行為など後を絶たない
教育の方面では教材を作成している出版社が「9 歳から味方につけ AI/生成 AI を使えること使えない子」などと子供の本来持つ創造性を削ぎかねない児童書まで出てきている、犯罪ほう助を促し使える使えないなどと差別を助長させるように書かれており子供を設けに利用しているようにしか見えない、将来的には子供が作った作品も生成 AI システムは学習という盗難および保存時に取り込まれてしまう悲劇が待っている
「生成 AI」による「事前学習」「生成モデル」「生成時にかける文字」いずれも著作者の著作物だけでなく「著作者の人権を破壊」し、泣き寝入りの状態に寄る「知的財産権の侵害」が行われているということであり
「著作者人格権」「知的財産権」そのもの著作権の根本や国民が持つ人権そのものが脅かされていると判断できる
現在の生成 AI 以外での著作物による諸問題が現行法で成り立っていたのであれば
生成 AI による各権利への侵害は今までの諸問題とは全く違う次元によるものである

抜本的に概念そのものを変えて「作家や著作者を守る」ことを前提に【新法や改正専用の法】を設けなければ、日本がこれから本腰を入れる「クールジャパン構想」も「インバウンド産業」に裾野から打撃を受けることになるだろう
この場合の裾野とはコンテンツ産業の根幹ともいえる無名の数限りなくいる製作者や著作者、これから学ぼうとする若年層のことを指す
裾野がなければ世界で活躍するクリエイターも育たない
【生成 AI に関して「著作者人格権」「知的財産権」を踏まえた「作家目線」での新法や改正法の必要を強く提言する】

●受付番号　185001345000010405

まずはじめに、私は生成 AI(画像、音声、動画、文章等)全てにおいて否定する。
再生するにあたって大量の元データが必要になるが、それらはほぼ全て著作権を侵害しているものであり、それによって作られたものに著作権は発生してはならない。
オリジナリティや個人特有の個性を出せたとしても、それは数多くのデータをこねくり回して合成合体させたものであり、一概に 0 から生み出した創作物とは言えない。
創作(一次創作と呼ばれるもの)というものは 0 から生み出すものであり、決して 1 から 10 を作り出すものではない。そして二次創作といわれるものは全て一次創作者の意向にそったものであり、生成 AI と似たようなものでは決してなく、一次創作者の意見があれば全てその時点で潰える覚悟があるもの、そして何より一次創作が選定した利用規約にそって作られたものである。
そして少し前にも動画を用いた事件があったのをお忘れだろうか。
また元データに使用され、著作権侵害が認められず、筆諸共命を絶った人々がいたことを認識してほしい。
まず第一にするべきは生成 AI の著作権を認めることではなく、イラストレーター、声優、個人など、一方的に学習というたった一言だけで著作権を認められなくなる一次創作者の保護ではないだろうか。
AI 学習において個々の著作権侵害は認められているような現状が理解不能である。
現時点で何人もの人が泣き寝入りし、その命までをも奪っている。
今や個人名、活動名を入力すればその人を模倣したものが出力されてしまう。
出力されてしまった以上著作権が発生し、元データとなってしまった人は現時点泣き寝入りしか方法がない。
対処法として現時点、あるもの全ての生成 AI に制限をつけてほしい。
著作権は一切認められないこと、絵柄を模倣した生成プロンプトの削除、全てにおいて外せないウォーターマークの記載等、考えられるものは幾多に存在するはずだ。
最後に。
全てにおいて著作権は我々人間が保持するべきであり、AI といえど機械が生成したものに著作権が認められてしまうことはおかしいのではないか。
インターネット上に存在するほぼ全ての画像や情報をインプットし盗んでしまう生成 AI の利用者であり生成者は一次創作者の著作権を著しく侵害するものである。
故に、生成 AI 利用者は著作権を侵害しているのと同等ではないのか。
既に事件や訴訟があるにも関わらず、変わらず一次創作者に不利な現状。生成 AI に著作権を認めてしまえば、さらにこの現状が悪化することは目に見えているはずだろう。
私は一刻も早く今回の事案全てが改善され、一次創作者を守る制度ができることを心待ちにしている。

●受付番号　185001345000010406

素案を見ましたが、AI による学習は教育の場で行なわれるような「学習」とは全く違います。
なぜなら、学習という言葉は使ってはいるものの、機械である以上、複雑化されたコラージュ以上の事は出来ないと考えられるからです。
AI による学習は人間による学習とは異なり、トレス行為にあたると考えます。
また、AI の読み込んでいる素材はどれも不正に読み込まれた、他の権利者の素材であり、読み込まれた結果、権利者がクリエイターだった場合、業務妨害に当たると考えます。
ですので、生成 AI を使用するにあたって、読み込まれる素材は認可の通ったもののみにし、また、使用した場合はしっかりと使用していると記載されるべきであると考えます。
そうすることによって、オリジナルである著作者人格権を侵害する恐れもなく運用できると考えます

●受付番号　185001345000010407

イラストなどの著作物をインターネット上などに公開している人はそれを生成 AI の学習に使われることを前提に作品を作っている訳では無い。
生成 AI を利用して他者の権利を侵害する人をすぐに厳罰に処することが出来るようにしなければ、今後日本の創作は衰退していくと考える。

●受付番号　185001345000010408

AI が作ったものに著作権を絶対に与えないでください。

●受付番号　185001345000010409

生成 AI が登場した当時は、3D プリンターや印刷技術が登場した時のような技術革新が生じ、クリエイティブ活動が一段引き上げられるのかと期待していました。
しかし現状、生成 AI を用いて行われている主なものは、著作権侵害、フェイクニュース、いじめや嫌がらせのための画像生成、虚偽申告によるルール違反や制作現場の混乱です。生成 AI はクリエイティブ活動を補助するどころか、妨げになり、今や犯罪補助ツールと成り下がっています。
これは初期段階で適切なルール作りがなされなかった結果です。今もなお推進ありきで法整備を進めようとされていますが、このままではクリエイティブ業界のみに止まらない社会的混乱と文化破壊が生じると考えます。
我が国では独自の文化が発展し、クールジャパンとして世界中から認められるまでになりました。それは国民そのものが職人的性質を持ち、敬意をもって文化を保存し、著作権という人権でクリエイターを守ってきたからに他なりません。その功績と先人たちの努力をどうか無碍にしないでいただきたいです。
このまま安易に生成 AI の導入を認めると、日本が守り育ててきた優秀なクリエイターをただの素材として全世界に無償提供することと同義であり、日本のクリエイティブ業界の崩壊を招きます。
AI を補助ツールとして受け入れる場合でも、生成 AI による侵害行為の取締強化、違反行為の証明方法など、クリエイターファーストで進めていただきたいです。
世界では規制の動きが大きくなっています。
このままでは AI 分野で世界に遅れをとるどころか、世界有数の AI 犯罪被害国家になりかねません。デジタル後進国である日本において、生成 AI がもたらす犯罪を適切に防ぎ取り締まることができるとは到底思えません。
生成 AI に頼らずとも日本には世界に誇れるクリエイターが大勢います。
著作権は人権です。昨今、著作権侵害により筆や命を断つクリエイターも目立ちます。どうか我々を守ってください。

●受付番号　185001345000010410

４．関係者からの様々な懸念の声について
生成 AI に関して
ァ.生成 AI を使い、特定のクリエイターへの嫌がらせ・なりすまし・誹謗中傷が続いている
悪意ある AI ユーザーによる無断学習と
無断学習させたもので二次創作の性的な画像を作成している。
制作元は性的な二次創作画像を禁止しているので、学習元のクリエイターが被害を受けている。
ィ.無断学習がないと言っているが Lora 等の無断学習しか見かけない点。
無断で学習利用しているユーザーが大半
そして無断で学習利用しているユーザーが
利益を得て、学習もとに一銭も入っていない。
ゥ.生成 AI によるディープフェイク画像、動画の拡散。肖像権侵害。
有名なのは岸田総理の動画かと思います。
今は著名な方の画像や動画ばかりですが、
これからは一個人のかたのフェイク画像や動画が
作られる可能性があります。
女性や男性の裸体や性的な画像を作成されたら
大半の人は AI を見分けることができません。
嫌がらせや誹謗中傷に使われる可能性が大きいです。
今では小児ポルノ画像の生成がされています。
■ここからは単なるお気持ちです。
私たちクリエイターは数年から数十年かけて
今の作風を作り出してきました。
それは人それぞれ個性があるものであり、全く同じものはありません。
生成 AI はそれを学習して努力もなく生み出します。
私たちが時間をかけてきたものを奪っているのと同じです。
クリエイターではない方、生み出す側ではない方に分かりやすく言うのであれば、お腹を痛めて産んだ赤ちゃん。
もしくは何時間も自分一人で悩んで考えたプレゼン・アイデアを誰かに盗まれて功績を自分のものにされる。
赤ちゃんを奪われて自分の子だと言い張られてしまうと言ったところでしょうか。
もしかしたら絵柄や作風は赤ん坊なのは無理があるという方もいらっしゃるかもしれません。
ですが、クリエイターにとっては赤ん坊同然です。

自分の中で生み出すのですから。
私はイラストレーターです。
X でたくさんの同業者が無断学習や、生成 AI ユーザーによって苦しめられているのを見たことがあります。
無断学習で性的な画像を出力されてしまっている方。
仕事を打ち切られてしまっている方。
これではイラストレーターが X や他の場所に画像を出すことができなくなります。
このままではクリエイターが海外へと出ていくか、筆を折るのかどちらかになるかと思います。
日本は漫画やアニメの文化でも発展してきました。
ここはどこの国よりも大きく突出しています。
生成ＡＩはその発展を妨げるものになり、場合によっては後退させるものであるかと思います。
拙い文章で大変申し訳ございませんが
今一度ご再考の程何卒よろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000010411

AI 生成画像については出力時に必ず全体に透かしが入るなど、一見して AI 生成画像であると認識できる仕様を義務化するべきだと思う。
また現時点では、作者名をプロンプトに含める事例のみ禁じられているかと思うが、アニメや漫画等の作品名、キャラクター名も一律禁ずるべきではないか。
何事においてもそうであるが、生成の気軽さは、モラルの低下と比例するため、AI を使用する側へのある程度の縛りは必要だと思う。（年齢制限、要利用料など）
個人としては、現代の人間に AI を理性的に使いこなせる人間はほんの一部であり、一般的には人間にはまだ早すぎる産物だと考えている。
実際、教育の現場などで著作権の知識が甘く、画像の無断転載が頻出しているというのが現実であり、ベースとなるしっかりとした知識がない人間に AI 生成を使用させるのはとてもリスキーなのではないか。
義務教育期間に情報教育をしっかりと指導する環境を整えるのが先ではないだろうか。
日本はいつも土台ができていないところに新しいものを取り入れようとする浅はかな行動が多いので、今一度ベースから考えてほしい。

●受付番号　185001345000010412

２．検討の前提として
（２）AI と著作権の関係に関する従来の整理
第 30 条の 4 の対象となる利用行為
について。
生成 AI を用いた研究活動についての文言が不足しているように感じた。研究活動における著作物の利用は、著作者人格権を侵害しない範囲で、より厳密に議論するべきであると思う。生成 AI を用いた研究活動を阻害しないためには、それらの活動を「非享受目的」と位置付ける必要がある。他方で、それらの活動は間接的には誰かが利用することを前提としているため、最終的に「享受目的」となることは明白である。この点について整理し、法律として研究目的とそうでないものをはっきり区別するために、より慎重な法律の整備が必要である。
エ 我が国の著作権法が適用される範囲
（ア）準拠法決定の問題
著作物等の利用行為が国境を跨いで行われる場合
について。
国内の力を強めていく以上、著作物を海外へ輸出することに関しては厳しい姿勢を取るべきである。具体的には、著作物の海外利用に関する制限規定を設け、著作権の侵害がみられたときに著作権法違反の手続きがスムーズになるような法整備が必要であると考えられる。但し、制限規定を厳しくした場合に著作物の利用が阻害される可能性もある以上、この点については特に慎重になるべきである。
ウ 「享受」の意義及び享受目的の併存
「享受」というあいまいな単語に対して非常に具体的な判別をゆだねているが、ここは法律できちんと整備したほうがよいのではないか。少なくとも、どのようなものが享受目的にあたるか、あるいはそうでないかを、具体例と共に厳しく線引きし、研究開発を行う人たちにどこまでが法律に準じたものであるかをわかりやすく伝える必要があるように感じる。特に併存に関しても学習段階と生成段階の区別と同時に分けて考える必要があるように感じた。
ただし上記について、過学習モデルについてはその限りではないことに関しては納得している。これについては既に素案で述べられているとおりである。
３．生成 AI の技術的な背景について
（２）生成 AI に関する新たな技術
「生成 AI に対する追加的な学習」のうち、学習済みの生成 AI に小規模なデータセットを用いて追加的な学習を行い、当該データセットに強い影響を受けた生成物の生成
を可能とする技術に関して「LoRA」という説明がある。

現時点ではこのような説明に始終しているが、今後さらに影響を強く受けるような技術が発明されたときに、それに関する規制を行うか否かは、今のうちにはっきりと態度を決定すべきであると考えられる。

（3）AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について

ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略

について、「通常、学習データの切り貼りではないとされる。」とある。一方で、過学習によって特定のデータに依存しすぎた出力が生まれている現状がある。この点について、「過学習が起きたモデル」と「そうでないモデル」に関する線引きを明確にして、前者に対する規制はより強めるべきであると感じる。

文章生成 AI においては既存の文章の切り貼りとなるようなもの、あるいはそれに非常に近いものを検出するのは容易である。一方で、画像生成 AI においては、「アイデアや表現」という観点からではなく「単なるデータとして」ある特定の類似度を満たすかを見るべきであり、それ以外の観点をはさむ必要はないと考えられる。

(例えば、任意の類似が問われているデータ画像と AI 生成画像について、「登場するキャラが似ている」や「伝えたいイメージが類似している」ではなく、「画像としてこのピクセルが類似している」や「画像の色の差を取った場合に全体としてほぼ 0 かそれに近いレベルである」といったような、感情に左右されない観点において診断されるべきである。)

これに関連して、のちのセクションにおいて「生成・利用段階において、AI が学習した著作物と創作的表現が共通した生成物が生成される事例があったとしても、通常、このような事実のみをもって開発・学習段階における享受目的の存在を推認することまではできず、法第 30 条の 4 の適用は直ちに否定されるものではないと考えられる。他方で、生成・利用段階において、学習された著作物と創作的表現が共通した生成物の生成が著しく頻発するといった事情は、開発・学習段階における享受目的の存在を推認する上での一要素となり得ると考えられる」とあるが、これは不適当であるように感じる。

●受付番号　185001345000010413

５．各論点について

（１）学習・開発段階

（エ）本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について（学習のための複製等を防止する技術的な措置が施されている場合等の考え方）

将来的にデータベースとして販売する予定のデータの収集を禁止する旨があるが、「将来的に販売する」という宣言のみでそれを禁止することには疑問が残る。極端な話ではあるが、実態が伴わずとも常に「来月販売予定」とすれば、それらのデータベースを収集することが、robots.txt など他のスクレイピング対策の有無に関係なく収集が禁止となってしまう。これはスクレイピングの過程において非常に厄介であるため、何らかの緩和措置が必要であるように思う。

（２）生成・利用段階

ここでは、著作権侵害の要件の一種である依拠性の有無について「学習データにそのデータが存在するかどうか」という観点から述べられている。このうち、「 AI 利用者が既存の著作物を認識していなかったが、AI 学習用データに当該著作物が含まれる場合」において、「客観的に当該著作物へのアクセスがあった」という観点から、そのような場合に依拠性があると認めている。しかし、「３．生成 AI の技術的な背景について」のセクションにおいて、「通常、学習データの切り貼りではないとされる。」とある以上、このような依拠性は認めてはならないのではないかと考える。つまり、「AI を用いて侵害物と疑われるものを作成した人は、モデルによる依拠性ではなく、その本人が著作物を認識していたかどうか」によって判別されるべきであると考えられる。

●受付番号　185001345000010414

AI の無断学習に反対します。創作する人々が苦労して生み出したものを無断で学習、使用、その使用料も払わない、罰されない、すべてがありえません。

●受付番号　185001345000010415

多くのクリエイターの方々が生成 AI による盗作と等しい使い方に不満を覚え、非難していました。

●受付番号　185001345000010416

3.生成 AI の技術的な背景について
（1）生成 AI について
ウ：生成 AI が生成物を生成する機序の概略（10,11 ページ）
生成 AI による生成物は「通常、学習データの切り貼りではないとされる」という記述について、生成 AI は海賊版や違法アップロード、児童ポルノ(CSAM)などの違法コンテンツを含む膨大なデータから、ユーザーが指定した要素を持つものをピックアップし、切り貼りしているに過ぎません。作品を取り込まれた作家のサインやゲームのロゴまでもが出力されていることが、実際に確認されています。
開発段階で特定のワードをブロックする機能をつけるなどの回避手段について考案するのではなく、学習元としているデータセット自体や収集方法に問題があることを重く受け止め、新たな法の立案や規制を設ける方向で動いていくべきだと考えます。
（2）生成 AI に関する新たな技術（11 ページ）
LoRA など、特定の作家の作品を集中的に取り込み、プロンプトで作家の氏名を指定することで、類似した特徴を持つ画像の生成が容易になってきていることについて、現行の著作権法は判断基準とするには極めて不十分であり、事例に応じて規制を設けるなどアップデートがなされるべきです。
特定の作家をターゲットとした嫌がらせ行為や悪質なつきまとい行為(ネットストーカー)も後を絶たず、生成 AI により、著作者の意図しない表現や望まない発信(政治的/性的/暴力的/自殺教唆など)のために用いられることは、著作者の人格権を侵害していると考えられます。
また、プロンプトで masterpiece(傑作)を指定し、人々が傑作であると評した絵と類似性の高い画風で出力することが流行した結果、かつて傑作と評された学習元の絵も含めて通称「マスピ顔」と呼ばれ陳腐化するなど、価値が毀損されています。このような事態は容認されるべきではありません。
（3）AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について（11 ページ）
2023 年 12 月頃、「生成 AI でオリジナルキャラクターを創作しよう」というキャッチコピーで公開された生成 AI サービスでは、多くの版権キャラクターに瓜二つの特徴を持つキャラクターがオリジナルというていで生成され、SNS で話題になりました。このサービスを用いて生成 AI に関する授業を行った小学校もあります。
しかし、利用規約では「他人の権利を侵害しないこと」に同意を求められると同時に、「利用者が一切の責任を負うものとする」との記載があり、未成年を含む一般消費者が気軽に触れるコンテンツとして不適切であると考えられます。
生成 AI 開発事業者、生成 AI サービス提供者に求められることは、クリエイターの氏名や具合的な作品名、キャラクター名などを指定したプロンプトによる生成指示を拒否する技

術ではなく、まずインターネット上の写真・文章・動画などのコンテンツを無許可で収集・学習させないこと、並びに、現在普及している無許可で収集された作品からなるデータセットを使わないことです。著作物だけでなく、海賊版や違法アップロード、児童ポルノを含むなど、データセットそのものに問題がある以上、特定の単語をブロックしても他の単語との組み合わせで生成が可能であり、根本的な解決にはなりえません。
その上で、既に版権キャラクターの生成が確認されている AI サービス提供者の「利用者に一切の責任を負わせる」姿勢は認められるべきではなく、AI サービス提供者に対しても責任を追及すべきだと考えます。

●受付番号　185001345000010417

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010418

法律の話や論述といった類が苦手なため拙い文章となり恐縮なのですが、AI イラストは例えば「A という文語で書かれた論文を口語にし B として発表した」というニュアンスに近いです。これが著作権侵害にあたることは、情報の授業を受けた中学生くらいなら理解できると思われます。いくら外見を作り変えたところで、中身が同じなのであれば盗作と何ら変わらないでしょう。

●受付番号　185001345000010419

AI での盗作すら法によって正当化してしまいかねません。これは AI という技術への否定、進歩の阻害に繋がりかねません。

●受付番号　185001345000010420

AI によって今たくさんの絵を描く人たちが自分達のアイデンティティである絵柄を奪われているのを見るといつ自分も取られてしまうか気が気ではありません。すきな絵を描く人が、絵を描くことが好きな人たちがそれによって筆を置いてしまうような今の AI はいらないと思います

●受付番号　185001345000010421

AI の無断学習に断固反対します。
AI 技術を推進したければ、学習元の著作権者の権利をしっかり守れるよう法律を整えてからにして下さい。

●受付番号　185001345000010422

私は個人にて手描きのデジタルイラストレーターを営んでおります。
私は生成 AI は個人の趣味や遊びの範囲では使用しても良いとは考えております。しかし、それらは一度も使用した経験がありません。どこの誰のデータを誰がどのように学習させたのか不明であり、得体の知れないデータセットであり、著作権が曖昧であるのため使用したくありません。
昨今、生成 AI は無法地帯であると感じています。
SNS にて生成 AI を利用した第三者が特定のイラストレーターの画風を当該データセットにて完全模倣したイラストを反転出力し、有料頒布にて不当に利益を害したり、手描きイラストレーターの絵はただの素材だと侮辱する発言などを毎日のように目にしております。
私は現状の AI 生成物が著作権上クリーンであるとは全く思えません。
生成 AI のデータセットはサイトスクレイピングによる無断学習がされ続けられており、世界中で人気のあるキャラクターや、各作家の特定の画風も簡単に出力可能となっていると存じております。
それらを利用し様々なオンライン販売やサービスサイトにて何の創作性も労力もなくただ金銭を得ようとする行為は不当ではないとハッキリと言えるのでしょうか。
イラスト SNS にて日本は AI に対して無法であるため生成 AI ディープフェイクポルノの頒布を行い、有料サイトへ誘引して金銭を取得を試みる海外ユーザーも激増しています。
さらに SNS にて、AI 生成物を例え一部であっても使用禁止しているコミッションサイトで AI 生成物を納品する方法など、AI 生成物で不正に金銭を得るスキームを頒布するアカウントも多々見られます。
著作物の使用料を還元するサービス等を検討している趣旨も拝見しましたが、金銭を得るためだけの生成 AI 利用者の温床になると考えられます。技術が発展しても同じように抜け穴を見つけた不正利用者が増えるだけであると考えられるため、性善説は通用しないと思います。
何よりも生成 AI には創作性が感じられません
芸術は各個人が学習し、様々な事を経験して創作性や創造性を育み、技法やその意味を知り、自己研鑽を積み重ねなければならない簡単には得ることが出来ない技術です。
生成 AI の利用はそれらを一切考える必要がなく、芸術の学習も必要ありません。情報サイトにて羅列されている特定のキーワードを入力し 1 クリックするだけでスタンプのように生成物を簡単に得られます。専門家である必要がないため何が間違っているのか分からず、修正する方法も分からないと推測されるので、間違った描写のまま放置されたものが大量に存在しています。
現在、画像検索やテキストにもそれらが大量に混じっています。精巧であるため本物かも判別が非常に困難であるため学習の妨げにもなっており、非常に有害であると感じておりま

す。間違った情報に汚染され続ける状態が悪化すれば、芸術以外でも様々な分野にて有害であるため、技術も停滞し、展望も望まれない恐れがあると感じています。
私はクリエイターの一人として Universal Music Group の AI に対するプレスリリースに大変共感しております。
https://www.universal-music.co.jp/press-releases/2024-02-02/
引用元:UNIVERSAL MUSIC JAPAN プレスリリース「TikTok との契約に関するお知らせ」
現在の日本の著作権法による生成 AI に対するスタンスは、現状横行している AI 生成物による事象にて著作権が適切に守られていないと感じられるため共感することはできません。
先進国である EU やアメリカにて AI 規制法の制定が着々と進んでおりますが、日本も先進国として国を挙げて毅然とした態度で早急に AI 規制に追従されることを願います。
我々の創作物は断じて生成 AI の素材でありません。無断で学習されたくもありません。

●受付番号　185001345000010423

AI の無断学習に反対です。
著作権って何のためにあるんですか。

●受付番号　185001345000010424

ストックフォトサイトにて、作画したものを売って生計をたてています。Adobe 社で主に活動をしていたため AI 学習に使用→そのまま学習使用料金は頂きましたが、やはり AI 登場によって売上は下がりました。(去年は環境が大きく変わり Adobe 社も対応に追われたようで納品した作品がたくさんの他の AI 作品に埋もれてしまい通常審査 3 日が 6 週間ほどかかったりと、描いてもすぐに出品されなかったのも大きいです)
AI を使って最初は作画していましたが、選ばれる絵が手描きなので今は AI はあまり使いませんが、構図出しや気分転換にはとても便利なものだと思っています(数点は AI も売れたのですが、かなり手描き修正しているので正直 AI タグを付けて販売するのは抵抗がありますがルールなので仕方ないです)
どうしても汎用性の高い絵を描くため、昨今のパクリ疑惑が高まる空気感を怖く感じています。なんとなく閃いて描いたつもりがどこかで見たイラストの模倣として断罪される可能性と AI 作品が溢れてどっちがオリジナルなのか？の証明など、イラストを世に出すハードルが違う部分で上がっています
AI 登場で正直筆を置くことも考えたのですが、体力面などに問題もありできる仕事として絵なんだよなぁ…と去年から考えてしまいますが
個人的には AI によるイラスト制作にはワクワクと、無断学習された作家様達の無念は痛いほどわかります(私は学習料金を Adobe 社から頂戴した時、胸のつかえがとれました。本当に現金なものです。今年入金があるのかは未定です)
絵を描いて 10 年、隕石が直撃した気分ですが文化庁の皆様におかれましても同じ気持ちでしょう
AI 絵に飽き、最終的には作家の人柄込みで応援するような形になっていくのでは？と思っていますが、そもそも社会性がないから絵を描いていたのにな…と天を仰いでみたりします。著作権から逸脱しすぎな文章ですが、Adobe から学習データ代を入金された絵師は日本では少ないのでは？と思い筆を取りました。
なんらかの学習データ提供への報酬があるシステムは嬉しいものです

●受付番号　185001345000010425

意見募集の実施、大変ありがたく思います。
先日 [redacted] という名前で活動していらした著名なイラストレーターさんが、イラスト生成 AI による自身の作品の無断学習、並びに AI を使用していた人間からの酷い誹謗中傷、嫌がらせにより活動を休止されました。こんなことがあってもいいのでしょうか？[redacted] さんは長い間必死に闘ってこられました。なんの罪もないクリエイターがこんな目に合う義理はありません。現代で活躍する、これまでの科学の歴史の結晶である AI 自体を全面否定するつもりはありませんが。ですが、「他人の作品を、無償・無許可で学習できてしまう」、「作家の血と涙の結晶である原作の著作権は無視し、あまつさえ学習したことで出来上がった AI 作品には著作権が発生する」という点は本当に許せません。どうか AI 規制に関する法を定めていただきたく存じます。私個人としましては、「イラスト生成 AI で作品を学習する際には、必ず原作者の許可、使用料として金銭の取引と契約を必要とする」、「少しでもなんらかの形で原作者が被害・損害を負った場合は慰謝料を払う義務を発生させる」などを法として定めていただきたいです。
今回の実施により、この国が作家と彼らを愛する人間にとってどこよりも住みやすい国になることを祈っております。ご検討のほどよろしくお願いいたします。
この国がよりよい国になることを

●受付番号　185001345000010426

2.検討の前提として
（1）従来の著作権法の考え方との整合性について
ウ：権利制限規定の考え方（5 ページ）
著作権法第 5 款第 50 条では、第 30 条の 4 を含めた第 5 款の規定に対し、「この款の規定は、著作者人格権に影響を及ぼすものと解釈してはならない」と定められているはずです。しかし、同一性保持権の侵害など、生成 AI による被害に関しては、正しく機能しているとは言えません。生成 AI の開発者やサービス提供者、利用者に対し、著作者人格権の周知に努め、学習・開発・生成・利用の全ての段階において、他者の権利を侵害することのないよう徹底するべきです。
現在、i2i や LoRA などによる著作者人格権の侵害を受けたクリエイターに対しては誹謗中傷や殺害予告が相次ぐなど、正当な権利の主張すらも憚られる、心休まらない状況です。クリエイターが憂いなく創作活動に専念できる環境へと改善されることを望みます。
5.各論点について
（3）生成物の著作物性について
イ：生成 AI に対する支持の具体性と AI 著作物の著作権性との関係について（35 ページ）
学習元がクリーンでないデータセットを用いた現在の多くの生成 AI による生成物については、学習元の著作権、人格権などが侵害されている以上、生成物に著作権を付与すること、並びに著作権が発生する作品において生成物をその一部として使用することは、一切認めるべきではありません。
著作物性の判断基準として挙げられている、プロンプトの内容、試行回数、複数の生成物からの選択についても、それらは生成 AI と学習元のデータがなければ発展しえない生成 AI 主体の行為であり、創作的寄与として見なすには不十分です。
また、自身の生成物に対する DMCA 侵害を受けたとして、生成 AI 利用者が学習元の絵の作家に対して削除申請をした事例もあり、詐称による被害も後を絶ちません。著作物ではない生成物について著作者を詐称した者に対し、罰則を設ける必要があると考えます。

●受付番号　185001345000010427

AI の無断学習に反対します。
著作権侵害になると思います。
創作文化が潰される。

●受付番号　185001345000010428

一人のクリエイターの立場からパブリックコメントを送らせていただきます。
なお、長くなりましたので先に概要を記載します。
・本来の著作権者の権利と利益を最優先に守るべき
・安易な生成 AI の導入は悪貨が良貨を駆逐する結果になる
・生成 AI の開発者および使用者は、侵害行為の恐れがある状態で使うべきではない
・生成 AI の出力データに著作権は認めるべきではない
（そもそもが他者の著作物の上に成り立ち、非享受目的が前提であるのに矛盾する）
・生成 AI が学習したデータは、開示請求があるまでもなく出力データに付随して常に公開されるべき
（著作権者、使用者の両方を守り、侵害行為があった場合の被害者の負担軽減のため）
以下、上記の意見の詳細や各項目への意見になります。
１．はじめに
「生成 AI の利用を中心に据え」た活動は従来の創作活動と性質が異なります。
従来の創作活動は、自身の感性や熱意を基に学習し表現し共感を呼ぶ人間性の発露です。生成 AI はあくまでツールでありそこに自発的な人間性は含まれておらず、AI の学習は「他者が完成させた作品を素材にしている」だけで人間のそれとは本質的に異なります。
そのため、「創作活動の補助」の域を出て「活動の中心」に生成 AI を据えた場合、それを行う人はクリエイターとは別領域の扱いをすべきです。ここを混同することは、クリエイターにとって創作活動の否定および侮辱を受けたに近いと感じます。
まず多くのクリエイターが生成 AI に抱く嫌悪感の理由の一つに、クリエイターとしての矜持が含まれることを認識していただきたいです。
２．検討の前提として
（1）従来の著作権法の考え方との整合性について
・ウ：「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用」において生成 AI は合法との見解に読めますが、現在生成 AI を使用して著作権違反および著作者を攻撃している一部の人々は「著作権法 30 条の 4」を論拠として堂々と違法行為を行なっています。著作権法 30 条の 4 においても無条件に許可されてはおらず、著作権者の利益を害するべきではないと明記されているにも関わらずです。
よって、同様の文である本項では抑止にはならず著作権侵害の助長になると考えられます。「生成 AI を使用する場合、データ収集解析の結果を出力する場合はいかなる条件下でも著作者の権利が優先され、それを侵害してはならない」と明記すべきです。
・エ（ウ）：生成 AI を用いる場合、従来の著作権侵害の判定方法のみでは不足することは明らかです。なぜなら、生成 AI は元の著作物をそのままトレースするのではなく、要素を抽出して組み合わせることで著作物との関連性を意図的に曖昧にすることが可能だからです。

そのため、ほぼ確実に特定の著作物をベースにしている（構図、衣装、絵柄等）にも関わらず、従来の方法では第三者からの証明は困難（細部が完全一致しないため）です。これは被害者にとって、被害の証明に途方もない労力を強いるものであり、泣き寝入りを誘発する共犯的な考え方だと思います。
生成 AI を用いた上で著作権侵害を回避するのであれば、生成に用いたデータベースを誰でも参照できるよう、作品とともに公開することを義務付けるべきです。
（続く）

●受付番号　185001345000010429

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000010430

職業イラストレーターです。連日のように生成 AI による無断転載・無断使用(AI への取り込みと学習を含む)による被害の声を聞きます。この場合の AI 使用者には、原著作権者への侮辱を含めて学習元の作品を明言する者もいます。自分はまだ被害はありませんが、いつ同じ思いをするか恐ろしいです。自分の作り上げたものが著作権で守られなくなる、そんな世界になるのでしょうか。なんのための人権と表現の自由でしょうか？技術の進歩に反対するわけではありませんが、このままではあまりに AI を使用する側に有利に思えてなりません。人間が創意工夫して生まれた成果物を、便利だからというだけで流用改変可能にしないでください。繰り返しますが技術の進歩に反対なわけではありません。創作物は作り手にとって我が子のように特別なものであることを知っていただきたいのです。

●受付番号　185001345000010431

（承前）
（２）AI と著作権の関係に関する従来の整理
・ア：大量の情報を集約して生み出される作品はおおよそ平均化され、個性も多様性も薄れていくことになるでしょう。また、そんな中登場した個性的な才能はより脚光を浴びる反面、即時 AI に取り込まれ量産されることで価値は暴落します。
技術革新のためとされる柔軟さが、結果的に業界および文化破壊に繋がると強く懸念を表します。
そもそもインターネット上に存在するビッグデータの中には、本来大衆に向けて公表されるべきではないデータも含まれているはずです（収集時に目的外使用の禁止を確約したものなど)。それを「便利そうだから」という理由で権利者や情報元に拒否権も与えず強制的に収集・使用することは人権侵害に当たると考えます。
・イ：前述しましたが、現状でもこの法を根拠に著作権侵害および人権侵害、誹謗中傷、営業妨害を行う者が多数おり、実際に被害を訴えるクリエイターも数知れません。
彼らの主張は「生成 AI には思想又は感情」がないため、生成 AI による出力は侵害行為に当たらないというものもありますが、これは大きな間違いであり「利用者が明確に特定のシーンあるいは要素（特定の著作物または著作者を想起させるものを含む）を出力する場合には該当しない」と明確に否定する文を加えるべきです。
・ウ：この「享受」の定義を認めるとして、であれば現状の生成 AI の使われ方はほぼすべて違反していると考えますが、いかがでしょうか。
ビッグデータを基に生み出されたポルノ画像、フェイク画像はアダルト画集として販売され、フェイク画像は嫌がらせや犯罪行為、社会の混乱を目的とした享楽のために生み出されています。
「法定 47 条の 5 が適用される場合もある」などどいった曖昧で逃げ腰の対応ではなく、「享受目的の可能性が高い」場合（現状はほぼ全てがこちらに該当するはずですが）の取り締りやペナルティ、あるいは享受目的ではないことを証明する義務を生成 AI 使用者に明確に課し、著作権と著作権者を第一に守るという毅然とした姿勢を表明すべきです。
3. 生成 AI の技術的な背景について
（２）生成 AI に関する新たな技術
「学習済みの生成 AI に小規模なデータセットを用いて追加的な学習を行い、当該データセットに強い影響を受けた生成物」は、使用者に特定の要素を含む生成を AI に行わせようという明確な意図が存在するため、享受を目的としない利用の範囲外になると考えられます。生成 AI が許諾される前提の崩壊であり、被害の拡大を生みます。少なくとも厳しい規制がないままにこれを新技術として認めるべきではありません。
４．関係者からの様々な懸念の声について

＜クリエイターや実演家等の権利者の懸念＞
（2）「され得る」ではなく、現実に被害が出ています。
X（旧 Twitter）で有名なのは[redacted]さんです。生成 AI による著作物のなりすまし、誹謗中傷、乗っ取り被害により活動休止にまで追い込まれました。また、「セクシー田中さん」騒動にも見られるように、著作物の改変・乗っ取り・第三者による私物化はクリエイターに多大な負担を強い存在意義すら奪います。生成 AI の悪用はこの悲劇を簡単にかつ大量に生み出す危険性を多分にはらんでいることを前提に法整備すべきです。
＜AI 開発者・AI サービス提供者等の事業者の懸念＞
（2）システム自体がクリーンであることを証明する努力は、当然ながら開発者およびサービス提供者に課せられるべきもとの考えます。なぜならクリエイター一人ひとりはその前提の元活動しているからです。
多くのユーザーから対価を得てサービスを提供する立場である以上、違法行為を行なっていないことの証明は必要不可欠と考えます（開発者・提供者としての表明、使用データベース公開、生成データの解析の自由と情報公開など）。その責任を免除すべきではありません。同時に、サービス提供者が予測不可能な形で悪用されてしまった場合にどのような対応を取るかも予め明確にすべきです。
＜AI 利用者の懸念＞
（4）「AI 制作物が著作物となる要件」などは存在し得ませんし認めるべきではありません。そもそもが不特定多数のビッグデータを基に出力された「享受を目的としない」ものであることが前提であるのに、「思想又は感情を創作的に表現したもの」である著作物として認めることは矛盾します。
著作権を有しないビッグデータを取り込んで出力したのであれば、生成 AI を通じて出力されたデータもまた著作権を有するべきではなく、その輪の中に返すべきです。
（続く）

●受付番号　185001345000010432

（承前）
５．各論点について
【非享受目的」に該当する場合について】
（イ）「他方で、学習データの著作物の創作的表現を直接感得できる生成物を出力することが目的であるとは評価されない場合」は存在し得ません。特定のデータによる追加学習は、特定の結果を得るためという明確な目的において行われないはずがありません。
そもそも、一般的に発表された時点でそれは何らかの享受を目的としているはずです。
生成 AI の発展と業界の成長を真に望むのであれば、著作権者による利用（クリエイター本人が自分の作品を学習させて自分の創作活動の補助として使う）のみに制限すべきです。
【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】
・エ（イ）「特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI 性生物によって代替されてしまうような事態」は明確にクリエイターへの不当な妨害行為と見做せます。
その点が曖昧であって判断がつかないのであれば、参照データの公開を義務付けることで解決します。そこに特定のクリエイターを学習させた形跡があれば、悪意を持って代替行為を行おうとしたものと決着できます。
・エ（ウ）インターネット上であれ書籍であれ、記事を書いた者に著作権があります。それらを引用する場合はルールに則って正しく使われなければならないとされているはずです。
API はそれらを無償提供素材にするためのものではなく、著作物を広く知らしめて著作権者に利益を返すために使用されています。後発の生成 AI が、いかにも予め著作権者から許されているかのように解釈して使用するのは大きな問題と考えます。生成 AI に使用することを是とするのであれば、その許諾の可否を含むルールを作り、拒否した場合に不利益がないよう整備することが先ではないでしょうか。
また、そもそも著作権は販売（予定）の有無によって与えられるものではないはずです。
自分の情報や著作物を誰に分け与えるかは権利者が選択できてしかるべきであり、「当該データベースの販売市場との競合」の有無は根拠にならないと考えます。そもそも、当時は販売する予定がなかったが後日販売することになった、というケースでは、すでにそこから学習した生成 AI 全てから当該データを削除させることができるのでしょうか？できないのであれば先に盗ったもの勝ちで結果的に権利者が不利益を被りますが、この点の救済はどうお考えなのでしょうか。
【侵害に対する措置について】
・オ（イ）著作権侵害が認められた場合、それを生成したモデルは破棄されるべきですし、最低でも著作権者から廃棄請求があった場合は応じさせるべきです。

そのモデルのデータベースはすでに汚染されており、それによって侵害行為が行われたに違いないため「侵害の行為を組成した物」ではないと扱われることがまず信じられません。加害行為の凶器は間違いなくその生成 AI です。

【著作権侵害の有無の考え方について】

生成 AI において、類似性や依拠性を議論することの意義は低いと感じます。そもそもが複数データの集合体であるためです。にもかかわらず、明確に既存の著作物を学習させたと窺い知れるモデルや生成物が存在していることも確かであり、それは従来の人の手による模倣とは質が異なるため、同様の比較方法では対応しきれないのではないでしょうか。

生成 AI にはそもそも基となったデータベースがあるのですから、常にそれを参照できる状態にすることで、類似性や依拠性の精査に及ばずとも侵害行為があったかが判断できるはずです。著作権者の労力の軽減および生成 AI 使用者の名誉を守るためにも、データベースの公開は義務付けは必須と考えます。

また、ユーザーに著作権侵害の意図がないまま過失で侵害行為を行った場合の責任ですが、当然ながら生成ユーザーが見逃されるべきではありません。そもそも、権利の曖昧なデータを使用することそのものが忌避されるべきであり、ユーザーおよび開発者が最低限保証すべき根幹部分である上、誰かの権利を侵害している可能性があるという指摘はすでに公然の事実であるため、本人に責任が負えないのであればそのツールを使う資格はないでしょう。

ユーザーの罪が軽減されるとすれば、開発者が悪意を持って著作権侵害データを使用していることを隠していた場合のみではないでしょうか。そして、程度や事情により軽減されることはあっても全面的に許されるべきではないと考えます。

（終）

●受付番号　185001345000010433

５．（１）学習・開発段階

著作権法 30 条の 4 にいう享受目的の判断においては、生成 AI の学習のための複製のみならず、生成 AI による生成のための複製をも併せて考慮すべきである。あるいは、前者が非享受目的と認められる場合であっても、後者が享受目的と認められる場合には、前者においても遡って享受目的が存在するものと看做すべきである。なぜなら、非享受目的のよる権利制限が認められる複製物を享受目的に流用することを許すことは、30 条の 4 の趣旨を潜脱し、著作権者の対価回収機会を踏み倒すことを許すことに外ならないからである。あるいは、非享受目的で構築したデータセットと称して販売することで海賊版取引の隠れ蓑として悪用することが可能となる為である。

そもそも、生成 AI は、著作物を取り込んで、学習元著作物と同じ類型の表現物に分類される外形上の特徴を有する生成物を出力するソフトウェアである。則ち、生成 AI が生成が主目的であることは自明であって、研究開発段階の複製行為は後に続く生成出力段階の複製行為との連続性を有するものであり、両者を分離していずれかのみで存在するか如きの想定は、実際の生成 AI の性質を無視しており現実的にはあり得ないものと言える。にもかかわらず、恣意的に前者のみを切り出して、恰も生成 AI の学習のための複製は 30 条の 4 により幅広く合法であるかのような解釈を展開する本素案は、「著作物を生成 AI に盗まれても諦めるしかない」との誤解を著作権者に植え付けるものであり、著作権法の趣旨を没却し文化の発展を阻害するのみならず、生成 AI による著作権侵害の回復を求める著作権者の訴訟機会を事実上奪うものである。

また、生成 AI の学習モデルの作成においては、複数の著作物を反復継続して複製・改変・圧縮を行いデータセットとして搭載する過程を経る。全ての学習元著作物に対するこれらの行為によって造られる学習モデルは同一であり、従って、各著作物に対する複製権・同一性保持権その他の権利の侵害行為は一体不可分であり、30 条の 4 の要件充足性を判断するにあたっては、学習モデルの作成時の著作権侵害行為の総体について享受目的の有無を判断すべきである。従って、学習モデルに含まれる学習元著作物の一部に享受目的が認められる場合には、全体についても享受目的が存するものと看做すべきである。著作権者の対価回収機会を損なわない理由付けは生成 AI 開発事業者の責任において証明すべきと解するのが、本来の著作権制度の在り方であろう。もっとも、著作権法の建付け上、特定の行為の違法性は特定の著作権との関係において判断すべき原則の存することは否定し得ない。しかし、大量の著作物を総体的に学習し、模造することを可能として、最終的に学習元著作物群と市場競合する生成物を出力する生成 AI について、現実的な問題意識を無視した原則論に終始することは、文化の発展のために著作権の保護とその公正な利用との調和を図るべき文化庁の振舞いとしては著作権を過度に軽視していると言わざるを得ず、一創作者として強い不信感を覚える。著作権法の解釈論のみでは解消できない形態の権利侵害問題を扱う以上、必

要な規制を敷くための新法制定を求める等の議論を提起すべき責務が、文化を守るべき文化庁には課されているはずである。なお、著作者人格権は 30 条の 4 による権利制限を受けないため、文化庁は、本素案において生成 AI の学習による同一性保持権や著作者氏名表示権のに対する侵害が違法である旨を明言すべきであったにもかかわらず、法律に明るくない一般人をして「30 条の 4 の権利制限の対象には著作権法の規定するあらゆる著作権者の権利が含まれる」かの誤解を生ぜしめる書き振りの解釈論を展開したことは、甚だ不誠実である。

なお、仮に本素案の解釈が適当であるとしても、享受目的の不存在を担保させる仕組みが必要であると考える。具体的には、学習モデルのデータセットの全面的な開示義務を法定するべきである。生成 AI は、その動作機序が事実上のブラックボックスであるため、ただでさえ著作権侵害の隠れ蓑として世界中で糾弾されている上に、現状は開示義務が課されていないため、著作権者が享受目的の有無の判断材料を取得することすら困難であり、時間とコストを浪費して文書開示命令等の手続に頼る外ないことは、著作権者に過度の負担を課すものであると同時に、生成 AI 開発事業者に著作権侵害の強い誘惑を与えることとなる。このような不都合を解消するため、データセットの開示を義務付けることで衆目による監視に晒して適法性を担保するとともに、簡易な手続きによるデータセットからアプトアウト請求権を法定することで、著作権者の権利保護を図るべきである。著作権者にとって利の無い権利制限を定める以上、最低限の補償として必要不可欠である。

●受付番号　185001345000010434

AI への学習は断固反対です。一見すると利点ばかりに思われるかもしれませんが、制作側からしたら何一つとしていいことがありません。あったとしてもデメリットの方が大きすぎます。時間をかけて作り上げた作品が AI によってあっという間に模倣されるのは正直に言って腹立たしいです。「ネットにあげてるなら自業自得じゃない？」と言われるかもしれませんが、だからといって勝手に使っていいということではないです。利益の侵害をしなければいいと言う考え方だと解釈されているのであれば、それは間違っていると思います。AI への無断学習については断固反対です。

●受付番号　185001345000010435

・作品(声、曲、絵など)系生成 AI の厳しい規制の必要性が高い。
理由:悪意関係なく許可なく学習素材にされ意図せず学習元に似てしまい創作者、持ち主の権利を著しく傷つけることになる。
学習 AI の学習素材の開示の義務。利用時、作成後の作品に AI アプリロゴなどの記載義務が必要だと考えます。
スクレイピングによる学習、学習元の整合性の有無も関係ない AI の解答を拡散、それによる正しい情報の発信がされない危険性。また、それを権威ある者が発信することでの混乱、誹謗中傷の増加に繋がる可能性があります。

●受付番号　185001345000010436

AI の無断学習は絶対反対です。これを軽々しく許してはなりません。

●受付番号　185001345000010437

そもそも現在使用されている生成 AI の学習元が、ほとんど製作者の許可なく使用されているものです。現在生成 AI で出力されているものをオリジナルとするには根拠の説明がはっきりされておらず、不当に搾取された学習元の海賊版であると考えられます。著作権が守られていないので、生成 AI の使用には反対です。
著作権が守られないと、悪意ある改変や海賊版が安易に作成されてしまい、第三者に所有を主張されても学習元の製作者の権利が守られません。国内外から搾取されるリスクが非常に高いと考えます。
研究の為に生成 AI を使用するのであれば、正しく許可をとり契約をした学習元のみを使用し、学習元の著作権を守る事が、生成 AI による作品を守る事につながると思います。

●受付番号　185001345000010438

生成 AI 産業そのものを育てる事、
AI で生成した作品に著作権を与える事に反対します。
前提として AI で作られた物は必ず誰かしらの作品のデータを盗み取り込んだ模倣です。
既に物によっては盗んだ元がハッキリとわかるレベルの作品もあります。
これは立派な盗作です。
これが著作物と認められて仕舞えば一度データを凝縮すればこの国のイラスト業界はなんでもありの無法地帯となってしまいます。
AI 生成は間違いなく将来クリエイターの損害になります。
既に AI で作られた絵の方が評価をされたり、自分で手を動かして描いている本物のクリエイターが AI の使用を疑われたりという状態です。
データを入力するだけで人の絵を盗みイラストを生成できてしまうという事実、
それが認められる環境が万が一出来上がってしまった場合、
これまで作品を作り日本の文化を支えてきたクリエイター達の作品や存在の方が大きく下がります。
そうなってしまうとこれまでのようにクリエイトの文化が発達していくことはないでしょう。クリエイター達の士気は下がり誰も作品を作らなくなってしまいます。それこそ AI で生成する絵の元となる新しい作品がなくなり、結果的に衰退するでしょう。
AI 絵に著作権やクリエイターとしての居場所を与えることに反対します。日本のアニメ文化は世界に自慢できる物ではなかったのでしょうか。それを衰退させる可能性しかない AI 産業はもっと国で厳重に警戒し、取り締まるべきです。

●受付番号　185001345000010439

いかなる場合であっても、著作者の許可なく AI の無断学習に著作物が学習されることに反対します

●受付番号　185001345000010440

2-ア
そもそも AI は様々な人の情報を学習しているのだから、集合知的な AI イラストに著作権は必要ない。
大まかな意見。
好きな作家が生成 AI に模倣されて筆を折る事になったら、とても悲しくなるし辛いから。
手描きと AI イラストの判別がつかずトラブルにならないか不安。AI イラストを手描きイラストかのように発信したり、判別が難しくてトラブルになるかも知れない。好きな絵描きさんの絵を模倣されるのを見るのが辛いから。

●受付番号　185001345000010441

イラストレーターを生業にしてるものです。
昨今 SNS を中心として画像生成 AI の問題が大量に議論されているなかで、今後日本国における画像生成 AI の扱いについて、法律で慎重に扱わなければ危険であるという認識が強まっています。
著名なイラストレーターの画像を無断で学習させ、それを使って金銭のやり取りを行ったり、画像元の著作者を「自分たちは法に触れていないから」と悪意を以て攻撃する人間が増えています。また今後同様の手法を用いてなりすましによる迷惑行為、業務妨害が増えていくことは容易に想像できます。またこれらの行為が許容されてしまうとオリジナルを創作する人々の商売や生活が著しく脅かされ、文化的観点からみても未来の進歩を大きく害することは目に見えており、著作権法の理念にも大きく反するものだと考えています。
AI の進化は技術的には貴重なものでありその歩みを止めることは本意ではありません。あくまで人間と技術が正しくバランスを維持して未来を作っていくべきだと考えます。具体的には「自作の創作物のみ学習 OK」など、既存の著作権の概念と照らし合わせて違和感のない運用が望まれます。
著作権とは「人の作ったものを勝手に使わない・悪用しない・商売しない」といった考えが根本的な理念としてあるものと考え、我々の社会道徳はその理念を元に築き上げられています。正しく社会的に活動している人たちの権利や感情を大きく破壊する現状を、法律で正しく導いていくことを切に期待しています。

●受付番号　185001345000010442

生成 AI は仕組みが不透明である上にアーティストの搾取に当たると思います、どうか生成 AI に権利を付与する方向に議論を進めないでいただけないでしょうか。

●受付番号　185001345000010443

・個人
２．検討の前提として
（１）従来の著作権法の考え方との整合性について
＞ア
の考え方は正しいと思います。
AI 生成に関しては「誰が表現しても同じようなものとなるありふれた表現」になるため、著作権法上守られるものではありません。
＜イ
の考えは正しいと思います。
しかしながらこれらはすべて個人が個人のみで利用する、私的利用に限るもので、現在問題となっている AI 生成のための著作物の学習は個人利用の範囲から逸脱しており（他者と共有する行為)、著作権を侵害していると判断します。
他者と一切の共有をせず、個人で閲覧・保管のためのみの学習であれば、著作物の学習自体は違法ではないと考えます。
ただし､現在は著作物がすでに学習された AI が出回っており､そのことは周知の事実です。
したがって、自身が AI に著作物を学習させたわけではないとしても、AI 生成を利用した表現は、公衆へ送信した時点で著作権を侵害していると思われます。
＞ウ
AI 生成物は上述の通り､「私的使用のための複製（法第 30 条)」の要項は満たせず、また学習元の著作者の意図なく、偽の情報を学習元の真実であるかのように発信することが可能となります。悪意を持って吹聴する行為、また学習元の著作者の意図は尊重されるべきであります。
AI 生成物は現状存在しているものから生み出されるものであり、たとえばコミックイラストに限れば、昭和の絵柄を学習させたところで、現在の絵柄が出力されるものではありません。
ひとつの絵柄に関しても、憧れの師匠があり、その要素を取り入れつつ、基礎的な画力、また作者の好みを追加して何年も描き続けた努力の末に生み出されていきます。絵柄ひとつにもルーツというものがあり、それは歴史になります。先達の並々ならぬ努力を現在活躍されている方々が引継ぎ、日々新しい創作物が人の手によって生まれていきますが、それはたくさんの創作者による切磋琢磨によるものです。
AI 生成により切磋琢磨する機会が減り、強いては我が国の創作文化の衰退につながると考えます。

単なる生成物ではなく、その作品の歴史に経緯が評価されているからこそ、絵画のオークションは行われており、また各種賞が存在します。ＡＩ生成物はその歴史の発展を妨げる他、悪意を持って学習元の偽装を行うことが可能です。
ＡＩ生成物を野放しにする行為は、それら人の歴史への侮辱になると考えます。
敬意の存在しないところで、文化は発展いたしません。
AI 生成物で金銭の授与を行い、成果物に瑕疵がある場合、本来であれば納品者に責任が生じるところ、学習元の著作者は名前が出て活動をしているため、いらぬ誹謗中傷を受けるリスクが、本人が関係ないところで発生する懸念があります。
そのため、AI 生成物は金銭の授与を行ってはならないと思われます。
＞エ
＞（ア）
「著作物等の利用行為が国境を跨いで行われる場合、当該利用行為に、いずれの国又は法域の著作権法が適用されるか検討する必要がある」
まったくもってその通りだと思います。AI 生成について規制をしていない国へ、国外の作品が来ることはなくなると思います。著作権が守られない国へ、著作物を一辺たりとも貸したい著作者は稀有と思います。
国外の素晴らしい作品が、漫画、アニメ、映画、絵画、その他すべてのものが、国内で翻訳され楽しむことができなくなる未来さえもあります。
また、日本国内のアーティストも、海外で利益を得て生活をしていた場合、アーティストの生活にも支障が出かねません。
著作物が存在しなければ、仲介している企業（出版社、配給会社、テレビ局等）の売り上げも減り、法人からの収入も減り、日本国の発展にとって、よいものと思えません。
日本が国としてＡＩ生成物から著作物を守らなければ、日本国民の著作物への信用が下がります。出版物に限っても、海外からの収益が増えている昨今、国外の動向を軽視するのは不利益になると考えます。
３．生成 AI の技術的な背景について
（１）生成 AI について
（２）生成 AI に関する新たな技術
（３）AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について
＞○３
理想的ではありますが、海外のもの、また悪意を持って対応されないものもあるため（どれだけ取り締まっても著作物の海賊版がなくならない現状、いたちごっこになります…）この対応に望みをかけるのは現実的ではありません。一律でＡＩ生成物の金銭授与、及び公衆送信は著作権侵害相当、とすることが、すべての著作権者、また無用な手続きに人員を割くことで停滞するその他の事柄の当事者、日本国民全体の利益を守ることに繋がると考えます。

●受付番号　185001345000010444

この案は創作者に対するリスペクトが欠けらも無いものであり、私はこの草案の可決が行われないことを祈っています。
AI の仕様の問題点は「学習元の創作物がある」にも関わらず「元となった創作者の権利や人権を無視した行動に繋がる」ことだと思います。
現に、無断で AI に学習させて絵を作成し金銭を得たり、学習元の創作者の権利侵害及び精神的苦痛を引き起こした事例はいくつも存在します。
にも関わらず、AI に学習させて作成したものは尊重し、クリエイターの創作物を蔑ろにしていくものは、日本の強みでもある質の高いクリエイターを失い、AI の作成物の質を著しく下げ続けることは容易に想像できます。「学習したもの勝ち」のような案を推奨するのは、クリエイターの方々に対する冒涜であり、AI のマイナスイメージをさらに強めるものです。
AI がもたらす利益はたしかにありますが、その利益が未来のない一時的なものでしかないのなら意味がありません。AI との共存のために、もう一度「クリエイターの人を尊重し」、「AI が誰かの創作物を奪う道具」というイメージを無くすための法案を、もう一度考えてください。
集計の方は本当にお疲れ様です。長文失礼しました。

●受付番号　185001345000010445

以前のパブリックコメントでも、AI についての意見を提出いたしましたが、内容的に無視できない変化があった為改めて投稿します。
すでに AI についての被害が多く、アニメや漫画といった著作物を多く生産している日本において、これを無視する事は多くの文化的な問題で後々苦しい思いをするかと思います。
アニメや漫画に限らず、声優の AI 被害、役者の被害も見受けられます。
「AI があれば本人、原作に依頼するより安く仕上げられる」と勝手にそれらの著作物を学習させられ利用されても文句が言えないような国の態度でいることは、それらで得られたであろう資産を減らす行いだと思います。
著作権を持つ方々の作品を盗用されるような AI の危険性がある以上、AI についてはかなり慎重に考えなくてはいけません。学習されてしまったら仕方ないといった軽々しい感情で放置せず、AI を使用する以上は、すべての著作権に問題がない作品である証明をしたうえで利用するような仕組みが必要です。
そんなの無理ですよね、だから AI 利用者は AI 利用を隠しています。
後ろ暗い気持ちを持って利用するのは、AI が正しく著作権を理解した作品を生み出せていないと分かっているからです。これが現状です。
ここで軽い気持ちで AI 利用を推進するような態度をとることは AI 利用者にとっては良い報告になりますが、クリエイティブな活動をしっかり行っているクリエイターたちのモチベーションを根こそぎ奪い、アニメや漫画の文化を世界に生み出してきた日本を滅ぼして行く未来が見えます。
よく考えていただければと思います。

●受付番号　185001345000010446

AI 生成画像は学習元のイラストを描いた人に許可を取っていない限り著作権に触れる物とし、罰則を与えるべきだと考える。許可をとっている場合も学習元のイラストを描いた人の名前を載せることを義務化するべき。

●受付番号　185001345000010447

もともと、日本のイラスト技術とかアニメは、世界的にも高い評価です。
・それを根本的にダメにしつつ、
・技術的にかなり遅れてる生成 AI を伸ばそうとしつつ（伸びそうにもない）
・海外の生成 AI に優れた内容をフリーでどうぞと丸投げして強化しようとしている
・そのせいでクリエイターは技術を捨てるか苦境に陥るかしている
状況です。今の素案はそれを後押ししてるようなものです。速攻考え直してください。

●受付番号　185001345000010448

生成 AI を規制してください。
生成 AI が跋扈して困るのは作家だけではありません
ディープフェイクや創作の減少など、全人類が困ります

●受付番号　185001345000010449

現在国内でAI生成により、長きに渡り技術をコツコツ磨き上げてきたイラストレーター達が自身の絵をコピーされ無断で販売される様な被害を受けていたり、それに対策を取ろうと頑張っている人が盗んだ絵で学習されたAIを使用し荒稼ぎしてる様な人たちから嫌がらせを受け筆を折るなどいろんな被害を受けているのをよく目にします。どうして努力してきた人たちが苦しむ様な規定が制定されるのでしょうか、悪事を働くような人達がいなくなるよう規定すべきではないのでしょうか。絵を描く事を楽しんで仕事にしている人達が蔑ろにされるのはとても悲しいです。

●受付番号　185001345000010450

現在の生成 AI はいかなるツールでも他者の著作物に依存したものがほとんどであり、AI から生成された画像や写真を著作物と認めるには生成者自身の創意工夫が見られない。
生成 AI は学習したデータに限りなく近い状態でランダムに絵を作る為、生成する過程で AI の使い手の人物の創意工夫や発想・構想は見られず、また現状の生成 AI ツールを扱う人たちの目的は著作権法にある『思想を何らかの形で表現する』という条件も達成していない。
生成 AI に著作権が認められてしまうと、日本国内の文化発展に悪影響を及ぼすことが明確である。生成 AI はいわゆるコピー&ペーストと同じであり、生成 AI ツールを使用した人の考え、思想、経験などが見られない。また、アートの市場だけでなく学校教育にも影響を及ぼすことが予想される。国が生成 AI を認めてしまうと、子供たちが生成 AI を使って作文を書いたり、絵を描くなど、いわゆる美術の授業などにおける創意工夫、発想・構想をする段階を自ら機会を逃してしまい、発育に影響を及ぼす。つまり、今回の生成 AI に関する法整備がこのまま続けられてしまうと、国が教育に求める生きる力"を学ぶ機会を、国が失くしてしまうことになる。"

●受付番号　185001345000010451

プロ・アマ問わず、クリエイターの作品が AI 学習に利用され、作成に対する意欲をなくすようなことや不利益があってはあってはならないと思います。
現在も、クリエイターの作品や実在する人物の写真などが許可なく一方的に AI 学習に利用され、トラブルになっているケースが散見されています。
また、上記の理由から、AI を利用する方にも厳しい目が向けられている状況です。
AI 技術を利用できる免許の発行など法律で定めてほしいです。

●受付番号　185001345000010452

画像生成 AI によるアダルトコンテンツ生成は「ポルノで学習したモデルの無料配布」「簡単にポルノ画像を生成できる有料サービス」などとんでもないことになっている。また、その中には児童ポルノも含まれている。
クリエイターが安心して制作できる環境や日本の文化を守るためにも AI 生成には著作者が許可した作品以外は絶対に学習に使用させない決まりや AI 生成にて作られた作品で金を稼ぐことを規制する等厳しい規制が必要である。

●受付番号　185001345000010453

５．各論点について

（１）学習・開発段階

【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】

（イ）アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて

権利上問題ないからと特定のクリエイターの著作物に似たイラストを大量に生成し、販売したり、学習済み AI モデルに多く含まれていたであろうアイデアなどの消費速度を踏まえると、この項については不要なトラブルの発生を防ぎ文化の発展を円滑にするため、30条の 4 ただし書きに該当しうるものとして判断した方がよいのではないかと考えます。

今のような使われ方が容認されたままだと、SNS に作品を公開すると生成 AI に取り込まれ、類似品の大量生成やアイデア等の消費速度による需要・芸術的価値の低下と闘わされ、それらを事前に回避しようとすると、発表する場が狭まり需要者や同業者との繋がりを得られないことに悩まされ、最悪創作意欲を失ってしまうことが予想されます。

AI 生成物による代替が「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当し得るという意見は大半のクリエイターの願うところだと思いますので、生成 AI に関するアイデア等の取り扱いについては、よくよく考えていただきたいと思います。

（そもそも、主に「絵柄」と呼ばれるクリエイターを特定できるほどの特徴的な要素が類似した生成物は「盗作」「パクリ」と言われ、クリエイターや需要者に圧倒的に不評なので、30 条の 4 ただし書きに該当すると判断しても問題はないのではないかと思います）

＊

（３）生成物の著作物性について

ア 整理することの意義・実益について

生成物だからどのような扱いを受けてもいい、とは言いませんが、今の著作権法による保護を与えることには断固反対です。

ディープフェイクやフェイクポルノ、なりすましなどが世界的に多発していますが、これらの問題は生成 AI を犯罪ツールとして利用している者が多数存在していることを証明しています。そんな中で生成 AI の生成物に著作物性を認めてしまえば、悪質な生成 AI 利用者は創作文化に侵入し、クリエイターは常に著作権トロールの脅威にさらされ、最悪文化の崩壊を招きかねません。

生成 AI に求められるべきはあくまでも著作権者に迷惑をかけない個人利用の範囲で楽しむか、クリエイターにインスピレーションを与える補助的なツールとしての役割です。生成物に価値を見出し、著作物性を認めることは間違っていると私は考えます。

●受付番号　185001345000010454

生成 AI への規制をより強固なものにして頂きたいです。
具体例としては、AI 学習を著作者の許可制にするなど。
生成 AI の発展は著作物ありきのものです。
しかし、昨今の生成 AI は元となる著作物及び著作者の妨げとなっています。
被害の実例[redacted]
このまま生成 AI が野放しでは、創作文化自体が落ち込んでいきます。
そのため、AI 学習の著作者許可制を希望します。
どうか、著作者を守って下さい。

●受付番号　185001345000010455

子どもの頃から鉛筆で絵を描いて、現在は漫画で生計を立てている漫画家です。画像生成 AI について記載します。
難しい理由や理屈を並べずとも、現状の著作権者に無断でイラストを素材として学習させる画像生成 AI の問題は、普通の大人であればわかると思います。
趣味／仕事に関わらず、絵を描く人間は生成 AI そのものを反対しているのではなく、
著作権者に無断でイラスト（勿論漫画や動画も）を学習素材と言い切り学習させたうえ、その AI を利用して出力したイラストや動画で金儲けをしている人間が実際にいる現状に NO を言っているのです。
以下、生成 AI ではなく、画像生成 AI に特化しコメントさせていただきますが、他分野でも同じことだと思います。
今、画像生成 AI 界隈では、自分の著作物を勝手に食い物にされた著作権者が筆を折ったり、精神を病んだり、自殺者まで出ています。
以前であれば「パクリ」といわれ大炎上していたようなことが、画像生成 AI を経由しているからと平然とパクリではないとのたまわり、あげく金稼ぎに使われているのです。
今も毎日のように、画像生成 AI 利用者が、もとの著作権者に SNS 上で罵詈雑言を放ち、脅迫までしている事実は当然ご存知のことと思います。
画像生成 AI 利用者たちは、新技術を否定するな、生成 AI は盗作などではないと言いますが、
著作権者の護られるべき権利を堂々と侵害し、その上で自らの権利保証に熱心で、盗んだ成果物で金儲けと自己承認欲求だけは満たし続ける罪人としか思えません。
彼らの主張は一切認めません。権利を主張できる立場にないのは明らかです。
素案を見ましたが、どうにかして著作権者から搾取し、自分では描かない人間が金儲けできるような仕組みを作ってしまおう、という意図しか感じられません。
準国家公務員として働いていた時期がありますが、今回のことも法の解釈ひとつでなんとでもなる、日本の悪しき習慣をまざまざと見せつけられている気分です。
日本のやりがい搾取と利権の構図はこういうところから生まれるのかと、それを隠しもしないことに驚きと不快感と軽蔑を覚えます。
他国に先んじて新分野でマウントを取りたいのかもしれませんが、世界は今、生成 AI 一斉に規制に舵を切っていることも当然ご存じだと思います。
そんな中で、クールジャパンを謳う日本が、創作物への敬意も保護も一切無視して搾取者国家として成り上がろうとしていることは恥以外の何ものでもありません。
そもそも権利者を蔑ろにして成り立つ技術を作り上げたところで、海外のこうした規制に動き出しているまともな感覚を持つ権利者たちは金を出すのですか？
生成 AI を全否定するのではありません。

無断で権利者の権利を侵害しておきながら、罰せられることもなく金儲けをし、己の欲求を満たす最低な奴らに法律による保護を与えるような形で推進しないでください。
どうか目先の利益ではなく、長い間自由かつ大胆に無二の創造性をはぐくんできた日本の創作界をつぶすような真似を、国が率先して行うような愚を犯さないでください。
まっとうな価値観が当たり前に勝つ世界を壊さないよう、どうか賢明なご判断をお願いします。

●受付番号　185001345000010456

例えば、相手は自分で描いていると言っていたため信じて絵を依頼したとする。
出来上がってきた絵が素敵だったため言われた金額を支払ったとする。
しかしあとになって、本当の画家である方が描いた絵と描いてもらった絵が酷似していたとする。
その場合、AI を利用して絵を描いたひとには、詐欺であるとかで返金の対応をしてもらえたり、罰則があったりするべきだと思う。
本家と「全く同じ」ではないから「問題なし」になるはずがない。
もし、最初から AI を利用した絵だと承知で頼んだとする。
その場合でも本家の画家の方は、自分の絵が勝手に使用され「ちょっと手を加えただけ」で「オリジナルの作品です」と言われ、より安価で販売されているのを納得できるはずがない。
今一度、作品を作る人、作品を愛する人の立場で AI の利用方法について考えていただきたいなと思う。
特に、著作権のある作品を学習した AI については、生成物の商用利用を原則不可にするなど、厳しく対応を行っていただきたい。

●受付番号　185001345000010457

AI 学習にイラストなどの画像データを利用しても元の製作者の著作権が侵害されないというのは許し難いことである。製作者にとって作品を制作することは自身の技術や世界観などを表現する代えられようのない手段であり、作品を他人が無断で使用することは製作者の名誉を棄損することと同意であるからだ。

●受付番号　185001345000010458

生成 AI の発展は革新的でありながら、著作権法に対する新たな挑戦をもたらしています。まず、既存のクリエイターの保護が重要です。AI が彼らの作品を無断で使用する可能性があるため、適切な法的保護が必要です。さらに、AI が市場支配を握ると、国内のクリエイターが育たない環境が生まれる恐れがあります。この点において、公平な競争環境を維持するために規制が不可欠です。
また、インターネット上の情報が AI によって不確実なものに淘汰される可能性も懸念されます。真実と偽りが区別されにくくなることで、信頼性の低い情報が広まり、社会的影響が拡大する恐れがあります。このようなリスクを回避するためにも、AI の活動を規制し、情報の信頼性を保つことが必要です。
さらに、AI によって著作物が無許可で学習に利用される問題も深刻です。これはクリエイターに対する不当な利益の侵害であり、現行法では効果的な取り締まりが難しい状況です。したがって、法的枠組みの見直しや技術的な規制の導入が必要です。
総括すると、生成 AI には草案以上の厳しい規制が必要です。クリエイターの保護、公平な競争環境の維持、情報の信頼性の確保、著作物の適正利用の促進など、多岐にわたる問題に対処するために、法的、技術的な対策が必要です。
現状のままであれば、この文章自体が意見から全て AI で書かれたものである可能性も 0 ではありません。公平公正な社会経済を維持するためにも、改めて規制が必要だと考えます。

●受付番号　185001345000010459

個人の作品を他人が勝手に AI 学習の材料とされるのは創作者の利益が損害されると共に、個人に精神的苦痛を与え創作意欲を削っています。
上記については今後起こるであろうという予想ではなく既に日本で発生していることです。
創作活動を行う身として、今の秩序のない AI の使われ方は己の作品単体に加えこれまで研鑽を積んできた時間を踏みにじる行為だと感じています。
漫画家やイラストレーター、画家など描くことを職業としてる方にとっては、身を削る思いで何十時間とかけて制作したものを一瞬で AI に取り込まれては創作意欲を失い、文化的発展に対する大きな損失となります。
画像生成 AI は今や派生して色んなソフトが出てきていますが、大元を辿ればそのどれもが 50 億枚以上の著作権を無視し無断利用された AI ソフトから成り立っています。
個々の著作権や財産をしっかりと保護されるまでは AI の一般的利用には断固反対です。

●受付番号　185001345000010460

AI 反対です。絵を描く事を奪わないで欲しい。

●受付番号　185001345000010461

AI の無断学習を許可していけば、作品の一次制作者（この場合 AI の学習元）が本来得られる収益等が損なわれ、一次制作者の生活資金及び創作意欲も立ち行かなくなります。
そうなった場合 AI の学習元自体が激減していくことになり、将来的には AI が立ち入った分野及び AI そのものも衰退していく未来が待っていると予想されます。（度重なる近親婚による遺伝子の劣化と似たようなものです）
許可を得た学習元としっかりとした契約を結んびお互いが合意の上で学習させていく方が余程健全です。
AI の無断学習には強く反対します。

●受付番号　185001345000010462

生成 AI は学習データや使う側のリテラシーに課題が残っていると感じる話を見聞きすることが多い。
いち消費者としても、趣味で創作活動を行っている身としても、いまのままでは安心して創作を楽しむことができなくなるのではないかと危惧している。

●受付番号　185001345000010463

生成 AI は自ら創造して出力しているツールではありません。まず誰かの作品を許可なく勝手に学習してそれを元に出力しているのですからやっていることは泥棒です。
生成 AI の著作権についてですが、人間が手書きで描いて意図せずに似てしまった部分と生成 AI で出力されて似てしまった部分は全く別だと思います。生成 AI にはまず学習した誰かが描いた絵があります、無から有を創造しているものではありません。著作物だと認識するなし関係なく誰かの絵から学習した絵を AI が取り込んだものが出てきています。アイデアが類似しているだけでは留まっていません。人間が他人の絵を見て影響を受けて新たに作品作り出す事と AI が他人の絵を学習して作り出す事は全くの別物なので AI と人間を同じ基準で語るのは違うと思います。
AI で学習され出力されたものは、例えば動物等正しいものの形では出力される訳ではありません。AI は自然界のものを正しく認識して出力しているのではなく、取り込んだものを出力しているだけなので、例えばネット検索した際の危険生物や危険植物の画像の中に AI 画像が紛れ込んでいたり、AI 画像だらけになっていたら、その危険生物や危険植物本来の姿を誤って認識するとこになり、身を守る為に使えるはずだった知識を得る機会を奪うことになってしまいます。
生成 AI を今のまま学習自由、出力されたものは著作権は保証されない場合があるみたいに放置しているといずれ日本の誇るアニメや漫画等のコンテンツは錆びれ少なくなりそのうちなくなってしまうと思います。AI は無から有を生み出せませんから新しい発想はなくなってしまいます。人間が生み出す新しい面白い発想や人間の創造の進歩はそこで止まってしまいます。
人間は人間の描いた心のこもったものが好きです。現に生成 AI の作ったものから人間は去っていっているように見えます。
このままでは日本のアニメ、漫画等のコンテンツは無法地帯みたいになった AI に荒らされるだけでそのうちなくなってしまいます。日本のアニメ、漫画等のコンテンツは日本の大切な財産です。AI を放置していても誰も救われず誰も幸せになりません。日本の世界から見た魅力もなくなっていってしまいます。
どうかそんな大切な日本の財産を作り出せる絵を描く人の人格や財産を守って下さい。絵柄、作風はその人にとっての顔や考え方、人格等その人を表すものと同じです。どんなに他人を真似ようとも決して他人と同じにはなりません。とても大切なものです、お願いします。

●受付番号　185001345000010464

AI の無断学習に断固反対します。

●受付番号　185001345000010465

AI の無断学習に反対します。企業としては依頼し作品が AI 出力されていた場合のリスクが高過ぎます。

●受付番号　185001345000010467

現状では「他人のイラストを許諾なく学習および複製の素材として収集して学習データを配布ないしは販売している」事例が多々あり、中には一部のユーザーに対しての誹謗中傷を行う人も目立っています。
イラストレーター[redacted]さんは正にこの事例の当事者であり X 上での活動を停止せざるを得ないほどに AI 利用ユーザー側に追い込まれています。
[redacted]
現状の AI の利用法は「いろいろな人の絵を盗んで切り張りしてぐちゃぐちゃに混ぜ合わせてオリジナルの作品として発表」していると言う他ない状態です。他人の権利や作品を侵害しています。
AI を利用して制作したコンテンツは用いた学習データの開示を国が定めた場所で行うべきで、それらは誰でも閲覧できる必要があるでしょう。
また、AI に用いる学習データも各人、および各社が独自に用意したものを利用しなければならないのではないでしょうか。
それらの法的な整備が不可能であれば AI の活用は全面的に禁止すべきです。
日本が世界に誇る漫画やゲームなどの素敵なカルチャーが「パクったもの勝ち」「勝手に盗んで AI に作らせたら良い」世界になることはなんとしてでも防いでいただきたいです。

●受付番号　185001345000010468

今の状態では反対です。AI はすでに他者が作成した作品を学習し出力するものだと伺いました。学習元データの再現度によってはほとんど原作に近いものが出来上がり、それに対して著作権を与えてしまうこととなります。学習元の作者の著作権が保証された状態でなければ賛成はできません。

●受付番号　185001345000010469

全て今までだれかが描いてきた作品を無断で学習元にしている生成 AI の法規制を求めます。
X で生成 AI を利用している人たちを検索してみてほしいですが、反生成 AI の意見を持つ人物に対して大変失礼な言葉を使ったり、殺害予告をしている人たちも一部います。残念ですが偏見ではなく、事実としてかなりモラルの低い利用者が数多くいます。
そもそも著作権法に違反した作品を人間が作ればその人が責任を負えますが、無責任に出力される生成 AI で国家レベルにまで至るような著作権法違反を起こしても責任のとる者の立場が不明瞭ですし、軽はずみに誰もが犯罪者になるツールを国が放っておいていいとは全く思いません。
そもそも著作権のある作品を無断、無賃で学習し利益を得ることのなにが合法なのですか？生成 AI がどのように学習しているか理解していないわけではないと信じています。
生成 AI 利用者に殺害予告をされて精神を病んだイラストレーターもいます。
生成 AI そのものが規制されていればそもそもこのようなことにはならなかったはずです。
生成 AI の出力した画像を生成 AI の学習に用いることはシステム上できません。
生きた人間の描く絵を犠牲にすることでしか成り立たない生成 AI を野放しにしないでください。
このままだと日本の商業的なものから個人的な趣味まですべての芸術、デザインが滅びます。
正しいというより、なにも過失がない人間が傷つけられて損を被り命を経つまでの自体になっている生成 AI は絶対に規制してください。

●受付番号　185001345000010471

生成 AI を使う上で生成されたものに使った画像生成 AI や何者によって生成されたかが特定できるようにすることはできないのでしょうか。

●受付番号　185001345000010472

生成 AI そのものに罪はありません。
しかし、その生成 AI を如何なる目的において使用するについてかは厳正な審査が必要不可欠だと思います。この機能は、日本の…いや、世界の創作の在り方そのものを根本から大きく変え得る無限の可能性、そして無限の危険性を共に確実に孕んでいます。
だからこそ、AI 著作権法と現在の著作権法は一緒にして考えなければなりません。
今現在の AI 著作権法は転載や商用利用などが何故か違法となっておらず、現在の著作権法と大きな齟齬があります。これらの齟齬を放置したままにしておくと、著作物や作家の権利を度外視する悪意ある人々は自分達にとって都合の良い法律にしか従わず、結果として大勢の作家や絵師が無断転載・無断利用の憂き目に遭う事でしょう。
学習性生成 AI そのものに罪はありません。
しかし、AI に触れる人々それをどのような目的において使用するかについては、しかと法の秩序に基づいて、表現の自由を守りつつしかし作家や絵師の権利も同時に尊重していかなくてはなりません。今後インターネットは AI を中心に更に発展していくのですから。厳し過ぎても、しかし緩過ぎても駄目なのです。現在の AI 著作権法は作家や絵師の権利を護るにはあまりに不十分です。
よって、今後も生成 AI を用い続けていくのであれば、誰もが自由に使えるようにはできないようにした方がいいのかもしれません。自動車等と同じです。然るべき教育を受けた上で確かな知識と技術として人間性を兼ね備えた人にこそ生成 AI を使わせるべきです。そこにある危険性も十分に理解できていない・しようともしない未熟な者が安易に「いいね」や収益を稼ぐ為に楽して他人の著作物を無断で使用できるような危険な環境なままではいけません。誰に対しても納得のいくちゃんとした法整備が必要です。だからお願いします、AI 著作権法は現在の著作権法と同じくらいの要領でいさせてください。駄目なモノは駄目と、しっかり線引きをしないと…

●受付番号　185001345000010473

AI の無断学習に反対です。
なぜ私たちの創作物が何の断りもなく AI に学習される材料にされるのですか？人の作ったものを何だと思ってますか？明らかに間違った方向に舵を切っていることに気づいて下さい。AI を使うべき分野を間違っていますよ。
そもそも公的な手続きで未だに紙を扱うことが多いこの行き遅れ、時代遅れの国・日本で AI 云々を論じること自体がナンセンスではないですか？
AI の無断学習には改めて大反対です。

●受付番号　185001345000010474

私の考えを結論から述べると、AI の著作権以上に作家、クリエイター等の学習元とされる方々の著作権を守ることを最優先にしてほしいです。
AI というものはあくまで既存データ(人の制作した著作物)を元に制作したものです。元の作品を学習させて新たな作品を制作することは、違法ダウンロードに近い行為と考えております。
生成 AI にて誰でも制作ができるようになる→学習元となる作家やクリエイターに依頼する必要がなくなる→多くのクリエイターやその他職業の方が仕事を失うことになる可能性が高く危険と考えます。
また、現時点での AI ではクリエイター職の損益が大きくなる恐れのみですが、今後 AI 技術が進歩した場合、他の職業にも同様の悪影響が広がる可能性もございます。
AI はあくまで学習元があり成り立つものであるので、学習元への尊重を第一として考えてください。

●受付番号　185001345000010475

生成 AI と一言で表しても、漫画様のイラストや写真のような画像、音楽、文章など多岐にわたると思われるが、特にイラストを中心に言及する。
私の認識では、まず生成ＡＩは生成できていない。興味がなければ理解できないのも当然ではあるが、イラストをつぎはぎしてコピーしているだけに過ぎない。
人間が模倣するのと AI が学習する際の共通のプロセスは以下である。
・イラストを取り込む→ポーズ、線の強弱、キャラクターなどを学習する。
また、人間が模倣するのと異なるのは以下である。
・人間はお手本とする絵柄や描き方を模倣する過程で限界を迎える。→この完全な模倣を諦める際に、オリジナリティが生まれる。
・一方 AI は 90%くらいのかなりの制度の模倣品が作られる。しかしながら、100%自分の思い通りのポーズになるわけでもない。服と髪がつながったり、指の数がおかしかったり、塗り残しがあったりする問題点もある。加えて、学習先に生成 AI による模造品が混ざると、最初の学習元のコピーすら正確に出力できなくなる。→これは AI が生成しているのではなく、学習元のデータをつぎはぎにして出力することしかできないことの証左でもある。
また、生成 AI に著作権を適応する前提で素案が作られているが、現状の AI には著作権は適応できないと考える。また、さらに問題なのは、生成 AI の著作権を認めるために、現在活動中のクリエイターの著作権を無視しようとしていることである。
実例を挙げると、学習禁止を表明しているクリエイターの線画やラフを勝手に AI に読み込ませて完成させ、「あなたより速くてきれいですね。」などという文言でクリエイターの制作意欲を失わせようとする生成 AI ユーザーも数多く存在している。
生成 AI の学習元は人間の手書きのイラストでなければならないが、生成 AI が蔓延することで、その学習元となるクリエイターがやめて行ってしまうことが懸念される。
また、海外では生成 AI に対して厳しい目が向けられていることを考えれば、将来的には”ジャパニメーション”などと言われてきたアニメ調のイラストは輸出するどころか、輸入品ばかりになることも考えられる。
どうか、推進する声だけでなく、利用するにも慎重に現状を鑑みる声もお聞き入れください。

●受付番号　185001345000010476

AI、様々な分野で活用できるとても便利なものだと思います。
ですが、この内容は画家、作家、その他多数のクリエイターの技術が守られない考え方だと思います。
日本のクリエイターを守るためにも、考え直してほしい内容だと思います。

●受付番号　185001345000010477

デジタル絵を描く人間ですが、正直 AI で生成された絵が簡単に目に入る今、創作意欲の減退が著しいです。
ボタンを押すだけのものになんでこんな気持ちにさせられなきゃいけないんだ、と憤りを感じます。
それに著作権か認められたらと思うと。

●受付番号　185001345000010478

本腰を入れて生成 ai の活用と著作権等の話をするのであれば、二次創作含めて包括的に考えなくてはならないのではないかと思います。
日本だけで考えのであれば
1 出版社、映像制作会社、コンテンツビジネス等の企業が合わせた制作物の管理を考えるべきと思う。
2 それを軸に二次創作など一般の創作者などの登録や管理の運営法人を創るまたは、すでに存在する投稿サイトと協力して環境整備を進め、そこに投稿されたものを管理する。
3（1.2）で管理しているデータを元に生成 ai を構築して、有料で提供、利益を利用された制作者や企業に還元する形にする。
安易な考えかもしれないが、著作権や制作物を搾取されるのでなく、管理して還元する形を構築して海外にも日本式のものに加盟させるぐらいしてもよいのではと思います。
生成 ai は所詮道具であり、道具ごときに利益を奪われるや道具を使わない使わせないといった感情的なもので潰されるのもありえないことです。
全体に利益が回る形を国も動かれてはいかがでしょう。

●受付番号　185001345000010479

AI による無断複製に反対します。創作文化を守ってください。

●受付番号　185001345000010480

５．各論点について
（１）学習・開発段階
エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について
（イ）アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて
文化庁の「令和 5 年度 著作権セミナー　AI と著作権」p.34 で、法第 30 条の 4 導入の経緯について"入力の段階では著作物の表現を享受しない利用であると考えられ、著作権者への不利益は通常生じないと考えられること……といった検討がされました。"とあります。
《文化審議会での主な検討経過》として、次のような意見が書かれています。
"CPS に著作物が取り込まれる段階では，非享受型の利用であるので著作物の正規ビジネスとは衝突しない……出力する段階では享受型のものもあるということですが，著作物の利用が軽微で著作権者等の利益を不当に害するものとは言えない場合もあるのではないか"
これを読む限り、「享受型の出力をする CPS は、著作物の利用が軽微であっても著作権者等の利益を不当に害する場合は当然考えられる」ことが想定されており、「著作物の正規ビジネスと衝突することは著作権者等の利益を不当に害する」という認識が前提にされていたと考えられます。
この意見から導かれるべき結論は、「享受型の出力をする CPS に入力する場合、出力によって著作物の正規ビジネスと衝突するならば著作権者等の利益を不当に害するといえる」です。
しかし現在の解釈では、「仮に入力段階だけに限定して考えたら、著作権者の利益を不当に害するものとは言えない」という話が飛躍して、「入力段階は著作権者の利益を不当に害するものとは言えない」という話に至っています。
「どういった場合に入力段階だけに限定して考えていいのか」の検討が抜けています。
先程の意見を踏まえると、「非享受型の出力をする CPS」か「享受型の出力をする CSP のうち、著作物の正規ビジネスと衝突しないもの」に入力する場合は入力段階だけに限定して考えてよく、
「享受型の出力をする CSP のうち、著作物の正規ビジネスと衝突するもの」に入力する場合は入力段階だけに限定して考えてはいけない、ということになります。
アイデア等が類似するにとどまるものが…場合とは、「享受型の出力をする CSP のうち、著作物の正規ビジネスと衝突するもの」であるので、入力段階と出力段階に分けて考えるべきではありません。
ともかく、「著作権者の利益を不当に害するものと言えるかどうかの判断について、どういった場合に入力段階だけに限定して考えていいのか」の検討が抜けているので、まずはその検討をするべきです。

●受付番号　185001345000010481

AI は特定の企業のみで管理するべき。それか廃止絶対。
また、芸術に干渉すべきものではない。多くの人が傷ついているからだ。
AI は無断学習で成り立っているかつ、それをする人たちはいかにも傲慢な態度を取っている。

●受付番号　185001345000010482

絵を長年趣味で描いていますが、私の絵柄は私が長年かけて積み上げてきた唯一のものなのになぜネットにあげたらAIに盗まれないといけないのですか?私の著作権は無視してAIに著作権が与えられるんですか?そうやって何人の才能を踏み潰していくんですか?断固反対です。自らの手で作品を生み出すクリエイターから盗まないでください。大変不快です。

●受付番号　185001345000010483

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000010484

著作者の許可なく著作物を AI に読み取らせること・著作者の許可がない著作物を読み取った AI を利用して生成物を出力すること・そんな AI から出力された生成物を利用することは違法と考えます。
なぜなら、以下の法律に反すると考えるからです。
- -
1、著作権法 第二十一条　著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。
- -
AI に著作物を読み取らせることは、「複製」に当たると考えます。
JRRC（文化庁長官の指定を受け著作物の複製等に関する権利を集中管理している公益社団法人）によると、「複製」とは以下のように定義づけられています。
「複製とは、作品を複写したり、録画・録音したり、印刷や写真にしたり、模写（書き写し）したりすること、そしてスキャナーなどにより電子的に読み取ること
（引用：https://jrrc.or.jp/educational/guide/outline/）」
AI に著作物を読み取らせることは、JRRC が掲げる複製の定義の中でいう「電子的に読み取ること」に当たります。つまり「複製」ということになります。
そして、著作権法 第二十一条に基づき、著作物を複製する権利は著作者が保持しています。
そのため、第三者が著作者の許可なく AI に著作物を読み取らせることは違法だと考えます。
これに対する反論として、「自分は私的利用のために、他社の著作物を AI に読み取らせている。著作権の複製権には『合理的な範囲での私的利用』や『公正利用』などの例外規定が存在する。」というものがあるかもしれません。
しかし、著作物の AI 読み取らせる目的が私的利用だったとしても、複製権に違反すると考えます。
なぜなら、私的利用のために著作物を AI に読み取らせる場合でも、その利用が合理的な私的利用の範囲内に収まらないからです。
AI に読み取らせたデータはメモリに集約されます。
そして AI はメモリに集約されたデータを元に、パターンやトレンドを学習し、絵画や音楽などの作品を生成します。
そうやって学習した AI は商用利用が目的の人でも利用することができます。
（私的利用を目的に個人的に AI を開発・使用しており、公衆に公開していない場合を除く）
つまり、私的利用のために著作者の許可なしで AI に著作物読み取らせたとしても、別の人物が商用目的で AI を利用して作品を生成した場合、著作者の許可なしで読み取った著作物の利用目的が、複製権違反の例外である『合理的な範囲での私的利用』に当てはまらなくなります。

また考えられる反論として、「AI に著作物を読み取らせることは、著作権法 第三十条の四に当てはまるため、複製権の例外に当たる」というものがあるでしょう。
確かに、AI に著作物を読み取らせることや生成物を出力させること自体は著作権法 第三十条の四に当てはまるかもしれません。
しかし、AI から出力した生成物を『合理的な範囲での私的利用』や『公正利用』以外で利用することにおいては、著作権法 第三十条の四に該当する例がなく、複製権に違反するのではないかと考えます。
著作権法 第三十条の四に当てはまる具体的な利用例として、以下の場合が挙げられます。
1、著作物の録音や録画の技術開発や実用化のための試験
2、情報解析を目的とする利用
3、著作物を電子計算機を使って利用する場合
AI に著作物を読み取らせることは「2、情報解析を目的とする利用」、AI から生成物を出力することは「3、著作物を電子計算機を使って利用する場合
」に該当すると考えますが、その出力した生成物をりようすることは著作権法 第三十条の四に該当する例がありません。
著作権を侵害しているものの、例外の範囲に当てはまるため無許可で著作物を複製した AI を用いて出力された生成物を『合理的な範囲での私的利用』や『公正利用』の範囲外で使用することは、結果的に複製権を侵害しているのではないでしょうか？
そのため、如何なる理由があろうと第三者が著作者の許可なく AI に著作物を読み取らせること・著作者の許可がない著作物を読み取った AI を利用して生成物を出力すること・そんな AI から出力された生成物を利用することは違法だと考えます。
色々な主張があると思いますが、何よりも、技術の発展によって人の自由な創造力が失われないことを願います。

●受付番号　185001345000010485

生成 AI は、これまで情熱とお金と時間をかけて積み上げてきた知識や技術を剽窃し、偽物を作る行為であり、著作権とは真っ向から対立します。
これが合法となると新たな作品や思想、文化の発展はなくなり、ただ同じものが形を変えてぐるぐると回るだけとなり、文化は衰退していきます。
実際、クリエイターの中には生成 AI に勝手に学習され、似たものを出力された人も多くおり、中には作った覚えのない公序良俗に反する AI 生成物を自身の名前で発表され、「お前の作品だ」と糾弾される被害に遭ったり、全くの別人に名前と作品を使われなりすまされたりして、筆を折った人もいます。
AI という技術自体は素晴らしいものかもしれませんが、そのような人の心と創作の喜びを壊す使い方は喜ばしいものではありません。
著作権とはその作品を作った人間に認められるものであり、人の作品を剽窃して切り張りした継ぎ接ぎの生成物に与えられるものではありません。

●受付番号　185001345000010486

AI の無断学習に反対します、全ての創作者の著作権は守られねばなりません。

●受付番号　185001345000010487

AI の無断学習に反対します。将来的な創作文化の衰退は明らかです。

●受付番号　185001345000010488

以下、各項目についてパブリックコメントを記す。
１．はじめに
　今回のパブリックコメントは現行法の解釈への検討であるが、
生成 AI 技術は作風といった従来保護されないものの機械的なコピー技術であり、
かつて活版印刷が発明された際にデッドコピーに対して著作権が発生したように、
作風そのものについての新たな権利を認める必要があるという前提に立つべきである。
２．検討の前提として
（１）従来の著作権法の考え方との整合性について
　作風や声に広くパブリシティ権や肖像権を認め、これによる保護を行うべきであるが、
そもそも鑑賞者が元著作物を想起するような AI 生成物については享受利用そのものであり、
これらの生成 AI は現行法においても著作権の例外適用とはならないはずである。
（２）AI と著作権の関係に関する従来の整理
　プログラムのリバースエンジニアリングは 30 条の 4 の適用対象とあるが、
現在の生成 AI に関する問題は逆アセンブルやリッピングしたものを、
そうとは分かりにくいように変形して販売するようなものである。
AI を通してわずかな改変を機械的に加えていれば問題ない、という認識には
無理があるのではないか。
３．生成 AI の技術的な背景について
（１）生成 AI について
　生成物については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。
とあるが、著作権者にとっては悪質なコラージュをされたことと同等以上の
経済的・精神的損害を被っている。依拠性は確実に存在するため、
これらについての規制は行う必要がある。
（２）生成 AI に関する新たな技術
（３）AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について
　アーティスト名をプロンプトから除外するといった措置については、
符牒等で取引される懸念について弱く、またオプトアウトについても
鬼籍に入った作家(著作権は有効)が申請を行うことは困難であり、不十分である。
少なくとも生成 AI についてはパブリックドメインおよびオプトインを必須とすべきである。
４．関係者からの様々な懸念の声について
　現在職を得ているプロのクリエイターについては、起用することにブランド性があるため
直ちに仕事がなくなることはないと考えられるが、これから技術を磨き
売りとなる表現や作風を身に付けて世に出ようとする若手ほど作風を機械的に奪われ

報われないことが予想される。こういったケースほど損害額の予測も困難であり、
創作文化の成長へ大きなブレーキがかかることが懸念される。

５．各論点について

（１）学習・開発段階

市場で直接競合するような出力を目的とした生成 AI の開発においては、
30 条の 4 を適用させるべきではない。音声や画像については原則として
著作権侵害と見なすのが望ましい。
これらの市場とは、アマチュアが無償で行う SNS での活動も含まれる。
また、海賊版を学習させることは開発目的に関わらず違法とすべきである。

（２）生成・利用段階

ディープフェイク生成や詐欺への利用を容易に可能とする技術であるため、
生成 AI を用いたこれら違法行為については、銃刀法や道路交通法のように
AI について専用の規制法を立法すべきである。
また、クリエイターへの侮辱を目的とした悪質な模倣においては
著作権のみならず侮辱罪を適用すべきである。

（３）生成物の著作物性について

著作権は強力な権利であるため、パテントトロールのように
生成 AI によって権利を乱獲することは実用上においても混乱が予想されるため、
原則として著作物性は認めないものとすべきである。

（４）その他の論点について

生成 AI は SNS 上のスパムにも大いに利用されている技術であり、
消費者からしても大いに迷惑を被っている。
少なくともこれらを根絶しなければ生成 AI 技術を推進することは不可能である。

６．最後に

EU で策定される AI 法についても参照しながら
今後のクリエイター保護と AI 規制を進めなければならない。

●受付番号　185001345000010489

AI の無断学習に反対します。
創作文化やクリエイターの衰退に繋がります。

●受付番号　185001345000010490

AI 規制は必要だと考えます。
学習元が明らかにされていない生成 AI によって自らの著作物が無断で学習される可能性やそれを回避できない仕組みに強い憤りを感じます。他者の著作物を侵害し踏みつける行為はどうあっても許されることではありません。
学習元がオープンとなり、学習されることに承諾を得られた絵、文章、写真、人物、音声、映像のみの生成 AI が生まれてはじめて「AI 生成されたものに著作権は発生するのか」を考える土俵に立てると思います。そうではない「他者の著作物を無断で学習と称し盗み取っている」現行の生成 AI は規制が必要だと考えます。

●受付番号　185001345000010491

AI 生成物においては SNS 等で日頃から著作権に関する問題が指摘されている光景を目にします。
特に他人のイラストを相手に許可なく使用・学習し、あたかも自作したかのように発言するAI 生成利用者を見たこともあります。こういった方々は同業者からは肯定されているものの、それ以外の方々からは批判的な声が大多数寄せられているのが現状ではないかと思います。
しかし正しく利用すれば有為なツールであると同時に、一部のルールやマナーを守らない人達によって「AI 生成は悪である」と評されてしまうのはあまりに勿体無いとは思います。
きちんとルールを整備すること、使用者を特定できる状況で使用させること、違反者に対して正当な罰則を与えること等々、使う人だけでなく関係する人にも配慮がなされる環境やルールが整備されることを願います。

●受付番号　185001345000010492

日本が誇る漫画やアニメ、イラストレーションという素晴らしい文化は今や世界中に認知されたものです。それを AI 普及により著作権法そのものの考え方や価値を変えてしまおうというのならそれはその文化を全て否定すると共に、自ら衰退させようとする動きと同義です。人の手が生み出す作品を尊重せず、現在活躍されている作家様の筆を折るような行為は断固反対します。

●受付番号　185001345000010493

検討の前提として 1「生成 AI によりクリエイターが不当に利益を害されているため、著作権 30 条の 4 の改定を求めます。著作権の本来の目的、著作権の不当なコピー、利用から守り、インセンティブを高めるためのものであることを考慮してください。」
2「コンテンツの権利の範囲が一定ではないインターネットから無差別に収集、学習しているので、従来の著作権法を適用するのは間違いだ。」
生成 AI の技術的な背景について
1「生成 AI を推進したいのであれば、まず正しい規制、悪用などが出来ないよう 機能制限を設けるべきだ。」
2「既存のデータを焼き増ししているだけなので新たな技術発展はない。」
3「AI で作られた物はそうだと分かるようにするべきだ。(ウォーターマークを 強制的に付与など)」
関係者からの様々な懸念の声について
「関係者だけでなく一般の人も容易に利用できるため、デマ情報、詐欺行為、学習拒否を表明しているクリエイターへの意図的な嫌がらせが発生している。」
各論点について
1「著作権者から許可を得たもののみ学習対象とする。インターネットからの無 断学習は論外。」
2「AI 生成物には表記義務を設けるなど、それが明確に生成 AI によって作られた ものだと分かるようにするべきだ。画像媒体や音楽が犯罪証拠として成立しずら くなっているのでこのままでは犯罪を助長する。」
3「企業以外の一般利用の際には AI 利用免許、定期的な学習データ検閲の義務付 け、違反者は罰則。」
4「開発企業で保持している現状の学習済みデータは全て抹消するべきだ。」
最後に
「生成 AI でいたずらに電気と水を浪費するべきではない。可能なら生成 AI のサービスを凍結させるべきだ」

●受付番号　185001345000010494

生きている人間の絵を学習範囲に含めてしまうことが多くの問題を生むのではないでしょうか。
臓器提供の意思表示カードのようなシステムを希望します。

●受付番号　185001345000010495

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010496

生成 AI の生成物は合法化してはならない。
例えば AI 学習で一人のクリエイターの作品パラメータを 99%材料とした場合でも「生成 AI だから問題がない」と騙る人間が出てくる。
今現在でもクリエイターを生成 AI の材料として扱い、クリエイターを攻撃する AI 利用者が頻繁にみられる。
端的に日本の教育が AI の利用に追い付いていない。
率直に言って教育がまるで技術に追い付いていない。
小学校以前から著作物に対する権利を教えるべきであって、AI を利用できる社会環境ではない。

●受付番号　185001345000010497

一次創作者の作品を無断で生成 AI に学習させることについて反対します。

●受付番号　185001345000010498

明らかに著作権が守られていない使い方ができる時点で人権を軽視しています。日本でも著作者に正当な報酬が支払われない、明らかに著作権を侵害した生成や生成物を用いた捏造・中傷などに悪用されている事はすでにご存じかと思います。
実際海外では規制が進んでいます。データセットに制限が無いまま誰でも自由に生成できる現状では確実に悪用が進みます。まずはデータセットを著作権フリーのもの(もしくはAI学習可と明記されているもの)に限定させ、生成物は生成 AI による生成物であると明記させ、絶対に悪用されないシステムを構築してください。それから徐々に機能や使える人を拡充するようにし、AIをクリーンに賢く使わせてください。
人権の保護を最優先したうえで技術の進歩に取り組んでください。

●受付番号　185001345000010499

生成 AI への規制がゆるすぎる
このままでは現在あらゆる面で他国の後塵を拝している日本に残された
数少ない強みを潰すことになる
クールジャパンを標榜するなら生成 AI を厳しく規制し
絵柄の持つ文化的価値を守るべきだと考える
少なくとも EU で制定された生成 AI 規制以上のものが必要

●受付番号　185001345000010500

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000010501

現状の生成 AI をとりまく現状に、不安を抱いています。
生成 AI に提供されるべき画像や文章などのデータは、クリエイター自らが選択的に提供した作品のみに限られるべきです。また、学習先についても同様に、クリエイターが自ら選択したもののみにデータセットを反映させるべきであり、他の学習先にデータを提供することは許してはいけません。
現状では、クリエイターの作品を無許可で第三者に（知らぬ間に）学習されるケースが数多く見られます。このような形で生成 AI に学習させることを、法律で禁じてください。
また作品を第三者が手元で生成 AI に読み込ませて改変しただけで、改変した第三者に著作権が移る仕組みはあってはなりません。
作品は、作り上げたクリエイター自身のものです。そこから得られる権利や利益は、作品を作ったクリエイターに還元されるべきです。
生成 AI をとりまく現状は、名も知らぬ第三者に盗作を許す仕組みになっています。知らない人に、自分の作品を知らぬ間に読み込まれるのは、許可できません。ましてやそこに金銭的な利益が移ってはいけません。
時間をかけて学習元の作品を作り上げたクリエイターが不利益を被るような社会になってしまったら、クリエイターの未来は先細りです。

●受付番号　185001345000010502

イラスト制作を依頼した際、お金を払ったのにも関わらず、AI で再生したイラストが納品されるのは大変困ります。
また、特定のイラストレーターのイラストを AI に学習させ、そのイラストレーターに成り代わることや、イラストレーターさんに仕事が来なくなってしまう可能性も考えられます。
こういった理由から、もっと内容を精査して、著作権が守られるようにしていただきたいです。

●受付番号　185001345000010503

生成 AI について、著作権侵害とみなすこともできる被害がすでに大多数出ているため、著作権の観点から禁止するべきであると考えます。
特に画像生成 AI は傍から見ていても被害が著しいです。
SNS を利用していると、イラスト（画像）の利点は「小説などよりもダイレクトに視界に入るため目立ちやすい（フォロワー数などが増えやすい）」「上手く描けていたり個性が特出していたりするとお金になる」という印象を受けます。
しかし、現在は日本だけでなく世界にも著名なイラストレーターさんがたくさんいて数々の素晴らしいイラストが毎日のようにほぼ無限に見られます。なので、もしイラストで金銭を得ようと思うのならばその人達を超えるくらいのイラストを描かなくては見て貰えませんし、そんなイラストを描くにはそれ相応の練習が必要です。
面倒な練習はスキップしてその「利点」だけを簡単に得ようとする人達がイラスト生成 AI を使用し、モラルのない使い方をしているため被害が絶えません。
自分自身、イラストを描くことを趣味としていますが、生成 AI の学習材料に使用されるのは嫌です。また、応援しているイラストレーターさんが生成 AI の存在によって今後活動しなくなる可能性がずっと付きまとうことも考えられます。生成 AI によってイラストレーターさんの筆が折られることに繋がるのも嫌です。
また、画像生成 AI はインターネット上の膨大なデータを学習材料としており、その中には個人個人の容姿や各種ポルノに繋がるものも含まれています。個人によく似た顔の人の写真を生成して根拠もなく貶めることも簡単です。
こちらも著作権、肖像権など何らかの権利を侵害していると思います。
生成 AI は禁止としてほしいです。

●受付番号　185001345000010504

生成 AI は日本のクリエイターの著作物を著しく損害するものであり、権利が保証されなければ認可してはならない。生成 AI により学習(盗作)されたクリエイターはやがてに意欲をなくし、筆を折ってしまうだろう。日本の誇りであるはずの漫画、アニメを始め様々な創作物を生み出すクリエイターを蔑ろにするのは、『クールジャパン』の信念に反し、破壊する行為そのものである。そもそも生成 AI によりクリエイターたちが創作物を生み出すのを辞めてしまえば、学習元がいなくなり、AI の成長もなくなるという結末になるだろう。

●受付番号　185001345000010505

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010506

AI 生成物について、厳しい規制が必要と考えます。他者の創作物を取り込んで嫌がらせをする者やデマを流す者もおり、これからの社会に混乱を招くであろうことが予測されます。そもそも、人の創った物が無許可で取り込まれている事に存在への疑問を持っています。

●受付番号　185001345000010507

イラストなど、AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010508

生成 AI によって権利や利益が侵害されるクリエイターや作品、現実に存在する人間の権利や価値を過小評価しすぎていると思います。
AI に依拠性がなかろうが、偶発的に生成されたものであろうが、価値を毀損する類似性を持った生成物を作りかねない AI を許容するべきではありません。
生成 AI の学習には学習を許容したデータを用いるべきであり、生成 AI の無断学習に反対いたします。

●受付番号　185001345000010509

生成 AI に日本のアニメ文化が廃らせられるのは良くない。
二次創作でもイラストを手描きで描くか AI に描かせるかでその文化の発展に
大きく関わってしまうため、絵師さんを守っていただきたい。

●受付番号　185001345000010510

海外では画像生成 AI によるフェイク画像によって少女が自殺する事件が発生しているそうです。著作権侵害も既に多数で発生しており、画像生成 AI の使用自体を法律によって大きく制限するのが先ではないかとも感じております。
創作によるサブカルチャーを日本の文化・魅力として本気で守っていくためにも多くの創作に携わる方々の意見を聞き法案の見直しを行っていただきたいです。

●受付番号　185001345000010511

クリエイターとして、生成 AI 及び著作権に関して意見を提出させていただきます。
昨今の生成 AI によって、絵を描くことをやめるイラストレーター様を多く見かけます。
生成 AI の発展に国が力を入れたいという気持ちはわかりますが、生成 AI が発展することでそれを悪用する方が多くいるということ、それによって創作という文化の衰退につながるという点を忘れないでいただきたいです。
AI は悪くありません。使用する人間が悪いです。使用する人間を規制する法ができることをクリエイターとして切に願っております。
前提として、生成 AI 自体は規制されるべきではなく、イラストレーターおよびその他クリエイターの創作文化の発展に寄与すると考えます。
例として、人物イラストの背景に生成 AI を使用する、作曲家の MV に AI イラストを使用する等、今までは費用面で作品を公開できなかった人が作品を公開しやすくなるといったメリットは大きくあると思います。
しかし、生成 AI の利用を規制しないと、イラストレーター等が筆を折ることになり創作という文化が廃れる原因になり得るということを強く感じます。
生成 AI による大量生産大量消費により、イラストの単価が低くなる場合、イラストレーターを職業として続けることが難しくなります。
また、実際問題生成 AI のイラストを「自身で描いた」と詐称する人が多く見られます。
その中に著作権侵害とみられるイラストがある可能性や、手描きイラストと偽り販売する人も見かけます。
【AI と著作権に関する考え方について（素案）　36 ページ　（4） その他の論点について】にある通り、著作物に当たらないものをライセンス契約のような取引をした場合は詐欺罪となるのと同じように、「手書き」と偽って AI イラストを販売することも詐欺罪に当たるかと思います。
しかし、AI イラストであることを明記せず、手描きとも書かず販売し、購入者が手描きと思い購入した場合は、購入者から見たら詐欺であることは明確ではありますが、販売者が故意で購入者を手書きとして騙す目的だったとしても、言い逃れができてしまう状況にあると思います。
そのため、AI 生成物は【AI 生成物であることを明記する】ということを義務付けることが必要なのではないかと思います。
AI 生成物であるにもかかわらず生成 AI であることを明記していないで公開、販売をした場合、処罰の対象になるのは当然のことであり、購入者の被害を減らすことができると考えます。
また、生成 AI によって表現をしたいという方に関しては生成 AI であることを明記することによるデメリットはなく、生成 AI を手書きと詐称する人の抑制にもつながります。

また、著作権侵害の観点では、AI から生成されたイラストに著作権侵害の恐れがある場合、類似性や依拠性の判断のため「データセットの公開」「プロンプトの公開」を義務付けることも重要なのではないかと考えます。
AI 生成物が著作権で守られるかどうかという点に関しては、プロンプトの工夫のほか加筆により著作権が発生するかどうかなども重要な点になってくるかと思います。
著作権侵害について、AI 生成物が著作権に守られるかどうかに関しても、大前提として「生成 AI を使用したことを明記する」ことを義務付けた場合は確認がスムーズになりますが、義務付けない場合そもそも生成 AI なのかの判断から始まり複雑になってしまうと思います。
「生成 AI であることを明記」することで、創作を楽しむために生成 AI を使用する人は守られ、生成 AI を不当に使用し、クリエイターの権利を害することを考える人を罰しやすくするということができるのではと考えております。

●受付番号　185001345000010512

AI に学習されることを拒む手段が現状整備されておらず、無断学習に罰則が無い点がとても不安です。
著作権や肖像権等の侵害でクリエイティブ分野は特に大問題です。
AI に無断学習させた及びそれを利用した場合への罰則をお願いします。

●受付番号　185001345000010513

AI の無断学習に反対です。

●受付番号　185001345000010514

近頃の生成 AI のトラブルついて目に余るものがあると感じています。
イラストレーターの個性的な絵柄や作風を簡単に模倣、複製する事ができ、どれだけブランディングに気をつけていてもクリエイターのイメージを悪くすることが容易です。これについて何の制限もないのは問題だと思います。
絵柄に著作権がないから何の問題もないのでは、人間が作風の模倣をするのと変わらない、という方もいますが、人間が作品の模倣をするのはそれなりの技術が必要で、容易な事ではけしてありません。元々持っている手癖のようなものも出ます。
ＡＩイラストを手描きと偽って販売する、生成した写真を本物のように見せる事でトラブルも起きています。
震災が起きた時などインプレッション目的で写真を生成する人もいるでしょう。
学習されたイラストを今更消すなどは不可能でしょうから、
せめて「ＡＩイラスト(画像)と一目で解る透かしを必須」にするなどの規制が必要だと思います。

●受付番号　185001345000010515

AI によって、勝手に無許可で自分の絵を奪われてぐちゃぐちゃにされるのは嫌です。
描き手のことを考えたことありますか？
筆を折る人も出てきました。
AI は早急に法律で規制を設けるべきです。

●受付番号　185001345000010516

AI の技術は目覚ましい物がある。技術の発展のために、これを大いに利用する方向に社会が向いてほしいと考えている。
一方で、AI 技術を使ったことによる盗用問題や嫌がらせでアイデンティティを侵害されて精神的な苦痛を被る人や、AI 技術を取り入れ利用しただけで非難され、犯罪者のように糾弾されるのをネットで何度も見てきた。これによって AI 技術の発展が阻害されているとも感じる。表現は守られるべきだし、著作権も守られるべきだと感じる。
そのため、やはり AI 技術を使うために免許制度や許可が必要という形式にならないだろうか？自分の発信した物が個人と紐づけられることによって、嫌がらせ行為に踏み切る人が減少することを期待する。或いは、自分の著作権を守るために、法的な手段に出る導線が整えられて欲しい。AI 技術の発展のため、著作権を守り、個人が守られるためにも、何らかの形で国から守るための方法が整備されることを期待している。

●受付番号　185001345000010517

依頼して AI 絵掴まされたくないから規制すべき

●受付番号　185001345000010518

2(1)イの「著作物等を利用する行為であっても、(中略) これを独占する利益は著作権法上保護されていない。」という文について。AI のイラスト無断学習は記憶ではなく窃盗に等しい行為です。いくつものイラストを部分的にトレースしているのとほぼ同義であるため、上記の内容、つまり AI のイラスト無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010519

現在でも既にパクリが横行し、著作権者が不利益を被っている実情です。AI を悪用された場合、更に著作権者が被害を受けることになるため法的規制を求めます。

●受付番号　185001345000010520

素案に対しては概ね相違なく、引き続き検討を進めていただきたいです。
気になった点や考慮していただきたい点については、以下に記載します。
４．関係者からの様々な懸念の声について
＜AI 利用者の懸念＞の２と類似ですが、近年のインターネットを見ていると著作権についての誤った解釈をもとにした非難が非常に多く見受けられます。実際のところ著作権というものは実際にクリエイター関係の企業に所属したとしても理解するのは難しく、一般の人で正しい理解をしている人は一握りではないかと思います。インターネット上の創作活動の中心は二次創作であるため、「二次創作と著作権」のような題材で、より多くの人が身近に感じられるものとして、正しい理解を促進できるような情報を発信していただきたいです。
５．各論点について
イ　「情報解析の用に供する場合」と享受目的が併存する場合について
（イ）非享受目的と享受目的が併存する場合について
追加学習に関しては、AI 生成利用者としても非常に繊細な問題と感じております。幸いなことに今のところ大きな問題は出ておりませんが、より利用が簡単になった場合、有名な作者の作品を追加学習させ、半ば「乗っ取り」のような形で市場に出てくる可能性もあると考えます。すでに検討されていることであるかと思いますが、特定の作者を模倣することを目的とした追加学習を作者本人が行うことについては、何らかの形で制限を設けていただければ、創作を楽しむ側としても安心できます。
※その他
今回の意見募集の要項とは少しずれてしまうかもしれませんが、やはり AI 生成物を明示することは重要ではないかと考えております。生成 AI に対して反対している人の多くの意見はいわゆる「無断学習」に対する批判ですが、人間が学習することには嫌悪感がない人が多数を占めるところを見ると、実際は「創作の世界に生成 AI が侵入すること」に対する忌避では、と思わざるを得ません。人の手によって直接生み出された創作物と、生成 AI を介して生み出された創作物をはっきりと分けることにより、現在生成 AI に対して反対の立場をとっている方たちの態度も軟化するのでは、と思います。

●受付番号　185001345000010521

AI により他者の著作物を分析研究することと、AI により他者の著作物を無断使用して作成したものを「作品」として扱うことは、完全に別物です。
機械がやったこと、だから他者の著作物を盗用しても無罪放免、というのはあまりにも杜撰ではありませんか。
AI であろうがなんであろうが、誰かが創作したものを無断で使用し無断でアレンジすることは、すべて著作権法に反することではありませんか。
法によって守られるのではなく、法が率先して創作者の権利を奪い保障を踏みにじるなど、決してあってはいけないと思います。

●受付番号　185001345000010522

5.各議論について→(3)生成物の著作物性について
前提として、生成 AI に著作権法 30 条の 4 を適用してしまうということは、無断学習を許すことであり、創作市場で高い評価を受けている絵柄や作品を陳腐化させて、絵の評価や価値を低下させ、踏み躙ることを合法と認めるに等しいです。文化庁は絵柄の持つ文化的価値を軽視しています。
私はイラストレーターとして活動をしていますが、生成 AI による絵描きへの嫌がらせや、集中学習により描いていない成人向けイラストをあたかもその作家が描いたように生成する行為、自身の描いた作品やデザインが容易に、大量に、模倣され、第三者から見た際に本人が描いたものかどうかさえわからなくなることなど、様々な問題に対して強い恐怖心を覚え、インターネット上での一切の創作物の発表ができなくなりました。
現状のままでは安心して作品を発表することができません。

●受付番号　185001345000010523

現在、AI イラストに勝手に学習素材として取り込みイラストレーターのイメージを損なうイラストを生成・投稿したりイラストレーターに自殺教唆を行うイラスト等が生成されて嫌がらせ・脅迫に用いられているにも関わらず法規制が存在していないのは問題であると考えられる。
また、学習禁止としているイラストレーターの作品も勝手に取り込まれている件が多く見受けられる。
AI 技術の発展を考える上でも、学習元となるイラストレーターの権利を阻害する事で学習元としての素材提出の減少や AI を巡る対立が深まり、多大なる不利益を被るのは明白である。
この事からも『AI 学習許可を出していないイラストレーターの作品の無断での AI 学習・生成作品の投稿・また AI を用いての名誉毀損を固く禁ずる』法規制の整備の必要性を提言したい。

●受付番号　185001345000010524

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000010525

趣味程度にイラスト等を制作していますが、それはあくまで自らが時間を割いて身につけてきた技術の上に成り立つものであり、昨今の SNS で見られる AI に「他人の創作物」を学習させ「他人の創作物」に酷似したものを生み出す行為とは非なるものであると考えます。
そのような行為を行う人を「クリエイター」とは呼びたくありません。
AI 学習や作成を創作物に用いるのであれば「自分の創作物」を学習させ、あくまでも創作物を彩るひとつの手段として活用するのが妥当のように感じます。
法律や権利については素人ですが、0 からものを生み出す力と 1 からものを生み出す力は同等ではないと感じますので、意見を書かせていただきました。

●受付番号　185001345000010526

AI 学習は禁止、もしくは利用の範囲を厳格に決めるべきです。
今のたくさんの娯楽はクリエイターたちによって生み出されたものです。今後もそのクリエイターたちを守るためにもお願いいたします。

●受付番号　185001345000010527

既存の AI のほとんどが、著作権を無視して無許可の画像・音声データから学習していることが最大の問題だと認識しています。
現時点で AI 学習に使われたくないと言っている方の作品も勝手に学習させて、わざと似た絵柄の作品を作り成り代わろうとしたり、著作者に無断で学習させた AI で報酬を得ようとする剽窃者があまりにも多い。
声優さんの声を勝手に学習させて出力したりと、無法地帯と化しているように見えます。
無許可の学習を刑罰化しない限り、AI に描き手や声優が一方的に搾取され、結果的に絵師さんや声優などの技術職で食べていく人が減り、最終的には学習元の絵を描く人が居なくなり、何も残らない可能性があると、AI 技師は認識するべきです。
学習元である絵や音声は許可をとったもののみとし、また AI によって作られた作品はあくまで AI で作成された作品であると公開されなければならないと考えます。
少なくとも、無断で無許可のデータを学習させた AI によって生成された作品で、AI 技師が報酬を得ることを許さない姿勢が大切です。
声優の声を AI 化したものについても、学習の際には声優に許可をとるだけでなく、その後の使用量に応じた使用料が支払われるべきと考えます。
無許可で勝手に学習させた AI によって出力された作品にも、学習元への著作権が残ると考えます。当然、学習元となった作品の作者へは使用料なり罰金なりが支払われるべきと考えます。
AI によって出力された作品は、人の手によって描かれた作品、人の声によって作られた音声作品とは別の、二次作品として扱うことを望みます。
AI に学習させるための作品を守るためにも、それらの作者を第一に守る必要を強く感じます。
現状では、AI 絵師の振る舞いはあまりにも学習元へのリスペクトに欠け、自分本位で無法です。

●受付番号　185001345000010528

まず項目 2.アについて、個人の絵柄は時間をかけた反復練習と描く対象や思想の遍歴や技術習得の得意不得意による試行錯誤の結果得られる個性であり容易に模倣する事のできないものであるため、それを用いた絵画作品はアナログデジタル問わず著作権法で保護されるべきであると考えられる、またそれを著作者の許可なく模倣したり模倣したものを使って著作者になりすます行為は明確に悪意を持っていると言える。

次に項目 3.(1)ア　イ　ウ　にもある通りここで定義される生成 AI は人間が目的をもって指示を出しその結果画像を生成するプログラムであり、生成 AI それ自体が創作的思考や技術を有するものではないため生成 AI が自発的に著作権法を犯している事実は無い。

上記から実際に大きな問題になっているのは生成 AI それ自体ではなく、悪意を持って生成 AI を使用し他者の著作物を模倣改竄する事とそれを簡単に行っている生成 AI 利用者の現状のモラルの低さ、そして項目 3.(3)にあるようにそれらを防ぐ技術がありながら実際にはそれをかい潜り問題が起きている事実であると言える。

結局のところ画像生成 AI で画像を生成する行為は人間が個人的な目的や利益から行う行為であり､利用者の明確な意思無くして生成 AI が画像を生成する事は現状ありえないため、生成した画像の見た目や絵柄が似ているという事実こそ模倣する意思の証明であり悪意を持って著作権を侵害している事実であると言える。

以下私見

映像や文章などの鑑賞制作評価にある程度時間や教養が必要なものでなく、わかりやすい画像を生成する AI の利用が圧倒的に多いというのも、創作活動を目的としてはおらずただ自己満足のために他者の著作物や名声を消費する幼稚さが垣間見える。

実際にデジタル描画用ソフト(Photoshop、クリップスタジオなど)での制作過程を録画編集して絵が描き上がっていく様子を短時間の動画にしたものを生成 AI によるものだと勘違いしたり、福笑いのようにパーツを組み合わせれば絵が完成すると思っていたという意見をネットで見たため、画像というのは基本的に誰かが何年もかけて技術を磨き手を動かし労力をかけて完成するものだという当たり前の事実をこの機会に発信していただきたい。

●受付番号　185001345000010529

著作権法が、作品や作者を守るものである法があるのに、何故機械に通して圧縮すれば無法となるのでしょうか？
海外では AI 生成に対する法律は厳しいものになっています。
日本だけ AI に対し無法なままではエンジニアだけでなく有能なイラストレーターやアニメーターも国を離れて海外で活躍するでしょう。
仮に AI イラストが発展したところで国益になるのでしょうか？海外から見る日本がさらに後進的になるだけだと思います。
絵柄を守ることは出来なくても、機械を通して他人の長年培ってきた作品を盗用することは法律で守れるはずです。
どうか全く関心がない事柄だろうと関心を持っていただきたいです。

●受付番号　185001345000010530

AI 学習によるイラストや創作物の量産は創作活動化の利益と活動が縮小されると考えています、よって AI 学習は全面禁止で良いと考えております。

●受付番号　185001345000010531

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010532

個人
1、はじめに
2、検討の前提として
（1）従来の著作権法の考え方との整合性について
（2）AI と著作権の関係に関する従来の整理
3、生成 AI の技術的な背景について
(1)生成 AI について
ウ生成 AI が生成物を生成する機序の概略
「この際の生成については通常学習データの切り貼りではないとされる」とあるが「通常」の定義とは何か。曖昧である。「データの切り張りではない」と主張するために強引に挿入した単語としか思われない。
そもそも、享受目的に富む既存の創作物はデータ及び情報ではない。（広辞苑参照）
情報収集及び解析と称して創作物を AI に学習させ、AI 生成物を生成する一連の行為は著作権法 30 条 4 における特定侵害複製であるものと思われる。
なお、他方から
例としてイラストを上げた場合、仮にそこへ製作者のサイン（権利管理情報）があったとして、AI 生成物を生成した場合にサインを（結果的に）取り除く行為は著作権法 30 条に抵触するのではないか。AI によりサインを取り除く過程は違法とすべきである。
結果として AI 生成物に学習した創作物に記されたサインが現れた場合、著作権はクリエイターに属するものであると思われる。
その生成物は著作権を侵害しているものと思われる。
また要望として
クリエイターが自身の思いに反して創作物を学習されないよう、創作物へサインを記入することを徹底するよう呼びかけをして欲しい。
(2)生成 AI に関する新たな技術
(3)AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について
4.関係者からの様々な懸念の声について
AI 生成物が著作物として扱われ、大量に市場へ出回ることは、クリエイターの自尊心を傷つけると共に萎縮させる行為である。日本で創作活動を行うことへの希望が持てなくなる。
5.各論点について
(1)学習・開発段階
(2)生成・利用段階
(3)生成物の著作物性について

(4)その他の論点について

利益が通常害されるものではないため、補償金制度を導入することに、理論的な説明が困難であるとの記述がある。AI の台頭により、クリエイターは自身の創作物を無断で複製され（複製の範囲についてはクリエイターと文化庁に認識の違いがあったとしても）、市場を侵されることになるのは明白である。AI 技術の発展に伴い、著作権の範囲について柔軟に議論する・・・というものが今回の素案の趣旨であるのなら、同時に、保証についても新たな考え方で議論すべきではないか。

6.最後に

●受付番号　185001345000010533

４．関係者からの様々な懸念の声についての　1
悪意を持ったユーザーがイラストレーターの絵を無断でAIに学習させ、イラストレーターそっくりの絵柄で自殺教唆するようなイラストを生成したり、
そのイラストレーターそっくりAI絵を投稿したなりすましアカウントを作成し他者に誹謗中傷を繰り返しイラストレーター本人と周囲の人間に
嫌がらせを繰り返したり、なりすましの仲間がイラストレーターを脅迫している被害を実際に見ました。
被害にあっているイラストレーター→[redacted]
なりすましと嫌がらせを繰り返している→[redacted]
自分も趣味で絵を描いていますが現状上記のような被害はプロ・アマチュア問わず誰にでも起こることと思っています。
積み上げてきた技術とセンスを簡単に奪い利用されるのも悪用されるのも嫌です。
AI の使用についてきちんと法律や規則などを設けて、クリエイターを守るようにしてほしいです

●受付番号　185001345000010534

●自分の立場について
　私は個人制作で活動する漫画家です。なので画像生成 AI を念頭に意見を述べたく存じます
●素案を確認した所感
「著作者人格権と AI との関係は今後検討する」と最後にありましたが
　これは最初取り上げるべき問題であり避けて書かれた素案に意義を感じません
●法第 30 条の 4 について
　◆著作者の人権侵害である
　著作物を著作の目的外で活用すること自体が著作者への冒涜です
　生成 AI に「素材として読み込ませ情報に分解し別の情報と混ぜて別の画像として再出力をする」工程は同一性保持権の侵害であり
　またどの絵を素材にしたか不明になる点にも問題性を感じます
　◆『「非享受目的」に該当する場合』は詭弁
　著作性を享受する目的でない場合が成立するのであれば著作物ではないものを素材にすればいいはずです
　生成 AI 事業者があえて著作物を素材として取り込むのは本来意図とは別の部分で生じた著作性を盗むことが目的です
●生成 AI の著作権侵害に関する問題
　◆依拠性について
　人間が著作物を参考にする場合、それがなくても制作は可能ですが
　生成 AI は情報解析に取り込む素材がなければ生成できません
　つまり生成物は原理上、情報解析にかけた全ての著作物に依拠します
　◆学習データの作成段階と生成段階
　生成 AI 自体の作成段階においては私的利用の範疇ですが
　生成 AI が画像を生成し、それが公表された時点で
　上述の通り取り込んだ全著作物に依拠する為それらの作品の盗用が成り立つと思います
　◆侵害行為の責任主体について
　原則的に AI の挙動によって生じたあらゆる問題は提供した事業者が責任を負うべきです
　開発者が著作権を有しない著作物を活用した学習データセットを配布した場合、著作権侵害が起こることは自明であり
　類似物の生成を抑止する技術的な手段を施していたとしても類似物が生成されれば不十分な処置であり事業者の責任です
　また類似如何に関わらず盗用された著作物に依拠する生成は禁止されるべきです
　◆元素材の透明化

事業者にはデータセットの情報解析に用いた全データを第三者が常に確認できるよう義務づけるべきです

現状、自分の著作物が盗用されていても偶然似ただけなのか判別できない、あるいは盗用に気が付けない状況です

これは「大勢から少しずつ盗めば特定されず訴えられない」という悪質な手口です（バレなければ何をしてもいい思想）

●その他の論点について

データセットの作成に著作物を使用することは複製権の使用であり許諾の対価として著作権使用料を設定することは適切です

●生成 AI を発展させるために

◆現在の生成 AI に発展性はない

現在、画像生成 AI を活用するのは怪しげな業者か自身で創作できない非クリエイターだけです

創作活動を行っている制作者はほぼ使用していません

一つには「大したものを出力できない」からであると私は感じています

AI が出力できるのは世にありふれた当たり障りのない出来の「盗品」なので

それなら個性のあるオリジナルの方が市場価値を高いのだと思います

AI が登場して間もない折は話題になりましたが今では盗作・盗用問題で嫌われているだけという印象です

◆生成 AI の進化に必要な方向性

現状のような状況では生成 AI の進歩はありません。生成 AI が発展するには制作者の現場での活用が必要です

現状、AI の活用はトラブルの原因となるリスクがあり敬遠されています

また好んで使用する非制作者の素行の悪さにより世間の印象が悪く、生成 AI の使用はイメージダウンのデメリットもあります

これらの問題解決のために早急な法整備が必要です

●生成 AI を活用した著作性の盗掘である

◆現在保護されていない知財の保護を

法第 30 条の 4 を錦の御旗に掲げ、まだ保護されていない著作物の著作性を盗むことが生成 AI 開発の目的になっています

これは社会的に有意義な生成 AI の開発を阻害する要因であると感じます

「画風」や「声質」のような「保護を受けていないが市場価値が明らかなもの」を AI に盗ませない法的枠組みを作ることは急務であると主張します

◆他国から知財を守るために

AI の技術を活用して著作性を盗もうとする試みは、むしろ海外からの攻撃に多く晒されています

既にイラスト界隈は生成 AI 事業者の盗掘場となっており、泣き寝入りしています。これは由々しき事態であると訴えたい

漫画産業は日本の主力産業のひとつであり国際的な情報窃盗行為により被害を受けるのは主に我が国です

国際状況を鑑みて検討するのではなく、先んじて生成 AI の法整備を行い我が国の国益・国民の財産が守られる形で国際社会にルールに従うよう

文化庁には積極的な働きかけをお願いしたく存じます

●受付番号　185001345000010535

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010536

4、関係者からの様々な意見についての意見です。
生成 AI での画像出力機能が普及して以降、そういったものを使用した画像がかなり多く目に入るようになりました。しかしそれにより問題もかなり起きているため、私のよく使っている SNS、X(旧 Twitter)でもあまり良くない使い方が目に入ります。
先日は特定個人の絵柄を生成 AI へ大量に学習させ、似通った絵柄を出力し作者に成りすますというかなり悪質な使用方法が見られました。その絵を描くために作者の方が努力と苦悩により生み出したというのに、それが多かったことでより類似した出力が出来るということに他人事ながらひどく悲しくなりました。
もしもこの件で作者の方が裁判等を起こすことになったとしたら、時間も手間もかかり例え最後には良い結果になったとしても絵を描く気力をそのまま持っていてくれるのか疑問です。
もちろん著作権などの法で守られることは絶対的に必要なことですが、そもそも他人の画像を許可なく生成 AI へ取り込まないという前提はあってしかるべきだと思います。

●受付番号　185001345000010537

他人の作品を基にしたAI作品を著作物とするのは、「他人の絵を「自分の絵だ」と自作自演する」に近い感じがするので不快に思います。

●受付番号　185001345000010538

本素案は、AI による著作物の剽窃を助長するものであると考えられるので、非常に受け入れ難い。
今後このような形で AI が運用されるとすれば、我が国全体の創作を生業としている人々の尊厳と財産を侵害するものであると考えられる。断固として反対する。

●受付番号　185001345000010539

AI による創作活動には未知の可能性があるというのは同意しますが、これまで創作者たちによって培われた技術、ノウハウの元生み出された作品を AI に学習させ、自身の作品として発表あるいは営利行為を働くことは、元となる絵を制作した創作者の権利を侵害し、また元の絵の創作者の精神に悪影響を及ぼし健全な創作活動を侵害する行為であると考えます。もし AI による創作活動を容認する場合、その学習に使用したデータ元の明文化か、無断での学習を行った際の罰則の設定などを行なっていただきたいです。

●受付番号　185001345000010540

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000010541

生成 AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000010542

AI の無断学習問題に苦しむクリエイターが数多く存在している以上、クリエイターを守るために著作権は使われるべきである。これ以上 AI 問題で筆を折ってしまうクリエイターは見たくないです。

●受付番号　185001345000010543

原作者の許可をとらずに生成 AI で公表と販売をする
↓
原作者への資金源にはならない
↓
原作者が削除要請と訴訟をする
↓
殺害予告、誹謗中傷、海外への逃亡をしつつ削除しない
↓
原作者が精神的負担、裁判所への金銭的負担などにより自殺
このような事件が起こった場合、原作者が著作権を譲渡、放棄しないかぎり生成 AI を使った人物には著作権を持たないほうが良い。また、生成 AI に使われた元祖がどこにあるのかしっかり明記しとくべき。生成 AI を扱うことに賛成なサイトや団体、SNS の場合、削除要請しても協力に応じない可能性がある。
あくまで生成 AI は人の芸術を盗み、金を稼ぐ道具として扱われている側面がある。原作者の立場をリスペクト、尊重と尊敬の意をもって生成 AI を利用していない。目先の快楽のために利用していることもある。
政治家や芸能人の顔が載った卑猥な画像と動画を生成 AI で作る
↓
SNS やテレビで発表し、フェイクニュースとして面白おかしくするか、投票選挙の時に票に偏りが出るように印象操作をする
↓
削除要請と訴訟をする
↓
一旦アカウントごと削除したとしても、また別アカウントや別名義で再活動
このようなことが起こった場合、実名で公表請求できる法律を作ること、また過去に生成 AI によるトラブルがあった場合、その人を使用不可にするよう決めた方が良い。
警察の仕事負担軽減、いじめの抑制につながるため、生成 AI を扱う「人間」を取り締まる法案を決めた方が良い。
原作者が泣き寝入りをすることがないような補助制度が必要。
一時的に経済を豊かにするために原作者の著作権権利をないがしろにしてはいけない。
実際に生成 AI による SNS でのインプレゾンビが多発しており、どれか本当のニュースなのか分からないといったトラブルがある。
原作者へ十分な利益が無いまま、生成 AI を使用した人たちの方が優遇されるものであってはならない。

生成 AI を利用した軍事利用、性犯罪推進、フェイクニュースをどう規制して逮捕するのかの議論が話し合われていない。

●受付番号　185001345000010544

様々な形状の創作物へのAIの使用は厳しく規制すべきと考えます。
学習の際に生成された創作物が学習に使われたものの著作権を侵害していると考えるためです。また、写真も学習できることから実在する生物、人物に対する肖像権の侵害も起こりえる可能性があり、扱いには慎重になるべきです。

●受付番号　185001345000010545

まず最初に、著作物を無断利用したデータセットが使用されている生成 AI は完全に規制するべきだ。
そもそも技術開発のためであれば著作権を無視した利用を認めるという状況そのものがおかしい。
著作権法３０条の４はそもそも改正当時生成 AI を想定したものでなく、そのような法によって現在の無断利用し放題となっている生成 AI を認めるべきではない。
内容においても、非享受目的と"不当に害する"の適用範囲が開発側に非常に都合の良い範囲になっているように思う。
また、３０条の４が強行法規性があるかどうかと著作者人格権についての議論がされていないという指摘もある。
３０条の４は著作物の市場に悪影響を及ぼさない行為に適用されるものであるが、クリエイターの作品を利用し、それと同等の生成物を生成するツールが同市場で競合し、大量の生成物によって市場圧迫、崩壊を引き起こすことは容易に考えられる。
これが無断学習されたすべての著作権者の利益を不当に害する状況にあたらない訳がない。
また、特定の著作者の作品を過学習させ、それら作品の特徴を模した生成物を生成できる AI によって仕事が奪われるといった状況は確実に起きる。すでにこの行為によって現在も精神的に病んでしまうイラストレーターが出てきている。
こういった状況を野放しにすると創作者の創作意欲は失われ、コンテンツ文化の衰退、崩壊につながりかねない。
まともな規制を設け、許諾を受けたもののみを利用可能とし、かつ利用する場合には権利者に"正当な"対価があって然るべきだ。
現状の機械学習し放題の状況を放置すると日本コンテンツの価値が暴落、新しい世代の創作者も激減し将来的に確実に日本の不利益となる。
３．（１）ウ
「この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。」について、実際として元の著作物とほとんど一致している画像が出力されている事例がある以上、どのような過程を得ても結果として切り貼りと同等と言える出力をしているため"される"といった言い回しは印象操作をしているようにもとれる。
５．（１）エ（イ）アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについての
「著作権法が保護する利益でないアイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることにより、特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI 生成物によって代替されてしまうような事態が生じることは想定しうるものの、当該生成物が学習元著作物の創作的表現と共通しない場合には、著作権法上の「著作権者の利益を不当に害することとなる

場合」には該当しないと考えられる。」という一文はあまりにも恣意的な解釈となっていると思う。
現在の生成AIは特定のクリエイターの著作物の特徴を模倣した生成物を出力することが容易であり、これらが市場において元著作者の利益を害することは十分に起こりえると考える。
またアイデア(画風または絵柄)は既に個人のクリエイターを特定し得るものとなっているため、生成ＡＩが誕生した現在において出力物と著作物のアイデア(画風または絵柄)の類似を軽視するような対応は現在の状況に即したものとは言い難い。
５．（１）エ（オ）
「ウェブサイトが海賊版等の権利侵害複製物を掲載していることを知りながら、当該ウェブサイトから学習データの収集を行うといった行為は、厳にこれを慎むべきものである。」この一文の"現に慎むべき"という言い回しは、海賊版であると見分けられなければ仕方がないという都合の良い解釈ととれる。また現在出回っている生成AIで使用されているデータセットはDanbooru等の海賊版サイトからスクレイピングしたもので作られている。
５．（３）生成物の著作物性について
生成AIの出力物に著作権を付与することはどのような過程であれ絶対に認めるべきではない。
なにをもって創作的寄与があったかを判断する際に生成者側の言をだけが頼りになり、これが法的に著作物として認められるまでは著作物性が曖昧なものが市場やインターネットに出回ってしまうことになる。
そして年に数億枚の画像を生成できる生成AIによって生成された画像を個別具体的に判断するなど全くもって現実的な話ではない上に、これは悪用したい人間にとって非常に都合の良い状況となってしまう。
最後に、最低限設けなければいけないものとしてオプトイン方式とデータセットの開示を必ず法律で義務付けするべきだと強く主張しておく。
これまで日本のコンテンツ文化を作り上げてきた数多くのクリエイターの作品や努力を蔑ろにし、台無しにしてしまうツールを国が推し進めるようなことはあってはならない。
生成AIはコストカットを名目とした既存のクリエイターの雇用を奪うツールでしかない代物であり、完全に禁止するべきだと思う。

●受付番号　185001345000010546

私は創作活動を趣味として楽しんでいる、いたって平凡な人間です。ですが、私の好きな漫画家さんやイラストレーターさんなどが苦しんでいるのは本当に嫌で筆を執った次第です。
一通りＰＤＦには目を通してからこの画面に来ましたが、難しい単語を並べてどうにか逃げ切ろうとするような資料に見えました。肝心なところの説明はもっと端的にわかりやすいものにすべきではないでしょうか。
また、どうしてこのことは報道されていないのでしょうか？意見を募集する旨は多くの人に届くべきだと考えます。こそこそ法案だの決まり事だのを通そうとしないでください。
AI について、自分なりの考えを書かせていただきます。
まず、AI に作品を学習させることと AI がこの先進化することは切り離せないものだと考えます。
AI が進化すればするほど、他人の作品を学習させるために AI を使用する人間が出てくるからです。これは現在進行形です。AI で、クリエイターが心血を注いだ作品を丸ごと学習に使い、「学習に使っただけで模倣していない」という人が既にもうたくさんいます。
AI は確かに便利です。なんの労力もなくすごい作品を生み出せるのですから。
けどその学習元になった、作品に心血を注いで作り出したクリエイターの皆さんは一体どうなるのでしょうか。
例えば音楽ならどうでしょうか。
すべての音楽作品において「JASRAC」という団体が関わり保護していますよね。きちんと管理している音楽作品を索引するためのページもネットで検索すればすぐに見つかります。
この保護されている音楽作品を AI に学習させて、そして生み出した音楽は誰の音楽になるのでしょう。もちろん AI の利用者じゃないですよね。誰になるのでしょうか。
自分の作品をベースにして違うものが生み出されているのですから、歌手や曲を制作した人々が権利を主張してもなんらおかしくはないのではないでしょうか。
さて、ここまで読んだら上記の団体が音楽作品を保護しているのはなぜか。わかりませんか？
話が変わりますが、「AI の学習・開発」と「生成・利用段階」については残念ながら切り離して考えられません。それは AI の仕様上、どうしてもその二つの項目はセットになるからです。
悪用する人間にとってはそんなことはどうでもいいんです。だから悪用する人が続出しているのです。
そして悪用する人間が増え、その悪用した人間が生成した AI 作品だらけになってしまうと、クリエイターが生み出すものが淘汰されていきます。AI という「技術」を庇うことに夢中になって「人間」のクリエイターのことを蔑ろにしてはいませんか。

彼らが懸命に作ったものを、悪意ある人間が奪い自分が作ったのだと言えるような環境にはしないでいただきたいです。
最後に。
創作活動をしているたくさんの人間が、なぜこんなにも AI に関して厳しく取り締まってほしいと言っているのかおわかりになりませんでしょうか？
意見を送ってきている人たちは、今後どうなるのかわかっているから意見を送っているのです。事態を呑み込めていないのは文化庁さんのほうかもしれません。
もっと多くの意見に耳を傾けてください。これは日本の大切な文化である創作活動というものを、苦しく縛り上げてしまう可能性があります。
拙い文面ではありますが、これで失礼いたします。どうか賢明なご判断をしてくださるように祈っています。

●受付番号　185001345000010547

著作権物に対して AI を適用することを断固反対します。
日本のアニメや漫画といった誇るべき文化が衰退してしまいます。
当人の知らぬ間に創作物が模倣されてしまうと、当人が創る意欲を失ってしまいます。結果、AI 生成品しか残らなくなってしまいます。
創作の自由を守るため、著作物に対して AI 学習を適用しないでください。

●受付番号　185001345000010548

著作権がきちんと保護されていない、法整備されていない状態でAI学習を進めることにより、他者の作品と類似性が認められた場合、AI 利用をした上で著作権侵害の可能性が出てしまうのはAIを利用する側にかなりのリスクを与える行為だと思う
権利の侵害がないようきちんとルールを決めておかなければ、AI を作る側もリスクを負いかねない
この点が曖昧のままスタートした結果、法的措置の案件などが頻発した場合、AI 技術の発展そのものの弊害になりかねないし、他国から遅れたスタートになる可能性は高い
著作権も権利である以上、軽んじる判断はせず特に現在活躍している作家、イラストレーター、音楽家等からの意見も充分にくみ上げて素案を作り上げて頂きたい

●受付番号　185001345000010549

５．各論点について

（１）学習・開発段階

エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について

第 1 層の定義とされる「著作物の本来的利用には該当せず、権利者の利益を通常害さないと評価できる」の射程と、30 条の 4 の但し書きの「著作権者の著作物の利用市場と衝突するか、あるいは将来における著作物の潜在的販路を阻害するかという観点」の射程は、同じもしくはただし書きに該当する射程の方が広いと思われる。

そうでなければ、第 1 層に該当しない利用行為に 30 条の 4 が適応されることになるからである。

非享受目的の利用は通常第 1 層に該当すると考えられているが、生成段階で享受目的が併存する場合を考慮している。

一方、但し書きの判断については学習開発段階と生成利用段階を分けて考えている。

これは、但し書きに該当する射程の方がより狭くなっていることを意味している。

段階を分けて考えているのは、「令和 5 年度 著作権セミナー　AI と著作権」にあるように、入力段階に限って考えれば権利者の利益を害さないと考えられるからである。これには考慮漏れがあり、「第 2 層や第 3 層に該当する行為の中に、入力段階に限って考えれば権利者の利益を害さないと考えられるものがある場合、入力段階に限って考えることは必ずしも第 1 層に該当する行為について考えているのではない」ということを認識する必要がある。

同等の射程にするには少なくとも段階を分けないで考える必要性があり、生成利用段階で著作物の本来的市場と競合する場合は但し書きに該当するものとするべきである。

●受付番号　185001345000010550

生成 AI の学習に作品を無断で使われたクリエイターの悲鳴や、生成 AI によって実害を受けている現状を見て、生成 AI やその生成物に権利を与えることに反対します。
どうしても権利をあたえたいなら、生成 AI を使わないクリエイターに被害や損害が出ない規則を考案し、多くの納得を得てからにしてください。
悪辣な使い方で人が嫌がるのを楽しむ利用者を増長させず、きちんと命あるクリエイターを守ってください。

●受付番号　185001345000010551

AI による創作物の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000010552

まず前提として、AI で生成された創作物に著作権を設けることはあまり賛同できません。
　その理由として現在 AI を駆使し創作を行っている方々のと AI を使わずに創作をしている方々とのトラブルがあげられます。
AI を使って創作をする作者の方々には足跡がつかないようなツールでとある創作者のイラストの画風画法を AI によって学習させ、その創作者になりすまし X アカウントを乗っ取られかけるような被害に何度もあわれています。
それが一例ではなく悪意のある AI 学習から出力、なりすましはよくある例です。
　私達が本来やるべきことは、AI で生成された創作物や作者への著作権等の保護ではなく、AI を使わずに創作をしている作者への保護をより一層強めるべきであり、もし AI 創作物に著作権が実装されれば今まで AI を使わずに創作をしてきた方々の筆を折りかねません。
　AI の進化が目覚ましいからこそ、AI を駆使したディープフェイクやなりすましも増え続け、今より尚慎重に扱うべきものであり厳しく取り締まるべきものだと考えます。

●受付番号　185001345000010553

AI による無断学習に断固として反対します。
すでにオリジナル作品の盗作盗用の事例が発生しており、著作権物とそれを有する権利者の権利が守られていません。

●受付番号　185001345000010554

AI 学習と生成 AI の商用利用に著作権が適応されないのはおかしい。著作物を権利者の許可や対価もなく AI 学習に利用し、そのデータを使って生成されたものを公開したり商用利用するのは著作権の侵害にあたる。AI によって生成されたフェイク画像が拡散されたせいで学習元のモデルとなった少女が自殺に追い込まれた事件や、特定の絵柄を集中学習させ、禁止されたコンテンツや R18 画像等問題のあるフェイクの成果物を生成し公表することにより、学習元となったクリエイターに明確な損害が発生するなど、深刻な問題も既に多発している。テクノロジーは文化や生活を豊かにする手助けとなるような使い方をするべきで、権利や命を脅かす使い方をしてはならない。

●受付番号　185001345000010555

数多の作家様やクリエイター様の素晴らしい作品を AI の食い物にし、自分の手柄や利益にする迷惑極まりない輩を擁護する考え方には賛成できません。その悪辣な輩のせいで嫌がらせや脅しを受けた作家様やクリエイター様が創作の舞台を降りていくのを、政府の方々がただただ黙って見て見ぬふりをしているというのももう我慢なりません。
全ての作家様、クリエイター様の守られて当然の権利を守るための法を整備していただきたいです。

●受付番号　185001345000010556

AI は学習して終わりではなく、その後文章なり画像なりに出力することも可能ですが、この時特定の著作物に酷似している、特定の人物の個人情報が出される可能性があるのでは、と懸念します。これは生成 AI が作成したので問題ないとするには乱暴かと思います。
またこの場合、酷似した作品もしくは情報に該当する特定の人物に対して何らかの損害が出るのではないでしょうか。
また、学習させる情報や作成物はコストをかけて作られたものであり、それらを対価なく取得し金銭や称賛などの利益を得るのは、問題はないのでしょうか。
せめて学習元データの明確な提示もしくは届け出、学習元の権利保持者への使用料、酷似している場合の利用差し止めなどの、著作権所有者が本来得るはずだった利益の還元や損害を防止する仕組みは必要だと思います。これを法人や個人の裁量に委ねるのは危険だと思います。
新しい技術だからこそ、節度と道徳に基づいた使い方ができるように国が世話どうしていただきたいです。

●受付番号　185001345000010557

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000010558

ＡＩによって生成されたものを「作品」と見做すことに反対です。
通常作品の権利や責任は作り手側にありますが、ＡＩによって生み出されたものを「作品」と考えた時、その権利や責任は誰に帰属するべきなのか、現段階では十分な考慮が足りていないと考えます。
昨今、ＳＮＳ上ではイラストレーターが「他のイラストレーターのイラストをトレスした」と、濡れ衣をかけられるようなことが起きています。
ＡＩを使用した場合、そういった事実無根の言説を、さも事実であるかのように証拠を「捏造」することがたやすくできてしまいます。
よって、使い方や責任の所在を十分に議論したとはいえない現状で、適用範囲を広くすることは、あまりにも早計であり、日本の文化を毀損する行為だと考えます。

●受付番号　185001345000010559

自動学習についても個人の著作権は守られるべきです。
と同時に自動学習から個々の事例をアンインストールする方法も確立してください。入力だけで削除は不可能なものは学習内容の歪みを正せなくなります。
今後この分野を歩む人間がいなくなればどれくらいの経済損失になるか分からないんですか。アニメや漫画を新規で描こうとする動機がなくなります。
あまりに浅はか、短絡的なそろばんの弾き方です。
レオナルドダヴィンチがイタリア経済に何百年富をもたらし続けているか知っていますか？日本の漫画アニメもそうなれるのですよ。というかなっていますよ。
大局を読んで国家運営をして頂きたい。

●受付番号　185001345000010560

AI の利用に関しては、既存の著作権が守られることが大前提として規制をして欲しい。
現在リリースされている生成 AI の学習データは、ほとんどの部分において、そのデータの正当性が証明されていない。また、今後の学習においても、学習元の著作権や、許可や報酬の有無において、非常に既存クリエイターに害があるような条件とされている生成ソフトが多い。
現状として、特定のクリエイターの画像を許可なく学習させ、模倣したかのような生成イラストを作成し、該当のクリエイターが営業に支障をきたしている案件が既に散見される。また、生成 AI であることを隠し、イラストの仕事を受注している問題も上がっている。このような状況では、今後の AI の発展のため、と言われようとも、生成 AI に好意的な視線は向けられない。AI 技術の発展を目的とするならば、しっかりと法整備が成され、既存のクリエイターに実害が無い形にして欲しい。

●受付番号　185001345000010561

３．生成 AI の技術的な背景について ウ（生成 AI が生成物を生成する機序の概略)に対して
この認識自体が間違いであることが有志の検証によって明らかになっています。命令によって複製を作ることは可能であり、命令にその意図がなくとも偶然著作物の複製が作られるという報告が散見されます。(ニューヨークタイムズの訴訟、学者、AI ユーザーなど）生成 AI は実のところゆらぎのある結果を産むコピー機という認識の方が正しく思います。
同項　（３）AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置についてに対して
これらの施策を AI 開発者が行っているというのは信用ができません。
1 については Midjourney、Stability AI 社が作成した様々な作家のリストが存在することが判明しました。AI 開発者が言うように AI が訓練されるというなら、作家個人を特定したデータなど必要でしょうか自分たちで作家個人のデータを収集しておいてそれを出力できなくしたから著作権侵害はないという論法は物を盗んで質屋に売っておいてお金自体は盗んだものではないと言っているようなものではないでしょうか 2 については全くナンセンスで誰が AI 開発者がそのような施策を行っていると確認できるのでしょうか少なくとも法律で義務付けるように制定しなければなんの保証もありません。3 についてもそもそも学習に使われたデータが公開されていないのに、どうやって著作権者が自分の作品が学習に使われているのかどうか確認できるというのでしょうか生成 AI の開発に使用された学習データは一般に公開されるべきであり、またそれを義務付ける法律が必要です。
５．各論点について　（１）学習・開発段階に対して
多くの生成 AI の問題の根幹ともいえる法第 30 条の 4 についてですがこれ自体が時代遅れ且つ矛盾を含んでいると考えます。AI 開発者は開発した AI を何に使っていますか？既にして商品となっています。利益を産んでいます。これが享受目的に当たらないというのはおかしいのではないでしょうか？この法第 30 条の 4 自体が様々な歪みの元凶となっています。撤廃もしくは改正の必要があると考えます。
（オ）海賊版等の権利侵害複製物を AI 学習のため複製することについてに対して
収集されるデータが海賊版のものかどうか判別することが困難であるなら、そもそも収集すべきではありません。かつてナチスドイツがユダヤ人を追放或いは強制収容所に連行し残された家をドイツ国民に与えるという政策を取っていました。これと海賊版を使用することを容認するというのは同じことだと考えます。倫理を無視した行為です。
カ AI 学習に際して著作権侵害が生じた際に、権利者による差止請求等が認められ得る範囲について
（イ）学習済みモデルの廃棄請求についてに対して
学習済みモデルから生成されたものは複製とは言えない、類似しないものを生成するとの文言には全く同意できません。そもそも AI 開発者或いは AI ユーザーは何のために特定の

個人の作品の作風を学習させていますか？特定の個人の作品にフォーカスしている以上依拠性が認められるのは当たり前ではないでしょうか。有名イラストレーターのやすゆき氏が集中学習による被害を弁護士に相談したという報告があり弁護士からの返答では確実に依拠性と類似性が認められるだろうとの見解を示しています。費用と賠償額が見合わないことから訴訟を行っていないだけであり、これが現在の無法状態を助長しています。

（３）生成物の著作物性についてに対して

現状流布している生成 AI による生成物に著作権を付与することには二つの理由で反対します。ほぼ全ての生成 AI が著作権侵害を前提として設計されていることが一つ

もう一つは生成物に著作権を安易に認めた場合フリーライドを助長することになるからです。例えば有名作家の作品を集中学習させ、よく似た作品を大量に生成し、

その有名作家自身が新たな作品を発表した際に、生成物を根拠として著作権侵害の申し立てを行う、という可能性があります。

正直なところこの素案はほぼ論ずるに値しません。生成ＡＩを推進するためだけに都合よく解釈している部分が多々見受けられます。生成ＡＩが問題なのではなく、著作権侵害によって作られていることが全ての問題の中心なのです。学習データが全て許諾されたものであればここに列挙されたすべての問題は存在しません。巷では多くの被害が発生しています。ＡＩ推進派の人間だけで固めては会議とは言えません。社会学者や作家本人、弁理士、生成ＡＩの被害者も加えるべきです。生成ＡＩを推進したいがために著作権そのものを否定する動きまで発生しています。著作権は人権です人権を奪うことは絶対に許されません。本を燃やすものはいずれ人を燃やすようになるのです

●受付番号　185001345000010562

ここ最近の生成 AI、主に画像生成 AI について私は個人の利用不可、学習元の許可が下りていないものの利用不可にすべきだと考える、個人の利用不可についてはもし著作権違反が発生した場合違反された側は個人個人に訴えを起こさなくてはならず費用も別々でかかってしまうためされた側が訴えたくてもできなくて泣き寝入り状態になってしまっている問題があるということ、さらに最近問題になっているフェイクニュースやある特定の人物の顔を使って画像や動画を作るディープフェイク等が技術の持っていない人でもできるようになり問題が多発する可能性がある。以上の理由により個人の利用は不可にするべきだと考えている。学習元の許可が下りていないものの利用不可にすべきというのは、もちろん著作権者の許可なく学習させるのは倫理的におかしく著作権法の違反になる可能性もある、そのため私は学習元の許可が下りていないものの利用不可にすべきと考える。利用可能な AI については多額の費用を投じて学習元がしっかりと納得した国家や企業などの AI のみ私は利用できてもよいと考えている

●受付番号　185001345000010563

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000010564

誰かが描いた絵にほんの少し手を加えたレベルのものをAI絵だと言って自分の作品のようにして発表する人がすでにいるので、そういうのが横行するのはよくない。
似たような元の絵が本当に存在しないかしっかり確認する制度を先に作るべき。
それと、似ている似ていないを判断する基準を先に明示しないといけない。
AIといえば聞こえはいいが、しょせん誰かが描いた絵をリミックスしただけのものなので、国や公共機関で安易に使うべきではない。

●受付番号　185001345000010565

ai はいまのところイラストレーターへの嫌がらせツールとして利用されていることが多く、芸術方面ではなんら役に立っているとは思えません。
他人の権利を侵害し、切り貼りしただけの絵がどんなに緻密で美麗だろうが
価値などありません。
私もイラストレーターですが悪感情しかありません、何時間、何日もかけて絵を描いていますが、これも ai に学習され、また嫌がらせに使われるかと思うと胸糞が悪いです。
法整備もまともにされていないのに最新技術などという言葉に踊らされ、どのようなものなのか理解しないまま色々な場所で使用されています。本当に最悪です。

●受付番号　185001345000010566

AI による無断学習は著作者の権利を侵害しているため反対

●受付番号　185001345000010567

例えば私の絵を AI に学習させて勝手にグッズ化して売られたら普通に権利侵害ですよね。自分の絵柄や作風を確立するのに何年もかけてときには鬱になりながら必死にもがいてる作家のことを守って欲しいです。

●受付番号　185001345000010568

素案内における著作権法第 30 条の 4 の関わる記述について、その適応範囲への解釈が不透明かつ現実に即しているようには考えられない。
またそもそも法第 30 条の 4 自体が現状に対応したものであるとは思えず、見直しが必要であるだろう。
結論として、生成 AI 利用にあたって学習に用いられる著作物の無断使用は、学習元の著作物を作成した人物への権利侵害にあたり、不利益を被らせるものであって認められるものではない。

●受付番号　185001345000010569

技術開発によって著作者の権利を守る動きは、行政ももちろんだが、既に民間で動きがある。そのため行政は行政だからできること、すなわち命令、罰則によって、AI 提供者及び利用を監視することを行うべきと考える。
著作権法 30 条の 4 は比較的新しい法ではあるものの、AI 技術の発展は目覚ましく、その法案の中に「多数の人間が AI を利用する」ことは考慮にないと考える。法令解釈の例には、開発に必要な生成物・データ利用に関するものはあっても、ある程度の品質をもって公開された AI を、製作者以外が利用することで起こる問題に関しては触れていない。
開発中のように、製作物数及び世に出る数が少ないうちは問題にならなかったことが、その数が多くなることによって問題になっているような印象を受ける。そのため、前述したように、ある程度の規制によって、製作される数を減らしていくべきと考える。
線引きに関しては完全な主観になってしまうが、著作権の切れた、あるいは放棄されたもの。そして商業利用されていないデータ・製作物に関するものであるか、を線引きにすべきと考える。

●受付番号　185001345000010570

個人
過去にネット上に載せられた画像を学習元として、誰でも勝手に写真と差がないように見える画像を作れることで、他者を陥れるために悪用している人がすでに存在する。その中でAI生成物に著作権を与えることは危険だと考える。AIを使って外部に発信する力をつけるよりも今AIを使わずに絵を描いて仕事をしている人々の待遇を改善して欲しい。

●受付番号　185001345000010571

一人ひとりが創る唯一無二の物を社会が発展することによって失ってはいけない

●受付番号　185001345000010572

現在使われている多くの生成 AI は学習元が不明瞭であり、作者の同意のないまま学習されています。学習された作品の著作権を無視すること、作者独自の作風を誰でも簡単に生成できるようにしてしまうことで作者への侵害が行なわれれば、作品を作る人を減少させ、文化の発展を妨げることに繋がると感じています。また、作者の特徴を模倣された作品を使用すれば、AI 画像を利用しての販売、なりすまし等、犯罪行為に使用することもでき、これは実際に行われています。
AI の使用が全て必ず悪いということではなく、AI を利用し著作者の権利を侵害している利用者が悪いのであって、いついかなるときも悪用されず無断での学習が行われておらず、学習元が明確に示されていて、生成 AI を使用したということが明記される生成 AI であれば、利用しても良いのではないかと思います。
学習データである著作物と意図的に類似させること、作者と見間違えるほど作風を似せることは容易に出来ます。
生成 AI を用いず制作した作品が、AI を使用し生成したものだと決めつけられることは作者にとって許しがたいことであり、速く簡単に誰でも生成できる AI と、長い時間をかけ努力を積み重ね制作された作品が同列に並べられる現状は本当に残念でなりません。素案に、「AI を使用していると楽をしていると思われないか不安」という記述がありましたが、クリエイターが沢山の時間を費やし作り出したものを無断学習している AI を使用するということは、決して公平とは言えず楽だと思われても仕方のないことではないでしょうか。
日本のクリエイターが制作した作品を海外の生成 AI に無断で学習されていること、それを容認しようとされていること、これは、日本の財産を無料で海外へ流出することになります。
現状を放置、または生成 AI の使用を容認すれば、多くのクリエイターが制作・発表を辞め、クリエイターを志す子供が減り、日本の文化は衰退する一方なのではないでしょうか。
私は、現在の素案は著作権を無視することを認める内容だと受け取りました。
改善されることを心より願っております。

●受付番号　185001345000010573

AI の学習元となるクリエイターの労力に対する配慮、収入を得る権利に何ら寄与しないどころか侵害するだけの判断です。漫画、ゲーム、アニメ、小説など「クールジャパン」とくくられる我が国の文化を著しく棄損するものであるとみなします。AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010574

現在の日本において、義務教育できちんとした著作権に関する教育がなされていない以上、「AI 活用を促進する」方向ではなく、「AI を使えばどんな著作権侵害に近いことも許される」という解釈になる危険性が非常に高い。著作物を作成した創作者全員の権利が脅かされる素案であり、到底許されるべきではない。AI に学習させてよいのは、自分の著作物か著作権が切れた（著作権フリー含む）創作物にしなければ、創作者の権利が侵害されることを助長することになる。インターネットや AI 技術は人間の道徳や倫理を捻じ曲げてまで活用すべきではない。

●受付番号　185001345000010575

生成 AI の学習過程において、学習データに使われる学習源のほとんどは著作者に無断で使用されているものであり、それらを使って創作物を生成するのは著作権侵害と考えます。
生成 AI をどうしても使いたい場合は限定的な場所（私的利用の範囲内など）で使用者以外の他人が閲覧できない範囲で行うべきだと考えております。
ただし、著作者本人が自分の創作物のみを学習源に使用する場合はその限りではないと考えます。

●受付番号　185001345000010576

1.はじめに
「本報告は、このような本小委員会における議論を踏まえ、AI と著作権に関する考え方を整理し、周知すべく、以下の通り、解釈に当たっての一定の考え方を示すものである。」とあるが、関連資料「AI と著作権に関する考え方について（素案）（概要）」の 3 頁では「広く国民に対して周知し啓発を図ることが必要であり、文化庁としては今後、最終的に取りまとめられた考え方に基づいて、周知・啓発に向けた取り組みを行っていきます。」とある。これについて、現状「考え方を整理する段階」であると考えられるが、多くの国民が知り、考えられている状態にないと思われる。その中で「最終的に取りまとめられた考え方に基づいて周知・啓発」された場合、自分の創作物を不本意な形で利用することを認めざるを得ない状況が発生するのではないだろうか。
2.検討の前提として　（2）-ア、イ
AI による新しいイノベーションの創出が期待されていることに関して、個人的にも期待するところがあるため同意できる。
しかし、検討されている「多層的」な対応について、少々不安を感じている。「著作物の本来的利用には該当せず、権利者の利益を通常害さないと評価できる行為類型」「著作物の本来的利用には該当せず、権利者に及び得る不利益が軽微な行為類型」の具体例を示し、決定してほしい。勿論個々の事例に対して検討し柔軟に対応していく必要はあるが、昨今は他者による創作物の意図しない利用やそれによる金銭的利益の発生に伴って著作者の心身や命が危機に晒される事例が多く見られている。
このような事例として取りあげるのは心苦しいが、こちらの根拠として次の問題を提示させていただく。
クリエイター [redacted] 氏の被害状況に関する本人のポスト（[redacted]）
「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為については、著作物の表現の価値を享受して自己の知的または精神的欲求を満たすという効用を得ようとする者からの対価回収の機会を損なうものでなく、著作権法が保護しようとしている著作権者の利益を通常害するものではないと考えられるため、当該行為については原則として権利制限の対象とすることが正当化できるものと考えられる」とある。著作権法が「著作者が持つ権利を保護するとともに、著作物の公正な利用を確保することで文化の発展に貢献すること」であるならば、著作者の心身や命が危機に晒されることは創作分野の委縮に繋がる、また、現在界隈を担っている創作者の撤退により発展し得たはずの文化を潰してしまうことになると考えられ、著作権法が保護しようとしている利益を害するものとなるのではないだろうか。
5.各論点について　（1）学習・開発段階-カ（イ）

「AI 学習により作成された学習済みモデルは、学習に用いられた著作物の複製物とはいえない場合が多いと考えられ、「侵害の行為を組成した物」又は「侵害の行為によつて作成された物」には該当しないと考えられる」「また、通常、AI 学習により作成された学習済みモデルは、学習データである著作物と類似しないものを生成することができると考えられることから」とあるが、これの根拠を示してほしい。
イラストを主とした創作界隈では、現状で既に、創作者の作風に似ている・既存のキャラクターを出力した生成物が多く生み出されているし、それを問題視する声も上がっている。根拠として、次のニュース記事を 2 つ挙げさせていただく。
・画像生成 AI“クリエーターの権利脅かされる”法整備など提言
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230427/k10014051061000.html
・AI が作ったイラスト、「投稿禁止」の動きも　著作権以外のリスクは
https://www.asahi.com/articles/ASR5D5FH0R5CUTIL02V.html
上記のような問題が多く見られることで、少なくとも創作者たちの間では AI に対する印象が悪いものになっている。
このままでは双方にとって文化の発展の妨げ、またはお互いに委縮させ合うだけの関係になってしまうと考えている。
少なくとも、学習に同意する著作者と AI を運用する企業の間で契約を交わせた場合にのみ著作物を利用できるといった措置にするのが妥当だと考える。創作者たち、少なくとも私という創作者は自らの創作物の不本意な利用やそれによる心身・命・名誉への影響を危惧しているということをご理解いただきたい。

●受付番号　185001345000010577

個人でパブリックコメントを提出いたします。
（そのため、氏名・電話番号・メールアドレスは割愛いたします。）
２．検討の前提として
（１）で「Ai についての議論が、人が AI を使わずに行う創作活動についての考え方と矛盾しないように留意する必要がある。」とありますが、それであれば、やはり生成 AI の利用は限定すべきです。
例えば現状の画像生成 AI の場合、ネット上に載っている画像を著作権の有無まで判断して学習してはいません。
つまり、素案にかかれている「著作権法で保護される範囲の著作物」まで学習してしまっています。
これを人間で例えるなら、著作権が無い写真もある写真も無作為に抽出し、トレースをしているのと同じです。それを外部に発表してしまった場合、無作為＝過失で著作権のある写真をトレースしていたとしても、著作権法の違反にあたるはずです。
ということは、生成 AI でも違反だと考えられます。
そしてこれは画像だけでなく、文章や音楽にも言えることだと考えます。
５．各論点について
全体を通して「著作者にいかなる損害も与えなければ、何でも生成 AI に利用して良い」と読むことができます。この「いかなる損害も与えない」という利用方法を明記すべきだと考えます。
著作者が、生成 AI で悪用されていることを知らなければ「損害を与えられていない」状態になってしまいませんか？
本当に、著作者全員が自分の被害を確認し、理解し、「損害を与えられた」と言えるのでしょうか。
また「非享受目的」についても述べられていましたが、そこも明確に定義すべきです。じゃないと人は言葉や態度で言い逃れをしてしまうものです。
著作権法第３０条の４は、色々な方法ですり抜けられる、つまり著作者の保護はできないうえに、悪用されやすいルールだと考えます。
今回は著作権に限った話だとは思いますが、最後に、生成 AI 特に画像生成 AI は、児童ポルノにも根深く関わってくる問題だということを念のためお伝えいたします。
現状、ツイッターやインスタグラム、フェイスブック等にアップされた数多の子供の写真を利用（学習）し、
児童ポルノの画像を生成している人たちがいます。やけにリアル調なペド・ロリ漫画もその１つです。

さらに、こういった作品は表に出てきません。児ポの犯罪者ネットワークでのみ広がっていきます。
このように、生成 AI は他の法律にも関わってくる重要な問題です。
あえて著作権法と繋げて述べるのであれば、この状況で、例えば写真を撮った親＝著作者は、損害を与えられているといつ気付けるのでしょうか？
「バレなければ大丈夫」を推し進めてしまう法案だと気づいてください。
生成 Ai の飛躍は目覚ましいものですが、人間がコントロールをする必要があります。この進歩を止めてしまうのは、人類の発展にとってももったいないと感じます。
しかし、これでもかと言うほど慎重に考えなければ、少しの操作で莫大な損害を受けてしまう人たちがいます。
そのくらい大きい力を持っているのが、生成 AI だと考えます。
一連のパブリックコメントを通して、生成 AI の規制・活用が、さらに良い方向に向かうことを祈ります。

●受付番号　185001345000010578

・生成 AI 利用がなされ、30 条の 4 によって適法とならない＝違法である場合。立証→補償を民事において勝ち取るイメージがまるで持てない。公的な審査組織があったとしても非常に厳しいように思う
・データセットからの削除について。削除ができないか、削除をされたとしても大量の生成 AI が存在した場合、およそ意味がない。学習段階で防ぐのでなく、利用段階での違法行為を防ぐのがよいのではないか。クリーンな学習がなされた生成 AI のみ利用可とするのが望ましいと思う。
・個人の特定のイラストレータなどを対象に作風を再現しようと追加学習・利用した場合の、損害補償について。およそ損害額を数字にできるものでなく、またできたとしてもわずかになり、有名無実となることが想像される。悲しいし残念。
・生成 AI による大量生産から生じる、発表・消費の場の汚染について。「誰が作ったか」が商品に重要な要素であるにも関わらず、AI 作品と、人が手を動かして作った作品が入り混じるのが現状となっている。仮に AI 利用であればタグをつける、但し書きをつけるようプラットフォームが設定していたとしても、偽証する行為は現実に存在している。「著作物でないのに著作物として出品する」可能性を持つと同時に、工場製品を「手作り」などとする偽造にも近しい。生成 AI によるものである結果物であると、表示を義務付ける法律が望ましい。

●受付番号　185001345000010579

AI を認めるのは個人の創作活動だけでなく、日本のアニメ文化さえも壊す可能性があります。現在 AI によるイラスト創作は多くのイラストレーターさんの著作権を侵害しており、誰もがインターネット上に創作物を載せることを躊躇う状況になってきています。早急の対応を願います。

●受付番号　185001345000010580

AI の無断学習に反対します。優れたクリエイターを失うことになっても良いのですか。クリエイターの方を尊重して下さい。

●受付番号　185001345000010581

画像生成 AI について規制していただきたいです。
現行の画像生成 AI は世に出回っているイラストや写真を著作権、肖像権を無視して学習し画像を生成しています。
今まで仕事として制作していた成果物(作品)を無断で学習され、商用利用されている現状は、私含め多くのクリエイターの中でおかしいと SNS で議論が重ねられています。
このままクリエイターの作品が無断で学習されつづける、仕事が自分の作品を学習した AI に奪われていけば、日本を代表する文化であるアニメ、漫画文化を作ってきたクリエイターは筆を折ってしまいます。
若い後続のクリエイターが育たなくなっていく恐れや、しっかりと規制して作品や権利を守ってくれる国へ、優秀なクリエイターが流出していく可能性があります。
また、画像生成 AI は児童ポルノ画像も出力できるようになっており、何も規制なく出力できる状態は性犯罪を誘致する可能性もあります。
ぜひ全てのものづくりをする人々の作品と未来の日本のアニメ・漫画文化を守るために、著作権・肖像権といった権利を無視した AI の学習を法律で規制して頂きたく思います。

●受付番号　185001345000010582

４．関係者からの様々な懸念の声について
＜クリエイターや実演家等の権利者の懸念＞
丸 3 生成 AI の普及により、既存のクリエイター等の作風や声といった、著作権法上の権利の対象とならない部分（以下、「作風等」という。）が類似している生成物が大量に生み出され得ること等により、クリエイター等の仕事が生成 AI に奪われること
丸 4 AI 生成物が著作物として扱われ、大量に出回ることで、新規の創作の幅が狭くなり、創作活動の委縮につながること
以上を論点とする。
3.の(1)で触れられている通り、生成 AI の利用には学習元となる従来のクリエイターによって作られたコンテンツが必要不可欠だが、上記の様に、現状の生成 AI はその従来のクリエイターがコンテンツを生み出す為の物理的（例えばイラストレーターは依頼を受けて絵を納品し、あるいは画集などの形で作品を販売する事で収入を得ているが、生成 AI が合法化されてしまうと、これまでイラストレーターに依頼してコンテンツを得ていた側が、依頼を介さずともよくイラストレーターへ報酬を支払う必要のない生成 AI をこぞって使い始める為)、精神的なリソースを失い、結果として生成 AI の学習元となるコンテンツを供給する人物が絶滅し、新規の学習元による生成 AI が生まれず、お互いに共倒れとなるのでは無いかと思う。
ついては、生成 AI の学習元を学習に同意したクリエイターの作品に限定（つまり学習に同意するクリエイターのホワイトリストを作成し）し、それ以外のコンテンツを学習元とする生成 AI の利用、及び許可の無いコンテンツの学習行為を法律で禁じる事を提案する。

●受付番号　185001345000010583

意見提出にあたり素案を一読したが、内容からは如何に作家の著作物における権利を保護せずに使う事を合法化するかという考えが見て取れ、一イラストレーション作家として到底肯定できるものではないと感じました。
そもそもAIの学習において様々な著作物を権利者の許諾なく読み込ませることが出来るという前提はあくまで「研究目的」の場合である。例えばイラストレーションを用いた研究において論拠たり得る人数の不特定多数の作家の著作物を読み込ませ、そこから得られる差の有無や傾向を「結果」として発表する事においては許諾なくAIに読み込ませることも肯定されてしかるべきであると思うが、昨今問題となっている「特定の個人のイラストを複数枚読み込ませ、学習元となった作家の個性（客観的に見て多数の人間がAIによって生成されたイラストを学習元にされた作家の絵であると誤認する出力結果）を持つイラストを出力し、その出力結果を以て学習元の作家が不利益を被る形で公衆に発表している」という状況は到底「研究目的」には当てはまらず、この状況においては「AI にイラストを学習させる場合著作権を無視し許諾なく読み込ませても良い」という前提はそもそも間違っている（発揮されるべきではない）と考えます。
実際この問題で数多くの作家が「AI 絵師」を名乗る不届き物から不当に個性を盗まれ、剰えSNS上で到底健全とはいいがたい形(先述のように学習元の作家の作品と誤認される形、またその活動により金銭の授受が行われているもの)で発表されており、作家の作品の著作権と同時に、作家本人の著作者人格権が著しく毀損されているものと言わざるを得ません。
現状、作家の著作物および著作者人格権が保護されているとはいい難い状況であり、また毀損された場合に訴えが通るほど法整備が出来ていない以上、早急にその保護と訴訟の正当性を認める為の法が必要であると考えます。
この件に関して素案中に「AI 学習によって生成された学習モデルは学習データである著作物と類似しない物を生成することが出来ると考えられる。」という旨の内容が記載されているが、「〜と考えられる」とはただの願望であり、素案執筆者が何の根拠も無く個人の意見を述べているだけとしか読めず、このような不安定さで到底肯定できるものではありません。
いくら素案とはいえ、これを通して「やはりそのようにはなりませんでした」などと手のひらを返されるようなことはあってはなりません。この点においてははっきりと「〜することができる／できない」と断言し、その結果起こる事例を考慮しなければ到底認められません。
イラストレーションにおける「絵柄」とは作家のアイデンティティ、つまり自分そのものであり、人格そのものであるとも言えます。すなわち、絵柄は作家にとっての自己証明に当たります
生成AIによって第三者が特定の作家の作風を模したイラストを生成し、それを公衆に向けて発表するということは、作家の人格そのものを穢す行為であると考えます。

繰り返す形となるが、「「研究目的」でない特定の個人を標的としたAI学習および公衆への発表」という事例においては作家のもつ著作権および著作者人格権の保護を最優先とする法整備、およびそれが侵害された場合に訴訟することの出来る権利を認めるべきであると主張します。

●受付番号　185001345000010584

AI がどんどん進化していくのに合わせていく必要はあると思います。しかしそれはある程度法規制ができてない状態で普及を進めるべきではないでしょうか？このまま進めばトラブルや犯罪が横行し多くの創作を楽しむ人や絵を描く人、文章を書く人が居なくなることもありえます。
現在の SNS における AI トラブルはご存知でしょうか？AI を利用して自分用に好きな絵を抽出する、絵の練習に使う、文章の書き方を勉強するといったそんな使い方をする人だけではありません。AI 絵師という単語が出てきて有名な絵描きの絵を学習させてそれを自分が書いたと言い張り出す人がいます。そうやってその人が絵を描いてきた過程全てを否定し、攻撃し、なんの罪悪感もなくその人の筆を折る人がいます。それは他の人が書いたお話を少し可変して海賊版なことも言わずに世に出していることとなんの違いがあるのでしょう？
また、法案の内容が通れば一次創作と呼ばれる創作活動はおろか、二次創作の文化すらなくなるでしょう。日本がこれだけアニメや漫画が有名だと言われて海外に誇るべきだと言っている文化なのにそれをおめおめと AI に明け渡し、インプレッション稼ぎや創作が好きな訳でもない人達によって衰退させようとしているようにしか見えません。
絵柄や創作物はその人が好きなものや生きてきた過程で築き上げた大切なものです。それを法案を作る方にもわかって頂きたいのです。

●受付番号　185001345000010585

現在の生成 AI はまだ新しい為、ちゃんとした決まり事や法律や自動で見えない印を付ける工夫をして欲しいです。現在は悪く使う人が多く、今まで腕を磨いてきたクリエイターたちの作品が許可もなく生成 AI の学習に利用され、金儲けに使われているのが現状です。その影響で筆を折ったクリエイターを目撃したことあります。しかし、そのクリエイターでさえも生成 AI で金儲けにする人にとっては「生成 AI へのエサを残してくれてありがとう」でしか無いです。酷いです。しかも、生成 AI に使われた学習に児童ポルノも含まれているという指摘があります。海外での生成 AI に対する評価はあまり良く無いと聞きます。私も絵を描くのが好きですが、端くれの作品さえも生成 AI に利用されると思うととても絵を描く気持ちになれません。
生成 AI は将来のための技術ですが正しい使い方をする為の決まり事を早く実施してください。

●受付番号　185001345000010586

許可の無い作品を取り込んで行う AI 学習に反対です。AI の発展の目覚ましさには素直に感心しますが、学習方法が納得できません。クリエイターの許可も無くクリエイターの仕事や地位や作品も保護されず『AI の発展』を大義名分に行われているのは甚だ厚かましく倫理に欠ける行為であると考えます。対価も保証も無い現時点での AI 合成ツールの公開、一般向けの使用許可がなされている事自体問題で今すぐにでも規制すべき火急の問題です。クリエイターだけでなく一般人や企業へも影響があり信用を落としかねません。この短期間に実際に被害が出ているのを数え切れないほど目にしてきました。既に全てに疑いの目を向けざるを得ない状況です。
AI の無断学習に断固反対いたします。

●受付番号　185001345000010587

・これまでの素案を見る限り、生成 AI を推進したいばかりに著作者人格権を完全に無視している日本政府にはただならぬ悪意を感じます。
機械学習における非可逆圧縮工程は同一性保持権の侵害に当たります。
同一性保持権は著作者人格権です。
正直、この時点で現政府が国民にとっていかに信用ならないかが透けて見えています。
政府としてはなんとかして国民の知財を国益としてむしり取りたいようですが、
規制もしないまま現状の生成 AI を推進しても海外の厳しい批判にさらされるだけであり
海外からすれば逆に日本は他人の権利も守られないような蛮族国家とレッテルを貼られ、
世界から取り残されていっても仕方ないと思います。
・また、株価などをみても生成 AI 推進企業で景気のいい話は今のところまるで聞きません。
むしろ赤字とかヤバイと言う話はよく聞きます。
具体的な方針もなく無茶な推進を推し進める政府には国民は誰もついていきません。
推進するのであればムーンショットのような夢見がちなお話ではなく、説得力のある具体的な方針を打ち出すくらいは最低限してほしいものです。
・現行の著作権法だけではクリエイターの権利は守られていません。
[redacted]
イラストクリエイターが生成 AI ユーザーの悪質な嫌がらせ、作品の捏造、なりすまし、殺害予告などをくりかえしされ活動休止に追い込まれました。
ここまでされても現行法ではなにもできません。
こういった現状を鑑みて、多くのクリエイターは無断学習を避けるために自分の作品をウェブに公開しなくなってきています。
以前のように安心して作品公開できるようにするには…
a.生成 AI の禁止事項をもっとわかりやすく明確化する必要があります。
b.ネット画像を無断でスクレイピングして無断で学習データにすることは禁止する必要があります。(画像の権利者に学習拒否権を与える事)
b.企業だけではなく個人でも、特に悪質な生成 AI 利用者に対しては厳罰を科す法律が必要です。
c.AI 製の生成物であることが明確にわかる仕組みづくりが必要です。(電子透かし、ソフトが利用者を紐づけする仕組み作り等)
d.生成 AI の利用には所在証明をして ID を作るなど、個人情報入力がないと使用できないようにすべき。
こういったルール作りや法作りが急務です。
クリエイターが守られ、搾取や被害を受けない法律やルール作りができなければ日本のイラストや漫画などのコンテンツ文化は衰退の一途をたどるのみとなるでしょう。

・現在主流の海外製の生成 AI のデータセットには違法な盗用画像が多く使われており、その中には実際の児童ポルノ画像や犯罪被害者の遺体の画像、処刑場面等戦争の残虐な画像なども含まれています。
そういったリスクを公開せず推進するのは国として非常に無責任です。
推進するのであれば現行のデータセットを完全にリセットし、オプトインで権利承諾した画像のみを使いクリーンなデータセットを一から作る必要があります。
そこまでしなければ、失った国民の信用は得られません。
・現在の ChatGPT は規約で 13 歳未満使用禁止となっていますが、規約を無視する行為が横行しています。
[redacted]
子供たちを守るために具体的な法律として小学生以下の子供は使ってはいけない、また、使わせたものには厳罰などの法律を設けてほしいです。

●受付番号　185001345000010588

まず大前提として、AI によって生成された作品は文化的価値はないと思われる。
その理由を述べよう。
一つ、人と機械の学習の仕方は明確に違う。
人の学習とは、他者から学び、それを糧に自分なりにアレンジし、作品を一から作り上げる。
それだから個人個人の作品に対して著作権なるものが存在する。
それに対し、機械のは学習とは呼べない。それは記録と転載だ。
大量にある作品から一部分を切り取り記録し、沢山切り取った中で一つの作品を作る。
これは明確に他人の著作物を加工している時点で著作権違反になる。
二つ目。それは、AI に対する市場価値だろう。
昨今、大手イラスト投稿サイト「pixiv」や、同人作品を多数取り揃えている「DLsite」等のクリエイター向けサイトでは、AI 作品に対する規制が厳しくなっている。
その理由は明確。他のクリエイターの損害となるからだ。
他人の著作物を使った作品を販売することなど、企業側からしても争いの火種しかならないから妥当な判断だ。
上記のことを踏まえて考えてみると、ある問題が浮上してくる。
それは、他人の作品を機械が記録し転載した機械の作品に文化的価値があるのか、についてだ。
私はこの問題に「文化的価値がない」と答える。
そもそも、クリエイターにとって一番大事なのはその人の市場価値だ。
人気のクリエイターになればなるほど、その人の市場価値は高まり、金銭が跳ね上がっていく。
果たして自動生成 AI に市場価値がつくのだろうか？
これもいいえだ。
例えば、ピカソやゴッホの描いた絵画を AI に書かせても、本人が描いていないのならそれは無価値だ。
現状、自動生成 AI が使われる場面は、金銭的問題や時間的問題のある人たちにしか使われていない。
それも、AI を使うことで世論はそれを悪と見る。
そんな、重要視されないし文化的価値のない AI 作品より、確実に現クリエイターを守ることが先決であると私は思う。
現代日本では、サブカルチャー文化が過去に類を見ないほど盛んだ。
そんな中、サブカルチャー文化を支えるクリエイターを蔑ろにし、クリエイターにとって不快や邪魔でしかない自動生成 AI を守るのは、今あるサブカルチャー文化を崩壊させようとしているのと同義だ。

クールジャパンを目指すなら、AI じゃなく、クリエイターに対してメリットのあることをしてほしい。
これは一クリエイターの切なる願いだ。

●受付番号　185001345000010589

技術の進歩のために文化を殺すべきではない

●受付番号　185001345000010590

他人の描いた絵を解析して、それを「学習」して出力するという言い方には違和感を覚えます。
そもそも学習元の絵がある時点で、それはイチから書いているわけではないのでそれは「模倣」だと思います。
そして、現在では AI というフィルターを通せばそれはどんなものでも出力させた人のものになり、それを使ってマネタイズできるというのもおかしな話だと思います
絵を描く人が何かモチーフを模倣する場合は資料や商用利用可能な写真などの利用権を購入しています。あるいはそのような利用用途があらかじめ許可されているものを選び、使っています。
二次創作や同人活動でも近年ではガイドラインを提示し、二次創作や同人活動に一部制限を行うことも主流となっています
しかし生成 AI はどうでしょうか。
イラストの利用権の購入がされたという話は聞いたことがありません。
これは人間の創作や作品のコンテンツ性を著しく落とすものであり、既存の創作者の権利の侵害と卑劣な搾取構造になっています
AI という技術が創作にもたらす影響は計り知れないものであり早急に対応が必要だと思います

●受付番号　185001345000010591

「非享受目的」とあるが金銭を目的としたAI利用（AI利用作品を使用した物品販売、AIが禁止される以前のfanbox等）が行われているのが現状です。
法を定めるまでに時間が掛かるのならば、AIを利用した作品には「透かし」を入れる事を必須とするなどの一時的なルールを定めるのは如何でしょうか。
仮にAI作品が透かしを消して投稿するようになったとしてもAI特有のミス（髪、装飾品などの細部の歪み等）が残る可能性は高く、消費者は違和感を持つ事もあると思います。それに対し、創作者側がAI出力では無いことを証明するのならばタイムラプスや配信等を行えば疑惑も晴れると考えられます。
仮に全ての出力物がAIだと全く疑われない状態に修正されているのならばそれは創作的表現と言える加筆・修正が行われていると判断されるのではないでしょうか。

●受付番号　185001345000010592

侵害に関する措置
29 の中にある 3031 の注釈ですが、
著作権の侵害に当たる場合は完全廃棄を希望します。
そもそも学習段階の試行実験はある程度の母数のデータさえ集まれば、
著作権がクリアの素材で同様の試行実験を行うこともまた必然だと思われる。
必要なのはデータと生成物であり、他者に著作権がある画像は本来必要はないはずです。
その技術力こそ日本の競争力だとおもいます。
その手間を惜しむであれば、完全廃棄でお願いしたいと思います。
また生成 AI で作られた作品は AI 生成物であることを明記することを義務化してください。
生成 AI を著作物として扱う条件は、他の著作権を侵害していないことを希望します。
またデータセット・データの情報開示は義務化としてほしい。
例えば画像系の生成 AI は本来自分の画像を学習データとして使用し、自分の画像+著作権フリーのモデルポーズを組み合わせてアイディアを生み出す物の用途として作られていたはずです。
文化庁の HP の「みんなのための著作権教室」より引用させて頂きますが「自分の考えや気持ちを作品として表現したものを「著作物」」と記載があります。
A の著作物は A の思考の享受である。
それを B が勝手に読み込んで A が描いたように見える A の思考の意に反する作品を発表することは A の著作権の侵害と言えると思います。
写真など肖像権・撮影者の権利も同じです。
A さんの写真を使い、ポルノ画像やプロパガンダを作ることは A さんの意に反することは侵害になりえるとおもいます。
明確には肖像権は著作権とは異なりますが、プライバシーの侵害になると思います。
生成 AI の生成物であることを明記してない生成物を使用した企業が、本来の著作権者が企業を訴えた場合、企業側を守れるように何らかの罰則を設けてほしいと思います。
侵害は企業ではなく生成物を作った作者にするのが望ましい。
損害が発生した場合、企業が作者に請求できるようにもしてほしいです。

●受付番号　185001345000010593

一次創作の漫画、イラストをインターネット上に公開している立場のものです。
生成 AI につきまして、最も懸念する事柄としては、
自分の一次創作の作風と似た印象のある作品が AI で生成され公開された場合、一次創作に影響する第三者からの認知です。
作品を見るとき、第三者は必ずしも一次創作から触れるわけではありません。
かつ、アウトプットの量は生成 AI が上回ることが予想されます。
その場合、著名な作家でない限り、生成 AI 側が作風の認知を勝ち取るのではないでしょうか。
著作権に触れない類似ではあっても、第三者から見た印象というのは混同する可能性が高いと思います。
生成 AI はそうした作家の作風を参考に生成されたものでありながら、AI の利用者が影響を受けた者や、生成する過程の作品類がブラックボックスであることで、作家側の作品との類似性が表面化した場合に、問題が解決しないと感じます。
現状、そうして著作権上問題がないとなるならば、アウトプットの早い生成 AI が第三者へのアプローチの量を増やし、一次創作であった自分の作品が生成 AI の後発のような認知になっていくのではないかと懸念しております。
そうした場合、類似してるのであれば生成 AI が低コストになり、作家側は仕事がなくなるのではないかと思います。
そのロジックで生成 AI はビジネスが可能なのではないでしょうか。
これは生成 AI がなくとも生じることとは思いますが、生成 AI により容易になるということはあるのではないでしょうか。
生成 AI はアウトプットの速度があまりに早く、精度が高い分、今まで創作してお金を稼ぐことのコストパフォーマンスという面で、創作の場になかった上記のモラルを疑うような行動が散見されてしまうと、生成 AI に対して身構える部分が多くあります。
このように学習元の作品を作る作家に対して不安を拭えない状態に疑問を抱きます。

●受付番号　185001345000010594

５．各論点について

（３）生成物の著作物性について

イ 生成 AI に対する指示の具体性と AI 生成物の著作物性との関係について

1 指示・入力（プロンプト等）の分量・内容

2 生成の試行回数

◆著作物として認められるのは『人が思想や感情を創作的に表現したもの』であり、プロンプトの分量や試行回数や如何でそれらが表現出来ると事実認定するのは到底認められない。プロンプトはあくまでただの指示であり、イラストレーターにとっては例えば何をモチーフにするのか、どういう構図で描くのかを考えている事と同義であり、その先の実際に手を動かし試行錯誤して思想や感情を創作的に表現することこそが著作物成立の要件であると考えます。

例えば何かのモチーフを紙に描こうとした人は何度も試行回数を重ねて描き捨てたり、描き直したりしないと著作権成立はしないんでしょうか？

そうではなく、人が何かを表現しようとし、それを実際に手を動かして表現するからこそ著作物として、著作権が成立するものだと考えます。

著作権法第 2 条第 1 項第 1 号に反するような想定はしないで頂きたいので、これらについてはきちんと慎重意見を出せる専門家の意見も聞くべきである。

（３）生成物の著作物性について ア 整理することの意義・実益について

◆ウォーターマーク等の如何で云々とあるが生成 AI 利用についてウォーターマークなり、メタデータなりで生成 AI であることを明示するのは適切な生成 AI 利用を望むのであれば行われるべきである。

現に、例えば資料検索をしようにも生成 AI データがヒットしてしまい、求める資料に辿りつけなかったり等の問題や、一般人がなにか特定の物を検索しても生成 AI データが出てしまい、本物と偽物の区別がつかないなどの問題が起こっているわけで

EU の規制基準に合わせないと EU 加盟国との生成 AI 事業もやり取りが困難になってしまうのは想定される事態であろうことからも、EU 基準の明示義務は日本でも必須とされるべきである。

◯政府と行政が生成 AI 利用について、その利益や海外投資を引き込もうとして前のめり過ぎています。

起きた問題は当事者が裁判でも勝手にやれば良いという姿勢で結局紛糾するだけ紛糾してEU の規制や適正利用からは遠く遅れていて一体何がやりたいのか解りません。

今意見を聞いている専門家だけではなく、あるいは特定のクリエイターだけではなく、もっと広く当事者クリエイターや業界団体の意見、慎重な専門家の意見も聞くべきであると意見します。

●受付番号　185001345000010595

「ＡＩと著作権に関する考え方について（素案)」を読み、感じたことをここに認める。

素案を読み、率直に思ったのは「至極真っ当で、公平な考え方である」ということだ。

素案を読むまでは、著作権者にとって不利益になることばかりが書かれているのではないかと思っていたが、内容はきちんと著作権者の権利を守り、その上でいかにＡＩの開発を推進していくかが綴られており、私自身勉強になることもたくさんあった。

その上で、今現在、ＳＮＳなどで創作者が危惧していることを書いていこうと思う。

ＳＮＳ上でイラストを公開し、またそれにより仕事を得ている創作者たちは、自身の著作物がＡＩ生成により学習され創作物を生成されることを酷く嫌がる。それは現在、ＡＩ生成により創作物を生成している人達が、「学習に使った創作物には著作権が発生しない」と言うことを利用し、元々の創作者の絵に限りなく近づけ、模倣したものを生成しているからである。多少のポーズの違い、衣装などを加筆修正するだけで、一般的に見て多数の人が元々の創作者の絵であると誤認するような絵に著作権を主張し、自らの創作物であることを声高に叫ぶ行為が現在多発しており、看過できない状態に至っている。

中には、元々の創作者が生成者に抗議したところ、命に及ぶような脅迫を受け、ＳＮＳのアカウントが不当にロックされるなどの嫌がらせをされ、活動を休止するという事案も出てきている。

もちろんＡＩ生成アプリそれ自体が悪だとは思っていない。それを使う人のリテラシーやモラルによるところも多大にあるだろうことはわかっているが、そもそもＡＩ生成アプリ等を開発する時に、このような事態を招く恐れがあるということは考慮されなかったのかと疑問にも思う。

アインシュタインは、原爆の開発に携わり、後にそれが広島と長崎に投下されたことを知り大いに傷付き、晩年まで悔いていたという。

ＡＩ生成アプリが人の命を脅かすなどと、現段階では想像もできないかもしれないが、絵画や芸術に長けている人達は自身の作品を子どものようだとも、分身だとも言っている。それが自らは生み出さず、絵を学習させただけで生成した人達が、創作者を煽り、侮辱し、蹂躙すれば、創作者は尊厳を傷つけられたとして、いつか自らの命を絶つ人も出てくる事態になるだろうと私は思う。

ＡＩというものは、何も生成アプリのみに限ったことではないので、学習することそれ自体に著作権を設け著作料の支払いを義務付けることは難しいと思う。

例えば音楽視聴アプリは現在、自分の好きな曲を聞いたり、好みでない曲を飛ばしたりするだけで、アプリが「曲調が好きなのか」「アーティストが好きなのか」を判断し、その人が聞きそうな曲をおすすめしたり自動再生したりしてくれる。

これは明確にＡＩによる創作物の学習であろう。

故に、ＡＩによる学習それ自体に何らかの制限を設けるのは難しいと思われる。

考慮すべきなのは、生成についてではないだろうか。

ＡＩで生成すると言ってもその方法はいくつかあるように思う。

絵は学習するだけにのみ使用され、生成についてはプロンプトを作成し、試行を繰り返す中でオリジナルの絵を生成するもの。学習した絵を切り貼りしてオリジナルのように見える絵を生成するもの等。

創作者たちが嫌悪するのは後者のＡＩ生成であろうと思われる。「生成されたものが、明らかに著作権者の創作物の様相を呈している。」「他の絵も学習素材として取り込まれているようではあるが、この作風は自分の絵と酷似している。」というような生成物を見かけても、著作権侵害と認められないのではないか、様々な絵を切り貼りする行為自体が「試行」「加筆修正」とみなされ、新たな創作物として著作権が認められてしまうのではないか、と言うことを危惧しているのである。

もしそうなれば、創作者たちは絵を描けば描くほど発表すればするほど、ＡＩ生成者に自らの意思に反して商材を与えていることになる。

それが自らの損益に繋がってしまったとしても、生成者の生成物に著作権が認められている限り、元々の創作者の悲痛な叫びは届かないことになり、命を削って生み出されたものがＡＩ生成者によって貪られ安易に消費されてしまうことになる。

そしてその先にあるのは、日本の漫画、アート文化の衰退ではないだろうか。

ＡＩ生成に関しては、どうか開発側にも慎重に、元々の創作者に心身ともに損益を与えないようなものを開発してほしいと願うばかりであり、また元々の創作者の著作権が最大限に尊重され、ＡＩ生成者と穏やかに共存できるような法整備を願うばかりである。

●受付番号　185001345000010596

作成者が使用を許可していない著作物について、AI が学習出来てしまうという点がそもそも侵害にあたると考えています。AI を利用したことで利益が出る出ない、既に学習してあるに関わらず、学習に利用するのであれば、作成者に許可をとる必要があるのではないでしょうか？
AI に学習させるだけで出力はしないことはありえないです。必ず使用目的があります。全く同じものを出力させる意図はなくても、出来得ることに問題があります。
また AI 作品に著作権法が適応されるというのもおかしな話です。“思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。”にもあるように、本来著作権法とは創作的に表現したものであり、AI 作品はプログラムが学習元から生み出したものに過ぎません。創作的に表現したものではありません。表現された創作物を利用しているだけです。AI が思想又は感情を創作したのではありません。
1.インターネット上にあるもの全て学習させてもいい、は許可を得たもののみになるべきだ
2.AI 生成のものに著作権法が適応される、は、思想又は感情を創作したものに当てはまらないので、撤回するべきだ
以上 2 点を強く主張致します。

●受付番号　185001345000010597

現在、海外でもニューヨークタイムズはじめ多くの訴訟やストライキといった反対の動きがあり、特に企業が生成 AI を使用した場合に一般人からもかなり強い反対意見が寄せられます。まず大規模な反対の声があることを認識してほしいです。こういった現状は、現在の生成 AI に使用されているデータセットの不透明さや使用者の悪用が目立つ面が大きいと感じています。ニコニコ動画など任意のアンケート調査などでも大半の人数が規制は必要という回答です。民意として無視できない数です。創作市場が人の心を動かすため、人による享受のために行われる行為であることを考えると反対意見が多い状態で対策をしないことはとてもクールジャパンではないし、少なくとも問題意識をもってから 1 年以上追っていますが、規制を求める声は増え続けています。悪用を個人の問題ととらえず具体的に対策、予防する必要があります。

まず、１つ目に生成 AI 生成物に関して著作権を持たせることに反対です。これは３０条の 4 における著作物の享受に抵触すると考えます。公開し商用した時点で市場も競合します、許諾を得ていない以上、著作権者の利益を不当に害するにも該当すると考えます。少なくとも多くの人間がそうとらえています。

２つ目に、生成 AI による超人的速度による大量作成は一定の画風や風刺といった創作意図も陳腐化させていきます。人間は多くの近似傾向の感動を見続けると飽きるためです。短期的に、短絡的に流れるように一つの創作スタイルが消費され、人間が創作する本来の速度よりも極端に早く消費されることは果たして創作の発展でしょうか。映画の 2 倍再生視聴が映画 2 本分の感動を同じ時間で得られたとは言わないように、早く消費されて次に行くことを創作の段階が進んだとは思いません。

３つ目に、1 つ目の生成物に著作権を持たせない案が採用されたと仮定して、生成物に著作権を持たせないことで生成物がフリー素材として悪用されうることを考えると、利用範囲を個人利用に止め、ネット公開を禁止が妥当と考えます。そもそもネット公開は他者の閲覧、評価を大前提として含み、市場の競合とも関連し、享受目的としても作風の陳腐化の観点でも著作者の利益を害する行為に該当すると考えます。

これらすべての問題は人の手によって行われる場合は模倣や該当行為は非常に高い専門性が必要であり、容易に行えるものではないため、犯罪件数からも悪質なものを訴訟することがある程度可能でしたし、2 次創作などにみられる著作物の翻案行為なども宣伝効果など種々の理由から違法性を有しながらも著作権が親告罪であるために訴訟しないという選択の権利もあり、著作権者がその親告の有無を決めることができました。生成 AI においてはその無法な圧倒的作成件数がまず第一に親告制に基づく対応を困難にしており、また、データセットの開示が EU などで義務化する動きが近々みられていますが、日本法でこれを義務化しない場合は親告そのものが困難となっています。海外と日本が足並みをそろえるのであれば義務化が必要だと思いますが。

なので、5つ目にデータセット内容、追加学習内容の求められた際の提示の義務化、合わせて生成ＡＩ使用宣言の義務化、虚偽宣言の場合の罰則規定などを求めます。

　こういった観点から人の手による著作権侵害と生成AIを用いた著作権侵害は性質が明らかに異なり、責任所在の追及の難しさもこの話を難解にしていると思います。よって、元来の著作権法の範囲とは別に生成ＡＩに限定して柔軟な規制が必要と考えます。

また、データセットには現在児童ポルノ問題など明確な問題がいまだ内在しています。現実問題として、ディープフェイクにより海外ではいじめに使われ小児の自殺者も出ています。国内でも特定クリエイターに対して集中学習を行い精神攻撃をしかけている例も一つではありません。某漫画家はXにて個人が特定できる依拠性を有したまま本来服を着ている画像から裸にディープフェイクを生成し一般公開するなどの悪質な行いも見られます。

あまりに生成AI悪用例が多くみられており、ことが起きてからの対処では誇張ではなく人命にかかわります。

よって、何かを起こした場合に罰則ではなくそもそも悪用を可能であれば規制したいと考えます。そうしたアイデアについては具体的にありませんのでこちらはそういった対策が何かできないかという協議をしてほしいという希望です。

とにかく会議に参加している少数の創作者の意見では話が大いに偏りますので現場の創作者の意見をよく聞いてください。反対するクリエイターがとても多いです。

強行しないでください。現在の状態のままでは生成AIの普及に反対する人は増えることはあれど減ることはないと思います。スムーズな普及のためにも大半が納得できる形を模索してほしいです。

●受付番号　185001345000010598

現状の生成 AI においては全て排除することを望みます。
生成 AI が一切クリエイターたちの作品を使用せず成立しているのならここまで問題にはならないはずです。多くの人々が生成 AI の学習と著作権の侵害について注目しています。
AI 作品は、作品を享受する側の人間に『この人の作品は AI ではないだろうか？』と疑念を持たせ純粋に作品を楽しむ心を奪いました。
またイラストの生成 AI は特に、他の AI への疑念や嫌悪感を生み出しました。
音楽理論に基づいた AI は今回注視するべき著作権の概念を抵触していないにも関わらず、AI であるからと非難を受けました。
権利に抵触している AI が、AI の強みや存在を潰しています。
クリエイターの方々においても同様です。
法がないことや学習に際限はないことを盾に、生成 AI によって発生した利益の一つもクリエイターたちに還元せずに浪費消費していく様は、該当するクリエイターではない私にとっても大変心苦しく看過できないことです。
ましてや生成 AI にあやかる人々がクリエイターへこころない言葉を投げかけるのはとても見るに耐えません。文化人ではない人物たちの手と AI 生成ツールにより、素晴らしい作品を生み出すクリエイターが次々と皆で文化を形成する所から離れていきます。作品を奪われ時に悪意に晒される彼らがどうして最後まで悔しい思いをする必要があるのでしょうか？
彼らもまた生成 AI に至るまでの文化を築きあげたはずで、この文化の本質は確かに人間が創作活動や芸術を楽しむことにあると考えます。
生成 AI が人間が作ったものだとしても、残念ながら現在の生成 AI はモノづくりを補助するツールではなく、クリエイターを攻撃するためないしトップクリエイターを偽りお金儲けをするツールです。
SNS で生成 AI イラストを上げ、制作依頼を受けた際は生成 AI 絵を上からなぞって提出する詐欺まがいのことが発生しています。また災害時には AI を使用したデマ情報の流出であったり、クリエイターとは関係のない所にまで被害が及んでいます。
いずれにせよ、クリエイターたちが築き上げた文化や作品が、第三者の悪意が介入し、クリエイターたちを傷つけています。
生成 AI がクリエイターやクリエイターたちの著作権利を上回ることがあってはなりません。最近、ドラマと原作の間で問題があったようにクリエイターたちは原作者にあたります。生成 AI が生み出すのは副産物であり、学習するものがなければ無です。
生成 AI がクリエイターの権利を完全に侵さず、そして今いるクリエイターの新しいツールになることを望みます。

現状の生成 AI ツールを排斥し、生成 AI の制作側とクリエイターが対等な契約を結び、制作側とクリエイター双方に相応の利益が生まれる。権利を売るようなものですからそのツールを使うのに十何万、何十万かかるべきで。現状の SNS での言動をかんがみるに使用者は副産物の AI 作品であることをウォーターマークやサインを予め記されたものを使用するなど、最低限健全なクリエイターと生成 AI の同居ないし、生成 AI は金輪際使用されない、クリエイターが許容できる環境の構築を求めます。
文字を打って絵を作る、他人の絵をツギハギして絵を作る、それは盗用であり彼らを文化人と呼ぶには程遠いです。本来であれば権利を侵している人々であるはずです。
自分の職が危ぶまれた状態が長く続くことはクリエイター以前に多くの人間が健全に活動するには難しいことです。
改めて。一刻も早い法整備を求めます。

●受付番号　185001345000010599

・特定の作家の絵柄の無断学習、商用利用や業務妨害などの嫌がらせに AI を使用された場合など法的設置をして頂きたいです。AI に使用したクリエイターの名前など記入した情報を開示できるようにして頂きたいです。
・ディープフェイクに対しての法的設置をして頂きたいです。海外で既に問題になっているかと思いますが、いずれ日本でも問題になるのではないかと思っております。

●受付番号　185001345000010600

AI の無断学習に反対します。オリジナルの作者の権利を守る必要があります。

●受付番号　185001345000010601

私は現状の生成 AI の推進、使用に反対です。現状の生成 AI は取り込まれたデータが無ければ何も生み出せず、そのデータは無断で学習されたものです。現在、特定のクリエイターの作品を無断で取り込み、その作風を模倣した AI 生成画像が出回っています。とあるイラストレーターの方が生成 AI 利用者に嫌がらせを受け、無期限の X(旧 Twitter)での活動停止を発表しました。規制を急がなければこのような被害が増えていくと思われます。その嫌がらせをした人はそのイラストレーターの絵柄を模倣し、その人に成り代わるようなアカウントを作成しています。私は人の作品(主にイラストや漫画)を鑑賞することが大好きです。しかしこのような生成 AI による画像が規制なくこれからも大量に出回るような世の中がこれ以上続くなら、私は絵の鑑賞をしなくなるでしょう。私は人の手で描かれた作品を見たくて、素晴らしい作品を生み出すクリエイターを応援したくて絵を見ています。私だけではなく、「絵を見ることが好きな人」は無断学習の生成 AI 画像ではなく人の手で描かれた作品を求めています。今の生成 AI の生成物は生成 AI 利用者や AI を推進しクリエイターを廃業に追い込みたい人間たち以外に需要などありません。生成 AI による無断学習の禁止、無断学習されたデータを含む生成 AI の使用禁止を求めます。今の生成 AI は知的財産の窃盗で成り立っています。日本には素晴らしい創作文化があります。日本のアニメ、漫画、イラストなどの創作物は世界的に見てもとても優れています。海外でも高く評価されており、これからも守っていかねばならない文化です。生成 AI は日本国内だけでなく特に海外から強く批判されています。生成 AI の推進をすることは日本の海外からの評価を下げることに間違いなく繋がります。そして、著作物の無断学習を止めなければクリエイター達は筆をおり、文化は間違いなく衰退していきます。

●受付番号　185001345000010602

画像生成 AI については、以下の部分が守られている事が非常に重要だと考えます。
＞生成 AI が生成物を生成する機序の概略
＞生成 AI では、入力された指示を情報解析し得られた結果と、その生成 AI が学習したパターンやルール、傾向等に基づき、生成物を生成することとなる。この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。
一般に画像生成 AI についての誤解が広まっており、「画像生成 AI は入力した画像を切り貼りして出力している」と思われています。もし本当にそうだったとすれば著作物の不正な利用に当たるため規制が必要ですが、前述の「データの切り貼りではない」という部分が守られているのであれば、パターンやルールを解析して学ぶ事は人間の学習に近いものであり、他人の著作物から無断で学習することも人間の学習と同等に扱い、規制するべきものではないと考えます。
一方、出力されたもの自体が既存の著作物のパターンや傾向に酷似していた場合に、著作者の権利を守るべきだとも考えます。これもまた、人間が作成したものであれ、AI で生成したものであれ、区別するべきではありません。
現在の法律では「絵柄が似ている」などの理由での規制は行う事ができず、人気のイラストレーターの画風を真似する事で、本来そのイラストレーターが得るはずだった利益の一部を実質的に盗む事が可能となっています。
線引が非常に難しい問題ではありますが、「画像生成 AI が使われている画像」という安易な線引での規制をするのではなく、問題の根本を見据え、日本の技術発展の妨げとならない法律整備を望みます。

●受付番号　185001345000010603

5.各論点について
(1)学習・開発段階
エ　著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について
ここでは、「作風」や「画風」はアイデア等にとどまるものとして著作権の対象として扱われていません。
しかし、それらによって生計を立てているクリエイターは大勢存在します。例えばイラストレーターは、その「画風」によって需要を生み出しています。素案内でも、「特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI 生成物によって代替されてしまうような事態が生じることは想定しうる」と記述されています。この点は、「著作者の利益を不当に害することとなる場合」に該当すると考えられます。
「作風」「画風」は、単なるアイデアに留まるものではありません。それらを生み出すにあたり、クリエイターは非常に多くの時間と労力を費やして作風や画風の研究を行なっています。その結果として、独自の作風や画風を確立させ、消費者への需要を生み出しています。その過程を経て、本来クリエイターが得ることができたはずの利益が、AI の無断学習によって損なわれてしまうのは、如何なものかと思います。
クリエイターの承諾なく、また、一切の対価もなく、著作物を無断で AI 学習に利用することを認めることは、クリエイターの権利を損なう行為です。クリエイターの人々の尊厳と著作物を守るため、AI の無断学習の規制を求めます。

●受付番号　185001345000010604

AI の件に関して、確認いたしました。
すぐにやめてください。断固反対です。
実際にイラストレーターさんや声優さんの AI 生成で被害にあっている方がたくさんいらっしゃる中、「やめる」のではなく「懸念を払拭する」ことに関しては理解ができません。
確かに AI は便利なところが多いですが、
「便利だから」という理由でクリエイターの皆さまの未来を潰すことは、
私は決して許せません。
懸念の声を「払拭」するのではなく、今すぐ「やめて」いただけますでしょうか。
お願いいたします。

●受付番号　185001345000010605

・フェイクやなりすましで被害を与えた者について
誰かが通報しなくても法的措置を取ったり、見張る機関作ってほしい

●受付番号　185001345000010606

基本的にそのコンテンツの著作権を保有している人または企業以外がAIを利用してコンテンツを作成するのは反対です。
AIを利用するにあたり以下の条件が必要かと思います。
(1)個人で使用する場合：
　個人情報(マイナンバー、運転免許証)と顔写真の提出が必須。
企業で使用する場合：
　責任者が法人番号などを記載して手続きを行う。
(2)AI学習の利用可のコンテンツ
　著作権の保有者が自分または自社。
　著作権がきれたもの。
(3)他人の著作物を利用して生成したコンテンツの使用および商用利用した場合は著作権保有者に対して使用料の支払いおよび違反者に罰金を科すこと。
(4)(3)に接触した場合はAIを使用不可にできるようにAIを作成した業者は対策すること（できればIPアドレスで制限してほしいです。アカウント制限だとあまり意味がないので。）
(5)(3)に接触した人間または企業の情報はリスト化し、業者内で共有すること。
(6)提出した書類に虚偽が判明した場合も(3)(4)の措置をとること。

●受付番号　185001345000010607

「３.生成 AI の技術的な背景について」について記載されているＡＩの本来の機能に対し、創作物に生成ＡＩを転用することについて強い懸念を表する。

１．思想信条の自由の侵害

（１）ウにて、「生成 AI では、入力された指示を情報解析し得られた結果と、その生成 AI が学習したパターンやルール、傾向等に基づき、生成物を生成することとなる。」とあるが、出力元はクリエイター本人の思考や信条など、概念に該当するものであると考える。形にするにあたっての概念は、抽象的なため必ずしも全く異なるということはありえず、人によって濃淡はあるものの共通性を帯びてくる。つまり、生成ＡＩを使う過程で、クリエイター自身の作品の根本となる概念や思想がインプットされているため、解析しようと思えば根本の思想を知ることができてしまい、クリエイター自身の思想信条の自由を侵害する恐れがあるのではないかと考える。

ＡＩは、定量的に膨大なデータを処理したり、分析したりと人間ではエラーが出てしまうところを安定的に、品質担保して出力する機能がある。

今般の創作物での生成ＡＩの使用は、定量的な処理とは真逆な利用方法であり、本来のＡＩを使用する目的とは相反する。

２．創作活動の担い手が育たず、個人の尊厳を侵害する

本来、誰でも一から形にしたい概念や思想があり、形にするイメージが決まって、その想定通りに創れるものではない。だれしも、創作活動をはじめるにあたっては、模写でお手本とする作品を観て、まねる。文化は先代からの真似で学びつづけ、それが今でもひきつがれている。創作は、個人の思想があり、人間の尊厳として守られるべきものだが、生成ＡＩで創作することにより、尊厳を侵害する恐れがある。

●受付番号　185001345000010608

現状の問題点として、生成 AI の問題点は「権利者の許諾がなくても他人の作品を使用している」という点にあると考えます。
著作権法というものがあり、これまでは無料で使えるものと言えども規約に沿うことで使用できる、有料であっても規約に沿うといった、法に基づいた規約を守り双方が安全に、安心し使うことが通例であったはずです。
ですが、生成 AI はこれらの著作権法に違反しているにも関わらず、それを肯定しているような動きになっていると考えます。
生成 AI が悪いわけではないのでしょう。しかしそれで現在著作権法への違反や他人への中傷などが当たり前のようにまかり通っているのは言うまでもなく、それにより多くの方が創作活動をやめてしまうなど、文化の衰退とも言える状況になっている現状に対し、生成 AI に対する意識は悪感情ばかりになっていると考えます。
適切に生成 AI を使用することは、試行であったり理想的なものとなりえるとは思いますが、現在それを適切に使用するための法整備などが全く整っていない状況であり、規約なども不十分と考えます。
世の中には規約があれば適切に使える人が多数います。皆犯罪者にはなりたくないので。けれどその法や規約がなければ、主観で犯罪をしていても気づけなかったり、知っていても法に触れないからとしてしまう人が多くいます。それが多数になってしまっていれば、それに乗っかる人も多くいます。人間心理上のものです、だからこそ法律や規約で決まりを作らなければいけないと思います。
自分の著作物が勝手に使用されることも耐え難いですし、自分の著作物が自分の手の届かない範囲に行くことによりどこかで誰かに被害を与えたらと思うと不安で何もできなくなります。
創作活動が衰退するということは文化の衰退にも繋がると思います。私は日本の文化が大好きですし、それが心無い人々のせいで衰退していくのは見たくありません。
長くなりましたし拙い文章となりましたが一国民の意見として提出します。よろしくお願いします。

●受付番号　185001345000010609

私は今イラストレーターを目指しています。時間を絵描きに費やし、日々努力をしています。X(旧 Twitter)で、AI による生成イラストをよく見かけます。絵を描く側でもあり、絵を閲覧する側でもあるのですが、生成 AI を使い、クリエイターを名乗る方達からは、創作に対する思いや感情が全く感じ取れません。某イラストレーターさんは、自らの手で創り上げた作品を X に投稿していましたが、その作品を見ず知らずの方々に生成 AI に無断で学習させられ、あたかも自分が創り上げたものだと主張される被害を受けています。それらを指摘すると、お前が私の絵をパクり、投稿しているなどの偽りや、学習させたイラストを投稿し、本人様を偽ったなりすまし、遂には殺すぞなどと言った殺害予告を受け、現在は活動休止にまで追い込まれているそうです。努力をしてあれほどの素晴らしい作品を創り上げてきた作家、クリエイター様方が、殺害予告を受けるまでに追い詰められているこの現状に、私は生成 AI を抑制のみならず、禁止にするべきだと思います。そして、生成 AI に対する印象は良いものとは思えません。絵を創り上げること、それらは自分の欲求を解消するだけのもの、金を稼ぐものではなく、自分の想像する世界観を何もない白紙の中に描き込むことの楽しさを知ること、そうして出来た作品の良さを自分以外の他者と共感し、創作というものがどれだけ楽しく、より良いものなのかを知ること、知ってもらうことだと思います。努力で得られるそれ以上の価値を知り、自分の作品を沢山の人に見てもらいたいと思い、私はイラストレーターを目指しています。私のみならず、創作活動に専念されている方々が、皆同じ表明をされているはずです。
何卒、適切な対応の程よろしくお願い致します。

●受付番号　185001345000010610

５．各論点について

（１）学習・開発段階

・エ＞（エ）内記述「著作権者が反対の意思を示していることそれ自体をもって、権利制限規定の対象から除外されると解釈することは困難である。」を中心とし、素案全体に対して著作者人格権（特に同一性保持権）に関する議論が不足しているような印象を受けました。再度議論を重ね、改めて案を作成していただくことを望みます。

・キ内記述「AI 学習のために複製等を行う著作物の量が大量であることをもって、「必要と認められる限度」を超えると評価されるものではないと考えられる。」について、著作物を大量に使うことはむしろ「必要と認められる限度」を超えた著作権侵害に当たるのではないかという疑念を持ちました。なぜ著作物を大量に使うことが「必要と認められる限度」を超えないのか、理由の補足が必要と考えます。なお、もしこの解釈が誤読や認識の相違によって生じている疑問である場合には、誤読や認識の相違を生じさせないような表現へ変更をお願いします。

（２）生成・利用段階

・ア内記述「現在、生成 AI を利用した創作活動においては、開発の際に、AI 利用者が知り得なかった著作物を含む大量のデータを用いている生成 AI を利用する場合もあり、このような利用は、AI 利用者が認識し得ない著作物に基づいたものを生成する可能性もある。」について、AI が学習した著作物を認識しない（できない）まま AI を利用できるという現在の状態は利用者にとって非常にリスクが高いように思います。

現状公開されている画像生成 AI ツールの訓練において、児童ポルノといった社会的に不適切な画像が使用されていたという報道も確認しています。（参照：https://forbesjapan.com/articles/detail/68355）

健全な AI 技術の発展・AI 利用にあたり、AI サービスの提供側は少なくとも AI 利用者、および AI による当該生成物を認識できる範囲にいる人物に対し、AI が学習した著作物の完全な開示を行うよう義務付ける必要があると考えます。また、社会的に不適切な画像が使用された AI を知らずに利用したことによる利用者への不利益や損害が発生することを防ぐため、未成年への利用制限のほか、AI が学習した著作物を認識(把握)していることの確認を取ったうえで利用可能となるような仕組みについても必要ではないかと考えます。

●受付番号　185001345000010611

５．各論点について

（１）学習・開発段階

ア～イ　権利制限規定について

例に挙げられた、技術開発・実用化試験のための著作物の利用、プログラムのリバース・エンジニアリングを踏まえて考えると、生成 AI は、著作物を学習データとして直接利用する点で異なる。

また、対象となる著作物が膨大な量であるという特徴もある。

権利制限規定内に当たるのは生成 AI のプログラム開発までであり、開発に利用した学習データセットをそのままに、成果物の生成・利用することは制限規定外にあたるのではないか。

生成物の性質は学習データセットに強く依存するため、創作的表現が共通した生成物が生成されることは生成者の意図にかかわらず、あたりまえに存在する。

学習データセットを権利上問題ないもの、または学習許可された著作物のみで構成しなければ、享受目的とされる利用はなくならないのではないかと考える。

エ（オ）海賊版等の権利侵害複製物を AI 学習のため複製することについて

AI 学習のためにデータ収集を行おうとするものが、海賊版等の権利侵害複製物であるかの判断が難しいという場合であったとしても、海賊版を利用して良い理由にはならない。

この点においても、権利上問題ない著作物、または学習許可された著作物のみで構成された学習データセットを使用することで解決できる。

文書全体の印象として、生成 AI は学習データの著作物と類似しない生成物を生成することができることを前提に、そうでない場合に発生した問題に対しての考え方などが述べられているが、

そもそも、学習データの著作物と類似した生成ができてしまうことが大きな問題であると考える。

利用にあたって専門的な知識や技術が必要なく、誰しもが利用できるツールであるからこそ、学習データの著作物と類似した生成物が生成される可能性を問題視するべきである。

●受付番号　185001345000010612

4.関係者からの様々な懸念の声について

私自身 X など SNS で創作イラストを投稿し同じ絵描き仲間と交流したりイラストレーターの方のイラストを見て楽しむなど創作活動を楽しんできました。ですが生成 AI を利用したイラストを投稿する者が増えていくにつれ、イラストを見た際、これは人の手で生み出されたものなのか、生成 AI によって生み出されたものなのかを考えて作品を見るようになり、純粋に創作物を見て楽しむという行為ができなくなりました。そして自分の創作物を SNS で投稿する行為も、もし自分のイラストが無断で学習利用され、まるで自分の創作物かのような発言、投稿をされたら、私の創作を穢されるのではないかという不安が消えません。将来イラストに関連したクリエイティブ業界で働く事ができたらと思っていますが、生成 AI によってクリエイターが減る、給料が上がらない、創作物の価値が低下するのではないかと懸念しています。

そして、生成 AI を利用した悪質なユーザーがイラストレーターの方の作品を承諾なく学習、商用利用をし、さらには脅迫行為を行い活動を一時停止せざるを得ない状態にまで追い込んだ者がいます。被害者が出ています。一刻も早くクリエイターを守る法を、機関を作ってください。そして生成 AI の利用について改めて考え直してください。

5.各論点について

(1)学習・開発段階

生成 AI の学習について、個人情報を含む画像や児童ポルノ、人の死体を含む残虐な画像を学習したサイトが存在していることは極めて許されることではなく、そして所有者の承諾なく画像やイラストを生成 AI の学習に利用することも極めて許されません。学習に利用するならば所有者に承諾を得る、使用料を払う、還元することが必要だと考えます。

(2)生成・利用段階

ア　検討の前提

(1)にも記しましたが、特に商用利用を行う方の場合、画像やイラストなどの所有者に承諾を得る、使用料を払う、還元する等を行うことは必須であり、これを無視して利用することは認めることはできません。生成 AI を利用しイラストを作成、低価格で販売している利用者もいます。誰でも簡単に使うことができ、簡単に高クオリティのイラストを作成し販売するという行為を横行する者が更に増えた場合、イラストの価値が大きく低下し、イラストレーターの市場価値が下がり仕事が奪われてしまうのではと懸念しています。日本のクリエイティブ業界が世界から評価を得ているのは「自らの手で生み出す」からこそ価値があるのだと思います。

そして簡単に生成 AI を利用できてしまうことは、利用者にとっても意図せず他者の著作権を侵害することが増えるのではないかと思います。そのため生成 AI を利用するサイトは画像やイラストの所有者の承諾を得る、残虐な画像を学習させず、クリーンなサイトを運営

し、有料で提供することができれば誰でも簡単に利用することはできないため、悪用する者は減り、必要としている利用者や画像やイラストの利用を承諾した者も納得することができるのではと考えます。

●受付番号　185001345000010613

AI に著作物を学習されたくありません。

●受付番号　185001345000010614

２．検討の前提として
（ウ）具体的な利用行為に関する準拠法決定
について、著作権を侵害しているAIを開発した企業が海外に存在した場合、法律で罰する事が出来ないのではないかと思われる。またイラスト生成AIの場合、被害を受けるのはフリーランスや個人である場合が多く、十分な対応を行う事が出来ないのが現状である為、法律の整備や支援を求める。
３．生成AIの技術的な背景について（３）AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について
「AI 開発事業者や AI サービス提供者側においては、このような著作権侵害が起きないよう、防止措置を講じているものもある。」
とあるが、あまりにも楽観視しすぎている。イラスト生成AIではイラストレーターの画像を無許可で収集しており、選択してイラストを収集する物もある。
収集している画像に児童のポルノ画像が含まれていたとの話もあり、全くの無法地帯状態であると判断せざる得ない。
赤松健議員は特定のイラスト生成AIを挙げ、著作権に触れていないイラストしか使っていない生成AIがあると語っていたが、現実には任天堂やサンライズなどの公式イラストをデーターとして吸い取っており著作権を侵害していた。
この事から推進派の政治家ですら把握していない。
【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】
「 作風や画風といったアイデア等が類似するにとどまり、既存の著作物との類似
性が認められない生成物は、これを生成・利用したとしても、既存の著作物との
関係で著作権侵害とはならない。」
作画や画風が類似しても著作物との類似性が見られないと無罪いうのは、かなりあやふやしている。AIイラストの一部分が既存の著作物とほんの少し違うだけで無罪になるという、とんでもない事が起きかねない。
「特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI 生成物によって代替されてしまうような事態が生じる」
現実にあるイラストレーターを陥れるために、生成ＡＩを用いてイラストレーターの画像を学ばせて、悪意ある内容に改悪した絵をインターネット上に掲示したり、なり代わりの道具として生成ＡＩのイラストを用いてなり替わろうと出来事は起きている。
【侵害に対する措置について】
（イ）学習済みモデルの廃棄請求について
「AI 学習により作成された学習済モデルは、学習に用いられた著作物の複製物とはいえない場合が多いと考えられ、「侵害の行為を組成した物」又は「侵害の行為

によつて作成された物」には該当しないと考えられる。また、通常、AI 学習により作成された学習済モデルは、学習データである著作物と類似しないものを生成することができると考えられることから、「専ら侵害の行為に供された機械若しくは器具」にも該当しないと考えられる。そのため、AI 学習により作成された学習済モデルについての廃棄請求は、通常、認められないものと考えられる。」
この解釈はあまりにも現実が見えておらず、実に愚かすぎる考えだ。
実際には無断で画像や文章が収集されているにも関わらず、まるで泥棒に盗まれたものを泥棒は返さなくていいと言っているのだ。
これほど AI 側に偏った考えはないだろう。
盗んだものは返すのは、当たり前の考えではないか。
素案を読んで、文化庁はあまりにも現実を知らない楽観的なおめでたい組織だった事がわかった。
生成 AI のイラストを悪意ある人が使った場合をまるで考えておらず、現実に悪意ある使われ方をされて被害を被っている人達をまるでいないものとしたいのだと、読み取れた。法律の問題点に関しては、AI を使う人作る人は善良な人間しかいないと考えていないような AI 側に優位にさせた内容になっているのが問題ではないか。
まるでイラストレーターや画家は前時代の職業なのだから差別して絶滅させてもいいのだと語っているように見える。
文化を衰退させるのも、文化庁の仕事だったとは思いもよらなかった。
そもそも法第 30 条の 4 を見直した方がいいのではないかと考えている。

●受付番号　185001345000010615

AI の無断学習に反対します。AI の無断学習が行われることで職を失う方が沢山出るかもしれません。私自身も作品を世界に発信していきたいので作品を AI に無断学習をされては困ります。どうかよろしくお願いします。

●受付番号　185001345000010616

多大な学習を行わなければ使い物にならないAIが、著作権者の許可ない画像や文章を学習元としていることについては、非常に問題だと思います。人間も許可なく学習しますが、人間が学習するのと、機械が学習するのとでは、インプットアウトプットにかかる時間が桁違いです。もとの著作権者の得られたはずの利益を妨害し、著作権者がかけた時間を無にする行為です。
このようなことが続けば、創作者は安心して創作ができなくなります。クリエイティブを国おこしの材料とも考える国がとっていい方策とはではありません。

●受付番号　185001345000010617

AI の無断学習に反対いたします。

●受付番号　185001345000010618

４．関係者からの様々な懸念の声について
５．各論点について
（１）学習・開発段階
意見：　生成 AI が技術として多数の学習データを使用して新たな生成物を作るという技術の性質上、データ（イラストなどの著作物）を学習のためりようしなければいけないというのは理解できるのですが、その学習が一方的かつ、強制的に行われていることが、今懸念の声や不満の声が上がっていて、様々な論争が起きている理由だと思います。
「４．関係者からの様々な懸念の声について」にもある通り、海賊版や違法ポルノなどが学習データに使用されていることは事実であり、著作物が「無断で」使用されることに起因するものと考えられます。
今現在、データ学習などに著作物を使用することを禁止するよう表明している著作者が散見されますが、現行の法ではそれを無視してデータを学習しても何のペナルティもありません。
ですので、希望者、つまりデータ学習 ok の表明をした人物の著作物のみがデータ学習に使用されるように法整備すれば、こういった著作権の問題もなくなるのではないでしょうか。
「４．関係者からの様々な懸念の声について」にある三つの層の懸念の声はこれが完全に行われることですべて解決すると考えられます。
何卒、ご検討いただければと思います。

●受付番号　185001345000010619

AI の無断学習に反対します。
クリエイター達の権利を守るという大前提のもとで AI の活用方法を考えるべきだと思います。
既に AI を悪用した嫌がらせや権利侵害ともいうべき問題が複数発生し、そのために筆を折るクリエイターがいます。
このままでは誰も「絵を描く」ひいては「創造する」ということをしなくなります。
文化、産業の発展において大きな痛手だと思います。
どうかクリエイター達を守ってください。

●受付番号　185001345000010620

AI 出力品での金銭のやりとり、著作者に無許可で AI に学習させることに反対
一次、二次創作者が減り、創作文化の後退に繋がる。

●受付番号　185001345000010621

AI の取り扱いには非常に注意が必要であると思います。芸術の分野においては特にです。取り扱いを間違えば、人類史で繁栄してきた芸術をまたその活動を損なうことになるでしょう。具体的に言えば AI を用いた盗作です。絵や動画や音楽、また人の声まで現在 AI を用いたものがインターネットでも散見されます。人の手を使わずに生成される AI 作品は一見便利かつ人件費の削減などに利用できるような考え方もありますが、それが著作権というたくさんの人の財産を脅かしているということを文化庁として国民に訴えて欲しいです。しかし、AI 技術というものができた以上それを完全に防ぐことは難しいと思います。今現在 AI 技術の進歩と共に私たちに必要なことは、(1)クリーンな AI の合法化(クリーンな AI は学習元と学習素材が全て使用者、または開発者の著作である必要がある)(2)AI を使用した作品には AI 生成であることの明記と何の AI を用いたのかの明記が必要であるとすること。(3)違法な AI によって作品を悪用された場合を厳しく取り締まる法律の制定などです。また、AI 生成によるフェイク動画や音声などもこれから事件となっていくと思います。そういった類の悪質な AI を撲滅するためにも(1)クリーンな AI の合法化は必要であると思います。
このような意見を述べる機会を頂いてありがとうございます。わたしも絵描きの身ですので AI 生成によって自分の作品や大切な大好きな芸術たちが汚染される心配をしています。

●受付番号　185001345000010622

（イ）学習済みモデルの廃棄請求について
AI 学習により作成された学習済モデルは、学習に用いられた著作物の複製物とはいえない場合が多いと考えられ、「侵害の行為を組成した物」又は「侵害の行為によつて作成された物」には該当しないと考えられる。
学習済みモデルは、著作物と類似した作品を生成することに利用され、著作物の権利侵害に該当すると考えます。

●受付番号　185001345000010623

2DCG クリエイターで仕事をしているものです。
AI ですでに起きていて個人的に怖いと思っていることは、
これまでネットに上がっているイラストや写真などが本人たちに断りもなく取り込まれているということです。
生成結果で誰かの画風のイラスト、造形物、本人の写真が反映されてしまっていても
それを知ることもできないのがとても怖いです。
データを収集する際に製作者の同意があったものだけ、
フリーの写真やイラスト素材のように作者が進んで使用許可を出している物のみにするなど線引きは必要ではないでしょうか？
フェイクニュースやコラージュ写真に使用され、それが AI 生成物だと気付かれずに広まっている事象も起きているのでしっかり AI 生成物として見分けられるものでもあってほしいです。

●受付番号　185001345000010624

生成 AI を使用することを前提にしたような内容なのはどうなのでしょうか。
仮に AI 学習に際して著作権侵害が生じたとしても、学習モデルに関して何ら措置を行えないならやったもん勝ちになってしまうのでしょうか。であるならば３０条の４を話しても仕方ないのでは、不当に害したとしてもお咎めなしは著作権法違反を助長する結果になるのではないでしょうか。
また、生成 AI により利益を不当に害する人がいたとしてそれをどうやって証明するのでしょうか。生成 AI による出力が著作物と類似すると出力者も著作権者も把握出来ない生成 AI の使用に問題がないと考えられてるのでしょうか。
生成 AI の最大の問題点はすべてが不透明な部分にあります。現行法との整合性は重要ですが、日本を AI 先進国にするなどの夢物語を語るのではなく現実のクリエイターを保護していただけるようにと思います。

●受付番号　185001345000010625

●現行著作権法および令和５年度著作権セミナー 講演資料における問題点
I.既存の著作物から抽出、複製された際に得られた学習用データセットの著作権について
<根拠>
(i)学習用データセットの特徴として、引用元および原著作物を情報的に解析して生成されることから、
学習用データセットは原著作物の創作性を引き継ぐことができるため、
学習用データセットの著作権は、原著作物の著作者が所有すべきである。
(ii)AI 使用者が AI 生成物の単独の著作権を主張する場合は、原著作物の著作者と議論して定めるべきである。
一方で、AI 生成物について AI 使用者の創作的寄与が認められない場合は、原則、原著作者が著作権を得る。
(iii) (ii)について AI 使用者と原著作者の意見がまとまらない場合、裁判所等第三者の介入の元、結論を定める必要がある。
<結論>AI 生成物は AI 使用者の単独の著作物と見なすことは不適切であり、学習元の原著作者と直接の著作者との共同著作物、
もしくは、原著作者のみが著作権を有すると見なすべきである。
II. 著作権法第３０条の４「享受」の不透明性
<根拠>
(i)「享受」と称する表現は、著作権法を侵害する恐れのある AI 使用者もしくは既存の著作者において、
恣意的かつ簡便に偽ることが可能な為、本法を定める上で不適切な表現である。
(ii)著作物の利用規定は、原著作者が定める利用規定等が著作物の運用を不当に制限する場合を除き、
本法より優先的に規約として認められる。したがって、AI 使用者の「享受」に関わらず、条文を定める必要がある。
<結論>著作権法第３０条の４から「享受」文言を除いて、条文を定めるべきである。
III.「ＡＩ と著作権」ｐ２８「AI 生成物（ＡＩが生成したコンテンツ）が「著作物」に当たるか」について
<根拠>
(i)<I>の結論から引用し、AI 生成物は原著作者のみの著作物もしくは学習元の原著作者と直接の著作者との共同著作物とみなす。
(ii)AI 使用者から独立した AI によって生成された AI 生成物は、用いた学習用データセットに原著作物がある場合、
原著作者が著作権を有すると見なすべきである。

(iii) (i)、(ii)と並行し、学習用データセットを用いずに生成された AI 生成物は、著作物に当らないとみなす。
(iv)原著作者のみの著作物としてみなす場合、AI 生成物の著作者人格権についても原著作者が有するとみなされる。
(v)学習元の原著作者と直接の著作者との共同著作物とみなす場合、複製権、上映権等は著作者間で議論、
合意の元、判断する必要がある。
<結論>AI 生成物は、原著作者のみ、もしくは原著作者と AI 使用者双方の著作物にあたるとみなすべきである。
IV.「AI と著作権に関する考え方について」p28 5 (1)カ(イ) 柱脚 31 について
<根拠>
(i)AI 学習に関わらず、著作権侵害が生じた際、侵害された著作者は、当法 第百十五条「名誉回復等の措置」を請求できる。
(ii)当請求は、著作権侵害に用いられた技術の種類に問われず、名誉回復が完遂される前提で条文化されるものであろう。
(iii)すなわち、当技術の実現性は、当該技術の製造思想に由来すると判断できる。
この製造思想は、技術開発に携わった個人、法人、団体他の製造事業方針を元にした技術開発ビジョンが基にある。
(iv)国内においてあらゆる科学技術は、公益社団法人 日本技術士会が定める技術士倫理要領を元に、技術開発される。
これに違反した科学技術および当技術を有する企業、機構および他組織は、国内外を問わず社会的地位を失うのが通例であり現実である。
(v)技術士倫理において、技術開発の実現可能性や時間的、費用的負担を理由とし被害抑制を行わないことは、
技術士倫理要領 1.「安全・健康・福祉の優先」、6.「公正かつ誠実な履行」、8.「法令などの順守」、9「相互の尊重」に反する。
(vi)実際に、「現実的でなかったはずの」著作権侵害等違反行為は国内外に留まらず様々な分野で認められており、
当該著作者の意図に反する形で顕在化する例がある。これは、日本国における司法制度、裁判制度の根幹である。
・[redacted]
・https://jp.reuters.com/article/idUSKBN2Y1056/
・https://www.hokkaido-np.co.jp/article/961826/
<結論>AI 学習有無に関わらず、著作権侵害が生じた場合、侵害の程度に関わらず、損害の賠償および著作者の名誉回復に努めることが絶対である。

●受付番号　185001345000010626

1.はじめに、の部分より AI にて創作活動を行うクリエイターとあるが、これはただのプログラマーです。クリエイターではありません。
2.検討の前提として
（1)従来の著作権法の考え方との整合性について、の著作権法の説明から AI はすでに著作物を無断で使用し、それをコマンドプロンプトにて切り貼りしているだけなので「1 思想又は感情を、 2 創作的に、3 表現したもので」はありません。
ア 「柔軟な権利制限規定」の制定に至る背景と経緯、の点で「大量の情報を集積し、組み合わせ、解析することで付加価値を生み出す」とありますが、それは既にある著作物の組み合わせでしかなく、また著作権のあるものを無断で使用しても AI で作成されたものは著作権が問われないとなると、現在ある商標権のあるもの、キャラクター、著名人、一般の人ですら自由に使って良いという極論になるのではないでしょうか。
AI で出力された者の中にはポケットモンスターやスーパーマリオなど有名なキャラクターそのままに出力されているものがあります。それらをそのまま著作権が認められるとなるのはおかしいと思います。
イ 法第 30 条の 4 の対象となる利用行為では AI で出力された画像には既に自作の絵を AI に取り込まれ、あたかも自分が描いた絵のように出力される AI の出力データで損害を被っているイラストレーター、岸田総理の AI フェイク動画を作成していて多大な損害を被っています。
基本的に AI で何かを出力する人々はそれにより称賛、利益の供与を受けたいという意志があり、これにより創作物を制作する人、表現をする人の作品を利用しています。
(3)AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置については既に上記に挙げたことからも削除をすると言うことは現実的ではなく、今この時でさえクリエイターの作品を無断で登録させ、粗悪な出力データを作成しています。
AI をクリーンにするにはデータを一から集めるために提供者を募り、対価を支払う必要があると考えられます。これをきちんと法で制定し、違法データの使用を禁止するべきです。
<AI 利用者の懸念>については（1）意図して著作権侵害物を作成するものや、（3）努力せずに作品を作って世に出しているのは努力しているのはその無断で使用された作品を制作しているクリエイターです。この部分はなぜ正しい創作者を脅かす加害者によりそうことになっているのかが甚だ疑問です。
（4）AI 生成物が著作物とならず、法的な保護の対象にならないのではないかは、既に既存の作品のデータを無断で切り貼りをしているというところから法的な保護の対象にすることは反対です。

今まで無断で学習させており、それが広がったことを受けて無理やりにAI側に寄り添うような素案で、クールジャパン等を謳っていますがAIでの著作権を認めてしまうと市場がAIに埋め尽くされ、安く買い叩かれ、創作者が減り、文化の先細りが早まると思います。
(イ)アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて、についてはその作者の作品を取り込むことによりそのままそっくりの画像が出てくる、作風や画風というよりもそのものの解析データという扱いですが、これを認めてしまうのは本当に反対です。やめていただきたい。
最初にも記載しましたが自作の絵をAIに取り込まれ、あたかも自分が描いた絵のように出力されるAIの出力データで損害を被っているイラストレーターが散見されています。これは甚大な被害です。
AIは考えてその絵柄・画風を作り上げたわけではありません。
亡くなった人の作品を学習させ、新たな作品をつくるAIなどもニュースでみましたが、それは単に過去の作品を切り貼りしているだけです。

●受付番号　185001345000010627

人が創作した作品を生成 AI に学習させ、創作活動を行うのはクリエイターではありません。著作権を侵害する犯罪者です。自分の人生の多くの時間をかけて磨き上げた技術やコストが、なんの苦労もなしていない犯罪者に対価なしで奪われる、そんなことが許されるべきではありません。むしろ、コツコツと地道に努力してきた誠実なクリエイターを守るように動くのが政府の正しいあり方ではないでしょうか。現状、クリエイティブ産業は人手不足だと聞きます。生成 AI の参入によって、正当な利益が支払われず、AI なのではないかという疑いを持たれることなどにより、クリエイターは更に減少し、日本のクリエイティブ産業の衰退が懸念されます。人の創作物を学習させ生成することは絶対に許されません。

●受付番号　185001345000010628

２イ項１ 著作権者の利益を害するものでないと考えられると記載があるが、現在の画像生成 AI は素案後述にもある通り特定の著作者や作品を模して生成することが可能である、またその画像が SNS などで見られるなどの事例が存在しており、加えてその画像生成者が金銭の授受を伴う画像生成を行なっているなど、利益を害するものではないという部分に明確に反している。

またこれに関して、生成 AI の使用を禁じている企業もあるが、生成 AI の使用について確認する必要が生じるため著作者と契約する側にも負担を要する構造になっている。

同項３ 視聴者等の知的・精神的欲求を満たすという効用を得ることに向けられた行為ではないと考えられると記載があるが、現状の画像生成 AI が利用されている様子を見ると根拠にかける考えである。よってその後の内容も根拠に欠ける。

５の１カのイ項目２ 学習に用いられた著作物の複製物とは言えない場合が多いと考えられ、との記載があるが、これは著作者の利益に直接つながる点である。著作物の複製物と言えない明確な根拠を示すべきだと考える。

加えて、その根拠が示せない、もしくは複製物であったのであれば廃棄請求は認められるべきである。

５の３イ項目２ 生成者物の著作物性についての論であるが、これは全体的に求められるべきではないと考えられる。

１から３が認められるのであれば、企業がデザイナーなどに対し発注した場合の著作物性は企業が持つことになるのと同じことである。だが著作権を購入しない限り著作物性はデザイナー側が持つことから、生成 AI に対しても同様に、生成 AI の使用者に著作物性は付与されるべきではないと考える。

素案を受けて

・現在、既に生成 AI を利用したディープフェイク、並びにディープフェイクポルノの被害が出ている。また、詐欺紛いの広告に使用されるケースも多く存在する。

※ディープフェイクは先の能登での震災の件、ディープフェイクポルノは海外で自殺者の件を参照のこと

よって生成 AI による被害を食い止める術がない状況で運用を良しとする事は非常に危険である。文化という側面も当然守られるべきであるが、文化を衰退させる技術が人命にも被害を及ぼし得るのであれば安全な運用方法が確立されるまで運用されるべきでない。

・現在の日本においてエンターテイメントは大きな市場となっているのは明白であるが、AI による画像生成において現行のまま、並びに素案の内容のままであれば大きな打撃となる。

現状の学習済み生成 AI の利用を許可することは、漫画村のような画像転載サイトを許諾することに近しい。海賊版サイトは書籍の売り上げに大きなマイナスをもたらしていると

いうのは既に判明していることから、日本のエンターテイメント市場の大幅な縮小につながると見られる。
また、昨今の海外市場は生成 AI に対し大きなマイナス感情を抱いている。生成 AI による被害を食い止める術を持たないまま使用に許諾を出すことは、国際市場においても大きく信頼を損ねる行為であるだろう。
　画像生成 AI をもし使用するのであれば、学習元となる著作者からの許諾を得ることが不可欠であると考える。

●受付番号　185001345000010629

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010630

生成 AI の存在を利用して他人のイラストを無断加工したり、
手描きイラストと言い張って AI イラストを出したり、
真面目にイラストを描いている人々を罵倒したり攻撃したり嫌がらせする人々が居ます。
その光景がずっと続いているので生成 AI 自体を規制してください。

●受付番号　185001345000010631

AI による既存データの無断学習には断固反対します。
ちきんと著者に許可をとらないのであれば泥棒です。
一般感覚としてとても受け入れられるものではありません。

●受付番号　185001345000010632

現在ある法は現在のAIを使用した際のことを全く想定してないのにそれに当てはめて考えるのはおかしくないかと思います。

●受付番号　185001345000010633

私は二次元創作や漫画を読むことが趣味なのですが、時々やはり AI が書いた絵を見かけることがあります。
大体が艶やかで儚いような絵をよく見かけるような気がするのですが、近頃元々そのような絵柄の方との区別がつかなくなってきて、その絵を人が描いたのか AI が描いたのか議論されているのを見て、とても恐ろしくなりました。
これ以上 AI が人の絵を学習してあらゆる絵柄の絵を描けるようになってしまったら、私の好きな作者さん達も AI に真似されて、絵を描くことをやめてしまうのではないかと思ってしまいました。
私には解決方法なんてものは思いつきません。
でも大切で大好きな絵を守りたい一心で意見を出させていただきました。
作者さんの絵の著作権が守られることを願っています。

●受付番号　185001345000010634

まず一般の目に晒されている生成 AI の学習先のデータはほぼ無断転載の著作物である事実を知っていただきたいです。
作家のサインの入ったイラスト、アニメーターやアマチュア作家の制作したアニメーションや声優が映像作品に吹き込む演技、これらを著作者の許諾なしに学習させた上で排出されたものを「作品」と呼ぶのは些か抵抗があります。
創作しない人間から、コンテンツの制作者に制作依頼のイメージを伝えるには便利なツールだとは思いますが、クリエイターありきで動く技術がクリエイターの権利を侵害するのは本末転倒です。
そしてこれは個人間のトラブルに限らず企業間の問題にも発展しかねない技術です。
端的に言ってしまえば生成 AI は合成技術です。操作者の意図にかかわらず他者の作品の権利を踏み躙ってしまいます。現在既にこの技術を悪用した嫌がらせを受け制作を辞めてしまった作家が多くいます。
制作物は作品はコラージュされるために作られているわけではありません。
生成 AI により排出された合成物に著作権を与えればあらゆるメディア、コンテンツの価値が暴落してしまうか、どんな風に悪用されてしまうか、今一度ご精査した上で法整備を取り行っていただきますようお願いします。

●受付番号　185001345000010635

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010636

生成 AI を推進するような働きはやめてください。
生成 AI は学習する下地がないと何もできませんよね？その下地は無数の人が何年もかけて作り上げてきた作品です。そんなこともわからない人たちに自分たちの作品を使われたくありません。自らの利益だけのために汚すのはやめてください。使用するのであれば著作権は全て元の絵柄の人のあるものとしてください。
だいたい、学習するものがなければ何もできないのに文化の発展になるのでしょうか。自分が何年もかけて努力して積み上げた結晶を無断で敬意も何もなく横取りされたら人によっては心が折れます。そういう人が増えれば生成 AI なんて何もできません。
私自身小さい頃から絵を描いていますが自分の絵柄を勝手に学習されて自分が生み出したもののようにされるのは嫌です。
生成 AI を使いたいのであれば自分が一から手で描いてそれを学習させればいい。人を巻き込んで自分の作品と呼ぶな。
あと生成 AI を使って作品を発表している奴らは決して自分で描いているわけではないので普通のイラストレーターと同業ではないし同じ舞台に立ってもいない。勘違いするな。
また、どうしても生成 AI を使いたいのであれば規制をしっかり設けてほしい。それから学習されたくないクリエイターは多くいるので無断学習はしないでほしい。拒否権をクリエイター側に与えるべき。もしくは損害が発生した時に生成 AI を使用する側はしっかり相応の責任を負うこと。著作権をしっかりクリエイター側にあることを示すこと。生成 AI を使っている奴らは学習する元になる多数のクリエイターがいるからできることであるという自覚と敬意を持ってそれを言葉だけでなく行動で示す義務を与えること。

●受付番号　185001345000010637

AI 技術がいかに生活を豊かにするものであっても、それらが国民の著作権を侵害するものであってはいけない、昨今問題になっている生成 AI の問題点はそれらを著しく犯しているからであります、ゆえに AI の利用者、開発者はそれらの学習に使われるデータが誰の著作権も侵害していないと証明し、保証しなくてはならないものと考えます。

●受付番号　185001345000010638

日本のサブカルチャー文化は学習 AI による無断での学習と画像作成を法律で規制し、学習元の画像を創造した作者の著作権を守らなければ、確実に廃れます。
学習 AI に問題があるのではなく、学習元が不透明なことが問題です。今、かなり私達クリエイターは崖っぷちです。どうか私達と、日本の芸術の未来を閉ざさないでください。

●受付番号　185001345000010639

●AI 学習について
AI 学習は今後の発展において大変興味深い技術でありますが、それによって生まれる被害も、いま現時点で数多く存在します。AI 技術を推進するとしても、その元になった技術者の権利を無視するような自体は回避すべきです。
●著作者人格権の侵害
AI 学習により著作者人格権が完全に無視され、被害を受け実際に活動休止に追い込まれた方々が存在します。
当方が知る限りこちらの方が特に著しい被害を受けております。
[redacted]
この方は一例に過ぎませんが、AI に自身の描いた絵を奪われたクリエイターたちは数多く存在し、AI が描くならもう描かないと筆を折ったり、悪意のある生成 AI 使用者によって活動を追い込まれ筆を折るという自体を幾度となく見ています。
著者が絵の学習を禁止・転載を禁止しているのにもかかわらず AI に学習させ書き出させれば転載が合法になってしまうというのが現状です。こうなってしまえば絵や書物、音楽などで生活費を得ていた方々は仕事を奪われ、数秒で書き出される誰かの絵だったものが市場を占めることになるでしょう。こうやって生まれる被害は重大です。自ら築いてきた数々の文化を費やされることになり、文化の消失をしかねません。AI の元になった文化が保護されることによって、より AI が発展していくとも考えられます。故に、大元の文化を保護する必要があります。
●AI 推進における法律の制定のお願いについて
AI 推進にあたり、AI が学習した技術を明記しなければならない、AI によって生成したものが自身のものだと主張できないようにする等の元の著作者の保護をする対策及び法律がほしいです。例として、
・牛のタグのように、QR コード等を読み込めば生産元がわかるように必ず明記する必要がある。
・著作元が許可をしていない限り AI 学習は不可、明らかに著作元の意見が無視されるようなことがあれば罰金等のペナルティを課す。
・AI によって著作者人格権、及び人権侵害の被害があった際の法律を早急に制定する。
等です。生成 AI に近しい技術として「初音ミク」や「VOICEVOX」などの音声 AI が上げられると思います。こちらは利用規約が定められており、それらによって会社の権利や大元の声優の権利が保護されております。生成 AI に近しい技術であるもののここまで発展し、もはや人間の声と聴き比べても違和感がないほどの大きなものとなったのはやはり「クリエイターの保護」等にあると思われます。クリエイターが安心して制作ができるからこそ技術者が増え、技術が拡大しています。

これらのことにより絵、書き物、音楽を作り出すクリエイターを保護することによってより豊かな発展をしていくと考えます。

●受付番号　185001345000010640

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010641

AI の生成のため、既存の著作物の複製や、既存の著作物に類似した生成物の生成等は、既存の著作物への著作権侵害にあたると考えます。自分の絵・写真を無断や無料で使用許可できません。

●受付番号　185001345000010642

p.34（３）生成物の著作物性について
AI による生成物へ著作物性を認められるべきではない。
AI に著作物性を認めた場合、人間の数万倍の速度で出力を生成できる AI に網羅的に表現のパターンを入力し、生成された膨大な出力を公開し著作物性を主張することで、後発の表現を制約あるいはその利益の還元を主張することが可能となる。
生成物へ著作物性の判断材料となる創作的寄与も、それ自体がプロンプト入力の生成 AI による自動化の可能性を考慮すべきである。
このような事態は創作活動を萎縮させ、「著作者等の権利の保護を図り、もって
文化の発展に寄与すること」という著作権法の目的に反しているため AI による生成物へ著作物性を認められるべきではない。

●受付番号　185001345000010643

AI 創作物に法的許可を出すのは時期尚早だと否定させていただく。
創作者の保護のため。現状では創作者に対する法の守りが薄く、AI 創作者に悪意があれどなかれど、そのつもりはない、無かったという文言で許されてしまう可能性がある。
また、法的措置を行うという行動自体を避ける人、嫌がる人が多いため、もし AI 創作者に悪意ある創作をされても法的措置を取らず、結果的に創作という行動から離れてしまう可能性がある。
AI による創作全てを否定するつもりはないが、良しとするにはまだ時期尚早であると考える。
創作者を AI 等から守る法律をもっと整えてから、AI による創作物の事に取り組んでいくべきだと思う。

●受付番号　185001345000010644

以下に意見を提出させていただきます。
【意見箇所】１
２．検討の前提として
（１）ア
著作権は「自分の考えや気持ちを作品として表現したもの」の「表現」とは自らが取得した技法、文法を駆使して創造されたものであり、「ツールにテキストを入力したもの」に技法や文法は存在せず、生成物を「著作物」とする前提が間違っていると指摘する。
【意見箇所】２
５．各論点について
（１）学習・開発段階
エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について
（イ）の項目に関して、AI 生成で生成された画像が「既存の作風や画風といったアイデア等が類似する」ということは、「元の著作物が AI 学習に使用されている結果」であって、その学習したデータが「合法（著作者に許可を得て学習したもの）」でない限りは、AI 生成が「著作者に無断で複製・翻案をした」ことに該当するため、違法性があると考えられる。

●受付番号　185001345000010645

日本のキャラクターや創作技術は世界に誇れるひとつの武器だと考えています。AI による商業展開などが予想されますので、創作する方を減らすことは大きなダメージになり得ると考えます。

●受付番号　185001345000010646

8 年前からイラストレーターとして生計を立てている者です。
日頃世間で見聞する生成 AI に関して簡潔に思っていることを書かせていただきます。
日々イラストを時間をかけて書き上げ、取引先に納品したり、SNS やイラスト投稿サイトで投稿している身としましては、話題に上がる生成 AI ツールは「人が努力して書き上げた著作物をバラバラにして切り貼りしている物」という印象しか感じません。
最近は、特定の作家の絵柄を取り込んで似たような絵柄の画像を生成するツールも出てきており、そのツールを使って匿名の人間にある作家が嫌がらせや脅迫を受けたという事も目の当たりにしました。
その作家のキャラクターが首を吊っているイラストを生成 AI で出力し、作家に送り付けるという手口でした。
私にはこの状況が、「生成 AI を特定の人間が間違った使い方をした」事例だとは思いません。
何故なら、SNS で一般人の間で「自身の顔写真を AI イラストに変換するアプリ」が流行ったのを見ましたが、アプリから出力される AI 画像が他人の著作物の寄せ集めであるかもしれない事を危惧する意見がほとんど見られず、ただ「おもちゃ」として使われている事に危機感を感じずにはいられなかった事。
作風を取り込むツールに絵柄を取り込まれた作家の一覧がネットに上がっていましたが、私の絵も無許可で取り込まれていた事を確認してしまったからです。
つまり私も今後嫌がらせや脅迫の被害者になる可能性があるということです。
法で整備されていない物を一般人が扱えば、上記のような事は簡単に、それも多数起こりうると私は考えます。
イラストレーターを廃業に追いやるのはツールを悪く使う人間もそうですが、私が一番恐れているのは「法整備の行き届いていない生成 AI を一般人がおもちゃとして扱い、イラストレーターの著作物や努力、絵に対する思いも踏みにじっていることに気付かない。それが当たり前の世の中になる」ことです。
世の中の人間が何も考えずに仕事をしていないのと同じで、イラストレーターも色々考えながら絵を描いています。
見ず知らずの一般人におもちゃにしてもらうために絵を描いているわけではありません。
今の生成 AI とイラストレーターの関係は、イラストレーター側が一方的に無条件で搾取されているだけだと捉えていますし、生成 AI というツールは一般人には手に余る、必要のない物だと考えます。
絵仕事一本で生きてきた分余計にそう思います。
技術や努力の差、個性があるからこそこの業界は面白いし、人が描くイラストは美しいのです。

サッカー選手になりたければサッカーの練習をするのと、本質は同じだと思います。
いずれは企業が法を順守しつつ使用するツールとなることに期待し、一刻も早く素材にされたイラストレーターへの還元なり、我々イラストレーターの著作権が保護される形となる法改正、法整備を求めます。よろしくお願い致します。

●受付番号　185001345000010647

5.各論点において
(3)生成物の著作物性において
(4)その他の論点について
生成 AI の学習に許諾のない作品を使うこと、またそれを自作したと公言し利益を得る、または原作の作者を貶める行為は看過されるべきではないと考えます。
生成 AI の技術そのものは便利で素晴らしいものであっても、学習なしには AI の作品も生まれません。いくら便利なものでも、その使い方を間違えては本当に創作を愛する方々がいずれネット上に自身の作品を公開することをやめてしまうでしょう。実際にもう何件も、著作権を守られることなく創作を諦めてしまった例も上がっています。
0 から何かを創造する創作という行為はネットが当たり前になった現代では一見ありふれたもののように見えるかもしれませんが、実際は非常に稀有で、難しく、社会になくてはならないものです。映画も音楽も漫画もアニメーションもイラストも写真も、そういった創作を愛する方々によって与えられています。その方々の創作者としての権利、人権や著作権は当然守られるべきであり、その権利を蔑ろにしての生成 AI の発展はあり得ないと考えます。
生成 AI による無断学習、生成 AI による模倣や自作発言は法的に罰せられるべきものであると思います。そういった権利の侵害は社会に何の生産性ももたらさないどころか、素晴らしい創作者の方々の尊厳や創作意欲を踏みにじる行為でもあります。
素晴らしい作品を世に生み出してくださる方々の権利を守ること、また安心して作品を世に出せる環境を作ることで、また新たな作品が生まれます。もちろん生成 AI そのものの技術も使い方さえ間違えなければ素晴らしいものであるはずなので、良い形で共生できることを願います。

●受付番号　185001345000010648

項目５.（１）学習・開発段階　に関して
まず初めに、肖像、文字、絵、音楽 etc、それら全ての創作物、個人情報はどういった理由、形であれそれらの権利を所有する当人の許可無く第三者が無断で使用していい物ではないと思われます。
現状の生成ＡＩは新たな表現を発展させるどころか、これから生み出されたであろう表現を委縮させる結果にしかなっていません。
ＡＩ技術の開発に使用する学習データは、第一の前提として著作者の同意の上で行われるべきだと思います。

●受付番号　185001345000010649

AI の無断学習に反対します。著作物を無下にする行為です。

●受付番号　185001345000010650

まず前提として、生成 AI の利活用拡大よりも先に、著作権法・知的財産法侵害のリスクとクリエイティブ業界の衰退、ディープフェイクの危険性にどう対処するかを先に論じるべきである。
・生成 AI と著作権の問題点
まず第一に念頭に置かねばならないのは、生成 AI の仕組みについて正しく理解する必要がある。
生成 AI とは何か
https://www.brainpad.co.jp/doors/news_trend/about_generative_ai/
画像生成 AI について
https://qiita.com/ps010/items/ea4e8ddeff4de62d1ab1
特に画像生成 AI は学習データセットからデータを復元、合成して出力しているという仕組み。このことから、2 つのことが言える。
1.著作物とよく似た生成…類似性・依拠性が認められ、複製権等の侵害にあたる可能性がある。
2.著作物と似ていない生成…そもそも著作物をデータとして使用しているため、同一性保持権の違反にあたる可能性がある。
いわゆる生成 AI ユーザーの主張として、『AI は描画技術や著作物の特徴を学習している』旨のものがあるが、これは構造的に言えば間違いである。
実際に人間に例えれば、著作物をコピー機に掛けたり合成しているような物で、よく同一の物として引き合いに出される二次創作では、このような行為は版権元に対する侮辱的行為であるため、禁忌とされている。
・30 条の 4 の適用範囲について
享受目的を「精神的にすぐれたものや物質上の利益などを、受け入れ味わい楽しむこと」とするならば、生成物の公開・商用利用は本来適用対象外とすべきである。しかし、規制する術が無く著作物を無断使用されているのが現状である。
以上のことから、学習データセットに用いる著作物には
・著作者の許諾を得ている
・使用料として対価を著作者に支払っている
・学習したデータが一般公開されている
・データセット内のデータを誰でも検索可能な状態にしている
上記を必要条件として法整備を求める。
著作権侵害を訴えるアーティスト側が、学習データセット内がブラックボックスであるが故に無断でデータを利用された事を立証できなかった事例がある。
https://news.yahoo.co.jp/articles/ccabb88a5a8f557bdb05c2667f68a1263551f95b

これは生成物に特定の著作物の使用が一見明らかであるにも関わらず、肝心のデータセットの中から膨大な量のデータをブラックボックス化することによって、著作物を発見できないようにされている為である。
法的には著作権侵害に対応可能とされるはずの物が、機械的な仕組みによって立証不可能となっている。
特に技術的な対応が必要なのは、
1,学習データセットのブラックボックス状態をクリアにする
2.学習データセット内の検索結果にプロテクトを掛けることを禁止する

この 2 点である。
・また、学習データセット内に児童性的虐待画像(CSAM)が含まれている事が確認されており、生成 AI の大きな倫理的問題点となっている
[redacted]
・テキストから画像を生成する拡散モデルが学
習データとほぼ同じ画像を生成。Text-to-Image モデルの Stable Diffusion を研究した論文
AI の無断学習・生成による肖像権侵害。このデータセットの中にはロゴも含まれており、商品権侵害になる可能性がある。
前提として、生成 AI はアート・画像を学習して独自のアートを形成するという建前ではあるが、実際は学習データを使用している。
https://www.itmedia.co.jp/news/spv/2302/08/news055.html
[redacted]
・クリエイターに対する対価の支払い
1.データセットへの学習には許諾を得ること
2.学習したデータは一般公開し、検索プロテクトを掛けないこと(透明性を示すため)
3.AI 使用者は、データ学習における対価を、クリエイター側からの提示に従い収めること
4.上記を知的財産法へ組み込み、違反者には罰則(罰金、業務停止等の処分)を設けること
知的財産法の遵守、及び漫画・アート・小説・アニメや映画等の映像作品の、日本が誇る文化の衰退を防ぐ観点から上記を提案する

●受付番号　185001345000010651

生成 AI で出力されたもの（画像、文章など）に著作権は認められないと考えます。
そもそも、現在使用されている生成ＡＩのほとんどが、学習元となったデータ内容が不透明であり、明らかに無断で学習元として取り込まれているものもあると見受けられます。また、学習元となったデータが無断で使用されたものではないとの証明をすることは難しく、そのようなシステムから出力されたものに著作権が発生するなど言語道断です。

●受付番号　185001345000010652

私は漫画を描いて生活をしています。ですので画像生成 AI に関して
ご意見出来たらと思います。
本文から抜粋した部分に意見を書いていこうと思います。
1】なお、著作物に当たらないものについて著作物であると称して流通させるという行為については、著作物のライセンス契約のような取引の場面においてこれを行った場合、契約上の債務不履行責任を生じさせるほか、取引の相手方を欺いて利用の対価等の財物を交付させた詐欺行為として、民法上の不法行為責任を問われることや、刑法上の詐欺罪に該当する可能性が考えられる。
作家が生成 AI で作成したものを明示せず、手描きの際と同じ価格で取引している様子が SNS で散見されています。生成 AI の発展が進むにつれ増える問題だと思われます。
【作家が手で描いた作品】と【その作家が生成 AI で出力した画像】の価値は違う。
が、それが判断できないとなると購入者に疑心暗鬼が生じ市場全体の価値が下がって行くと考えられます。　生成 AI を利用している作品にはそれを明示するよう義務づけるなどで対応していただけないでしょうか？
】作風や画風といったアイデア等が類似するにとどまり、既存の著作物との類似性が認められない生成物は、これを生成・利用したとしても、既存の著作物との関係で著作権侵害とはならない。
生成 AI はこれまでにない新しい形の盗作だと思います。新しい技術には既存の法だけではなく、しっかりと吟味して著作者を守れるルール作りをしてほしいです。
また AI が出力したものに著作権を認めるとなった場合、仮に作家 A さんの作風や画風で A さんが表現してこなかった作品をを AI で溢れさせたら、A さんは新しい事を試す際に著作権侵害に怯えながら創作をしなきゃいけなくなってしまうのでしょうか？AI 生成物を著作物として認めるのは不健全だと思います。
】他方で、海賊版により我が国のコンテンツ産業が受ける被害は甚大であり、リーチサイト規制を含めた海賊版対策を進めるべきことは論を待たない。文化庁においては、権利者及び関係機関による海賊版に対する権利行使の促進に向けた環境整備等、引き続き実効的かつ強力に海賊版対策に取り組むことが期待される
受ける被害で言えば、生成 AI は海賊版よりも深刻ではないでしょうか？
コンテンツの被害は言うまでもありませんが、作家の被害も甚大です。
特定の作家に似せたローラー。なりすまし、AI 以下と作家を見下す行為。
見るに堪えません。
日本のクリエイター達が生み出した魅力的な沢山の知的財産は世界に
通用するものだと思っています。
方や生成 AI の開発に関しては開発もルール作りも後塵を拝しており、

ただただその IP を好き勝手に搾取されている現状に怒りを覚えています。
国際的なルール作りも半ばな今、誰しもに好き勝手に使わせて価値を
棄損させるより、クリエイターとコンテンツを守る方へ
舵取りして頂きたいと切に願っています。

●受付番号　185001345000010653

素案４.「関係者からの様々な懸念の声」について
先日、某テレビドラマの原作者様が原作とドラマの内容の乖離、ドラマ製作陣の対応の荒さ等により亡くなられた悲しい出来事がありました。
これは人と人の間で起きてしまった非常に痛ましい出来事でしたが、生成 AI はこのような出来事を軽率に、なおかつ大量に起こす力があると考えています。
実際に、あるイラストレーター様が自身のイラストを LoRa として過学習され、自殺を示唆するようなイラストを生成されたり、X アカウントのなりすましをされたりと過剰な嫌がらせを受けています。
イラストレーター様の元へは上記の嫌がらせだけでなく、殺害予告メールなども届いており、ご本人様は非常に心を痛めておりついには X での活動休止を話されています。
現在は活動休止で済んでいますが、このままでは人の命を奪うのも時間の問題です。私が知らないだけで既に事は起こっているかもしれません。
イラストレーター様の「イラスト」という「原作」を許可もなく「改変」する、これは先日の痛ましい出来事と似ていませんか？
イラストだけではありません。映像、音楽、声、全てのクリエイティブな分野に置いて現在普及している生成 AI は決して快く受け入れられるものではないと考えます。
あのハリウッドでさえ生成 AI 対策を含めたストライキをおこなった程です。海外では既に規制への動きを見せています。
お願いします。日本の文化を、世界に誇れる日本の創作文化をゴミにしないでください。適切な法整備を望みます。
好きなことを仕事にしただけの人たちを殺さないでください。

●受付番号　185001345000010654

AI の技術や是非がどうこうの話ではなく、そもそも学習元となるイラストやテキストの著作者の許可をとらず勝手に学習させてる事に問題があると思います。
インターネット上の著作物は当たり前のように学習させそれを販売や配布をする行為はただの盗人だと思います。
有償無償を問わず、学習させるためにはまず著作元の許可と記載を義務ずけるべきだと思います。
このままでは文化の方向性が一方的な物となる危機感を感じます。

●受付番号　185001345000010655

(2)AI と著作権の関係に関する従来の整理
生成 AI の実態として享受目的が無いとは到底認められないもの（NovelAl、Nijijourney、各種 LORA など）がほとんどです。
享受目的ではない生成 AI の利用とは果たして何が例にあたるのでしょうか。
生成 AI による嫌がらせにより精神病などの健康被害、最悪自害してしまった実在のクリエイター被害を無視した抽象論です。
30 条の 4 により制限される著作権には著作者人格権は含まれないので、学習過程で行われる合成改変行為は、文化庁の解釈にのっとっても 30 条の 4 により正当化されることはありません。絶対的な人権侵害に該当します。

●受付番号　185001345000010656

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000010657

・学習させることにより作者の絵柄を使い倒してその絵柄の価値を殺してしまっている
・上手い絵を見ても「AI 絵じゃないのか」と素直に受け止められなくなってしまった
・作者が心血を注ぎ作り上げた作品をものの数分で模倣し、簡単に消費すれば技術は一瞬にして廃れてしまう
上記からもう既にひとつの文化が失われてしまっている
よって、生成 AI への規制を強く希望します

●受付番号　185001345000010658

5.(1)学習・開発段階
【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】
(イ)アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて
[特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI 生成 物によって代替されてしまうような事態が生じる場合、「著作権者の利益を不当に 害することとなる場合」に該当し得ると考える余地があるとする意見が一定数みられた。]
この点について私も同意見です。
元々、著作権は人が作った作品を人の権利侵害から守る法律であり、
そのまま AI 生成に当てはめるのは不適切と考えられると思います。
画像生成 AI について類似の画像を多量に生成するという性質上、
クリエイターの活動と競合し損益を与える恐れがある、もしくは現状でも損害を与えていると考えられます。
また、人が行う数十倍、数百倍の速度で生成される AI の場合、著作権上問題ないレベルの類似でも脅威となることが容易に想像できると考えます。
クリエイター側の不利益に関する事象の一例について以下のようなものが挙げられます。
(1)自分の絵柄や作風が真似される。
(2)下絵やラフ画を第三者が完成させ、本来の作者よりも先に発表される。
(3)容易にイラストを出力できる事により需要を奪われクリエイターの職や収入が減る(若しくは無くなる)。
そのほかにも数多くの不利益があるかと思います。
また、
<AI 利用者の懸念> にもあるように、
[生成 AI を利用していることにより、法的に著作権侵害とはならない場合についてまで、著作権侵害であるとして非難を受けてしまう炎上リスク]
[努力せずに作品を作って世に出しているのではないかという同業からの冷評]
などの懸念点からクリエイターの中には AI の有効活用に積極的になれない方も多いように感じます。
また項目には該当しない内容ですが意見を書かせていただきます。
現在 SNS 等で AI 生成作品を手書きとして公表する利用者が一定数おり、その結果、実際に手書きしているクリエイターが疑いをかけられ誹謗中傷などを受ける事案がすでに発生しています。
また、依頼を受けて作成されたイラストなどが実際は AI で生成されていたという事案も発生しているようです。

そのほかにもコンテストなどでAI生成の作品が受賞してしまい、後に受賞が取り消されるなど、AI生成作品と通常の作品との見分けがつきにくいというのも問題点と感じます。
対策の一例としてAI生成画像に対し、AI生成物との記載や特定のマークを付けるなどの義務化や罰則規定などでの対策も必要かと思います。
また、明確なマークなどを付けることにより、画像検索などでAI生成物とクリエイターの作品を振り分けるような検索エンジンの機能や、AIの新たな学習の際にAI生成物を除外するなど今後の技術発展にも貢献できるのではないかと思います。
AIにはまだまだ、技術的や法的、倫理的、感情的な解決しなくてはならない問題が多くあると思いますが、技術革新のみではなく、クリエイターや日本のアニメ、漫画文化などの発展にも配慮したルール作りや立法をお願いしたいです。

●受付番号　185001345000010659

AI による無断学習に反対します。また AI によって生成された作品に著作権を認めるべきではないと考えます。

●受付番号　185001345000010660

無許諾利用者を保護するのではなく著作権を保護してほしいです。
AI 生成禁止のサインなどを書いても AI 推進者たちはものともせず、学習データとして取り込み、どんどん生成してあまつさえお金まで稼いでいます。
これは楽にお金を稼いでずるいという話ではありません。
著作権を守ってほしいです。
AI が規制されてないからといって堂々と個人名を出して「この人から盗んでます楽にお金が稼げます」と嘲笑ってる人が沢山いることをご存知ですか？
自分の絵柄だけを取り込み生成するならまだしも、
何十年かけて磨いてきた技術を横取りしてお金を稼ぐ。
これのどこが保護する理由になりますか？
AI という技術は素晴らしいものです。
しかし、現状 AI を利用している、推進している方々はイラストレーターや学習データに対してリスペクトがありません。
だから「他人の努力を踏み躙ってでも楽にお金を稼ぐ」などと心無いことを平気で言います。
こんな方々を保護したら、AI を正当化したら創作文化は無法地帯になります。
日本の素晴らしい文化なのに、廃れさせたくありません。
しっかりと AI を規制してほしいです。

●受付番号　185001345000010661

5.各論点について(１)学習・開発段階　エ.著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について
・作風や画風といったアイデア等が類似するにとどまり、既存の著作物との類似性が認められない生成物は、これを生成・利用したとしても、既存の著作物との関係で著作権侵害とはならない。また、既存の著作物とアイデア等が類似するが、表現として異なる生成物が市場において取引されたとしても、これによって直ちに当該既存の著作物の取引機会が失われるなど、市場において競合する関係とはならないと考えられる
ここから意見です。
まず、生成 AI は幾人もの他人の技術を許可なく勝手に盗んで利用しているもので、例えばネットに掲載されている他人の論文をツギハギして学会で発表したものとなんら変わりはなく、他人の著作権を侵害していないという記述はおかしいです。
また、アイデア＝画風・作画が類似し同じ市場で取引がある場合、そのアイデアを求める層に新しく入ってきた人(または企業)などは、完成までの期間が短く全体的に安い傾向がある生成 AI の方に取引をしにいってしまう可能性が非常に高く、市場において競合するどころか仕事を奪われていってしまう確率のほうが極めて大きいです。
文化庁のホームページには、文化を守り文化で未来をつくる、とありますが、文章だろうとイラストだろうと、勝手に盗られてましてやそれを利用してお金儲けをされれば人はモノを作る気がなくなります。そこに未来はありません。それとも生成 AI が文化なのでしょうか。
もっと生成 AI は厳しく取り締まるべきだと思います。ご再考よろしくお願いします。

●受付番号　185001345000010662

AI 生成の問題点として、以下の事が起きている。作家の作品の盗作及び、無断での AI 学習、AI 生成した者が作家のなりすましを行い、SNS で作家に対して殺害予告を出して作家への強い脅迫を行うなど犯罪を実際に何度も繰り返している。弁護士も立ち会い、民事裁判に至り、著作権は作家にあるべきであり、明らかな悪質な犯罪行為だと裁判でも判決が出された。この経緯を重く受け止め、何のために著作権があるか今一度考え直すべきである。現在も AI 生成によるフェイクニュース(能登半島地震での悪質な大量のフェイクニュースの流出で被災者の救援の妨害行為)、俳優やモデルや個人の写真をポルノに加工して販売するなど、個人の肖像権損害、大量の児童ポルノの流出が今も問題となっている。実際にポルノ加工されてしまった 12 歳の少女はショックのあまり自殺してしまった。AI 規制に厳しく対応するアメリカですら、このような事件に発展しているのである。日本は AI 生成の現実についてきちんと考え直すべきである。現在の AI 生成は無許可での学習を自動的に行い、盗作された膨大な作品が 1 万以上確認されている。著作権を放棄していない、AI 学習利用不可と作家自身が表記しているにも関わらず、イラスト保護のためのスレピッングのロゴを改ざんして盗作した AI 生成の絵で販売を無断で行い、私利私欲のために販売して犯罪行為を行い、金銭を得ている。作品を生み出した作家に対する侮辱、創作活動の妨害行為を行う AI 生成は断じて認めてはいけない。声優の声を youtube から抽出して声優のなりすましを行い、販売を行い、声優界からも AI 生成行為を断固拒否すると声明が出された。芸術に携わる俳優達や多くの映画監督、アート作品を生み出す多くの作家達も AI 生成規制の表明を数々出している。著作権は生み出した人間にあるべきものであり、著作権法でも定義されている。数々の犯罪行為を見過ごしてまで、何故 AI 生成には著作権を認めるのかが、由々しき問題である。アメリカ以外でも多くの国が AI 生成についてストライキを行い、AI 生成の問題点について首相同士が実際に議論して、AI 生成の危険性を訴えている。日本は外国からも愛されるアニメやアート作品作りの発展を今まで努力して行ってきた。AI 生成はその努力を無にして、アニメ市場の売上を一気に破壊する危険性を孕んでいる。大量にコピーだけされた AI 生成だけが残り、日本のアート文化は破綻して、外国の支持も無くなり、破綻した現実だけが残ることは明白である。個人の侵害、企業への侵害をしてまで、殺害予告が容認されるまで野放しになっていた現在も異様であり、断じて許されるべきでない。AI 生成の全てのデータ確認、無断での盗作がないか、肖像権を侵害したポルノ行為がないか、音声や音楽の盗作がないか、厳密に調査して、AI 生成に対する規約及び法律の確立を速やかに求める。著作権侵害、肖像権侵害、無断転載及び盗作行為は犯罪である。何のデータを使い、 学習しているか、個人への侵害や嫌がらせを行っていないか、厳密に開示する仕組みにするべきである。個人の命が無作為に絶たれるような事があって決してはならない。規約も法律もない今の AI 生成は俳優やモデル、個人の写真をポルノ加工、作家作品のイラストをポルノ加工する事で、AI で利益を得るための講座が数々と開かれている。小学生でも

儲けられる AI 生成(ポルノ加工、作家の盗作の仕方)など膨大な数の違反行為が行われている。これは今現在も youtube で実際に行われ、AI 生成の規制の声が現在も多く挙がっている。この現実を重く受け止めるべきである。このままであればポルノ作品が大量に流出され続け、加工された被害者は自殺行為に及ぶだろう。創作を愛する全ての作家、二次創作を行う個人、全ての人のに著作権を守るべきである。盗作してまで他人の作品を侵害する AI 使用者にモラルなど欠片もない。大量にコピーされた劣化された作品だけが残り、日本のアート文化は衰退するだけである。発展は無い。そうなる前に AI 生成の厳密な規約、犯罪行為に及んだ使用者に対して罰則を設けるべきである。また盗作行為を行った者に対して、強制の情報開示請求を速やかに認めるべきである事を強く求めたい。

●受付番号　185001345000010663

日本は少なからずクリエイター/イラストレーターという存在に支えられてきたのに、絵なら勝手に使っても良いというのはおかしいです。
生成 AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010664

AI 生成によって作家が迷惑している状況を全く顧みずただ己の為だけに使う、というのは俺は側から見ていて嫌で嫌でしょうがない。
法規制なり法律の立案なりして無秩序な現状から少しでも作家の方々が心安らかに過ごせるように意見交換というか、ディスカッションなりして欲しい。
AI 生成に肯定な作家と否定的な作家を５：５で呼んで。

●受付番号　185001345000010665

AI 開発における著作権やクリエイター・出版社へのその他の権利の侵害への対策・その透明化を強く求めます。
画像生成 AI の開発のために、不特定多数のクリエイターの作品が無断で利用されている可能性が高いと知り、大変ショックです。画像生成 AI が話題になり始めた頃に、私自身、簡易な生成 AI を使用してしまいました。そのことを大変後悔しております。多くの人にとって AI 開発やその仕組みはブラックボックスであり、それらの AI 開発・運用にあたり、著作権などの侵害が起きていても、ほとんど知ることが出来ないという点が、現状の大きな問題だと思います。

●受付番号　185001345000010666

個人の人間が長い年月をかけて習得していった文章構成並びに絵柄に対し、表現の自由を奪うかのように勝手にAIに学習させ学習元の人間から仕事や努力により培ってきたのもを奪う物を容認できません
なぜ他人から勝手に奪ったものでAI生成したものにまで著作権を許すのでしょうか？
著作者人格権は無視されるべきものではないと思います
むしろ勝手にAIに学習させあたかも当人になり変わるようAIに描かせている人間の方を排除するべきではないでしょうか

●受付番号　185001345000010667

他者の創作的表現をそのまま模倣すること、またその作風を模倣し他者の作風の持つブランド力を享受する目的で利用することは著作権侵害に当たると考える。
ただし、現状の生成 AI 技術では意図せずとも学習元著作物の創作的表現をほぼそのまま出力してしまう事例があることが知られている。この場合、意図的に創作的表現を模倣したことが証明されない限り、罰することはできないと考える。(削除や掲載の差し止め等は認められるべきである。)
また今後はそのような意図せぬ事態が起きないよう、学習元著作物に過度に似た画像が生成されないようにするよう生成 AI 開発者側に働きかけていく必要があると考える。
SNS 上などでは著作物を無断で学習すること自体を著作権侵害とし、生成 AI の利用者を攻撃する発言が広くみられる。しかし、インターネット上に著作者本人が無料で一般に広く公開している画像について、特定の作者・著作物の創作的表現を模倣することを目的としない生成 AI の学習元素材として利用するのは、通常のイラストレーター等が作品制作において参考資料として使用するのと同じ条件であると考えられ、これを全て禁止する妥当性はないと考えられる。
そもそも AI は人間が自らで行ってきた資料の収集及び学習といった作業を人間に代わって代替しているのみであり、人間による著作権侵害と同様に明らかな著作物の創作的表現を模倣(故意過失を問わず)が認められる場合のみ著作権侵害が認められるのが妥当である。にも拘わらず、そうでない生成 AI の利用者にまで非難の声があげられている現状があり、これは AI 技術による社会のさらなる発展を妨げるものであるため、文化庁においては「特定の作者・著作物の創作的表現を模倣することを目的としない生成 AI の学習素材としてインターネット上に著作者本人が無料で一般に広く公開している著作物を多くの学習素材のうちの 1 つとして利用することについては問題ない」という指針を発信していくことをお願いしたいと考えている。
イラストレーターの方々が自らの著作物の創作的表現を模倣されることで不利益を被ることに対して脅威を感じる気持ちは理解できるため、そういった特定の人物への不利益を与えると考えられる利用については取り締まっていく必要があると考えるが、生成 AI の開発や使用そのものについて取り締まるのは行き過ぎであると考える。また開発者・提供者を侵害主体として認定されるのは特定の著作物を模倣することを目的としたものを開発・提供していた場合に限られると考える。市販の刃物による殺人が起きた場合に裁かれるべきは刃物を使用した者であり、刃物を生産したものではない。(ただし人を傷つけるために使用することを知りながら、また使用することを目的に生産した場合はその限りではないのと同じである。)

●受付番号　185001345000010668

日本のサブカルを廃れさせないで
他国に誇れる文化を自ら退廃させようとする意味がわからない

●受付番号　185001345000010669

生成 AI による生成物は著作権はプロンプトの工夫や加筆や編集、選定の段階で人が介入している以上著作権は発生することは妥当と考えます
その際に反対派による反発が予想されます
現在の生成 AI のリスクは生成 AI 反対派による誹謗中傷だと思います
主に SNS　X(旧 Twitter)で見受けられる「窃盗」「著作権違反(実際は根拠なし)」など生成 AI 利用者を犯罪者扱いする言動や「絵柄割れ中」「AI 壊死」「AI 堕ち」など蔑称も目立ちます
さらに学生や趣味で行っている生成 AI ユーザーに対し使用を辞めるよう嫌がらせをしたりイラスト投稿をしている人に根拠のない AI 利用の疑い(魔女狩り)をかけ晒しあげ糾弾したりする行為をたびたび X(旧 Twitter)で確認しております
生成 AI が浸透して 1 年以上が経過しましたが国内での訴訟はまだ確認されていません
今後の状況は予測できませんが現状訴訟も判例も皆無ということで生成 AI に問題がないと裏付けていると考えます
一部の反対派のネオラッダイト運動は新しい産業の発展を遅らせる行為と考えます
現在必要なのはさらなる周知と啓蒙、そして反対派の私刑を行わないように促すこと
AI のさらなる可能性の模索と手軽に利用できる環境を整えるためにソフト開発を行っている事業を国が後押ししていく必要を感じました

●受付番号　185001345000010670

自分の創作物が勝手に使用され、好きなように改変されるのはクリエイターにとって非常に、非常に不快であり、侮辱行為です。
クリエイターが生成 AI を使用し､利益を生み出す行為は未来の創作文化には繋がりません。
それこそ、クリエイターに無許可で作られた生成 AI モデルをばら撒かれることはクリエイターにとって何の利益にもなりません。
画像検索エンジンでは、生成 AI を使用して作成された不確かな情報で埋め尽くされ、資料の検索すら困難な状況になってきています。
また、今現在も SNS 上では生成 AI を使った嫌がらせ・殺害予告が相次いで報告され、筆を折ったクリエイターも少なくありません。
この現状は日本の未来の芸術文化にいい影響をもたらすとは言えません。
また、無許可での加工・使用は著作権の侵害に値するのに対し、生成 AI においては無許可で使用しているのにも関わらず、著作権の侵害に当てはまらない事は矛盾していると言えます。
クリエイターの作品を無許可で生成 AI に使用することは禁止すべきです。

●受付番号　185001345000010671

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000010672

AI で作られたものに著作権を持たせるのはおかしいです。
元の作品の著作権を侵害にあたると思います。
元の作品やその作者が時間をかけて積み上げてきたものを勝手に奪って悪用してるようなものだと思います。

●受付番号　185001345000010673

５．（３）生成物の著作権について

生成物には一切著作権を付与すべきではない。

「作風や画風といったアイデア等が類似するにとどまり、既存の著作物との類似性が認められない生成物は、これを生成・利用したとしても、既存の著作物との関係で著作権侵害とはならない」と述べられているが、既存の著作物が利益が損なわれ、作者が模倣したと誤認される可能性を否定できず、生成 AI により生成された生成物であれば類似度が高くとも、僅かに修正された程度でも違法な海賊版や模倣品には当たらず、著作物として権利を認められてしまう事態になりかねない。これは既存の著作物の存在を脅かし、人の新たな創作への意欲を失わせることになりかねない。

「インターネット上のデータが海賊版等の権利侵害複製物であるか否かは、究極的には当該複製物に係る著作物の著作権者でなければ判断は難しく、AI 学習のため学習データの収集を行おうとする者にこの点の判断を求めることは、現実的に難しい場合が多い」の記載は、海賊版等による学習を黙認することに他ならず、「当該行為が新たな海賊版の増加といった権利侵害を助長するものとならないよう十分配慮」する程度では抑止力に欠ける。権利侵害を犯す可能性を判断できない場合は学習教材にしてはならないと判断すべきである。国が海賊版等の権利侵害複製物による AI 学習を認めれば、さらなる海賊版等のインターネット上へのアップロードや AI 学習のための教材を謳った海賊版等を取り扱うサイトの増加を助長することになるのは想像に難くない。

５．（１）学習・開発段階

生成 AI による生成物に対しては生成者が違法な著作物を学習させていないか、原作者の利益や名誉を損なわないよう責任を持ち生成するべきである。

学習内容及びその範囲には生成者が責任を持つべきであり、無断体裁著作物や海賊版著作物、実在児童やそっくりな児童の性的虐待画像を含む違法画像や著作物を用いた学習をさせないための措置を講じる義務があると考える。

５．（１）では、「特定のクリエイターの作品である少量の著作物のみを学習データとして追加的な学習を行うことで、当該作品群の影響を強く受けた生成物を生成することを可能とする行為が行われており、このような行為によって特定のクリエイターの、いわゆる「作風」を容易に模倣できてしまう」と述べられており、未完結の著作物等を利用した学習を行うことで作者が出版する前に続編に当たる作品が生成 AI により短期間で多量に生成され公開されてしまえば、本来の作者が類似表現を含む作品を発表した場合に生成者が生成物に対する著作権を主張し、賠償金の要求や裁判による名声を傷つけることを示唆して金品や作品の権利を主張することも想定される。また生成 AI は、人が創作するよりも遥かに膨大な数を短時間で生成できるため、創作物の価値の低下を招き、創作文化の発展の阻害になる。それらに付随して、かつて経済効果 12 兆円とも言われ、世界からも注目を集める日本のサブ

カルチャー文化だが、生成 AI による模倣生成物に淘汰されてしまえば日本のサブカルチャー文化への関心の低下、価値の低下を招くことは想像に難くない。

１．はじめに

「生成 AI の利用を中心に据え、創作活動を行うクリエイター」という表現の使用は不適切である。

現時点では「意図的に、当該創作的表現の全部又は一部を生成 AI によって出力させることを目的とした追加的な学習を行うため、当該作品群の複製等を行うような場合」に該当する生成 AI が大多数であり、海賊版等の権利侵害複製物を生成するに同義である。現状、生成 AI による作品の生成者は多くが生成 AI を利用した海賊版クリエイターであり、人の手による創作活動を行う者を貶めている。

●受付番号　185001345000010674

今回の文化庁素案では、研究開発における著作権の権利制限が著しく制限される案となっており、日本のイノベーションを阻害しうる。
30 条の 4 や 47 条の 5 といった出力の前段階の情報解析等の研究開発段階にも著作権が及ぶようになると、研究開発段階でもライセンス料などの負担が大きくなってくる。
そうすると Microsoft 等はメディアなどと巨額のライセンス契約を結びそのアクセスを可能としているが、そのようなライセンス料の負担に耐えらえるのはプラットフォーマなどの一部に限られ、日本のスタートアップ等は支払うことができず、今後の研究開発に大きな抑制効果を持ち、日本の生成 AI の開発を大きく遅らせることになる。
研究開発段階では広く権利制限を認めイノベーションを促進すると共に、製品開発後に著作権を利用する場合はライセンスを払うようなスキームにすることで、研究開発がしやすい環境を整えるべきである。利用された場合のライセンス料も製品開発後の売り上げがたった後にできるので、より機会が広がると考える。
従って、欧米のプラットフォーマーに日本の企業が早くキャッチアップするために、研究開発に関連する部分についての著作権の権利制限は、広い権利制限規定を設け、イノベーションの促進を目指すべきである。

●受付番号　185001345000010675

【侵害に対する措置について】
→プロンプトを含め著作物使用が認められた場合、故意及び過失の有無問わず即座に実刑を求めます。
そもそもプロンプトで著作物を入力することは、利用者が己の意思と利用目的を持って入力をしていることに他ならず、著作物の使用が認められた時点で過失有の判断で構わないと思います。
【侵害行為の責任主体について】
→曖昧な線引きを無くし、具体的な線引きを行う必要があると考えます。
事業者または個人が生成 AI を開発提供するにあたり、『法律で定めた一定の基準をクリアする必要がある』『生成 AI は提供前に国の審査を受けなければならない』など、国主体で生成 AI を規制することで、当該利用者のみ罰せられるのか事業者(または個人開発者)も罰せられるのかはっきりさせられます。
それと同時に、国の認証を得ていない生成 AI は全て違法であり、違法生成 AI の取締りも可能になると考えています。
現状存在する生成 AI についても、国の認証を得ることは必須条件と明記してください。
　【その他の論点について】
　→【生成指示のための生成 AI への著作物の入力について】
　　→プロンプトの時点で画像入力不可とするべき。
単語や文章のみで生成された著作物の類似物と画像入力を行って生成された著作物の類似物では、大きく意味が異なります。
また、著作物を無断で使用し学習させることは、著作権侵害であり窃盗罪と何ら変わりません。生成 AI に入力し学習させたデータは現状では削除は困難であると(4)で明記されており、著作権を持つ方々への実害はこれからも増えると予想されます。
その実害をなくすためにも、画像入力は全面的に不可とすべきと考えます。
最後に、私は生成 AI を全面的な否定派ではありません。しかし、利用方法や著作権侵害など問題が絶えないため、今は生成 AI の人物画像を見るだけでも気分が悪いです。一刻も早く規制を強化してください。よろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000010676

1:従来の著作権法の考え方との整合性について
ア：著作権法で保護される著作物の範囲
著作権法で保護される著作物とは思想または感情を創作的に表現したもののうち、
文芸、学術、美術、音楽に属するものを指すと定義されており、
事実やデータ、アイデアにとどまるものは適用されていないとされている。
著作権とは元来印刷技術の登場によって作品が大量に複製されることから
著作者を保護するために生まれた権利であることに基づくと
複製をデータ化した生成 AI のデータセットから保護されないのは不当である。
現在の生成 AI の学習データとして使用されている物は
これらから抽出したもので始めからデータとして作られたものではなく
人間が何らかの形で創作的な表現を行ったものをデータ化したものであるのに
データ化すれば問題なし、というのは著作権の本来の目的から逸脱している。
デジタルデータを単なるデータとして保護の対象外とするのであれば、
インターネットにおけるすべての著作物は単なるデータの塊として扱うということと同義となり
著作権の根本的な意義が問われることになる。
データ以前にどういう形でこの世に生み出されたか？という点を考慮して必要ならば著作権法自体を改正すべき。
ウ：権利制限規定の考え方
著作者人格権は権利制限規定の適用外とするならば、
たとえ著作物に表現された思想または感情を享受しない、情報処理目的であるとしても
それを利用した改変等の行為は適用外となり矛盾が起きるのではないだろうか。
技術の進歩、国際標準に合わせて改正していく必要がある。
これらの法を制定するときに違法なファイル、不道徳なファイルを
クローリングによって学習するようなことを考慮していただろうか？
さらにいうと著作者人格権は譲渡できない物であるため、この条項自体に矛盾を孕んでいる。
著作者人格権は著作者の死亡とともに消失するため、
著作者人格権の消失を目的とした殺人事件に発展する懸念もある。
これまでの制限規定をによる著作権の保護を厳格化するか、生成 AI 専用の新法が必要ではないだろうか。
エ：我が国の著作権法が適用される範囲
＋イ：準拠法決定の問題に関する規定及び考え方
　ウ：具体的な利用行為に関する準拠法決定

これらの例に基づくと著作物の所在は一切問われず、加害行為及び利用行為が行われた国の司法にのみよることとなり、
これは非常に危険な考えであり、外国の著名な著作物を日本においてのみ著作権侵害・海賊版の生成が行われた場合、
当該著作者は一切関与することが出来ず、贋作の量産が可能になる。
ベルヌ条約上は問題ないようではあるが、当地の司法を盾に外国の著作物を侵害する行為は脱法に近いものであり
国家としてこれを許可・推進するということは国際的な信用を著しく落とすだろう。
また、日本でのみ著作権の侵害にならないということは日本で合法的な海賊版の量産が可能ということを意味する物であり、
海外の反社会勢力や非合法な集団による海賊版ビジネスの拠点にされる恐れがある。
国際的な立場を維持するためには世界的な潮流に逆らうよりも、協調していくことが大事であり
諸外国の動向を見た上で新法の検討が必要だと考える。
先に厳しめの規制を敷いて、情勢に応じて段階的に開放していくほうがリスク管理としては正当だろう。
2：AI と著作権の関係に関する従来の整理
ア　:「柔軟な権利制限規定」の制定に至る背景と経緯
情報の集積・加工・発信の容易化・低コスト化が進んだことを受け、
大量の情報を集積し、組み合わせ、解析することで
付加価値を生み出す新しいイノベーションの創出が期待されている。
一文にこういった表記があるが著作者の関与しないところでの改変行為は著作者人格権に抵触するのではないか。
また、付加価値にもはなはだ疑問が残る。
創作分野においては名声が一定の付加価値を与えるものであり、
AI によって誰にでも作りだせるものであれば付加価値というものは生まれえない。
低コスト化においてのみ理はあるものの著作物の本来的利用によるコストカットが現在進行形で行われている以上
それは日本のコンテンツを安売りすることにほかならず、比喩ではなく国を売る行為に相当すると考える。
柔軟性のある規定を考えるのであれば本質的なデータ元と競合する出力方法については規制する必要がある。
絵を取り込んで絵を出力し、音楽を取り込んで音楽を出力するのであれば
それは単なる盗作行為であり、AI を経由する必要はないからだ。

●受付番号　185001345000010677

現状著作者のサインが生成されることがある他、AI による補正によってイラストが他の商標のキャラクターにされるなど、明らかに人間による「生成」とは一線を画し、どちらかといえばコラージュのようなものだと認識する。また、使用者が AI 作品を人力による作品と偽って市場価値を欠いたりしているほか、実在する人物の画像を生成することによるトラブルも発生している。
さらに、多くの著作権者はその AI による営利目的の使用を認めておらず、これは著作権法に違反する。
仮に推進したとすると、誰でもできる AI 生成に誰が経済的価値を認めるだろうか？そして素材にされる人力による作成も誰が経済的価値を認めるだろうか？無意味な推進は崩壊を意味するように思える。

●受付番号　185001345000010678

たとえ人間の手により修正が加筆修正が加えられたものであっても、
もととなる AI 生成物において
学習元であるクリエイターへの著作権の侵害が認められる可能性がある以上
著作物性は認められないと考えられます。
まず生成 AI と人間の手による著作物を同じ法でひとくくりにせず、
AI 生成そのものへの十全な規制を行うべきではないでしょうか。
容易にクリエイターの技術を真似できてしまう AI 生成によって
クリエイターの技術や仕事の機会が奪われた場合
日本文化全体への大きな損失へとつながるのではないかと感じています。

●受付番号　185001345000010679

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010680

５．各論点について
（１）学習・開発段階
エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について
30 条の 4 の但し書きについて学習段階と生成段階に分けないで考える必要性がある。
以下、順を追って説明していく。
生成段階に享受する場合は享受目的が併存するものとし、30 条の 4 が適用されないが、これは以下のように分解できると思われる。
(1)学習段階で享受しないとしても、
(2)生成段階で享受するのであれば
(3)著作物の本来的市場と競合するため
(4)第 1 層に該当する利用行為とは言えず
(5)30 条の 4 の適用を受けない。
すなわち、「生成段階で著作物の本来的市場と競合する行為は第 1 層の射程ではない」ことを示しているといえる。
そう考えると、30 条の 4 の但し書きについて学習段階と生成段階に分けて考えるのは問題がある。
「著作権法の一部を改正する法律 概要説明資料」にあるように 30 条の 4 は第 1 層に該当する行為に適用するものであるにも関わらず、第 1 層の射程ではない「生成段階で本来的市場と競合する行為」にも 30 条の 4 が適用されてしまう。
ゆえに、学習段階と生成段階に分けないで考える必要性がある。
なぜ現状その真逆の理論に至っていのかを考えると、分けて考えた場合のみを検討し、分けないで考えた場合を検討していないため、「分けて考えた場合に生じる問題点」を認識できていないことに起因していると思われる。
問題点をひとつ挙げると、これまで説明したように以下のような矛盾が生じている。分けて考えることを肯定するのであれば、「30 条の 4 は第 1 層の行為に適用する」という前提を踏まえると、「生成段階で著作物の本来的市場と競合する行為」を第 1 層の射程とみなすことになる。つまり、生成段階で享受目的が併存したとしてもそれは第 1 層の射程であるから、30 条の 4 を適用した上で生成物について通常の著作権侵害と同様の扱いをするのが妥当ということになる。
現状そのような解釈をしていないのは、「生成段階で著作物の本来的市場と競合する行為は第 1 層の射程ではない」ことを認めているも同然である。
仮に享受目的が併存した場合の解釈を変えて、30 条の 4 を適用する形にすると、間に情報解析さえ挟めばあらゆる用途への複製権・翻案権を権利制限することになり、第 1 層の趣旨に反する。

学習段階と生成段階を分ける考え方の方を改めるべきだ。

●受付番号　185001345000010681

わかりやすい例として、AI による画像学習・出力を中心に意見を述べます。
AI がインターネット上の画像を収集・それを元に画像を出力する行為と、人間がインターネット上にある画像を参考に絵を描く行為は「学習→出力」という過程において同一である、と AI 使用者がよく主張していますが、これらは全く違うプロセスである、というのが私見です。
確かに人間もインターネット上で適当に検索し表示された画像を参考に絵を描く事もあります。そして参考元の画像が誰かの著作物であることもままあるでしょう。
しかし、人間が何かの画像を参考に絵を描く時、キャンバス上にその画像をそのまま切り貼りする事は基本的にありません。画像をモニター上に表示し、描いているキャンバスと横に並べて見比べながら描く、などの模写と呼ばれる手法が一般的かと思います。
また画像を直接キャンバス上に使用する場合や、線をなぞる（トレース）場合も、使用する画像は著作権フリーの素材であるか、有料で購入し著作権問題をクリアした素材に限られ、「インターネット上から適当に拾って来た画像」の著作権がクリアされていない場合、そのまま自分のキャンバス上に切り貼りするのは立派な著作権侵害となります。
次に、AI の画像出力についてです。
「絵を描く」という表現に引っ張られ、まるで AI も手で絵を描いているように感じている方も多いようですが、AI は絵を描いている訳ではありません。
インターネット上からデータ収集・学習した幾万もの画像を細切れに切り刻み、命令に従って細かく切り貼りしたものを画像として出力しています。 1 ピクセル単位の細切れだとしても、隅々まで「既存の画像（＝誰かの著作物）」の寄せ集めです。
人間との違い、そして AI が出力する画像の最大の問題点は、「AI は【著作権をクリアしていないものも含め】インターネット上の画像をそのまま使い、それらをコラージュのように切り貼りしている」という事です。
著作権をクリアしていない画像をそのまま切り貼りした場合、人間がそれを行なえば著作権侵害になります。
現状のデータ収集・出力方法であれば、AI も著作権を侵害していると言わざるを得ません。
実際、AI が出力した画像の中には、「ウォーターマーク（透かしマーク）」が入ったまま出力されたり、誰かの著作物である事を示すサインが入ったまま出力されたりする物が後を絶ちません。
透かしとは本来有料で購入すべき画像素材のサンプル表示画像に入っているもので、透かしが入ったままのものを保存・使用するのが禁じられている場合が多いです。
これは AI が著作権をクリアしていない画像を切り貼りしている立派な証拠です。
また、LoRA に代表されるように、「特定のイラストレーターの絵柄を模倣し勝手にその人の絵柄で画像を出力する行為」も大問題だと思います。

実際に、自分の絵を勝手に学習元に利用され（著作権侵害)、知らない所で自分の絵の模造品のような画像を大量生産される事（営業妨害）に嫌気が差し、絵を描くことを止めてしまったイラストレーターが複数人います。
ここまで、画像を例に AI に関する問題を羅列してきましたが、学習元の情報は文章、音声、その他何に置き換えても同じ問題を抱えています。
確かに AI は画期的な技術ですが、学習元として利用されるデータは「AI が学習する事を許可されたもの（＝細切れに切り貼りする事を許可されたもの)」に限られるべきなのではないでしょうか。

●受付番号　185001345000010682

AI 学習を許諾なしでデータを使用することに反対します。
人間の手によって模倣や学びと違って、機械的に選び出されただけの物に作品的価値を感じませんし、それによって今後新たに創作活動を行う意義を失わせ AI によって出てくる物はただの大量のデータの組み合わせにすぎないからです。
一人や二人から作品を模倣すれば違法行為になりその学習先が数千、数万になれば議論対象になるというのもよくわかりません。
何人から模倣しようが模倣は模倣であり違法行為としか認識できません。
どうか AI 規制や AI 使用は本人または許諾の取れた方からのデータのみに絞っていただきたいです。

●受付番号　185001345000010683

人の手で生み出される創作物は守られるべきもの

●受付番号　185001345000010684

無断で著作物を学習している AI を使用して作ったものに著作権は与えてはいけない。
AI 云々言う前にもっとクリエイターの著作権を厳重に保護するべき。

●受付番号　185001345000010685

イ：法第 30 条の 4 の対象となる利用行為
ウ：「享受」の意義及び享受目的の併存
生成 AI による学習行為はもはや情報解析に留まっておらず
絵を取り込んだ絵を生成、使用し、音楽を取り込んだ音楽を生成、使用するという状況が跳梁跋扈しており、これに対して何ら対策が講じられていないどころか
大企業や公的機関ですら利用している状況であり、有名無実化している。
この現状は何らかの対策を講じるべき惨状であり、享受目的の行為をなあなあで見過ごしてよい物ではない。
生成 AI を通した事実上の盗作行為が横行している状態は
既に外国からも白眼視されており、無策であれば日本のイメージや今後のコンテンツ発信にも関わってくる重大な問題。
3：生成 AI の技術的な背景について
サービス提供側はリスクの防止措置をとっているとされているが、
ほとんどの生成 AI で無断転載サイトからのデータセットを使用しており、
その中には著作物はおろか児童ポルノや海賊版、機密データも含まれている。
この状態を果たしてリスクの防止措置をとっていると言えるだろうか。
本当にリスクを考えるならばガイドラインに沿ったパブリックドメインの使用や
協力者から提供された画像のみを使用するべきではないだろうか。
1：生成 AI について
開発者より明確に生成型検索エンジンであると明言されており、
収集した物以上のものは出せないのが現実である。
クオリティの上昇が複製性の高さと比例していることが観測されており、
拡散モデル自体ベースコンテンツを劣化させた後復元するという仕組みで動作している。
これは逆説的に素材が必須であることを証明していると同義である。
よって完成度の高さは元画像にどれだけ近づけるかという意味になり
最終的に最も完成度の高い画像を生成することは元画像そのものを複製することに回帰する。
そもそも拡散モデルによる改変された著作物の同一性保持権はどこに行ったのだろうかという問題もある。
著作者人格権全般は譲渡できない物であり基本的人権の一部、同一性保持権は著作者の心を守るもののはずなのだが
これを無視してベースコンテンツを特定できないから問題がない、というのは単なる見て見ぬふりなのではないだろうか。
3：AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について

前提がおかしい。
まとめて取り込んで外していくという行為は著作者の権利をないがしろにするものであり、
画像は画像、音楽は音楽といった同一カテゴリとして出力されるのならば
許可されたデータのみを使用するのが正道である。
後から削除要求をしてもそれまでに使用されたデータは既に使用された後であり、
道理が通らない。
盗まれた後に返してほしいなら一部だけ返そうと言われて納得できるだろうか？
無許可でまとめて取り込まなければ成り立たないという意見もあるが、
それは権利の侵害を肯定する行為であり、そのような必要があるのであれば技術的にまだ未熟というだけである。
4：関係者からの様々な懸念の声について
＜クリエイターや実演家等の権利者の懸念＞
1：著作物等が AI 開発・学習に無断で利用されている
最優先事項。
何度も言うようだが、30 条の 4 を曲解した輩による売名や商売など
明確な享受行為が横行しており、速やかな法整備が必要。
そもそも同一性保持権を無視してデータセットから
混ぜ物として出力することが許される現状が異常であることを認識すべき。
これらの行為は著作者人格権の侵害であり人権にかかわる問題であることを付け加えておく。
生成 AI 関連の政府資料に複製の防止行為をけん制するような一文があったが言語道断である。
他人の著作物を勝手に加工するようなことは論外だが、自身の著作物を加工することに誰かに伺いを立てる必要は感じない。
また、法が未整備である以上自衛するのは当然の行動であり、その権利もある。
たとえそれが原因で生成 AI に不具合が起きたとしてもそれは学習させた者の責任であり、著作者に責任の所在を求めるのはお門違いと言える。
権利者のあずかり知らぬところで自らの著作物や肖像を徒に弄ばれるような行為は
彼ら彼女らに耐えがたい苦痛を与えるものであり、技術の発展を盾にして押し通してよい物ではない。
人間のための技術であるならば、その技術から人間を守ることも必要であり、
自らの技術や情報によって苦しむ悲鳴や苦悶の声を握りつぶして生贄に捧げるようなことはあってはならない。

●受付番号　185001345000010686

2：自らが時間をかけて創作した著作物等が、生成 AI により学習され、侵害物が大量に生成され得ること
3：生成 AI の普及により、既存のクリエイター等の作風や声といった、
著作権法上の権利の対象とならない部分（以下、「作風等」という。）が
類似している生成物が大量に生み出され得ること等により、
クリエイター等の仕事が生成 AI に奪われること
模倣と体験からなる人間の学習と流用からなる現行の生成 AI に同一の基準を設けるのはナンセンスであり、専用の法整備が必要。
また、人がある類似物を創作した際に盗作とされるケースでも生成 AI はユーザーがしらを切り通せば不問というのもおかしな話だろう。
そもそも現状多くのデータセットはインターネット上の個々が持つ財産や機密を身勝手に持ち出して成立している物であるからして、
あくまで無断転載からなる現行のデータセットを使用するというのであれば類似しうる可能性がデータに含まれている場合は依拠性を認めるべき。
その場合でも「どういったデータが入っているか」を明示するべきであり、ブラックボックスを盾にする行為は許されることではない。
パブリックドメインや許可のあるデータを使用するのであればこの限りではなく、
契約違反などの問題はあるが、どちらにしろ証明のためのデータセットの開示は必須である。
とはいえパブリックドメインにおいてもどんな形で取り扱っても良いというものではなく
著作者の名誉を傷つけるような行為は慎まれるべきであり、
必ずしも著作権切れの物であれば問題がないという話でもないため、その上で細心の注意を払って取り扱うべきものである。
オプトイン制度またはデータセットの全開示を必須にしなければ、
著作権・著作者人格権・肖像権などの問題は常に付きまとうことになり
生成 AI による贋作製造、ダンピング、ディープフェイク、偽情報などが解消されることはない。
4：AI 生成物が著作物として扱われ、大量に出回ることで、
新規の創作の幅が狭くなり、創作活動の委縮につながること
大量の生成物を先行して生成することで後から発表されたものを盗作として訴えるという行為の横行が懸念される。
生成物に著作権を与えないことでこの問題を回避できるが、
児童ポルノやディープフェイクの生成による被害を考えると現実的ではない。
ディープフェイクに使われる画像、音声はあくまで実写風の画像であって

本質はイラストや楽曲データの生成と何ら変わらないためこれらのどれかを規制するのは不可能であり
生成 AI の活用を本格的に目指すのであれば最初にやることは現在のデータセットをすべて廃棄させ、
所持についても厳重に取り締まること。
これは出来る出来ないの問題でなく何十何百年かかってもやらなければならない絶対的な前提であり
現行のデータセットが存在する限り生成 AI による様々な犯罪被害が発生する。
無論その後も厳重に取り締まることが要求され、著作者人格権や肖像権といった人権にかかわる問題を含む以上
気軽に推進して良い物ではなく一歩一歩を慎重に進めていくべき。
世間にとってはやがて忘れられるたった一件の事件でも
被害者にとっては人生を破滅に追い込む大事件であることを忘れてはならない。
5：海賊版等、違法にアップロードされているものも学習されてしまうこと
学習されてしまうのではなく学習させているのであるため誤解を招く表現は慎んでほしい。
大規模スクレイピングや無断転載サイトが大元であるので各開発企業が各々で素材を集めたり、
クリエイターと契約を交わせば解決する問題。
＜AI 開発者・AI サービス提供者等の事業者の懸念＞
責任回避に終始しすぎている。
健全な生成 AI を開発する努力を行うべきであり、胸を張って世界に開示できるデータセットを作った上で
この問題にあたるのが順序として正しく、
現在出回っている多くの生成 AI のように無許可で片っ端から問題のあるデータを含めてあらゆるデータを搾取している中で著作権侵害やユーザーの悪意を気にするのは噴飯ものである。
むしろ、悪意の片棒を担いでいるという自覚を持つべきであり、
それらを気にするのであればどこに出しても恥ずかしくない生成 AI を作成すればいい話だろう。
＜AI 利用者の懸念＞
そもそも生成物そのものを利用すること自体享受目的に当たるのに、
なぜ著作権侵害を気にしているのかこちらが質問したい。
また、冷評が気になるのであれば生成型検索エンジンによる検索行為を
創作活動だと普及させる運動でも起こすべきではないのかと思う。
創作者の末席に身を置くものとしては彼らの努力？は知ったことではないし、
同業と思ったこともないので一括りにされるのは心外である。

●受付番号　185001345000010687

AI の無断学習に反対します
AI の無断学習によって生成される画像が作品として許容される社会は
既存の創作者の愛情や熱意を単なる素材として消費し尽くし
新しい作品が生み出される可能性の裾野を失います

●受付番号　185001345000010688

他者の成果物にフリーライドする技術が台頭することが受け入れられません。ひとのものを勝手に使うなという小学生でも理解できる問題です。倫理観が問われます。つい先日も、著名な絵描きの作品を集中学習した内容の投稿物を用いることでなりすましを行い、果てにはオリジナルに対し「私のなりすましがいる」と虚偽の通報を行い凍結に追い込むことで成り代わりを図った悪質なユーザーが確認できました。生成 AI が普及するということは他者へのなりすましが容易に行えるようになるということです。私も自身で絵を描きそれを仕事にすることを目標としておりますが、作品を投稿した瞬間片っ端からスクレイピングされ機械学習に使われ類似品を大量にばら撒かれるということを考えると、怖くて絵などとても公表できなくなりました。

●受付番号　185001345000010689

２．検討の前提としてー（１）従来の著作権法の考え方との整合性について
ウ
生成 AI の存在意義は画像や文章を生成することである。
画像や文章を生成するということは少なからず享受が目的に含まれることが大多数である。
つまり著作物を AI に学習させ生成 AI を作るということは必然的に享受目的に繋がることである。
結果が享受目的であることに著作物を使用しているにも係らず法第 30 条の 4 が適用されるということはおかしいのではないか。
仮に法第 30 条の 4 を適用するとしても、著作者人格権の不行使について言及されていないはずなので、AI 学習を拒否できると考える。
（２）AI と著作権の関係に関する従来の整理
法第 30 条の 4 制定時には生成 AI の考慮が全くされていないと思われる。
今までの AI 学習と生成のための AI 学習は別物と考えるべき。
今までの AI 学習は分析や判別に使われるもので、学習元の利益を害し得ないものばかりだったが、生成 AI で生成したものは学習元と同じ市場に出回るものなので学習元の利益を害する可能性が高い。
そのためそもそも生成 AI の学習に法第 30 条の 4 を当てはめて考えるべきではない。
この素案で法第 30 条の 4 をもとに考えている部分はすべて考え直すべきだと思う。
３．生成 AI の技術的な背景についてー（１）生成 AI について
ウ
「学習データの切り貼りではないとされる」の根拠を明確にしてほしい。
とある生成 AI の開発者は「生成型検索エンジンである」と明言したという話もある。
５．各論点についてー（１）学習・開発段階
学習と生成を別物と捉えてるように読めるが、生成が目的の AI である以上学習と生成を切り離して考えることは無理がある。
どうしたって生成目的（享受目的）の学習になる。
イー（イ）
追加学習は学習データに寄せる目的以外に考えられないのではないか。
現状の素案の通りだと、LoRA などが意図的であることの証明が非常に難しく違法と判断されることが難しくなってしまう。
しかし LoRA は確実に追加学習データの模倣であり違法でなければおかしいと思う。
また、LoRA 作成によって作家の作風を模倣し SNS 上でのなりすまし行為を誘発したり、その作家の作風で世間的に問題のある絵を生成し罪の擦り付けや悪いイメージを付けるという加害行為もあり得る。

エー（イ）
特定の作家または著作物に対する需要が代替されてしまうことが想定できるにもかかわらず、利益を不当に害することには該当しないというのはどういうことか。
その作家の需要が生成 AI に代替されてしまえば、その作家の仕事がなくなり、生成 AI によって利益が不当に害されたことになるのではないか。
その生成 AI が LoRA のような、その作家の著作物を集中的に学習したものであったとしたらなおさらだ。
エー（オ）
海賊版であるか否かの判断が学習者につかないというならば、一律「著作者の許可がないものに関しては学習禁止」という法にすればよいのではないか。
海賊版による被害が甚大だと認識しているにも関わらず、生成 AI による被害について認識していないのはなぜか。
そもそもこの辺りは「海賊版アップロードが違法」という話しかしておらず、生成 AI の学習に使用する許可を著作者が出していないという点においては海賊版であろうが著作者が発表したものであろうが同じではないか。
カー（イ）
「侵害の行為によって作成されたもの」になりえるのではないか。前述したとおり、結果が享受目的であることに著作物を使用していることになるため。
注釈 31 は侵害された側のことを何も考えていない。明確に侵害が生じた＝違法であると判断されたものに関しては学習した側がどれだけのコストを払ってでも除去すべき。
違法であるものを放置することを良しとする法になってしまうのか？
学習した側にデメリットがなさすぎて、違法であっても学習した者勝ちになってしまう。
（２）生成・利用段階
イー（イ）ー２
「著作物の創作的表現が、生成・利用段階において生成されることはない」は無理がある。
人間が作ったとしても既存の著作物と被らないということはほぼ無理であるため。
（３）生成物の著作物性について
イ
指示が詩的などの理由で創作性が認められる場合でも、それはあくまで指示に対する著作権であり、生成物に対する著作権であるべきではないと思う。
同じ指示で大量生成できてしまうものに著作権が認められると、ひたすら生成→その後似た作品が出てくれば訴えるというような問題行為もできてしまう。
（４）その他の論点について
前述したとおり、生成 AI については学習物と生成物が同じ市場に出回るものなので「著作権者等の利益が通常害されるものではない」が適用されないのではないか。

●受付番号　185001345000010690

5：各論点について
1：学習・開発段階
【 「非享受目的」に該当する場合について】
現在の生成 AI は学習元に応じたコンテンツが生成されるものであり
音楽から画像を生成するような全く違った用途のコンテンツは生成されないので
著作者の立場にある者としては研究部外に公表した時点で享受行為とみなすがどうか。
金銭目的でなくとも生成物による名声や宣伝効果は必ず発生する物であり
著作物を利用しているのであればそれは享受を目的とした著作権の無断利用となる。
過学習に関しては言うまでもなく意図的な侵害行為であり、
なりすまし行為による被害が現実として発生している。
ただし、過学習はあくまで過学習をしていないということよりも悪質であるという以外に差異はなく、
これを持って線引きを行うのは不法行為による罪の有無を被害規模で線引きするという行為にほかならない。
また、画像学習で画像を、音楽学習で音楽のような生成を行う場合、それは同一市場で競合させる行為であり
著作権者の利益を不当に害することと判断する。
画像をモチーフに生成 AI が音楽を作る、などという形であればこの限りではないが
現段階の生成 AI はそのような能力を持たない。
要は同一カテゴリのコンテンツは常に依拠性が存在し、著作権者の利益を不当に害しているということであり、
これを切り離せないうちは著作物による依拠性の高い享受目的の生成物以外は生まれえないのである。
【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】
作風や画風は類似性を認めないとしているが
非常に似通った画風の画像 AI 生成物が不特定多数のユーザーにより大量生産されており、
この学習元となった作家のそれは「もう見飽きたもの」として閲覧者からの評判を大きく下げている。
元々傑作として生成 AI に指定されるほどの技量の持ち主であったにも拘らずそのような評価に貶めたことに関しては
不当に利益を害したと判断はしないのか。
一時の利益だけをもって判断するのは些か視野が狭すぎる。
既に被害が発生しているという前提で考えなければならない事案であり、
現行法で対処が不可能であれば法整備に踏み切ってほしい。

（オ）海賊版等の権利侵害複製物を AI 学習のため複製することについて
権利侵害複製物であるかどうかを判別する前に AI 学習の是非を問うべき。
公式の著作物であっても生成を目的としてこれらを学習にかけることは著作者の権利をないがしろにするものではないだろうか。
究極、生成 AI による学習に拒否反応を示しているクリエイターにとって生成 AI による学習は
海賊版となんら変わらない物であり、意図的に酷似した性質を持たせることも可能であることを留意してほしい。
海賊版によるコンテンツ産業の打撃を懸念しておきながら
何故海賊版の生産を助長する現在の生成 AI を推進しているのかが不明瞭。
国内で回すのであれば海賊版であっても問題ないという判断だろうか？
コンテンツ産業の発展を考えるならば生成 AI の推進よりも日本ひいては世界のコンテンツを守るために
規制の旗振り役を担うべきだったのではないだろうか？
また生成 AI は人間では対抗不可能な速度での生成が可能であり
生成物によるダンピングと物量によって下積み時代を乗り越えることが困難になり
コンテンツを生み出すべき人間が育たなくなる懸念もある。
コンテンツを生み出す人間がいなくなると生成 AI は生成物から学習することしかできなくなり
生成物の共食い・偏食による破綻と循環を引き起こし、最終的にコンテンツ産業の衰退を招く。
共存を考えるのであれば既存の著作物ありきの搾取的な仕組みではなく
既存の著作物に被害を与えないような共存できる仕組みの生成 AI を開発してコンテンツ発信の助けとするべきではないだろうか。

●受付番号　185001345000010691

AI による無断学習に反対します

●受付番号　185001345000010692

5.(1) イ（ア）
>AI 学習のために行われるものを含め、情報解析の用に供する場合は、
法第 30 条の 4 に規定する「当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又
は他人に享受させることを目的としない場合」に該当すると考えられる
上記について、「当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としている」と考えます。表現とは思想なくして成り立ちません。また、特徴が際立ったものについては表現そのものが思想と言っても過言ではない場合があります。生成 AI に特徴的なデータを学習させることで狙った表現を生成させることは、学習元データの表現者の思想・感情を剽窃し享受しようとする営みに他なりません。実際に SNS 上で特定の表現者の著作物を学習させ、濫造し利益を得たり、著作物の価値を貶め加害する目的で生成 AI を使用するユーザーも見られます。
著作物には表現者の思想・感情が込められており、これを盗まれ貶められることにより大きな心的外傷を負うことで表現者は表現をやめてしまう可能性があります。また、安易に濫造された生成データに様々な著作物が埋もれ或いは価値を貶められることにより、表現者の人口だけでなく市場自体の縮小も考えられます。日本の大きな産業の一つである創作物による市場を守るためにも、法第 30 条の 4 の適用範囲について厳しい視点での運用が必要です。
5.(1) エ（エ）
>著作権者が反対の意思を示していることそれ自体をもって、権利
制限規定の対象から除外されると解釈することは困難である。そのため、こうし
た意思表示があることのみをもって、法第 30 条の 4 ただし書に該当するとは考え
られない
これに対し、現行法で対応困難なデータベース化されることを拒否する権利などを得るために、新たな法を作ることが今回必要なことだと考えます。現行法においては著作物は人間が作ることを前提として規定されています。これを生成 AI、新たな技術によって大量生産が可能になったのであれば、それに応じた法規制や保護が新たに必要になるのは自明です。そもそも現状の生成 AI そのものが企業が利益を生むために作られているのですから、これに無許可・無制限に利用されることを拒否する権利はなくてはなりません。生成 AI は公共の福祉ではありません。
5.(1) カ（ア）
>AI 学習により作成された学習済モデルは、学習に用いられた著作物の複製物と
はいえない場合が多いと考えられ、「侵害の行為を組成した物」又は「侵害の行為
によつて作成された物」には該当しないと考えられる。また、通常、AI 学習によ
り作成された学習済モデルは、学習データである著作物と類似しないものを生成

することができると考えられることから、「専ら侵害の行為に供された機械若しくは器具」にも該当しないと考えられる。そのため、AI 学習により作成された学習済モデルについての廃棄請求は、通常、認められないものと考えられる。
学習済みモデルは学習物に用いられた著作物の複製物の集合体です。学習モデルを作るにあたり許可された著作物のみを使用していれば侵害の行為によって作成されたものではない可能性がありますが、現状そのようなクリーンな生成 AI はないと考えられます。
また、AI により作成された学習済みモデルは学習データである著作物と類似しないものを生成することができるという点について、多くは学習データである著作物と類似したものを生成すると考えます。必ず類似・関連するものが学習元にあるはずです。さもなければ学習済みモデルは不要だからです。オリジナルを生み出す場合もありますが、それは学習元の組み合わせによるものです。よって、現状の著作権クリーンでない生成 AI においては、モデル作成者の責任・負担を以て廃棄請求は認められなければなりません。費用的・時間的負担が大きかろうが、これは著作者の権利です。
全体に対しての意見として、生成 AI の学習元となる著作者の権利が軽視されているように感じます。産業的な観点から見て、著作者の権利を軽視することは将来的な業界の衰退につながると考えます。新たな著作者がいなくなれば当然生成 AI の学習元はなく、進歩はなくなるでしょう。
1. 表現を盗まれ筆を折る著作者が出ないために行われるべき法的権利保護
2. 悪質な利用（営利目的・加害目的）に対する刑事罰
3. 生成 AI の使用における制限（免許制・身元確認等）
少なくとも以上 3 点は必要だと考えます。
生成 AI そのものは叩き台の作成やアイデア出しには特に便利かつ興味深い技術だと感じています。誰もがまっとうな使い方をするために、著作者を守る法整備をお願い致します。

●受付番号　185001345000010693

推進派の意見ばかり見てないで否定派の意見も見て頂きたいです。

●受付番号　185001345000010694

AI の無断学習に反対します。
自分は絵描きですが、30 年間かけて構築した自分の絵柄、技術を簡単に盗まれて無罪だなんてクリエイターを廃業に追い込む気ですか？と思います。
インボイス制度でただでさえ苦しんでいるクリエイターたちをこれ以上苦しめないでください。クールジャパンと言うのであればクリエイターを守ってください。

●受付番号　185001345000010695

（オ）海賊版等の権利侵害複製物を AI 学習のため複製することについて
権利侵害サイトからのデータ収集は慎むべきであるとの記述が存在するが、
まずは現行使用されている生成 AI の殆どがそういったもので構成されていると理解してほしい。
生成 AI の最大の問題として挙げられているのがこの点であり、しかしこれは生成 AI を作るうえで絶対必要なものであるという。
現実のところ現行の技術では人権と引き換えにクオリティを担保するかクオリティと引き換えに人道を守るかの二択を迫られており
この点は世界中で問題視されていることである。
データ収集を規制するということは必然的にデータセットの開示が必須になるということであるが、
仮に内国産のクリーンな生成 AI が出来たとして、
その時不適切なデータを使用している外国産の生成 AI を使用しているユーザーはどうするのか、という問題も残る。
企業や個人の善性・自主性に任せるにも今の生成 AI を取り巻く環境を見るにとても期待が出来るものではなく、
法で取り締まることもやむをえない状況だと見る。。
また、少量の著作物に依存した生成物が発生した場合は注意義務を怠ったとして著作権侵害になるとされるとあるが、
基準が不明瞭かつ依存性の判断をどこでつけるのかが問題。
多数の第三者視点で明確な依拠性が認められたとしても司法の胸一つで基準が変わるのであればそれは基準として機能していない物ではないだろうか。
「誰がどう見ても A は B の盗作だが法はそう判断しなかったから問題なし」
「全く似ていないのに x は y の盗作だと判断されて問題ありとされた」
これまでも存在していた問題ではあるが
現行の仕組みを用いた生成 AI を使用する場合、これまでよりはるかに多くの衝突が生まれることは想像に難くなく
あまりに多くこういった問題が起きると創作者の委縮を招き、窮屈な環境を作らないだろうか。
また、司法側の負担もこれまでよりも大きくなることが懸念され、その点も見過ごせない。
【侵害に対する措置について】
刑事罰については故意の存在が必要とあるが、誰が証明するのだろうか。
被告がノーを突き付け続けたら意図的な物であっても刑事罰を与えることが出来ないというのは

あまりにも一方的ではないだろうか。
（イ）学習済みモデルの廃棄請求について
AI 学習により作成された学習済みモデルは明確に既存の著作物などの複製物の詰め合わせであり
考えられる考えられないというレベルの話ではない。
これらがすべて権利のない物であるのならば AI 学習の学習済みモデルというものは「無」であり
生成物は「無」から生成 AI が自律思考して生成している物であると言えるが
そういった仕組みは用いられていない。
仮にデータ形式を変えることで学習元の権利が消失するというのであればインターネット上全てのデータの権利が
データを圧縮することで権利を消滅させることが出来るということではないのだろうか。
元々の著作物やポートレートなど、データとして入っている物に対して権利者が廃棄を要求することは極めて正当な権利である。
【その他の論点について】
そもそも著作物の流用、生成という行為自体が問題であるので
医療や認証といった福祉や利便性向上のためならば学習自体を拒否する物はごく少数だと見る。
これまでの AI と呼ばれるシステムが学習を行っていたとして学習物に類似したものを生成したり、
意図的に個人のデータを漏洩、流用させたりするようなことがあっただろうか。
生成 AI による生成行為は福祉や科学になんら貢献しておらず、むしろ治安を悪化させているのがこの一年と少しで白日の下にさらされており
著作物に対する侵害行為のみならず著名人を利用した特殊詐欺やディープフェイクポルノによる恐喝行為など
権利者のあずかり知らぬところで悪事に加担させられているという点も見過ごせない。
これは法の問題ではなく人権にかかわる問題であり、今一度生成 AI という存在が本当に必要か否か考えて欲しい。
また、30-4 において生成物の公衆送信を認めないとしているが、インターネット上に大量の生成物が放流され
企業が生成物を使用する、生成物を素材として販売され、知ってか知らずかそれが公的機関で利用されるケースがあり
現状機能しているとはいいがたい。
しっかりと取り締まりを行い、30-4 を機能させてほしい。

●受付番号　185001345000010696

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000010697

2：生成・利用段階
人間の著作物と同様に考えるといわゆる著作権による訴訟ビジネスが横行する可能性が極めて高く非常に危険。
圧倒的な速度で生成物を生み出し、人間が似通った創作物を発表したら似ているとして訴訟、というのは
既に似た事例が発生している。
画像であればラフスケッチから人間が仕上げるより速く完成品を上げることが出来るため、必然クリエイターが創作過程などを発表することを回避することは想像に難くなく、
インターネットの発達によって身近になった創作行為が再び多くの人々にとって縁遠い物になる。
これはクリエイターのみならずコンテンツ業者にとってもプラスとは言えず
在野のクリエイターが作品の発表を避けていくことで将来性に期待した青田買いや
無所属のクリエイターの発掘、雇用にも支障をきたすことになる。
生成 AI はコンテンツ業者が自前で使えばよいので生成 AI ユーザーはクリエイターたりえず
コンテンツ業者の短期的なコストカットのみでしか利が見いだせない。
結果的に複合的な物以外のコンテンツは単なる素材として生成 AI の生成物にとってかわられてしまうのではないだろうか。
いくら優れたクリエイターだとしても目にされなければ評価されることはなく、
見てもらおうにも生成物の圧倒的な物量の前に埋もれてしまい、
よしんば大成したとして集中学習の的になり大量の類似物に埋もれてあっという間に飽きられる。
こういったことが続いて将来の巨匠が道を諦めてしまってはコンテンツの衰退以外の未来は見えない。
【著作権侵害の有無の考え方について】【侵害に対する措置について】【侵害行為の責任主体について】
データセットに著作物や肖像の汚染がない状態で議論すべき問題であり
時期尚早である。
現在の情勢における生成物は何らかの著作物の改変であることは生成過程から証明されているので
著作物、肖像、児童ポルノ、機密情報といった不適切なデータが混入しているデータセットが利用されていることを周知させてほしい。
【その他の論点】
まず生成物に著作権を与えない。

不適切なデータが多く含まれる現行の生成 AI は使用しない。
生成 AI におけるデータセットは権利侵害の可能性の極めて低い物のみで構成し
取り扱いも極めて慎重に。
生成 AI のデータセットにおいて悪意を持った第三者が規約違反のものを故意に混入させたケースもあるので、細心の注意を払って開発すべき。
これをスタートラインとしてその他ウォーターマークなどの要不要を考えていってほしい。
何より著作物の複製が認められた時点で元著作物が改変されることは学習と不可分であり
これに対して権利制限規定を認めることは同一性保持権、ひいては人権侵害に他ならない。
また、技術的な実現可能性や費用の観点からデータにおける著作権侵害があったとしても許されるとあるが、
これはそもそも発生しないように細心の注意を払うべき問題ではないだろうか。
当然、問題が発生すれば破棄されるべきであり、コストを理由に黙殺することは
多くの国民にとってリスクを負わせるということと同義であり
国民の生活と安全を保障し、利益と幸福を与えるという国家の役割を放棄しているのではないだろうか。
もし、開発においてそれ以外の道がないというのであれば
生成 AI の開発自体が分不相応、時期尚早だったというだけだろう。
厳しい言葉もあったとは思いますが、
より良い日本と世界の創作文化のための参考になれば幸いです。
お付き合い有難うございました。

●受付番号　185001345000010698

既にイラスト生成 AI に無断イラストをで学習され、作品を模倣し本人に成りすましたり本人より安価で依頼を受けることにより
無断で学習されたイラストレーターの名誉が毀損され心身共に追い詰められている現状があります
生成 AI は免許制、もしくは学習元を自作または著作権がフリーのものでなければ違法とするような法整備をしなければこのような悲劇が繰り返されると思います。

●受付番号　185001345000010699

昨今出回っている画像、映像、音楽、音声合成などの生成 AI は、およそ５０億以上の作品、または写真データをまとめたデータセットのうえで成り立っており、そのほぼすべては商用、趣味、学術用を問わず、使用許可を得ないで作られたものです。

それら元データは、しかるべき場所でしかるべき形で存在しているはずですが、生成 AI はこれを倫理的に無視し、学習パターンの元切り貼りしたものになる危険性が高いことは、生成 AI 製の作品のほぼすべてといっていいほど多くに発生する「どこかで見た既視感、違和感」から感じ取れると思います。

よって、生成 AI 製作品に著作権を認め、これを保護することは、そのもととなったデータがありきのものであるにも関わらず、それらを無下にし、元データの著作権を侵害することを認めることであると感じます。

むしろ、元データの著作権を尊重をする最低限の行為として、「生成ＡＩを使わない、認めない」ことこそがこれからの著作権を守っていくうえでなされていくべきことだと感じています。

●受付番号　185001345000010700

イラストを仕事にしています。自分のイラストの作風や技術等、何年も積み上げてきたものの上澄みをかすめ取る画像生成 AI は学習、生成分けず禁止していただきたいです。学習した時点で悪用のリスクが発生します。ましてや AI 生成物に著作権を与えるなどということは、そもそも AI はそれを 1 から作っているわけではなく著作をしていません。
クリエイターのためにやってほしいことは、クリエイターのための金銭的支援や、労働環境の改善で、AI の活用や利用推進は役に立たず、むしろクリエイターの立場を脅かします。特に出版社と作家などの間で、企業が個人の時間やお金などに頼り企画等をすすめ、業界の習わしでかかった報酬は出版物の印税分だけで実際にかかった時間相当の報酬を出さない等々、弱い立場であるクリエイターのめに AI 以前に解決すべき問題は山程あります。

●受付番号　185001345000010701

AI の無断学習に反対します。
なぜこれを国が禁止していないのか、なぜむしろ推し進めているのか全く理解ができません。クリエイティブの分野で生きている人間を殺そうとしているようにしか思えません。
創作者にとって作品とは何時間も何日もかけて考え続け試行錯誤を重ね、やっとの思いで作り出した、まるで我が子のようなものです。それを AI が無断で学習し踏み荒らすのは最大級の侮辱です。今後もこの行為が続くのであれば創作者は意欲をなくし創作物は激減し、AI が学習する上で必要な作品量も獲得できないでしょうね。
著作権という言葉の意味を、意義をもう一度考え直してください。

●受付番号　185001345000010702

AI 学習による生成 AI に反対します。
少なからず、一つの生成 AI にて人の手で描かれた作品が使用されていることは事実です。著作権なのか知的財産権で守られるべきです。何のための法律なのか分かりません。
また、クリエイターどれだけの時間をかけて自分の作品を生み出してるのか考えた事がありますか？生涯掛けて生み出してます。それを一瞬のプログラムで奪われて量産されるなんて存在を否定され人生を壊されるも同然です。
人の手で生み出した作品がどれだけ価値のあるものなのか、どれだけ温かみがあって感情が込められているか考えてください。私達クリエイターは日々生成 AI と AI 学習に脅かされながら生活しています。
どれだけの方が仕事を奪われ、どれだけの方が傷つくのか今一度考えて下さい。
AI 学習が悪いとは言いません、正しい使い方をすればメリットもあるかと思いますが、著作権の根本を考えて下さい。SNS では無断使用の生成 AI に溢れ数々のクリエイターが被害にあい、泣き寝入りをしています。
著作権を放棄していない作品に対して無断使用、無断学習をした場合これは盗作と同じだと思います。また、クリエイターに対しての脅迫とも言えます。
盗作は立派な犯罪行為です。法で裁けるべきです。賠償金、使用料を請求出来るようにして下さい。
一人でも多くのクリエイターが傷つかない世の中になりますように…

●受付番号　185001345000010703

1 人のイラストレーターの絵を第三者が大量に AI に学習させ、別のイラストを大量生成する行為は、AI に学習させる前の本来のイラストレーターのイラストの価値を下げるものと考えます。あってはならない事です。
そもそも、人力で色々なイラストを集め、それらのイラストから好みの部分を切り取り貼り合わせてまとめた物は著作権侵害となると思いますが、それを AI を利用して生成されたものだと著作権侵害にならないというのは納得がいきません。
イラストを描いた本人が AI に自分のイラストのみ学習させて出力するだけなら良い使い方だと思いますが、イラストを描いた本人ではなく、第三者が勝手に AI に学習させて出力する事は厳しく規制すべきです。

●受付番号　185001345000010704

この素案はAIの学習元の権利を大きく侵害する内容であり、クリエイターの生活および創作市場の発展を阻害するものであると考えます。
私はAIの無断学習に反対です。
AIの学習元の権利を尊重し、AIに学習されない権利の作成や学習AIによる生成作品の商用利用の制限を進めるべきです。

●受付番号　185001345000010705

ここ最近の AI 画像生成を巡る議論においては「AI による学習」と「著作物の剽窃」の混同が問題であると考えます。特に AI による画像生成技術が特定のクリエイターの作品と類似したものを生成する場合、その作品が著作権侵害であるかどうかについて、自分は AI による学習は著作権侵害ではないという立場を支持しています。
AI による学習は、大量の画像データからパターンを抽出し、新しい情報や画像を生成するものです。このプロセスは人間が学習するプロセスと類似していますが、AI が独自のアルゴリズムやデータセットを使用しています。そのため、AI が生成した画像というものこのデータセットからの派生物であり、著作権を侵害するものではない。この点をクリエイター全員が明確に理解し、認識することが重要です。
一方で、特定のクリエイターの画風を模倣したり、特定の作品を再現する AI 技術も存在します。例えば、i2i（Image to image）や LoRA などがその代表例です。これらの技術が特定のクリエイターの作品を模倣する場合、著作権法に基づいて適切な規制が必要となる場合もありえます。具体的には、AI による画像生成技術が特定のクリエイターの作品を模倣する場合、それによって生成された作品はそのクリエイターにも著作権、或いは原案者としての権利が生じる可能性があります。またその生成された作品によって営利を得る場合には、模倣元のクリエイターに適切な利益を還元する措置が講じられるべきです。
そのためには、法的な枠組みの整備が必要です。具体的には、AI による学習の成果が著作権侵害ではないことを明確に規定すると同時に、特定のクリエイターの作品を模倣する第三者に対する規制を行うことが重要です。また、このような模倣著作物を用いて営利を得る場合には、事前に i2i や LoRA の使用を許可するといった条件の下で模倣元のクリエイターに適切な報酬を提供する仕組みを整備することも必要です。
このような枠組みを整備することで、AI 技術の発展とクリエイターの権利および利益の保護を両立させることが可能です。また、クリエイターの創造性を尊重し、公正な報酬を提供することで、文化の豊かさや創造性の発展にも貢献することができます。以上の観点から、AI による学習と著作権保護の関係について、適切な法的枠組みの整備を求めます。

●受付番号　185001345000010706

１．はじめに

まず、本素案が何を主眼に策定されたものであるのかを強く問い質したい。文化審議会著作権分科会法制度小委員会が情報収集能力において劣っているか、あるいは収集した情報が偏っていることは、先般の福井委員の「既にアシスタント不足に悩む漫画では背景の下絵に生成 AI を使うことは一般化しつつあ」る旨の発言（参照：https://x.com/fukuikensaku/status/1747762343977812447?s=20）に対する漫画家の反応から明らかであるが、よもや生成 AI による海賊版被害に苦しむクリエイター達の声が一切届いていないなどということは無いはずである。にもかかわらず、本素案は「著作権が侵害されるのではないかといった懸念」という、恰も生成 AI による著作権侵害が未発生の予想に過ぎないものであるかの如く矮小化する書き振りである。また、他にも LoRA によるなりすまし被害や粗製乱造される生成物により創作市場そのものを破壊されることへの懸念等、著作権者の訴える生成 AI に起因する問題は数多く存在しているにもかかわらず、著作権者による懸念の声と同列かのように、生成 AI 開発事業者等の懸念の声を 2 つと生成 AI 利用者の懸念の声を 1 つ挙げている。これは明らかに著作権者の著作権侵害被害の訴えを過小にしか評価せず、反対に生成 AI によって利益を得ている者の声を過大に考慮していることの表れであり、素案自体が著作権者の声を封殺することを主眼に策定されたものではないか？との疑いを禁じ得ないものといえる。

また、既に受付番号が 1 万を超えるほどには国民の関心を集めている事項であり、解釈の変更により著作権者の権利を実質的に制限し、または著作権者の権利行使を事実上の諦めさせる作用を生じさせる解釈指針の素案でありながら、本パブリックコメントは募集期間が 3 週間と短いことも、著作権者の目に触れないところでこそこそと解釈変更を進め、著作権者による権利保護の声が大きくなる前に有無を言わせぬ状況を作り上げようとしているのではないか？との疑いを生じさせるものである。小委員会の委員の中に著作権者の利益を適切に代弁し得る者が存在していないこともまた、この疑念を強める根拠となっている。あまつさえ、提示された素案が著作権の保護を主眼にせず、如何にして生成 AI による著作権侵害を合法と解釈するかに執着した書き振りになっている以上、疑うなという方が無理があるというものである。これらにつき、パブコメ集計結果を公表した暁には公明正大なる弁明を頂きたいものである。

５．（１）学習・開発段階

享受目的が存しない場合、生成 AI の学習であっても著作権法 30 条の 4 の適用を受けるべきことは正当な解釈である。しかし、現行の生成 AI には享受目的が存しないものは事実上存在していない、という事実を無視して抽象論に終始されても解釈指針としては役に立たない。実際に行われている学習の手法を例に挙げて、それに享受目的が認められるか否かを検討するべきである。

たとえば現行の画像生成 AI の学習には、無許諾で複製した画像を人の目で確認し、その特徴に応じたタグを貼り付けることで訓練への利用を可能にする工程が存在する。それらのタグは、例えば「男」や「女」、「猫」、「犬」といった被写体を表すものから、「可愛い」や「綺麗」、「魅力的」、「煽情的」、「傑作」、「駄作」といった含まれる表現を享受した感想を表したもの、果ては特定のイラストレイターの創作的表現が共通する作品群が共通して有する作風を抽出するために「〇〇スタイル」といった特定のイラストレイター名すらも含まれている。これは明らかに学習元の著作物に表現された思想・感情を享受する目的で行われている加工であり、生成 AI の動作機序が事実上のブラックボックスであり、その享受の過程が不明瞭であるからといって、享受目的がないとすることは 30 条の 4 を恣意的に解釈して生成 AI による無断学習を合法かのように見せかける詭弁であると言わざるを得ない。

しかしながら、本素案はこの点にほとんど言及していない。生成 AI による海賊版被害に苦しむクリエイターの声に少しでも耳を傾けていたのであれば、現実的な被害回復の手段となる訴訟を委縮させるような書き振りにはならないはずである。にもかかわらず、本素案は 30 条の 4 の抽象論に終始して、現行生成 AI に広く 30 条の 4 が適用されるかの如く誤認させるような議論を展開しており、このような恣意的な書き振りは、著作権法の理念を体現し文化の発展に貢献して来た著作権者の功績を踏み躙り、その権利を侵害者に対して一方的に売り渡す行為であり、我々著作権者に対する看過できない背信行為である。甚だ遺憾であり、当意見は可能な限り最も強い表現で本素案の姿勢を非難するものである。

●受付番号　185001345000010707

まず、5.(1)【「非享受目的」に該当する場合について】というトピックについてです。私の読解に疵瑕が無ければ「意図的に学習元の作品に似せた成果物を期待していない場合は、著作権侵害にはならない」と解釈出来るのですが、それは些か夢物語が過ぎるのではないでしょうか。どの程度元の表現から剥離していれば「似ていない」と判断出来るのでしょうか。特定のクリエイターの作風を意図的に模倣した生成物の場合であれば著作権侵害にあたるとありますが、元が分からないほど混ぜこぜにすれば、どれだけクリエイターの著作物を、彼らに何の報酬も与えること無く複製しても合法であるという事でしょうか。一見「ありふれた」作風に見えても、その裏には彼ら自身の思想や感情を彼ら自身の方法で表現した痕跡が確実に存在する筈です。有名なクリエイターだけがクリエイターなのではありません。
また、そもそもの話ですが、この文書においては全体的に著作権の財産的権利、著作財産権のみが強調されているように感じられます。当然生成 AI によってクリエイターの仕事が奪われる＝著作者が本来得られる筈だった利益が侵害される案件も大いに考えられますが、それに輪を掛けて簡単なのが著作者の、或いは写真や動画の被写体となった人間の人格的な権利を侵害することです。
生成 AI を使った他者に対する人権侵害は既に「懸念」の域を越えて社会に氾濫しています。デマや性的搾取を目的としたディープフェイクは特に有名だと思います。それと同じ技術で、それぞれの作風を持つクリエイター達にも同じように嫌がらせをする事ができます。彼ららしい作風はそのままに、性的或いは反社会的な内容を含むモノを生成され、それによって直接的に、或いは名誉毀損の形で嫌がらせを受ける人が後を絶ちません。そしてたとえそのような内容を含まない生成物であっても、たとえ生成ツールの使用者や開発者に全く悪意が無くとも、自身の創作物が他者によって勝手に複製・機械学習され、その結果が出力されているという状況は創作者にとって極めて『気持ちの悪い』状況であり、それだけでも十全に「著作者人格権の侵害である」と言うことが出来ると考えます。
更に、ここまでは生成 AI の学習元の中でも主に「クリエイターの創作物」に焦点を当ててコメントをしていましたが、元データに含まれるのはそれだけではありません。写真や動画の被写体となった、実在する人物の肖像も膨大な数が存在しています。AI にリクエストすれば「写真っぽいイラスト」も生成出来るという点から、これらが無関係では無いことは理解出来る筈です。
先月の記事ですが、人気の生成 AI の学習元であるビッグデータに多数の違法な画像が含まれていたことが発覚しています。
https://forbesjapan.com/articles/detail/68355
書ききれなかったこともありますが、上記すべての事柄を合わせ、もしも画像生成 AI による生成物になにかしらの「権利」が与えられた場合には、国をして人権侵害に肩を貸すという姿勢を見せたと受け取られて仕方の無い事になると考えます。

最後に、この意見において、特に著作者人格権云々のくだり以下で述べた事については、大半は利益とは関係の無い「お気持ち」に基づくものに過ぎません。ですが本来創作物とは-文化とは、人間の気持ちから生まれ、人間の気持ちによって育まれるものです。生成 AI と著作権について考えること、その目的が「文化の繁栄」であるならば、それらを無視することは不可能な筈です。実情をよく理解して頂いた上での、合理的な判断をお願いしたいです。

●受付番号　185001345000010708

５．各論点について
【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】
（１）
(エ)に関して
”なお、このような技術的な措置が、著作権法に規定する「技術的保護手段」又は「技術的利用制限手段」に該当するか否かは、現時点において行われている技術的な措置が、従来、「技術的保護手段」又は「技術的利用制限手段」に該当すると考えられてきたものとは異なることから、今後の技術の動向も踏まえ検討すべきものと考えられる。”とあるが、使用者は明確に意思を持って、そういった処置を行っていることも踏まえて、「技術的保護手段」及び「技術的利用制限手段」に該当するものとして欲しい。また、米国等の先進国を倣い、技術的保護手段の回避を違法とするべきだと考える。
（以下は５．（２）【著作権侵害の有無の考え方について】とも関連する）
私が上のように考えたきっかけとして、特定のイラストレーターのスタイルを模倣したLoRa が攻撃的な利用のされ方をしている様子を散見するといったことがある。現状、一定以上の知名度のイラストレーターの名前を出し、「〇〇の画風の LoRa」といった説明書きで配布しているユーザーが一定数いる。また、プロンプトに画家やイラストレーターの名前を入れて、似通ったものを生成できた、といった報告を目にしたことがある。
こういった、意図して特定の人物の作風を真似しているという場合にも、当然、類似性、依拠性があると考えられるだろう。
私は画風というものの確立もできず、只、途中で挫折したものである。が、こういった行為は、その画風、作風に至るまでの時間や経緯を軽んじ、その画風を手にするまでに発生したコストを一切負担せずにただ乗りする行為であると考えている。学習元となった方の心を大きく傷つけ、尊厳を損なわせる行為だと感じる。現状、様々な人がこういった事態が起こることを懸念しており、それらを防ぎ、安心して活動していくためにも、「技術的保護手段」、「技術的利用制限手段」の必要性は非常に高いと言えるだろう。
であるからして、現在行われている、作品にノイズを掛ける等の措置や、今後生み出される新たな手段に関しても、「技術的保護手段」及び「技術的利用制限手段」に該当するものとし、その回避を違法とするべきだ。また、特定の画風、作風に意図して寄せた LoRa や生成物が、学習元となった作品の著作者の権利を侵害しているものだということを明記し、周知して欲しい。

●受付番号　185001345000010709

著作者に対する権利と利益の毀損は既に発生しています。
特定の著作者の著作物を模倣した画像データを大量に配布販売し、既存の著作物の売り上げに悪影響を与えるなどの行為を率先して行っている集団は存在しています。
AI に画像生成を行わせ、その画像をネット上に拡散させている人々が、どんなデータを利用しているか確認不能な点も問題です。児童ポルノなどの違法性のあるデータや、個人の顔写真などの個人情報を利用して画像の作成を行っている可能性が否定出来ない状況なのも無視出来ないからです。
現状、画像生成に利用したデータセットの内訳が非公開なため、児童ポルノの利用が存在するか否か確認が不可能な状態であると考えます。
また、生成後の画像データを元の著作者に送りつけて「貴方の作品には金銭的価値は無い」「データセットに利用して利益を上げさせてもらいました」「貴方も買って下さい」などとメッセージを送りつける嫌がらせも横行しています。
上記の嫌がらせに関しては、既存の法的措置でも対応可能かもしれませんが、これらの問題は実在の人物の名誉を毀損する行為にもなりかねない点が無視出来ません。
歌手である、[redacted]氏のディープフェイク画像拡散などの問題も、ネット上のデータの無断利用による弊害であると考えます。
著作者と個人情報を個別に分けて考えるのではなく、どちらも同じく AI に利用されるデータであるという前提で、優先順位や差異を設けず元の権利者の権利の保護を行う必要はあると思います。

●受付番号　185001345000010710

同じ作者のイラストを何枚も読み込ませて、作者は一切描いたことの無い成人向けイラストを出力させてあたかも本人が描いたかのように仕向けた例を目の当たりにしたことがある。またそういった他人のイラストを学習させ続け結果成人向けイラストを出力させ fantia や FANBOX など月額制のサイトに誘導させ収入を得るなど、イラストを描く人間の人権を軽視してるとしか思えない事案もここ最近何度も散見されるをまずそこのクリエイターを守るための法を整備すべき。
そもそも生成 AI 技術自体、ネットリテラシーの無い人間も含まれる一般に公開すべきでは無かったとすら思う(適切にライセンス購入した場合にのみ使用可能、とか)。既にかなり浸透してしまっているが今からでもクリエイターを守るために何かしらの制限をつけるようにしないと世界にも人気のサブカル文化は AI で頭打ちになって進歩は止まる。それを防ぐためにも AI 推進ではなく規制の方向に舵を切って欲しい。

●受付番号　185001345000010711

AI の無断学習に反対します。許可していないのに著作物を利用され、クリエイター側が対価を得られないのであれば盗まれたのと変わりありません。
現状、AI 側の「盗んだ者勝ち」になっている印象が強く、クリエイターの権利が蔑ろにされているように思います。

●受付番号　185001345000010712

AI のための学習によって自分の撮った写真や描いたイラストが知らぬ間に学習データに使われるのは気分が良くないと思う。
現状の生成 AI も基盤となっている学習元が不明瞭な物が多く著作権法に抵触したり不適切な写真を使用してるかどうかも確認できないことから安易に使用するのは不安である。

●受付番号　185001345000010713

・P10～ 3．生成 AI の技術的な背景について
（1）生成 AI について
ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略 について
「この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。」
となっているが、実際には既存の作品を切り貼りをしたといってもいいようなものが既に SNS 上等で大量に公開されている。開発者側のこの主張をそのまま用いるのは著作権を侵害する者に有利にはたらくのではないかと考える。
また項目自体について、AI が膨大な量のデータとプロンプトを素にデータを合成する行為を「生成」と表現、定義するのも、「生成 AI」の開発者・利用しようとする者の主張を文化庁が支持しているように読み取れ、不適当な表現ではないだろうか。
・P25~【侵害に対する措置について】
カ AI 学習に際して著作権侵害が生じた際に、権利者による差止請求等が認められ得る範囲について
（イ）学習済みモデルの廃棄請求について
学習済モデルが権利者の著作物を学習しなければ存在しなかったはずのものであるから「侵害の行為によつて作成された物」に該当するのが妥当で、廃棄請求は認められるとするのが当然ではないだろうか。
そもそも著作権侵害が発生している時点で、享受を目的として「享受を目的としない利用を前提に著作物を利用して開発した学習済みモデル」を利用しているのが明らかであり、享受を目的に利用される学習済みモデルは著作権侵害が起こらない作品(利用者自身あるいは事業者が作成したもの、著作権の保護期間が終了しているもの、許諾の取れているものなど)のみを用いて開発すべきである。
・（4） その他の論点について
〇学習済みモデルから、～
実現可能性に課題がありデータを取り除くことが不可能なのであれば事業を認めるべきでないし、あるいは学習済みモデルの廃棄を命じるようにするべきと考える。
〇 また、著作権者等への対価還元という観点からは、～
現実には解析された著作物が特定できるようなものが大量に出回っており、「利益が通常害されるものではない」とは言い難い。そのため補償金制度の導入は必須であると考える。
・素案全体について
かなり AI の開発者や AI で事業を行おうとしている事業者の主張をそのまま取り込んだ、AI に有利な素案という印象で、文化庁が著作権の保護よりも AI の事業化を優先させているのではないかという疑念を抱く内容だった。

実際のAIの生成物は複製元の作品が特定できてしまうものが大量に出回っていることや、「享受を目的としない利用を前提に著作物を利用して開発した学習済みモデル」を使って享受を目的とした利用や著作権侵害、著作権者のなりすまし行為を行う行為等が問題になっているため、開発者や事業者、利用者の主張に対して性善説的な見方をするのは無理があるように思われる。

開発事業者、サービス提供者は学習に利用した著作物を全て公開することや、著作権侵害の発生した学習済みモデルを廃棄することの義務化、許可や届け出を出した事業者の特定サーバー上でしか利用できないようにする(個人の端末上では過学習等の「生成」ができないようにする)等、厳しく管理をしてまず侵害を行わせない姿勢が重要だと考える。

AI が行っているのは既存の著作物の複製と合成であって、一から新しく作品を作ることではない。文化庁はより著作権者を保護する姿勢を示すことがわが国の文化の発展につながると考える。

●受付番号　185001345000010714

私は生成 AI そのものについて「クリエイターの著作権を侵害するツール」として使用禁止とし、クリエイターの権利を守ることを優先するべきだと考えます。

理由としては、現状の生成 AI は情報ソースが不明瞭であり、原本を書いた本人の許諾を得ていないからです。最近、許諾なしに原本を描いたクリエイターの絵柄を真似、生成したイラストによって利益を得るなどの行為を行う人物が増加傾向にあります。このような行為はクリエイターの権利を侵害する行為に他なりません。実際に海外では情報ソースの不明瞭な生成 AI に対して反発的な意見も多く、規制の対象とする動きもあります。

また、生成 AI はコンテンツ産業の発展を停滞させる事が予見されています。生成 AI に規制をかけずにおくと、自らの手で面白いコンテンツを生み出したいと考える若者が減り、クリエイターの人口は減少します。生成 AI はそのソース元となるクリエイターが居て初めて成立するツールである為、最終的には生成 AI さえも成長が止まり、コンテンツ産業が廃れる恐れがあります。

このような理由により、私は生成 AI の利用を禁止することが日本のコンテンツ産業にとって最善であると考えました。生成 AI はクリエイターが積み重ねた努力のみならず、権利をも否定するツールです。利用禁止となることを切に願います。

●受付番号　185001345000010715

１．はじめに
＞生成 AI の利用を中心に据え、創作活動を行うクリエイターも出てきた。
とありますが、生成 AI ユーザーを”クリエイター”と呼ぶことはやめて下さい。
自動翻訳ツールを使っただけの人を”翻訳家”と呼ぶくらい違和感のある呼称です。
５.（２）生成・利用段階
私はイラストレーターとして活動しているので、主にイラスト業界でのことを意見させて頂きます。
生成 AI は、イラストレーション群から学習し、同じくイラストレーション群を生成します。
学習元と同じ媒体を出力してしまう時点で、享受目的であり、競合してしまうことは明らかです。
・SNS に大量に生成 AI 画像がアップされ、クリエイターの作品が埋もれてしまう
・AI 画像を手描き作品と偽り販売し、金銭をせしめる行為
・人気作家の絵柄で出力した画像を広告に使用し、不当に広告の価値を高める行為
・人気作家の絵柄で性的な画像を出力し、作家のイメージを毀損する行為
等々、生成 AI は数えきれないほどの問題を起こしており、クリエイターは多大な不利益を被っています。
（しかも、絵柄の類似等は現状法的に争うことが難しく泣き寝入りとなるケースが多いです）
それだけではなく、最近は業務に生成 AI 画像を用いる企業まで出てきました。
このままでは、すでに実績と知名度のあるごく一部のクリエイター以外は、AI に代替されてしまいます。
高名なクリエイターさえ残れば問題ないのでしょうか？私はそうは思いません。
どんな高名なクリエイターも、最初は駆け出しです。その駆け出しのクリエイターの受け皿となっていた仕事がなくなれば、新しいクリエイターは育たなくなり、どんどん文化は先細りし、消えてしまうでしょう。
このように生成 AI は、個々の使用事例はもちろん、存在そのものがクリエイターにとって脅威であり、競合相手になってしまっています。
今回の素案は"享受目的"の範囲を意図的に狭くし、クリエイターの被害を矮小化しているようにしか見えません。
・生成 AI で作られたデータには、生成 AI 製であることがわかる透かし（肉眼で見てわかるもの）と電子透かし（データ自体に埋め込み削除できないもの）の付与を法的に義務付ける
・企業は業務に生成 AI 画像を用いないことを義務付ける（クリエイターが AI に代替され、失業することを防ぐ）

最低限これくらいの規制を行うべきです。
５．（３）生成物の著作物性について
生成 AI で作られた画像には、いかなる場合でも、著作権を認めるべきではありません。
加筆箇所に著作権を認めるべきという意見にも反対します。なぜなら、どこまでが生成で、どこからが加筆であるかは自己申告に頼らざるを得ないからです。何も加筆していないにも関わらず、大幅な加筆を行ったと主張し不当に著作権を得ようとする者が大勢出ることが予想されます。
生成 AI では、具体的なキャラクター名や作品名をプロンプトに入れなくても、既存キャラクターや、既存イラスト、映画のワンシーンとそっくり同じものが出力されるという現象が、数多く報告されています。
これは、前述のとおりプロンプトに制限をかければ出てこなくなるわけではなく、著作権を有するものを取り込んで学習データとしている限り避けられないものです。そんなものに著作権を与えてしまったら、どれだけトラブルが増えるでしょうか。
５．　（４）その他の論点について
＞ 学習済みモデルから、学習に用いられたデータを取り除くように、学習に用い
＞られたデータに含まれる著作物の著作権者等が求め得るか否かについては、現状
＞ではその実現可能性に課題があることから、将来的な技術の動向も踏まえて見極
＞める必要がある。
とありますが、
現状ほぼすべての生成 AI に学習データとして使われている「LAION-5B」には、多くの著作物はもちろん、プライバシーにかかわる個人の写真、そして児童ポルノなど本来閲覧自体が許されないデータまで多く含まれています。
にも関わらず、データを抜くのは技術的に難しいから仕方ないで済ますのでしょうか。
現在 WEB 上では、非常にリアルな、児童の性的な AI 写真＆AI イラストが投稿されたり、売買されるなどしています。
児童ポルノを学習データとして、写真やイラストを生成することが問題ないのであれば、これまで児童ポルノを厳しく規制してきたことと整合性がつきません。
多くの保護されるべき著作物も、違法なデータもごちゃまぜで学習しないと成立しない、しかも後からデータを抜くこともできないのであれば、
生成 AI はそもそも技術として成立していないのではないでしょうか。
そんなものを推進するべきではありません。１．はじめに
＞生成 AI の利用を中心に据え、創作活動を行うクリエイターも出てきた。
とありますが、生成 AI ユーザーを”クリエイター”と呼ぶことはやめて下さい。
自動翻訳ツールを使っただけの人を”翻訳家”と呼ぶくらい違和感のある呼称です。
５．（２）生成・利用段階

私はイラストレーターとして活動しているので、主にイラスト業界でのことを意見させて頂きます。
生成 AI は、イラストレーション群から学習し、同じくイラストレーション群を生成します。学習元と同じ媒体を出力してしまう時点で、享受目的であり、競合してしまうことは明らかです。
・SNS に大量に生成 AI 画像がアップされ、クリエイターの作品が埋もれてしまう
・AI 画像を手描き作品と偽り販売し、金銭をせしめる行為
・人気作家の絵柄で出力した画像を広告に使用し、不当に広告の価値を高める行為
・人気作家の絵柄で性的な画像を出力し、作家のイメージを毀損する行為
等々、生成 AI は数えきれないほどの問題を起こしており、クリエイターは多大な不利益を被っています。
（しかも、絵柄の類似等は現状法的に争うことが難しく泣き寝入りとなるケースが多いです）
それだけではなく、最近は業務に生成 AI 画像を用いる企業まで出てきました。
このままでは、すでに実績と知名度のあるごく一部のクリエイター以外は、AI に代替されてしまいます。
高名なクリエイターさえ残れば問題ないのでしょうか？私はそうは思いません。
どんな高名なクリエイターも、最初は駆け出しです。その駆け出しのクリエイターの受け皿となっていた仕事がなくなれば、新しいクリエイターは育たなくなり、どんどん文化は先細りし、消えてしまうでしょう。
このように生成 AI は、個々の使用事例はもちろん、存在そのものがクリエイターにとって脅威であり、競合相手になってしまっています。
今回の素案は"享受目的"の範囲を意図的に狭くし、クリエイターの被害を矮小化しているようにしか見えません。
・生成 AI で作られたデータには、生成 AI 製であることがわかる透かし（肉眼で見てわかるもの）と電子透かし（データ自体に埋め込み削除できないもの）の付与を法的に義務付ける
・企業は業務に生成 AI 画像を用いないことを義務付ける（クリエイターが AI に代替され、失業することを防ぐ）
最低限これくらいの規制を行うべきです。
５．（３）生成物の著作物性について
生成 AI で作られた画像には、いかなる場合でも、著作権を認めるべきではありません。
加筆箇所に著作権を認めるべきという意見にも反対します。なぜなら、どこまでが生成で、どこからが加筆であるかは自己申告に頼らざるを得ないからです。何も加筆していないにも関わらず、大幅な加筆を行ったと主張し不当に著作権を得ようとする者が大勢出ることが予想されます。

生成 AI では、具体的なキャラクター名や作品名をプロンプトに入れなくても、既存キャラクターや、既存イラスト、映画のワンシーンとそっくり同じものが出力されるという現象が、数多く報告されています。
これは、前述のとおりプロンプトに制限をかければ出てこなくなるわけではなく、著作権を有するものを取り込んで学習データとしている限り避けられないものです。そんなものに著作権を与えてしまったら、どれだけトラブルが増えるでしょうか。
５．　（４）その他の論点について
＞ 学習済みモデルから、学習に用いられたデータを取り除くように、学習に用い
＞られたデータに含まれる著作物の著作権者等が求め得るか否かについては、現状
＞ではその実現可能性に課題があることから、将来的な技術の動向も踏まえて見極
＞める必要がある。
とありますが、
現状ほぼすべての生成 AI に学習データとして使われている「LAION-5B」には、多くの著作物はもちろん、プライバシーにかかわる個人の写真、そして児童ポルノなど本来閲覧自体が許されないデータまで多く含まれています。
にも関わらず、データを抜くのは技術的に難しいから仕方ないで済ますのでしょうか。
現在 WEB 上では、非常にリアルな、児童の性的な AI 写真＆AI イラストが投稿されたり、売買されるなどしています。
児童ポルノを学習データとして、写真やイラストを生成することが問題ないのであれば、これまで児童ポルノを厳しく規制してきたことと整合性がつきません。
多くの保護されるべき著作物も、違法なデータもごちゃまぜで学習しないと成立しない、しかも後からデータを抜くこともできないのであれば、
生成 AI はそもそも技術として成立していないのではないでしょうか。
そんなものを推進するべきではありません。

●受付番号　185001345000010716

わたしは AI の無断学習に反対です。
AI では同じものがいともたやすく量産できます。確かに凄いことだと思います。
でも簡単に生産できるものに誰が心を揺さぶられるのでしょうか。
何か作品に触れて感動をしたことがありますか？
例えばあなたがどこかの絵画に感動したとして、それが AI によって紙幣のように贋作が量産されます。
「よくある見るやつじゃん」と飽きてしまうんです。
あなたが揺さぶられた感動もそれを作成した人物の人生も時間も労力も踏みにじられます。
あなたが 1 週間や 1 か月かけて考えて、悩んで作成した企画書を AI が同じ内容であなたより早く作り出す。あなたが必死になって作っても「もう見た」の 4 文字で終えられてしまいます。
「どうせ AI で作れる」「自分が頑張ってもどうせ AI に奪われる」
そう考えながら誰が自分の手で新しい物を作ろうと思えるんですか？
そうやって誰もが考えることをやめて、何も生産しなくなったら何が残るんでしょうか。国や国民は成長できるのでしょうか。
人として文化的な生活の文化って何を指すのでしょうか。

●受付番号　185001345000010717

今のように著作権によって保護されているはずの作品の著作権を侵害し、製作者の許可なく生成 AI によって不法に利用されている状況には強く反対します。生成 AI であっても学習元となった作品の著作権を遵守し、著作物の保持する著作権に沿った利用法を実施するべきであると思います。そもそも現在の生成 AI は違法サイトから違法に取得された著作物を学習元として使用していることが推測されており、生成 AI の学習元が不透明性である点も問題である。つまり現状の生成 AI では違法に取得された、または違法な著作物を使用されていてもそれが分からず、無意識に違法行為に加担してしまう恐れがある。そのような危険な製品状態であるにも関わらず、AI の普及の為だけに数多の問題点に目を瞑り、あろうことか現状の著作権を保有する著作物とその製作者の保護を疎かにしている現状に怒りを覚える。現状の生成 AI による著作権侵害を放置する事は現在世界中で愛され、多くの経済効果を日本にもたらす日本の漫画やアニメ、イラストにゲーム等の価値と信頼を失墜させることになる。そのため日本の世界に誇れる創作物を保護し、日本の現在から未来にかけての利益を守るためにも生成 AI の著作権違反は許されない。そして提案されている案ではそれを保護することは不可能であると考えます。今一度日本の数多くの著作物が国内外から数多の利益を生み出す国の財産であり、日本が世界に誇るべき知的財産である事、そしてそれを保護しない事は日本が現在世界から大きくリードしている産業を捨てることは、高度経済成長期の車産業を捨てるのと同意味の愚行であるを理解した上で法案の再考を謹んでお願いします。

●受付番号　185001345000010718

AI による無断学習に反対します。
こんなことが大手を振ってまかり通るようになったら日本の創作文化は終わります。
法による適切な規制をお願いいたします。

●受付番号　185001345000010719

好きなアニメや漫画のキャラを生成 Ai に食わせて、勝手にいじって、その作品やアニメ、作者への冒とくだと思いますので、最新アニメや映画を食わせないような法整備を願います。政府は的をいたコメを意図的に消してるような気がします。本当に規制派の意見を見てるのですか？推進派や投資家のが意見ばかり見てませんか？ちゃんとした方を整備しないと、クリーンな Ai を作るのは夢のまた夢ですよ。

●受付番号　185001345000010720

促進に前のめりになり、クリエイターの保護育成をおざなりにしている現在の方向性を懸念する。
海外ではかなり前から AI を規制し、クリエイターを保護する方向に舵を切っている
EU、AI を包括的に規制する法案で政治合意、生成型 AI も規制対象に
（EU）
https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/12/8a6cd52f78d376b1.html#
目先の利益に目がくらみ長期的なクリエイターの育成やモチベーション保持を犠牲にするのは、短絡的であり愚かな判断と言わざるを得ない。
個性的で豊かな表現は、現状の AI に脅かされない創作活動から産み出されるものである。
今後 AI が跋扈する世になれば、AI の元ネタともいえる個々の創作物も枯渇する事必至。
クリエイターがどれだけ繊細な想いで創作物を産み出しているのかわからないようなグロテスクな施策は即刻止めるべき。想像力を働かせろ

●受付番号　185001345000010721

公共の場に生成物を掲示しその賞賛を浴びる行為は解析という名目から逸脱していると思います
AI に学習させた画像をさらに AI に学習させれば著作権フリーになるなどという海賊行為が容認されえることに強い不満を覚えます
>違法にアップロードされている著作物の学習を回避することは、技術的に可能か。
また、これを踏まえて、海賊版等、違法にアップロードされている著作物を学習
することは著作権者の利益を不当に害するといえるのか
そもそも海賊品を AI 学習させているのに不当に害しているといえるのかと書き連ねる文化庁の考えが理解できません
海賊品は全て NO と突きつけるのが当然ではないでしょうか
そもそも人が生み出したものと機械で出したものを同じ土台で考えるのが間違っているのではないでしょうか
著作者は何年何十年もかけ自分の作品を作り出しています
それを作風やアイデアが~と言葉遊びのように弄っていては著作者があまりにも報われません
文化庁には今まで積み重ねてきたものの重さをよく考えて頂きたいです
今ここで著作者の無許諾な機械学習が容認された場合の未来を考えて下さい
節度ある使い方では人は改めません
人と機械との線引き、未来を守るための確固たる制定をしていただきたいです

●受付番号　185001345000010722

『AI と著作権に関する考え方について（素案)』（以下、素案という）を通読し、筆者が認知した問題点を以下に記述する。なお筆者はイラストレーターであるため、本コメントは主に画像に焦点を当てるが、類似の問題が他の表現媒体において生じる可能性を否定するものではない。

生成 AI の利用の現状を踏まえると、素案に記載された著作権の考え方には 2 点問題がある。

（1） 生成利用段階で生成 AI とクリエイターとが、市場において潜在的販路の衝突を生じるにも関わらず、これを調整する方針や方策の記載が見受けられないこと。

（2）現在の生成 AI の利用に即した議論が不十分であり、画像制作の産業に大きな混乱と規模縮小を招きかねないこと。

以下、上記の 2 点それぞれについて詳述する。

（1）について

生成 AI が、著作権法 30 条の四で保護される従来の装置と異なるのは、従来の装置が解析や複写など画像制作以外の市場へ進出するものである一方、生成 AI は新たな画像を生成し、クリエイターと同じ市場へ参入するサービスである点である。

筆者の観測範囲内で多くのクリエイターが憂慮している点は、生成利用段階において過学習や特定のプロンプトの組み合わせによって当該クリエイターの「作風」に類似した画像等が安価に大量生産され、その結果画像制作の市場で潜在的な販路を阻害される可能性である。

生成利用段階での著作権侵害の認定にあたっては素案 5-(2) イ（イ）に、AI 利用者が既存の著作物を認識しており、生成された画像が当該クリエイターの創作的表現を有している場合に依拠性が認められる点が記載されている。

しかし上記の記述は利用者が直接著作物を入力する場合に有効である一方、特定のプロンプトの組み合わせによって生成された画像に関してはほとんど効力を持たないことが懸念される。

以上を踏まえ、AI 利用のセーフティ機構として、生成画像と同様のベクトル属性を有する学習元画像を、生成画像と併せて表示する機能の実装を義務化することを提案する。

利用者が主体的に生成画像と学習用画像を比較することを可能にし、利用者や開発者が意図せず著作権の侵害や、そこから生じる風評被害等の二次被害を事前に防止できるよう取り計らうとともに、画像を選択する責任の所在を明確化することが目的である。

（2）について

加えて、現行の著作権法は、生成 AI のようにクリエイターと市場の衝突をきたす機械学習に対して十分な議論がなされておらず、結果的に画像制作の市場に混乱を生じていることは事実である。学習元のクリエイターに対する対価が発生しない生成 AI は、極めて小さな

時間的・金銭的コストで大量の画像を生成することが可能であり、結果的に画像制作の市場において大幅な価格の低下を招きかねない。
ことイラストレーターの業界においてはそれを本業とする人は全体の約 15%、副業、または家族の扶養内に留まる収入の兼業イラストレーターが約 24%となっており（注 1）平均収入も 356 万円（注 2）である。個人間で収入に大きな差があることを踏まえると、上記の平均収入に満たないイラストレーターも多く存在すると想定するべきである。
生成 AI により安価な画像が大量に出回った場合には、市場競争は激化し、結果的に手仕事での画像制作の従事者数は縮小していくことが予想される。これは廉価な製品が大量に出回ることを一因として日本の伝統工芸品の市場が縮小したことからも想像に難くない。
漫画、アニメイラスト等はクールジャパン戦略を支える一つの柱であり、生成 AI に対するクリエイターの権利保護は、AI 時代における著作権の性質の再考にとどまらず、今後の日本のソフトパワー戦略に対しても影響を与えかねない重大な事案である。
生成 AI 技術が健全に運用され、日本のアニメ、イラスト産業の更なる発展に寄与するよう、委員の方々には「文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与する」という著作権法の精神を振り返って、冷静かつ慎重な議論を重ねていただくよう求める。
注
1. 株式会社 MUGENUP 『イラストレーター白書 2019』プレスリリース https://mugenup.com/wp-content/uploads/2020/01/8cd93b9c8dd7c2d5d7401440b7568642.pdf
2. アミューズメントメディア総合学院 『イラストレーターの年収事情。フリーランスでも収入は大丈夫？』（2022 年 4 月 6 日更新）https://www.amgakuin.co.jp/contents/chara/column/work/illustrator-income

●受付番号　185001345000010723

生成 AI での著作権侵害の刑事罰を重くする、取り締まりを強化するべきです。
生成 AI に著作権を与えるなど問題外だと私は考えます。
現状生成 AI をここまで進化させるために使われた著作物を生み出したクリエイターのほとんどが生成 AI に苦言を呈しています。理由は簡単です。お金の為だけに楽をして稼ごうと生成 AI を利用しているマナーもモラルもないような人、企業が数多くいるからです。
彼らは意図的に、有名なクリエイターの画風や作風を真似た生成物を生み出しそれらを発信、売買するなどをしています。クリエイター本人やそのファンからの苦情には一切耳を傾けません。理由は簡単です。自分になにも「デメリットがないから」です。
それにこの先、生成 AI が広まり人の手で生み出されるものがなくなれば生成 AI で過去の AI 作品を学習させるといったものになり真に新しいものが生み出されなくなります。そうなると界隈が衰退していくしかなくなってしまいます。
そして、感情論になってしまいますが、このような低俗な人間達のせいでこの国の文化の一つを築き上げてきた人達が犠牲になるのは我慢なりません。
頑張ってきた人たちが報われるような、まじめにやった人が損をしないような仕組みができることを願っています。

●受付番号　185001345000010724

私は仕事で求人や広告などを作成しています。
普段文章を書かないため、拙い文章になってしまうことをお許しください。
昨今 AI を使用した画像を一般の方でも容易に作成できるようになり、
会社で使用している素材サイト（ダウンロードすると投稿者に使用料が支払われるもの）にも多くの AI で作成した素材が蔓延したことがありました。
素材サイト側が AI 使用素材の非表示という項目を作成してくれたので、現在は問題なく使用できているのですが、おそらくアップロード時に AI を使用した画像であると自己申告するシステムなので、申告していない AI 素材が、時折すり抜けて表示されてしまっている状態です。まだ AI を使用した素材には独特の特徴があるので避けることができますが、今後成長してわからなくなった場合、知らずに使用してしまうことが心配です。
広告に AI 素材を使用する問題は、まだ AI 使用画像への法整備ができていない状態なので、その AI が著作権を侵害している・AI 学習の許可がない画像を無断で使用している可能性が高いと言うことです。
広告を作成するにあたって、先方から送られてくる画像や文面が著作権を侵害していることがあり、それを訂正することも多々あります。
そんな中で私たちが今 AI 使用画像を使ってしまうと、君達は著作権を侵害している画像を使っているのに何故うちの広告は使ってはいけないのかと言われてしまいますし、この会社は AI や著作権の問題を理解していない会社だ。と思われてしまう可能性もあります。
あまり AI に詳しいわけではないのですが、
写真やイラスト画像、文章などの作者に無断で学習させたものを使用して
第三者がお金を稼いだり、ポルノを作成して作者本人へ見せたり貶めたりしている現状を見ると、素材サイトにイラストをアップしてくれていた作者の方や、活躍しているイラストレーターの方が、今後作品を描いてくれなくなり、私たちも良い広告を作らなくなってしまったらどうしようと思ってしまいます。
広告を作成する際に、これは AI を使ったものだろうかと確認する作業が増え、
すり抜けている素材を見るたびに、不安な気持ちになってしまいます。
AI はイラストや写真の加工などの補助として活躍して欲しい（もちろん学習元を侵害していないデータで）ですし、
著作権侵害や、私利私欲を満たすための道具として悪用されるのはどうにか止めていただきたいです。

●受付番号　185001345000010725

画像生成 AI は規制されていいと思う。自由に扱うなんて絶対にありえない。そもそも横行すれば創作文化が無くなっていってしまう。画像生成 AI 自体が画像を取り込むのだからその取り込んだという行為自体が画像の著作権侵害に当たると考えられる。だから画像生成 AI の絵の著作権は兎も角取り込んだ絵には著作権が存在する。だから画像生成 AI 自体を規制すればいいと考える

●受付番号　185001345000010726

AI を扱う前に、まずは自分に力で作品を 1 から生み出しているアーティストの著作権・権利を守っていただきたいです。
許可を出していない作家の作品（SNS 作品等）を AI 学習禁止する権利はあるべきだと考えています。
どうかアーティストの権利を、日本の芸術を守ってください。

●受付番号　185001345000010727

・「生成 AI の利用を中心に据え、創作活動を行うクリエイター」はクリエイターではない。
・生成 AI が登場する以前、過去全てのクリエイターは「作品が AI 学習に利用されることを想定していない」状態で作品を作成し発表している。
AI 学習から作品を保護する機能なども昨今出てきてはいるが(emamori など)、本来は事前許可なく AI 学習を行うべきではなく、クリエイター側がそういったプロテクトを掛けて作品や作風を自衛する必要は本来はないはずである。
そういった AI 学習に対して自衛せざるを得ない現状に嫌気がさして筆を折るクリエイターや、ネットへの作品発表をとりやめ、削除するクリエイターは既に存在しており、創作活動やそれに付随する文化の衰退を招いている。
・特定の個人の作風や絵柄の作品を AI により手軽に作成し利用できてしまう現状は、クリエイター側のブランディングやマーケティング、また自己表現を阻害している。
人間の視覚から得る情報は膨大であり、作品を鑑賞する側は、絵や画像は見ただけで「第一印象」としてそのまま受け取ってしまうことが多い。
例えば SNS で、特定の作家によく似た AI 画像のアイコンで、AI 利用者が過激或いは不適切な発言などをした場合、「この絵を描いた人はこういった発言をする人なのか」と見た側は一瞬で受け取ってしまう。
AI 利用者とその作風の持ち主のクリエイター間には一切の関係がないにも拘らず、AI 利用者の利用方法や発言、喧伝によって、クリエイターは意図しないレッテル貼りや偏見を受けることとなる。自らを売り込み作品で食っていく必要のあるクリエイターにとって、その「第一印象」は売り上げに関わる重要な問題である。
また自己表現のひとつである創作作品を意図しない形で AI 利用、喧伝され「作品」や「作風」の印象が歪められた場合、クリエイターが心に負う傷が軽くないことは容易に想像される。AI 学習は著作者人格権の侵害を招いている。

●受付番号　185001345000010728

１.はじめに
生成 AI の使用を、厳しく取り締まるべきだと考えます。
生成 AI の技術そのものを、頭ごなしに否定するのではありません。
私は、技術の革新を謳いながら、他人の作品や違法性のある画像（戦争、犯罪に巻き込まれた被害者のご遺体の画像など）の、無断学習により生成された画像を、あたかも自身の作品であるかのように、インターネット上などで公開する人を、取り締まるべきだと言いたいのです。
４.関係者からの様々な懸念の声について
実際に、作品・作風（絵のタッチや色の塗り方など、作者の癖の出る部分）の無断学習、ご自身の名誉に大きく関わるような画像（ご自身とは一切関わりのない、成人向けの画像など）の生成、sns アカウントのなりすまし、それらの行為を指摘したことに対する殺害予告…などの被害に遭われた方のお話を耳にしました。
この方の遭われた被害が、あまりに度の過ぎたものである為に、たった一件のいざこざが目立っているだけ、のように思われるかもしれません。
しかし、創作で収入を得ている方はもちろん、趣味の範囲で創作を楽しまれている方でも、ご自身のお気付きにならない間に、同様の被害（作品の無断学習、類似画像の無断生成）に遭われている方が少なくありません。
自身の作品を粗末に扱われることが、クリエイターにとってどんなに辛く悔しいことか、とても文章では書き表すことができません。
AI 機能による画像生成は、操作をする人間側にとって、言うなればボタンを押すだけでできてしまう訳です。
創作物は、クリエイター一人一人が、これまでに自らの目で得た情報を活用し、手を動かし、頭で考えて作り出す必要のあるものです。
媒体がデジタルであれアナログであれ、それは不変です。
6.最後に
手遅れになる前に、生成 AI の使用による著作権侵害を、国の力を使って、何としてでも止めてください。
日本のクリエイターの未来を守ってください。
創作を楽しむ・公開するという、平等に与えられるはずの権利を守ってください。
このような拙い文章でしかお伝えできず、申し訳ございません。
お読みくださいましてありがとうございました。

●受付番号　185001345000010729

求めているのは利益還元ではなく、生成 AI に無断学習・利用される事を拒否出来る権利。
搾取側にとって都合の良い著作権を無いものとする推進利用を望んではいない。
法第 30 条の 4 が法の抜け穴を作っている。生成 AI 開発者は著作物を無断で改変・複製・合成し金銭目的のサービスとして提供する事が現状可能となっている。
海賊版サイトから学習データ（LAION-5B データセットには CSAM が含まれている）を収集し著作物そのものを盗用する行為であるのにも関わらず、
大規模収集や合成をしてしまえば著作権侵害に抵触しない事になるのは法の抜け穴ではないのか。この様な生成 AI の提供・利用禁止を求む。
人の手で作られた物と生成 AI との区別が一般的に困難であり、特定の人物へのなりすましや捏造、嫌がやらせ等の行為が容易に行えている。
この様な行為に対する罰則規定を望む。また、生産性のスピードの早さから広く市場競合している。
無断学習に対して拒否する手段が一切なく、無断で創作物を収集され享受利用を目的とする生成 AI 利用者によって市場を生成 AI に汚染される悪い循環が出来上がっている為、
生成 AI を使用しない人力の創作活動が萎縮し始めている。
このまま無断学習の合法化が続けば、創作文化自体が壊滅しかねないと危惧する。早急な対応を望む。
生成 AI による個人情報の悪用、ディープフェイク・ディープフェイクポルノ利用を一律で禁止・罰則規定を設けるべき。
著作物を改変・複製・合成を行っている生成 AI に著作権を認めるべきではない。

●受付番号　185001345000010730

私は、ＡＩで作成したものを著作物と認めたり、学習を許可していていない制作者の
作品を学習させるのも認めるべきではないと考えています。
きっと私以外にも似たような事を書かれている人は大勢いたと思います。
どれくらいの割合でＡＩ生成賛成派と反対派がいるのか気になるところです。
理由としては、今の、未来のクリエイター達が不快な思いをして欲しくないからです。適当な理由ですね。ＡＩ生成される方も未来でクリエイターになるかもしれないのに...。
私はそれでも、自分の努力で頑張ってる人を応援したいです。
ＡＩ生成を使用し、イラストレーターのデータを学習させ、学習を許可していないイラストレーター達が次々に辞めていくのをみました。
更には、「学習したからこのイラストレーターは用済み」だと侮辱までしています。
それはごく一部と言われれば勿論そうですが、その一部が今回の意見募集の結果で更に増えます。なんなら今回のこの意見関係なくどんどん増えていくと思います。
何故なら、昨今の様子を見るに時短や、楽、効率、というのが最善だという風潮があるように思えるからです。それは一理あります。楽、最高です。私もそう思います。
それによって得られた感情は、楽最高、もうこれでいいじゃん。くらいしかありません。過程も無いです。楽するための方法くらいでしょうか？
ではＡＩによる著作権法の感情とは何でしょうか？
私も絵を描いたり、音楽を聴いたりする人間ですから、描くために感情がのります。
こういう時... 過去にこういうこと思ったな... とか
音楽を聴くなら、作曲者の思い、このゲームのキャラクターの考えや思いにあった曲だ... ！みたいな。
自分の中にあるアルバムを引っ張り出す感情、遙か昔に買ったもの捨てる時に出てくる感情といえば分かりやすいでしょうか？
この感情はＡＩ作成されるかたはあるのでしょうか？
賛成派の方でそういう方がいらっしゃいましたら、参考になるのでご報告頂きたいです。
私が仮にＡＩを使用するならこう考えるでしょう（合法になった場合）
「ＡＩで生成してもそれは合法であると、認められているから問題ない。
学習？人間が脳みそで考えているのをｐｃに移しただけですが？
そんなにＡＩが嫌なら絵描くの辞めれば？それにしてもコスパ良いな、こういう絵見たかったんだよ」
多分使用中は欲まみれです。
ＡＩ生成された絵を見て可愛いって感じることがあるのですから、
自分が望んでた物が数秒で手に入ったらそれはもう最高ですよね。
でも再度言いますが、私はＡＩ作成物の著作物は反対派です。

そんな欲で１人のクリエイターが消えて欲しくないです。
規則についてですが、ルールを決めるなら馬鹿に合わせろ。という事を忘れないで欲しいです。（口調悪くなってすみません）
これは、ＡＩ生成に著作物として定義しても良い。という訳ではなく、どんなに規制しても穴をくぐりぬけて不正に使用するものがいる。という事です。
刃物を人に使ってはいけません。ガソリンに火をつけてはいけません。
ものを盗んではいけません。知らない人を急に殴ってはいけません。
当たり前のことでも、考えてもいなかったことでも、　やる人がいます。
禁止されている事を分かっていても、やる人はいます。
法律ですら感情というのを止められません。
今回仮に、ＡＩ生成は悪である。全面的に禁止します。といっても対して変わりません。
コロナ禍なので外出規制します。くらいです。感覚的にはそんなものです。
私は今はまだ命を削りながら作品を生み出しているクリエイターを応援したいです。
作品を見る度にＡＩかどうか、無意識に確認している感覚がとても嫌です。
一意見にしては長文タラタラですが、ご参考までによろしくお願いします。
ここまでお読み頂いていましたら、大変感謝いたします。ありがとうございました。
長文失礼いたしました。

●受付番号　185001345000010731

生成 AI は禁止にするべきである
1.生成 AI の学習法及び学習元に問題がある。現に海外では生成 AI の公開元に対して裁判を起こしている。判決は出ていないが製作者は児童ポルノなどの違法性のある画素含むものを学習させていると認めている。日本が生成 AI を認めることは、後に大きな裁判にて訴えを起こされるリスクがあり、それを推進した政府に責任を求められる事になるであろう。
2.悪意を持って生成 AI を利用するものが存在する。生成 AI を認めると先日の岸田首相の映像を加工して作られた、所謂デープフェイクと呼ばれるものが安易に量産出来てしまう。これは国民が大きな混乱を招く原因になりうる。今後多くの政治家や企業を対象とした愉快犯やテロリストによる攻撃の危険性がある為規制するべきである。現にイラストレーター個人に対する悪意ある嫌がらせや著作人格権の侵害がおきている。
3.生成 AI は新しい物を生み出さない。AI は既に存在する物を組み合わせで出力しているだけなので決してクリエイティブなものは決して出てこない。我が国日本はアニメ、漫画など世界に誇れるカルチャーを生み出した。AI など無くても多くのクリエイターが魂を削って作品を作っている。AI はクリエイターの成果物を劣化コピーし、洗練された作品の公開の場をイタズラに荒らす邪悪なツールである。海外ではミキサーでで混ぜて作られた排泄物と表現されており、もし日本が生成 AI を認める事になれば輸出されるコンテンツか忌避されるであろう。
4.生成 AI を生成する為に多くの電力が消費されており、電気量の高騰や二酸化炭素の排出量増加が起きている。これは世界の指針から明らかに逸脱している事件であり、生成 AI を認める事によって他国から大きな批判を受ける事であろう。
5.そもそも多くのクリエイターが生成 AI に対して批判的である。上記の理由等からさまざまなインターネットサイト、特に Twitter では著作権、著作人格権の侵害であり嫌悪されている。もし生成 AI が認められるような事になれば大勢のクリエイターは政府に対して失望する事になるだろう。そしてクリエイターを支持している世界中のファンからも同様に失望される事になる。愚かな選択をしないで頂きたい。
生成 AI は禁止にするべきである

●受付番号　185001345000010732

生成ＡＩの無断学習反対・規制を要求したいと考えいてる意見のものです。
自身もアマチュアのクリエイターとして意見を分けてお送りします。
３．生成 ＡＩ の技術的な背景について
（１）生成 ＡＩ について
ウ 生成 ＡＩ が生成物を生成する機序の概略
上記項目に（略）学習データの切り貼りではないとされる。とありますが、現状の生成 AI は学習に使ったであろうデータが非常に綺麗に出力されています。一度見かけた物は国外映画のワンシーンがほぼそのまま出力されており切り貼りではなくともほぼ切り貼りも出力してしまっているように思えます。
（２）ＡＩ と著作権の関係に関する従来の整理
ウ 「享受」の意義及び享受目的の併存
他方で、法第 30 条の４では「享受」の目的がないことが要件と（略）とありますが、享受・非享受と区分けできる状態ではなくなったと思います。
現在ダウンロードすれば誰も生成 AI を利用することができ、権利制限の対象でなくとも誰でも扱える状態となってしまい生成 AI を利用している人が享受目的で研究目的とは思えません。好きな絵柄を出力できるようプロンプトを何百回と打ち込み出力結果を確認しているのは研究目的とは理解しがたいです。
（３）ＡＩ 開発事業者・ＡＩ サービス提供者による技術的な措置について
１．現存するアーティストの氏名等を指定したプロンプト等による生成指示を拒否する技術。
上記の生成指示を拒否させても抜け穴を探しだしいたちごっこが発生し対策としては不十分だと思います。
３．生成 AI の学習に用いるデータセットに含まれているデータについて（略）
データセットの中に取り込まれたおびただしい数の中から全て削除を行うことができるのか疑問です。
５．各論点について
（１）学習・開発段階
ア 検討の前提
（ア）平成 30 年改正の趣旨
【 「非享受目的」に該当する場合について】
○ また、法第 ３０ 条の４ は、このような「柔軟な権利制限規定」 の中でも特に、著作権者の利益を通常害しないといえる場合を対象とするものである（「基本的な考え方」６頁） 。
【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】

エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について
（イ）アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて
（エ）本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について（学習のための複製等を防止する技術的な措置が施されている場合等の考え方）
著作権者がＡＩへの取り込みをやめてほしいと訴えても上記法第30条の4を都合の良いように解釈した人たちにより執拗に攻撃され著作者が疲弊し頭を悩ませている状況がここ数年何度も見かけました。「柔軟な権利制限規定」という性善説により動く条件は通用しないと思います。嫌がらせ目的で生成AIを使い人格を踏みにじる事例があまりにも多く活動を阻害される原因の１つとなっています。裁判を行うにもあまりにも酷い嫌がらせが横行しとてもじゃありませんが裁判で戦う体力すら無い状態となっており、法第３０条の４が著作者を守らずこれを盾に著作者を攻撃しているのが現状です。著作人格権の行使を行えません。
誰でも生成ＡＩをダウンロードし利用できる状態となってしまった以上、法第30条の4が全く機能していない為、非享受目的の研究・開発目的だから許諾無くとも著作物を取り込むことができるといった法は許諾必須とした改正もしくは撤廃を希望します。何故著作権・著作人格権を踏みにじられ続け誹謗中傷・自死するまで追い詰めればいいという人たちまで出てきているのに技術開発のために黙って犠牲になれと罵られなければならないのでしょうか？あまりにも不利・理不尽であり、世界的な生成AI規制の動きに逆行しています。日本のカルチャー文化はクールジャパンとして国の政策を打ち立てているのにも関わらずありとあらゆるカルチャーに関わるクリエイター達の背中から撃つような行為だと思います。日本にはたくさんのプロのクリエイターだけではなく、たくさんのアマチュアのクリエイターも存在します。クールジャパンを進めるのならばプロもアマチュアの権利を守る動きも大事だと思います。
世に出回ってしまった生成ＡＩにより多くの状況が変わってしまいました。どうか著作者の立場を第一にする動き、世界の生成 AI の規制の方向に日本も連なって欲しく思います。
2通目を送ります。

●受付番号　185001345000010733

２通目です。
生成 AI の無断学習反対・規制を要求したいと考えいてる意見のものです。
自身もアマチュアのクリエイターとして意見をお送りします。
【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】
（オ）海賊版等の権利侵害複製物を AI 学習のため複製することについて
○ インターネット上のデータが海賊版等の権利侵害複製物であるか否かは、究極的には当該複製物に係る著作物の著作権者でなければ判断は難しく～（略）
大概の海賊版アップロードは色々なスタイルのイラストが 1 ユーザーのアカウントで行われている等特徴が多く、また画像検索によりイラストレーターが誰であるかを調べることは容易いことです。漫画村の時のように明らかにおかしい特徴が数多くあり、大概のイラストレーターは自身のホームページや SNS に利用しているサイトを明示しそのホームページ以外でアップロードがある場合は海賊版アップロードであり調べることは容易です。
【侵害に対する措置について】
（イ）学習済みモデルの廃棄請求について
AI 学習により作成された学習済モデルは、学習に用いられた著作物の複製物とはいえない場合が多いと考えられ～（略）
データセットに取り込まれたデータと類似しないものを生成するではなく精巧な切り貼りを行っているような生成物の結果が多く、誰でも手に入る状態の中非享受として利用しているとは到底思えません。許諾の無い著作物に頼らないデータセット制作を求めます。著作人格権を踏みにじらないでください。
【侵害に対する措置について】
（イ）学習済みモデルの廃棄請求について
他方で、当該学習済モデルが、学習データである著作物と類似性のある生成物を高確率で生成する状態にある等の場合 29 は、学習データである著作物の創作的表現が当該学習済モデルに残存しているとして法的には、当該学習済モデルが学
習データである著作物の複製物であると評価される場合も考えられ、このような場合は 30、「侵害の行為を組成した物」又は「侵害の行為によつて作成された物」として、当該学習済モデルの廃棄請求が認められる場合もあり得る。また、この場合は、当該学習済モデルが、学習データである著作物と類似性のある生成物の生成（すなわち複製権侵害を構成する複製）に専ら供されたとして「専ら侵害の行為に供された機械若しくは器具」として廃棄請求が認められる場合もあり得る 31。
30 このように当該学習済モデルが学習データである著作物の複製物であると評価される場合でも、当該複製について権利制限規定が適用される場合は、当該複製は著作権侵害とならない以上、廃棄請求等も認められない。

31 AI 学習に際して著作権侵害が生じた際に、学習に用いられた特定の著作物による学習済モデルへの影響を取り除く措置を請求することは、現時点では、その技術的な実現可能性や、技術的に可能としてもこれに要する時間的・費用的負担の重さ等（例えば特定の学習データを学習用データセットから除去した状態で再度学習済モデルの作成を行う場合、当初の学習と同程度の時間的・費用的負担が生じると考えられる。）から、通常、このような措置の請求は認められないと考えられる。
著作権侵害が生じた著作物を取り除くことは実現不可能であり、データセットに読み込みさせたやったもん勝ちであると仰りたいのでしょうか？著作権者を守るための著作権者・著作人格権が守られていません。著作者は技術開発のための奴隷ではありません。非人道さを感じます。廃棄請求が発生した場合、著作権者の指示に従いデータセットを廃棄すべきです。

●受付番号　185001345000010734

商用利用をする場合、無許諾素材の利用は制限するべきである。
AI を通して作品を再出力すれば同じような作品であっても許される現状になりかねない。
創作者に益がなく創作の衰退につながればAI も吸収先を失い後には何も残らなくなる。
最重要な問題点としては、AI 学習のためならば人権で守られている権利を無視できるのならば次は個人の生活史や住所など個人情報が学習対象になりかねない
余談ではあるが。もしこのまま許るす方針であれば個人的には顧客情報の書面を素材として取り込み出力させる使い道で利益を出せるのではと考えた。

●受付番号　185001345000010735

２０００年から漫画家業を営んでおります。
画像の生成ＡＩにつきまして、現状ではモデルデータを作成する為には億単位の画像が必要とされています。
当然ながら、作成者自らが撮影した写真や絵など権利のあるデータのみでモデルを作るのは現実的ではありませんが、著作権で保護されたコンテンツを学習して利用しても良いということになれば、様々な問題が発生します。
現状で特に深刻なのが、特定の作者名と絵柄を再現したモデルを容易に作成し、誰でもダウンロードできるよう複製できる問題です。
既に、児童誌でも仕事をしているというイラストレーターの絵柄と名前を冠したモデルが配布され、それによって卑猥な画像を作成されるなどの事態も発生しており、何人もの作家が活動に支障をきたすほどに心を痛めています。
自身に著作権の無い絵を学習したモデルデータの配布、利用を制限し、自身に権利のある画像のみで構成されたモデルを推奨することで、たとえば背景を描く漫画アシスタントとＡＩの技術者が協力して背景用モデルデータを作成し、商売とすることで絵を描く側と技術者側が Win-Win となり、産業として発展すると考えます。
よって、比較的少ない画像で、作成者に権利のある画像のみでモデルを作れるよう進化するまで、イラストＡＩの推進、商用利用は時期尚早と考えます。
音楽の分野では、声や歌を再現できる RVC で有名な歌手の声を勝手に再現することが問題になっていますが、ＡＩ歌唱ソフトは歌手と技術者が協力した製品が早くから登場しました。そのため企業が RVC で名の知れた歌手の声を勝手にモデル化し販売しようという動きはあまり見られないと思います。
イラストＡＩは現状、一方的に知的財産を奪われてしまう絵描きにとって損でしかありません。正しい形での産業化を行い、技術者と共に歩めるようなルールが整備されることを望みます。

●受付番号　185001345000010736

３通目です。
生成 AI の無断学習反対・規制を要求したいと考えいてる意見のものです。
アマチュアのクリエイターとして意見をお送りします。
【著作権侵害の有無の考え方について】
イ　著作権侵害の有無の考え方について
（イ）依拠性の考え方について
３．　AI 利用者が既存の著作物を認識しておらず、かつ、AI 学習用データに当該著作物が含まれない場合
責任を問われても知りませんでしたと言えば、責任と罰を逃れることができるように思えます。こちらもやったもん勝ちに見えてしまいます。
【侵害に対する措置について】
エ　侵害に対する措置について
生成 AI と同じく非常に問題となっているディープフェイクと同じように、重要な問題だと思います。
児童向けのイラストを仕事としているのにもかかわらず生成 AI により成人向けのデータを作られてしまった際のイメージの払しょくはとても大変なことです。
上記と同じく知りませんでしたと言えば責任と罰を逃れられるからやはりやったもん勝ちに見えます。
多くの生成 AI のデータセットは無許諾のデータで構成されており法第 30 条の 4 に該当するとは思いにくい状況下となっていることを知ってもらいたいです。
イ　生成 AI に対する指示の具体性と AI 生成物の著作物性との関係について
○　また、AI 生成物の著作物性は、個々の AI 生成物について個別具体的な事例に応じて判断されるものであり、単なる労力にとどまらず、創作的寄与があるといえるものがどの程度積み重なっているか等を総合的に考慮して判断されるものと考えられる。例として、著作物性を判断するに当たっては、以下の１．～３．に示すような要素があると考えられる。
１．指示・入力（プロンプト等）の分量・内容
２．生成の試行回数
３．複数の生成物からの選択
○　また、人間が、AI 生成物に、創作的表現といえる加筆・修正を加えた部分については、通常、著作物性が認められると考えられる。もっとも、それ以外の部分についての著作物性には影響しないと考えられる。
上記項目において『１．　指示・入力（プロンプト等）の分量・内容　２．　生成の試行回数　３．　複数の生成物からの選択』『また、人間が、AI 生成物に、創作的表現といえる加筆・修正を加えた部分については、通常、著作物性が認められると考えられる。』とありますが、

現状すでに生成AIが世界に出回っている状態かつおびただしい数の著作物が無許可でデータセットに取り込まれている状態です。またその状態で著作物性を認めるのは『享受』を目的とした行為ではないのでしょうか？現在の状況の中上記に基づき著作物性があると判断することは不当だと思います。ディレクション業務のような作業を行うだけで生成AIの生成物に著作物性を見出すことは、本来の著作者への著作人格権の侵害だと思います。著作物に非常に似ているのにも関わらず著作人格権を行使できない著作物を多量に生成し、著作権を奪い取りにきているようにも思えました。
イラストレーターで著名な望月けい先生の絵柄を生成AIを通して生成物を作成した人がこれは私の作風！と断言していた事を見かけたことがあります（もちろんどこからどうみても望月けいさんの作風であり、他者からもあなたの作風ではありませんよと声をかけられていましたが)、この作風は望月けい先生のものだと知名度があるので他者が見てもすぐ認識できました。ですが上記のように著作物を認めることになると知名度のないクリエイターの作風は乗っ取られてしまうことが発生するのではないかと思います。生成AIを扱った物からSNSで理不尽な攻撃をされる事や、攻撃をやめてほしくば金銭の要求など、最悪裁判を行うぞと脅される可能性もありえなくはないと思います。一人で抱え込まずどこか相談をすることが出来ればよいですがおそらく攻撃に対して疲弊して良い行動をとれない可能性も高いと思います。
NHKニュースにも紹介されていた故・手塚治虫先生のブラックジャックをAIで制作するという企画もありましたが、ブラックジャックの著作権自体は手塚治虫先生にあるのにも関わらずAI制作を行った団体のスタッフが著作権を所持することになるのでしょうか？とても不思議な状態になりませんか？
著作権者を守る国であってほしくこの意見を送ります。

●受付番号　185001345000010737

AI は学習元のデータが無いと新しい絵柄は生み出せないので学習元のデータを増やし続けるのが大事です。更に、絵柄の流行り廃りは描く人と見る人の両方ともが大事なので両方を守り育てる為にちゃんと今描いている人達を守りましょう。
日本の絵描き人口は世界有数の数と質を両立する稀有な国です。この人材の宝庫の流出を防ぎコピーデータを作られない、作らせないことが肝要です。アニメーション会社などでコマ割り補完などをして技術は育てつつ、個人の絵描きやクリエイターの想像力を伸ばす方向で背景ツールなど（逆に自然や風景を魅せる絵では細かな人体のパース側を）補助輪としての機能はしっかり進歩させましょう。
背景などはコミックスタジオなどデジタル絵描きツールに既に搭載されている 3DCG から選択して絵柄の調度に合わせて切り貼り出来るスタイルの延長が良いかと思います。
次の人材育成をし続けるのが国として 1 番大事なので主導権は描く人間に、盗用には厳しく（AI 生成に使う元データの表示義務などの方向で無知な人にも分かりやすく）かつ、道具としては便利に、人心を感情を大切にしていただきたいです。絵画はどれだけ素晴らしくても見る人の感情を揺さぶらなければその時代には価値は生まれません。
長く、上手く、いい関係で居続けるのが AI データの成長にとっても好ましいはずです。
AI 音声であれば声優という世界一の分野を持っている国で更にボイスロイド（東北ずんこプロジェクトやボイスピーク）などしっかりとした世界一の先進の活動をしている第一分野を持っている会社も既にあるのでそちらを支援し、世界のトップに居続けるように見守っていてください。専門家ではない貴機関が下手に手を出さず先進企業団体とその協力者の意見をお待ちください。

●受付番号　185001345000010738

AI の技術の進歩は目覚ましく、これをクリエイターが上手く利用できれば作業効率が上がるかもしれないですが、このまたデータをクリエイターから搾取してる事実が圧倒的に悪だと考えます。そのくせ勝手に学習されたデータ元のクリエイターには一銭も入らない。
さらに悪いところは便利過ぎるところで、クリエイター達の今までの努力の上澄みを掬い取って悪用する例、虎の威を借る狐のようにクリエイターに暴言を吐き、筆を折るまで追い詰めた例と、あまりにも悲惨な状況が続いています。
AI 技術全てが悪とはもちろん言いませんが使う人の悪業があまりにも目にさわります。
海外でも規制すべきだという声が大きくなる一方で日本は特に規制もせず、「クリエイターの絵で勝手に学習するのは合法だ（規制されてないだけ）」と大手を振ってクリエイター達を追い詰めているのです。
AI 生成技術で便利になることは沢山ありますが、AI 生成技術の進歩は今のクリエイターの方々のおかげであることは間違いありません。今後も規制をされず、ましてや AI に生成してもらった、人の手で作ってもいないイラストのようなものに著作権を与えるのでしたら、その著作権は AI 以外にありません。何故なら AI が生成してるのですから。
本当はちゃんと技術の進歩を喜び、新しいものを取り入れたいのです。しかし現状を見るにそれは難しいでしょう。何故なら勝手に学習された絵が膨大すぎてもう何が入っているかわからないからです。被害者があまりにも多すぎます。今や大手ゲーム会社のキャラクター等は名前を入れるだけで簡単に生成できます。
もちろん AI 生成に触れたこともあります。何回か生成すると「あ、この元になった絵師さんわかる」という状況になりますし、「この有名声優さんこの歌歌ってたっけ…？AI だ…こんなに自然に歌を歌わせられるんだ」という状況になります。
クリエイターだけの問題ではありません。
AI 生成技術がこのまま進化していけばインターネットで顔を出している有名人の顔も学習し放題。フェイクニュースの制作もより簡単になり私たちはどんどん混乱するでしょう。今でも激しい思い込みによってそれを己の正義とし、他人を傷つける免罪符にする恐ろしい人が少なからずいるのに、それがより助長されることでしょう。
それを回避するにはやはり規制が必要です。凡庸な自分が対抗策を考えるなら、AI 生成物が AI とわかる表記を義務付けたり、勝手に学習できないようにする、等でしょうか。
これならクリエイターも安心ですし、著名な方の顔が勝手に使用されることもありません。
自分は、国はクリエイターに AI をうまく駆使してもらってより切磋琢磨することを期待しているものかと思っていました。しかし現状ではその真逆にしか見えませんしクリエイターはどんどんと糾弾されています。
AI 生成の何十倍も時間をかけて技術を磨いて命を削って生み出した人間の作品に素晴らしい価値があるはずなのに最近は特に軽視されすぎています。

この全てをすぐ解決、なんてことは不可能でしょうが今一度クリエイター達の声に耳を傾けていただけたら幸甚です。

●受付番号　185001345000010739

生成 AI のデメリットまたはそれによる加害の可能性はなにより「自身の預かり知らぬ内に学習され、全くの赤の他人が作成した、まるで学習元である作者自身の著作物であるかのように誤認される恐怖」でしょう。先日もごく一般的な健全漫画家の作品からキャラクターを無断で AI に学習させアダルト作品を生成しポルノサイトに投稿して利益を得ていた件がありました。それに伴い無断で学習された一般的な漫画家がポルノ作家としてインターネットの検索結果に表示されるなどの被害を受け、一般漫画家本人が自身の SNS にて該当検索結果のスクリーンショットをポルノ作品部分にモザイクをかけた状態で注意喚起する事件がありました。モザイクをかけなければならない露骨な表現を生成したポルノ作品は正直気分が悪く吐き気を催すものでした。
その他にも雑誌や写真集のモデルの顔を無断で学習し、あたかもモデル本人が撮影に協力したかのように氏名を添えられネットに作品として SNS 上で発表される事件もありました。もちろん御本人は全く存じ上げていませんでした。後にその作品は削除されていますが、生成 AI を使用した本人は全く悪びれる様子もなく、さらに無断で学習させていく発言をしていました。
AI に学習された作品は学習元に利益を生まない以上、不利益が発生しても責任は負えません。ですが、あまりに酷似した生成作品は学習元に大きな影響を与えます。迷惑以外の何者でもないでしょう。自身の思想とは真逆の作品を発表されてしまえば、昨今のインターネット上では作品を完全に抹消するのはほぼ不可能です。そんな状況で作者が安心して制作を続けられる訳がありません。
AI に学習されたデータを削除できないのであれば、それは盗作、コピー、海賊版となんら変わらない存在だと考えます。
東京オリンピック 2020 のロゴ盗作事件などのように、初見で真贋が見破れなければ発表作品の回収賠償など企業としても不利益を被ります。
印象を第一とする仕事をされている方からすれば、本人とは全く関係のないところで悪影響を及ぼすのです。企業も出版社も著作物を扱う業種にとってこれ以上の恐怖は無いでしょう。
なにより生成 AI を扱う側に自分がどれだけの不利益と被害を与えている自覚がないので、遊びのように無断で学習させていきます。
学習元の努力を無断学習者が自身の栄光のように掲げていいはずがない。
海外でも生成 AI で制作された作品にはとても批判的であり、排除対象として扱われています。それが日本だからと許容してしまえば、悪質な生成 AI 無断学習者によって日本の著作物は食い物にされ、価値を無くすでしょう。クールジャパン戦略は崩壊します。日本国内ですら守られていない状況で、海外含めての規制は絶望的に無理と考えます。

文化を守る、権利を守る、著作物を守る、これらを行うには生成 AI に著作権を与えてはなりませんし、なにより無断学習を罰する規定を定めて然るべきでしょう。
第一に著作者本人が生み出した著作物にこそ価値がなくてはなりません。
ご検討の程よろしくお願い致します。

●受付番号　185001345000010740

（2）AI と著作権の関係に関する従来の整理

イ 法第 30 条の 4 の対象となる利用行為

第 30 条の 4 では著作物は「思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合は（中略）利用することができる」とあるが、この条文が適用される環境はかなり限定されると考える。

また条文内にて散見される開発、試験、解析といった言葉は、生成 AI は研究機関およびそれに準ずる環境で利用されるものであり、一般人が利用するものではないという印象を受ける。

現在、SNS をはじめとしたメディアでは一般人によって好き勝手に生成された画像、小説、音楽などの AI 著作物が数え切れないほど投稿・利用されている。左記の状態は「思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合」とは相反するものではないだろうか。

第 30 条の 4 を正しく適用するためには、一般人の生成 AI ツール利用の規制および禁止、利用するデータセットは各提供者の許諾を得たクリーンなものを用意等の根本的な部分の是正がまず必要と考える。

●受付番号　185001345000010741

通常、学習においては著作物を用いても著作権の考え方に置いて問題ないものでしたが、こと AI が学習する上においては、機械が行っている以上、その学習データは大元の複製であると考えられます。
収集されたデータは機械が利用している以上、電子データとして複製保存されたものでしかなく、それを利用する AI の生成物は元データの要素を活用して合成変形されただけの複製物と考えられます。
それらを公開、販売するのであればそれは著作権の侵害ではないでしょうか？
また、昨今では特定の作家の作風を再現することを目的に行われている追加学習などもありますが、そのデータを用いて”人間では成しえない速度で人間には作りえない量の特定の作家の作風に酷似した絵”を”AI を利用すればだれでも可能とする”のであればそれは十分に著作権者の利益を害する行為であります。
また、AI 生成物は AI の生成物であると見分けがつくものでなければならないと考えます。何故なら見分けがつかないことによって作風が告示する人間に対して、AI を利用しているのではないか？等の風評被害も起こりうるからです。
人によってはそれらが活動の妨げになることもありえます。
今後は追加学習に対しての規制や、AI と人の制作物に確固とした見分けがつく何かしらの印字やそれらの削除の禁止などを行う必要があるでしょう。
また、現状学習データやそもそも学習方法に著作権的問題を抱えていると疑わしく、更にその”生成物の著作者はそもそも誰になるのか？”が判断できない(学習データに含まれる著作物の著作者なのか、”生成を指示しただけの人間”なのか、”生成した機械または AI が著作者と言えるのか”)AI 生成物に著作権を与えるのはいかがなものかと思います。
著作権は複雑なものであると思いますが、AI と人間の創作は分けて考えていく問題であると思います。
AI は AI であるからこそ抱える問題や危険性をふまえて深く議論するべきであるでしょう。

●受付番号　185001345000010742

5.（3）生成物の著作物性について
イ　生成 AI に対する指示の具体性と AI 生成物の著作物性との関係について
こちらの 1　指示・入力（プロンプト等）の分量・内容の欄にて
創作的寄与があると評価される可能性を高めるとあるが、私はいかなる場合でも生成 AI を用いて作られた作品に著作物性を与えてはいけないと考える。
なぜなら、AI で生成するスピードは人間の何百倍もの速さになり、それら全てに著作権を与えていた場合、今後人力で 0 から描いたイラストが偶然類似してしまった場合に訴訟を起こされるリスクがあるためだ。
仮に AI 生成物に加筆していれば著作物性が認められると考える。ともあるが、その生成物にどれだけの加筆が加えられたのかなど判断がつくわけがないし、線一本描いただけで著作物性が認められる可能性すら出てきてしまう。
なので、AI 生成物を僅かでも利用しているのであればその作品に著作物性を与えてはならないと私は感じた。
２.（2）AI と著作権の関係に関する従来の整理
イ　法第 30 条の 4 の対象となる利用行為　について
著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為ではあれば著作権違反ではなく正当化できるとのことだが、一度 AI を通しているだけで享受を目的としていると言えるのではないだろうか。そもそもこの憲法に関しては今のような最先端の生成 AI を想定したものではないだろうし再度見直すべきだと私は思う。
生成 AI に登場により、たくさんの絵を描いている者が挫折する姿を SNS 上で見てきた。集中学習を用いてその作家になりすまし攻撃するものまで現れた。
現状の生成 AI は利用層、学習元、どちらをとってもクリーンではなく規制されるべきだと強く感じる。
海外では日本の比ではないレベルで反発が強いのになぜたくさんの漫画やイラストのエンタメを生み出してきた日本が生成 AI を推進しているのか理解に苦しむ。
国が応援すべきはこのような盗作ツールではなく今エンタメを支え、生み出している作家たちなのではないだろうか。
正しい判断をしてくれることを祈る。

●受付番号　185001345000010743

P4
２．検討の前提として
（１）への意見
被学習権（学習拒否権）のような、支分権の拡大は阻止するべきと考えます
学習拒否の表示が有っても以下の理由で産業や安全安心な暮らし、安全保障にかかわるため以下の３点の理由で反対です
１．見た物、聞いた物を自動で学習できる自立 AI が成り立たない
（街中を移動するアンドロイドの学習機会が奪われます）
２．自動運転の乗り物が、センサーを使って街中で様子を学習して安全になっていく仕組みが成り立たない
（すでにテスラ社の車はカメラで学習しているのではないと言われているようです、学習拒否は国内メーカーを圧迫するだけ）
３．拒否の効果が人にも及ぶ危険性。人の学習において、無意識にも学習している行為を否定する事は困難です
諸外国、特に中国は著作権など構わず学習しているようだが、黎明期のビデオの普及やパソコンソフトの
普及の際のソフトのコピーなど普及や利用促進にはグレーゾーンが必ず必要で
AI の論文件数などで既に先を越されており、現在の状況でもこれからもっと差が開き産業に悪影響が出てくる。
将来愚策として著作権法が非難の矢面に立たされかねないので、権利の拡大は好ましくないと考えます。
P13
４．関係者からの様々な懸念の声について
丸３への意見
これは産業革命で起こったことが再発しているだけですので一過性の問題と考えます
規格や規定とは違い、作風は固定されず時代によって変化します
画像で例えるなら、Google 画像検索で「けいおん　江戸時代」で検索すると
江戸時代から 2000 年代までの作風でアニメけいおんのキャラクターが描かれた画像が出ますが
これが象徴しているように、時代によって作風は変化するので作家自身でも作風は固定されておらず
どの作風をもって保護対象にするか定まらないのでこの懸念への配慮は不要です。
そもそもその作風はその人個人からの発祥でしょうか、誰かの模倣の翻案ではないでしょか？

画風を真似たAI生成物と思われる物を使った「ビビッドアーミー」というゲームの広告が有り
真似られた絵師の[redacted]氏が弁護士を立てて当該広告を撤回させた事例が有りますので
現行の法規・制度でクリエーターの権利を守ることが可能な証左として示しておきます。
※2023年11月22日に[redacted]氏がビビッドアーミーと和解書を締結した事を発表しました。
４．関係者からの様々な懸念の声について
丸4への意見
これも産業革命で起こったことが再発しているだけですので一過性の問題です
AI生成物で排除される市場は元々誰が作ろうとも構わなかった作家性の無い市場です
作家性が有る物はAIに画風を模倣されても、それはその作家性ゆえに贋作以上に成りえません。
また、その作家性ゆえにAIに模倣されることはあっても、オリジナルはその人しか作れません。
AI生成物は自然に発生する物ではなく、新時代のクリエーターの創作物です
新時代のAIクリエーターがもしユニクロなら、作家性のクリエーターはオートクチュールでしょう。
創作活動が委縮すると発言する者は自身の作家性ではない、他者の著作物に依存している傾向が強いとSNSを見る限り感じています。
二次創作の名のもとに原作の知名度で売り上げを上げて稼いでいるので、AIで簡単に原作相当の美麗な
絵を作られて、厳密には著作権違反の商売が出来なくなりそうだから騒いでいるだけです。
AIの学習がだめなら二次創作も違法だと思いますし、二次創作について
二次創作は盗作の上に成り立った創作であると文化庁としてコメントをしてもらいたいくらいです。
立憲民主党の議員に担ぎ出されていた同人作家は、原作が「ファン活動でポルノは禁止」と表明しているにもかかわらず
その原作のポルノを有料で販売していました、このように創作が委縮すると言うのは荒稼ぎしている者の発言です
自分の好きで描いているならやめないと考えます。

●受付番号　185001345000010744

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010745

４．関係者からの様々な懸念の声について
丸５への意見
生成 AI の学習に違法アップロードされた著作物の利用で著作権者に不利益なるとは限らずむしろ新たな AI クリエイターによって文化的な価値が生まれ、著作物の普及に貢献する可能性まであります。
また、違法にアップロードされているとしても、そのアップロード場所で違法ではない場合、学習も適法なので
技術的保護手段が無く誰でも見られる場合は、適法に学習しているとしてよいと思います。
AI が学習物そのものを出力する場合は違法と思いますが、過学習以外では起こらないので著作権者に金銭的不利益はないと思います。
著作権での著作物の使用許諾や利用の範囲などは不利益を著作権者に与えないためなので
AI の学習の行為は著作権者に経済的不利益を与えないと考えます。
無料学習不可は、書店で参考書を見ただけで覚えた受験生は不合格と言っているようなものです。
４．関係者からの様々な懸念の声について
P1 4
＜AI 開発者・AI サービス提供者等の事業者の懸念＞
丸２ への意見
著作権侵害の考え方は現行法の解釈で構わない、変更するべきではない。
なぜならば、一年や二年の情勢の変化で法解釈などが変更されては事業を行えない。
例えば、メールシステムを無償で提供している事業者が、メールで違法行為が行われても責任が及ばないように、AI 事業者も同様にしなければならないと思います。
類似性、依拠性の判断は AI が当事者のような表現で述べられていますが、行為者は人間です
生成物はその行為者の人間によって意図され管理されたものです。
よって類似性、依拠性の判断は従来と同じ人と同じ基準で良いと考えます。
法的対策や指針は不要です、事業者が独自に考えて行うべきで、指針など示されたら
従うしかなくなり、法治が揺らぎます。
＜AI 利用者の懸念＞
丸１への意見
意図して似せようとした場合以外は侵害していないと考えます、音でも絵でも表現するには
限度が有ります、人の体に手が２本、脚が２本あるだけなのでポーズにも限りが有ります

サンライズ立ちやシャフ度と言われるような特徴的は表現もいつか誰かやっている表現です
悪意が有って似せた以外は偶然で片付けて良いと思います。
丸２への意見
やっかみなので、どうしようもないですが、文化庁又は公的機関が AI 生成物を積極的に採用するか
AI 生成物は学習の方法いかんにかかわらず、悪意を持って似せる事をしてない
限りにおいて、全て適法であると喧伝してほしい
黙って見ているので AI が普及しないのです、他国に後れを取ります、文化庁の責任で喧伝してください。
リスク低減のため、文化庁の見解では先に適法であると述べて、脚注で違法になりうる事例を示してください
条件付き合法を説明するのではなく、条件付きの違法性を説明してください。
文化庁の等の職員よりも理解力が低い人が SNS では多々見られます、彼らは条件付きが解りません
大枠で理解するので最初に出てくる文言しか解釈できないようです。
丸３への意見
努力とは何でしょう？才能が有れば努力しなくても最初からできる人もいます
紙に絵を描いている人にすれば、デジタルで絵を描いている人は努力していないように見えるでしょう
紙に一度絵具を垂らしたら後戻りできませんが、デジタルなら UNDO できます
冷評は権威あるところが権威を授けないからです、文化庁又は公的機関が AI 生成物コンテストを行い
啓蒙すれば冷評も収まるでしょう。
生成 AI に美麗な画像を出力させるには、プロンプトの工夫が不可欠です、その工夫が努力ですが
それは頭脳労働なので、絵を描く肉体労働とは違い、従来のイラストレーターなどが軽視しています。
生成 AI は論理的に指示して描かせている反面、手書きは感情的に描いているので理解されません。
ぜひ文化庁に AI 生成物を引っ張り上げてほしいものです、そのための文化庁ではないでしょうか。
新時代のクリエーターの居場所を作ってください。
丸４への意見
この懸念が有るのは、AI 生成物でも著作物に成る可能性が有るのような曖昧な説明のためです。

「基本的に著作物になります、ただし何々の場合はならないことも有りますが人でも同様です。」
上記のような言い回しで啓蒙をすれば懸念も生まれないと思います。
この何々ですが、創作意欲を持ちどのような生成物を作るか目的を持った場合著作物にしてよいと思います。
画像生成 AI でプロンプトに「1girl」とだけ入れた場合は簡単という意味ではなく、目的が無い何を作りたいか
具体的でないので著作物にはなり得ませんが、目的を持ったプロンプトならば短くても OK とすればよいと考えます。

●受付番号　185001345000010746

私はイラストレーターを本業としておりますが、イラストを 1 枚描き上げるには資料を集め、インプットを増やし、日々研究して何日もかけて描き上げます。
そして何年、何十年と描き続けてきたからこそ、イラストレーターとして生計を立てることが出来ています。
ですが AI はその長く大変だった期間を無視して、培ってきた技術を一瞬で奪っています。
既に AI イラストでゲームや宣伝画像を作っている会社も多く存在し、イラストのお仕事が奪われていきているのを実感しております。
その他にも同じクリエイターの絵を何回も AI に取り入れて全く同じ絵柄で AI 出力をし、個人に対して嫌がらせや仕事を奪おうとする人も出てきております。
それでも尚、AI は問題ないというのでしょうか？
いち早く規制を進めていただけるよう、心よりお祈り申し上げます。

●受付番号　185001345000010747

2(1)ウ
生成 AI を学習させるに「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用」とあるが
実体として生成 AI は十分に商業的利用を主目的としていて、権利制限規定への考え方は実態に即していません。
このような権利制限規定には反対で、学習を拒否する権利が必要です。
5(1)イ(イ)いわゆる過学習と言われる行為について
考え方としては理解できましたが、こういった行為は今後生成 AI によって加速していくと考えます。
既存の法では不十分です、未然に防ぐための関連規制を働きかけて頂くよう強く望んでおります。
5(1)エ)(ア)~(ウ)
5(1)オ~カ)
ここに記載されている考え方の多くで現時点では実現や証明が困難であると考えられます。
既存のクリエイター被害が泣き寝入りにならない様、データ使用の履歴、証明など、透明性に関わる AI 規制を強く望んでおります。
5(2)イ(イ)(3)生成 AI の被害は今までの想定とは違い、短時間に大量に侵害を受ける可能性が大いにあります。
偶然の一致に過ぎないとされるものが大量に出回り、利益侵害を発生させた場合はどうなるのでしょうか。
5.(3)生成物の著作物性について、
生成 AI をビジネス前提として考えた場合、そもそも権利制限によって学習を許可されている部分と矛盾を感じますし
広範なビジネスの分野で無制限に利用されるべきではないと考えます。
また、いかなる場合においても生成物に著作権による保護を与える事には反対です。
いわゆる著作権トロールや著作権ロンダリングなどへの対策が必要不可欠と考えます。
生成 AI は、複合的利用によって使用者の創造的寄与を介さずに　イ 1~3 は達成できまたそれを機械的に実行する事が可能と考えられます。
第三者が使用者の創造的寄与を判別する事は非常に難しいと感じます。
市場にそのようなものが大量に投入され続ければ、既存のクリエイターの表現の幅は急速に狭くなっていくと考えられます。
現在の規制では、悪意もつユーザーからの攻撃に対してあまりにも弱すぎます。
既存のクリエイターを保護し悪用を未然に防ぐ規制案をを期待しています。
5.(4)その他の論点について

学習データの消去の実現有無は開発企業側の責であるべきで、
将来的などと言わずに効力のある規制を設けるため、文化庁には働きかけを行って頂きたいです。
実現するためのシステムを構築するのは開発企業や提供者が責任を負い規制に従って実現すべきであって、
現実に実現課題があるからと言って、規制を設けずに今後の検討課題として先送りにし
あらゆる面において、クリエイター側に一方的に負担を強いる姿勢はあまりにも不平等であると感じます。
上記が実行不可能であるならば、学習の拒否権を最初から認めるべきであると考えます。
最後に
搾取的に見える現在の生成 AI の構造は、あまりにも多くの問題を抱えていると感じます。
現行法では悪意に弱く、また文化庁や関係各省庁が結論を出す前に、多くのクリエイターが加害に泣き寝入りをする事が増えていくと感じます。
現時点でも SNS で心無い行動や言葉により、苦しんでいるクリエイターが何も対策が為せない状態にあることを見ており、
このような事がまかり通るのかと強く憤りを感じています。
より適切で、実効性のある関連規制案を発案して頂く事を文化庁や関連省庁に、強く強く望んでおります。
また今後の AI 関連の被害、判例についての公表、相談窓口を設けて頂ければありがたく存じます。

●受付番号　185001345000010748

P15
５．各論点について
（１）学習・開発段階
（イ）への意見
再整理は必要が無いばかりか、混乱を招きますので不要です。
この条項が有るがゆえに、海外勢も含めて AI 開発者が日本に注目しているのです
各国に先んじて学習 AI を構築できる法的素地が有るので、これを今見直すと日本のアドバンテージが無くなります。
前回の著作権法改正時に既に議論されていることでもあり、情やノイジーマイノリティに惑わされて
国益を失う事はこの少子高齢化社会を抱えても発展できる要素を失う事に成ります。
AI 立国を著作権法が阻止することは後世の批判を受けるでしょう。
（１）学習・開発段階
P17-18
【「非享受目的」に該当する場合について】への意見
狙い撃ち LoRA の事を言ってると思いますが、特定のクリエーターの要素を用いた創造的生成はあり得ます
今までの美術でもコラージュしているものも多数あります。
生成 AI はコラージュでもないので創造的生成であるかぎり権利侵害にはならないと考えます。
また、画風追加学習はマイナス適応で画風を消すことが出来ます、画風が消えた生成物の場合は
マイナスで著作権侵害と言えないと考えます、よって LoRA の作成および利用は一概に違法とは言えないと思います。
一例ですが、平面的で単純な画風の作者の LoRA をマイナス適応すると生成物は立体的で複雑な物に成ります。
（１）学習・開発段階
P19
（ア）への意見
結果からその元に成った原因の妥当性を考えていますが、機序が逆です。
著作権者の不利益を原因に求めようとしています、原因以前にその侵害生成物を生成した人が居るわけで、必ずしも原因が侵害行為を不当に発生させたというわけではないと考えます。

ゆえに、その但し書きに該当する不当性は、直接その著作者の贋作を真作であると偽る行為にのみ
適応させるべきです。
生成 AI は元の著作物が見て取れるコラージュでもありません、コラージュ作品が美術品として評価される
昨今を考えると簡単に著作権侵害と結論するような事が無いように検討してください。
（1）学習・開発段階
P20
（イ）への意見
アイデアが類似しているだけで特定のクリエーターの需要が減るならばそれはだれでも発想できるアイデアである。
類似可能なアイデアでも、特定のクリエーターなら作品群になるため、アイデアが類似していても侵害にはならない。
もし、そのアイデアだけで特定クリエイターの需要が代替されるなら、元祖であるクリエーターは生成 AI を使えば
さらに大量の生成物を生産でき利益を得られる証左なので不当に利益を害することは無いと考えます。
今現在でも、特定のクリエーターの作品としてクリエーターの名前を出して集客している状況が有るので
クリエーターのの名前の出ない AI 生成物と既にすみ分けも出来ています。
繰り返しになりますが､画風を真似た AI 生成物と思われる物を使った｢ビビッドアーミー｣というゲームの広告が有り
真似られた絵師の[redacted]氏が弁護士を立てて当該広告を撤回させた事例が有り、X で経緯を報告しています。
撤回させた条件などは判りませんが、事実として有りますので現行の法規･制度でクリエーターの
権利を守ることは可能です、また特定のクリエーターとしての需要は無くならない証左としても示しておきます。
※2023 年 11 月 22 日に[redacted]氏がビビッドアーミーと和解書を締結した事を発表しました。
この素案の議論を全般的に見ると学習元のクリエーターは生成 AI を使わない前提に見えますが
クリエイターも生成 AI を使用している場合を考慮に入れてください、今現在で一部漫画家が使用を公言しています。
現在想定されない新たな利用態様まで阻害することが無いようにしてください。
わからないからあらかじめ禁止にするでは発展の余地が有りません。
（1）学習・開発段階

P20-21
（イ）への意見
標的型 LoRA は似せるためだけのもではなくマイナス適応で、似なくさせる事も出来ます
要素を抜いた結果、その方が美麗な絵が作られることも有るので、特定のクリエーターの創作物を
学習する行為・使用する行為を一概に侵害行為としてネガティブなイメージで語らないで下さい。
LoRA 作者ではなく、出力行為者にのみ責任を追及するべきです。

●受付番号　185001345000010749

私はクリエイターであり、コンテンツ産業に従事する者です。
現状で生成 AI は、著作権、及び、著作者人格権、を侵害であり非常に問題視しております。
生成 AI が他者の権利を侵害している現実から目を背けるのはやめていただきたいです。
- - - - - - - - - - - - - - - -
理由としては、生成 AI は学習なくして生成する事ができず、その学習の際に、著作権のある数多の創作物や画像群を取り込み、それらを元にしてデータセットを作っています。
それらの生成 AI を用いて生み出すものは、結果として著作権のある創作物を簒奪した結果から生み出されているものであり、
生成 AI を用いる生成物は創作物には値しません。
多くのクリエイター（漫画家、イラストレーター、アニメーター、アーティスト）が、これまで人生をかけて自己研鑽と創意工夫から生まれた創作物に、
人は喜怒哀楽感動し刺激され、人生を豊かにするものとして創作物があり、それらを守るために著作権があります。
生成 AI を用いる人間は、クリエイターではありません。
はっきり申し上げますが簒奪者です。
AI という言葉の響きから優れたものの様に感じている人々もいるようですが、それらの人々はクリエイターではありません。
生成 AI の導入によって、何かメリットがある、効率化がされる、と考えている人々はクリエイターではありません。
他者の権利を侵害してでも利を欲する人間が、生成 AI の導入によって利益を得る人間が、それらを合法的なものにしようと躍起になっています。
生成 AI が生み出したものが、参考元となっている創作物と同様のものを生み出している現状は著作権侵害そのものです。
なぜコピーライトや創作者のサインが描かれた画像までが出力されるのですか？
なぜ他者のクリエイターの絵柄や作品をコピーして生み出す必要がありますか、本人ではないのに？
それらは贋作を生成している、劣化コピーを生み出しているからに他なりません。
芸術表現は人間の情熱と創意工夫が生み出してきました。
コンテンツ産業は人間のユーモアと努力が生み出してきました。
それらに携わった多くの人間が、現在の日本のクリエイティブなコンテンツ産業を支えてきたのです。
見てくれだけ良く見える形に似ていれば、良いというものではありません。
生成 AI は多くの海賊版を生み出し、研鑽を積んできた他者の創作物の権利を侵害し、今後も多くの悪意ある人間に利用され多くの問題を生み出すでしょう。

既にですが……結果として多くの粗製濫造な商品やデータ出回り、本来の著作権あるコンテンツが持っていたクオリティを破壊し、製品の価値を歪めます。
名画の画像を検索して、本来の作品ではなく、劣化コピーが大量に並べられる状況を想像してください。
商品を検索して、公式的に権利元の会社が製造したものではない、海賊版の商品が大量に出回っている現状を直視してください。
例えば、ドラえもんやキティちゃんなどの画像を検索して、
本来のものではない生成 AI による画像が羅列され、商品も似た非なる別物が売られている世界、その状態では生成 AI は著作権を侵害していないと言うのでしょうか。
ジブリやガンダムや進撃の巨人などの、優れた作品も同様に汚染された末に、
本来の著作者が被害者であっても多数の侵害者を特定して親告罪に問うのは困難です。
現状で多くのクリエイターが被害に遭い、創作活動をやめてしまう人も中にはいます。
他者を傷つけ権利を侵害する生成 AI はクリエイティブなものでしょうか。
本当に優れているものなら、なぜ多くの人々から反対の声が上がるのでしょうか？
- - - - - - - - - - - - - - -
人の心があるのなら、数多の先人が積み上げてきた歴史や人々の心に対してリスペクトを持ち、
真剣に生成 AI によって生まれているデメリットや不利益に目を向けてください。
そして本来の人間が持つ創造性を守り、日本が保有するコンテンツ産業のクオリティを保つために、
生成 AI が著作権侵害している事実に対して法整備し、使用を禁じてください。

●受付番号　185001345000010750

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000010751

AI による無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010752

現在、インターネットで取得したデータを機械学習に使うことは合法であるが、法整備が追いついていないと感じる国民が多くいる。これは PC 性能の発展とデータの権利についての意識が時代に追いついていないためであると考えられる。
そもそも、機械学習に利用できるデータ量と、法律で想定されているデータ量とでは、関連した法律が適用されてから大きく変化している。Excel の数ギガバイト程度の情報を企業や大学が機械学習によって解析していた時代から、誰もが家庭用 PC だけで数テラバイトの情報を機械学習によって解析でき、そうして得た解析結果を使って他の個人へ嫌がらせやイタズラをしたり、ハラスメント行為に及ぶことができるようになっている。
また、個人がインターネット上に投稿できるデータの質も大きく変化した。文字や数字だけでコミュニケーションをとっていた時代から、高画質の画像や動画を投稿できるようになり、それを商品やサービスとして扱う企業、フリーランスが登場している。他にもインターネット上に個人の顔や体を動画などでアップロードすることも当たり前に行われるようになった。つまりデータの中には他人に無断で使用または閲覧目的以外の収集を拒むなどの権利を主張できるような個人的なもの、あるいは商品価値のあるものが存在するが、現在の法整備ではこれらのデータを全て一括りにしてしまっているせいで、誰もがあらゆるデータを自由に収集し解析でき、元のアップロード者の意図しない形でデータを悪用することができるようになっている。
まとめると、現状の法律で想定されている機械学習に用いられるデータ量や質は、実際に使われている機械学習のサンプルデータの容量や質とかけ離れているために、収集されたデータの元のアップロード者の権利が不当に侵害されている。
今後の法整備に求められるのは、データの権利者が意図しない方法でデータを使用されるのを拒むことができる権利であり、中でも機械学習を目的としたデータ利用を拒否できる権利である。
また、機械学習の解析結果数ギガバイトでは権利侵害の有無を証明できないため、機械学習を商用利用する場合にはサンプルデータの保管を義務化するべきである。

●受付番号　185001345000010753

生成 AI について消極的な意見を持っています。
理由としては現在の無秩序で無軌道なイラストや写真の学習や生成をなんの制限や法規制無しに行っては学習元の作品を扱う人や社会に対して損失が大きすぎるのではないかと考えております。
既に特定個人のイラストを学習させ生成、学習先の人に殺害予告や誹謗中傷を行うネットストーカーのような存在も散見され「一部の人間が悪い」とするには度が過ぎています。
また写真を使ったディープフェイクでは許可を得ず芸能人の容姿を用いアダルトビデオやコラージュもありますし、収益優先で虚偽でありながらもセンセーショナルな話題をばらまくユーザーの出現も懸念されます。
2023 年の 12 月初旬には「トコジラミ」という虫の生成 AI を用いたフェイク画像が確認されたり
2022 年の静岡の水害では生成 AI で出力された画像を使い意図的にデマを広げた事例もあり公衆衛生や災害対策、環境保全、人権などに積極的に混乱を生じさせています。
既にある法律や判例だけでは抑えきれない部分も出るでしょうし「やったもの勝ち」「被害者は泣き寝入り」ではあまりに救われないです。
社会秩序や信頼の損失は取り戻すのが難しいですし人命や心身に関しては不可逆です。
何卒、規制や厳格且つ迅速な法整備をしていただきたく存じます。

●受付番号　185001345000010754

（１）学習・開発段階
P22
（エ）技術的保護手段への意見
技術的手段でない場合を学習回避手段とすると、後日気が変わり学習されたくはなかったや
独自の宣言やマークで学習が回避されると勘違いすることができます。
学習が完了した後に、翻意することが出来るので事業者や AI 自身に回避することが出来ません。
よって明示的な技術的護手段のみを有効とするべきです。
現在 X では投稿は X 社の AI の学習素材にする旨規約に明記されていますが
それでも学習禁止とうたって絵を投稿する者が居ます。
DVD などの技術的保護手段のみ複製禁止にするべきです、だれかの気持ちで学習禁止にしても
無視する者に利するだけですし、すぐに来るであろう自立 AI の自動学習の妨げにしかなりません。
自立 AI が見る事に成るものでも技術的に AI に学習禁止であるものは人でも見る事が出来ないようにな
仕組みを設けるべきです、街中で見かけるような技術的保護手段がない
一般大衆に公開されているものは学習対象とするべきです。
テスラ社などの車外カメラを持った一種のロボットは風景やその場所の何かを記録学習することができます
トヨタや他の日本メーカーも同様に学習したいと思っていると思いますが、人が見て学習できるものを
お気持ち表明で AI は学習禁止にした場合､街頭での学習や家庭内での学習が出来なくなり、AI の発展を阻害します。
日本の少子高齢化社会に対応する AI を生み出し、海外をリードするために AI には積極的に学習する場を
人と同等に与えてください。
（１）学習・開発段階
P２３から P25
海賊版等の権利侵害複製物での学習への意見
米国のフェアユースの範囲で適法である場合が多いと思います、そこで日本でその学習結果を違法とすると
他国と AI の性能差で負けます、AI などの新しい技術の進歩は公共の利益に貢献するので

ことさら議題に挙げ違法性を追求するのは国益を損ねかねません、司法の判断に任せるべきと思います。
出力されて初めて権利侵害が発生しますが、それは人の指示で出力する物であるので
行為者のみが責任を問われるべきです
本屋で立ち読みして買わなかったと同じ状況と考えます。

●受付番号　185001345000010755

（２）生成・利用段階
【その他の論点について】
P29
【著作権侵害の有無の考え方について】への意見
AI 生成物とする表現が人が介在していないように感じられますので、人 AI 生成物や人誘導 AI 生成物とかの
表現に成りませんか？人が行う行為なのに AI のせいにしているように受け取れます。
権利侵害は人がツールを使って行う行為なので、AI であるから何かの配慮をする必要はないと思います。
（２）生成・利用段階
（イ）依拠性の考え方について
（イ）の丸１の例への意見
Image to Image の行為が類似画像を生成するだけと思っている節が有るので、意見しますが
写真を元に画像生成 AI に作成させ、思いもしない全く違う画像に成ることがります
私の経験では、元画像に似るように意識したプロンプトでない限り、元画像とは似ても似つかない画像が生成されます。
（２）生成・利用段階
P33
【その他の論点】
ク　への意見
出力が入力の著作物と別物に成った場合は問題ないと考えます。
バレなければよいと言う後ろ向きの考えではなく、創造するための乱数要素のような感じを考えています。
私が行った i2i では入力の画像と出力の画像では全く違ったものに成りました、これの元のイメージは想像できません。
また他に、絵を入力して音楽にするや、音楽を文章にするなど、今あるかどうかは知りませんがそのうちに出来るのではないでしょうか
共感覚のような AI が出来ると思っています。
（２）生成・利用段階
P36
（４）　その他の論点について
（４）への意見

侵害だ声高に騒いでいる人々も、無料で学習されたと言うので、結局金儲けができないからです。
それも二次創作と言われる界隈で同人誌で利益を得ているような人が多いと思います。
対価を求めてはいけない人たちが、画像生成 AI に反対をしていると考えています。
プロのイラストレーターは既に画像生成 AI を使っているようですし（パルコ等の CM)、AI の著作物の学習は
人類の英知の集約と考えられるので、この行為に対価を求めるのは後進の育成を阻害しています。
絵に関しては近い将来、無学習で同様の効果を示す AI が出現するのを考慮すべきです。
技術的には目で見える物を法的に規制するのは AI やその後の自立型アンドロイドなどの
安全性や発展のためにならないので、AI の学習権を保護する法制が必要と考えます。
AI の学習権を保護する事は、著作権法の枠を離れた問題と思います。
目で見えて音に聞こえる物を AI に認識させない未来では、セキュリティ AI に認識されないためには
著作物で保護された絵や音を発すれば突破されるセキュリティホールが出来るかもしれません。
高度に AI 化された社会では、AI 学習拒否フラグで AI に認識されず犯罪者には好都合な社会に成ります。
現在、似たような考えで作られている物に、防犯カメラに顔を認識されないためのマスクやスカーフ、Tシャツ等の事例が有ります。
「顔認識　阻害」で検索すれば多数事例が有ります。
著作権法で AI の未来を閉ざさないでください。

●受付番号　185001345000010756

AI の無断学習に断固反対します。

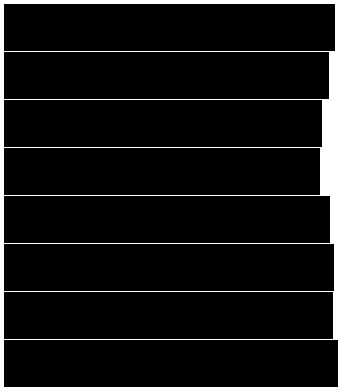
●受付番号　185001345000010757

私は私の描いた絵や文章を勝手に読み込まれる可能性があるのが嫌で仕方ありません。私が作った絵や文章をデータとして取り込まれるかどうかを選ぶ権利すら私に無く、他人が勝手に取り込んで好きなように使えてしまうというのが不快でたまりません。私は創作することが好きで、それは生成 AI が法的に存在を許されるようになったとしても変わらないとは思いますが、それでもモチベーションは下がってしまうだろうと思います。問題点は『取り込んだデータ元の画像・文章の著作者に許可を取っていないこと』では無いでしょうか。
各国でも AI の使用や利用については様々な声が上がっていますが、EU の GDPR のように、生成 AI を野放図に利用可能にするのではなく、なんらかの規制をかけるべきだと感じます。

●受付番号　185001345000010758

個人の意見です
AI 推進派でこれは一例ですが、界隈全体がトレース元の絵師さんやファンを率先して侮辱することが常態化しています。
中には、殺害予告を受けた絵師さんに重ねて侮辱して自殺寸前まで追い詰めている状況です。
イラストレーターの[redacted]さんに対する AI 推進派による殺害予告や加担行為について
[redacted]
被害や自殺未遂など
[redacted]
被害絵師に加害を呼びかける AI 絵師
[redacted]
自殺示唆などに対し、重ねて侮辱する推進派
これだけのことをしておいて、パブリックコメントで真逆の嘘を書き込むよう示唆するグループもいます
[redacted]

先程の AI 推進派が、去年から何ヶ月も付きまとい、虚偽の DMCA 通報でアカウントをロックさせた挙句なりすまし行為を行っています



●受付番号　185001345000010759

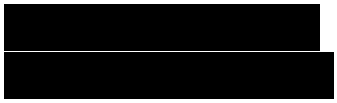
AI によって生成された画像・文書はいずれも元の作者の許諾を得ず組み込まれ出力された物です。
これを許容する事はプロアマ問わず全ての創作者の著作人格権を脅かすものであり如何なる理由があっても国が認めるべきことではないと考えます。
わたくしは AI は人の生活を豊かにする為に使用されるべきと考えます。
それが人々が自身の想像性を元に生み出した物を無断で AI で奪い出力する事により本来の作者しか持ちえない力を身勝手に利用し、あまつさえそれを収益に変えることがまかり通ってしまうことはあってはならないと強く思います。
デジタル上に置ける創作物の著作権、製作者の考えを軽視されていると非常に憤りを感じております。
AI により著作権の所在が曖昧になり様々なトラブルが既に起こっている事もご存じかと思います。
日本は他国からも創作物、特に漫画やアニメーションにおいて高い評価を得ておりますがもしも AI 生成が国により容認されてしまえばトラブルは更に増加し、この文化自体が衰退することは明白です。
海外においても AI による著作権侵害で多くのアーティストから反対の声が上がっており、日本より遙かに強い抗議が起きております。
現在話題になっている AI 生成は創作物にて生計を立てている人々、それに関わる企業等数多くの国民の生活を脅かす存在である事を認識して頂きたく存じます。
また、絵や文章だけでなく写真を取り込み未成年及び幼児の性的な画像を生成し公開、販売されている様子も見受けられます。
これらの元になっている写真は当然実在する人物です。
実在する人物のポルノ写真を許可なく生成し公開、販売する事を問題なしと判断するのは非常に危険であると考えます。
万が一知らないうちにポルノ写真を生成されてしまった児童が実際に何らかの被害に遭い治ることのない傷を負ってから対策を取られるのでしょうか。
現在の国やインターネット上に置ける AI 生成に対しての対応はそういった考え方であると感じます。
勿論絵や文章でも同じように全ての著作者の権利を踏みにじる行為であり、早急に対策を講じるべきと考えます。
この国には媒体を問わず素晴らしい作品を生み出されるクリエイターが多く存在します。
どうかこの素晴らしいクリエイター達や海外に誇れる文化を搾取する結果は避けて頂きたいと強く願います。

●受付番号　185001345000010760

個人の意見としてお送りします
下記は AI 推進派による悪質行為の事例です。
AI 絵師達が二次創作を掲載している方に、トレパクだと言いがかりをつけて悪質行為を庇いあった挙句、炎上商法の題材にしているところです。



他にも、AI 絵師が盗作を公言して盗んだ先の方に詰め寄って炎上商法をしている場面です。



AI 推進派が無断使用を禁止するコピーガードである nightshade に関して、これを使用した画像をネットに放流した方がウイルスを混入させたフリーソフトを渡すようなものだから電子機器損壊等に当たる、と詭弁を述べています。
絵師の無断学習されたくないという著作人格権、似た画風を無断で大量に生産、放出される財産権の侵害などが懸念されます。
他人の絵を学習目的で無断学習、精神的利益のために公開するのは著作権法 30 条の 4 でも許されません。享受に当たりますし、著作権者の利益を不当に害するからです。



詳しくは以下の弁護士さんの解説サイト、非享受利用の限界の項をご覧ください
https://www.authense.jp/komon/blog/dx-legaltech/2838/
AI によって分析させた後、著作物を一般公衆に視聴させるなどは享受に当たります。
ある著名な漫画やアニメーションに似た画像を一般公衆に視聴させるために、当該著名な著作物を AI に読み込ませて学習させる場合も著作権侵害に当たります。
なお、著作権法 47 条の 5 で軽微な利用は許可されますが、SNS への掲載などは許可されません。
他人の著作物である AI 生成物（画像等）を Twitter や Instagram にアップロードするような行為は、私的使用のための複製の範囲外であり、公衆送信権の侵害となり得ます（著作権法 23 条 1 項）。

●受付番号　185001345000010761

まず赤松議員を代表とする今の日本のAI推進を強行する姿勢は長期的に見れば創作文化を衰退させるだけであり、海外に倣ってクリエイターの権利を守る方向に足をそろえた方がいいと思います。
生成AIは、一年半前は「倫理的には問題があるが使いようによっては面白いツール」「クリエイターを助ける力になる」と肯定的な見方が多かったですが、今では悪用する例（特定の絵師の絵をi2iしてなりすまし、規約で禁止されている版権作品の二次創作絵を生成、特定の絵師の絵柄を追加学習させてそれを販売して利益を得る）
が止まらず、犯罪助長ツールにしかなっていません。自分は生成AIに対しては肯定的であり、出来れば共存していければなと思っていましたがここまで使う側の人間が自制出来ないとなると法改正して悪用を抑えるしかないと思います。
現行法ではクリエイターの権利を守れていないと思うのでAI時代に即した法（クリエイターがデータセットにして販売するつもりの学習禁止を掲げた作品は無断学習させると違法になる、自身が学習許可を与えるかどうか任意で選べる等）が必要だと思います。
特に今の生成AIはどんなデータでも無断で学習させても咎められる事は無い、違法なデータでも学習させて構わないと良く言えば自由ですが、倫理的にはかなり問題があると言わざるを得ません。
「倫理的に問題があるから、反発の声が大きいから規制しようとするのは表現の自由を潰そうとしているのと同じ」という声もありますが、まずはルールや倫理が守られてこその表現の自由だと思っています。
また、現在のＡＩ開発は海外のＡＩ会社が規制の緩い日本の著作物を無断で学習する形が主流になっており、一部のＡＩ会社の利益の為に国が食い物にされている状態です。
自分の理想としてはミツアディフュージョン（https://elanmitsua.com/)のようなオプトイン制のAIをさらに発展進化させた国産のクリーンな開発のAIを作り、推進していくのがいいのではと思っています
（クラウドファンディング制で希望した絵師が任意で絵を提供する、提供した絵師にはAIツールの無料使用権や何らかの形で利益が還元されるようにする）
今は技術が先行しすぎて無法状態であり、少しづつでも正しい形に法整備されていく事を願っています。
最後に、AIの著作権ですが、AI絵を作っているのはあくまでAIであり、人間は指揮者（指示を出している立場）だと自分は解釈しています。現状のAIに積極的に著作権を与える方向性だと、特定の絵柄を追加学習して作ったAI絵や他人の絵をi2iして出力した絵にも著作権が付く可能性があり、著作権ロンダリングが容易に出来てしまいます。漫画やゲーム等、人間が制作した「AIを使った作品」に著作権が付くのは工程ですが、出力したAI絵に簡単

に著作権が付くのは反対です（AI 絵だと著作者や責任が誰のものなのか分からないので著作権を付ける理由が不明瞭、ロンダリングを通じて悪用に繋がる可能性がある
以上、長文になりましたがよろしくお願いします

●受付番号　185001345000010762

【意見対象箇所】
「３．生成 AI の技術的な背景について 」→（３）AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について
「４．関係者からの様々な懸念の声について」
「５．各論点について」→（１）学習・開発段階→ エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について、オ AI 学習に際して著作権侵害が生じた際に、学習を行った事業者が受け得る措置について、カ AI 学習に際して著作権侵害が生じた際に、権利者による差止請求等が認められ得る
範囲について（２）生成・利用段階　→　エ 侵害に対する措置について、カ 差止請求として取り得る措置について　キ 侵害行為の責任主体について
【コメント】
貴庁の進められる著作権に関する取り組みに対し、敬意を表するとともに、生成 AI と著作権に関するガイドラインについてのコメントを申し上げます。
貴庁が提案されたガイドラインは、生成 AI と著作権の関係についての論点や事例を幅広く網羅しており、権利者の保護と著作物の利活用のバランスを巧みに取りながら、新たな技術の発展とその適用における方向性を示していると感じております。特に、学習元の権利者との市場衝突への総合的な考慮や、AI 事業者が侵害の主体と思われる例など、権利者側にとっての対策と論点が予想以上に包括的に扱われている点は、非常に有益だと考えます。
しかしながら、SNS をはじめとするオンラインプラットフォーム上では、既存アーティストからの生成 AI に対する大きな反発が見られ、この問題に対する意見が分かれています。これに対し、事業者がプロンプトに既存作品名や作家名を入力できないようにするなどの予防措置を講じることで侵害主体と判断される可能性が下がることに言及した点などは、建設的な解決策として評価できます。
しかし、生成 AI と著作権に関する知識の普及にはまだ不十分な点が多く見受けられます。現状では、学習段階や生成・利用段階での適法な例や違法と思われる例の周知が不足しており、生成 AI の利用者や既存アーティストが自らの基準で極端な意見を展開し、建設的でない議論が SNS 上で繰り広げられています。
こうした背景を踏まえ、著作権法の基礎知識や 30 条の 4 に関する権利制限規定の該当・非該当例の周知徹底を強化すること、そして特に既存アーティストに対し、生成 AI による類似作風・表現の生成に伴うトラブルが現行の著作権法によってどのように対処可能かの情報提供が必要と考えます。
最後に、生成 AI の利用の急速な増加がもたらす可能性とリスクを考慮し、違法と思われる利用例や不適切な SNS 上の行動に対する啓発活動を、TV CM や広告、学校教育、生成 AI 倫理機構の設立等を通じて一般大衆に対して積極的に行うことをおすすめします。

●受付番号　185001345000010763

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010764

イラストレーターをしているものの意見です。
拙い文ですがご確認いただけますと幸いです。
現在の AI イラスト生成技術において、
集中学習によりイラストの模倣、なりすまし嫌がらせが実際に起こっています。
なりすまされた被害者様のツイート↓
[redacted]
一連の流れをまとめた第三者のツイート↓
[redacted]
この方は一例であり勝手にイラストを元データとして通され、同じ構図の別イラストとして使われたなど被害を受けた方がたくさんいます。
また、ネット上にある画像データを著作権利を度外視し無作為に学習させているため小児ポルノ等のデータも出力できるようになっているとの話も出ています。
そういった使用の仕方をする方々も悪いですが、現状そういった使い方ができる、
またそういった実際の写真を一度 AI に通せば画像なので実際の人物ではない！と言ったロンダリングも可能な状態にもなっており本当に怖いです。
指定したプロンプトを打てば任天堂様のマリオに酷似したイラストなども出ています。
ツイッターで検索すればすぐに出てきます。
正しい、クリーンな使用可になっている画像の学習を施せば素晴らしい機能だとは思います。
イラストは自身の財産であり仕事です。守りたいです。
どうか正しいご対処いただけますようお願い申し上げます。

●受付番号　185001345000010765

AI 生成物に創作と見受けられる表現が加えられていたら、いいとはどういったことなのでしょうか。AI に生成させたイラストに、プリクラの加工機能のような手書き文字を加えただけで、創作の枠組みに入ってしまうのであればそれは納得がいきません。そもそも AI 生成された絵に加筆しても違和感のない絵が描けるのであれば、すでに絵師として活動できるレベルの人であると考えるので、そもそもイラストを AI で出力する必要はないと思います。
現在使用されている AI の中には、AI 使用許可を出していない絵師のイラストを無差別に学習素材として、その絵師の作風に似たイラストを生成できる AI がたくさんあります。
その AI を使い自殺や自傷、未成年の性的表現を含むイラストが生成されており、そのイラストが一個人の個性を潰すための攻撃手段にもなっています。私の周りにも AI の学習材料になることを恐れ、投稿したイラストを削除する方も多くいました。
そして現在は、年齢と絵の上手さは比例していません。成人してフリーのイラストレーターとして活動している方と、趣味の一環として活動している学生の方を比べても、どちらも見劣りせずそれぞれの個性が出ている素敵なものになっています。
それを前提とした上で、未成年者の作者が描いたイラストを学習素材として成人指定の性的なイラストを生成した場合はどうなってしまうのでしょうか。
その作者が性的なイラストを描いているという誤解から風評被害を受けてしまうと思いますし、その生成物を発端として他の AI の学習素材元として使用される可能性もあると思います。
私はイラストをいいと感じるのは、絵の技術などもありますがやはり書き手の経験も重要だと考えます。現代で称賛される作家や画家の作品は、彼らの人生を含めてモチーフを考察したり、技法を評価されたりします。それは現代の絵師も同様で、高値で落札されるか、知名度があるか、その程度の違いだと思います。
スポーツ選手やタレントもそうだと思います。美しさもサッカーの技術も、やろうと思えば AI で生成できるはずなのに、なぜ今も彼らにはたくさんのファンがいて多くのメディアに出演してるのか。彼らが歩んできた道が人々の心を打ってきたからなのだと考えます。
最後になりますが、私は生成 AI の規制はもっと強めるべきです。
絵師にとってもみなさんにとっても、難しいことであると思いますが、私達絵師の創作物が保護される結果になるよう祈っております。

●受付番号　185001345000010766

世界はAIの著作権侵害に対して規制する方向に動いているのに
日本の知的財産権検討会は侵害されたクリエイターが侵害して作られたAIで金を稼げとバカげたことを言っているしだい
もはやこれは政府のクリエイターへの殺害予告です
これを文化庁がクリエイターや多くの人の意見を無視して進めても
規制を考えないで作られたAIを使った作品は海外では使えないし
著作権後進国として馬鹿にされるだけです
クリエイターを守る気が無いなら何もしないで欲しいです

●受付番号　185001345000010767

AI 技術の進歩は喜ばしいものですが、
現状では創作物を AI に学習させる流れで創作物をコピーさせるなど、クリエイターに対する嫌がらせ目的に使われる等のモラルに欠けた行動と AI 使用者の発言が目立ちます。
この状況下で AI 使用者の肩を持つようなこの法案を通すのは将来的に日本のクリエイティブ産業に対する不利益が現れるのではないかと素人ながらに思えます。
ここは現状維持、もしくはこの状況から AI 使用は免許制にするほうがいいのかと私は思います。

●受付番号　185001345000010769

AI による創作物の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000010770

イラストレーターの作風を模倣し、イラストレーターの技術を蔑ろにするAIによる無断学習を反対します。
資格を有さねば使用出来ないものにすべきです。

●受付番号　185001345000010771

AI は人々の役に立つ大事な存在です。
人が入れない場所や人手が足りない場所での作業、人では膨大な時間がかかるものを短時間で終わらせられるなど利点は沢山あります。
それなのに何故、色んな媒体があり今や全ての人が創作者になり得るこの分野に AI を参入させることになったのかが、率直に疑問です。
そもそも誰が望んだのでしょうか？
素敵な作品があるなら、その作者と金銭含む交渉をして自分だけの作品を創って頂くことだって可能なはず。
それをしたくない人達のために、生成 AI は作られたのでしょうか？
暴論ではありますが、AI 自身が『この方の作品で学びたい』と【考え】、その作者に自ら【交渉(金銭含む)】し、許してくれた方の作品からのみ学習し【試行錯誤】するなら、ここまでの反発は起きなかったろうと思います。
あくまで AI は【学習せよ】の命令を実行し、機械的にただ“作者の経験や試行錯誤の結果”到った【上澄み】を積み重ねるだけ。
これは一体、誰の為になるのでしょうか？
ただ作者達から仕事を奪う結果になってはいないでしょうか。
全ての創作の根底には、そこに到る膨大な努力や時間、経験があり、それらが反映されて一つの作品が生み出されます。
それらを何もなかったように、結果だけぐしゃっと一緒くたにされて出されても…それが容易で誰にでも扱いやすいものであればあるほど、創作者達は絶対に納得しません。
自分も創作者の一人ですから、勿論納得できません。
どうしても生成 AI に作品を作ってほしいのであれば、上記の通り作者一人一人と交渉し、許可を得られた方の作品からのみ学習して貰う他ないと思います。
そこまでして創作分野に参入する意味はあるのか、今一度ご検討頂ければと切に願います。

●受付番号　185001345000010772

生成 AI の規制を強く望みます。EU を見習ってください。
使用には 0 から自分の描いたイラスト、もしくは学習用に提出されたデータ（本人認証済み）のみを使用し、LoRA については本人が作成するのみとして頂かなくては、現在のクリエイターの立場は守られません。
日本が海外へのアピールに使用しているアニメーションについても AI による権利侵害が顕著に起きています(アニメーションのスクリーンショットを学習させることによる LoRA の作成→倫理観のない人間が商品を販売する等)。
また、画塾に行った際、実際に高校生が「イラストの仕事は AI に取られるから絵を描く意味がない」と言っているのを何回も聞きました。
将来のクリエイターである学生がこのように絵の道を諦める現状を作っているのが生成 AI です。未来に希望が持てなくなっているのです。
そんな現状を分かった上で、AI を規制せず推し進めようとしている文化庁や政府には失望しかありません。クールジャパンを進めるならば、きっちり現在の状況を理解できているクリエイターを会議に入れて下さい。
生成 AI については、一般人が簡単に使用することができないライセンス制、また、ライセンスを取得の際に必ず運転免許証などの本人確認、かつ、認証済みデータしか登録できない、等厳しく取り締まっていただきたいです。
また、現在の AI 生成物に著作権を持たせるのは言語道断です。許可も出していない、むしろ AI 学習を禁止しているクリエイターの創作物を勝手に学習し出力する現状を見て、AI 生成物に著作権を持たせようとする意味が分かりません。
生成 AI が出現してから、自分の確認できる範囲でも絵を描くことをやめたクリエイターや、生成 AI 使用者からの嫌がらせにより精神的に追い詰められ、筆を置いてしまうクリエイターを見てきました。
最初に生成 AI が出現したときは、プロのクリエイターが少しでも楽になるツールになるなら、と好意的に見ていましたが、この 1 年ほどは明らかに生成 AI によるクリエイターへの著作権侵害、また、なりすましの案件を何件も見てきました。
そのたびに、今まで楽しく創作されてきた方々が苦しんでいるのを見て、生成 AI が出る前の世界に戻ってほしいと何度も思ってきました。
今回の AI と著作権の資料を拝読しても、どうしてもクリエイターを AI の踏み台にしている印象が強いです。
＞＞＞（引用）3 AI 利用者が既存の著作物を認識しておらず、かつ、AI 学習用データに当該著作物が含まれない場合
AI 利用者が既存の著作物（その表現内容）を認識しておらず、かつ、当該生成 AI の開発・学習段階で、当該著作物を学習していなかった場合は、当該生成 AI を利用し、当該著作物

に類似した生成物が生成されたとしても、これは偶然の一致に過ぎないものとして、依拠性は認められず、著作権侵害は成立しないと考えられる
こちらの内容についてはとても危険であると感じました。先日、au の生成 AI においても、利用者が意図せず任天堂のキャラクターを生成した案件があったと思います。これも偶然の一致として終わってしまうのでしょうか。「自分が学習させたわけではなく AI が想像したことだから著作権侵害にはあたらない」となってしまうのでしょうか。
大手の企業であればいざとなったら訴えることは可能かもしれません。
しかし、これまでの日本のアニメーションを発展させてきたのは現在生成 AI に苦しめられているクリエイター、また、そのクリエイターに憧れた子どもたちだったはずです。
なぜそのような日本のクリエイターの市場をわざわざ創造性のない場所にしようとするのでしょうか。
沢山の意見が来ていると思います。
AI を進める結論ありきで法整備をしようとしている印象を受けますが、ここで踏みとどまっていただけなければ日本は創作分野でも堕ちていくのみです。
EU のように踏みとどまっていただけることを心より祈っております。

●受付番号　185001345000010773

AI を利用した作品には AI 表記を義務付ける必要があると思います
フェイクやデマを防ぐ事にもつながると思います

●受付番号　185001345000010774

無断学習され、無断学習された方の著作権を無いものとするのは著作権法を無視してるとしか思えません

●受付番号　185001345000010775

生成 AI について条件を整えてしまえば誰でも同じ表現となることから、著作権は適用すべきではない。

●受付番号　185001345000010776

5、各論点についての（3）と（4）などについて。
生成 AI は「好きな絵師さんの絵柄」を学習させて作品を量産、作成できます。
生成 AI による、同一作者の「著作権のある作品」から学習し類似した作品を生み出すのは如何なものかと思います。
似通った絵柄や作品が量産されすぎると
その絵柄に需要が無くなってしまうと思いました。
それによって該当絵師は利益を害したり、筆を折ってしまう可能性があります。
このようなことは日本の創作活動を萎縮させる可能性があると考えます。
そのため私は、生成 AI によって作成された作品への「著作権の付与」には反対します。
ただ、学習した該当絵師から許可を取り、「生成 AI による作品」
と言う表記をするのならば
生成 AI による作品への「著作権の付与」がされても良いと思います。
私が 1 番問題だと感じているのは
生成 AI を悪用され人々に実害がある事ついてです。
現に生成 AI によって
漫画家の方、絵師の方の被害や
有名な方のフェイク動画、画像などが生成されています。
生成 AI の成長速度は凄まじいです、今のうちに対策をしないと、この先更に悪用されていく可能性があり不安で仕方ないです。

●受付番号　185001345000010777

一次著作物とそれらを学習して生成される AI を同等の扱いにすべきではない。また加筆、修正を加えたとしても著作物にはならないと考える。
生成 AI の公表をする際に AI であること、学習元の記載を必須にしてほしい。
現に AI により生成された不適切な画像が出回り、学習元の著作者が攻撃された事例がある。
生成 AI とそうでない著作物の線引きは必要だ。

●受付番号　185001345000010778

知的財産検討会を拝見させていただきました、全く的はずれで
クリエイターを舐め腐っているのかなという意見しか出てきませんでした。
文化庁の方々本当に人間ですか？ＡＩではないのですか？？まるで馬の耳に念仏
唱えているだけにしか思えないのですが。
生成ＡＩ開発で他人の著作物勝手に盗んで、さも使えるのが当然と使って自分のことを棚上げにし、著作者に強要に強要を重ね無駄な自助努力を求め、それで本人が成果を出したら「生成 AI 開発からの利益還元になる」と？馬鹿にするのもいい加減にして下さい。
文化庁の存在理由とは何なのでしょうね？この世に本当に必要ですか？

●受付番号　185001345000010779

AI 生成物についての著作権の上の問題は個々の生成物ごとに判断するという形とし AI の普及に悪影響が出ないようしてほしいと考えています。
作成方法に規制をかけるような事前検閲のとなり得る表現の自由を妨げるような制度構築は将来に渡って国民の利益を妨げる可能性があり望ましくないと考えてます。
また、生成されるイラストについては将来に渡って人々を洗脳したり判断を誤らせるような可能性のないものであり規制されるべきものでないと考えます。

●受付番号　185001345000010780

生成 AI に関して禁止にしろとまでは言わないがある程度規制をかけてほしい

●受付番号　185001345000010781

現状一番必要なのは、学習していいデータとしてはいけないデータの区別だと思います。
私は絵を描きますが、AI の学習には一切協力する気はないです。AI の発展自体には賛成ですが、無断で他人の絵学習させて、まるで自分の作品のように発表、販売する人間が多い現状に強い憤りを感じています。
クリエイターの自分の作品の AI 学習を拒否する権利、これが必要です。学習に協力したい、もの好きの人間が自分の作品を AI に提供すれば誰も損しません。それ以外のデータを勝手に AI に取り込む行為を侵害にした方がいいと思います。
「完成作品」ではなく、「作る過程」に目を向けたほうがいいと思いました。

●受付番号　185001345000010782

生成 AI を新しい道具と捉えているようですが、現状データセットの再構築でしかありません。そのデータセットがデータ提供者の許可なく使われている限り、生成 AI を使うべきではありません。現状の生成 AI は文化の衰退をもたらし、新しい文化を生み出さなくなる要因となります。将棋の AI などとは全く違うことをご理解下さい。将棋の AI で生み出された棋譜、そのものは棋士の存在を脅かしませんが、生成 AI で生み出された画像、音声、音楽はアーティストや写真家を脅かします。全ての文化が AI に取って代わられたその後、データの元になる文化を誰も生み出さなくなるのです。データを差し出す側が了承していればともかく、法律で禁止されていないからと奪われ続ける現状を改正するべきです。学習にも著作権を適応し、AI 化を望む人間だけがデータを渡して AI 化を進めるべきです。昔とはデータの意味も価値も変わりました。法律で保護されるべきデータが野放しの現状、全ての文化において生成 AI を使うべきではありません。クールジャパンを謳うのならばどうか日本の文化を守ってください。

●受付番号　185001345000010783

AI 生成は不正に取得された画像などにより学習されていることが懸念され、
創作文化の破壊に繋がることから規制を求めます。
また、イラストレーターにイラストを依頼して、提出されたラフ絵を元に AI 絵を生成しイラストレーターへの支払いを拒むなど、
作家を AI 生成のための素材作りに利用する悪質なケースも確認されており、規制の必要性を強く主張します。

●受付番号　185001345000010784

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000010785

生成 AI のデータセットの中には児童ポルノが含まれおり、それを元にエロ画像等が生成されています。
実在の児童が被害を受けているため一刻も早く規制すべきです。
海外では実在の女性の服を脱がすことによって心の傷を負って命を落とす人が出てきています。
日本の有名人も裸にされる被害が出ています。
推進する理由が分かりません。

●受付番号　185001345000010786

「クリエーター自身が生成 AI を使って高度な作品を生み出し利益を得ることが一番の利益還元」
どうして意見をまとめた結果これが出るんですかダメです
そもそも AI に反対してるのに AI 使って利益出したくありません。
感情論になりますが
一部の AI 使用者はガイドラインを違反したり殺害予告したり暴言を吐いたりでとても印象が悪いです
外国は規制しているのに何故？遅れているのでは

●受付番号　185001345000010787

合成音声でパワハラの証拠などを捏造される可能性があるので一律全面禁止にしてほしい。

●受付番号　185001345000010788

イラスト生成 AI に関して、やりたいなら許諾画像だけのモデルを作っていただきたいです。そこから権利者に利益が還元されるとなおよいです。できないならやらないでください。
現状の AI は無許諾画像(中にはそもそも法に触れているものもある)ばかり学習させているものが広く出回っています。i2i など剽窃・僭称目的で成果物を出力するだけの悪質なユーザーも多いです。特定のクリエイターの絵柄を模倣し本人の仕事を奪って金を得ているユーザーは特に悪質です。それらが許されている現状は「脱法」と言わざるを得ません。悪質なケースの厳罰化が必要と考えます。
クリエイター自身は私含め大部分が悪質な生成 AI など必要ないと思っています。自分で描くので。自分の絵だけを学習している AI ならちょっと欲しいですが、すでに mimic 等があるので政府がやらなくていいです。
私は AI はいい方向で発展してほしいです。欲しいのはレイヤー分けとか下塗りとかをしてくれるちょっとした補助ツールであって、文字を打っただけで他者の知財から完成品を出してくれる倫理観ゼロの代物ではありません。
他業界のことは把握しきれていませんが、声や文章、映像等いずれの生成 AI についても同様の規制をしてほしいです。無断・無報酬で権利者が搾取されることやフェイクが蔓延し情報が汚染されることはあってはなりません。

●受付番号　185001345000010789

私は私の描いた絵を AI で学習・補正されて延々と送り付けられるという嫌がらせを受けている為、こういった陰湿な行為には何かしらの罰則が必要だと考えます。

●受付番号　185001345000010790

まずAIは
1、学習元が必要でその学習元(実在の人物、描写物等)のもつ著作権や同一保持権、公表権、尊厳があります。
AI自身から学習元を選出し覚えたものではなく、主に人がAIに覚えさせる材料や場所作り出していて、まず先に生成AI製作者である人物が上記の法に触れています。
2、現役でクリエイターとして生計を立てている人達や現実で生きている人達のスキャンダルフェイク画像での誤解やイジメ(特定の人気のある人の裸体や交際している写真を想像させる、→販売)なども起こっています。そして「生成AIだから。1人を学習した訳ではないから。冗談だから。罪に問われない」と言い逃げできる状態です。人としての尊厳を踏み躙られやそれを生業にしてる人は生活出来ません。
1、で述べたように発信元の人物を徹底的に法で裁いてください。高品質の生成 AI これが広まり、普通生成 AI の画像と判断出来ず、トラブルが起きた際に間違えなく最悪の場合、命を絶つ者も出る。その時になるまで是非の判断が出来なかったという事がない世の中になって欲しいと切に願います。
3、料理の原材料の様にAI生成物の際、表記は義務付け(学習元、製作者、公表者)とこの3点は必ずトラブルが起きた際に社会的責任を負える様に、法で裁けるまたは守られる様に徹底すべきです。
どうか賛成と反対の数で判断はしないでください。(そもそも現状分かっていない方、ぼんやりとAIの補助により何か楽になるのでは？！と考えている方)も多くいるかと思います。
4、こちらの意見が通らない時、関係者様こそAIで置き換えていける
(法を AI に覚えさせ、秒で AI 判断したら良いのでは。国家資格の殆どが不要になるのでは？)と感じます。
人と人が会話し意見が反映され安心して共存出来る日本であってください。
どうかよろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000010791

私はクリエイターを目指している高校生ですが、生成 AI に著作権が認められ、会社などが生成 AI 等を使うようになってしまうと間違いなく、この国の文化は廃れてしまうと思います
そして生成 AI を規制してください
AI 画像を使用する時は画面にタグをつけなければならないなどの法律を決めてください
私は生成 AI 反対です
イラストなどは人が描いていて欲しいのです…
生成 AI に愛を感じないのです…

●受付番号　185001345000010792

「（１）従来の著作権法の考え方との整合性について」コメントします。
・昨今の生成 AI による著作物の利用は「ウ 権利制限規定の考え方」で述べられた「電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等（法第 47 条の５）」には全く該当しません。そのほとんどが本来著作権者が持っている権利にただ乗りしてお金を稼ごうとする営利目的の利用です。例えるならネットで収集したデータを著作権者の許諾無く販売する行為と同一です。そこに生成 AI という技術的なブラックボックスがあるだけにすぎません。イラストに書かれた署名が生成 AI でそのまま出力されるケースがあり、基本的には大量のデータで作られたコラージュです。
・従来著作権で保護されていた著作物が保護されないケースを想定してみましょう。我が国は生成 AI の後進国です。AI の研究はアメリカ企業を中心として 20 年以上前から行われておりました。日本が遅れているのは、この様な研究に全く予算がつぎ込まれていなかったからです。日本のみ規制を緩めたところで予算が無ければ他国に追いつくことは不可能です。ChatGPT も StableDiffusion も Gemini も DeepL も全て海外製です。保護がなければ、現在ほぼ唯一といって言い日本から輸出されるコンテンツであるアニメや漫画が、海外製アニメや海外製漫画に取って変わられるのも時間の問題でしょう。日本が誇るコンテンツが無料の学習データとして海外企業に流出し、その生成物が有料コンテンツとして日本に逆輸入されない様、生成 AI で利用された著作物は全て著作権者の許諾を必要とし、利用された著作物を明示する義務を生成 AI 利用者に課すべきだと考えます。

●受付番号　185001345000010793

２．検討の前提として
（２）AI と著作権の関係に関する従来の整理
ア.で「大量の情報を集積し、組み合わせ、解析することで付加価値を生み出す新しいイノベーションの創出が期待されている。」
とありますが、
人間の場合、100 のイラストを学んだとしても、出力した際、確実にその人の癖や個性が反映されます。
ＡＩの学習の場合、100 のイラストから 100％を学び取り、そこに個人の癖や個性は反映されません。
この部分は大変大きな問題だと考えられます。
５．各論点について
（２）生成・利用段階
【侵害に対する措置について】
エ 侵害に対する措置について
「AI 利用者が侵害の行為に係る著作物等を認識していなかった」
とありますが、AI はデータを集積して生成しているため、誰かの著作物であることは明確です。
直接著作物等を認識しているか否かは問題ではないと思われます。

●受付番号　185001345000010794

知識のある人達が集まって考えたとは思えないほど歪曲しています
クリエーター自身が生成 AI を使って高度な作品を生み出し利益を得ることが一番の利益還元とありますが、生成 AI はほとんどがすでにあるデータの組み合わせで画像を組み上げるブロック遊びのような、いうならば高度なコラージュ画像でしかないことをご存知ないのでしょうか
生成 AI ツールの企業個人関係ない全面的禁止を求めます

●受付番号　185001345000010795

主に画像生成について言及する
【「非享受目的」に該当する場合について】
「復元目的」を「非享受目的」の範囲に入れるのは間違いだ。
例えば「金のゾウ」が描かれた絵を解析し何が描かれているのか判定し「金のゾウ」という文字列を出力する場合これはアイデアの利用であり非享受目的であるが、色や形をベクトルデータなどに変換しそれを画像に復元して金の質感を持つ物体やゾウの形をしたキャラクターなどの画像を生成する場合その質感や形は人間が金のゾウを描くために技能を磨き実際に作業した研鑽の成果であるためアイデアの利用にとどまっているとは言えず、研鑽の成果である質感や形の表現すなわち「学習データに含まれる著作物の創作的表現」を改変及び復元しているため非享受目的ではないと見なすのが妥当である。複数の作家の作品から金の質感やゾウの形の平均的な特徴を割り出して復元した場合においても、見かけ上の類似性は利用された作家の人数分薄まるかもしれないが、依然として「学習データに含まれる著作物の創作的表現」を改変及び復元しているため享受目的であると見なすべきだ。
また無断で表現を改変している場合、著作者人格権の侵害にも該当する。
【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】
「アイデア」に該当する範囲が適切ではない。
絵に描かれた質感や形などの作風は単なるアイデアではなくそれを描いた人間の研鑽の成果である。水墨画風や中世ヨーロッパ風などの概念は確かにアイデアだが、実際にスキルを使って水墨画や中世ヨーロッパを感じさせる絵をキャンバス上に出現させたものはアイデアではなく成果物である。それを無断で改変及び復元するソフトウェアと競合させられる状況は自分自身の成果物と競合させられている状況に等しい。自分の磨いた画力が競合する生成ソフトに流用される状況は正当な競争とは言えない。無許諾で絵を収集したデータセットで訓練された生成ソフトを用いることで絵描きへの依頼費用を浮かせるなどといった事案が既に発生しており、これはまさに「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」である。成果物を制作した人間に正当な金銭や評価などの対価が還元される社会こそが健全であり、無許諾で他者の研鑽の成果を復元利用し対価を奪い取るシステムは不健全で不公平で悪質である。
【侵害に対する措置について】
カ（イ）学習済みモデルの廃棄請求について
学習済みモデルの本質的な価値は学習データに含まれる質感表現やデフォルメ表現などの作家達の研鑽の成果を利用者の望む形に改変及び復元し利用できる部分にある。学習データの質とモデルの質は同質である。この性質は追加学習を行っているかどうかに関わらず不変である。

よって小委員会の認識は誤りであり、学習済みモデルは殆どの場合学習データから著作物の形や質感などの表現を復元すなわち複製するためのソフトである。仮に利用された著作物一つ一つとの類似性の程度が大量のデータを混ぜることで薄まっていても成果物の改変及び復元利用であることには変わりない。つまり、もし学習済みモデルが学習データとして使われた絵の著作者に無許諾で訓練されていた場合、そのモデルは「専ら侵害の行為に供された機械若しくは器具」であるため廃棄するのが妥当である。
また、現在高い品質で出力ができる全ての画像生成ソフトは無許諾で収集されたデータセットが用いられているため「専ら侵害の行為に供された機械若しくは器具」の条件を満たす。
全体を通して、小委員会は「生成ソフトのデータ変換と復元」を「人間の学習や模倣」と混同しているように見受けられた。両者は仕組みもできることも異なる別物であり、今まで人間に適用してきた著作権どおりに類似性で判断するのは不適切である。学習データの成果物を復元して競合する性質を考えれば学習データを完全許可制にしてデータセットも無許諾のものが含まれていないか確認できるよう開示を義務化するのが妥当であると言わざるを得ない。

●受付番号　185001345000010796

正直なところ、AI は著作権侵害しか起こしていないと思う。使用を全面的にやめてほしい。私が特に見かけるのはイラストだが、現在インターネット上に出回っている学習元がどう考えても違法に集められた画像データ達なのは素人目にも分かる。そして実際 AI 画像生成に悪用された人が何人もいる。最近は文章や映像、音楽も AI によるデータ生成が行われており、その上利益が出ている。他人が作ったものをかき集めて練り直して販売している。イラストにおいては、ゲームや漫画を作っている人達が AI は禁止だ、と声をあげてもバレなきゃいいと思っているのか普通に作っている人がいる。そして当たり前のように販売している。

以前、「AI を使ってイラストを作り、服や雑貨に貼り付けて販売」というアパレル会社がいた。彼らは AI イラストがどのように出来ているのか知らないようだった。彼らが扱う AI が学習しているものは、他人の作った漫画やアニメ、映画を利用しているのに。そのことも分からず無料で作れて高く売れるから使っているのだ。自分の作った AI 生成物が悪用されるのではないか？という人もいたが、そもそもその生成物が他人の創作物を悪用された上で出来上がったものである。

もっとずっと昔なら、イラストを見たり音楽を聴くのが楽しい行為だったが、今では目に入るもの、買おうか悩んだものが AI 生成による著作権侵害物なのではないか？と警戒してしまう。

●受付番号　185001345000010798

まず、AI による悪質な行為を徹底的になくすべきだと思います。
クリエイター自身が AI を使って作っていくのではなく、AI はイラスト作成には使わずスポーツや技術面で活躍してほしいと思います。イラストを 1 から自分の手で作るその自由性やオリジナリティを尊重していただきたいです。

●受付番号　185001345000010799

絵を自分で描いている立場としては AI に学習されたくない。
無断での学習を許さなくても生成 AI が蔓延り、様々な絵を学習すれば絵を見ただけで自分の絵が学習されているかは判断が難しくなる。
一目で他者の絵を学習したとバレなければ良いという問題ではない。
盗んでもバレなければ良いのではなく盗み自体が罪である。
そして盗む口実や手段を与えてはいけない。
ましてや生成物は学習元の人間の望まぬ使い方をされてしまうかもしれない。
詐欺行為やなりすましにも使われる可能性がある。
そのために生成 AI を許してはいけないと思う。

●受付番号　185001345000010800

AI の無断学習に反対します。
創作活動に携わる全ての人々の技術、権利、機会を奪う危険性があります。
AI 技術に関する法整備が不完全である現状、まずは個人を守るべきだと考えます。

●受付番号　185001345000010801

生成 AI はきちんと規制してください。
他人のイラスト、写真、文章など創作物をを横取りして（学習させて）横から利益をかすめ取ろうとする業者によって、原作者に甚大な被害をもたらしています。
筆を折られた方もいらっしゃいます。
原作者が生成 AI を使うことはありません。0 から 1 を生み出せる人をもっと大切に尊重してください。

●受付番号　185001345000010802

AI による無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010803

AI による無断学習は反対です。
勝手に画像を使われたくない。

●受付番号　185001345000010804

AI の無断で抽出するのは反対します。創作者を守ってください。

●受付番号　185001345000010805

●イラストやデザインを仕事にしている人間は、多数の人間の財産を無断で使用した権利の所在が明らかではないものは使えない。
「クリエイター自身が生成 AI を使いこなすのが一番の利益還元である」という理屈は通用しない。
クリエイターでない、権利の所在など興味のない人間が無責任に使い、市場を荒らすことにしか使用価値はない。
また、「クリエイターが使用することが一番の利益還元である」、というのならばそのクリエイターの作品は本人しか使えないということが重要である。
海賊版からの学習を推し進めている現状でそのようなことが可能なのか。
●「権利関係がクリーンでなければ話にならない。」
クリエイター側の意見はこの一点に尽きるのだが、全く問題点を理解できていないように見える。
推進したいから話を自分たちのいいように捻じ曲げているだけ。
●何故 AI だけ人権を無視したこのような特権が許されると思うのか。
これこそ、AI 開発側、使用者側がクリエイターに言ってきた「既得権益」ではないか。
日本は基本的人権の解釈から捻じ曲げるつもりか。
●「研究目的」の度を越している。
人のイラストを無許可で学習し、利益を得るのが他人の権利を侵害しない研究目的の使用であるというのは無理がある。
●複数人の作品を学習させ、権利の所在を曖昧にして出力したらいい、というのは被害者が複数人になるだけ。
本来支払うべき報酬が支払われていないことを自覚してほしい。
●「作品を複製し合成する技術」であるというのは周知の事実だと思うが、人の財産を勝手に複製し改変する行為が何故許されるのか。
人権とは何なのか。
無断学習 AI を推進する側の偏った思想ではなく、公平な立場からの納得いく説明がほしい。
●どうしても開発したい人間、クリエイターの作品を使って儲けたい人間しか話合いに参加していないようだがこれでは一生規制を望むクリエイター側の意見を反映されることはなく平行線であるように思う。
正しく規制が入り、権利関係がクリーンにならなければいくらお金を出して権利関係が杜撰な企業に使わせて一般化を図ろうとしても権利関係に対し厳しい会社は取り入れないと考える。
一般化など程遠く、ディープフェイク、詐欺、成りすまし等にしか使えない技術を野放しにするだけ。

●「大物漫画家が反対するならわかる」「反対しているのは初心者中級者だけ」と言っていた元漫画家の議員がいたが
これからのクリエイティブを担う人間を蔑み、芽を摘むような言動はいかがなものか。
大物漫画家のような以後成長せずとも安泰な人間が推し進めるのは今後の未来を全く考えていない、資源を食いつぶす行為に他ならない。
●「AI で出力した 80 点の作品を 95 点に手直しして使用すればいい」などという論調を度々目にするが、80 点の作品を 95 点に手直しできるのは元々100 点の作品を 0 から生み出すことのできる人間だけである。
このようなことを続ける気であれば、手直しできる人間も 0 から生み出すことのできる人間もいなくなることは容易に想像できる。
正しい規制の流れができている海外に人材が流出し、日本が誇っていたクリエイティブ産業すら衰退する可能性も考えるべきである。
●現状の無断学習 AI を使用した企業が国内外で軒並み批難され使用を撤回していることは認識していると思うが(特に海外の批判が顕著)、これで現状の生成 AI 使用を推進して未来はあるか。
クリエイター以外が推進し使用したおかげで、日本のクリエイティブコンテンツ、クリエイターの信用が下がっている。
誰が責任を取るのか。
この現状で全世界のクリエイターから搾取した技術で作品を作り、受け入れられ、市場が成長すると本気で思っているのか。
●クリエイターは AI 技術やテクノロジーにに反発しているわけではない。自分の財産である作品の無断使用に反発しているのだ。
元漫画家の議員が無断学習に反発するクリエイターに「反 AI」とレッテル張りをしていたが、クリーンな技術であれば使いたいと言っているクリエイターも多数目にした。
生成 AI とクリエイターの未来を考えるのであれば、まずこの権利の所在が明らかではない世界中から搾取した技術を推進するのではなく、クリーンな技術を開発すべきである。
●法が許しているから、と嫌がらせ目的で AI を使用し絵柄を模倣、誹謗中傷を浴びせ、筆を折らせるという事案を目にした。
「本人の絵は既に学習したから用済み」というようなことを言っているのも確認した。
本来守られるべきクリエイターを蔑ろにし他人の財産にただ乗りする AI 使用者を守ることが日本の望む未来なのか。今一度考えていただきたい。

●受付番号　185001345000010806

5 の（3）生成物の著作物性について
私たちは他人の魚籠から魚を盗んで金儲けをしたいわけではなく
釣りが上手くなってそれを極め魚釣りを楽しみ魚を釣りたいのです。
釣り自体に価値があり、楽しんでいるのです。
生成 AI を使いたくないのです。
クリエイターが努力と辛抱を重ね、技術を極め
絵の中、小説の中、映像作品の中で理想の美や世界を実現していくことが
文化の発展に寄与することです。
そういう人の努力や苦労に報い盗まれやすい作品を守ることが
そもそも著作権の目的です。
それを生成 AI オペレーターに与えることはできません。
オリジナルそのまんまの出力物を何度も見ました。
マリオとプロンプトに入れなくてもでます。
あまりにも学習データに依拠しすぎています。
バナナの写真は房になっている写真が多いため 1 本のバナナは出力できません。
知らない間に海外のアーティストの作品の著作権を侵害したものが出ることもあります。
海外では AI 生成物にはマークをつける学習データを開示することが既に求められています。
海外の権利者の権利を侵害しながら国内で著作権を与えるなど
言語道断だと思います。
加筆したとしても資料を集めたり構想を練り、
もっともクリエイティブな部分は他人の作品にフリーライドしていることには変わりありません。
白い状態に一つの線を引き始めるという行為は尊重されるべきです。
著作権とは別の限定的な権利を与えるか
それすら混乱を与えるならばいっさい著作権は与えるべきではないと考えます。
法律で守られず、
技術の発展や利益のことだけ追求し
搾取され続ければ
クリエイターは死んでいくだろうと思います。

●受付番号　185001345000010807

イラストレーターなどの描く分野のクリエイターの絵柄は長年の探究心や技術を得るために努力してはじめて生まれるものです。生成 AI はそれらを無断で学習し、切り刻み切り貼りしたものです。
明らかに無断転載と切り貼りです。
圧縮していようが著作権侵害です。
また、無差別に抜き取られた学習データには海外クリエイターのものも含まれます。ディズニーキャラクターも出力されます。
海外に遅れを取らないようにと日本は生成 AI を推進しようですが、海外は規制を強めています。そんな中、海外作品の著作権を侵害することを推し進めることは危険です。
絵を描くということは時間がかかりめんどくさいことです。しかしそれでも良いものを創ろうという精神が何世紀にも受け継がれて日本独自の文化が生まれたのです。
生成 AI を推進させるということはクリエイターを殺して文化を衰退させる行為です。
肩書きがクリエイターでも AI 推進派の方がいますが、現状の著作権が守られない盗人ツールを良しとするクリエイターは創造することがめんどくさくなっている方々です。
どうか、日々努力をし日本の文化に貢献しようとしているクリエイターの意見を尊重してください。
また、生成 AI を誰でも扱えることによる悲しい事件が増えています
。
生成 AI でフェイクポルノを作られて命を絶った人がいます。
生成 AI を使い特定のクリエイターを精神的に追い込み筆を折らせるだけではなく命まで奪おうとする愉快犯がいます。
なにより、生成 AI はクリエイターがいないと成り立たないものなのに、なぜクリエイターは蔑ろにされ守られないのでしょうか？
生成 AI は著作権侵害だけではなく人権も奪うとても危険なツールです。
推進する前にしっかりした規制をお願いします。
まともな現役のクリエイターほど生成 AI を使いたいとは思っていません。

りません。これでは、AI 事業者は自身の開発した AI のリスクを適切に評価することが難しく、結果として AI 利用者や著作権者も安心することができないため、どのステークホルダの懸念も払しょくできていないと考えます。具体例を明示する等、著作権者、AI 利用者、AI 事業者が「これならば安心だ」と評価できるような評価基準の明確化を希望いたします。
一方で、評価基準の明確化のためには、さらなる慎重な議論が必要であるように思います。現状においては、結論を急ぐのではなく、他の記載箇所の表現と平仄を合わせ、「生成・利用段階において学習に用いられた著作物の創作的表現の利用を目的としていないと法的に評価できる」と修正することで、どのステークホルダにとっても解釈が明確で、懸念の払拭につながるのではないかと考えますので、修正についてもご検討をお願いいたします。
また、技術は日々進展していくものですので、今回の考え方の公表で終わることなく、技術の進展状況に応じて、考え方の記載を見直す等、さらなる解釈の明確化に今後も継続的に取り組んでいただくことを期待いたします。

(4)　　おわりに

今回の素案では、著作権侵害等の AI 技術のマイナスの側面に注目されているようにも見えますが、本来 AI 技術は人の創作活動を支援し、より豊かな創作を可能にするなどのプラスの側面も大きなものだと認識しています。AI 利用によって生じる著作権侵害等の事例のみならず、AI 利用によって創出される新たな文化の発展の形態についても目を配り、著作権者と AI 事業者双方のバランスを図っていくことが望ましいと考えます。

●受付番号　185001345000010809

海外でも AI による生成による問題が起きているので、今の段階で AI 生成の作品に対して著作権を付与するのは危険であり、現段階では規制すべきだと思う。
クリエイターの権利を守ることが考えられてないため、保護するためにもクリエイターが許可しない限り学習させるのは NG にすべきと思う。

●受付番号　185001345000010810

生成 AI と学習元著作者との権利の折り合いもついていないのに、生成 AI で作成されたものの著作権を認めるのは順序が違うと思います。根本的な解決になりませんし、事を更に複雑にすると思い、今回の素案に反対します。

●受付番号　185001345000010811

”（２）AI と著作権の関係に関する従来の整理 ”について
第 196 回国会 文部科学委員会 第 5 号（平成 30 年 4 月 6 日（金曜日））において三十条の四の改正について、”ＡＩによる情報処理の結果として著作物を一般公衆に視聴させる場合には、この行為は、通常、視聴者等の知的、精神的欲求を満たすという効用を得ることに向けられるものと評価できるというものと考えられまして、そういった場合には本条の適用を受けない”という説明がありこのことから生成 AI の著作物の学習は三十条の四の適用されないと考えられる。よって生成 AI の著作物の無断学習を違法とし、取締等を行う必要がある。

●受付番号　185001345000010812

個人から、項目 4 についての意見です。
AI に反対する意見ですがスルーしないでください。これが現実です。
文の改竄もしないでください。この文章は保存しています。
文化庁にはクリエイターの端くれもいないのですか？
今あなた方が通そうとしている法案は、「いじめられた方が悪い。いじめられたくないなら一緒にいじめればいい」と言っているのと同義です。
「この学校にいじめはない。あったとしても加害者にも未来はある」と、加害者を養護するどこかの校長と同じです。低俗です。
クリエイターに、生成 AI 使用者のための奴隷になれと言っているんです。それが理想なのですか？
描き手の著作権を保証し、金銭対価も払わず不正に利用した者に罰を与えるのが、真っ当な人間のやり方です。真っ当な国のやり方です。
あなた方は、これで苦しめられたクリエイターが自死を選んでも痛くも痒くもないでしょう。
ですが何故、苦しめると理解できないのですか？
生成 AI 推進派として何かに投資しているか、どこからか投資されているとしか思えませんね。違うなら違うと言ってください。違いますよね？
何故、絵を描くために努力してきた人の成果が、簡単に掠め取られなければいけないのでしょうか。自分が描いた絵を人に取られ、ぐちゃぐちゃにされ、混ぜて作られたものが本当にその人の「絵」でしょうか。普通の人間なら分かります。これが異常だと。
私は SNS で創作活動を行っている 1 クリエイターです。
イラストを主体としていますが、好きなイラストレーターさんでもある[redacted]さんという方が、自身のイラストを AI 利用され、悪質な嫌がらせが続いたことで筆を折りかけています。
また、このような状況が続くなら絵を描きたくない、漫画を描きくないという方も見てきました。
文化とは何でしょうか。
諸外国では、AI に対する厳しい規制が行われ始めています。
コミックマーケットやコミティアでは、AI 作品の出品規制も敷かれています。アニメ文化やこうしたオタク文化は日本の誇りではないのですか？
こうした現場をお知りでない？
どれだけのクリエイターが生成 AI から迷惑を被っているか、調査すべきではないですか？
推進派だから反対派調査はできないのですか？
クリエイターは、誰かのために作品を出せど、ミキサーにかけられるために出しているわけではありません。創造物はそれが完成なんです。それ以上の加工はありえません。

AI 技術は否定しません。ですが生成 AI な必要ありません。
これ以上クリエイターを追い込まないでください。クリエイターの著作権をしっかり認めてください。それができないなら、文化庁の信用も地に落ちると思ってください。
それくらい、今のクリエイター達は苦しめられています。
これ以上苦しめないでください。

●受付番号　185001345000010813

表に出す際にAI使用、学習元のデータの所有者、データ所有者からの許諾の明記、またその証拠の確保を規定するのは必須だと思います。
他者のデータを勝手に流用してAI使用を隠して生成、それを売買する者がいるためデータ元の作品、作者を守るための法は必要です。
それがなければエンタメ業界の衰退や海外流出は抑えられないと思います。

●受付番号　185001345000010814

>>(3)生成物の著作物性について>イ
生成 AI への指示・入力(プロンプト等)の分量・内容についてであるが、今のところ一般的に、生成 AI には学習元の著作物から創作的表現とそれに満たない単なる特徴や傾向とを識別する機能はなく、生成 AI ユーザーが思想・感情の創作的な表現を追求するために AI に出す指示を具体的にしたり、魅力的な成果物を得るために繰り返し生成を実行することで、その分だけ学習元の著作物において使用されている表現が顕著に引用され、当該著作物に類似・依拠した成果物が出力される可能性が高まるという見方がある。そういった場合、生成利用段階と学習段階の両方において 30 条 4 の「享受目的」が存在すると推認される要素となり得る。このように AI 生成物を著作権法で保護しようとする考え方、或いは生成 AI で著作物性のある成果物を生成しようとする考え方は、生成 AI の学習において著作物を使用できるとする法的根拠に干渉し、却って墓穴を掘る結果になりかねないので、やめた方が良い。

●受付番号　185001345000010815

>>（3）生成物の著作物性について
前提としてAI生成物が著作権法で定義された著作物となるための要件を満たすかについて触れるが、そもそもAIによって生成された成果物は電卓の計算結果と同様の「電子機器を用いた演算の結果」に過ぎず、著作物となるための要件である「表現をしたもの」にあたらない。

●受付番号　185001345000010816

AI の無断学習に反対します。
わたしも絵を描いています。知らない間に自分の絵が学習されることは許可できません。

●受付番号　185001345000010817

【項目名】
1. 最初に、
お疲れ様です、最初に、絵を描く事を生業としています、この手と目と頭が商売道具であり、作品はブランド商品です、偽造模造は犯罪です。
私たち絵描きは AI を絶対に利用したくありません、作品に一片も使いたく無いです、本当に使いたく無いのでやめてください。
何のツールにも使用したくありません、素案に目を通しましたがどれも絵描きを人として侮辱するものであり不愉快にも感じた事を失礼を承知でお伝え致します。
そして、そう感じたのは私だけでは無いことも記載します。
2. 検討の前提として
（1） 従来の著作権法の考え方との整合性について
私達がネットに公開するイラストは自由に使っていい、という訳ではない。
（2）AI と著作権の関係に関する従来の整理
野放しにすると他の悪事まで活性化すると思われます
3.生成 AI の技術的な背景について
（1） 生成 AI について
節度のない使用者が多すぎてグレーな犯罪が横行している
（2） 生成 AI に関する新たな技術
（3）AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について
4.関係者からの様々な懸念の声について
何故侵害されて盗難されている側が権利を剥奪されなければならないのですか？人権の侵害です。
ネットに公開するのは仕事の為であり娯楽のためではないこと、絵を描く苦楽は絵描きにとってかけがえのない労働の喜びでありそれを侵害する AI は興醒めのツールです。
海外は誰が描いたかを重視する人が多いのに AI を推進するという事は、アニメ文化から日本を好きになる人も多いのにそれを蔑ろにするという事、経済の停滞にも繋がる、文化の発展を守る為に著作権は存在する。
他の絵関連外の仕事と同じで達成感や報酬はあって当たり前だしそれを剥奪される言われはない。
ネットに公開したからと言って無料で使えるフリー素材ではない。
ちなみに、絵描きだけの問題ではなく多くの労働者が仕事を無くすツールでもある事を懸念しております。
サラリーマン、料理人、政治、救急隊などもう既に無人ロボはできており

あとはAIを載せるだけなような気がします、火種の小さい今のうちに何とかしなければ絵描きだけの問題ではなくなります。
黙認や容認で放置しないで貰いたいです、他人事だと思わず意見を受け止めてください、何卒お願いします。
5. 各論点について
（1） 学習・開発段階
他者のものを利用すべきでは無い、ネットに公開する事は自由に使っていいという意味ではない。
個人利用の範囲を出ている。
（2）生成・利用段階
すべきではない。
広告などにも利用されているが絵描き以外の一般の人からも酷いバッシングを受けている。
横領にも等しく、例えば販売されている商品が偽造されて売り出されたら大問題になるのは当然である。
（3）生成物の著作物性について
そんなものはない。
色んな著作物の複合である点、使用者に努力がない点において著作性はない。
もし、学習元が全て、使用するその人 1 人のものであるならば、著作性はあるかもしれない。
（4） その他の論点について
絶対にAIは使わないし描く事を仕事として命を賭けています。
培った技術は一生を費やし研鑽してきた商売道具です。
もう一度言います、この手と目と頭が商売道具であり、作品はブランド商品です、偽造模造は犯罪です。
絵を描く仕事というのは、絵を描く以外の仕事をする人々と何ら変わりがありません、私達は相応の努力義務を行い、相応の仕事をして、結果として相応の報酬を貰い次に活かすというサイクルを生んでいます。
AI は私たちの仕事に水を差すツールなので不愉快です、何度でも言います、断固として、一片も、使いませんし使っていません、今後も使う気はございません。
6. 最後に、
断固としてAIを認めません。AIは生き物ではありません。ただ嫌いだからではなく海外すらも早めに対策した厄物だからこそ、こうして抗議しているのです。
特にそれを悪用する人々を認めません、悪事を助長する人々の事もです。
長々とすみません、本当にお疲れ様です、ありがとうございました。

●受付番号　185001345000010818

多くの会社と取引を行う専業のイラストレーターです。
私の制作物には、最終的に依頼者の著作物になるものも多く含まれ、それらは権利元の許可をもらい公開を行なっています。
現行で主流となる生成 AI は、著作者の許諾を得ず無差別に大量のデータを収集し成り立っているものが殆どと思われ、上記の様な少々特殊な事情に配慮することはありません。
そのため結果として権利者の望まない類似品が生成される可能性は捨てきれず、現行の生成 AI がさらに普及すれば、悪影響を懸念した権利者より制作物の公開停止を要請されることが考えられます。
専業のイラストレーターにとって制作物の公開が不可能ということは宣伝・営業活動を行えないことと同義であり、大きな経済的打撃は免れません。
また、素案を拝読した限りでは「非享受目的」の幅が広く、権利侵害の判定も緩い印象を持ち、訴訟には十分な時間と資金が必要なことと合わせて著作権者の負担が大きいと感じられます。
生成 AI の長所は膨大なデータセットを背景にした高品質な大量生産であり、個人や中小企業がその全てに対応することは非常に困難という点も見逃せません。
私は生成 AI の技術自体には高い将来性を感じますが、モラルや正式な許諾のない商品が跋扈する現状は著作権全てを揺るがすものと確信でき、創作者としても、創作物で経済活動を行う者としても到底受け入れられるものではありません。
「有名映画のワンシーンが精密に出力できる（もちろん権利元の許可なく)」レベルの生成 AI が商品として成立していることは異常事態です。
もたらす利益は大きいものの、その享受の前にまず守るべき権利と人があると考えます。
・収集した著作物の権利元に正しい手続きで正当な対価を払う生成 AI の推進
・生成 AI が著作者にどのように捉えられているか、さらなる情報収集とそれを活かした法整備
・悪質な権利侵害の事案への訴訟手続きや訴訟期間の簡素化
・コピー品を大量に作成するタイプの権利侵害への対応厳格化
・国外サーバーを用いた権利侵害へのさらなる対応
などによる著作者への力強い下支えを、国や文化庁には期待しております。

●受付番号　185001345000010819

生成 AI に関して言語化が難しいところがありますがとりあえず今の無法地帯はありえないんで、データセット等よく考えてよーく考えて下さい誰でもわかるようによくわかるようにちゃんと咀嚼してちゃんと法案を立ててください。

●受付番号　185001345000010820

>> 5.各論点について>(1)学習・開発段階>カ>(イ)>注釈 31
権利侵害している製品の取り下げについて、その時間的・費用的負担の高さから取り下げを免除できると考えている法的根拠が不明。
そのようなことは単なる特別扱いであり、被侵害者が一方的に割を食うようでは「やったもん勝ち」の構図を生み出してしまう。絶対に正当化しないでいただきたい。個人の権利よりも企業のお財布事情を尊重するつもりなのか？

●受付番号　185001345000010821

昨今、クリエイターたちの間で問題視されている生成 AI による著しい著作物の唯一性の侵害について遺憾の意を唱えると共に、それに対し法律が一切機能していない現状について改善して欲しいと考えております。
「クールジャパン」という理念を掲げている事を前提として、まず日本にとって最も守られなくてはならない技術は、日本の中で独自の文化、技術として育ってきた「漫画・アニメ文化」を始めとした視覚的娯楽を生み出すという事だと思います。
私は漫画に携わる仕事を数年間続けてきて、現在は海外に向けたクリエイターの仕事も行っております。
日本を発端として、それぞれの国で、それぞれの独自の漫画・アニメ文化が浸透しつつあり、育っていっています。
その枝葉の根本にあるのは日本で生まれた「漫画」「アニメ」です。
未だにアメリカやヨーロッパ諸国などの海外の企業では日本のクリエイターを起用して作品を作りたいという企業や人々が多く居る事は、確かな事実としてあります。
そんな唯一性を持つ技術を保有する日本で、生成 AI によって数多くの優秀なクリエイターたちの作家性が半ば無理やりに奪われている現状です。
ここで誤解なきよう言いたいのは、生成 AI 自体に問題があるわけではないという事です。
AI 技術が発展する事で得られるものが多くなることは重々承知しております。
問題は、AI を使用する側の倫理、道徳、規範が整っていないという点です。
技術の発展ばかりが先を行き、人間たちの心はそれに応じた適切なモラルをまだ身につけられていないのです。
少し極端で乱暴な言い方になってしまいますが、赤ん坊に麺棒を持たせれば、それをおもちゃと勘違いして力加減も分からず無作為に振り回し、本来の使い方とは違う形で周りにいる人間を傷つけるようなものです。
生成 AI があっても良いと思いますが、それを使用するにあたって、クリエイターの著作物が守られるよう、使う側の制約、使用される場面の制約、あらゆる制約を設ける必要が必ず出てくると思います。
すくなくとも日本で生成 AI から作られた作品が著作権違反に該当しないと判断されれば、海外の悪意ある生成 AI ユーザーによって日本のクリエイターが作り上げた著作物に酷似した作品が大量生産され、クリエイターは存在意義を問われ、日本の掲げる「クールジャパン」の理念は根本から崩れ去り、日本の持っている貴重で素晴らしい技術はすべて目先の利益のみを優先させた愚かな人々によって簒奪されます。
生成 AI によってつくられた画像は、「生成 AI から生成されたもの」であって、「生成 AI を使用した者が描いたもの」ではありません。
そして、その AI 学習のもととなった画像の著作権を侵害する可能性がおおいにありません。

ひいては、元の画像を製作したクリエイターの営業妨害、侮辱、名誉毀損に繋がる可能性もあります。
この事実をよく考えて法案を新しく規定していただけたら幸いです。
日本をよりクリエイターにとって素晴らしい国にしてください。

●受付番号　185001345000010822

例えばインフラの元になる資源、それを整備する人々には人生を懸けさせ、無報酬で生かし、インフラを利用する人々が報酬や名声を得るという世があるとすれば？
インフラ整備の人々が、利用者から「その資源は盗品だろう」と言われるとすれば？
真贋見分けがつかないもので溢れかえったとき、どれを真と言い切り守ることができるのか？贋を利用した人の未来は？
現状の AI 生成の構造はそういったものだと感じています。
許す許さないの感情論は別としたいところですが、怒りや悲しみ、疲弊からも生産者の手は止まっていきます。
AI によるオートメーション化は素晴らしいことだと思いますが、走り出す前に整備すべきことがまだまだあるのではないでしょうか。

●受付番号　185001345000010823

はじめに

　昨今マンガ『セクシー田中さん』がテレビドラマ化される際に敬意に欠ける改変がなされ、ソレが元で作者が自殺されるというとてもセンセーショナルな事件がありました。

　それにより、著作者にとって著作物は我が子のようなものであり、ソレに著作権を侵害するような尊厳や敬意に欠けた行為をすることは、『著作者の命に関わる』という認識が一般化しつつあります。

　こと AI と著作権に関して著作者、著作物を第一に考えるなら

『AI は車を運転するような、多大な責任を負い、他者を傷つけないように常に神経をとがらせながら使用しなければならないモノ』と考えられます。

ココから更に『AI を学習モデルを作成する側にすべての責任がある』と考えます。

　学習モデルを作成する側は最新の注意をはらい、元となるリソースに徹底的に著作権侵害がないか調べる義務があり、もし学習済モデル内に著作権侵害になるようなデータが有れば、そのモデルを破棄する義務があると私は考えます。

素案内の考え直してほしいポイント

1,素案 p26 にある(イ)

『AI 学習により作成された学習済モデルは、学習に用いられた著作物の複製物とはいえない場合が多いと考えられ、「侵害の行為を組成した物」又は「侵害の行為によつて作成された物」には該当しないと考えられる。また、通常、AI 学習により作成された学習済モデルは、学習データである著作物と類似しないものを生成することができると考えられる』

→コレは著作物への敬意が感じられない考えだと思うので、ぜひ考え直してほしいです。

2,素案 p27 備考

30 このように当該学習済モデルが学習データである著作物の複製物であると評価される場合でも、当該複製について権利制限規定が適用される場合は、当該複製は著作権侵害とならない以上、廃棄請求等も認められない。

31 AI 学習に際して著作権侵害が生じた際に、学習に用いられた特定の著作物による学習済モデルへの影響を取り除く措置を請求することは、現時点では、その技術的な実現可能性や、技術的に可能としてもこれに要する時間的・費用的負担の重さ等（例えば特定の学習データを学習用データセットから除去した状態で再度学習済モデルの作成を行う場合、当初の学習と同程度の時間的・費用的負担が生じると考えられる。）から、通常、このような措置の請求は認められないと考えられる。

→コレも学習モデル作成者へ請求可能で破棄することを義務付けてほしいです

AI に対する私見

国家にとっても利用者にとっても良い技術の条件は

１，ソレを導入することよって市場が膨らむこと
２，ソレを導入することによって利益を得る人間（例えば労働者）が増えること
だと思います。
現行の AI 技術は粗製乱造によって市場を狭めています。またそれによって職や命まで奪われています。よって１，２の両方を満たしていません。
少なくとも著作権を侵害する可能性のある AI 利用は基本的に禁止していくのが良いと思います。なお肖像権や著作権や著作者の生命身体尊厳を脅やかさないことが明確に証明された AI 利用なら OK だと私は思います。
追記
残された論点等（討議用）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai5/siryou1.pdf
I- 4 -2 にある
『生成 AI の利用について、クリエイター自身が学習モデルを作成し、クリエイター自身が開発した生成 AI を販売したりして収益を上げられるようにすべきだとする意見や、クリエイター等自身が生成 AI を使いこなし、より高度な作品を生み出してそれにより利益を得ることが一番の利益還元であるといった意見が示された』
というのは、「学習元は受け取るけど、金銭的な利益還元は難しいです」という非常に一方的な意見であり、クリエイターを蔑ろにしすぎです。
このような意見を決して汲み取らないようお願い致します。
I-3 技術による対応　にある
『なお、著作権法上の「技術的利用制限手段」については、その回避行為は原則として規制対象であるが、その場合であっても、「技術的利用制限手段に係る研究又は技術の開発の目的上正当な範囲内で行われる場合その他著作権者等の利益を不当に害しない場合」には、規制の対象外とされている（著作権法 113 条 6 項)。』
ID やパスワード、Glaze 処理による学習を避けたい側を何とか合法に学習させたいという意見が透けて見えるのは流石にクリエイターを蔑ろにしすぎです
このような意見を決して汲み取らないようお願い致します。

●受付番号　185001345000010824

画像生成 AI により普段イラストを描かない方が、手描きではありえないペースで出力し、SNS やイラスト投稿サイト、イラスト販売を行う事により市場が崩壊している
さらに学習元のデータが違法アップロードされた画像や人物写真を大量に保持している海外サイトのため、すでに著作権違反になっているのではないか（クリーンではない）
そして違法アップロードされたデータの中には現実の児童虐待を行った Child Sexual Abuse Material（略称 CSAM）がありこれは海外で問題視されるポルノのさらに上の名称で、これらのデータが含まれることにより、「この物語はフィクションであり、実在の人物・団体とは一切関係ありません」という映画や漫画のお決まりが使えなくなり、創作そのものに対して大規模な規制の口実を与えかねない非常に危険な状態になる可能性がある（現実と創作の境界が崩壊するため）
画像生成 AI を通しただけで本来の制作者の著作権が消え、画像生成した第 3 者に著作権が発生するのは、盗んだものを特定の場所で流せば許される泥棒行為を助長する事になり、明らかに異常であること
本来作家または写真家が得るはずだった利益が、何も作業も対価も払わない第 3 者に行くことになり、将来これらの職業に就こうと思う人間が委縮し未来に絶望するだけではないか
有名作家先生が自身の作品を捻じ曲げられ実写化され亡くなった事件もあり、これからの時代制作者に対する著作権を大事に出来ない企業・組織は多くの国民から信頼を得る事が難しくなる事が予想されます
世界的にもハリウッドで俳優が大規模な反対運動をおこし AI 規制の気運が高まるのも、これからも自分らしく生きていくために当然の権利だと思います
日本でも AI を規制し、安全でクリーンな学習データを使い、学習元になった製作者様にお金を支払う健全な AI になる事を切にお願いします

●受付番号　185001345000010825

本意見を公開する場合は氏名等を公開しないようによろしくおねがいします。
画像生成 AI においては著作者に対し「勝手に学習されない権利」が保証されるべきだと思っています。
アニメ・イラストのおいては、学習画像が「成果物」や「商品そのもの」であり、鑑賞して楽しんでいただくという意図があって制作されたものです。「赤の他人が機械的に再生産するための素材とすること」を目的として制作されていません。
翻訳 AI のように一般的な言語知識が集合知によって補完されうるものと違い、大量に収集されたとしても個々に著作権があり、知的財産として守られるべきものと思います。
仮に著作者が学習 OK とする場合においても、生成物の著作権は学習元画像制作者にあるものとし、生成物で得られた利益が学習元画像制作者に還元されることが保証されるべきだと思います。
また、人物の写真データにおいては肖像権が存在しますので、「自分の顔写真が学習されない権利」と「学習する場合、本人に伝えた用途以外には使用されない権利」も必要です。
LoRa によって特定の人物を狙い撃ちしてポルノを生産することが出来るので既に問題になっていますし（[redacted]さんのような）、LoRa を使わずとも学習元データと類似するような人物を出力することがあるので、意図せず実在する人物の屈辱的な画像を生成してしまう可能性があります（たとえば『男性』とプロンプトで打ち込んで、性自認が女性の LGBTQ の方の顔が出力されたら、その人にとって十分屈辱的なことと言えるでしょう）。
「学習は無断でやりたい放題、かつ、著作権は生成した画像は生成ボタンを押した人に帰属する」というような現状の方向性は是正されるべきです。

●受付番号　185001345000010826

AI（生成 AI）を規制する法律を作ってください。
ディープフェイクポルノなどを簡単に大量に作れる生成 AI は犯罪の温床になります。すでに海外では生成 AI で実在する児童のディープフェイクポルノが作られ、自殺者が出ています。
AI への無断学習は原則禁止。AI に学習させる際は、学習元（権利者やクリエイターなど）と契約して、許可を得るよう義務化してください。
その際は、学習元にそれ相応の報酬も支払うべきです。
無断で許可なく学習させたデータは削除させてください。
そのような無断データで生成 AI が出力した生成物に著作権を与えてはいけません。
生成 AI が出力した生成物には、生成 AI が生成したものであるという表示すること、そのデータ元も表記することなど、表示義務を課すべきです。
多くの権利者・クリエイターなどから一方的に搾取する生成 AI を取り締まる法律を作ってください。権利者やクリエイターなどの人権と命を守ってください。

●受付番号　185001345000010827

生成 AI を利用した創作・制作物対して、著作権が発生する事に反対いたします。
１.クリエイターの著作者人格権
　写真・イラスト・音楽・文章等、様々な思いで作ったものが踏みにじられています。
　本来イラストが描かれていた方が、AI にイラストを取り込まれ、なりすましされている事例もあります。
２.本物と偽物の区別がつかなくなるまで進化してしまう。
　写真などで行われると、物事に対する真実が不明になる恐れがあります。
　合成写真などよりも簡易的に行われるため、より悪質さが増します。
生成 AI 自体は画期的で今後様々な仕事への助けになる事と思います。
ですが元データのクリエイターの方への配慮も同時に必要ではないでしょうか。
個人と AI の違いは　自分で考える力・好みと時間の有限さ　にあると思います。
好きなものを限りある時間で磨き上げ、築きあげ、自分の作品として世に出すのが個人です。
それに対し、AI はそれらを全てひっくるめて時間も関係なしに作り上げられ、
それは無個性となり、クリエイトとは呼べなくなります。
現状の個人の方から吸い上げた創作物はしばらくは AI の進化は続くと思います。
でもそれによりクリエイターが失われれば、それによる AI 進化も止まってしまうと思います。
お互いに尊重しあえるような考えがあれば、
互いに進化し続ける事が可能になるのではないでしょうか？
現状ではクリエイターの権利が蔑ろになっている状態です。

●受付番号　185001345000010828

まず生成 AI の何がダメかって無断学習させてる点なんだよね、絵師の人たちが長い時間かけて積み上げてきたものを勝手に横取りするって、例えるなら今まで働いて貯めてきたお金を全然知らない他人にいつのまにか盗まれるのと同じなのよ。

絵を描かない人たちからしてみたら興味ないことだろうからそんなわけないじゃんと思うんだろうけどさ、絵で生計を立ててる人たちにとってはもう死活問題なのよね。

もちろん便利だとは思うし、出たからには消えることはないから上手に付き合っていく必要があるんだけどさ、何かしらクリエイター側が納得のいく法整備とか決まりが欲しいのよ。自分たちで生成 AI を使って、それをどうたらこうたらってそう言う問題じゃなくて、描く側、つまりクリエイター側に許可取れって言ってんだわ。

何で商業作品の内容とかキャラを人間が真似したらアウトなのに機械がやるのはセーフなんだよって話、描いた本人に絶対的な権利があるわけだから、そこら辺適当に丸め込むんじゃなくてちゃんとパブコメ参考にするなり、クリエイター側が納得できるようにしてほしい。

自分の家族や親友を侮辱されるのは嫌だろ？クリエイターからしてみたら、勝手に学習されて、勝手に変な絵を生成されて、それで金稼がれるのはそれをされてるのと同じかそれ以上に苦痛なことなんだよ。

まあ長々と書いたけど何が言いたいかって言うと、無断学習はクソで著作権ガン無視してるってこと。でそれを推奨する奴らもクソで、俺たちはそんなクソがウッキウキで儲けてんのが許せないってわけです。

●受付番号　185001345000010829

現状の生成 AI ではデータベースについて web のデータを無許可で使用しているが、
これは研究を主として生成 AI が作成されたためであるという認識だ。
しかし、現状ではその中から他者の著作物を故意的に似せたものを出力し、
web へのアップロードしたり、販売する者、また成りすましを行う者などがいる。
これらについては使用者の生成 AI についての不理解が大きい。
それら著作権侵害について個人で指摘する労力と時間の難易度が高いため、
そもそも学習を許可しないアート作成者も出てくるのは想像に難くない。実際に多くがそうだ。
生成 AI を使用するにあたり、上記の悪目立ちの存在が生成 AI の在り方を後進させる面もある。
広く一般に生成 AI を浸透させ、透明性を担保するのならばまず許可のあるデータのみのデータベースを作成する必要がある。
それを担保せずに、一方的に現状の生成 AI を浸透させるのは
アート（のみにとどまらない、元データの）作成者から
【データベースにする】という名目で金と労力とやりがいを奪う行為になるためだ。
同様に生成 AI の使用についての啓もうも必要となる。
法の整備には時間がかかる、それまで人の善意にすがるだけではならない。
有名イラストレーターさん風の広告が、そのイラストレーターさんの目について取り下げられる
といった事象を最近 web では稀に見かける。
画風はその個人が作り上げた財産である。
イラストレーターさん自身の作成したものでなくても生成 AI から作成された似たものが大きく告知されてしまうことによって、
今まで積み上げた仕事へのイメージや、作品の空気感を損なわれてしまう可能性はある。
企業含め個々、使用者に生成 AI を使用することによって及ぼす影響について深く理解が必要である。
もちろんそれは生成 AI のデータベースを作成する者にも言える。
生成 AI が出現して以降の画像検索では真偽不明の画像が多くが席巻するようになり、
これは生成 AI のみの問題ではないが故意に作られたセンセーショナルなフェイク画像が本物であるかのように吹聴される。
生成された画像が大小問わず世間に関わり、揺るがしている面は確かにある。
それらの問題を起こしているのは生成 AI 自体ではなく、作成した画像や、それらをそのために作った使用者である。
けれど生成 AI にそれらを区別する術はない。

使用者が意図せず著作権侵害をするようなデータベースは、公然とあっていいものではない。
問題があればそれを辿り、修正する。
まだ発展途上である生成 AI であるからこそ、そういったフィードバックは必要だろう。
データベースに問題や、使用を求めないデータがあるのであればデータベース元は適宜修正するべきだ。
だがデータベースのデータは膨大だ、一朝一夕で修正ができるというものではないだろう。
現状では生成 AI 使用画像についてはデータベースとの紐つけと、生成 AI であることの明記が必要ではないだろうか。
クリーンなデータベースを使用していることが明示できれば、利用者も安心して生成 AI を使用することが可能であるし、
データベースに問題があった場合、紐つけた対象の生成物に対してのみ対応を取ればいい。
個々の権利を大事にし、その上で生成 AI をよりよく未来につなげていくために。
生成 AI で画像などを作成するには、データベースとなっているそもそもの作品の存在が不可欠である。
これからもより多く素晴らしい作品が世の中に生み出されるように、その上で生成 AI を発展させるために。
それらがうまく、共存できる未来になるために。

●受付番号　185001345000010830

人の財産を盗んでいるのと同じです。
犯罪を合法にしてはいけません。

●受付番号　185001345000010831

クリエイターの許可なく AI に制作物または声やサービスを学習させることを禁止するべきだと思います。
作者の許可を得なかった場合、罰則を設けること。
使用してもいいかどうかをクリエイターが選択できる世界を望みます。

●受付番号　185001345000010832

趣味でデジタルイラストや漫画を描く個人です。
インターネット上で作品を公開し、現時点で販売行為は行っていません。
生成 AI で作品を作ることに関して反対の意思はありません。
懸念点は、生成 AI で作成された作品が販売市場に多く流通した場合、生成 AI を利用せず作成する著作者の販売販路が狭まるのではないかという点です。
論点がずれているかもしれませんが、以下要望を述べます。
・複数の作者による似た作風の著作物を学習させ作成した作品に対して著作権侵害を訴えた場合、どの点が似ているか感覚的な判断でなく、線やデザイン、色使い、タッチなど、どの点で類似と判断するか、また何割が類似していると著作権侵害とするかなど、判断基準を定めていただきたいです。
　併せて、類似を証明するシステムを設けて広く周知いただきたいです。
・生成 AI 作成物にはそれとわかる印を作中に表示することを生成 AI 開発およびサービスを提供事業者に義務付ける。また生成 AI 作成物の作品公表や販売の際は作成者に、利用した生成 AI の公表と学習させた著作物あるいは著作者を提示することの義務付けを行っていただきたいです。
・個人および団体、事業者がインターネット上で公開する作品を AI 学習に利用されたくないという意志がある場合、作品のダウンロードや学習利用される際、正常に読み取れなくなるフィルターをかける等、自衛手段を公的に設けるもしくは、既存のシステムを広く周知いただきたいです。
以上、よろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000010833

データセットの構築に倫理・道徳的に悖るものを使用している生成 AI の利用には明確に反対である。
国内外を問わず作家の著作物や権利を蔑ろにするものであり、現状の生成 AI 使用者による作家への加害行為も含めて、生成 AI に関する規制の整備を求める。

●受付番号　185001345000010834

AI の現状著作権違反や AI 学習に関して禁止ししているにも関わらず、利用されているケースがあり、それらの学習元について、AI では複数を混ぜることにより、利用されていることを分かりにくく、分からなくすることが出来てしまう
しかしながら、これら複数の学習元を使用した場合、享受はなく、データとしてのみ利用したという証拠を示すのは極めて困難であり、被害者側に関しては実質的に受け入れるしかなくなる可能性がある。
また、実際に享受がない場合においても、SNS 上にあげたりすることは利益を得ることにも繋がり、またクリエイターにおいては人気や評判というものは利益に直結しうるため、AI が蔓延することにより、実質的な営業妨害となりうる
この場合、個人的な利用及び SNS 等の人目に触れる場所への利用を制限されることを明確にしなければならない
AI のこれからの進歩を鑑みるに、AI か否かの判断は難しく、知らずに権利を侵害していたというケースも考慮しなければならず、AI 利用であることを明記、証明、同じく AI を利用していないことの明記、証明も必要ではないかと考える

●受付番号　185001345000010835

AI の無断学習に反対です。禁止にしてください。

●受付番号　185001345000010836

なんで利用者も機能自体も著作権関連や利用者のモラル関連の問題や検索妨害、そして攻撃行為を沢山起こしている AI を助長させる案があるのかが分からない
勝手に界隈に制圧まがいの行為をして勝手に被害者ぶった面の皮厚い AI 侵略者の悪質さを文化庁は少しも理解していないし、普通の人を馬鹿にしすぎている
屁理屈言って邪魔してまで、真面目に生きて努力している人の幸せを奪いたいのだろうか
このままでは「日本の創作」という海外に通用するはずだった強みが日本から完全になくなってしまい誰も不幸になる
今の AI 利用者がやっている事は間違いなく進化した創作なんかではなく「創作文化そのものの破壊」
まずやる事は侵害行為の助長ではなく、「どれだれ問題を減らせるか」、そして「どのように平和な棲み分けの方法を探すか」では？
悪質な文化破壊や侵略行為は許されないし、実行したらその者の味方はいずれ見限って離れる
文化庁や政治関連の人間達は今回の件も含め少しは誠意あるまともな考えを持って、指摘された・起きた問題を 0 から考える必要がある

●受付番号　185001345000010837

1,クリエイターの作品の無断学習の禁止を求めます。
生成 AI は短時間に大量に生成できるためどこかの作家、クリエイターを模した作品が大量に出回り、公開や販売が横行しています。
特定のクリエイターが著作権侵害だと訴えたとしても、判決が出る前に生成 AI 作品を無断学習した場合、著作権のありかがあやふやになります。至る所でそういったことが起きるため一人のクリエイターが個人の作風を守ることがほぼ不可能になります。そういったことを防ぐためクリエイターが無断学習禁止の意思表示があれば学習が生成 AI は学習出来ない等の対策して頂きたいです。
2,生成 AI のラベル付の義務化を求めます
生成 AI 作品を生成 AI が学習することを防ぐため、生成 AI 作品にラベル付し、ラベル付された作品は学習出来ない等の対策が必要だと思われます。でなければ 1 で述べたように著作権のありかがあやふやになります。
また生成 AI は圧縮されたデータの平均値をとるため作品が大量に出回りながらも作品の質は下がっていくため AI 利用者にとってもクリエイターにとっても不利益となる状況になりかねないと考えております。
3,生成 AI の学習元の開示の義務化
現在も大量に特定のクリエイターに似た生成 AI 作品が見られます。今の素案ですと、どれほど似ていても少し違いがあれば著作権侵害を訴えることは難しくなります。学習元の開示し学習元に著作物があるかないか確認できるだけで著作権侵害をしているか判別しやすくする必要があると思います。
生成 AI を悪用する人が多く存在し、クリエイターが泣き寝入りするような事案が散見されています。法で取り締まれるよう取り組んで頂きたいです

●受付番号　185001345000010838

全ての項目で様々な事が書いてありましたが、生成 AI について言えることはただ一つです。
他人の著作物を学習して、他人の著作物を混ぜて生成されたものは、何も新しい物ではないという事です。
人が他人の著作物を模倣して、自分なりの手癖や解釈を足したものは新しいですが、生成 AI はそういうことはできません。
今現在生成 AI を使っている人のやっていることは、
〇他人の著作物を切り貼りして新しいものを作った気になっている。
〇他人の著作物を模倣して、嫌がらせを行なっている
というだけです。
X(旧 Twitter)では、日本の強みであるクールジャパンを先導してきた絵師さんに対する嫌がらせが日常化しています。
中には殺害予告までされている方もいます。(参照[redacted])
なぜ既存の素晴らしい絵描きさんたちを蔑ろにしてまで、生成 AI を優遇するような事態が起きているのか理解できません。
海外でも反対運動はたくさん起きています。
アニメや漫画が他の国と比べても優れている日本でも、厳しく取り締まるべきです。

●受付番号　185001345000010839

画像生成 AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010840

私は AI の無断学習に断固反対します。

●受付番号　185001345000010841

趣味で絵を描いているものです。
たとえ趣味で営利目的でないとはいえ、自分で作った作品が機械学習のために消費されるのは不快に感じます。
自分の作品であるからこそ、無断転載や機械学習など、「自分の作品をこのように使われたくはない」というのを表明させて欲しいです。

●受付番号　185001345000010842

・個人
[redacted]
特に画像生成の AI について意見を述べさせていただきます。
２．検討の前提として
（１）従来の著作権法の考え方との整合性について
・アについて
『AI と著作権に関する考え方について（素案）令和６年１月 23 日時点版』の内容に基づきますと、著作権法で保護されるべきものとしてデジタル、アナログを問わずイラスト作品が含まれるべきであるということを前提として意見をご記載いたします。
イラストを作成する場合、鑑賞者に特定の思想や感情を思い起こさせるために絵画という創作の手法を用いて具体的な作品として作成する点を踏まえ上記のように判断いたしました。
・イについて
画像生成 AI によってクリエイターの作品が使用され、出力されました場合には著作権料が発生し、使用された作品の著作者へ利益が還元されるような仕組みづくりをしていただきたく存じます。
昨今ではイラストレーターの氏名を入力すればその絵柄のイラストを出力する機能が画像生成 AI に実装され始めております。またそのようなイラストを販売するＡＩ利用ユーザーがおります点から、画像生成の際に学習されたイラストレーター当人の利益や従来の業務を妨害する行為であるため、既存のクリエイターの利益を保護するような仕組みの制定を強く希望いたします。
また上記のような権利の侵害が繰り返されることにより、それまでに自身が応援していたイラストレーターが創作活動を引退されております。私的な観点で申し訳ございませんが、文化的な娯楽が失われないために、著作者を守るような法律の制定、あるいは生成 AI を開発する事業者には【生成 AI を使用した際に著作者へ利益が還元される仕組み】を定めることを義務化していただきたく存じます。
・ウについて
上記のように既存の絵柄を故意に読み取り、『pixivFANBOX』などを通して販売する行為が一部で行われており、これらは営利目的で行われているため享受目的として区分され、著作権法の及ぶ範囲として著作権料が発生するものとして取り扱っていただければと思います。
（２）AI と著作権の関係に関する従来の整理
ア 「柔軟な権利制限規定」の制定に至る背景と経緯

イ 法第 30 条の 4 の対象となる利用行為

享受目的ではない生成 AI の使用は制限するべきではない、という点については概ね同意いたします。それによって、より多くのユーザーが文化的な思索を行うことは大きな意味を持つものと存じます。

しかし、開発やリバースエンジニアリングの場では極めて便利にＡＩを使用することができますが、一方で懸念点がございます。

生成 AI は特殊な技能を持たないすべての人が手軽に文章やイラストのような芸術作品を作成することが可能であり、その手軽さが 1 つのメリットです。しかしながら、このようなメリットはデメリットとなりうる点にも触れておかなければいけないでしょう。

二次創作物を取り扱うコミュニティにおいて、一時創作者が定めたガイドラインを把握されていない方がコミュニティに参入し、生成 AI を用いてガイドラインに違反した作品を発表・販売するケースがあります。このような行為が一時創作者の目にとまればガイドラインの大幅な変更や、二次創作自体が禁止される可能性が考えられます。

このように、誰もが簡単に作品を発表することができる点からリテラシーの低いユーザーの流入に繋がり、それによりガイドラインを遵守していたユーザーが二次創作活動を制限され不利益を被る場合があり、そのような点から享受目的ではない場合でも、生成 AI を利用した作品はインターネットや SNS などの公の場に投稿することができないような機能、あるいは投稿を制限するような機能を生成ソフトに組み込むことを義務化していただきたく存じます。

●受付番号　185001345000010843

AI は学習データがないと出力できないものです、その学習データは全て人が作ったものであり、創作物です。
AI が認められた場合学習元となった作品は価値を失うことは明白だと思います。イラストレーター、写真家、漫画家様々な創作を生業としている人が職を失うことになります。
どうか日本のクリエイターを守ってください。

●受付番号　185001345000010844

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010845

生成 AI による無断学習に反対します。
昨今では既に、「AI 絵師」を自称する人物がイラストレーターの作品を無断で AI に学習させて画風がそっくりな作品を生成され、イラストレーターの許可を取らず有償または無償で配布した事例が出ています。これは著作権侵害だけの問題ではなく、イラストレーターの業務妨害ともなりえます。中には、イラストレーターが「AI 絵師」に作品を無断学習されたため著作権侵害で抗議したところ、「AI 絵師」より誹謗中傷・殺害予告などの嫌がらせを受け、活動を縮小せざるをえなくなった悪質な事例もありました。
さらに最近では無断学習の範囲は拡大しており、『ポケットモンスター』や『スーパーソニック』など有名そっくりの画像が生成された事例もあります。
生成 AI を取り巻く現状は、既に著作権度外視の無法地帯となっています。そのうえで生成 AI の推進案を可決しようものなら、日本の著作権は正常に機能しなくなります。それだけでなく、生成 AI による業務妨害を受けたクリエイターが商業での活動を継続できなくなり、世界に誇る日本のオタク文化が市場縮小する危険性すらあります。
著作権の存在意義について再考していただき、生成 AI の推進には慎重に判断していただければとぞんじます。
生成 AI は、自分の過去作品を学習させて手間の短縮・新しい表現への挑戦

●受付番号　185001345000010846

私は現役イラストレーターです。
生成 AI に集中的に学習された人物としても記載されています。
生成 AI が流行ってから今日まで、収入は半分程度にまで落ち込みました。
仕事の依頼も減っています。
生成 AI に著作物を利用されることに対し、全面的に反対しています。
クリエイターが使えばいいという声もありますが、利用すること自体が仕事の減少・信頼の失墜に繋がる状態で、どのように使えというのでしょうか。
クリエイターに生成 AI は必要ありません。
日本の誇るクリエイティブをこのような形で貶め、価値を消失させることは反対です。

●受付番号　185001345000010847

１．はじめに

AI という優れた技術が開発され、様々な分野で活躍している。

一方、AI でイラストを作成する技術は著作権が絡む為慎重に行動しなければならないと思う

２．検討の前提として

（１）従来の著作権法の考え方との整合性について

難しい話はよくわからないが、インターネットに載っている画像を AI に学習させても構わないという流れがあり、整合性が取れていないと思っている

（２）AI と著作権の関係に関する従来の整理

３．生成 AI の技術的な背景について

（１）生成 AI について

AI は今後の為に必要なものではあると思っている

（２）生成 AI に関する新たな技術

上記と同じく、今後の為に必要な技術であると思っている

（３）AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について

以下の文における生成 AI とは、他者の描いたイラストを学習し出力する AI に関しての事であり、それ以外の AI 技術に関する話ではない。

凄く稚拙な文になるが、以前 AI でイラストを作成する技術を作った開発事業者は「俺達が作った技術すげー！！サブスクで公開したろ！！」的な感じで誰もが利用出来るようにしてしまい、結果、AI 使用者が他者のイラスト作品を勝手に AI に取り入れ出力し、あたかも「これは私の作品です」と言い張り"日本の頑張っているイラストレーター"が心を痛め、筆を折ってしまっている事態にも発展している。

また、従来の生物に酷似しているが全く空想上の動物を AI で作る事も可能であり、それがインターネット内に拡散する事でネット内の情報が益々信憑性に欠けてしまう事になる。

この発端は AI 技術者が軽はずみに技術を公開した事が原因だと思っている。

わかりやすく言えば、車を作った技術者が自由に使って良いものとして車を沢山ばら撒いた結果、ルールを知らない人間が乗り回して歩行者を轢き殺している状況。

４．関係者からの様々な懸念の声について

日本の漫画家、イラストレーターの悲痛な声が SNS で沢山上がっており、見るに堪えない。

５．各論点について

（１）学習・開発段階

よくわからないけど、凄い技術であることは間違いない。

（2）生成・利用段階

生成・利用は資格を保有したもののみが利用出来るようにした方が良いと思っている。

（3）生成物の著作物性について

他者の作成した物を学習して得たAI生成物は前提として発生してほしくないが、資格制度を設け、AIの学習元の著作権等を守るのであれば発生してもいいと思う。

（4）その他の論点について

AIを使うのはあくまで人間。AIは道具であり、使う人間によって良い方向にも悪い方向にも動く。

イラストを学習するAIに関しては、ほぼ悪い方向にしか動いていない。

6．最後に

様々なインフラにAIが利用される事はあっても、他者の著作物を学習して出力する様な技術を絶対に安易に利用してはならない。

人は思う以上に愚かだから。

●受付番号　185001345000010848

画像生成 AI について
まず権利者に許諾もなしのまま学習させていることが問題点として挙げられます。
特定のイラストレーターの絵柄が集中的に学習されることによって、なりすましの被害が相次いでいるにも関わらず、AI を推進していこうという現状が理解致しかねます。
有名なクリエイター達が学習されることを恐れて、SNS などで宣伝や発表の場が奪われ活動を萎縮させるどころか、活動休止にまで追いやられている人を見るたびに、この画像生成 AI の必要性を感じることは不可能です。
海外では OpenAI 社、Microsoft 社が訴えられ、世界的に見てもクリエイターを守ろうとする動きが出てきています。
最低限、学習させるならクリエイター側へ対価を払うことが当たり前でなくてはなりません。
学習データという名の無断盗作物の塊の中には、クリエイターが長い年月をかけて作り上げた絵柄がありそれらは守られるべきです。

●受付番号　185001345000010849

画像生成 AI に意見します
草案を読み、一般的なクリエイターの考え方と相違を感じます
まるで業界に理解のない人間が纏めた物であり、すべてやり直す必要がある
日本はアニメや漫画、ゲームの市場規模が大きいのに人材を育成する基盤がない
育成する気がなく、天才が現れることだけを待ち望んでいる
生成 AI を使用してもその内容を吟味できる責任者がいなければ
生成物に誰も責任を取らないし、間違った物を排出し続けることとなるのに
チェックできる人間を不要の物としようとしている
他人の知財を侵害し続けている者がいる
といったことを常々感じている
問題と懸念
●イラストレーターの名前の未許可 LORA が存在する
●生成 AI そのもののデータの問題
（開発者はみな見ないふりをしますがとんでもないことです。無視せず対策を考えるべきなのにこの事について開発者、マスメディアはほとんど触れません）
●生成 AI について問題提起をしっかりしないまま学校などに持ち込む行為
●ディープフェイクによる犯罪
●AI と人間を混同している為におこる必要のない AI 保護
（人と機械をしっかりと区別する）
●データ収集と出力を区別しない
（医療などデータの収集に拒否権があるようにネットのデータも拒否できるようにするべき。ネットにあるといっても多くの作品は著作権で保護されている）
出力して問題ある物は、収集しない。
当たり前のこと。
●一般的に見る画像生成 AI の活用方法は見せることを目的としており享受目的と思う
●活用して利用利益をあげること→できません
使い勝手が悪すぎる
意図せずとも著作物が出てくる間違いは必ずおこる
海外から拒否され、輸出できない
実力を偽った行為
●生成 AI が著作権を侵害しているのではないか→しています
現在広く出回っている生成 AI は世界中の人間の著作物を吸収して類似品を出力しています。
生成 AI をまるで擬人化するような意見も見えますがこれらには感情も無く、単語にのみ反

応して画像を生成します。含むデータは児童の猥褻な画像、個人情報、企業機密のような重要なものも含みます。しかしその事実を隠蔽したまま AI 開発は決して出来ないでしょう。
●まずは問題を解決するべき。AI を使ってコンテンツを作成し販売するのも全て問題解決の後。
生成 AI を利用して作品を作る人の殆どはコピー品しか作れていません。この事実をきちんと見て、人権を尊重し、「人」のクリエイターを育成してください。
コピー品では世界に通用しません。
人間の作家の名前や版権の名前をプロンプトに入れるとその物が出てくるそうです。AI のデータにされたそれらは、データとして利用されるために作品を描いていたのではありません。それらの画像を自分の欲の為に自由に使ってよい法律は無いはずです。酷い人権侵害です。
それらを見るたびに心が痛みます。
作家にとって作品を改変される事は、自害するほど辛いのです。その為に著作者人格権というものがあるのではないのですか？
AI に取り込んで少し変えたからと言って別の物になるとは思えません。
無理な押し付けをしようとしている。
●AI 画像はディープフェイクを代表するように人を攻撃するために使われています。これは深刻な犯罪です。
いつだれが巻き込まれてもおかしくないです。そして、良くできたディープフェイクの前には言い訳が通用しません。犯罪のアリバイの捏造にも利用されます。
女優の顔を挿げ替えたり、体を捏造したり…リアルな生成画像は即刻規制するべきです。
●享受しないなら人間の知財を自由に使ってよい、と法律に書いてあるというような意見を言う人がいますがおかしいと思います。人が参考にすることと機械にコピーさせることは違います。
機械がスクレイピングするのは享受目的ではないという人が居ますがおかしいです。享受させる目的でデータ収集するのは人間です。
●そろそろ世界を見ながら落としどころを探る段階になっています。
まずは海外への影響規模の大きいゲーム、アニメを手厚く保護し日本の強固なコンテンツとするべき
ゲームクリエイター、アニメーターの価値を上げる（現在では低かった看護師の地位も上がっている。産業を支える人材に投資するのは当然）
韓国は既存クリエイターを保護する法案へ向かっているので参考にするとよい
日本のクリエイターについて
日本においては、作り手は内に籠りがち（所謂オタクという名称をつけられ区別される）だが物作りに長ける人材もおり、その者たちが活躍できるよう地位向上を目指してほしい。

彼らは主張が少なく目立たないが、良い仕事をしてくれる人材を見つけ育成するべきである。自薦でも他薦でも良いと思う。
そういった細かなことが出来なければ彼らはより評価してくれる海外へ行ってしまうだろう。

●受付番号　185001345000010850

生成 AI はあくまで、電子計算機による出力にしぎず、これに著作権を与えるのは反対である
また生成ＡＩ技術そのものも禁止すべきである
生成ＡＩによって出力されるものはそもそも既存の著作物を無断で利用するものであり、これは著作権を侵害している
著作権を侵害するものを法律として認めるのは憲法違反であり、認められるべきではない
生成ＡＩが認められれば、クリエイターの収益は毀損され、日本の文化経済は不可逆的な後退を被ることになる
しかし生成ＡＩが規制されクリエイターが守られれば、日本人外国人問わずクリエイターが日本での活動を支持し、世界的影響力は増進される
生成ＡＩ技術とはいわば「海賊版」「違法コピー」の存在であり、これを排し、クリエイターの権利を保護するのが国益に適う選択である

●受付番号　185001345000010851

現在出回っている AI イラストは多くのクリエイターの著作権を侵害している。
無断で学習させ、大事な作品をいくつも汚している。
作品は我が子と言える。それほど大事なのである。
絵を描く事が好きな人、仕事にしている人でないと描く側の反対の気持ちは理解されないのでは無いかと感じてしまう。
本当にクリエイターの立場に立って考えてくれているのか？
試しにインターネットの反対意見を直に見てほしい。
ご存知だろうか。
つい最近、1 人のクリエイターが粘着質な AI ユーザーに付きまとわれ、心の病にかかり筆を折りそうなところまできていた。
折ってないなら良いだろ、ではない。
イジメと何も変わらないのである。
「やめてほしい」という声を無視してる。
そのように使う心のないユーザーがいる。
著作権というのは、クリエイターを守るためにあるのではないのか？
AI イラストに限らず、AI から作られる作品はほとんど権利侵害の集合体である。
一例であげるなら音声。
音声のデータも声優のものから作り出したのだろう。
声優のそれも商売道具である以上、侵害されていると言えるのではないのだろうか。
AI で作った作品を作品として商売に使うのはどうなのか。
仮に取り込みデータが他と混合されない、完全に一個人としての利用が可能なものがあったとしよう。
一個人が自分の作品を AI に取り込み､利用する分には何の権利侵害にもならないだろうが､誰かの権利を侵害して出来ているであろう AI 作品は作品と言えるのか。
自分の手で作品を作り出したと、本当に言えるのか。
多くの誰かの努力の結晶を砕き､それらをくっつくけ､出来上がったものを作品とは呼べない、作り出したとは言えない。
AI を活用すればクリエイターへの還元になるなんて的外れにも程がある。
そんな還元、誰も求めていない。
作品を公開したら自分の作品が侵害の海に流れ、パクりも同然の作品がどこかにあらわれるかもしれない。
それが重なればいずれ先の 1 人のクリエイターのように心を病んでしまう人も現れるだろう。

AI から捻出したものは著作権元を確認し、侵害が起こっている場合、その AI と侵害したユーザーは厳しく罰せられるべきである。

●受付番号　185001345000010852

AI に無断で作品を学習することを拒否できる権利が必要だと思います。
AI は人間と違い、ドット単位、カラーコード単位で絵を分析し、必要とあらばそのまま出力することが可能だと思うからです。
似たようなものどころか、ほぼそっくりそのままの作品を作り出すことは著作権を侵害していることになり得ると思います。
完全にコピーできない人の手ですら、同じようなことをすれば立派な著作権侵害となり訴えることが可能なはずです。
殆ど同じに再現できる可能性のある AI が何故それを免れることができるでしょうか。
これを阻止するためには、そもそも学習をさせない、という手段が一番有効のはずです。それならば、うっかり似たものが出力されてしまったとなっても、元のデータに該当作品が入っていなければ人間が行ったことよりも証明が簡単なことでしょう。
そもそも享受目的でなければ、他者の作品利用は可能ということですが、『享受』の言葉の意味を考えると、出力すること自体が本来違法になるのではありませんか。
私はアマチュアの絵描きですが、AI 問題が噴出してから作品をネット上に載せることをとても危惧しており控えております。
アマチュアですが、個人での取引等を行うこともありますので、サンプル作品を載せられなくなることは大変痛手だなと感じています。
アマチュアの自分ですら、既に機会損失を受けており利益を害されていると感じるのですから、今名前が売れ始めている、売り込もうとしているクリエイターや、今技術を磨いている学生さんはそれ以上に被害を受けているものと思います。
既に現在筆を折られたり、活動を自粛されている方もおられます。
後を継ぐもののいない、後進のいない文化がどのような一途を辿ってきたかご存じではないでしょうか。
AI は既存のものを利用して作成するばかりで、無から新しいものを生み出すことは難しいと思います。
AI 作品に著作権を付与しようなどという意見もあるようですが、創作的表現といえる加筆・修正とはどのようなものになるのでしょうか。
現在のところ、これを明文化したものは拝見したことがありませんし、あったとして到底納得のできるものかは疑わしいと思っています。
明確な線引きのできないものに賛同するのは難しいです。
生成 AI は文化の後進にはなれません。
生成 AI を用いるのであれば、あくまで人の補助となるべきです。
現在のクリエイターの搾取が前提となっている状態では、創作文化は衰退する一方であり、使用には制限が必要、もしくは使用するべきではないと思います。

著作権的観点から見て、生成 AI は人の権利を侵害するものであり、今は推奨するべき技術ではないと考えます。

●受付番号　185001345000010853

反対

●受付番号　185001345000010854

海外ではＥＵや中国など、あらゆる国が続々と生成 AI の規制に動いています。
このまま日本だけがろくな規制もせずに推進し続けていては世界から孤立してしまいます。

●受付番号　185001345000010855

前提として現状の生成 AI は無数のクリエイターの作品や無数の人の肖像を盗んで成り立っています。
著作権だけの問題ではなく人権の問題だと理解してください。
生成 AI の開発において著作権や肖像権が無視される事は人権軽視でしかありません。
それによってディープフェイクやなりすまし等の問題が爆発的に増加するのは目に見えており、生成 AI を推進し開発するよりも先に生成 AI から人権を保護する事を優先すべきです。

●受付番号　185001345000010856

学習元データから生成される生成物が、学習元データの複製でないと言える根拠とはなんでしょうか。人間が、見た・聞いたものから学習し自らの創作に役立てているのと同じなどとも言われますが、AI は人間ではありません。データがなければ生成できないのですから、生成したものは全て複製物です。膨大な量の学習元データから抽出したから本来の姿が残っていないので著作権の侵害には当たらないなどという意見がまかり通るのであれば、盗ったもの勝ちであると言われているに等しいです。その膨大な量をどうやって取得したのでしょうか。元になった創作物の作者にひとつひとつ許諾を取っているという話は聞いたことがありません。
技術としてはとても魅力あるものであるため、現在溢れている悪意ある使われ方はあまりにも遺憾です。1 人のイラストレーターの絵を丸ごと学習し、性的な表現を足して商用利用するという事例も頻発しています。被害に遭ったイラストレーターの創作意欲の低下に直結し、その名を汚すことにもなりえます。この場合でも「画風に著作権はないため問題ない」と言えるのでしょうか。日々そういった事例を目にして、創作そのものを諦めるクリエイターも少なくありません。
生成 AI が、そもそもの創作物があってようやく機能するということをふまえると、その創作物を生み出す人間が減っては早々にその未来が破綻することが目に見えています。新しい技術の進歩のために、今一度ルールの整備について考え直し、学習元データについては提供者等をクリアにした上で使われるべきと考えます。素案を拝読するに、技術を飛躍させたいがために元となっているクリエイターへの配慮があまりにも不足していると感じました。

●受付番号　185001345000010857

AI の無断学習に反対します
AI 画像生成の被害にあった創作者のイラストの価値を毀損させることになります

●受付番号　185001345000010858

「AI と著作権に関する考え方について（素案)」の項目 4「関係者からの様々な懸念の声について」の＜AI 利用者の懸念＞「2. 生成 AI を利用していることにより、法的に著作権侵害とはならない場合についてまで、著作権侵害であるとして非難を受けてしまう炎上リスク」についての意見です。

現在、特に一部のクリエイター系のコミュニティに属する人々の間で「特定の生成 AI の学習・開発段階に関して、著作権侵害の懸念がわずかでもある限り、その生成 AI を利用することもまた著作権侵害に加担する行為である」というような考えが広まり、そうした考え方に基づく誹謗中傷や非難が拡大してしまっています。

そして、生成 AI を明示的に利用している人物だけでなく、生成 AI をごく補助的な用途でしか利用していない人物や、生成 AI を全く利用していないにもかかわらず「生成 AI を使っている可能性がある」と周囲からレッテルを貼られてしまった人物まで、上記の炎上リスクに巻き込まれてしまっている現状を深く懸念しています。

特に、本来は生成 AI を利用していないにもかかわらず AI 利用の疑いをかけられてしまったクリエイターは、自身が AI を全く利用していないことについて、極めて困難な証明を要求されることとなり、その負担は大きなものとなります。これは同項目の「3. 努力せずに作品を作って世に出しているのではないかという同業からの冷評」とも結びつき、結果的に、AI を用いていない人間のクリエイターによる創作活動を委縮させる結果に繋がってしまっています。

また現在は生成 AI を全く利用していないクリエイターでも、過去に生成 AI を実験的に使用したことがあったり、あるいは翻訳 AI などの（生成 AI ではないが著作物を学習させた）AI を利用していたりすることを理由に、同様の非難・冷評を受けてしまっています。さらにこうした問題は（イラスト系の）クリエイターに限らず、例えば文章校正や翻訳などに AI を利用しているジャーナリスト・作家・翻訳家・研究者などにも波及してしまう可能性があると思われます。

つまり、生成 AI の開発・利用行為それ自体よりもむしろ、それらによる著作権侵害の可能性を過剰に非難する一部の人々の言説が、かえって既存のクリエイターなどを委縮させ、人間による自由な創作・表現活動を阻害している現状があると考えられます。

そうした懸念に対応するため、以下の二点について検討していただきたいと思います。

1. 既存の生成 AI について、たとえ現時点で学習・開発段階の著作権侵害に関する懸念が完全には払拭されていないとしても、その利用がただちに違法行為と見なされるわけではないということを、これまで以上に明確な形で発信していただくこと。

2. 生成 AI や翻訳 AI といった、著作物を学習させた AI の開発や利用を広範に規制するのではなく、あくまで著作権侵害と見なされる可能性が極めて高いユースケースや明らかな

悪意に基づく AI 利用への対応に焦点を絞った、限定的な規制のあり方を引き続き模索していただくこと。

以上の内容を踏まえた上で、「学習・開発段階の著作権侵害に関する懸念が払拭されていない生成 AI を利用していること、あるいはそうした生成 AI を利用していると誤認されたことにより、その開発者ではなく利用者が、法的に著作権侵害とはならない場合についてまで、著作権侵害であるとして非難を受けてしまう炎上リスク」からクリエイターやその他の業種の人々が守られ、人間による自由な創作・表現活動が促進されるような形で、引き続き議論を進めていただけることを望みます。

●受付番号　185001345000010859

現在一般的に使用されている生成 AI は、盗作、盗用で作品を生成しています。個人や企業が投稿している作品を許可なく無断で学習させている状態で、しっかりとした対価や報酬を支払って学習させた AI はほぼない状態です。
AI 生成物に著作権を認めるのなら、学習の根底にある盗作、盗用を解決しないといけません。そうでないと日本で活動しているアーティスト達は自身の作品が第三者によって盗まれることを容認しながら活動していくことになります。外国人観光客が日本のアーティスト達が生み出した作品を目指して来日するのに対して、日本の誇る作品がアーティストの劣化コピーした作品で市場が埋め尽くされているのを観光客は喜ぶでしょうか。
生成 AI は日本の芸術文化を発展させられるポテンシャルは秘めていますが、根底の学習させる部分では倫理的な問題が発生している状態です。倫理をまだ守れないモノに著作権を与えるのは早計かと思われます。

●受付番号　185001345000010860

生成 AI が台頭してから時間が経ちましたが、未だに権利等に関する意見は混迷を極めています。そのため法整備による明確なラインが確定するまでは、全面的な商業利用の禁止と、作品公開時の学習元提示の義務付けを要求します。
学習元の作品が学習禁止との意思表示があれば、著作権侵害と同じ対処を取れるよう調整して頂きたく思います。
オリジナルある一次創作を行うクリエイターにとっての利益を生み出すには、、第三者による学習に対して厳しく規制を行なわければならないと考えます。
AI 利用と作品公開に国家的な制約のない現状では、無断利用・掲載によってクリエイターと AI 使用者の間で非常に多くの問題が発生し続けております。
AI 利用者が学習元の作品やクリエイターへのリスペクトも無く生成画像を自分の作品だと偽って公開している場面も何度も観測しております。
上記のような行為が横行し、一次創作クリエイターへの利益還元が阻害されてしまえば、クリエイターの深刻なモチベーション低下につながります。それは後々に創作文化そのものが衰退していく事となると予想されます。
最終的には、AI 画像生成は個人的に楽しむための利用と、クリエイターにとっては作業時間短縮などのあくまで補助的に利用する範囲に留めるべきと考えます。

●受付番号　185001345000010861

AI 時代の知的財産権検討会（第５回）議事次第にある配布資料１
【】-４．収益還元の在り方
＜考えられる方策例（続き）＞
２．クリエイター自らが生成 AI を開発したり活用するという方策
・ 意見募集では、クリエイターにとっての技術や作風は言わば人生の金型であるとして、生成 AI の利用について、クリエイター自身が学習モデルを作成し、クリエイター自身が開発した生成 AI を販売したりして収益を上げられるようにすべきだとする意見や、クリエイター等自身が生成 AI を使いこなし、より高度な作品を生み出してそれにより利益を得ることが一番の利益還元であるといった意見が示された。
とありますが、無断転載やなりすましといったトラブルがやめてほしいといったお願いも一切耳を貸してもらえないという事が日常的に起きている状態です。
そんな状態で自分の絵柄を使った生成 AI を販売をした場合さらにトラブルを招きかねませんし、生成 AI のためプロンプト入力で試行錯誤しそのあと色の調整や修正をしていくことは理解しがたく資料を見て自分なりに書き出した方が最初から作りたいイメージに近づけることができます。そしてそこから新しいデータは生み出されることはなく既存作品の精度の悪い劣化コピーのようなものばかりでしかないと思います。
生成 AI が現状凄まじい結果を作りだせていることは、無許諾のデータをおぞましい数取り込ませているからでありそれをクリアできなければ現在のレベルの出力結果を再現できないからです。
またデータセットの中には到底認められるべきではないデータが存在しているとも言われています（児童ポルノや虐待の写真、患者の医療データ等）
それらの排除もできず、無許諾のデータをかき集めラベリングし出力できる生成 AI が誰の手でも触れることが出来る状態のほうがおかしい状態でありこれらのデータセットを排除し、自身の制作した作品のみを取り込ませて出力させたところで使いようのないデータしか出力できないことになります。
生成 AI が誰でも触れることができるようになってしまった現状、第３０条の４の「柔軟な権利制限規定」 に収まる物ではなくなり、これを良いように解釈し著作権者を攻撃しているようにしか思えません。
第３０条の４を、開発・研究の非享受を目的とした開発であれデータ取り込みの際は許諾が必要であるといった内容に改正してほしいです。
クリエイターは生成 AI の利用を希望していません。
著作権者の許諾無しに出回ってしまった技術について著作権者である権利を行使できる状態を整えてほしいのです。
NO とストップをかける事すら許されない状況は世界的に見ても逆行しています。

●受付番号　185001345000010862

まず初めに今世の中に出回っている生産 AI のデータセットが本物の実写の児童ポルノや海賊版やと言った約 58 億もの画像と判明しているだけでもある二つの AI にそれぞれ 4,700 人と 9,000 人もの被害者が居る違法の塊である事はご存じなのでしょうか？
そんな違法なものにちょっと手を加えれば合法になるとかおかしいでしょう
最低でも AI を使用するには氏名と言った個人情報の登録、使用 AI は 1 から自国で賛成派や学習を許可した人達からの提供で完全にクリーンな物を使用するなど対策が必要と感じます
生成 AI を使用した証ウォーターマークや使用した事を記載すればいい"だけ"と思っているようですが、もう既に AI 使用者はいかに手描きとして騙せるか、既に手描き詐称の段階に入っています
もう生成 AI は今や性犯罪者予備軍の無法地帯なのです。海外での規制が広まる中、規制も何も始まっていない日本ならまだできると海外から違法生成 AI 使用者が日本で活動しようとしています
「AI と関連技術の発展」を言い訳にして既に文化が崩壊しかけているのです。
その中引き続き検討、など物事を間延びさせるなどではなくそんなにも生産 AI にしがみつきたいなら一度完全に禁止にしてルールや規制と言った秩序を築き上げるべきです
登録などやりすぎとそちらは思いそうですが既に様々な被害がある中、AI 使用者はいつもやりたい放題に暴れても責任逃れをしているのです
「情報を収集・把握しつつ、必要に応じて見直し」と赤字で記載していましたが、AI が世に出てきたこの一年で起こった様々な問題はご存じなのでしょうか？AI が出てすぐに海外では脚本家や俳優がストライキを起こしてこの一年で徐々に規制の幅を大きくしていますがその間日本はどうしてましたか？
この一年、TV でのニュースには全然上がらなかったと記憶しています。それ以前に AI に注目したテレビ局は被害を訴えているクリエイターに対して AI は面白いと小さな特集を組んで遊んでいたように見えます。
ですが岸田のフェイク動画が作られ、自分のニュース番組のデザインが使用されたフェイク動画が上がると何度も何度もお気持ちを放送していました
更には世界が AI を批判していても日本は過去からドラえもんと触れ合っていたから AI に関しては受け入れているなどと根本的な問題を理解していない呑気な記事があったのを覚えています。
過去、この一年情報を追い実際に目にした既に起こっている事です。これもまだ目にしたほんの一部だと思います
・京都アニメーション（以下、京アニ）の作品「けいおん」にて主人公達のバンド名が「放課後ティータイム」と言う名称で

AI使用者は背景が放火し女の子が笑いながらお茶を飲む、と言うものをAIで制作
京アニで被害に遭われた方の友人が投稿者にあまりにも酷い。とコメントをすると投稿者はこれはAIが勝手に作ったものだと責任逃れをした
・とある漫画家は自分の作品で成人向けの作品は作ってほしくないと発言しながら第一線で活躍されている女優さんをAIを使って脱がして遊んでいる。(SNSにもモザイクを入れながらも投稿している)(と言う事はAIを使用している時にその女優さんの名前を出していると言う事です)
・エッフェル塔やルーブル美術館を燃やした作品を投稿している
・あの人の絵柄で描いてほしいけど高額だし描いてもらえないからあの人の名前を入れて生産しよう　と発言しその作者が許可をしていない絵柄の生産AI（以下：Lora）を作る。更には成りすまして成人向けの作品を作る
・学習を許可していない作者が学習しないでと発言した所その作者のLoraを作られ勝手に成人向けの作品を作られる。更にそのLoraを使うのをやめてほしい・削除してほしいと発言すれば大量の殺害予告をメールで送られている
絵柄（作風）に著作権は無いから学習に問題が無いと言いますが作風は作者の顔でもあります。特にクリエイターとして手に職をつけている方々の作風なら見れば誰もがあの人だ、と思います
それなのに1指示・入力（プロンプト等）の分量・内容2生成の試行回数、で生産AIでの著作物性が認められると至るのが本当におかしいです
ただガチャガチャで出てきたものにどうして権利を認めようとするのか。AI使用者はただ文字を単語を打って自分が気に入るまでキーボードとマウスをポチポチしているだけです
そんなガチャ行為にちょっとでも試行回数があったり、自分が手を加えれば著作が認められるのに元々犠牲になった学習元の絵柄（作風）には著作が無いっておかしくありませんか？私はおかしいと思います。
人の顔や声の肖像権は守られる・守らなきゃいけないけど人が努力して積み上げて作ってきた作風に著作権は無いと差別するのか
そんなに人の努力や才能に賃金が発生するのが嫌なのですか？

●受付番号　185001345000010863

AI 技術によって生成されたイラスト等は著作権の侵害に当たると考える。
AI 技術というのは「学習」が必要となり、学習には「既存のイラスト」が必要になる。一人のクリエイターの既存のイラストを学習し続けた場合に、そのクリエイターに成りすますことができ、クリエイターを犯罪者にしたてあげることが可能である。
アニメのスクリーンショットや漫画のスクリーンショットを使用し、有名作品の原作者の意図しないイラストを、あたかもアニメ制作スタッフや原作者の書いたものとしてネット等に投稿できるのは、日本のアニメや漫画産業に多大なるダメージを与えるものと推測される。
また、AI 技術の発展により、イラストレーターさんに対する誹謗中傷が増えてきている。
参考 URL
[redacted]
上記 URL に記載されているクリエイター[redacted]さんは誹謗中傷により仕事を続けることが困難な精神状態に多々陥っている。
上記内容から AI で生成されるイラスト等は著作権の侵害となることを法的に定め、日本のクリエイターを守れるようにして欲しい。

●受付番号　185001345000010864

イラストレーターとして、生成 AI に対して規制を希望する意見を提出します。
1.本題について検討する会議や委員会を、生成 AI を推進したい人間のみで行なっていることに強い疑問を感じています。
クリエイターまたはクリエイターの意見を反映する人間がおらず、素案もこちらの意見を反映せず、クリエイターたちはこう思うのではないか、という想像のみで検討が進んでいることがわかります。
SNS 等ではほとんどのクリエイターが、自信の技術と成果物が生成 AI に使用されることを拒否しています。生成 AI によるクリエイターへの被害も起こっています（特定のクリエイターの成果物であると誤認させるような広告、特定のクリエイターと誤認させながら、そのクリエイターの営業方針とそぐわない生成物の生産、模倣生成 AI の配布　等)。
また、ハリウッド俳優によるストライキ、NIVERSAL MUSIC JAPAN による TikTok との契約についての声明、ほか音楽、漫画、新聞協会・団体から多くの声明が出ています。
生成 AI は素晴らしい！という想像で議論が進んでいるため、上記の実情が無視されています。
想像ではなく、実際にクリエイターがどいうい反応を示しているか、また実際に何が起こっているのかを把握し、検討すべきです。クリエイターの意見を勝手に想像し、現実を無視するべきではありません。
立場のある偉い人間ではなく、現場で生産をし仕事をしているクリエイターの意見を反映してください。
2.現在ある生成 AI に対する法律は、今問題となっている生成 AI(画像生成 AI SD, NAI　等）を想定していません。
素案ではこれらをなんとか認めるために法解釈を作っていると見受けられます。
素晴らしい未来が待っているという想像で法解釈をせず、現実に何が起こっているかを知って、法律を検討すべきです。
3.クリエイティブ成果物および技術は、個人の財産です。
法解釈によって個人の財産を自由に AI に利用できるような法解釈を進めようとしています。
これは自信の財産の AI 利用許諾によって利益を得たり、許諾をしないことによるブランド化といった、AI に対する自信の財産の利用機会を奪っています。
現在の生成 AI を想定していない法律によって、個人の財産および利用機会の損失を発生させないでください。
4.生成 AI において主流となっている画像生成 AI においては
児童ポルノ、戦争・医療・犯罪に関わる写真等が利用されることを無視するべきではありません。

●受付番号　185001345000010865

資料名　AI と著作権に関する考え方について（素案）
章・部　5.（1）学習・開発段階
該当ページ　P17　31 行目～35 行目
該当する記載　近時は、特定のクリエイターの作品である少量の著作物のみを～
・昨今問題となっている、特定の人物の写真や声を用いて生成されたディープフェイクやフェイクポルノ等についても触れるべきではないか。
資料名　AI と著作権に関する考え方について（素案）
章・部　5.（1）学習・開発段階
該当ページ　P22　3 行目～19 行目
該当する記載　（エ）本ただし書に該当し得る～該当するとは考えられない。
・「著作権法の一部を改正する法律」施行時と現在とでは状況が一変している。
多くのクリエイターが生成 AI の学習に自身の著作物が利用されることへ反対の意思を示している現状を鑑み、法第 30 条の 4 そのものを見直す必要性を考えるべきではないか。
資料名　AI と著作権に関する考え方について（素案）
章・部　6.最後に
該当ページ　P37　22 行目～
該当する記載　上記のような継続的な検討と並行して、本考え方に示された～
・創作界隈に身を置く者としては、法律が追い付いておらず無秩序なまま生成 AI を乱用されている現状に辟易している。
技術そのものは革新的なものだが、その恩恵を追い求めるあまり、個人に留まらず世界的企業までもが不都合から目を背け推進し続ける様は異様である。
日本国内においても、クリエイターの主張を踏み倒し推進ありきで話を進めているように見える。
この、著作権そのものが揺らいでいる現状に多くのクリエイターや関連団体が慎重な姿勢をとっていることからも、何らかのルール作りがなければ推進派とクリエイターたちとの溝は深まる一方である。
一個人の意見にはなるが、本素案の『5. 各論点について』で挙げられた項目それぞれに対応した法律を新たに制定してほしいと願う。
同時に、国民への周知啓発（特に若年層）がより一層必要と考える。

●受付番号　185001345000010866

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010867

私は大学に通いながらイラスト制作をしており、将来的にデザイナーとして企業へ就職することを目指して活動している者です。
数年前から創作文化に多大な影響を及ぼしている「画像を生成する AI」について言及させて頂きたいです。
私の意見を端的に申し上げますと、「現在ある画像生成 AI は、クリエイターにとって利用するメリットが少ないだけでなく、クリエイターの権利を侵害するものである。特定もしくは不特定多数の他者の著作物をデータとして収集、利用する形式の AI は法律で何らかの制限をするべきである。」と考えております。
「生成 AI がクリエイターにとってメリットが少ない」という部分について、更に申し上げます。
クリエイターが生成 AI を利用することでより高度な作品を作れるようになり、クリエイターに対する利益の還元になるという主張が散見されますが、私はこの主張に反対です。
多くのクリエイターは自分の頭と手で 0 から作品を生み出すことに魅力を感じており、そこに生成 AI が入る余地は少ないと考えております。そうして自分が作り上げたものに対して対価を頂けることに誇りを感じており、それが次の作品や創作すること自体へのモチベーションに繋がります。仮に生成 AI を利用し高度な作品を生成できたとしても、それに対してクリエイターとしての矜持はありません。
これまでの歴史で各々のクリエイターが矜持をもって切磋琢磨してきたからこそ、世界に誇れるほどに日本の創作文化が成長したのだと考えております。

●受付番号　185001345000010868

生成ＡＩによって創作に悪影響が出ていることは間違いない。
もっと現状をしっかり見ろ。

●受付番号　185001345000010869

まず著作権者の許可なく著作物を生成 AI の学習へ使用できる、ということが現代ではそぐわないので、法整備をしてほしいと思っています。
著作物をそのまま切り貼りすれば犯罪になるのに、AI を通せば合法になる、という悪意を感じる事態を招いている事例をよく見かけます。
生成 AI に用いるデータセットを一度リセットして、学習するものは著作権がフリーのものを用いるか許可制にしてほしいです。

●受付番号　185001345000010870

・著作権法 30 条の 4 は撤廃すべき
著作権法 30 条の 4 は、データ元にされているクリエイターの人権を不当に制限していると考える。生成 AI が著作物を切り刻み合成し生成物を出力する構造は著作人格権の同一性保持権を、他者の著作物と合成されクリエイターの名前が伏せられる構造は氏名表示権の侵害に当たると考える。
生成 AI の学習がデータ元にされたクリエイターの人権を制限する程公共の福祉に寄与するか。現在の生成 AI の使用用途はデータ元にされたクリエイターが得るべきであった利益を奪う、生成 AI 使用者によるクリエイターへの嫌がらせ、成りすまし、詐欺に利用、ディープフェイク等で世界規模で被害者を出している。また、生成 AI のデータセットである LION-5B は CSAM（児童性的虐待のコンテンツ）が含まれているとスタンフォード大学から指摘されており、その他にも世界規模の著作権侵害・肖像権侵害をして集めた画像・戦争など非倫理的な画像が含まれている。
データセットからして人権侵害の問題があり、使用用途はフェイクを作り人を害する目的が主の生成 AI の学習が、データ元とされたクリエイターの人権を制限できる程公共の福祉に寄与しているとは到底思えない。
著作権法 30 条の 4 は「当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には」と条件があるが、生成 AI の生成物を出力できる状態にする・生成物を出力する時点で生成 AI 開発者・使用者には享受目的がある。
生成 AI にデータ元とされる著作物を学習させ、生成物を出力することによって知的要求を満たし、公共の場に公開することで承認要求を、生成 AI による出力物で商売して利益を得ることは享受目的である。
生成 AI 開発者・使用者が享受目的であるにも関わらず、著作権法 30 条の 4 を自分たちの有利になるようにだけ解釈しデータ元にされているクリエイターの許諾なしに著作物を学習に使う行為が横行しており、クリエイターを搾取し不当に害している。
クリエイターが本来得るべきであった利益の横取りだけでなく、生成 AI を利用しクリエイターに対する嫌がらせ、脅迫、成り代わりが深刻な問題となっている。
著作物を許諾なしに学習に利用し、データ元とされるクリエイターの作風を偽装するモデルを作る LoRA、Novel AI v3 に代表されるように大手 AI 開発会社もプロンプトで作家名を打ち込むとデータ元とされた著作物を制作したクリエイターの作風を生成できるようにしている（Novel AI v3 の被害を受けているクリエイターは世界で 7000 人以上いるのではないかと言われており、実際データ元とされている被害者のクリエイターの作風に依拠した生成物を出力できることが確認されている）。
これらを利用し、二次創作のガイドラインにわざと違反するような生成物をクリエイターの作風で出力しクリエイター本人が制作したと詐称し SNS で公開する、X(旧 twitter)でク

リエイターの SNS ページを偽造する嫌がらせ・営業妨害が起きている。人気の作風のクリエイターの作風を自分のものと偽り、SNS で公開し承認要求を満たす生成 AI 使用者もいる。偽装された生成物を公開した者自身が描いたと購入者を誤認させ、クリエイターが本来得るべき仕事の機会を損失させる行為である。
生成 AI 使用者が自分の意に沿わない意見を言うクリエイターの LoRA モデルを許可なく作成、公共の場にばら撒く嫌がらせや営業妨害、クリエイター全体への脅しが横行している。これらクリエイターを害する行為が許されると生成 AI 使用者たちが考えている法的根拠に著作権法 30 条の 4 が使われており、生成 AI 使用者が誰でも無断で学習できる状態に起因する加害行為からクリエイターが自分の身を守ることすらできないのが現状である。
著作者人格権の侵害、データ元にされるクリエイターの人権を制限できる程公共の福祉に寄与する使い道が考えられないこと、許諾を得ない学習がデータ元とされるクリエイターを害し損失を与えているため著作権法 30 条の 4 は撤廃すべきと考える。

●受付番号　185001345000010871

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010872

AI と著作権について、各メディアを無断学習が著作権を侵害しているという記事をよくみかける。
私は仕事柄、企業広報が行う記事クリッピングの作業代行を行っている。
当然、記事利用を行う際（複製権と公衆送信権)、各媒体社との著作権契約が必須になる。
だがその際、その複雑さに気づかされる。
媒体ごとの考え方と料金など基準が違う、また記事ごとに著作権の帰属がバラバラで、一見、どこに著作権があるのかわからないような作りになっている。
新聞記事は、媒体社所属の記者等が書くものと、通信社から配信された記事から、主に構成され、新聞社の記者の署名記事、通信社のクレジットが入っている記事、そして署名もクレジットもない記事の 3 種類にわけられる。
厄介なのは 3 番目のクレジットのない記事、この記事の許諾を取ろうと思った時、新聞社に申請なのか、通信社に申請なのかわからず、会社として記事利用の包括的な著作権契約の交渉をした際、
「クレジットのない記事は、配信記事の場合がありますので、きちんと区別して、適切に新聞社と通信社に申請下さい」と言われる。そちらで区別付けていただけないのかと聞くと、どの新聞社も「できかねる」と断ってくる。
通信社もしかり、許諾の担当者からは、全ての記事の配信を受けられる、1 か月 100 万以上の機器を導入し、見れば区別はつけられると言われる始末。
だが大手の通信社は、2 つある。この機器を導入しても通信社同士、どちらの通信社から配信を受けたかの区別はつかない。
そちらで区別をつけていただけないか聞くと、新聞社と同じ、「できかねる」とのこと。
要は新聞社と通信社、どちらの担当者も、編集・入稿に立ち会ってないので、記事の区別がつけられないのだ。
（著作権の窓口が入稿データをもらえば、配信か否かは区別がつくと思うが）
この問題は、AI の事業者が、学習のために各メディアからきちんと許諾を取ろうとする際も、同じ問題にぶつかるのではないだろうか？
よく著作権の問題で利用する側の違反がニュースになるが、利用される側もかなり不親切だ。
つまりニュースメディアに関しては、全ての記事それぞれが、著作権上、どこの帰属になるのか、「署名」や「印」を付与すべきではないのか？
そうなって初めて、AI によるメディアの無断学習が行われた際、自社の記事、通信社の記事、皆が正確に違反だと主張できる。
今のままだと、通信社の記事を除外して学習させようにも区別ができないのに、通信社は「当社の記事だ」と主張できるのだろうか？

AI 時代を迎え、皆が安心安全にメディアの情報を利用できる環境を整えるためにも、どの情報が、どこに帰属しているか、この整理が必須なのではないだろうか？
とかく利用者側の責任ばかりで、AI 問題は論じられがちだが、利用される側にも責任が伴うように思われる。
1 月 17 日、読売新聞の夕刊 3 面に、NY タイムスから訴えられた、オープン AICEO のアルトマン氏はこう答えている
「ウェブサイトにタイムズ紙の記事が転載されても、区別がつかない」
日本の場合、これに共同通信、時事通信の配信記事が加わる、紙媒体になると、ウェブよりもわかりにくい
利用する側から見た場合の著作権の整備、AI 時代を迎え、利用する側ばかりでなく、利用される側もそれなりの準備が必要ではないだろうか。
著作権を唯一所管する貴庁に、利用される側の整理の整備を期待する。

●受付番号　185001345000010873

・生成 AI の出力物に著作権を認めるべきではない
生成 AI で生成物の出力を規制するべきなのは、生成 AI 自体がデータ元にされたクリエイターを搾取する構造であること、日本の強みであるコンテンツ産業や文化を守るためであり、またコンテンツを生み出し日本支えるクリエイターを守るために必要であるからである。上記でクリエイターが生成 AI によって現在受けている損害を書いたが、生成 AI の生成物に著作権を認めるとデータ元とされたクリエイターに取り返しのつかない損害を与えることになるため以ての外である。
生成 AI はデータとされる著作物に依存しており、データとなる著作物がないと生成物を出力できない。
生成 AI 使用者がプロンプトを考え打ち込んだとしても、出てくる生成物はデータセットに使われている著作物のクリエイターによって創作された表現や技法を生成 AI が合成した結果にしか過ぎず、肝心の表現や技法はデータ元にされたクリエイターのものであり生成 AI・生成 AI 使用者は全く創作していない。
加えて、生成 AI・生成 AI 使用者はデータセットに使われている他人の著作物に依存することでしか生成物を出力できないため、著作物を消費する側であり自分の力で新しい表現、創作はできない。
生成 AI による生成物に著作権を認める余地はない。
また、海外では生成 AI の生成物に著作権を認めない判決が出ている。
クリエイターの作風を偽造する LoRA だけ問題視されているが、生成 AI 開発社大手の Novel AI v3 は作家名をプロンプトに入力することでデータ元とされた著作物を創作したクリエイターの特徴である絵柄を偽造する生成物を出力し、Midjourney は開発社たちがクリエイターの絵柄を偽造するために用意したリストが公開された。Novel AI v3 や Midjourney は学習データにされた大手映画・ゲーム・アニメの版権キャラクターと酷似した生成物をいくつも出力している。
生成 AI の生成物に著作権を与えると、データ元にされたクリエイターの経済的利益・アイデンティティ・人間としての尊厳を奪い、世界で認められこれからも日本経済に貢献するであろう版権キャラクターを使用した商売を阻害することになる。
著作物を合成してデータ元のクリエイターの特徴がわからないようにすれば大丈夫なので著作権を与える、との考えも認めるべきではない。
データ元にされた著作物を勝手に合成に使い、改変する行為は著作者人格権である「同一性保持権」の侵害であり、他者の著作物と合成されクリエイターの名前が伏せられる構造は氏名表示権の侵害であり人権侵害であるからだ。

さらに、データ元にされた著作物の特徴が薄まったとしても表現はデータ元とされた著作物のクリエイターのものであり、データ元となる著作物がないと成り立たないのであれば合成したからといって新しい表現、創作とはならないからである。

●受付番号　185001345000010874

AI の無断学習に反対します！！！！！！！！

●受付番号　185001345000010875

まず始めに、貴重なお時間を割いていただき、深く感謝申し上げます。私は、生成 AI の学習モデルの開発を個人で行っている AI 開発者であり、同時に AI 生成物を用いたアートの公開も手掛けるクリエイターとして活動を行っています。また、現行の著作権法に関する知識の普及にも努めております。このような多岐にわたる経験を通じて、「AI と著作権に関する考え方（素案）」における疑問点や問題点について、自らの意見を表明したいと思います。僭越ながらこれから「AI と著作権に関する考え方について（素案）」についての私なりの意見を述べます。その中で特に主張したいのは「データベースの販売に伴う措置、又は販売の準備行為」の解釈の撤回・削除の要求です。

【 「非享受目的」に該当する場合について】

（イ）非享受目的と享受目的が併存する場合について、「近時は、特定のクリエイターの作品である著作物のみを学習データとして追加的な学習を行うことで～」以下について

当該作品群に共通する創作的表現(表現上の本質的特徴)とは何のことを指しますか、具体的な例をあげて明確化してほしいです。自分の解釈では例えばキャラクターなどが該当すると思います。作品群にはキャラクターの図柄という共通の創作的表現を有する場合を指すことを想定しています。同一の作者の作品群にはこのような主要なキャラクターの図柄など共通した創作的表現が存在しますので、この部分が機械学習で生成物に表現上の本質的特徴を直接感得できる形で現れることが考えられます。また、作品群の創作的表現の部分が一般人にとっては判別しにくいのでここの不安を解決してほしいです。

【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】

（エ）本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について（学習のための複製等を防止する技術的な措置が施されている場合等の考え方）

データベースは情報の選択や体系的な構成に創作性を有するものが著作物として保護されると定義されていますが(著作権法 12 条の 2)、データベースの一部を複製する場合にも両データベースの創作的表現の共通点を検討する必要があります。それを踏まえても資料に例に出された論文データや記事データのデータベースに著作物性を有するかは疑問です。ただデータを積み上げただけの論文や記事のデータベースに情報の選択や体系的な構成とった創作性が認められる可能性は低いと思います。解析用データベースとして提供されているものでもなく、データベースの著作物かどうか疑問なデータを含むウェブサイトを”robots.txt”入れれば但し書きに該当し権利制限の対象外になるといった解釈は間違っていると思います。

また、「データベースの販売に伴う措置、又は販売の準備行為」としての措置についてはこの解釈の撤回を求めます。明確性にかけた但し書きの解釈は AI 開発者に対して委縮効果を生み出し、日本の大規模言語モデル(LLM)を始めとする生成 AI 産業の国際競争力を落とす結果に繋がります。これはひどい場合将来的なデータベースの販売に技術的な措置に”

robots.txt”を入れただけで権利制限の対象外になるという解釈にもつながりかねません。そうするとEUのデジタル単一市場における著作権指令(DSM)と比較しても(学術研究目的または機械判読可能な手段での権利留保)よりも日本の著作権法の方が厳しくなると解釈もできますので、日本国内での生成AI開発が著しく不利になり、産業の発展を著阻害する結果を招きかねません。「データベースの販売に伴う措置、又は販売の準備行為」の撤回を強く申し上げます。

【その他の論点について】

ク 法 30 条の4以外の権利制限規定の適用について

AI 開発に私的使用のための複製が適用されるケースについてもっと詳しく掘り下げてほしいです。例えば、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において AI 学習のために学習データの複製などの過程を経て開発された学習済みモデルやその生成物は私的使用の範囲を超えて公開や販売をすることが可能かどうか教えてほしいです。

最後に、日本が諸外国と比較して生成 AI 開発において圧倒的に有利な点として、「柔軟性のある権利制限」を設定したことが挙げられます。具体的には、AI 開発のための機械学習に関する著作権法の立ち位置をあらかじめ明確に定めたことが顕著です。このような時代を見据えた先見の明を持って法整備を行った政府をはじめとする関係者の方々に、深い敬意を表します。さらに、資料において「また、生成 AI の利用を中心に据え、創作活動を行うクリエイターも出てきた。」と、私たちをクリエイターとして評価していただいたことに心から感謝を申し上げます。

●受付番号　185001345000010876

AI 生成物を作るには、まず学習素材が必要になると思いますが、その学習させる物に著作権がある場合、著作権を保有している者の許可無く、勝手に学習させることを一切禁止して頂きたいです。
世間一般で簡単に AI を使用できる状態になり、人の著作物を勝手に利用して利益を出していることが倫理的に問題だと考えます。
現在、多くのクリエイターが AI に自分の作品を無断で使用されることに怯えて、自由に創作活動ができなくなっています。
AI が日本のクリエイターの可能性を潰すことを止めてください。
よろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000010877

考えられるが多すぎて創作をする身としては不安しかない。
自分の創作したものがAIデータとして学習されても創作者が消して欲しいといえば認められるような内容でないと受け入れられない。
クールジャパン戦略と言いつつクリエイターの気持ちや創作意欲を下げるような事やめて欲しい。自分がゼロから生み出したものを切り貼りされるのは耐えられません

●受付番号　185001345000010878

パブリックコメントの機会に感謝申し上げます。
AI と著作権に関する考え方について(素案)
3.生成 AI の技術的な背景について
"通常、学習データの切り貼りではないとされる"
5.各論点について
"(3)生成物の著作物性について "
についての意見：
画像であれば、AI 生成物はその形状でもって市場価値を見出されるために生成 AI 利用者の意思で出力を実行させた結果存在するものであり、生成 AI 利用者が既存の著作物を利用して表現を享受するために学習・出力という工程があると言えると考えます。
現実に、学習した画像と同様の文章や形状、学習元の著作者の創作物と見間違えるような AI 生成物が数多く存在しています。
生成 AI は学習元のデータ「そのもの」を入力しなければ出力することができません。人間の知覚・表現とは全く異なります。
また、オープン AI とマイクロソフトを米紙ニューヨーク・タイムズが提訴した際、ニューヨーク・タイムズの記事の文章がそのまま chatGPT で出力された大量の資料が提出されています。
以上のことから、生成 AI への指示と出力は人間が表現の享受を目的として生成 AI により既存の著作物を切り貼りしたものと言え、学習元の著作物が著作者の許可を得ていないなら、著作権を侵害する可能性があると考えます。
そして、生成 AI は人間のように自律した思考と意思で生成物を創造しているのでは無く、あくまで利用者の意図による既存の著作物の切り貼りであり、著作権を持ち得ないと考えます。
以下、「AI と著作権に関する考え方について（素案)」全体への意見：
今後も生成 AI が存在する状況において、以下の 4 点を主な基準にして頂きたく思います。
・著作物を生成 AI の学習に用いる前に、著作者に対して用途を開示し、条件、報酬、利用の可否について交渉する。
・データセットに著作者の許可を得ない著作物が含まれる場合、そのデータセットを用いる生成 AI の商利用を禁止する。
・学習した全てのデータを公開し、著作者に著作物の削除を求められた場合速やかにデータセットから削除する。
・「人間が作ったもの」「生成 AI を全て又は一部利用したもの」を明確に分けて表記するする(「生成 AI を使用しています」などの明記やスタンプ等)

また、顔写真 1 枚、短い音声などがあればディープフェイクを作成出来る、更に犯罪に利用されている状況から
・生成 AI 利用者の登録、もしくは免許の義務付け、特定の利用法(ディープフェイク等)の禁止と明確な罰則規定
これらもお考え頂きたく思います。
ディープフェイクで性的に加工された画像を広められたことで自ら命を絶った子ども、現在も名誉毀損や恫喝に晒されている多くの人々がいます。
AI 生成画像を戦争の記録と偽って混乱を招いたり、災害の AI 生成画像を SNS に投稿、救助活動を妨害する事態も起こっています。
これらの防止策をどうか急いで頂きたいです。
また、生成 AI の出現によりあらゆるコンテンツを Web 上にアップロード、又はインターネットに接続された端末に保存する危険度が別次元になりました。
あらゆる創作はもちろん、SNS に投稿した自分の写真を生成 AI で性的に加工され送り付けられた例や、好きな人物の顔で性的画像を作る生成 AI サービスもあります。児童の被害の記録(CSAM)や乳幼児の沐浴の記録さえ現在広く使われている画像生成 AI のデータセットに含まれています。
実在しないものを真実のように見せること、人間を丸ごとコピーして自由に動かしているように見せることのハードルを生成 AI は大きく引き下げました。秩序のある利用法の積極的な促進をして頂きたいです。
そしてどうか率先して「クリエイターの権利は尊重される」と示してください。
現在の日本はクリエイターの権利が強く守られているとは言えない状況です。
クリエイターは低賃金、過重労働、軽視されることが当たり前になってしまっている風潮が根強く、その上著作者の財産と言える著作物を生成 AI に無償提供させようという状況では日本のコンテンツ産業の未来が数年の内に閉ざされかねません。
財産権の侵害も考えられるのではないでしょうか。
生成 AI によって削減されるコストと、日本は生成 AI で著作者の権利を無効化するという姿勢が長期的な日本の利益と結びつくとは思えません。
著作者の知らない内に著作物を生成 AI が学習、短期間に増産され著作者と同じ市場で使い古されている現状が長引けば、クリエイターは生活できず後進は育つ場を失い、生成 AI が学習するコンテンツの絶対数も減っていきます。
少子高齢化の最中、失った人材を取り戻すことは容易ではありません。
国民の人権と財産を焼き畑のように消費して行く現状を、どうか止めてください。

●受付番号　185001345000010879

画家をしています。
AI は他者の著作物を吸い出して合成しているだけに過ぎません。
AI は 0 から 1 を生み出せないものです。
このような著作権侵害が罷り通り、あまつさえアートだなどと宣言し、クリエイターの権利を侵害するなどということが許されていい訳がありません。
日本が世界に誇るアニメ、漫画などを含むアート文化がこの先衰退していっていいのでしょうか？
否です。
AI 規制についての法整備を早急にお願いします。

●受付番号　185001345000010880

日本の誇るべき創作文化を現在進行系で荒らす生成 AI を、規制しないどころかお墨付きを与えるようなこの素案に反対します。生成 AI が行うのは創作ではなく、あらゆる著作者の許可を取らずずたずたに要素ごとに分け、入力に合わせて継ぎ合わせたものです。数タップで完成するこれらに著作権を与えるよりも先に、侵害されている著作権や創作市場への対策を行うべきだと考えます。

●受付番号　185001345000010881

AI の無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010882

この素案は、ＡＩを　気楽に　使用したい　ひとのためのものです。
ならば並行して、　ＡＩに気軽に利用されたくない　ひとのための案も添えるべきではないでしょうか。
無料配布されているという膨大なデータにも、本来の著作権を持つ人が許可していない画像が多大に含まれています。ＡＩを利用する人の中にはそれを懸念している人もいる、と書いてあるのを、『罪悪感を持たせない』形に解決させようということ自体が軽率です。
海賊版は海賊版です。盗作は盗作です。　犯罪の敷居を下げてはいけません。
ＡＩを奨励したいのならば、更に敷居を高くしなければクリエイター（ＡＩの使用有無を問わず）を守れないのです。
自由に使用可能だとされているすべてのデータを精査して、ひとつひとつの制作者に確認・許諾を得た画像しか無いと完全に証明してください。
誰もが安心して使用できるＡＩでの画像・文章生成とはそういうものではないでしょうか。
ＡＩ生成した作品で、後世に残るものは出現しないと思います。制作者の名も。
この素案を制作されたひとは、もちろん何故かご理解されているでしょうし、その反論のご用意もあると信じておきますが。

●受付番号　185001345000010883

文化省は現在生成 AI におけるトラブルを把握しているのでしょうか。そのトラブルを理解把握している上でこの著作権に関する素案を提出しているのであれば、どういった意図でなされたのか、問い質したいところでございます。
まず、そもそも創作物を学習し生成するのが生成 AI です。その学習元の創作物にも勿論著作権がございます。生成 AI を用いて生成された創作物に著作権を与えるということは、学習元の著作権を無いものとして扱うようなものではないでしょうか。
正しい使用用途、といった定義付けが出来る生成 AI の使用方法などほぼないと言って良いと、個人的には思っております。まして生成 AI に著作権など、イラストや漫画、アニメ、ゲームなど、一から発想し、さまざまな世界や色を作り上げてきたクリエイターの方々の血の滲むような努力を、こういった行為はぞんざいに扱うことと同義になると、少し考えればわかると思うのですが、いかがでしょうか。
一番最初にお話した通り、既に探せば山ほど出てくるほどの生成 AI と元来の著作権者とのトラブルは発生しております。生成 AI の界隈は、既に無法地帯と化しています。元の創作物から学習したものや、元の創作物を基にした二次創作から学習したものもございます。生成 AI に著作権を設け与えれば、元の創作物が著作権者諸共無碍にされ、二次創作から学習されたものなんかでは、元の作品が消滅してしまう可能性もなきにしもあらず。手頃なもの故に悪用されることなど簡単でしょう。悪用をされていても、著作権があるということを盾に、公式クリエイターを含む創作者の方々だけでなく、作品を待っているファンの方々など、大勢を巻き込んだ混乱を招きかねないと、私はこの素案を読み思いました。
こういった既に発生している問題やこの素案を施行することによる課題を放置、無視した状況で発案するのは、はっきり言って想像力の欠如だと思います。
私は、この素案には断固として反対いたします。
生成 AI に著作権を設けることによる多数の問題を考え、素案をもう一度考え直していただきたいと思います。

●受付番号　185001345000010884

AI の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000010885

AI を使う人が有利になる、得するのは平等ではありません。
現在のクリエイターは常に盗作に警戒しながら活動しています、悪徳な業者に使われクリエイター側が泣き寝入りする事も多いです。
AI に著作権が出来たら 0 から生み出すクリエイターは次々辞めていきます、自分が生んだ物を赤の他人に「私が作りました」と言われ、それが法で認められていると主張出来てしまう、作り出したクリエイターの主張は届かない事が多いのに？なぜ AI を使う人を優先していくのですか？
便利な物を作るには土台が必要です、日本の歴史を辿れば判るはずです、同じようにクリエイターは時間を掛けて作品を作っています。
「良い車ですね、私の方が上手く使えるので無料でください」と言われて納得できますか？
今一度考え直して、相談をして、ルールを組み立ててください。
この業界を理解しようとすれば判ります、AI に苦しめられてる人も、便利な物を「正しく」使う方法も。
本当に必要な物、必要な事を見極めてください、私は AI の無断学習を反対します。

●受付番号　185001345000010886

享受目的と非享受目的の線引きが曖昧で、解釈の余地によって無断に他人の著作物を利用する可能性が残ってしまうと思います。クリエイターが被害に遭わないためにももっとハッキリとした分かりやすい線引きをお願いします。

●受付番号　185001345000010887

どうにも AI 推進ありきに思えます。
クリエイターのやる気や収入を削ぎ、文化的発展に寄与しない方向へ進んでいないか危惧しています。

●受付番号　185001345000010888

既存の生成 AI が誕生してからというもの、すべての著作物は模倣可能な作品となり、著作物性というもの自体の概念が今一度問われようとしていると考える。
一般的に何かしらの作品（小説、音楽、絵画問わず）が作成されるとき、著作者が人であれ AI であれ、それにはなにがしかの事前学習が伴い、出力にあたる技能は著作者自身によって研鑽されるものであるから、一般的に、無から有を作り出すことは不可能である。
生成 AI を使用して何かを著作する際には、この「事前学習」から「出力技能の研鑽」までの課程を人工知能に代替させることに相当し、それ自体については、問題視にされるにあたらない。キャンバスからデジタルアートに変遷した課程でツールが変わったのと同じように、作成する手段が変遷したまでのことだ。
一方で、生成 AI 自体にも膨大な「学習」が必要になる。そして、生成 AI は学習するものを選ばず、現在「著作物性を持ちながら保護されていない」すべての著作物を学習しているといっても過言ではなく、意志の有無にかかわらず、意図なき生成 AI 利用者はその出力データの”学習元”を知るすべがない。
学習元にあるイラストレーターの画風・モチーフ・構図を模倣した作品が出力された場合、この AI による「意思なき模倣」が発生した場合、AI 利用者のプロンプトが「学習元データへの改竄要求」に過ぎず、生成元データの持つ著作物性を侵害するおそれがある。
「知らなかった」からでは済まされない。すべての著作者は、作品に対して意思と意図を持って作品を生み出す。線の一本、配色、構図、和音、シンコペーション、リズム、そのすべてに「表現したい意志」と「思い描いたイメージ」があり、その具現のために日夜研鑽し、血のにじむような思いで作品を出力している。想いがあり、表現したい感情があり、それを体現したものが作品なのであるからして、意図せず「元作品から著作者が意図しないメッセージに改竄された作品を生成していた」などの事象が起きる可能性がある限り、生成 AI の著作物性を認めることは許容しがたい。
まず、生成元データにされうるすべての著作物に対する著作性を十分に保護し、それらが望まない盗用をされない体制を敷いてから生成 AI の著作物性が語られるべきである。
生成 AI は作品を生み出すスピードを各段に早めてくれる。しかしそれは、単なる既存作品の”模倣”であって、その著作物に個性はない。
これまで数多の創作者たちが血反吐しながら培ってきた技巧が、作品への想いが、意図が、安易に模倣され、改竄されることは誠に遺憾である。
学習元となりうるすべての作品を護るためにも、生成 AI の使用については、その学習・開発プロセスも含めてあるべき規制を敷いていただきたい。

●受付番号　185001345000010889

私たちネット上でのクリエイターの現環境はAIを使えば使うほどユーザーから嫌われている環境におかれているのが大前提です。AI を使って「高度な作品」を作りたいわけではありませんし、自分の絵をAIに取り込ませて販売して利益を出したいわけではない。　絵は過程も含めて「悩んで」「描いて」、「表現」をすることが大前提だ。　ゲームでチートを使って気持ちよくなりたいわけではないのです。　AI はただただ邪魔でしかない。　ネット上で検索するにしてもAIの画像が増えてきて正しいものを見れないという環境、そういった点を踏まえてAI生成されたものの著作権は必要ない。　逆に「勝手に学習」されてAIでコピーされている元のクリエイターの絵の著作権をもっと大切にするべきだ。

●受付番号　185001345000010890

作品は作者のものであって AI の成長ためのものではありません。そんなもののために作品を作っているのではありません。
AI の利用はもっと役立つものにしてほしいと思います。

●受付番号　185001345000010891

絵を描いている者です。
ＡＩにより生成されたものに著作権を与えることに反対します。
AI 学習の機能を使えば低コストで新たなものが生み出せる、その可能性や利便性については決して否定しませんが、だからといって、創作者が時間をかけ、命を懸け、想いを馳せたものそのすべてをないがしろにしていいはずはありません。決して。
「命を懸けて」絵を描かない人には響かない言葉かもしれません。けれど一枚の絵を描くのに有した時間はその作業時間だけではなく、絵を学んだ時間、絵のために他を学んだ時間、資料を探した時間…つまり分かりやすく言えば生きてきたほとんどの時間のことを指すと考えていただきたいです。
絵のタッチ、アイディア、構図、色使い決して数時間、数日で身につくものではありません。それを「学習」と名付けられた混ぜこぜの中に手軽に放り込まれるのです。耐えがたい苦痛です。もし私の作品をそんな風に扱われたら、二度と絵を描かなくなるかもしれません。人生の中のこれからの大切な時間も生きがいも奪われることになります。
また私の描いた絵が人の心を傷つける意図しないものへと勝手に象られたら、そう考えると恐ろしくてたまりません。
絵だけでなく写真も。混ぜこぜの中に好き勝手放り込まれて、ありもしない画像を作られて。視覚効果はとても強いです。それをつくられたものだと判断するスキルはすべての人にはありません。
ＡＩ学習機能で作られたものに権利を許してしまうと、便利で低コストな利点に到底及ばないほど損害を生むのは明確なのではないでしょうか。
以上となります。
今一度ご審議をお願いいたします。

●受付番号　185001345000010892

生成 AI について、使い方の良しあしがあると思います。
〇良い点について
・学習を重ねることで、自らイラストが描けない方でも描きたいものが描写できる。
・描写までに時間がかからないので量産することが可能。
・写真のようなものも描ける。
〇悪い点について
・既存のイラストを学習させることで、イラストレーターの絵柄が盗まれてしまう。
・絵柄が AI に読み込まれたことで、そのイラストレーターの著作人格権が侵害される・
・また、人間がイラスト 1 枚を描き上げるのに多大な時間と労力、情熱が必要になるが、「AI 生成したイラスト」と誤解されることでその全てが否定され、イラストレーターが傷つけられる事態になりかねない。
・本来イラストレーターが貰える筈だったイラスト制作の仕事を生成 AI に奪われることで、イラストを仕事にする人口が減ってしまう。
生成 AI の技術自体は素晴らしいものですが、前述の通りイラストを仕事にしている方たちの生活が脅かされてしまいます。
実際、「生成 AI を使用している」という言葉はプロアマ問わずイラストを描く人にとって不名誉な暴言であり、傷つける目的で吐く人もいます。
中長期的な議論も必要ではありますが、その間に傷つく人、筆を折る人も出てしまうのではないでしょうか。
日本のアニメや漫画はご存知の通り世界から認められるものですが、素人のイラストだろうと価値はあります。また、その素人が技術を認められプロとなり世界から認められることも多いのです。
クールジャパン戦略のためにも、彼ら彼女らを守ることはとても大切なことです。
また、生成 AI で量産したイラストを使って内容のろくに無いゲームもどきを作り、販売する詐欺などもあります。
SNS では生成 AI で女性の写真のようなイラストを作って性的な表現でフォロワーを稼ぐスパムなどにも利用されています。
現状、生成ＡＩは悪用されていることが多いと感じます。
生成 AI 自体は立派な技術ですが、悪用する人間は国内外問わず多数います。
・生成 AI を利用できる人間を少数に絞る（個人を特定できる有料アカウントの所有者のみにする、など）
・生成 AI に新しく絵柄を学習させることができないように制限をかける。
・生成 AI に学習させた絵のイラストレーターは許可を得た特定の少人数だけにする。（名前を一覧に明記する）

など、悪用を取り締まることが不可欠だと思います。
ご対応の程、何卒よろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000010893

５．各論点について
（１）学習・開発段階
エ(オ)
そもそもとして現在の主流になっている生成 AI は大量のデータにより成り立っているものであり、
その大量のデータはネットから無差別に収集することで成り立っている。
その流れを汲んで開発された生成 AI も当然違法なデータが使用されている。
今ではデータに違法なものが多く含まれていることは周知されつつあり、「知らなかった」では済まないものであると思う。
また、「知らなかった」という逃げ道を放っておくわけには当然行かないので、
現在の生成ＡＩの問題や与えている不利益について、周知することを求める。
ネット上から無差別に収集した時点でそこに海賊版や違法データが入り込むことは自明であり、
そういった行為を避けることは「厳に慎む、十分に配慮」という程度でなく規制が必要だと思う。
「無差別に収集する」という方法を取った時点で何の配慮もしておらず、
その収集者は海賊版や無断転載の問題について一切考慮せず
著作権者に不利益を与え無断転載者や自身の利益のみを求めてると言ってよいと思う。
無差別収集行為について注意程度で済んでしまっては
「やったもん勝ち」で誰しもが違法なデータで利益を上げる方向に向かってしまう。
「究極的に言えば著作権者でないと判断が難しい」と言うのであれば、
判断ができない生成 AI 開発者やデータセット開発者に判断を委ねることはできない。
著作権者に許諾を得ることができたもののみを使用するべきである。
イノベーションとやらのために著作権者の利益が踏みにじられることがあってはならない。
著作権法は著作権者の保護をもって文化の発展に寄与するものであるので、
いかにして著作権物を生成ＡＩに使用するかよりも、まず著作権者こそ第一に考えるべきである。
この素案からは著作権者を守る意思は感じられない。

●受付番号　185001345000010894

AI による無断学習に反対します。

●受付番号　185001345000010895

生成ＡＩに対する現在の印象
学習元の著作権、肖像権を侵害している。
現在の規制も何も無い状態では悪用し放題。
問題点
ＡＩ作品の台頭によるイラスト、写真業界の衰退
既存のイラスト、写真とほぼ同じ画像が生成される
実在の人物に似たポルノ画像生成
そもそも自分の写真やイラストがなんの規制も無しに学習に利用されるのはおかしいです。
「人間の学習と変わらない」と主張する人もいるが、人間には何千何億の画像を取り込むことはできません。
私は既に生成ＡＩに画風をコピーされ、抗議すると生成ＡＩを利用する人に暴言を吐かれ、その後も嫌がらせを受けている方を目撃しています。
私が知らないだけでそういった被害を受けている方はもっと沢山いるでしょう。
守られるべきは生成ＡＩではなく学習元となる作品を作るクリエイターたちです。
生成ＡＩ利用者はクリエイターではない。
このまま規制しないでいたら、日本の優秀なクリエイターは海外に流れていき、日本のサブカルチャーは衰退していくことでしょう。

●受付番号　185001345000010896

AI でイラストや声を無断で他人に模倣されて仕事や表現を侵害されている人が活動を辞めたりしてしまう現状はおかしいと思う。発展は素晴らしいことだが、しっかりと個人を守る使い方のルールを決めて欲しい。

●受付番号　185001345000010897

肖像権は人権などを踏みにじり文化破壊の一助にしかならない。あまりにもクリエイターを軽視している。創作物もクリエイターも大切なものでちゃんと保護されるよう働きかけて欲しい。今のままでは何も守ることはできない。

●受付番号　185001345000010898

現在の生成 AI は、著作者人格権、肖像権、プライバシー権、財産権等、多くの人権を不当に侵害するものであり、搾取と詐称に特化しているため極めて危険だと考えます。
もっとも悪質な使い方を想定したうえで、下記のような厳しい規制を求めます。
・生成 AI の機械学習においては、事前に使用許諾を得られた作品のみを使用すること。
・生成 AI 作品であると一目でわかる表示（電子透かし）及び学習に使用した作品の明示の義務付け。
・上記を守らない利用者及び事業者への罰則を設け、罰則を周知。
・学習を拒否しているクリエイターの作品が生成 AI に使われた場合は即座にオプトアウトに応じることを義務付け。
・生成 AI 作品に著作権を認めない。

●受付番号　185001345000010899

ただでさえ創作界隈の単価がさがりつつある中、こんな法案がまかり通っては創作をするすべての人間の職や権利を奪いかねません。再考のほどよろしくお願い致します。

●受付番号　185001345000010900

イラストレーターとしての立場より意見いたします。
法律の専門的な部分はわかりませんので、肌感覚に基づく意見となります。
５．各論点について
（１）学習・開発段階 ア 検討の前提 （ア）平成 30 年改正の趣旨
＞この学習用データの収集・加工等の場面において、既存の著作物の利用が生じ得る
イラストレーターの多くは、そもそも「無断で既存の著作物を利用すること自体」を「著作権侵害」と捉えています。
多くのイラストレーターが主張しているのは「自分の絵を無断で学習データに使用しないでほしい」ということです。
そこが合法であることがこの件での一番の問題であり誤りだと思いますが、それを前提として議論が進むことに違和感を持っています。
無断利用が、どうしても技術研究開発のために必要なのであれば、「学習利用自体が著作権侵害である」という前提の元に、あくまで例外として厳しい制限をつけていただきたいと考えています。少なくとも個人や営利目的の企業が簡単に利用できるものであってはいけないと思います。
【 「非享受目的」に該当する場合について】
＞自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない
＞生成 AI に関して、享受目的が併存すると評価される場合について
「鑑賞目的」および「鑑賞させることによる何らかの利益目的」は「すべて」享受目的とみなされなければおかしいと思います。
「鑑賞」とはそれ自体が「表現された思想 又は感情の享受」に他なりません。
現在の AI 生成イラストの多数が、この「鑑賞目的」で使用されています。ネットにアップされているものや、広告やゲーム、メディアに使用されるのも、当然その範疇となり、そういったものは全て禁止とするべきです。
研究機関など許可を得た機関のみでの使用に制限し、生成結果の公表は著作権法の「引用」と同等レベルの範囲内だけの許可に留めるべきだと思います。
【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】
＞当該著作物の種類及び用途 並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。
そもそも多くのイラストレーターが「学習データに利用されること」自体を実質的には著作権侵害であると認識しています。
著作者人格権に関連する問題で、「自身の著作を他人に好きに利用されたくない」というクリエイターとしての自尊心の問題です。

「利益を不当に害する」には該当しないかもしれませんが、クリエイターとしての自尊心を毀損していると思われ、金銭的な利益よりもよほど重大な問題だと思います。
実際に AI 生成イラストの出現により、「イラストを描くという行為自体に対する尊厳を傷つけられた」という形で心理的ダメージを負い、筆を折るという判断に至っているイラストレーターもいます。
これは、「CG 技術が発達したため、時間をかけた手作業を一瞬で PC でできるようになった」等の技術革新の問題とはまったく別の問題です。
多くのイラストレーターが AI 生成イラストについては、技術革新ではなく「合法盗作行為の自動化」と認識しています。
これが横行すれば、クリエイターとしての自尊心が傷つけられるのは当然です。
＞著作権者の著作物の利用市場と衝突するか、あるいは将来における著作物の潜在的販路を阻害するか
著作権者を「学習データに使用されたイラストレーター全員」とした場合、現時点ですでに、多くの利用市場にて AI イラストが使用され、衝突は起きています。
潜在的販路も阻害され、需要が減っていると感じます。
（3）生成物の著作物性について
イ生成 AI に対する指示の具体性と AI 生成物の著作物性との関係について
1 について
人間のイラストレーターも、依頼者の細かな指示に従ってイラストを制作します。指示の中にはとても具体的な物も含まれますが、どれだけ指示が細かく具体的であっても、指示者であるクライアントに、制作した絵の著作権が生まれることはありません。指示をすることは制作ではありません。
23 について
人間のイラストレーターも、依頼者の指示に従って複数の案を制作し、依頼者に選んでもらうことがあります。しかし、それをもって依頼者に著作権は生まれません。
また、依頼者の希望に沿わなければ、何度もやり直しをすることもあります。この場合も、当然「やりなおしをさせること」をもって、依頼者に著作権は生まれません。
いかなる場合も著作権は制作者であるイラストレーターにしかありません。指示内容や回数や、リテイク・選択によって、「制作していない指示者にも権利が生まれる」という考え方はイラストレーターにとって脅威でしかありません。
AI 生成イラストは「著作物ではない」という扱いにするべきと考えます。

●受付番号　185001345000010901

４．関係者からの様々な懸念の声について

現在の生成 AI、とりわけ画像、映像、音声においてはクリエイティブ活動よりも犯罪利用や嫌がらせの利用が目立っており、そこに著作物を使用していることが多く散見されています。嫌がらせの手法の 1 つにクリエイターの作った物をそのまま流用したり、lora 等の特定個人を集中的に学習させた成りすましデータを散布するといった方法をとっています。また他にも存在しない、クリエイターが作ったことが無い第 3 者を誹謗中傷するような作品を勝手に作る、無断でなりすまして販売するといったことも起こっており、こういった事が続けば創作活動全般が困難になります。

そのため成りすまし防止のための生成 AI である事の明記の義務化や権利者によるデータセットの削除、悪意ある利用者の制限のために免許制の導入や生成物との紐付けを可能にしていただければ今後安心して活動が出来る人が増えると考えています。

●受付番号　185001345000010902

生成 AI を用いて他人の創作物を剽窃・模倣をしクラウドソーシング等のサービスで金銭を荒稼ぎするという手法が横行しており、そう言った場でのクリエイティビティが脅かされています。
また、そういった手法で金銭を稼ぐ集団はそれだけにとどまらず学習元・剽窃元のクリエイターへ嫌がらせを行うことを目的とした者さえおります。それらは法的に問題が無いことを盾に群をなし、被害者意識をこじらせ、あらゆるクリエイターへの攻撃へと転じ、クリエイターの精神を磨耗させ筆を折らせる事案が国内でいくつも発生しています。
また、生成 AI を取り巻く環境がこのような状況にも関わらず大手 CM 会社が生成 AI を用いての CM 制作に熱を入れる等クリエイターの仕事すらも奪っている現状です。
AI 技術がいずれは人間の助けになることは間違いないでしょうが、現状はクリエイティビティを衰退させる一因の側面が大きいと感じます。

●受付番号　185001345000010903

AI の学習に用いられるものの著作権や肖像権を守ってください。生成 AI を推進反対です。盗人に権利はありません。
イラストなどのクリエイターによる作品についてピンと来なくとも、岸田総理の写真を改変した画像や、災害のフェイク映像が許されるはずがありません。
新しく巧妙な技術は善いことよりも悪いことに使うのが人間です。まだ推奨・推進するには早すぎることを理解してください。
画像生成 AI から出力された画像は『作品』などではありません。
精々人の手で書き出したプロンプトの文字列部分のみが作品と言えるかもしれません。しかしシステムエンジニアが書くコード自体は作品として扱われないことは常識であり、プロンプトもまた作品とは呼べません。
したがって出力(生成)されたものに『作品』としての要素はありません。
生成されたものを元来あった「イラスト」「写真」「映像」などと同列に扱うことは出来ないことを理解してください。
生成された画像や映像の著作権ではなく、人の作ったものを守る著作権であってほしいと思います。
また、Midjourney などの画像生成 AI が児童ポルノを含有していることは既に知られていることであり、日本においても犯罪に使われてしまっています。
生成 AI の利用を推奨するだけで犯罪を推奨しているも同然の愚行です。
クリエイター自身で AI を活用し、利益として還元することを推奨する行為もまた愚行です。窃盗行為は『還元』ではありません。今一度生成 AI の在り方そのものについてお考えください。
最後に、有識者の皆様におかれましては、100 時間でも 200 時間でも使って 1 からものづくりをし、『作品』を完成させてみては如何でしょうか。話はそれからです。

●受付番号　185001345000010904

私はイラストレーターとして生計を立てており、生成画像 AI に関しての意見を述べさせていただきたいと思います。
私は生成画像 AI の規制が必要だと強く感じています。主に以下 3 点です。
(1)生成画像 AI による技術侵害、および著作権侵害リスク
(2)クリエイティブな独自性の危機
(3)今後現れるクリエイターへの影響
(1)この技術の普及により、私たちが長年にわたって積み重ねてきた技術が不正にコピーされ、その技術的価値が失われる可能性があります。私たちの作品が生成画像 AI によって模倣され、著作権が侵害される危険性も考えられます。これは私たちの生計を脅かすだけでなく、私たちの創造性や努力の報酬を奪うものです。
また、現行の画像生成 AI は、既存の画像を切り取って貼り付ける技術が含まれており、これによって我々の「著作者人格権」が侵害される可能性が高まっていると考えられます。
(2)さらに、生成画像 AI に対する規制が不十分な状況では、イラストレーターを含むクリエイターたちの創造性や専門知識が尊重されず、仕事や権利が侵害される可能性が高まります。私たちの個々のスタイルやアイデンティティは、模倣されるリスクにさらされ、独自性が薄れるでしょう。これは、私たちが芸術やクリエイティブな活動に費やす時間や労力が報われなくなることを意味します。
(3)さらに重要な点として、生成画像 AI に対する規制の不在は、新進気鋭のイラストレーターを含む若い才能の発展を阻害し、イラスト業界全体の発展を妨げる恐れがあります。規制がなければ、若者や新たなアーティストたちは、自らのアイデアや作品が不正に使用されるリスクを恐れて、クリエイティブな表現から遠ざかる可能性があります。これは業界にとって致命的な打撃となり、多様性や革新性が失われる恐れがあります。
したがって、生成画像 AI に関する適切な規制を導入することが急務だと考えます。これにより、私たちの創造性や努力が正当に評価され、保護されることが保証されます。規制を通じて、私たちの作品や知識が適切に保護され、クリエイターの権利が尊重されることを期待しています。

●受付番号　185001345000010905

AI の技術は大変素晴らしいものだとおもいます。上手く使えば効率アップを図れるのはわかるのですが、それを扱う法律は厳しくしないと今後の創作物に関わる若い芽を摘みかねないものだとおもいます。大量の生成 AI によって今クリエイターとして頑張っている後のクリエイターの収入を奪うことはや、自分が何時間も努力で積み上げてきた技術をかってに仕様され収入を得られたり、大量生産によって自信のイラストの価値を落とされる行為は、今後の日本の漫画、アニメといった世界的にも随一の日本の文化、それを支えるクリエイター達が衰退するのではないか大変不安です。私自信も絵を志した身ですが最近の AI を扱う身勝手な人たちやその被害にあって泣き寝入りした人たちを見て創作活動を敬遠してしまいました。私達は創作をしたい、絵を描くことが好きで努力をしているのであってただ楽をして金儲けをしたいような考えの人達のために筆をとっているのではありません。私はもう諦めた身ですがどうか今後のクリエイターの卵達が安心する未来を奪わないよう創作物、著作権守るために AI を悪用する人達にたいして厳しい法律を願います。

●受付番号　185001345000010906

AI の学習に使用する事は構わないが、事前に学習に使用することに同意した人だけに限るべき。
私たち創作者の何十年にも渡って積み重ねてきた絵の技術が無許可で AI 学習によって奪われ、利用される事はおかしい。
作家に対する冒涜であり、偽造である。
資格を取るためには時間とお金がかかる。
タブレット、時間、参考書等。私たちの絵の技術も同じ投資をしてきている。
AI に作らせれば時間や対価は減るだろう。
だが、今が大丈夫でもこの冒涜により作家が筆を折ってしまえばいずれこのサブカルチャー文化も衰退していく。
「クリエイター等自身が生成 AI を使いこなし、より高度な作品を生み出してそれにより利益を得ることが一番の利益還元である。」という意見についてもクリエイターとして全く共感できない。
わざわざクリエイター側が自分達の作品搾取されて作られた生成 AI を使って「高度な作品」などを作って利益得ようとするのかが分からない。
クリエイターは、自分の手で時間をかけて創った物を利益に変えたい。そう思っています。
仮に作ったとして、それで利益得られる保証もない。信用失うのみで得も何も無い。
クリエイター側の立場になってもう一度考えを改めて頂きたい。
この考え方を改めるべきだと、クリエイターとして改善を求めます。

●受付番号　185001345000010907

AI 著作権法に反対します。
第一に優先すべきである人間――制作者の権利を無視し、AI に権利を与えるのはいかがなものかと思います。

●受付番号　185001345000010908

・生成 AI を誰でも使えるような状態ではなく規制や制限をして欲しい。
・好きなイラストレーターが第三者からの集中学習の生成 AI を利用した嫌がらせで筆を置いている。
・私自身もクリエイターの 1 人で 20 年以上築き上げて来た技術を勝手に吸い取られ全てを台無しにされた。生成 AI が一般の手に渡ってしまってから自死を何回も考えている。
・無断で技術だけを搾取するような学習方法をやめてほしい。一からクリエイター本人が許可したもののみ学習、その後も提供者には報酬を渡し続ける等をしてほしい。
・問題がある全ての AI を廃棄。既存の生成 AI は無断転載サイトからの画像や児童ポルノ画像データ等の多くの違法なデータ達も学習されている。
・このままではいずれ作る者はさらに少なくなり AI は生成されたものを学習するようになり生成 AI 自体も崩壊していく恐れがある。文化も生成 AI も崩壊する。今のうちに対処していく必要がある。

●受付番号　185001345000010909

現在既に生成 AI によって被害を被っているイラストレーターや声優がいます。
これから先、被害を受ける人がいなくなるよう生成 AI の生産物著作権など認めず、学習素材にされた人は訴える権利を持ち、生成 AI の学習には厳しい制限があるべきだと思います。

●受付番号　185001345000010910

デザイナーを抱えるディレクター業のものです。
AI 生成を行うものは、すべて享受目的があると考えるべきだと思います。
また AI 生成されたものを著作物とすることは、クリエイターの創作意欲や収益を著しく削いでしまう行為であり、クリエイターの喪失に繋がります。
創作の力はこの国の外貨を得る一端です。
芸術文化の育たない国にならないよう、
何卒賢明な判断をお願いいたします。

●受付番号　185001345000010911

最近、Twitter でクリエイターさんが生成 AI 利用者に数ヶ月にわたる嫌がらせ・誹謗中傷を受けて活動休止する話を何度も見聞きしました。
(クリエイターさんの作品を生成 AI 出コピーしたものを販売、なりすましに使用。)
こういった嫌がらせ行為を無くす為にも、生成 AI は規制すべきだと思います。
結局生成 AI は、元になるクリエイターさんの作品がないと成立しないツールですし。

●受付番号　185001345000010912

（1）学習・開発段階 について
完全オプトイン性、つまり全ての学習データの制作者及び権利所持者に明確な許諾を得るべきです。
そうでなければ安心して生成 AI を使用できないばかりか、日常生活にも支障を来します。
自身が映った映像、写真、音声、制作した作品、そのすべてが自身の意思に関係なくインターネットにアップロードされる可能性が高いためです。
また、創作活動においては SNS を利用しなければ活動がままならないため収入に多大な影響があります。
（2）生成・利用段階 について
生成・利用するにあたり資格や免許制度を導入すべきです。
知識や常識、真っ当な倫理観を持たない人物が利用するには危険な技術です。
他人の権利や人権を無意識に侵害する恐れがあります。
また、制作物には生成 AI で制作した記述と学習データの開示を義務づけるべきです。
そうでなければ学習データの権利保持者に無許可で学習したとしても権利保持者には成す術がなく無法状態になってしまうためです。
また権利侵害が発覚した場合にはオプトアウトを義務づけるべきです。
アナログでの創作とデジタルの創作が異なるように、生成 AI による生成物とデジタルによる生成物は全く別のものです。

●受付番号　185001345000010913

５．（１）ア（ア）に「著作物の市場に大きな影響を与えないものについて個々の許諾を不要とすることがあった」
既存の作品と同列の市場に出されるAI出力がなされうる限り、学習段階での著作物利用に、著作権者の許諾が必要です。
５．（１）エ（イ）アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについてにおいて、
「〇作風や画風といったアイデア等が類似するにとどまり、既存の著作物との類似 性が認められない生成物は、これを生成・利用したとしても、既存の著作物との 関係で著作権侵害とはならない。」
とありますが、生成AIに関しては、「作風や画風が類似するもの」が「大量に」生成されることは問題です。これによりクリエイターの築き上げた表現が普遍的なものに貶められることが起こります。既存の著作権法から保護する対象を拡大するように考えるべきです。
「〇…アイデアと創作的表現との区別は…ケースバイケースで判断する」以前に、事案におけるクリエイターの作品が学習データに含まれていないことを前提とすべきです。

●受付番号　185001345000010914

５．（１）学習・開発段階

「ウェブサイトが海賊版等の権利侵害複製物を掲載していることを知りながら、当該ウェブサイトから学習データの収集を行うといった行為は、厳にこれを慎むべきものである」との主張は断じて受け容れられない。なぜなら、海賊版等の権利侵害複製物が著作権者の対価回収機会を侵奪して造られている以上、権利侵害物を複製する行為もまた当然に著作権者の対価回収機会を損なう為である。もし仮に、海賊版を学習することに著作権法 30 条の 4 等の規定による権利制限を認めた場合、後述するデータセットの譲渡の可能性を考慮すれば、海賊版と知りながら複製した著作物を第三者に販売する場合にすら著作権者が手出しできなくなる可能性がある。私的目的が認められる場合であっても、海賊版の複製は犯罪であるにもかかわらず、である。これは海賊版の複製が被害者に及ぼす被害を不当に軽視しているのみならず、権利制限規定相互間の平仄も取れない、生成 AI 開発事業者の利益のみを過大に考慮した恣意的な解釈であると言わざるを得ない。

また、現行の生成 AI のデータセット開発者自身が、著名な海賊版サイトをスクレイピングしてデータセットを製造したことを自白していることから、そもそも「インターネット上のデータが海賊版等の権利侵害複製物であるか否かは、究極的には当該複製物に係る著作物の著作権者でなければ判断は難し」いとの主張は、生成 AI 開発事業者の無法を糊塗するための詭弁に過ぎないものと言える。少なくとも、著名な海賊版サイトを使用しての開発は厳しく糾弾すべきであり、海賊版か否かの判別が付かないという問題点を認識しているのであれば、原則に立ち返って著作権者の許諾を得て開発を行うべき旨を提案すべきである。文化の発展に寄与すべき文化庁が、著作物を略奪し文化を毀損する海賊版に対して毅然とした態度をとらず、生成 AI 開発事業者に対して特権的とも言うべき待遇を与えるような解釈指針を打ち出すことは、自らの責務に反する行為であるとともに、我々著作権者に対する背信行為である。猛省を求めたい。

加えて、海賊版の複製を用いて造られた学習モデルについても同様の問題がある。著作権者の対価回収機会を侵奪して造られた海賊版を用いて造られた学習モデルもまた、存在し続ける限り著作権者の対価回収機会を損なうものである。さらに問題となるのは、通常の海賊版とは異なり、生成 AI の学習モデルは複製されて販売され、購入者の許でさらに海賊版を製造することで被害者の損害を雪だるま式に拡大させていく点である。これはもはや既存の海賊版規制規定では対処不十分であり、例えば保持者の故意・過失を問わず学習モデルの廃棄請求を認めるといった新たな立法的救済が必要といえる。この点に関しては、法の不遡及を貫徹していては被害者の救済が不十分となるため、新法施行以前に製造・取得された学習モデルについても遡って適用させる等の手当てが必要となる。これらの学習モデルやデータセットの廃棄請求については、著作権法に特有の問題ではなく、ディープフェイク等

の生成 AI 問題との関連でさらに議論を深めるべきものであるため、生成 AI を対象とする新法の制定を強く求めるものである。

なお、これらの点と関連して、データセットの開示義務を法定すべきである。素案の通り民事訴訟法上の文書提出命令等に委ねていたのでは、被害者の負担が過重であるのみならず、そもそもデータセットに自らの著作物が含まれる確証が掴めない状況では訴訟を提起することすら困難であるため、被害者救済の道を事実上閉ざしてしまうことに繋がる為である。この点も、ディープフェイク等との関連で著作権以外の権利も侵害されていることから、著作権法とは別の法律において全面的な開示義務を定めることが必要であると考える。加えて、簡便な手続きによる廃棄請求権の法定も必要である。

最後に、データセットや学習済モデルの譲渡も禁止すべきである。既に述べた通り、海賊版取引の隠れ蓑となる危険性が高く、また譲渡後に享受目的で使用されている現状があるため、実質的に 30 条の 4 の潜脱目的で利用されている為である。47 条の 7 ただし書があるにもかかわらず、現に享受目的でのデータセットや学習済みモデルの取引は横行しており、その取り締まりも儘ならないのが現状である。被害者に泣寝入りを強いている一因は 47 条の 7 の存在であり、仮に 30 条の 4 を生成 AI に適用することを許すのであれば、47 条の 7 の適用を認めることは断じて受け容れられない。最低でも、明確な適用除外規定を新たに設けるべきである。そもそも、生成 AI はその構造上必然的に学習元著作物と市場競合する生成物を出力することを目的としているため、30 条の 4 を適用する余地はないものと解するべきである。

●受付番号　185001345000010915

フリーランスのイラストレーターとして活動しております。
自身の生活に直結する問題として、主に画像生成 AI に関する著作権侵害とその問題について自身の考えを提出させていただきます。
1.生成画像 AI の著作権保護への必要性
2.技術流出のリスクへの警鐘
3.インターネット上の情報汚染問題
4.信頼性の低下と情報アクセスの困難化
1.まず第一に、この技術が規制されない場合、私たちクリエイターは安心して創作活動を行うことができません。著作権の保護が不十分な状況では、自身の作品が不正に模倣されるリスクが高まり、クリエイティブな活動への意欲や信頼が失われるでしょう。その結果、国内のクリエイションが停滞し、将来的な発展が阻害されることを危惧しています。
2.さらに、生成画像 AI による技術の保護不足は、海外への技術流出を招く恐れがあります。規制が整った国外にクリエイターの技術やノウハウが流出し、経済の発展と国内の競争力を失うことにつながります。これは国内産業やイラスト業界にとって大きな損失となり、経済的な健全性や独自性を脅かすものです。
3.加えて、すでに画像生成 AI が作り出した現実とは異なる数々の情報により、インターネット上の画像検索欄が汚染されており、以前にもまして正しい情報を正しく入手することが困難な現状を感じております。これは、生成画像 AI が制御されずに広く利用されることで引き起こされる問題の一例です。偽の情報や不正確な画像が大量に生成され、信頼性の低い情報が蔓延することで、社会全体に混乱と不安が生じます。特にオンライン上では、信頼できる情報の確保がますます困難になり、情報の選別や信頼性の評価がますます重要になっています。
4.例として、わたしは和物のイラストを描く機会が多く、仕事柄「平安時代 着物」と検索すると誤った画像が多数表示されます。特に生成画像 AI によって作成された画像は実際に存在するかのようなものの多く、信頼性の高い情報にアクセスするのが難しくなっています。このような状況では、正確な情報が消失し信頼性の高いコンテンツを見つけることが困難になります。この問題に対する規制や対策がより一層急務となっています。
したがって、政府には生成画像 AI に対する適切な規制を導入することを求めます。クリエイターの権利が保護され、安定した創作環境が確立されない限り日本のクリエイションは衰退の一途を辿ると思います。同時に、技術の海外流出を防ぐための対策も必要です。これによって、イラストレーターやクリエイターが安心して創作活動に取り組み、国内産業の発展に貢献できる環境が整うことを期待しています。

●受付番号　185001345000010916

著作物を自身の表現の場と考えるクリエイターと、労働の成果物と考える経営者で AI に対する意見が食い違うと考えています。
前者は著作物を AI の学習データとして無制限に使用されることは自身の権利（人権）の侵害と考え、後者は創作とはコストであり、AI に代替してコストダウンを進めたいため、無制限の学習での使用を望んでいると思われます。
現代の日本社会ではクリエイターは経営者と比べると圧倒的に弱者であり、一定の利用制限をかけなければ貧富の差につながると考えています。
考えられる制限としては、AI をわずかでも使用した成果物には高い税をかけ、クリエイター救済に使用することが考えられます。
また、現在の AI の広まりはインターネット上に善意で公開されている情報、著作物を無断で無節操に収集できているからこその成果だと考えられます。
これらの善意で公開している人が自分の権利を侵害されたと感じ、公開を停止すれば学習先がなくなった AI はそれ以上の発展が困難になる恐れがあります。
実際に、プログラミング分野では１０年前に比べると個人のホームページが減少し、Github などのクローズドな環境での情報共有が主流になってきています。
真っ先に AI が発展した将棋や囲碁、チェスなどは棋譜という形で教育データが公開されていました。
これが、棋譜を公開しない、残さない世界であった場合、AI の発展はなかったでしょう。
同じことがインターネットでも起こるのではないでしょうか。
AI の発展が続くと考えている人は、これまでと同じようにインターネット上に新しい情報や著作物が公開が続くと考えているのではないでしょうか。
なぜ、AI に情報を収集されるだけで感謝もされず、フィードバックもなくなった状況下で変わらず新しい情報や著作物が公開されると思えるのでしょうか。
これらの懸念が解消されない限り、AI 技術は研究だけにとどめておくべきだと私は考えます。

●受付番号　185001345000010917

昨今の生成 AI について、ほとんどすべての生成物が学習元となったイラストなどの著作物の元々の成果を奪っていると見受けられる。政府の発表などでは新たな創作の幅が広がるのを期待するような意見が多いが、ほとんどの場合が著作物を生み出した人達の仕事に支障を与えている形で利用されている。イラストなどの著作物を利用して生成 AI でイラストを生み出し販売などをした場合、著作物を生み出した人間の仕事を結果的に奪う形となっている為、データ元となった人間にとっては百害あって一利なしの状態である。この状態を放置するのは、日本の数少ない世界に誇れる分野である漫画・アニメといった文化を捨てるような行為であり、断じて放置するべきではないと考えられる。ぜひとも文化庁には AI に対する適切な規制を求める。

●受付番号　185001345000010918

画像生成ＡＩは結局のところ既存のイラストや写真を使用しなければ作れないため、現状のただ乗り状態が続けば、クリエイターのモチベーションの低下につながり、ＡＩ利用者側は新しい手書きの画像が少なくなり、最終的には手書き、ＡＩどちらも衰退することになってしまう。至急、現状の画像生成ＡＩを規制して、これ以上の氾濫を防ぐ必要があると思う。

　具体的には、生成に使用したプロンプトの明記、学習元からの使用許諾、そしてＡＩで作成したことを偽らないようにすること、そしてそれを見分ける仕組みづくりと、罰則を作る必要があると考える。

●受付番号　185001345000010919

シンプルにお伝えしますと、生成 AI に関して学習元であるデータに生成 AI 及びそのソフトを使用する本人以外に権利があるものは一切使用できないくらいにして欲しいです(はっきり生成 AI の学習に使用する許可が学習元にあれば別ですが)。
生成 AI の開発元に学習データ全ての権利があり、それらに新たなデータを加えない範囲での使用を許可する場合も大丈夫かと思います。
要は学習元になるデータがネット上に公開されているとはいえ、他者の著作物が無断で使用されていることに問題があります。
AI 生成で出された画像自体に問題があるというよりは、大元のデータに問題があります。
それを防げない限りは生成 AI で出された物に関しては全て著作権上またはそれ以外での問題があるとしか思えません。
どうか未来ある絵師や多くのクリエイターを守っていただけるような内容にしていただけたらと思います。

●受付番号　185001345000010920

生成 AI は、人間の脳みそのように対象物を見て構造を理解し描くということはできません。表面的なデータとして丸っと飲み込むだけです。人間の脳が行う学習とは全く違います。生成 AI はインプットした膨大なデータをただ組み合わせることしかできません。プロンプトに指示された通りに、タグを元にデータを組み合わせ再現するだけです。
生成 AI が出力するものの精度を上げるためにデータそのものが必要になるのに、現在そのデータの著作権を所有する人や団体に対して対価は一切払われていません。技術開発のために膨大な数の著作権が侵害されています。人によっては、人間が他人の絵や写真を見て絵を描くのと同じと言う人がいますが、最初に言ったように、人間の脳が行う学習とはまったく違うものですし、人間の創作活動においても参考にするものが著作物であれば相応の対価を著作者に支払い利用します。そんな当たり前のことを、技術開発のために踏み倒すというのはまったく理解し難いです。
また、著作者が著作物でこの先得られるはずの利益を侵害する可能性も大いにあります。現に、実在のイラストレーターの作品そっくりの絵柄を出力しなりすましをする人や、大手ゲームメーカーのキャラクターを出力しイメージを毀損する人、声優の声を再現し本来ならば声優本人にギャラを支払い収録するべきものを声優に無許可もしくは不当な契約でそれを行う事案など、多くの被害が起こっています。生身の人間同士でも、トレースやアイデアの盗用は問題になるのです。何故生成 AI でそれが問題にならないのか理解に苦しみます。AI が生成する物は、全て既存の著作物などがあって成り立つ物です。人工知能が独自に考え出し無から生成するわけでもありません。この生成物に著作権は存在しないか、学習にしようされた著作物の権利者にその利益や権利は帰属するのが道理だと考えます。

●受付番号　185001345000010921

画像、音声などの生成 AI はマンガ、アニメ、イラストなどのサブカルチャー文化を破壊するツールです。
最近だと岸田総理の日テレフェイク動画などの様に、嫌がらせや風説の流布、海賊版作成などの目的で使用されるケースが散見されます。そのため画像生成を使用した証であるロゴ付加を必須とするといった制度の厳格化が必要だと考えています。
現在アニメやイラストなどの創作活動は多様になり、テレビや映画などの商業方面では活動しない個人クリエイターも増えています（音楽のミュージックビデオ、自主制作アニメなど）[redacted]の[redacted]や[redacted]の[redacted]などはそういったアマチュア制作からスタートし、今に至ります。生成 AI は未来の巨匠の目を摘む存在なのです。
このままだとサブカル文化は委縮し、産業そのものが衰退、税収も落ちます。画像、音楽、動画などの「生成 AI すべて」に対する規制強化、罰則強化を望みます。

●受付番号　185001345000010922

■項目 5(1)について
著作権法 30 条の 4 により著作権者に原則として許諾を得ることなく著作物を AI 開発のために利用してもいいという法律により、クリエイターが不当に利益を害されていることが多々あるため著作権 30 条の 4 の改定を求める。無断学習が横行してる現状で新たな才能は育たずいずれ文化の衰退につながる。
生成 AI による新たなクリエイターよりも現状被害にあっている既存のクリエイターの保護に目を向けてほしい。
■項目 5(3)について
生成 AI による生成物に著作権は発生しないと考える。
生成 AI がランダムに出力した生成物から選ぶだけの行為に創造性は無い。
そもそも生成 AI の学習元である世界中の著作物に似たものが排出されても AI 使用者が元の著作物の知識がなければ無意識のうちに著作権侵害のリスクがある。
生成 AI による生成物への著作権を考えるよりも学習元になった人間のデータの著作権を優先してほしい。
更に生成 AI の議論の場に生成 AI 被害にあった現役のイラストレーターなど当事者をもっと参加させるべきである。活用に前のめりになるばかりで被害者の話を聞こうとしない現状はおかしい。
日本国内だけでの議論だけではなく国際的な取り組みと合意が必要。

●受付番号　185001345000010923

4
生成 AI によって不利益を被るのはすでに懸念の段階を越え、多数の被害が発生している。生成 AI による悪用が多発することを防げず、著作者に害が及び続けている中で生成 AI を推進することは、クリエイターの存在自体を失いかねない行為だと思われる。
5（1）エ(イ)
取り込まれたデータの数に関わらず、作風や画風を寄せる事で著作者を騙り悪用する、著作者を誤認させるような悪意ある生成物が作られるなど著作者が害を被る事がある。現在でさえ多くのクリエイターが被害にあっている。
生成 AI による著作権侵害対策が充分にされていない現状では、悪意ある利用を防ぐことは難しく、多くのトラブルを起こしかねない。製作者、クリエイター側が生成 AI による学習を拒否するのなら、生成 AI による学習は制限されるべき。

●受付番号　185001345000010924

利用について
著作権侵害を訴えるにも金と労力と時間が必要なので最初から学習可の人から画像を集めたらどうですか？　確実に本人が提供していることを確認する仕組みが無ければ無意味ですが。
今の状態だと事実上の泣き寝入りになる人も多いと思います。
日々発表されているAI利用のコンテンツを確認して自分の権利が侵害されているかチェックできる暇な人なんていないでしょう。本来制作活動に使えるはずの時間です。
あなたも利用していいよと言われても他人が作ったものをまぜこぜに出力したものに加筆して自分の作品として発表しようなど思えませんし、メリットが一つも無いです。

●受付番号　185001345000010925

生成 AI について
もし日本の創作文化を守りたいのであれば、X（旧 Twitter）等 SNS を閲覧してみると良いと思います
殆どのクリエイターは生成 AI を好ましく思っていません
このまま自分が作った物を盗まれる行為が容認され続ければ、日本からクリエイターはどんどん減っていきます
技術も進化しており、このまま進んでいけば元のイラスト等と見分けがつかない程になるでしょう
そうなった場合、悪用される可能性の方が高いと考えます
一度、首相の不適切な AI 動画が話題になりましたよね
それと同じようなことが起こるだろうなと
例えばですが、法的に問題のある不適切なイラスト等を出力し、その罪を学習元のクリエイターに擦り付ける、といったような行為が起こるのが容易に想像できます
既に、現在も SNS では勝手に AI 学習に用いて販売を行ったり、そういったことが容易にできるため気の大きくなった AI ユーザーによるクリエイターに対する殺害予告や誹謗中傷もかなり多く目に着きます
規制を行わなければ、これらもどんどん激しくなっていくでしょう
未だ発展途中の技術、根付いた伝統でも無いため色々と難しいことは理解できます
しかし、このインターネットの時代、SNS 等活用すれば国民がどう思っているかは一目瞭然です
なので是非一度、そちらも閲覧して頂きたいです
勿論、悪用したいがために、規制する声に対して反発するユーザーも存在しますが、「いいね」や「リポスト、リツイート」等の数値を見るだけでも、「規制した方がいい」と思っているユーザーが大半です
少なくとも、クリエイターが有利になる法案が存在すべきです
海外国が法規制を敷いている以上、確かにこのまま規制せずにいれば「日本独自の文化」になりうるのかもしれませんが、そんな国で創作を続けようとは誰も思いません。
そうなると、かなり長い間日本の伝統であったアニメや漫画等が発展しなくなるんでしょう。
個人的な意見ですが、そうはなってほしくありません。
可能な限り慎重に、そして国民の声をきちんと耳に入れてから諸々の検討をお願いします。

●受付番号　185001345000010926

著作物を学習して商品としての生成 AI に利用することが享受目的でない、ということがそもそも飲み込みにくい。

●受付番号　185001345000010927

簡単に犯罪利用可能なので法律である程度規制すべきではないか。
個人の努力で切り開いた市場を AI で簡単に飽和状態に出来る。

●受付番号　185001345000010928

ＡＩ無断学習には反対です。
学習させる際には、学習元が許可を出している絵のみに限る必要があると考えます。
なぜなら、創作活動をしている人の意見や意思も尊重されるべきだからです。
また、ＡＩ利用は免許制にして、ＡＩ作品を扱う企業や個人を特定できるようにした方が良いとも考えます。
なぜなら、免許制ならば悪用からも守りやすく、万が一悪用されてしまった時、特定がしやすいからです。
また、現行の著作権法で守れるのは人が自らの手で生み出した作品のみに限定して与え、ＡＩ利用の作品は現行の著作権法と区別した方が良いと考えます。
なぜなら、ＡＩ作品が多くなると元々の創作作品が衰退しやすくなると考えるためです。ＡＩ利用には元々の作品を生み出す人も必要なため、発展のことも考えても、そちらも保護する必要があります。

●受付番号　185001345000010929

人間が他の方の作品を学習して自分の作品に反映させる時だって、既存の作品の色が濃すぎればただの剽窃と言われるのは当たり前です。機械学習だから、人の目で見て明らかに他の方の作品の色が濃すぎても問題無いという現状はおかしいです。
また、機械学習のインプット先が不透明でもよい現状はおかしいです。絵や文は人間が自分の人生をかけて生み出した作品であり、その作品を蔑ろにされた悲しみや怒りは何よりも法で守られるべきです。法は、人の気持ち、つまり倫理を何よりも守らねばならないはずです。私はそう信じています。
AI での機械学習から文や絵を生成するには、まずその AI の学習元を全てつまびらかにすることを義務付けること。著作権が生きているもので同意なき作家の作品が含まれていた場合には法で厳しく裁かれること。そうした作家を守る法整備を求めます。
資源の少ない日本が唯一世界で他の追随を許さないコンテンツ産業は、小さなひとりひとりの人間が作っています。ただでさえ人口が少なくなる＝日本の作家が減る一方の未来なのですから、国の宝として最大限気持ちと権利を守っていただきたいです。

●受付番号　185001345000010930

AI を用いた創作物の無断学習に反対します

●受付番号　185001345000010931

素人で趣味の範囲ではありますが普段は絵や漫画を描いたりクリエイター活動をしている者です。現状使う事出来る画像生成 AI はネット上にアップロードされているあらゆる画像を無断で学習しておりその無断学習されたデータセットの中から合成して画像が作られています。この為誰かが描いたイラストと同じようなものが出来るといった盗作のような画像が出来ることもあります。写真の場合誰かとそっくりな人物の写真も作ることが出来ます。実際特定の芸能人とそっくりな画像を勝手に作っている人や特定のアニメ漫画ゲームのキャラクターの公式の画像を学習させてそっくりな物を作っている人もいます。中には本物そっくりなフェイク画像を作って人を騙したり作った画像を販売する等で悪用している人もいます。なので画像を合成するにあたって使われている無断学習された画像が入ったデータセットをクリーンなデータにすべきだと思います。一度データセットをまっさらな状態にして許可された画像のみを学習させた画像生成 AI を使えるようになることを望みます。例えば初音ミク等のボーカロイドは許可された音声のみで作られています。これがネット上に上がっている様々な音声を勝手に学習させて許可されていない他人の声を自由に使うことが出来たならとても問題だと思います。現在の画像生成 AI はこれにあたります。もし無断学習されたデータセットをクリーンにすることが難しいならばせめて作られた画像にこれは AI です等の文字が強制的に表記されるようにする、ネット上にアップロード出来なくなる、販売出来なくなる、等の何らかの規制をして欲しいです。このまま画像生成 AI が野放しの状態になるとネットはフェイク画像に溢れネットショップは偽物商品で溢れ正しい情報や正規品を入手することが難しくなっていきます。盗作を恐れたクリエイター達も絵を描くことを辞めてしまい将来のクリエイターが育たたなくなり日本が世界に誇るサブカルチャー文化は衰退していくと思います。どうか画像生成 AI に使われている無断学習されたデータセットのクリーン化、作られた画像に AI であることの強制表記、ネット上へアップロード出来なくなる、販売出来なくする、等の何らかの規制を求めます。よろしくお願いします。

●受付番号　185001345000010932

絵描きを目指していた者です。
元々プロを目指し日々研鑽を重ねていましたが、
2022 年夏〜の「Midjourney」「StableDiffusion」「NovelAI」等の画像生成 AI の登場と、それに伴う創作界隈(SNS 等)の大混乱を目の当たりにしました。
創作界隈(SNS 等)の治安は過去に例を見ない最悪の状態で、現在も毎日のように生成 AI 関係のトラブルが発生し、著作権や倫理問題について激しい議論が交わされています。
創作界隈の治安が整うまで少なくとも今後数年は掛かるものと予想しています。
そのため私は絵描きとして食べていく道は諦めて急遽方針を転換し、現在は大工を目指して千葉県の職業訓練校に通い建築について学んでいます。
幸い千葉県内の工務店への就職先も決まり、大工として家を建てる「ものづくり」の職に就くことはできました。
ですが、絵を描くことそのものを諦めたい訳ではありません。
つまり商業作家になれなくとも趣味としての創作活動は続けたいのです。
しかし現在の国内法では画像生成 AI による画像(著作物)の無断学習が事実上容認されています。
どれだけ研鑽し努力し現在の AI が描けない優れた作品・画風(個性)を生み出した所で、結局それは AI にとって最も良質な餌(学習素材)にしかなりません。
このような理不尽な状況の中で私は自分の作品を世間に公表したいとは思えません。
優れた絵を描くには何年、何十年もの修業が必要な世界です。
何年も掛けて積み上げてきた血と汗と涙の結晶である「個性」を勝手に機械でコピーされ、ポルノに改変され、時には有料販売され、時にはタダでばら撒かれ、みんなの玩具にされてしまっても、クリエイターは泣き寝入りを強いられる現在の状況の異常さをどうかご理解ください。
強力な法規制によって生成 AI による無断学習に歯止めを掛けて頂きたいです。
よろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000010933

非 AI 利用による既存の著作物の権利が AI 生成物および学習データに害されない仕組みを作ってほしい。著作者が自身の著作物を AI の学習データに用いられたくないと意思表明した場合においてそれが AI 使用者によって破られた場合には罰金などの処罰が下るような罰則規定を設けるべき。特定の絵柄や構図などをほぼそのままコピーしたような海賊版同然の生成物をむやみに生成しそれによって金銭を授受するなど、著作者の権利を侵害するような行いは禁止したほうがよいと考える。また、特に商業利用においての AI 使用については、使用者は何らかの資格や条件つきの者に限ったほうがよい。

●受付番号　185001345000010934

画像・音声生成 AI は基本的人権を侵害している。即刻規制するべきである。

●受付番号　185001345000010935

一通り素案の 37 頁を読ませていただきました。
一個人として、AI 生成についてあまりに早急に色々と進めようとしている印象です。
海外で、著作権の問題が浮上していて、それにうまい折り合いがついていないのに、日本は AI 技術に後れをとるまいと焦り過ぎです。
素案の中でも、「海賊版の助長」の懸念があがっていることや、「著作権者からの申し立てに対し、収集データからその著作物を削除することの難しさ」に触れているのですから、海外の動向を見ながら、慎重に進める内容だと思います。
そして判例が少ないからこそ、委員会としてとりまとめたい、意見を集めたいは判りますが、素案とはいえ、これが順当に AI 生成技術の推進に流れていくと、問題をおきざりにしたまま、最後は「もう決まったことだから、問題が起こったら当事者同士で裁判で解決してくれ」の丸投げになりませんか。
裁判沙汰にならないように事前にきちんとルール作りをしたい、というなら、海外の動向をもう少し見るべきです。
あと「享受目的の利用かどうか」の判断は難しいと思います。
AI 生成技術が絡まない著作権の問題ですら、現状は難しく困難な問題なのに、そこに AI 生成問題を上乗せすると、全てのクリエイターが疲弊し、もう今後は作品を作らない、筆を折る人もいると思います。
ネット上のデータ収集に基づいて、たとえば AI が就職希望者に向いた職業を推進したりするサービス、それは各個人に向けての「助け」のツールになります。
写真データによる AI 生成によってフェイク画像で名誉棄損されたり、上司の声と顔は本物と信じて多額の送金をしてしまったりといった海外の話は、そのうち日本にも降りかかるのではと思っています。
素案の中に「著作者への不利益になるかどうか」も触れてありますが、学習時に得た大量データから自分の著作物が含まれていることへの立証の難しさもあります。
たまたま似た絵柄による AI 生成データの大量投下で、その作風を盗まれた元の著作者に対して直接の攻撃があるわけでもんなく、金銭的な不利益があるわけでもない場合、はたからみて不利益は感じられないかもしれません。
でも「自分の作品に類似した量産可能な AI イラストの方がもてはやされる」状況に対して、当の本人は筆を折ることは予想できます。
日本の文化を守るためであるなら、データ収集時の「海賊版画像は収集しない、著作権にまもられたものを収集しない」の問題をクリアしない限り、AI 生成の技術は悪用され続けると思います。
これは使用者の問題ではなく、この AI の学習段階での問題です。
学習時のデータ収集という行為自体は、享受目的ではないとのことですが、

この AI 生成技術自体が、そもそも個人で使うであれ、法人が使うであれ、生成したものを世の中に発表した時点で「享受目的」にしか思えません。
AI 技術を推進するなら、もっと労働時間の削減（業務効率アップ）や、災害時の活動に役立たせることなどの別の面での活用を優先させて欲しいです。
日本が手を出すには、問題がまだ山積み過ぎます。

●受付番号　185001345000010936

生成 AI は「ただの画像合成検索エンジンである」と、制作元自身が認めています。
なのにそんなものを使いこなして「高度な作品を作る」とは片腹痛いと言わざるを得ません。
「検索＝作品を作ったことになる」、こうして文字に起こしても、普通におかしいことだと思いませんか。
ましてや、知的財産権検討会にある資料に記述されているように、その行為を推進するなどとは。
生成 AI は明確に法規制するべきです。
なお、この提出意見はスクリーンショットで保存していますので、改ざんや曲解を行った場合、SNS や配信で公表いたします。

●受付番号　185001345000010937

【画像生成 AI ソフトに関して、直ちに利用を制限し学習も行えないようにし、無断使用については罰則も設けるべきです】
画像生成 AI は無数のイラストを無断で取り込み、それを切り張りしたコラージュ作品に過ぎません。
無断で取り込まれたイラストには著作権が存在するはずです。
つまりこれはイラストの無断使用です。
努力の末培ったイラストレーターの技術、イラストを無断で使用しているのは泥棒と同じです。
更に本来イラストレーターの成果物であるものを無断で使用し、イラストレーターに成り代わり金銭を稼ごうなどとは言語道断です。
勝手に他人のイラストを使用しグッズ販売しているのとなんら変わりません。
ただの犯罪でしょう。
まずは日本での画像生成 AI の使用を一切を禁じるべきです。
ただし無法の外国ではそんな事気にもせず日本の素晴らしいイラストが勝手に学習されてしまうことでしょう。
それを防ぐべく画像生成 AI で学習出来ないようイラストにかけられる「学習防止フィルター」等の防止措置も同時に考えていくべきです。
泥棒に良い思いをさせてはいけません。
一見素晴らしい技術に思えるかもしれませんがデメリットしか感じられません。
このままでは正直者が馬鹿を見るような構図です。
これが当たり前になってしまえば間違いなくイラストレーターの数は減ります。
そうなれば進歩も工夫も発展もなくなり、文化そのものが衰退しやがて消えるのは間違いないです。
それほどの劇物です。
本来利益を得るはずのイラストレーターが報われない世の中は断固として阻止しなければなりません。
日本のアニメ漫画ゲームの文化がぶっ壊れます。
人が自分の頭で考え、工夫し、創作し、発展させてきたからこその今の日本のイラスト文化があります。
これは画像生成ＡＩでは到底代替出来ません。
とにかく画像生成ＡＩは完全に遮断し、隔絶するべきです。
少しの譲歩も許してはいけません。
画像生成ＡＩだけでなく、ディープフェイク等の本物と一見見分けのつかない動画においても、混乱を招くだけで百害あって一利なしと思います。

音声データを無断使用し喋っていない事を喋らせる、顔を取り込まれて体を捏造される、インターネット上が嘘画像で溢れ果物や生物の資料の収集もままならなくなる可能性もあります。
デメリットがあまりにも大きすぎます。
岸田総理の動画が一時期ニュースにもなっていましたが、それが良い例です。
一番迷惑を被るのは日本政府の可能性も大いにあります。
議員や要人こそ音声データを利用されたり勝手に動画を作られたりするはずです。
ＡＩ技術は慎重に取り扱わねば大変な事になります。
なのでひとまず一切を禁止するべきです。

●受付番号　185001345000010938

AI で出力したものを著作物として扱うのであれば、その学習元をハッキリさせるべきだと考えます。学習元がクリーンである証拠が無ければ創造物を信用できず、商品価値が下がります。原料が不確かな食品が信用出来ないのと同じです。
学習元イラストに無断で使用された画像が入っていた場合、権利者の利益が守られません。競合するばかりでなく、作者のサインが AI で出力されたケースもあり、捏造やトラブルに巻き込まれる懸念もあります(名前を騙り販売されたイラストが罪に問われた場合など)
亡くなっているイラストレーターさんの未発表作品、などと嘘をついて個人取引を持ちかけ高額を騙し取ることも不可能ではありません。
学習元イラストが使い捨てにされたうえで AI 出力イラストが権利を主張しても、クリエイターが守られていない現状では NO というしかありません。
実在人物の写真であれば肖像権にも関わりますし、防犯カメラや証拠写真の捏造に使用され犯罪に繋がる可能性もあります。デマに使われた画像も AI で生成した物がありました。
上記の点で、AI 出力したものはソフトや学習元情報がハッキリ分からないと信用に足らないと考えられます。
児童ポルノや性犯罪に使われた画像が混ざっていたら商品としての価値は低下し、著作権問題どころか名誉毀損など二次被害を生み、AI 使用者を加害者にしかねません。
学習元画像を自作している方は問題無いように感じます。
無断使用が概ねの問題の原因だと考えます。これが解決しない限り、AI 出力画像が全面的に著作権を持つのは反対です。

●受付番号　185001345000010939

まず何よりも言えるのは生成 AI には早急に強く規制されるべきと考える。

現在広く使用されている生成 AI というものは学習データをいかに取り込んだかで精度が段違いに上がるというのは生成 AI 利用者が生成した生成物を見ると明らかであるがこの取り込まれたデータというものは無断であるという問題がある。今のこの世の中というのは各種 SNS にて数多の人が作品を掲載、または公開している時代である。このようなことがされている中でネット上には無断掲載をしているサイトと言うものが多数みられるこのような中で著作者本人が各 SNS のアカウントに公開した著作物をその SNS の運営でもない生成 AI のサービス側が無断で取り込んでいるというのは無断転載をしている海賊サイトと何ら変わりがない。

また生成されたものに関しても著作物との同一性や類似点においてどのラインを著作権侵害とするかについて解釈が分かれるとしていたがこの問題というのは手書きにおいても今まで起きてきた問題であり生成 AI を通して生成されたものであるからといって緩和される言い訳にはなり得ない。

取り込まれたデータの著作権の侵害の対策として削除の申請があれば削除ができるようにしている事業者がいると資料に書かれていたが今使用されている生成 AI のすべては取り込んだデータを公表していないためそのような対応というものは行いようがない。また生成 AI を過剰に推進しているこの日本においてこのような処置がとれ利用になるとはとてもではないが信じがたい。特定の作者を指定した生成はできないようにしていると資料には書かれていたが現実問題そのような対策はこれっぽっちも進んでいない

非常に類似した生成 AI による生成物というものは各作品の作者への攻撃手段としても使われているという点においても目を背けることができない問題である。具体的には各作品の二次創作のガイドラインが提示されているにもかかわらずそのガイドラインがいわば禁止している表現のイラストを特定の著作者の作風に極限まで寄せて生成したということがあった。このような使われ方というのは明確に悪意を持った使われ方でありこのような使われ方を防ぐという意味でも強く規制されるべきである。

またこのように言ってしまえば無法な生成 AI の利用というのは複製作品の過剰供給であり創作文化に疎い人間を含む生成 AI 利用者によるガイドライン等を無視した生成は創作文化の破壊、市場の破壊に他ならないため早急に強く規制つまり使用の禁止やそれに準ずることが行われるべきである。

●受付番号　185001345000010940

はじめに
私は一個人として一切生成 AI を用いずにイラストを自分で描いて楽しんでいるクリエイターです。なので今回は主に画像生成 AI、AI イラストについての意見となります。
各論点について
（1）学習・開発段階
画像生成 AI はインターネット上にある無断転載や著作物を含む大量の画像（イラスト）のデータを無断で集め、それらに文字の情報を与え学習しています。版権がある画像も大量に学習されており誰でも容易に版権が存在する画像やイラストを出すことができます。転載を禁止にするために付けられたウォーターマークや作者、作家のサインまで出てきます。これらは版権や著作権あるものが大量に学習されている証拠です。さらにクリエイター個人の作品を集中学習させることによりそのクリエイターそっくりなイラストを生成することが可能になっています。実際に日本の誇るべきアニメやイラストがこの集中学習によって誰でもわかるような類似した作品が大量にインターネット上に蔓延っています。
生成 AI の学習するデータの多くはこのような著作物です。その作者に還元される仕組みなどはあまり現実的ではなく、そもそもクリエイター目線からはまったく興味がありません。もちろん権利者への収益還元をないがしろにするわけではありません。ただただ生成 AI を禁止、または著作物あるデータの学習を一切の禁止にしてもらいたいです。
（3）生成物の著作物性について
著作権法２条１項１号によれば、著作物とは「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」とあります。
これが生成 AI に該当するだろうか？前述したとおり生成 AI は学習段階で大量のクリエイターの著作物、尊厳を踏みにじっており生成段階では生成 AI が自律的に生成したものでこれは著作物に該当しません。現状、生成 AI ユーザーがクリエイターの創作物、著作物を集中学習しその方に成り代わる所謂詐欺行為が多発しております。それらの行為によって辞めていったクリエイターは大量にいます。また逆にクリエイターの創作物が生成 AI によるものではないかと疑われ返上するケースも多発しています。私はクリエイターの創作物、著作物が１つでも学習された生成 AI の生成物に著作権を与えてしまってはいけないと考えています。
最後に
生成 AI は血の滲むような努力の末創作されたクリエイターの作品を踏みにじっています。これら著作権があるものをまったくの配慮がなく読み込まれ、生成 AI ユーザーによって大量の生成物が生み出されています。このような状況は現在活動しているクリエイターの人権を損害しているにすぎません。また未来あるクリエイターも努力することをやめ減っていってしまいます。

特にアニメ、漫画、イラストは日本が世界で一番の分野であり世界に誇るべきものです。これらを一から人の手によって作る文化は必ず残さなければなりません。今生成 AI によってこの文化が破壊され続けています。どうか今一度多くのクリエイターの意見を聞いて頂けないでしょうか。

●受付番号　185001345000010941

クリエイターを軽視しているように見受けられます。
AI 技術を厳しく取り締まれば技術面において海外と容易に差が広がるでしょう。
だからといって、発展のために誰かが犠牲になっても構わない……そんなはずはありません。
最近、SNS などで、生成 AI を用いてイラストや文章を投稿する方が多数確認されます。
その AI が生み出す作品は、これまで心血を注いで技術を磨いてきたクリエイターの作品を無差別に取り入れた『模倣』に過ぎません。
作品などでは決してない。
AI が思考し、新しい作品を生み出しているわけではないはずです。
それはただの模倣品にすぎない。
その模倣品に金額がつき、売買されるのは道理がなっていないはずです。
複数の家具をバラバラに分解し、でたらめにネジや板を付け直して「これは自分で作りました！」と言っているようなものです。そんなものに市場価値がつくことがおかしいことだと、この文章を読んでいるあなたなら理解できるはずです。
AI 技術を活用することを否定はしません。
しかし、AI によって生み出されたモノが売買されるのは禁止するべきです。
他人の技術を横領し、利益を得る行為が正当化されてしまえば、本来の創作活動に従事するクリエイターが得るべき利益が減るばかりです。
どうか、理性あるご判断をお願いします。

●受付番号　185001345000010942

AI 技術による創作物(絵/写真/音声/音楽/動画/その他 AI 技術を利用して作られたもの)は AI 学習元となったデータ作成人物(または音声本人/被写体本人)守る法律を制定してから利用されるべきである。
これらの法律が制定される前に AI 技術を利用を禁止すべきである。
学習元データ作成人物、および音声データ本人、被写体本人を守る法律案は以下に記載する。
【法律案】
1.AI に学習させるデータは、無許可・無料のもののみ無許可での学習を許可する。
　　学習の許諾を得ていないデータを無許可で利用した場合、法律で罰せられる。
2.AI 利用者が無許可で取得したデータを作成した人物(または音声本人、被写体本人)が AI 利用者に対して学習データの開示を求めた場合、法的効力をもって開示を義務付けるものとする。
学習元データ開示後、学習データが無許可で利用されたものだった場合、AI 利用者は法的に罰せられる。
3.AI 学習の無許可での使用を訴える側は、無許可での利用禁止している旨などを証明する必要がある。

●受付番号　185001345000010943

直近のアニメ産業市場は、一般社団法人 日本動画協会の『アニメ産業レポート 2023』によると、史上最高の年だった 2021 年に続いて 22 年も増加。3 兆円に迫る 2 兆 9277 億円と過去最高額となった。

伸長を担っているのが、1 兆 4592 億円を占め、前年比 111.1%の「海外」だ（図 1)。「配信」で同時視聴や視聴地域が拡大、「IP（グッズ)」「ゲーム」が連動する効果も大きく、横ばいの国内と海外がほぼ並んだ形だ（図 2)。「Netflix などの 国内・海外が同時の配信売り上げは統計上では国内市場に含むため、海外市場をもっと大きく考えることもできます」（日本動画協会の長谷川雅弘氏）

今や日本の大きな利益となるイラストや漫画、ゲーム等、無断で AI 学習ができてしまうのは、財産を盗ませることに他なりません。私はイラストレーターでもあり、漫画家でもありますが、この素案がこのまままかり通ってしまうことは日本の危機だと思います。衰退します。絶対に。この素案を作成した方はイラストや漫画、ゲームに関わっている人ではないと思います。それほどあまりにもひどいものです。現時点 Sns でもひどい被害をこうむっております。クリエイティブを AI にまかせても絶対に伸び代は打ち止めになります。なぜなら無限の可能性は AI にはありません。クリエイターにリスペクトをもち、クリエイターのために AI を活用してください。この素案はクリエイターを潰すだけです。

無断学習禁止、著作権ー与えること、これは絶対にやめてください。

●受付番号　185001345000010944

個人的には画像生成 AI を全面的に禁止すべきだとは思いません。しかし、[redacted]のように明確に加害意図を持って特定のイラストレーターに成りすまし、自殺教唆や殺害予告などの精神的苦痛を与える行為を繰り返す人物は確実に存在します。ですからそういった生成 AI を行使した嫌がらせにも、既存の誹謗中傷を処罰する場合と同様に被害者側が対処できる法整備が必要だと考えられます。

●受付番号　185001345000010945

３．生成 AI の技術的な背景について
（１）生成 AI について(ウ)および、(2)
「入力された指示を情報解析し得られた結果と、その生成 AI が学習したパターンやルール、傾向等に基づき、生成物を生成する」「この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。」とある。大前提として前文にもある通り学習したパターンやルール、傾向に基づいて画像の生成を行う。この過程は言い換えれば学習データを複製、コラージュさせたものを生成する行為であり、AI は学習データに偏りを持たせることで偏らせたデータの出力を行うことからも 0 からの生成ではなく複製のコラージュであることは間違いのない事実である。このことから「学習データの切り貼りではない」という表現は正確性が欠けたものであると考える。
(3)
　こうした処置があげられているが、個人が自身で学習させたデータのみから生成する場合ではない場合では削除要求を受け入れる措置があげられているが、どの企業から学習されているかを全て判断するのは不可能である。
　実際に利用された例を確認するまでは対応も不可能である点に加え、削除要請がわざわざされていることからも学習自体が著作者に無断で行われている明確であり、そもそも無断で学習を行っていること自体に問題があると考える。
【侵害に対する措置について】（イ）
学習データである著作物と類似しないものを生成することができると考えられることから、「専ら侵害の行為に供された機械、器具」にも該当しないと考えられる。とあるが、「著作物と類似しないもの」の定義が不明瞭であり、著作者等が訴えた場合に「誰の視点で、何を定義として、どう類似性の有無に影響するといえるのか」が明確でない以上適切な処置を施すのは難しいため、明確にするべき点である。
学習用データセットの著作権、および生成物の持つ著作権の所在(p28)について
　全体として明確なデータの偏り(類似性)のある生成物が生成されない限りはデータセットの規制等は難しいとの意見であり、データセット内の著作物についての利用は問題ないとの考え方であるが、データセットの特徴として学習元の著作物及び引用物を情報的に使用しているといえる。このことからあらゆる生成物は、データセット内の創作物のもつ創作性を包括し、引き継いで持っているものである。そのため学習用データセット内の著作物についてもデータセット内の各著作物ごとにそれぞれの原作者のみが著作権を有すると見なすべきである。
　AI 生成の利用者が著作権を訴える場合は当該生成物単独の著作権のみとし、その著作権の有無についても十分に議論すべきであり、ＡＩ使用者の創作的な寄与が十分以上に見ら

れない(ごく一部分の修正など創作性に大きく寄与しないものも同様である)場合には該当著作物の著作権は原作者が原則著作権を得るべきである。

AI 使用者による一方的な著作性の主張は生成の当事者である以上必然的に公平性の介さない意見となるため、必ず裁判所等第三者介入のもとデータセットに含まれる原著作者も交えて結論を定める必要がある。

結論として AI 生成物を AI 使用者単独の著作物とみなすのは不適当であり、原則的に学習元となる著作物の原著作者のみが著作権を保有するべきである。AI 使用者が著作権を求めてきた場合についても、必ず原著作者と公平な第三者を交えて議論するべきであり AI 使用者の著作性が認められる場合においても該当生成物の著作権は AI 生成者単独のものではなく、原作者も持つものとするべきである。またその利用目的の可否については原作者がより大きく決定権を持つものとし、議論時点で認められた以外の利用方法での利用があった場合は厳しい罰則を与えるべきである。これは複製権や上映権等についても同様である。

著作権法第 30 条の 4「享受」の不透明性について

p22 の(エ)や脚注 22 にもある通り個別に検討が必要となるなどする一方で本素案では該当例や対策を挙げる一方で脚注 17 など明確な基準のないまま回避方法や該当しない例などを挙げており、同文書内でも相反する意見が多量に散見される。これは基準が不透明であり、利用方法などによって容易に変更することが可能なためであろうが、この点は本法を定めるうえでこのままでは不適切であり明確にするべき点である。

また本文で定義される「享受」の基準についても適応しない範囲が非常に広いことからも恣意的かつ簡便に偽ることが可能であるため本法を定めるうえでは不適切な表現である。

原著作者の規定が不定な運用を制限する場合を除いたすべての場合において著作物の利用規定は本法よりも優先されるものである。

結論としてこのことから 30 条の 4 から「享受」に関する文言を除いて、明確な条文を定めるべきである。

●受付番号　185001345000010946

AI で作品を不本意に学習材料にされるということは著作権の侵害に当たるはずですが
何故 AI だけは赦されるような方向性になるのでしょうか？
現に民間のイラスト依頼サービスでは AI 禁止になっている所が大変多いです。それが何故なのかを今一度きちんと調べてみては如何でしょうか。
AI はイラスト産業、アニメーションなどの衰退を促進しているに過ぎないと思います。
使用や技術が悪ではなく、学習元の制限や取り締まりを厳重にすべきだと思います。

●受付番号　185001345000010947

現在海外の動向としてはAIの使用に関して許諾を得る方向で進んでおり、日本のみが制限の緩い状態で進めていくことに疑問があります。
また、AI の使用により利益の還元が得られるなどという意見がありますが、現在一次創作者が著作物を許可なくAI作成されて意欲を失う、また一次創作者へなりすまし・嫌がらせを行うなどの行動が見られており、一次創作者への保護が必要です。
現状、AI による生成は一次創作者の技術・労力を対価を得ずに利用し、競合した状態になっており、対策が不十分です。
そもそもアニメや漫画などは創作者や制作企業に対して少ない対価しか払わず、人材の不足が叫ばれていますが、AI によって安価で粗悪な作品が大量に出回ったところで、ファンが遠のき業界全体の収益は減ります。アニメや漫画などの文化をより豊かにしたいと思うならば、必要なことは一次創作者に利益の落ちる構造を作ることであり、AI の開発ではありません。
その他の点要望がありますので、以下にまとめます。
・AI画像はその旨を記載する
・学習に使用する場合は著作権者に許諾を取る
・AIツールを持つすべての業者を登録制とする。
・AI学習に使ったデータセットは公開する
・創作物の創作者から異議があるときはデータから取り除く
・児童ポルノに対してはデータセットに含まない。
　作成・流布のみではなく、データ学習をさせた人間も取り締まる
以上

●受付番号　185001345000010948

1.はじめに
まずここに書かれている「生成 AI の利用を中心に据え、創作活動を行うクリエイター」という言葉に疑問を感じました。クリエイターは自身の身につけたスキルや技術を使い、様々な発想や考えを形にする人のことです。他者の創作物や写真を利用し AI で生成したものを公開した生成 AI 利用者を一括りにクリエイターと呼ぶのは適していません。クリエイターではなく、生成 AI 利用者と表記すれば問題ないと思います。
そして、クリエイターの行う創作活動は享受目的であるといえます。「生成 AI を中心に据え、創作活動を行うクリエイター」と素案に書かれている、表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合とが矛盾しています。享受目的ではないのならば生成 AI 利用者をクリエイターと呼ぶのは不適切です。
2.(1)従来の著作権法の考え方との整合性について
全ての創作物、文化、クリエイターを尊重するのであれば、生成 AI を使用した全ての創作物は既存の著作権法とは違う新法の制定が必須です。生成 AI 利用者だけを視野に入れ、著作物をぞんざいに扱うことや、生成 AI を利用しない創作活動者の人権や利益を害するようなことはあってはならないと思います。
(2)AI と著作権の関係に関する従来の整理
生成 AI に著作権法 30 条の 4 を適用するようですが、無断学習されてしまったイラストレーター達が「AI のような絵柄」と印象づけられ、絵の評価・価値を踏みにじる現状を合法と認めると言っているようにしか見えません。表記されている著作権も著作財産権だけに注目し、著作者人格権をふまえた考えではないのも利益だけに目を向けているのが分かります。生成 AI によって創作活動者の著作物が、酷い扱いや意に沿わない改変をされ、精神を病み、そのまま創作活動を無期限休止になる人も必ず出てきます。クリエイターだけでなく、写真などの実写物では学習した場合そのまま人物の顔が出る時もあります。そのまま AI 生成された画像が詐欺広告や無断使用されたとします。この時点で肖像権侵害になります。例を挙げるのも心苦しいですが、児童性的虐待画像(CSAM)問題が代表例です。
([redacted])
数々のディープフェイク・フェイクニュースも発生しており、海外では映っている写真を使って生成 AI 等で改悪の加工をされ、自分の知らない所で無断で共有されるディープフェイクポルノ被害を受け、命を絶ってしまった 14 歳の女子生徒がおり、それだけにとどまらずいまだ他にも被害を受けている人達は存在します。日本でも被害を受けた人達は既に居ます。そして、これらは子どもにも悪影響を及ぼしかねません。被害は収まっておらず、日に日に増加しています。そして、明日には自分や自分の家族、友人らが被害を受けているかもしれません。フェイクニュースでの被害も存在しています。
(https://www.dailyshincho.jp/article/2023/11111059/?all=1)

このように政治にも悪影響を及ぼしています。これらのフェイクニュースが多発すれば国際問題に発展する可能性もあり、十全に規則を敷かなければ、その人物の人権侵害だけでなく知らない場で信用も無くなっていくという恐ろしい状況が発生することはすぐに理解できます。
悪用する利用者ばかりではないと理解していますが、全員が正しく AI を利用するという証明もされておらず現状犯罪に及ぶ悪用者が存在しており、被害者も自営が出来ずに誰かの人生を破壊している事態も発生している、という証明だけがされています。海外ではこういったクリエイターの権利侵害や罪の無い人が被害を受ける等の危険性を理解し、迅速に対応されています。AI による危険性やデメリットに目を伏せ、利益ばかりで相手を尊重しない法を合法とするのは許されるべきではありません。今のままでは著作権以前に人権の侵害をしています。

●受付番号　185001345000010949

2.(2) AI と著作権の関係に関する従来の整理
イ 法第 30 条の 4 の対象となる利用行為
ウ 「享受」の意義及び享受目的の併存にて 「享受」とは、一般的には「精神的にすぐれたものや物質上の利益などを、受け入れ味わいたのしむこと」(新村出編（2017）広辞苑（第七版）岩波書店 762 頁)を意味すると書かれており、「著作物に表現された思想又は感情」の「享受」を目的としない行為として、法第 30 条の 4 の適用対象となると考えられる。と素案に書かれていますが、生成 AI の利用者の中には AI によって生成された画像等をネットに公開する事で「精神的にすぐれたものや物質上の利益などを、受け入れ味わいたのしむこと」をしているようにも思います。そして、その生成物を販売や広告等に使用し利益を得ています。これは享受目的であり、学習目的や試験的ではないと考えられるので法第 30 条の 4 の適応対象外だと思われます。
(オ)海賊版等の権利侵害複製物を AI 学習のため複製することについて
学習データの中に海賊版等の権利侵害複製物であるか否か判断が難しいと分かっているのに、生成 AI に著作権法を適用しようとしている姿勢が理解できません。日本でも海賊版は違法ですよね？
(https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/manabitai/shouhisha/161/01.html)
海賊版等の権利侵害複製物が学習データに含まれている可能性があり、それらが含まれていない証明が出来なければ、生成 AI を使用し制作されたものも同様に違法だと言わざるおえません。クリーンな生成 AI を制作したとしても、利用者がそのクリーンな生成 AI を使用した AI 生成物かどうかの判断も現状出来ません。
(https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r05_hokaisei/)
上記の資料にもある通り、海賊版被害等の実効的救済を図るための損害賠償額の算定方法の見直しについては、令和 6 年 1 月 1 日から施行されると発表しているにも関わらず、生成 AI に対してはこの対策をするのは見通しが甘いと思います。AI と著作権に関する考え方についての素案は著作権者を蔑ろにしていると感じました。

●受付番号　185001345000010950

受付番号：185001345000010054　続きです
6 頁（ウ）具体的な利用行為に関する準拠法決定
◯1、◯2 について
◯1 権利侵害が発生した場合、結果発生地法に基づきその損害賠償請求には我が国の著作権法が適用される。
◯2 著作物利用行為が国内で行われた場合、保護国法に基づき著作権侵害の差し止め請求には我が国の著作権法が適用される。
本素案で述べられている解釈に基づくのであれば、著作権法 30 条の 4 の但し書きに基づく権利制限対象が極めて狭く解釈され、実質的に著作権法の原則の空洞化を招いており、日本が機械学習パラダイスとも称される現状を生み出している。
日本国内での生成 AI 開発・生成等の機械学習機構を用いた著作物の利用については我が国の著作権法が適応される為、国内外問わず、これに著作物を用いられた著作権者は、実質的に機械学習に用いる場合無断で著作物を使われ放題となっている日本の著作権法により、著作権侵害の被害に遭ったとしてもそれを認められず泣き寝入りする事態に陥ることになるのではないか。
EU、イギリス、アメリカ、中国、韓国等の関連国が AI 開発の規制施行に向けて動いている中で我が国がこのような逆行する動きを取る場合、日本の創作産業が長年甚大な被害を受けている「違法アップロードや海賊版サイトが日本国外で運営されている為、著作権侵害者を日本の法で裁くことが出来ない」という問題と似た構図を我が国が自ら形成してしまうことになるが、これは我が国の信用の毀損や貿易規制等の懸念、諸外国からのインターネットアクセス規制の対象となる懸念はないのか。また、人道としてもこのような悪辣な手法で他国を出し抜く態度を取るのは極めて悪手であり、この状態を『AI 開発における日本の一発逆転の勝機』などと目論みを立てているのであれば、我が国に対してここまで落ちぶれたのかと酷く失望することになる。
現在我が国のコンテンツ産業では生成 AI による技術代替と人員削減に注目が集まっている。著作権法 30 条の 4 の但し書きによる権利制限範囲を恣意的に狭く解釈した言説が勇み足に広まり、それを前提として、著作者の意思に関係なく無断で著作物を収集複製して用いた開発・公開が行われている為に、生成 AI は著作権法の本来の目的に反した構造を形成し、著作者の創作活動と経済活動の両方を大きく阻害する事態を招いている。
このようにして我が国においては著作者の権利が十分に保護されず安心して活動出来ない土壌が構築されつつあるが、これに反して諸外国は生成 AI の規制に向けた動きを見せている。我が国がこれに逆行し著作者の権利が守られない方向に進むのであれば、著作者は活動拠点を国外に移すことになり、芸術創作文化の人材流出は避けられない事態となる。著作権

法 30 条の 4 の但し書き条文を著作権法第一条の目的に沿って正しく解釈し、著作者の権利保護を行い、創作活動の萎縮と人材流出の回避に向けた取り組みを行って欲しい。

●受付番号　185001345000010951

5.カ AI 学習に際して著作権侵害が生じた際に、権利者による差止請求等が認められ得る範囲について
(イ)学習済みモデルの廃棄請求について
AI 学習により作成された学習済みモデルについて「侵害の行為を組成した物」又は「侵害の行為によって作成された物」、「専ら侵害の行為に供された機械若しくは器具」に該当しないと考えられるとありますが、生成 AI による作品の量産で作品の価値や評価が下がっており、創作活動者の著作人格権の侵害行為をしています。学習済みモデルへの廃棄請求は認められると主張します。学習済みモデルの廃棄請求が認められる場合も書かれていますが、同時に要する時間や多額の費用の負担が生じれば著作権の侵害をしていても廃棄請求を認められないとも書いてあります。廃棄請求を認めると言っているようで認めないと同様の内容が書いてあるようにしか読み取れません。そしてこれは世に出ている様々な作品や創作活動をするクリエイター達を理解せず尊重していない、大切にしていないように見えます。AI を使用せずに人の手で制作している全ての創作活動者は画材等の道具、又は知識を取り入れるために多額の費用がかかっている場合もあり、5 年や 10 年、長ければ 30 年や人生を終えるその瞬間まで時間をささげ、技術や表現の試行錯誤を積み重ね、様々な作風や作品を生み出しています。この廃棄請求だけでなく、素案を見ていると数多の作品、クリエイターだけでなく海外にも誇れる日本の文化といえる漫画達もぞんざいに扱われているのだと感じました。一つの視点しか視野に入れず、創作文化を尊重しない考え方で考案をしないでほしいです。

●受付番号　185001345000010952

AI の使用に無条件で反対します。これは創作者および創作物への冒涜です。

●受付番号　185001345000010953

6.最後に
著作権(著作財産権)を中心に検討を行ったとありますが、まず著作者人格権を中心に検討するべきだと考えます。AI と著作権に関する考え方についての素案を読んでいて分かったことは、AI 生成イラスト又は画像のことのみしか考えられていない、生成 AI による危険性を踏まえた考案ではないということです。最近では AI 生成は文章や画像だけでなく音声に関するものも進歩しています。誰かの声を学習させ、AI 音声を使って本人になりすます事例もあります。2.(2)AI と著作権の関係に関する従来の整理でも述べたフェイクニュースに関する問題に触れましたが、AI 音声を詐欺に使用され、親族等になりすます事例も存在します。生成 AI の技術犯罪に使用される、創作活動者の人権が侵害される、無断で写真を学習されて悪用され、心に傷を負う人達が存在しています。AI の危険性やデメリットをふまえていない現状の素案では法の抜け道を見つけて悪用する人が必ず出てきます。海外でも生成 AI はしっかりと規制されている中で、この素案は危険性と向き合わずに技術の進歩・発展などと主張しているように見せて、利益のみに目を向けているようにも感じます。このままでは創作文化が日本から離れていき、海外へと流れていくのも時間の問題です。素案の 1.はじめにでも書いてある通り、生成 AI は一般ユーザーが容易に利用できるというものです。ですが、進歩した技術は時に人を傷つける「武器」にもなります。誰でも気軽にというのは良いことのように感じますが、規則を定めるからこそ自由に使用出来るはずです。利用者が正しく使うためには、しっかりと規則を決めなければ安全に使うことはできません。現状、生成 AI は個人の私的利用範囲に留めておくべきとも考えてしまいます。

●受付番号　185001345000010954

6.最後に

生成 AI の無法地帯のような法ではいずれ創作文化は衰退し、破壊されてしまいます。既に生成 AI によって似通ったものばかりが量産され、作品の価値が下がっています。今まで人の手で制作されてきた絵や漫画、アニメーション、小説や漫画等の作品は創作活動者が長い年月、時間をかけて技法や作品の魅せ方を学び又は試行錯誤して完成まで辿り着いています。完成した様々な作品には制作者の工夫や意図が込められており、そしてその作品から様々な考え方や伝えたい事、表現等を受け取り、魅力を感じるのではないでしょうか。私は創作活動者でもあり、たくさんの創作活動者によって作り出された様々な作品を楽しむファンの一人でもあります。生成 AI によってクリエイターの方々が精神を病み、(様々な出来事が重なるという状態もあるかもしれませんが)創作活動を休止しようと考える又は休止してしまう現状が悲しいです。無断で学習された著作権者が大切な作品や自分を守る為の権利を主張できず、苦しむような法は許されるべきではないと考えています。

●受付番号　185001345000010955

私は創作活動を行っている者です。
AI による著作権侵害の問題は、現在進行形で我々著作権者が深刻な問題、今後の活動及び事業、ひいてはイラスト・漫画・アニメ・ゲームなどの業界の将来が危ぶまれるものです。
現在使用されている多くの AI ソフトはインターネット上にある著作物を取り込んで生成をしています。元は誰かが権利を有しているものです。それから生成されたものは著作物の複製物とはいえないという、素案の内容について疑問があります。そもそも、当該箇所の記載について「〜〜考えられる」といった表現が多々見られ、それが何の根拠を持った記述であるのかを明示すべきだと思います。この表現では、そうあってほしい、あるいはそういうものであろうという希望的観測のように感じられ、それらの意見が端から著作権者を守る意志がまるでないもののように受け取られても仕方がない内容となっています。非常に残念でなりません。
著作権者として著作物を出す一個人の願いは一つだけです。AI に自身の作品を奪われたくない、ただそれだけです。AI 学習と言えば聞こえは良いでしょうが、あれがやっていることは剽窃と何ら変わりません。泥棒です。論文の一部分を切り取って、自身の論文に混ぜて使用しているのと同じです。また著作物の場合は、論文のように引用すれば使えるというものでもありません。AI がやっていることは論文をコピペだけで作っていることと同じ行為です。委員会の皆さまが AI が生成したものが著作権を侵害したものではないと言うのであれば、論文の剽窃も著作権を侵害しなたものではないと考えられると言っている訳です。これがどれほどの罪ある行為かご理解いただけましたでしょうか。
とはいえ AI 自体に罪はないと思っています。問題はそれを利用する人間です。AI を用いて画像を生成する人は、それが他人の著作物を利用してその人の権利を侵害していることを理解しながらに AI 生成を使用している人が少なからず存在しています。現在時点で既に、他者の著作物の AI 生成で絵柄や画風などを剽窃した AI 生成画像を用いて利益を得たり、著作者に成り代わり権利を行使している人間がいます。我々著作権者はこうした悪意を持って他者の著作物を無残に使い捨てにする犯罪者たちが許せないだけです。著作権者への敬意も罪悪感も何もなく、都合よく金を生む元(著作物)を作る素材(著作権者)くらいにしか思っていません。実際にそのような発言をしている人もいました。現在もそうした被害に遭われているイラストレーターさんを見かけることが増え、疲弊されているのが感じられます。
今既にこうした問題ばかりが話題に上がっていて、そのような状況のままで AI 生成技術の導入など、著作権者が快く認める訳がありません。このような現状の問題を無視したままに、希望的観測や人の性善説に胡坐をかいていては日本の文化はどんどん廃れて、どこもかしこもどこかで見たような AI が生んだアニメや漫画、ゲームに駆逐されることでしょう。安い外国の食品の方が売れるのと同じ原理です。

この国の文化がより豊かなものであることを願います。

●受付番号　185001345000010956

「各論点について　（１）学習・開発段階」について。
前提として、イラストや漫画に関するものとして記述します。
そもそも生成 AI を使用する時点で「AI 利用者が知り得なかった著作物を含む大量のデータを用いている」可能性が非常に高いと考えられる（2024 年現在ではほぼそうであろうと思われる)。これは著作権の侵害が発生するリスクが非常に高いということである。その対策が著作権者・AI 事業者ともに万全ではない現況（少なくとも著作権者がデータ利用を拒否する法的根拠や標準的なルールが定まっていない。また海賊版を根滅させることは非常に難しい）において生成 AI を用いることは著作権の侵害を誘発するといえる。
まずは著作権者の意見や懸念を優先し、権利の保護を明確にした上で段階的に AI に関する検討を進めるべきではないか。
事業者にとっても「海賊版（掲示板や SNS への無断転載等)」のデータを利用すれば著作権侵害は確実となる。著作権者・AI 事業者ともにトラブルが多発することになれば、それはイラスト・漫画業界、AI 業界全体を疲弊させることになりかねない。
新しい技術についても様々な権利があるが、文化庁という立場であるならば、まずは著作権者のことを第一に考えるべきと個人的には思う。
著作権は著作者（クリエイター）を保護するための権利なのだから。

●受付番号　185001345000010957

AI で出力されたものは、もともとの教育元の絵描きさんや達人が血の滲む努力をして身につけた技術が元になっています。
それをただ学習させた人が著作権をもち、勝手に技術を使って良いというのは道理に反するかと思います。
AI を利用するなら、自分で描いた絵や自分で撮った写真を学習させて出力すれば良いのではないでしょうか。
もしくは、買ったイラストや写真を、元々の絵描きさんや写真家の方のお名前を添えた上で、共同著作権の持ち主にするなどして、規制が必要かと思います。
AI は非常に便利ですから、活用したいとは思います。
しかし、ルールのない便利な道具は凶器に変わりますから、なにとぞご一考ください。

●受付番号　185001345000010958

・現状、一般的な生成 AI は"著作権侵害を行いながら、児童虐待画像等を含む無作為に収集した学習データ"から学習した要素を合成したものを作り出す状態であり、学習データから新たな要素を含む生成物を出力するのは難しいはずです。
　つまり、学習済みモデルから出てくるものは学習元になった著作物の模造品と捉えられる特徴がほとんどであり、資料上にある「複製物といえない場合が多く」「学習データである著作物と類似しないものを生成することができる」という記述は願望系であり、不適切です。
・著作権侵害の有無に関わらず生成 AI による学習によって模倣され独自性を損なわれたクリエイターの保護が出来ていない現状では、闇雲に生成 AI を推進することは本邦に住まう人々の豊富な創作意欲や創作分野を衰退させます。
・実際、悪意のある生成 AI 使用者によって模倣データを生成可能になってしまい、絵を描く楽しみを奪われてしまった人を目撃しています。現状、その人を救済する措置はありません。そういった生成物が増えてしまう環境は新たな創作者育成に悪影響を及ぼします。
・また、本邦の豊富な創作物たちは文字通り油田ではありますが、その独自性が守られ、保証されているからこその価値があります。闇雲に AI に食わせて出力し元の創作物に似通った生成物が氾濫した場合、現状の「マスピ顔」のように魅力や価値を失う場合があり。これはどの分野でも大きな打撃と考えます。
・国産生成 AI の開発を行っているようですが、完成する前に我が国の創作物の保護をやめた場合、他国が我が国よりも先に開発し実用化させた生成 AI たちに確実に食い荒らされ、国産生成 AI は学習・出力量に劣る二番煎じのシステムになるでしょう。

●受付番号　185001345000010959

窃盗データの組み合わせでどうやったら文化が発展するんですか?
英字打ってガチャ回したら著作物なんですか？

●受付番号　185001345000010960

AI 学習から生成、販売までの一連の流れにおいての反発意見を提示致します。
私が AI 生成に対し抵抗する理由は大きくわけて以下の三つです。
1、作品の個性にかかる価値が下がる。また、個性に対する AI 狩りで疑心暗鬼になり創作環境が萎縮している。
無許可で AI に絵を飲ませ学習させられる環境の今、市場では、いわゆる「AI っぽい絵柄」という価値観が生まれました。今まで魅力的に見えていた特別な絵柄が、AI に無許可で学習され生成されることで、量産型になってしまったのです。地道に築き上げたブランドをコピーして量産され、「偽物でもそれっぽければそれでいい」と流通してしまえば、ブランドの価値が下がることはわかると思います。今は、コピーでいいのならブランドを立ち上げたクリエイターは不要だろう、と考えるような乱暴な環境で、盗作を許す状態です。新たなブランド(作品の個性)を立ち上げても、AI 使用者は機械にそれを学習させるだけで、クリエイターは不当な搾取をされ続けるのです。便利だからいいじゃないか、人が描かなくても量産できていいじゃないか、という話ではありません。強盗が起こっているのに「楽にお金が入っていいじゃないか」と言っているようなものです。強盗犯の方がまだ自身の体を使っています。
更に、「この絵は AI 生成ではないか？」と身構えて毎回絵を見ることも、「AI 学習に使われてしまうのではないか」と対策すること、クリエイターが警戒から創作活動自体を萎縮してしまうことも、不愉快極まりない。AI 生成も手描きの絵も、区別しなければ身構えなくて良いじゃないかという思考は想像力が欠如しています。AI に学習されないよう様々な対策がなされ、本来は絵になかったようなノイズや過剰なウォーターマークがつけられるようになっています。盗難防止に美術品が汚されている環境は、作り手の本意でもなく見る側にとっても嬉しくありません。一体誰のための環境なのですか？
2、クリエイターの筆を折る環境になる
このような環境では、筆を折るクリエイターは少なくありません。実際に、勝手に自身の絵柄で R18 の絵を生成され、抵抗したものの消耗して活動を休止してしまった絵師の方もいらっしゃいます。クリエイターが寿命をけずって作った作品を、AI 学習で数秒で盗んで量産されてしまえば、当然負の感情を持ち、モチベーションに影響が出ます。芸術文化の歴史は破壊と創造です。進み、変容するから芸術なのです。クリエイターがいなくなり、AI が AI の絵を学習するような環境になって、いくらでも量産できると絵の価値が崩壊した安っぽい AI の世界に、誰が戻って「もう一度クリエイターになりたい」と思うでしょうか。一歩でも飛び込んだらクリエイターである限り一生不当に搾取され続ける世界で、誰が新たな芸術を生み出そうと思いますか。クリエイターは守銭奴なわけではありません、むしろ守銭奴なのは AI 生成を行う側です。自分が手塩にかけた作品を 1 番愛しているのはクリエイターで、そのクリエイターが「これ以上我が子を盗まれ傀儡のように使われたくない」と筆

を折る環境が、いかに異常であるか認識してください。損益と効率だけで娯楽が成り立つわけではありません。

3、今はまだ法的に規制されずとも、クリエイターに対し盗作され泣き寝入りするような心理的負荷がかかってしまう

AI 生成を利用する人間は、学習する元の絵やクリエイターをただの餌だと考えます。クリエイターを尊重するような人間ならそもそも AI 生成を使用しないからです。勝手に餌として扱われたクリエイターは、非常に大きな心理的負荷を与えられます。更に、AI 生成を利用する方の中には、クリエイターを侮辱するような方もいます。AI 生成を使用し学習させている時点で既に創作活動に対する侮辱だろうとも思いますが、特に開き直ってクリエイターを煽る AI 促進派の人間が跋扈するのは、法設備が整っていないからです。中には AI を使用していることを黙ったまま活動して、無断使用がバレて炎上した人間もいましたが。本来ならそのくらい、人の作った作品を元に AI 生成で金銭を稼いだり、承認欲求を満たす行為は、恥ずべきことで、軽蔑されるものです。それでも開き直る人間が存在してしまうのは、クリエイターを守る法律が弱すぎるからです。

外国では既に規制が始まっています。クリエイターを守ろうとしているのです。外国の方から見た日本への関心には、2 次元的な作品が必ず含まれています。昨今の実写化の流れでも、アニメ映画の業績でも、オタク文化でも、大きな資本であることは容易に認められます。そんな文化を守るどころか、外国に一歩遅れて今だにまごつき、クリエイターにダメージを与え続け、衰退への道を辿っているのです。

●受付番号　185001345000010961

現在の生成 AI 出力物は、権利者に許諾なしで作品を使い、出力されています。
著作権など既存の権利を蔑ろにする事は到底受け入れられません。

●受付番号　185001345000010962

こんばんは。
AI の件ですが、反対です。
というか、このままでは地道に絵を描く人や文化、伝統なども廃れると思います。
AI で楽してお金を儲けたい、作品を出したい、という人がほとんどなんだと思いますが、
それで真面目に取り組んできた人が蔑ろにされるのはおかしいです。
そもそも、著作権があるのにどうして自由に取り込んでいいんでしょうか？
学習という名の無断使用ですよね？
そこらへん、きちんと考えてほしいと思います。

●受付番号　185001345000010963

AI の無断学習および AI イラストの利益獲得に反対します

●受付番号　185001345000010964

いままで培ってきたイラストを描く技術をなぜ勝手にデータ収集されて、勝手に利用されて許されると思っているのかが理解できません。
AI 学習および AI 生成に著作権が適用されないのはおかしいです。
文化を守る気があるのならそれくらいのことわかると思ったのですが…残念でなりません。
絶対反対です。

●受付番号　185001345000010965

生成 AI によって作られたものは、他の誰かのクリエイター自身が創造したものであり、それらを第三者が勝手に学習した上で出力したものに対し加筆をすれば生成者自身の著作物になるというのははっきり言ってクリエイターを舐めてます。生成物は言ってしまえば誰かの作品を寄せ集めて貼り合わせたコラージュ画像です。また、それらを棚に上げて今まで頑張ってきたクリエイターの努力を無しにするこの方策は全く良いものと思えません。
改善案としては、まず誰かが生成 AI に自由に入力して活用できること自体を禁止とし、それらのアプリやサイトをどこかの企業に管理させます。そして、生成 AI に入力しても良いクリエイターを募り、その方の創作物を企業が権利を半分買い取る形、もしくは、企業の売り上げ分をそのクリエイターに還元する形が良いと思われます。
基本的に現在多数いるクリエイターのほぼ全体が生成 AI に反対しています。それらの声を無視した上でこのまま続けられるのであれば確実にこの文化は消滅していきます。イラストだけではなく今日本で主流となっているアニメ・漫画文化も同様に衰退していくでしょう。また、自分同様にクリエイター以外でも AI イラストを好まない方もいる現状であり、広告等で活用した場合には AI イラストで削減できるコストよりもクリエイターもしくは先ほどのクリエイター以外の方が利用しない分減る利益分の方が確実にでかいと考えます。
一例ではありますが、以前あったアイビスペイントさんの AI 活用に伴うアプリ利用者の大幅減少がありました。これらを踏まえた上でまだ AI イラストが良い理由があるとすればもう一度意見募集してください。
数多くのクリエイターの方々から直接意見を聞くこともすべきだと考えます。SNS 等では数多くのファンがいるクリエイターでも反対意見を述べることが難しくなっている現状で、パブリックコメントの活用に関してはとても良いと思います。なので、もう少し今までのクリエイターの方々に目を向けて意見を聞いた上で考え直してください。きちんと意見を取り入れて、AI よりも人間の意見に重きを置いてください。

●受付番号　185001345000010966

５各論点について
(3)生成物の著作物性について
イ　生成 AI に対する指示の具体性と AI 生成物の著作物性との関係について
への意見
AI 生成物そのものが著作物性を認められるかの議論の対象となるのは不適切ではないだろうか。なぜなら生成 AI 使用者が工夫し創造しているのは指示そのものであって、生成物はあくまでその指示を受けて生成 AI が作り出すものだからだ。イラストレーターに仕事を頼むときに細かく工夫したオーダーを出すクライアントやなんども修正を指示するクライアントがいるが、その場合においてもクライアントは著作権を譲渡されるなどの特別の事情がない限りそのイラストの著作者になることはないだろう。従来の著作物の範囲「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」に従えば著作物性が認められる可能性があるのは指示を行った文章などであり生成物ではないと考えた。
６最後に
への意見
生成 AI による著作人格権の侵害について強い懸念を覚えている。著作物に極めて類似した、しかし少しだけ異なる作品を生成できる生成 AI は著作人格権を侵害する可能性が高いと考える。今後の徹底的な議論、またクリエイターなどこの問題の当事者たちを含めた民主的な議論を希望する。

●受付番号　185001345000010967

同姓同名で二度ほど同じ意見を書いたと思いますので、私の率直な意見だけを書かせていただきます。私自身とても腹が立っておりますので、乱暴な言葉遣いになることをご了承ください。
もしまだ生成 AI に夢を見ているようでしたら、いい加減にしてください。もはや生成 AI の問題はプロアマ問わず絵を描く人だけの問題ではありません。実際、以前にも生成 AI を使用して作成された首相のディープフェイク映像がニュースで取り上げられるほど問題になっていたことがありましたよね？パブコメも、かなりの数が送られてきていますよね？
それほど問題視されているものを理解しておきながら、我々国民の反対を押し切ってまで、無理やりにでも推し進めるのは何故ですか？税金を大量に使ってしまったからでしょうか？
クールジャパン政策とか言ってますが、これではクソジャパンまっしぐらです。
とにかく、生成 AI を活用みたいな夢物語はさっさと捨て、別の政策をお考えください。
もしこのパブコメが理解できない、若しくは理解した上でまだ推し進めるならば、もう知りません。私は今の政治家であるあなた方を見限り、剽窃家と呼んで軽蔑します。

●受付番号　185001345000010968

AI による画像生成の問題点は、第一線で活躍するイラストレーターに 直接ヒアリングする必要があると思います。 業界外の方には想像し辛い点が多いかと思いますので、現場の方の声を 直接聞いて頂くことが、一番重要かと存じます。
生成 AI について、よく議論されているプロイラストレーターの X(旧 Twitter) のアカウント ID を紹介させて頂きます。
何卒よろしくお願いいたします。
[redacted]

●受付番号　185001345000010969

AI 技術と著作権については未だ十分に議論されたと言えるものではなく、議論不十分のまま AI 技術の優位性を認め創作者の権利をないがしろにしてしまうべきではないと考えられる。

●受付番号　185001345000010970

生成 AI による学習、並びに生成に反対します。
多くのクリエイターの方々の権利侵害、なりすまし、誹謗中傷といった実害が存在する現実を直視してください。
そして捻じ曲げずに報道し、然るべき法規制を行ってください。
画像・音声を悪用し、前述の権利侵害、なりすまし、誹謗中傷に加えてディープフェイクポルノや詐欺といった行為が行われていることについても対応してください。
ましてや、それを推奨するなど「文化」庁や政府は犯罪を推奨しているのでしょうか。
追伸：改ざん・曲解が見られるとありましたので、スクリーンショットを撮りました

●受付番号　185001345000010971

多くの絵描きが絵を描くのをやめてしまい、デメリットばかりでメリットがありません。

●受付番号　185001345000010972

185001345000010950　続き
【個人イラストレーターの私の意見】
画像生成 AI は大きく分けて 2 点、「第三者に許可を取り対価を支払う必要がなくなるという需要」と「既存物に利便性で劣りリスクも高い車輪の再発明的活用法の需要」の需要があるが、クリエイターの視点からこの 2 つに全く需要を見出だせない。以下にその理由を記載する。
生成 AI の開発には極めて膨大な学習データを使用し、それを web 上から収集複製し無断で使用して機能を成立させている。画像生成 AI の Stable Diffusion はその学習データセットに 58 億点もの画像データを使用していることが明らかとなっている。著作者本人にこれの利用許諾を求め、使用料を支払い運用した場合、計り知れない費用を有するとこは明白である。
本素案においても、27 頁-30,31 のような、著作者の権利を蔑ろにした、あたかも生成 AI の利用は大前提であるかのような非常に偏向的な内容の記述が散見されるが、現実的に著作者に許諾を得て使用料を支払いを行い、オプトアウトや権利侵害リスクの回避機能を搭載して運用できないのであれば、それはそもそも技術として破綻しているのではないか。
創作者が作品を生み出すまでの過程には、長期間の修練を有している。著作権法第一条の目的にある通り、このような背景があることから著作物による対価獲得機会を阻害されない為に著作権法があることは明確である。
それに対して生成 AI は、著作物を含むデータを高速で他利用に収集し、複製・改変を行い、元となった著作物と類似する用途で同等に扱えるに足る生成物を人間の生産速度と比べて極短時間で大量に出力するものだが、これは著作権法第一条（目的）おける『「公正な利用に留意しつつ、著作権者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与する」』に反していると感じる。
正当な対価の支払いと生成 AI を活用し生産速度を高めた所で、著作物市場は既にレッドオーシャンであり消費者が捻出できる資金が増えるわけではない。
著作者が生成 AI を受け入れてしまうと一層の供給過多が引き起こされ、著作者その修練に見合うだけの対価を得ることができなくなることは明白である。
更には生成 AI を使用することを前提とした依頼が常となり、或いはそもそも著作者に依頼する必要がなくなり、本来の自身の手で制作していた頃よりも収入を得ることが困難になることも予測できる。現に翻訳業界においては、一からの翻訳でなく AI による自動翻訳の修正依頼が激増し、仕事量とそのスキルに見合うだけの対価を受け取れなくなっている事例が確認されている。
また、アイデア出しや制作の下地に使う等の活用事例の報告もあるが、これについても全くの必要性を感じない。何故なら、参考資料やストックフォト、3D 素材といった既存のもの

で十分に補えているのみならず利便性においても生成 AI より優れているからである。この活用例は生成 AI 活用ありきで考えられた事例で、利用価値を量るものとしては全く不適当であると感じている。
生成 AI の、人がその技術を習得する意義を奪い、それによる成果を AI 開発者とそのユーザーに横流しする構造は、担い手を減らし、その技術文化の先細りを助長する性質が極めて高い。
生成 AI の機能自体、学習データとした対象物を後追いする形で複製を行っているに過ぎない。元々出来ていたことを複製的に生産しているに過ぎず、それ故に対象文化発展の道筋にはそもそも必要がないものである。それにも関わらず著作者の権利が阻害しながら、AI 開発者とそのユーザーに対して、著作物による利益を横流しする機能を果たしている。
生成 AI の生産過程には人間が応用できるような過程は伴われない上に、学習データの対象となる技術の習得意義を奪い、その技術の空洞化を引き起こし兼ねない。また、学習させたデータと同性質のものを複製的に生産する以上には扱えず、それ自体の展開性にも乏しい為、これに依存した文化形成、ひいては社会構造の発展は全く持って望ましくない。
また、著作権のみならず、生成 AI が世に公開されたことにより、ディープフェイクやなりすまし、詐欺等の犯罪行為が幇助され、極めて悪質性が高い。
以上のように、生成 AI はその運用に膨大なコストとリスクが伴い、犯罪幇助性や文化衰退等のデメリットが大きい。
著作権事業者としても運用時のデメリットが勝るため、このツールに対して全くの魅力も需要も感じられない。これを招き入れることで創作文化の意義を奪い文化衰退による先細りを助長する性質が極めて甚大な被害を招くことは想像に難くなく、これを許容することはできない。

●受付番号　185001345000010973

AI に反対です　友人だと思っていた人に売られた写真や盗撮されていた写真を使ってやってもいない犯罪をでっち上げられたり露出の合成を作られるのは嫌です　こんなものが流通したらこの世のあらゆる映像や音声の媒体の価値と信用が皆無になります　監視カメラやドライブレコーダーの映像だとか、歴史的価値のある絵や文だとかそういうもの全てです
本物の証明なんてできますか？合成だと騒がれて証拠を握りつぶされないと言えますか？冤罪のための捏造を作られないなんて言えますか？

●受付番号　185001345000010974

悪意ある使い方を助長しないような提案をできるだけ考えて欲しい

●受付番号　185001345000010975

昨今、AI が急速に普及しており、それに法が追いついていない状態ではあります。
しかしそれと同時に、著作者の権利を守ろうという動きが、漫画やアニメ、音楽など…クリエイター界隈では起きています。
[redacted]の権利を蔑ろにした脚本家、そして小学館も炎上しています。
・「ポケモン」のパクリと言われているゲーム「パルワールド」炎上中。
[redacted]という大手イラストレーターが AI イラストを投稿し炎上中。
・TikTok で AI を使用したコンテンツが出回っており、アーティストを守るため TikTok との契約についてユニバーサルミュージックが声明を出しました。
[redacted]
・こちらは、生成 AI についてわかりやすく書かれてある漫画です。
[redacted]
・著作権や AI については、こういったポストも多く拡散されています。
https://twitter.com/CRIC_official_/status/1754661014568915293?t=NCXcozZciBHxdOT9LQZGFQ&s=19
https://twitter.com/CRIC_official_/status/1749943599884869965?t=mNPZPmbiuBHdOUA_scivNw&s=19
もしかしたら、AI が発展し権利を侵害しない漫画やアニメーションを作れるようになる日が来るかもしれません。
ただし今の技術では、権利侵害をすることでしか AI アニメーションや AI イラストを作ることはできません。
このままでは、クリエイター活動がインターネット上では全面的に縮小してしまいます。
クリエイターの権利を守ってほしいです。
どうかよろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000010976

5.各論点について
（1)学習・開発段階　について意見いたします。
多くの日本人作家はAIに作品が取り込まれることに同意していません。それはネット上のアンケートや実際の声を聞いているとよくわかります。AI に無許可で自身の作品が取り込まれることに対して批判的、それが日本人作家のリアルな意見です。
なのにもかかわらず、AI にデータとして作品が取り込まれることに同意していない日本人作家の作品が、大量に外資開発のAIに盗用されている状態なのに、日本政府はどうして抗議も捜査も告訴もしないのでしょうか。日本の創作文化は立派に外貨を稼いでいる産業なのに、守る気もないどころか、作家を背中から撃つような所業です。そもそもの段階として、著作権によって保護されているはずの著作物が無許可でデータとして取り込まれ他人に利用されていることが異常事態です。許可もなく著作物が学習されAIが開発されることに抗議します。
（2)生成・利用段階　について意見します。
生成AIは権利関係がクリーンではありません。本来著作権で保護されているはずの複数の著作物を、無許可でデータとして取り込み開発しているからです。その権利関係がはっきりしていないものを、赤の他人が利用できてしまうことに疑問を感じます。
作家への還元もなく、無許可で生成された作品がどうして商業利用できてしまうのでしょうか。権利関係がはっきりしていない生成物を誰でも好きなように利用できてしまうことによって、生成AIへの印象の悪化は猛烈に加速しています。
作家への還元もなく、許諾もなく、著作権で保護もされず、作品のデータをとって生成し、嫌がらせや姑息な商売をすることができてしまうようでは嫌われて当然です。ですので、生成・利用には制限を設けるべきだと考えます。
例えると、
・権利関係がはっきりしていないAIによる生成物は商業利用はできないこと
・生成AIを扱える人間を作家本人だけにすること
・AIによって生成されたものは必ずその旨を明記すること
などの制限が必要です。でなければ、日本の創作文化は産業としても発展してきているのにも関わらず、生成AIによって市場が荒らされているからです。独占禁止法に不当廉売があるように、競合の事業活動を困難にすることは思わしくない行為です。
本来保護されるべきである著作物を許諾なくデータとして取り込み、誰でも無許可で利用できる現状は無法地帯になっており、市場は荒らされています。文化が衰退してきているとさえ感じています。利用に制限を設けるべきだと意見します。
昨今の著作権を無視するような AI 事業には甚だ残念に感じます。著作権をなきものにし、市場を破壊している。

クールジャパンとあるように、本来日本には独自で発展してきた誇るべき創作文化があるはずです。それは産業としても成長しているのにも関わらず、現状の日本政府はこの文化を守ろうとはしていないように感じます。
AI 生成は市場破壊を起こしています。これでは技術は発展するどころか疲弊し衰退します。こんな無法地帯で誰も健全に活動はできません。AI 生成には制限が必要であると訴えます。

●受付番号　185001345000010977

絵を描いてるものです。生成 AI は決してクリエイターへの還元にはなり得ません。イラストレーターへの搾取でしかありません。イラストを描くというのはただ綺麗な映像を生成するだけではなく、積み重ねた練習から作画の過程、仕上げまで全てに意味と価値があります。芸術の脈絡を一切なくして、人が人生を費やしてできた結晶、つまりは絵柄や色彩の試行錯誤の結果のみを貪るだけ貪って、ランダムに生成したのが AI イラストです。現在の法律では取り締まることができないだけで、これは立派な窃盗及び著作権の侵害であり、決して表現の自由などを理由に見逃せるような行為ではありません。これを許すということは創作をする全ての人間を根本から否定するということです。日本は今までアニメやゲームなどの創作において、世界のクリエイティブ産業を引っ張ってきた国です。生成 AI に関しても、いち早くクリエイターを適切に守れるように著作権を見直さなければなりません。そうするためにも、今のクリエイターたちの声をよく聞いて、クリエイターに一番寄り添った結論を出してください。

●受付番号　185001345000010978

５．各論点について
「令和 5 年度 著作権セミナー　AI と著作権」p.34 の、"著作物が入力される段階と、出力される段階とを分けて検討する必要がある"というのは誤った理論である。
検討経過として以下のように書かれている。
"所在検索や情報分析等のために著作物をデータベースに収集・整理する行為（システムのバックエンドにおける複製等）自体は、当該著作物の表現の知覚を通じてこれを享受することの用に供するための利用とは認められないことから、原則として権利者の利益を害することとはならないものと考えて良いのではないか"
つまり、入力される段階だけに限って考えれば権利者の利益を害することとはならないと考えられている。
しかしこの理屈でいくと、例えば凶器を持ち歩くことを禁じる銃刀法の理論が否定される。凶器を持ち歩いている時点では誰の利益も害していない。それにも関わらず法律で禁じられているのは、「一部分のみに限って考えると誰の利益も害していないと評価できるならば、その限定された行為は認められるべきである」という命題は偽になりうるということだ。
"著作物が入力される段階と、出力される段階とを分けて検討する必要がある"という文章は、偽になる場合を考慮しないことを宣言しているようなものである。
銃刀法で例えると「凶器を持ち歩いている時点では誰の利益も害していないので、凶器を持ち歩く段階と使用する段階を分けて検討する必要がある」と言っているようなものであり、欠陥のある理論である。

●受付番号　185001345000010979

生成ＡＩにより出力された作品の依拠性の考え方について、ＡＩ利用者としての観点から、ＡＩの生成・利用段階における予測可能性を確保するため、下記の２項目につき意見させていただきます。

【１】ＡＩ利用者が何らデータセットを追加で学習させていない場合の依拠性の考え方について

（該当箇所）

５．各論点について

（２）生成・利用段階

イ　著作権侵害の有無について

（イ）依拠性の考え方について

２ＡＩ利用者が既存の著作物を認識していなかったが、ＡＩ学習用データに当該著作物が含まれる場合

生成ＡＩの利用に係る態様は、(a)ＡＩ利用者が自ら用意したデータセットを学習させている場合と(b)ＡＩ利用者が何らデータセットを追加で学習させていない場合の２種類があります。

「(a)ＡＩ利用者が自ら用意したデータセットを学習させている場合」については、素案の見解のとおり、ＡＩ利用者が既存の著作物を学習させていた場合は、客観的に当該著作物へのアクセスがあったと認められ、依拠性があったと推認され著作権侵害になり得るとの考えに同意です。

一方、「(b)ＡＩ利用者が何らデータセットを追加で学習させていない場合」については素案に見解が記載されていなかったため、この場合についても考え方を整理する必要があると考えます。「ＡＩ利用者が何らデータセットを追加で学習させていない場合」とは、ＡＩ開発事業者があらかじめデータセットの学習を完了させており、利用者において追加でデータセットの学習をさせていない場合又は利用者において追加でデータセットを学習させることができない仕組みになっている場合を指します。このような場合において、ＡＩ利用者が意図せずに既存の著作物に類似した生成物を生成・公開等したときは、ＡＩ利用者が当該既存の著作物を認識していない限りにおいて、著作権侵害行為の主体責任はＡＩ利用者ではなくＡＩ開発事業者であると評価される可能性が高まるものと考えます。

【２】ＡＩ開発事業者が免責条項を設けている場合の責任主体について

（該当箇所）

５．各論点について

キ　侵害行為の責任主体について

ＡＩ開発事業者が提供する生成ＡＩサービスの多くは、「本生成ＡＩサービスを利用して生じたいかなる損害についても当社は一切の責任を負いません」などの免責条項を記載しています。
このような免責条項の記載がある場合であっても、素案５．キ２にあるとおり、当該事業者が、生成ＡＩの開発・提供に当たり、当該生成ＡＩが既存の著作物の類似物を生成する蓋然性の高さを認識しているにも関わらず、当該類似物の生成を抑止する技術的な手段を施していない場合、事業者が侵害主体と評価される可能性が高まるものと考えます。

●受付番号　185001345000010980

既に、生成 AI の学習元データセットに多くの著作物が無断で使用されている背景があると考えます。出版物やインターネット上にアップロードされた写真やイラスト等の画像データ、ポッドキャストや YouTube 等の音声・動画無料配信サービスで公開されている音声を含む動画データについて使用許諾を受けていないにも関わらずそれらが学習元になっていると思われる AI コンテンツがインターネット上に溢れています。著作権を持つ個人団体が著作権侵害を受けることの無いようなデータセットの確立なくしては生成 AI の使用に対して大多数の個人団体が不利益を被ることが予想されます。

●受付番号　185001345000010981

クリエイターの作品を無許可で盗み続け、販売に利用する第三者が本当に許せません。私たちが何万時間も鍛錬して身につけた技術を勝手に盗み、悪用する人間は
死刑でも構わないと思っています。
一般の方々はそれほど長い時間 1 人で物を作り続ける経験は無いため、理解に及ばないかもしれませんが、私にとっては魂の殺人以外の何ものでもありません。
ゼロから 1 を作る行動にリスペクトが必要です。
生成 AI は車や銃と同じぐらいの危険物で、必ず制限をかけなくてはいけません。
絵柄を盗まれて自殺された方もいるのですよ？
著作権侵害で普通に犯罪です。
またどうしても生成 AI を使用する場合は、必ず著作権者と契約書を交わし、
学習のたびに利益が発生する仕組みを作成するなど、
著作権者が絶対に不利益を被らないようにしてください。
近年作品を踏み躙られ、自殺してしまった漫画原作者の方がいましたが、
日本はクリエイターを大事にしなさすぎです！
本当に腹立たしく、憎らしく思っています。
一から出直しなさい！

●受付番号　185001345000010982

AI 生成を利用して作品を生み出した人間に、著作権や利益を与えることは反対です。
X（旧 Twitter）で第 5 回 AI 時代の知的財産検討会の資料には、「クリエイター自信が生成 AI を使って高度な作品を生み出し利益を得ることがいちばんの利益還元」だという文章があったと知りましたが、それに対しては懐疑的です。
「クリエイター」に対する解釈があまり曖昧で雑な広義になっていると感じ、危機感を抱いています。
例えば話ですが、イラストや写真などを販売するサイトを運営する会社の内部の人間自身が他人の作品を複製して AI 生成で別の作品を生み出したとしたら、クリエイターはその人個人でしょうか？それともその会社全体がクリエイターというのでしょうか？
ご存知かと思いますが、若い女性の顔を無断で複製してポルノ画像を作ったという問題がありますが、もし商業目的で未成年や若い女性の写真を AI 生成を利用して成人向けの作品を販売している運営会社があったら、対処や責任はどうなりますか？
今まで通りでしたら、会社側が「クリエイター」を販売を停止するなど適切な対処できるかもしれませんが、「AI 生成で作品を生み出した人間自身がクリエイター」か「内部の人間であれば会社全体がクリエイター」のどちらでしょうか。
内部で AI 生成で作品を生み出し、自分の会社に還元させる運営側の方が「クリエイター」となれば、被害者が出た場合、どう責任を取るか、そこが気になります。
言うまでもないですが、著名なアーティストや本業の合間に挟みながら創作活動をしているクリエイター、有名人や一般人問わず、元の作品の作者には還元せず、企業内部で繰り返し利益を独占して還元し続けるのは、不健全です。
上記のように企業の内部の人間が AI 生成を利用して複製作品を出すというのは、外部の人間（本物のクリエイター、アーティストなど）に原稿料などの支払いを拒み、利益を独占するという、クリエイターを軽んずるイメージダウンにつながりかねません。
「ドラえもん」「ポケモン」などすでに商標登録してあるキャラクターや著名人の作品をとって AI 生成で作品を作り出してでも、著作権はどちらにつきますか？
AI 生成の作品の販売を禁止しているイラストや漫画販売のサイトが存在していますが、「弊社は内部で他人の作品を盗んで AI 生成を利用するようなことをしてないし、利益をセルフに手に入れてませんよ」という姿勢を見せるのもその理由の一つだと思います。
それを推進しようとするのであれば、その商品を購買しないし、今後も推進派の企業の商品を買いません。
個人の趣味でも企業でも暴走しないためには、AI 生成に規制をつけるべきです。
どうぞよろしくお願いします。

●受付番号　185001345000010983

既に他国で問題が起きている事象について、同じ轍を踏むような内容にしか思えずこのまま進めてしまうのはいかがと思います。
正直このままいくと好きな作家様方が人為的に危害が加えられそしてそれのせいで作者生命を絶つことになりかねないと、最悪本当に作者様の命すら絶つことになるようなお話に見えてしまってしようがないです。
何故、お上の方々は下を見下し搾取しようとしかなさらないのか。

●受付番号　185001345000010984

全体
著作人格権に対する言及が一切なされていないのはなぜか。
議論には AI を推進だけでなく、批判する立場の人間も十分な人数が参加した上で議論はなされているか。AI 推進ありきの結果の決まった議論になっていないか。AI のために権利を政治利用していないか。
2 の（2）の(イ)および 5 の(1)のイ
現状の有償利用またはオープンソースで個人が使用できる画像生成 AI は学習に用いられた情報解析の結果から生成された生成物によって、著作権者の利益を不当に害していると考える。例えば作者に類似する作風の画像生成物の大量流布によって作品を享受する機会を奪う、人間では到底太刀打ちできないコストや時間メリットによって代替される等である。実際に中国においては画像生成 AI の登場後、イラストレーターの給与や雇用の現象が報じられている。そして、生成 AI 自身の性能は学習する作品の質、作品の著作権者に依存する。作品を学習した生成 AI またはデータセットを用いたビジネスおよび生成した生成物を第三者が触れることができる状態にする場合、著作権法第 30 条の 4 の著作権者の利益を不当に害する場合に当たるのではないか。
素案は非享受目的の範囲が広すぎると考える。
3 の(1)の(ウ)
技術的には画像の切り貼りではないとしているが、画像生成 AI においては学習に使用された画像の透かしやブランドロゴ、署名や特定のキャラクター等が生成物に現れている例が AI 利用者から多く報告されている。実態においては画像の切り貼りが生じている。
5 の(3)のイの 1 および 2 および 3
1024x1024 ピクセルの高解像度の生成物を 0.5 秒の高速で生成する画像生成モデル PixArt-δ が発表された。生成 AI の進歩によりさらに生成速度は向上すると考えられる。また、現在の画像生成 AI においても文章生成 AI にプロンプトを生成させる手法が用いられているが、こちらも AI の発展やプロンプトの学習量の増加に伴い、質および生成量と速度が大きく向上すると思われる。以上から、AI の発展に伴い、生成の速度は高速化していくと共に人間の介入は減少すると考えており、単純に生成数やプロンプト数、生成物からの選択で著作権を与えるのは危険と言える。無数の著作権を認められた生成物によって人間のクリエイターが萎縮し、文化が衰退する。
（既に意見済みの項目のため情報の追加）
5 の(1)のエの(オ)
海賊版の学習は著作権の侵害として厳しく制限すべきと考える。一部生成 AI の開発は海賊版掲載サイトからの学習を認めているが、これを制限しない場合 AI 学習向けの海賊版が横行し、AI 開発・利用者も知らなかったとして収集を行うことが容易に想定できる。特に画

像生成 AI については既にオープンソースで一般市民が AI 学習できる状態となってしまった以上、知る知らないに関わらず規制すべきである。間違いなく海賊版の被害を増加させる原因となる。

5 の(1)のカの(イ)

著作権侵害が生じた学習済みモデルが破棄できない場合、感知されないまま学習済みモデルを作成してしまうことで、権利侵害を犯した側の逃げ切りとならないか。生成 AI は作品の質に性能を左右される以上、高品質の学習モデルを求め逆に権利侵害が横行するのではないか。

その他、学習モデルに使用された作品は外部からは感知することはできない。学習モデルの作成者は学習に使用した作品を全て明確に説明できることが必要と考える。

5 の(1)のエの(エ)5 つ目の○

ここに記載の条件で権利制限の対象とはならないことは重要だと考える。AI 学習のための著作物の複製等を防止する技術的な措置はクローラを制限するもののみ指すのか。

クリエイターには自身のサイトを持たず、上記のような措置を任意に施せない者もいるため、作品そのものに施す電子透かし等の措置についても認められるべきと考える。

5 の(4)

クリエイターに生成 AI の活用させることで、無断学習に対するクリエイターへの還元とする等の意見があると報告されているがこれを収益還元とみなすことは到底あり得ない。なぜならクリエイターが自身の作品を用いて作成した生成 AI により収益を得ようとする場合、第三者によってクリエイターの作品を無断学習した AI およびその AI の生成物によってクリエイターの将来の販路が阻害されるため、クリエイターの作品の無断学習はされる場合には権利制限されてはいけないからである。素案の 5 の(1)のエの(エ)5 つ目の○とすら矛盾する。

クリエイターに生成 AI の活用を求めるならばなおさら、AI によって無断学習される場合著作権が制限されてはならない。

●受付番号　185001345000010985

単刀直入に申し上げます。
昨日、某テレビ局・脚本家と原作者感の間で問題が起き、原作者が自死するという事案が発生しました。
更に、SNS 上で絵師様のイラストを勝手に AI に学習させ、その絵師様が描いたようなイラストを出力することが可能なソフトを開発した人がいます。その結果、絵師様が心身を病まれ、無期限の活動休止を宣言していました。
作品は描いた人に著作権があり、それを学習することは著察権を侵害していることと同義と考えます。そして、AI に関しては厳しい制限、規則、そしてその規則を破った時の厳しい処罰が必要だと考えます。そもそも AI は推奨、使用すべきものでは無いと考えています。
海外では AI の使用を制限する動きが強まっている中逆行することは、国際関係においても良いこととは思えません。
また、前述のような件が起きた時、誰が責任を取るのでしょう。亡くなってしまった本当の創作者はもう帰ってきません。そうでなくとも、無期限での活動休止をした本当の創作者はどうなるのでしょう。
一創作者として、今回の案は愚策であると考えると共に、世界から賞賛されている日本の創作文化の衰退、創作者の尊厳もを破壊するものです。
今まで、日本の創作文化を造り上げた、支えている創作者を守り、これから先、今必死に努力をしている若き創作者を潰さぬよう、今回の素案は破棄し、AI に関しては世界各国と足並みを揃えて、日本も規則や制限を厳しくすべきであると考えます。

●受付番号　185001345000010986

著作物の AI 学習について
そもそも各 SNS にて投稿されている作品は、作成者が時間と労力、そこに至るまでの努力を重ねて作られたものである。そのような作品達を AI に読み込ませ、他人が一瞬にして作成者の努力や時間を簡単に搾取できてしまうというのはいかがなものかと思う。酷いことには、AI 学習をさせた作品で利益を得ようとしている人々の中には、『AI に学習させた労力があるから、私達も立派な創作者である』と唱える人もいる。他人が作ったソフトに他人が作ったイラストを読み込ませるだけで生み出される AI イラストの、何が『創作』というのだろうか？この AI 学習問題を野放しにするということは、真の『創作者』の努力が踏みにじられるということと同義である。特に絵は種類の幅が広く、それぞれが独自の世界観を持って創作しているものだ。AI 学習問題を解決しなければ、沢山の人を魅了し楽しませる作品を生み出せる創作者が、創作をやめてしまうだろう。これはまさしく『文化の衰退』だと思う。

●受付番号　185001345000010987

そもそも AI とかみんなが望んでいた訳でもないですし
国民からしたら害になることの方が多いと思うので、さっさと規制したらいいと思います。
正直 AI を使いたがってるのはアメリカ、中国、あと大きい会社の人たちで
技術革新だの技術の進歩だの綺麗事を言ってますが、実際はお金がほしいだけ
肝心のシステムも違法行為に近い事をしなければ使い物にならない代物で
実際の業務にも使える物ではありません。混乱を招くだけです。
はした金で日本の財産を売り渡すような真似はやめていただきたい。

●受付番号　185001345000010988

生成AI利用者とイラスト創作者に対する嫌がらせの防止と抑制のための法整備が足りていないと思います。現状 LoRA ファイル等の追加学習にイラストレーターの絵が使われてもイラストレーター側では防ぎようがなく無抵抗です。法律上は享受目的でなければ利用可能ということですが、悪用のリスクが高いです。これを最低限イラストレーター側が防衛できるようになる法整備が必要だと思います。
例→学習に使えるサイトはAI学習を許可しているものに限る
　→サイトを限定しない場合は学習させる者にAI学習のライセンスが必要
など。
生成AI利用者に対しても著作権に触れない範囲で使用していても非難を浴びることが多く、学習データに直接著作物が使われていないことの理解がまだ広まっていないと思います。
学習データに使われる著作物に対しても有料でオンライン上で公開されているものまで学習のデータとして使われているので、スクレイピングを防ぐ整備は必要だと考えています。

●受付番号　185001345000010989

生成 AI による陰湿な影響は既にたくさん起こっています。一時創作にしろ二次創作にしろ自ら描いたイラストレーターや作家にはそれ相応の権利があり、いかようにも迫害されることがあってはなりません。悪意をもって侵害するのであればやはり規制をするしかないと思います。

●受付番号　185001345000010990

クリエイターではなく、ただの一般人としてこの意見を書きます。
このままだと生成 AI は人の心を傷つけ、遠くない未来自殺者を出すと私は考えます。
よって私は、生成 AI に対する規制を強く求めます。
以下が私の理想とするものです。すべてではなく、この中のどれかひとつでもいいので、叶えてほしいと切に思います。
1.生成 AI の使用を全面禁止する
2.著作者が学習することを許可を出した著作物のみ生成 AI に学習させる
3.学習元の著作者へ全利益を明け渡すことを確約した上で生成 AI を使う
私はイラスト生成 AI で心を深く傷つけられたクリエイターさん、またはそのファンの方々を多く見てきました。
・何時間もかけて手描きで制作を行なっているのに「AI で描いたのだ」と努力をなかったものとして扱われる
・生成 AI を用いた悪質なりすましが現れる
・生成 AI を用いる人から誹謗中傷・殺害予告され精神的に追い詰められる（学習元のクリエイターを潰すため）
・生成 AI によってクリエイターの作り出す作品世界が歪められる
（例:ポケモンのデザインを学習したであろう生成 AI で、ポケモンによく似たキャラクターを作り、それを使用したゲームを発売された（パルワールド）。それはキャラクターに残忍な行動ができ、ポケモンファンの心を十分傷つけるものだった。これについて株式会社ポケモンはすでに声明を出している）
作品は作者の魂と同等です。またファンにとっても大事な宝物です。
そんな創作文化を、創作を愛する人なら誰も生成 AI で壊されたくありません。
一般的な方であれば、誰かの心を踏みにじった AI で生成される作品を、愛せるはずがないのです。
これは、現在問題になっている[redacted]先生が自殺した件にも深くつながっていると私は考えています。
自分の魂たる作品を改変した形で使われ、さらに原作者としての真っ当な意見を蔑ろにされることが、どれだけ先生を傷つけたか、追い込んだか。
この問題で数々の漫画家さんが、漫画ファンの方々が声をあげています。
クリエイターの声、ファンの声にもっと耳を傾けてほしいです。
でなければ、人死にが出ます。自殺者が出ます。確実にそう思います。
現に、もう死を考えるところまで追い詰められているクリエイターさんがいます。この方々を救うには生成 AI に対する規制が必要です。
[redacted]先生の件を忘れないでほしいです。

まだ人の命を救えるのです。
ここが瀬戸際です。
どうか、どうかよろしくお願いします。
日本の創作文化を守ってください。心と命を守ってください。
それができるのは、この意見を読んだあなたしかいないのです。
よろしくお願いします。

●受付番号　185001345000010991

【生成 AI の利用について】
現状ある生成 AI は、どれも許可なく勝手に利用された画像を使用している、信頼できないモノです。
これから生成 AI を使用して何かを、と考えているのであれば、既存のものでなく、全く新しい生成 AI システムを 0 から構築する必要があると考えます。
・取り込む為の絵を作成しているクリエイターに長期的な定額報酬が約束されていること
・契約をしていないクリエイターの絵は取り込まないこと
・この生成 AI により作成された絵でのトラブルについては利用した企業と作成した企業がやり取りし、クリエイターに責任はないものとする
など…専門家やプロのクリエイターからしたら稚拙な意見かもしれませんが、一例として記載させていただきます。
そもそも今生成 AI が問題視されているのは、
クリエイターが膨大な時間や労力をかけて作り上げてきた絵を、許可なく敬意もなく勝手に取り込み、挙句の果てには商用利用まで行っている心無い人間が野放しにされているからです。
基本的にどんなクリエイターも、自身が生み出した作品の著作権を放棄などしません。
譲渡することがあったとしても、そこにはクライアントとクリエイターが互いに条件や報酬についてのやり取りがあった上でのことです。
私はクリエイター業についてはいませんが、趣味でイラストを描いています。プロには到底及ばぬ画力ですが、無断転載などの被害に心を痛めたことがあるので、この生成 AI 問題が頻発するようになり好きな絵師様が被害にあって心を病んでいる姿を見て、他人事ではないなと危機感を覚えています。
どんな創作物にもそれを生み出した親(クリエイター)がいて、作品は子供なのです。
勝手に奪われていいものでも、踏みにじられていいものでもありません。
どうしても生成 AI で楽にイラストを生成したい、使いたいというのであれば、今活躍している数多のトップクリエイターが納得のいく法整備をすることが必要不可欠かと存じます。
今後日本から世界に羽ばたくクリエイターの芽を摘まぬためにも、慎重に、そして誠実にこの問題について考えて頂きたいです。

●受付番号　185001345000010992

AI は便利ではあるが著作権をないがしろにされては困る。
クリエーター手値がが安心できるものを出してほしい。

●受付番号　185001345000010993

生成 A は簡単に悪用できて危険だと思います。また、文化の発展に差し障ります。生成 AI は規制、もしくは免許制にして欲しいです。

●受付番号　185001345000010994

AI は前デジタルネイティブ世代の考えるような無から何かを生み出してくれる、一発逆転出来る都合のいいものではありません。今現在 AI が出力している画像は、これまでに作成された数多の著作物がなければ存在せず、また新たに他人の作った著作物を学習することがなければ新しい要素は増えず、限られた著作物で再学習させ続ければ破綻する代物です。海外では既にアーティストが作った著作物、アクションモデル等は AI に不当に搾取されないよう権利を守る方向に動いていますが、日本が逆行し盗用を許すようであれば海外で活動できない犯罪者も日本を標的にし始めます。現に今出遅れている日本のアーティストは既に狙われていますし。学習といってはいますがはっきりした盗用です。AI の仕組みをよく知るソフト制作者などの話を、専門養護学校分かる人を通訳にして聞き、決めていただきたいです。
こちらの文章は改竄防止のためスクリーンショットします。

●受付番号　185001345000010995

著作者人格権を守ることができていない素案なので、その時点で議論の俎上にも上げられない質の悪い素案であると感じます。
結局、AI での制作物はクリエイターの作った既存作品を素材として切り貼りしているだけに過ぎず、新しいものが生まれていると考えるのは欺瞞です。

●受付番号　185001345000010996

全てのコンテンツの著作者は「自身の著作物を改変されない権利」を持っている。
それ以外にも「自身の著作物の著作権を主張する権利」や「他者の利用を停止する権利」など、様々な形で「自身の著作物に対する権利」を持っている。
現状の AI 技術の利用法は、それらの権利を悉く侵害するものであり、またそれを否定するような考え方は「AI と著作権に関する考え方について（素案)」には見受けられない。
その為、現状の素案から想定される、文化庁の AI 生成技術の現実的な課題への理解は進んでいるようには見えない。
つまるところ、著作者人格権など「著作者が持つ権利」を侵害される懸念はなくなっていない為、まずそれらの権利を保護出来る様にするところから素案を作るべきである。

●受付番号　185001345000010997

自身が著作権、または肖像権等を持つもの以外を学習データとして利用することは全面禁止すべき。
自身が映っている写真や、自身の子供などの顔の映った写真をデータとして利用され、児童ポルノ等に悪用される恐れが非常に高い。というか、現時点でもすでに悪用している例が出ている。
本当に子供を守る気があるなら、目先の利益ばかり考えるのをやめろ。

●受付番号　185001345000010998

２．検討の前提として
（２）AI と著作権の関係に関する従来の整理
ア 「柔軟な権利制限規定」の制定に至る背景と経緯
上記について、画像生成 AI の状況から意見させて頂きます。
「新しいイノベーションの創出が期待されている。」　と記載されているが、
期待しているのは一部の事業者や投資家といったサービスによる対価を得られる
一部の人間のみとなり、全体としての意見の様に記載するのは、些か早計と考えます。
イ 法第 30 条の 4 の対象となる利用行為
上記について、画像生成 AI の状況から意見させて頂きます。
「 著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為については～対価回収の機会を損なうものではなく」と記載されているが、生成 AI を利用した品質の低い模造作品の乱発により、著作権者の対価回収の機会は確実に損なわれていると考える。画像生成 AI による驚異的な画像生成速度は、人間のそれを遥かに上回る速度で生成され続け、著作権者の表現が埋もれてしまい、結果として次回の創作の機会が損なわれてしまう事が懸念される。
現状画像生成 AI は芸術的な価値が特にないにも関わらず、著作者表現者の権利をただ搾取し続けるだけの存在となっている様に感じる。
これらの技術を用いて新しいイノベーション等を創出したいのであれば、生成 AI の学習に使用する事を著作者が明示的に許可した制作物のみを学習対象とし、生成 AI に利用された制作物については、常に公表されている状態とするべきだと強く考える。

●受付番号　185001345000010999

AI 生成物に関してですが、現状 SNS などの場では「特定のイラストレーターや漫画家の作品のみを集中学習させた AI を使用した､なりすまし」による被害が少なからず出ています。
「作風を学習したから似た絵が出来るのは当たり前」だという見解をされる方もいるかと思いますが、ではなぜ作風を学習しただけなのに「なりすまし」まで出来てしまうのかというところに着目して意見を書かせていただきます。
結論から言いますと、その AI 生成イラストでは「イラストレーターのサイン」まで生成されているからです。
AI 学習で生成したものがイラストの要素をデータ化しただけで切り貼りでないというのなら、人物などに本来描かれているはずのないサインまでもが、元のイラストの位置のままそこに存在しているのは何故でしょうか。
いくつもの人物を学習してその構造を収集しているというのであれば、とある一枚のイラストの「手」に書かれたサインを一寸違わず、同じ場所に、同じ色で描かれているのは説明される AI 学習とは相違しています。
そして、サインというのは本来「その人が描いたこと」を表すための証明でもあります。
学習したからといって無断にその「証明」をいれたイラストを、全く別の人間が描いたと発信(著作権をもつ)というのは現行の著作権の侵害にあたります。
すでにどこかで著作権侵害が起きている可能性がある生成物が、著作権をもつものとして使用可能になることによって、イラストなどを依頼する側もリスクが伴うため、依頼等しにくくなります。そういった行為は文化の発展に大いに悪影響を及ぼします。
少なくとも、著作者に断りなく著作物を AI 学習対象として使用していいという形は絶対に取るべきではありません。
非営利にしても、誰かの権利のもとにある以上は無断に使用をするのは権利ひいては人格の侵害になると訴えます。

●受付番号　185001345000011000

生成 AI の生成物をほんの一部でも利用して作成、生成した作品に著作権を与えないでください。
プロンプトの作成とイラストやそのほか画像を一から作成するのでは労力は全く違います。
また、著作者の許諾なく集めたデータを糧としている生成 AI は情報を学習していません。
イラストなどは AI の生成物に著作権を与えると手描きのイラストが維持していた健全な市場が労力と時間をほとんど使わない AI 生成物の圧倒的な数によって破壊されます。
　生成 AI のデータ収集に対する明確な拒否権を明記してください。生成 AI によって無許可で作品を収集される環境によって筆を折ったクリエイターの方々がいます。生成 AI に対し苦言を呈したことで殺害予告や嫌がらせ、自殺教唆を受け、休止に追い込まれたイラストレーターの方がいます。
その人は自分の絵柄のモデルも作られ、なりすまし行為を受けたことで非常に大きな精神的苦痛を受けていました。
なりすまし行為を行っているアカウントは今も凍結されることなく稼働し続けています。
これは SNS 運営側の責任だけとは限りません。
生成 AI について、裏側で搾取されいる人々がいる現実を見ようともせず、一部の人間のみの利益のみを追求した結果です。
これまでの生成 AI に対する会議でこうした可能性を指摘しなかったことが原因です。
生成 AI に対し、著作権を与えないこと、データ収集を行う際は著作者やそのデータの権利者の許可を得ること。生成物には AI による生成物であることを明記すること。これらすべて満たして初めて生成 AI は今後どう扱っていくべきなのかの議論になると思います。
また、クリエイターは生成 AI を利用したくない、と考えている方がたくさんいます。(むしろそちらのほうが多数です)
無断で作品を収集したその対価が生成 AI を利用することというのはそもそも成立しない話なのです。
生成 AI を利用したくないクリエイターの作品まで無断収集を行って巻き込まないでください。
最後に、一クリエイターとしてこのまま生成 AI を推進する動きは反対です。
著作人格権について深く議論を交わしたうえで、健全な形で生成 AI が活躍するよう期待します。
また、多くのクリエイターの方が前回のパブリックコメントを削除されたり、歪んだ認識をされたことを嘆いており、今回のパブリックコメントでは提出前にスクリーンショットを保存して公開しています。
AI 推進に対して反対意見を持つ者のほうが目に見えて多数なのです。
私たちは搾取され続けて怒っています。